令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

＝ 定　例　会 ＝

自　令和７年９月８日（月）　開　会

至　令和７年９月30日（火）　閉　会

宮 古 島 市 議 会

目　　次

◎　第７回定例会
ｏ招集告示 ･･ １
ｏ上程案件処理結果 ･･ ２
ｏ応招議員名簿 ･･ ７
○９月８日（議事日程第１号） ･･ ９
ｏ会期及び日程 ･･ １１
会議録署名議員の指名について･･ １６
会期を定めることについて ･･ １６
議案審議 ･･ １７
○９月９日（議事日程第２号） ･･ ２１
議案審議 ･･ ２７
○９月２２日（議事日程第３号）･･ ５１
一般質問 ･･ ８９
我如古　三　雄　君 ･･ ８９
下　地　信　男　君 ･･ ９９
西　里　芳　明　君 ･･ １１１
砂　川　和　也　君 ･･ １１９
長　崎　富　夫　君 ･･ １３１
議案審議 ･･ １４２
○９月２４日（議事日程第４号）･･ １４７
一般質問 ･･ １４９
上　地　堅　司　君 ･･ １４９
仲　間　誉　人　君 ･･ １６０
狩　俣　勝　成　君 ･･ １７１
久　貝　美奈子　君 ･･ １８３
下　地　信　広　君 ･･ １９５
○９月２５日（議事日程第５号）･･ ２０７
一般質問 ･･ ２０９
友　利　光　徳　君 ･･ ２０９
下　地　　茜　君 ･･ ２２１
上　地　廣　敏　君 ･･ ２３４
富　浜　靖　雄　君 ･･ ２４２
池　城　　健　君 ･･ ２５３
○９月２６日（議事日程第６号）･･ ２６７

一般質問 …… ２６９
大　城　　仁　君 …… ２６９
狩　俣　政　作　君 …… ２８１
平　良　和　彦　君 …… ２９３
粟　国　恒　広　君 …… ３０５
○９月２９日（議事日程第７号） …… ３１９
一般質問 …… ３２１
山　下　　誠　君 …… ３２１
上　里　　樹　君 …… ３３６
國　仲　昌　二　君 …… ３４８
山　里　雅　彦　君 …… ３６１
○９月３０日（議事日程第８号） …… ３７３
議案審議 …… ３８７

宮古島市告示第１２７号

令和７年第７回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和７年８月２９日

宮古島市長　　嘉　数　　登

１　期　　日　　令和７年９月８日（月）

２　場　　所　　宮古島市議会議事堂

上　程　案　件　処　理　結　果

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第７７号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算(第４号)	市　　長	令和７年 ９月８日	令和７年 ９月30日	原案可決
議案 第７８号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第２号)	〃	〃	〃	〃
議案 第７９号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第８０号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
議案 第８１号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第８２号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
議案 第８３号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第８４号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第８５号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第８６号	宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第８７号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第８８号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第８９号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第９０号	宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第９１号	宮古島市火入れに関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第９２号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第９３号	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第９４号	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について	市　　長	令和７年 ９月８日	令和７年 ９月30日	原案可決
議案 第９５号	あらたに生じた土地の確認について	〃	〃	〃	〃
議案 第９６号	字の区域への編入について	〃	〃	〃	〃
議案 第９７号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第９８号	令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第９９号	令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第100号	伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第101号	宮古島市宿泊税条例の制定について	〃	令和７年 ９月22日	〃	〃
認定 第　１　号	令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	令和７年 ９月８日	〃	認　　定
認定 第　２　号	令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　３　号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　４　号	令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　５　号	令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　６　号	令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　７　号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　８　号	令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第　９　号	令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
報告 第１４号	令和６年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	〃		

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	市　　長	令和７年 ９月８日	令和７年 ９月30日	適　　任
請願書 第 3 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書	請　願　者	令和６年 12月３日	〃	採　　択
請願書 第 1 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願	請　願　者	令和７年 ９月８日	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
陳情書 第　７　号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	陳　情　者	令和７年 ９月８日	令和７年 ９月30日	採　　択
陳情書 第　８　号	学校における「医療行為」等の導入に反対する陳情	陳　情　者	〃	〃	〃
陳情書 第　９　号	「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対話を求める陳情	陳　情　者	〃	〃	〃
陳情書 第１０号	宮古島の軍事基地化に反対し、自衛隊基地の縮小及び撤去を求める陳情	陳　情　者	〃		審議未了

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
陳情書 第１１号	「持続可能で質の高い教育」を保障するための教育予算増額に関する陳情	陳　情　者	令和７年 ９月８日	令和７年 ９月30日	採　　択
意見書案 第　５　号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書	文教社会 委　員　会	令和７年 ９月30日	〃	原案可決
派遣 第　２　号	議員の派遣について		令和７年 ９月８日	令和７年 ９月８日	派　　遣

開会日（令和７年９月８日）に応招した議員

大	城		仁	君		久	貝	美	奈	子	君
砂	川	和	也	〃		下	地			茜	〃
仲	間	誉	人	〃		池	城			健	〃
富	浜	靖	雄	〃		山	下			誠	〃
上	地	堅	司	〃		粟	国	恒		広	〃
狩	俣	勝	成	〃		上	地	廣		敏	〃
下	地	信	男	〃		西	里	芳		明	〃
平	良	敏	夫	〃		山	里	雅		彦	〃
狩	俣	政	作	〃		國	仲	昌		二	〃
平	良	和	彦	〃		長	崎	富		夫	〃
下	地	信	広	〃		友	利	光		德	〃
我	如 古	三	雄	〃		上	里			樹	〃

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月８日（月）　　初　日

（議案上程、説明、聴取）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第１号

令和７年９月８日（月）午前１０時開会

日程第 １		会議録署名議員の指名について	
〃 第 ２		会期を定めることについて	
〃 第 ３	議案第 ７７ 号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）	（市長提出）
〃 第 ４	〃 第 ７８ 号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第 ７９ 号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第 ８０ 号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第 ８１ 号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第 ８２ 号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第 ８３ 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第 ８４ 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第 ８５ 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第 ８６ 号	宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第 ８７ 号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第 ８８ 号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第 ８９ 号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第 ９０ 号	宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第 ９１ 号	宮古島市火入れに関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第 ９２ 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第 ９３ 号	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第 ９４ 号	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第 ９５ 号	あらたに生じた土地の確認について	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第 ９６ 号	字の区域への編入について	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第 ９７ 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	（ 〃 ）
〃 第２４	〃 第 ９８ 号	令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	

（　〃　）

日程第２５　　議案第　９９　号　令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

（　〃　）

〃　第２６　　〃　第１００号　伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について

（　〃　）

〃　第２７　　認定第　１　号　令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について　（　〃　）

〃　第２８　　〃　第　２　号　令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について　（　〃　）

〃　第２９　　〃　第　３　号　令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について

（　〃　）

〃　第３０　　〃　第　４　号　令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

（　〃　）

〃　第３１　　〃　第　５　号　令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

（　〃　）

〃　第３２　　〃　第　６　号　令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について　（　〃　）

〃　第３３　　〃　第　７　号　令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　（　〃　）

〃　第３４　　〃　第　８　号　令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について　（　〃　）

〃　第３５　　〃　第　９　号　令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について　（　〃　）

〃　第３６　　報告第　１４　号　令和６年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

（　〃　）

〃　第３７　　諮問第　２　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　（　〃　）

〃　第３８　　派遣第　２　号　議員の派遣について　（　〃　）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会期日程計画表

令和７年９月８日（月）午前１０時開会

月　　日	曜日	種　別	日　　程	摘　　要
９月　８日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開　　会
９月　９日	火	〃	議案に対する質疑（付託）	
９月１０日	水	休　会	委員会	
９月１１日	木	〃	〃	敬　老　会 (下地、上野、城辺)
９月１２日	金	〃	〃	通 告 締 切 敬　老　会 （平良）
９月１３日	土	〃		
９月１４日	日	〃		
９月１５日	月	〃		敬 老 の 日 敬　老　会 (伊良部、佐良浜)
９月１６日	火	〃	予算決算委員会	
９月１７日	水	〃	〃	
９月１８日	木	〃	委員会	
９月１９日	金	〃		報告書作成
９月２０日	土	〃		
９月２１日	日	〃		
９月２２日	月	本会議	一般質問	
９月２３日	火	休　会		秋 分 の 日
９月２４日	水	本会議	一般質問	
９月２５日	木	〃	〃	
９月２６日	金	〃	〃	
９月２７日	土	休　会		
９月２８日	日	〃		
９月２９日	月	本会議	一般質問	
９月３０日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉　　会

- 会期＝２３日間
  - 本会議 ―― ８日
  - 休　会＝１５日
    - 委　員　会 ―― ６日
    - 休　　日 ―― ８日
    - そ　の　他 ―― １日

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月８日（月）

（開会＝午前10時00分）

（散会＝午前10時18分）

◎出席議員（２４名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
〃	（３〃）	仲間誉人〃	〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光徳〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）諸般の報告書

令和７年９月８日（月）

	６月定例会の閉会後、請願書１件、陳情書９件を受理し、そのうち６件を請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いする。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和７年６月分例月出納検査結果報告があった。
８月１８日	マティダ市民劇場で開催された国土交通大臣杯「第１６回全国離島交流中学生野球大会」開会式に参加した。同日、ホテルアトールエメラルド宮古島で開催された歓迎レセプションにおいて歓迎の挨拶を述べた。
	豊見城市・沖縄空手会館で開催された「第１８４回沖縄県市議会議長会定期総会」に長崎富夫副議長が出席した。 同総会では沖縄県市議会議長会会長選挙が行われ、那覇市の坂井浩二議長が当選した。 また、令和６年度歳入歳出決算認定、令和６年度補正予算（第１号）が承認されたほか、九州市議会議長会への提出議案２件が承認された。
８月２０日	伊良部漁業協同組合製氷施設東側広場で開催された「パヤオの日のイベント」及び「式典」に出席した。
８月２１日	伊良部球場で行われた第１６回全国離島交流中学生野球大会の決勝戦を観戦した。 また、同大会閉会式に参加したほか、ＪＴＡドーム宮古島で開催された「さよならパーティー」に参加した。
８月２９日	嘉数登市長から令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
８月２９日～ ９月　４日	２９日～９月４日、ハワイ州で開催された「沖縄ハワイ移民１２５周年記念事業・沖縄県ハワイ州姉妹都市提携４０周年記念レセプション」ほか、各種行事に参加した。
９月　３日	議会運営委員会が開催され、諮問した９月定例会の会期については本日９月８日から９月３０日までの２３日間とするのが適当であること、今定例会に付議された「諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。 また、１０月２０日に糸満市で開催される「令和７年度市議会議員・職員研修会」への「議員の派遣について」は、本日９月８日の会議において処理することと決した。
	議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和７年第７回宮古島市議会定例会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。
９月　５日	嘉数登市長から、「議案第９６号、字の区域の編入について」の訂正の申出があったので、同日付で、その旨を全議員に報告した。
	嘉数登市長から、今定例会に付議すべき議案、「議案第１００号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について」の追加送付があった。

９月　７日	城辺公民館玄関前で開催された「第１３回城辺ふれあいまつりオープニングセレモニー」においてテープカットを行った。 以上

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和７年第７回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第１号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

６月定例会閉会後、請願書１件、陳情書９件を受理し、そのうち６件を請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

８月29日、嘉数登市長から令和７年第７回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

９月３日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日９月８日から９月30日までの23日間とするのが適当であること、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

また、派遣第２号、議員の派遣については、本日９月８日の会議において処理することと決しております。

９月５日、嘉数登市長から、今定例会に付議すべき議案の追加送付がありました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において上地廣敏君及び西里芳明君を指名します。

次に、日程第２、会期を定めることについてを議題とします。

今定例会の会期は、本日９月８日から９月30日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日９月８日から９月30日までの23日間と決しました。

なお、議事の都合により、９月10日から12日、16日から19日までの計７日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第３、議案第77号から日程第37、諮問第２号までの計35件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年第７回宮古島市議会定例会の提出議案についてご説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算議案６件、条例議案が10件、議決議案が８件、認定９件、報告１件、諮問１件の合計35件であります。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）。今回の補正は７億7,331万3,000円の増のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ443億5,689万6,000円と定めております。

議案第78号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。今回の補正は1,957万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億1,643万4,000円と定めてあります。

議案第79号、令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）。今回の補正は2,130万8,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億1,124万2,000円と定めてあります。

次に、議案第80号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。今回の補正は322万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億1,230万円と定めてあります。

議案第81号、令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）。今回の補正は、資本的支出で585万8,000円の増となっております。

議案第82号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）。今回の補正は、収益的収入及び支出において、収入が2,727万5,000円の増、支出が1,737万5,000円の増、資本的収入及び支出で収入が990万円の減のほか、債務負担行為の設定及び企業債の変更を行っております。

次に、条例議案についてご説明いたします。議案第83号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第84号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。改正人事院規則の公布に伴い、国の状況等を考慮し、宮古島市職員に所要の措置を講ずるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第85号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について。宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、本条例中の関係する規定を改め、かつ文言の整理を行うためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。現業職員の給与の種類及び基準は、宮古島市職員の給与に関する条例及び宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によることから、規定を簡素化するには条例を改正する必

要があるため、本案を提出します。

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について。不適切な事務処理により補助金が受け取れず、市の財政に負担をかける事態を招いたことは行政としての信頼を揺るがすものであり、指揮監督者としての責任に対する処分を行うに当たり、市長の給料を減額するには条例を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について。沖縄振興特別措置法第９条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第89号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正について。本市の公共施設等の有効活用に向け、公有財産の管理状況の調査、施設方針の検討及び審議を行うため、宮古島市行政経営会議を附属機関として設置するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第90号、宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について。こども医療費助成の対象となる年齢を高校卒業相当である18歳まで拡大するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第91号、宮古島市火入れに関する条例の一部改正について。本条例中の文言を気象庁が定める気象庁予報警報規程に規定される文言に準じて整理するためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第92号、宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第93号、城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について。城東中学校屋内運動場改修工事の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について。上野小学校屋内運動場改修工事の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第95号、あらたに生じた土地の確認について。公有水面埋立事業により、本市の区域内に新たな土地が生じたので、確認するためには地方自治法第９条の５第１項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第96号、字の区域への編入について。公有水面埋立事業により、本市の区域内に新たに土地が生じたので､宮古島市平良字西里区域に編入するには地方自治法第260条第１項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。車両物損事故により損害を受けた者と和解し、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第98号及び議案第99号、令和６年度宮古島市水道事業会計、下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。毎事業年度生じた利益の処分については、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について。伊良部島小中学校プール設置工事（建築）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、認定第１号から認定第７号、令和６年度宮古島市一般会計、特別会計歳入歳出決算認定について。令和６年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、港湾事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、再生可能エネルギー運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

認定第８号及び認定第９号、令和６年度公営企業会計決算認定について。令和６年度宮古島市水道事業会計、下水道事業会計の決算認定について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

続いて、報告についてご説明申し上げます。報告第14号、令和６年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて議会へ報告いたします。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が令和７年12月31日に満了となりますが、引き続き推薦したいので、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

ここで当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時16分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時17分）

次に、日程第38、派遣第２号、議員の派遣についてを議題とします。

本件については、派遣第２号のとおり、糸満市で開催される令和７年度市議会議員・事務局職員研修会参加のため、10月20日から10月21日までの２日間、長崎富夫君、上地廣敏君、西里芳明君、山里雅彦君の４名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時18分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月９日（火）　　２日目

（議案に対する質疑（付託））

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第２号

令和７年９月９日（火）午前１０時００分開議

日程第 １	議案第 ７７ 号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）	（市長提出）
〃 第 ２	〃 第 ７８ 号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第 ７９ 号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第 ８０ 号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第 ８１ 号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第 ８２ 号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第 ８３ 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第 ８４ 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第 ８５ 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第 ８６ 号	宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第 ８７ 号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第 ８８ 号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第 ８９ 号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第 ９０ 号	宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第 ９１ 号	宮古島市火入れに関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第 ９２ 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第 ９３ 号	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第 ９４ 号	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第 ９５ 号	あらたに生じた土地の確認について	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第 ９６ 号	字の区域への編入について	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第 ９７ 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第 ９８ 号	令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第 ９９ 号	令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	

（市長提出）

日程第２４	議案第１００号	伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について	（　〃　）
〃 第２５	報告第　１４　号	令和６年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	（　〃　）
〃 第２６	諮問第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃 第２７	認定第　１　号	令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第２８	〃 第　２　号	令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第２９	〃 第　３　号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第３０	〃 第　４　号	令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第３１	〃 第　５　号	令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第３２	〃 第　６　号	令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第３３	〃 第　７　号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	（　〃　）
〃 第３４	〃 第　８　号	令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について	（　〃　）
〃 第３５	〃 第　９　号	令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について	（　〃　）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

令和７年９月９日（火）第７回定例会

委員会名	議案番号	件　　名
予算決算委員会	認定第　１　号	令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
総務財政委員会	議案第７７号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）
	議案第８３号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第８４号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第８５号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第８６号	宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第８７号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について
	議案第８８号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について
	議案第８９号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について
	議案第９７号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
	認定第　６　号	令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第７８号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第７９号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第８０号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	議案第８２号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第９０号	宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について
	議案第９３号	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について
	議案第９４号	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について
	議案第９９号	令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第100号	伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について
	認定第　２　号	令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第　４　号	令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第　５　号	令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第　９　号	令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について

委 員 会 名	議案番号	件　　名
経済工務委員会	議案第８１号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第９１号	宮古島市火入れに関する条例の一部改正について
	議案第９２号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第９５号	あらたに生じた土地の確認について
	議案第９６号	字の区域への編入について
	議案第９８号	令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第　３　号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第　７　号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第　８　号	令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について

議案第７７号　令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）

歳出款項別審査委員会表

令和７年９月９日（火）第７回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	２．総務費	３．戸籍住民基本台帳費	３４
	３．民生費	１．社会福祉費	37～39
		２．児童福祉費	40～42
		３．生活保護費	43～44
	４．衛生費	１．保健衛生費	45～47
		２．清掃費	４８
	１０．教育費	１．教育総務費	62～63
		２．小学校費	６４
		３．中学校費	６５
		４．幼稚園費	６６
		５．社会教育費	67～69
		６．保健体育費	７０
経済工務委員会	６．農林水産業費	１．農業費	49～52
		２．林業費	５３
		３．水産業費	５４
	８．土木費	１．土木管理費	５７
		２．道路橋りょう費	５８
		３．都市計画費	５９
		５．港湾空港費	６０

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月９日（火）

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後零時05分）

◎出席議員（２４名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
〃	（３〃）	仲間誉人〃	〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光德〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	代表監査委員	渡真利健次〃
環境衛生局長	梶原健次〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第２号のとおりであります。

この際、日程第１、議案第77号から日程第35、認定第９号までの計35件を一括議題とし、質疑に入ります。

最初に、日程第１、議案第77号から日程第26、諮問第２号までの計26件について質疑の発言を許します。

（上地廣敏君、着席）

◎我如古三雄君

五、六点ばかり質疑したいと思います。

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）の予算書の48ページ、４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費、12節委託料で414万7,000円計上されております。内訳について説明ください。

それから、51ページ、６款農林水産業費、４目畜産業費、18節負担金、補助及び交付金の中で宮古食肉センター補助金748万円が計上されております。その内容説明お願いします。

それから、59ページ、８款の土木費、３目公園費、14節工事請負費で927万3,000円の計上があります。場所と内容について説明をお願いします。どこの公園なのか。

それから、61ページ、９款消防費の３目消防施設費、14節工事請負費1,000万円の計上があります。内容説明と、この工事請負費どこの工事請負なのか、説明ください。

それから、64ページ、10款教育費の小学校費、14節工事請負費の中の学校施設改修事業（小学校）、工事請負費1,500万円余の内容、内訳。体育館どういう改修をするのか。

議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について１億6,170万円、同じく議案第93号、城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について１億7,270万円、両方ともこの工事の内容について、どの部分をどのように改修するのか、説明をお願いしたいと思います。それと、両方とも工期の設定がどのようになっているのか、以上お願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、51ページ、４目畜産業費であります。宮古食肉センター補助金748万円の内容についてでございます。今、宮古食肉センターにボイラーが２基あります。うち、１基が故障しておりまして、残り１基で運営を行っております。ただ、不具合が発生した場合、屠畜がストップしてしまいますので、その影響を考慮して早期の修繕を行うために今回予算を計上しております。ボイラーの工事一式が1,496万円で、市とＪＡでそれぞれ２分の１ずつ負担をする内容となっております。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

補正予算書48ページ、２目塵芥処理費のうちの12節委託料414万7,000円の内訳ですが、この中身はクリーンセンターごみ焼却施設精密機能検査の委託料１件となっております。これはクリーンセンター焼却炉のほうが最近故障が多くて、修繕が多いのですけども、この精密点検をしようとするものです。この精密

点検をするのは、国の補助金で循環型社会形成推進交付金というのがございまして、これはたくさんメニューがございまして、この中に既設の廃棄物処理施設基幹的設備改良事業というのが沖縄対象のみでメニューがございまして、これは原則として７年を経過した機械及び装置が老朽化してやむを得ない事由により損傷またはその機能が低下したものについて、原則として当初計画した機能まで回復させる改良に係る費用ということで２分の１の補助が受けられることになっているんですけども、この補助を受けるための前段としてこういった調査、それから回復のための計画を立てなきゃいけないということで、市単費をもってまずはこの性能調査をしようというものでございます。

◎教育部長（久貝順一君）

まず、補正予算書64ページ、２項小学校費の学校施設改修事業（小学校）の1,500万円余の内容であります。この当該工事につきましては、平良第一小学校の教室不足を補う増築工事となっております。現在、平良第一小学校は、特別支援教室及び通級教室の不足に伴いまして多目的教室などを代わりに使用しているのが現状であります。また、その対象児童においては、音に敏感であるとか、大人数のいる場所が苦手であるなど、多様な特性を持っております。学校側から、既存の校舎建設当時と教育環境が大きく変化しており、対応に悩んでいることから、教室の増設について強い要望があったことを受けまして、環境改善を進めていこうということとなっております。当該工事の内容としましては、現在リースしているプレハブについて定着性を持たせるための基礎工事を行うなど、また車椅子のスロープの整備、また空調等の設備等の整備を行うことで、より安全性と利便性の向上を目的として今回の補正予算に計上しております。

続きまして、議案書の30ページ、議案第93号、城東中学校屋内運動場改修工事請負契約についてと、32ページの議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約についての内容についてお答えをいたします。城東中学校、また上野小学校共に以前から雨漏りがひどいということもありまして、その都度屋根の改修とか床などの修繕を対応しておりました。ただ、大規模な改修が必要と判断をしまして、令和６年度に実施設計を行っております。令和７年度から工事に着手することとしておりまして、さきの６月定例会で補正が認められたところであります。両方とも屋根については既存の屋根を活用したカバー工法による改修、また外壁については全面塗装の実施、また床につきましても既存の床を生かした長尺弾性塩ビシートを上から張りつける工事を行うものであります。これによりまして施設全般の安全性、耐久性を確保するとともに、利用環境の改善を図るものと考えております。カバー工法につきましては、既存屋根を撤去せずに新しいアルミ製屋根材を重ねる方法であり、工期短縮または解体廃材の抑制といった利点がございます。また、屋根を二重構造とすることになりますので、断熱性や防水性の向上も期待でき、総合的に合理的な工法であると判断しております。また、床の改修工事につきましては、既存の床を撤去せずに、その上から長尺弾性塩ビシートを張りつける工法を採用いたします。この塩ビシートは耐久性が高くて、滑りにくい材質であります。安全性の向上に資するものと考えております。また、清掃が容易で湿気に強く、メンテナンスに優れていることから、また断熱効果もあるということもありまして、安心して使用できる環境を確保できるものと考えております。それと、城東中学校と上野小学校の工期につきましては、今定例会で承認いただければ10月から工事を着工しまして、来年の７月末までの工期を目指して頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、59ページの８款土木費の３目公園費の14節工事請負費についてでございます。下地地域の池原公園の遊具が老朽化しておりますので、その一部を撤去して修繕を行う予定でございます。ふるさと納税を活用して整備を行う予定としております。

◎次長兼消防署長（狩俣勝彦君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、61ページ、９款消防費、１項消防費、３目消防施設費、14節工事請負費927万3,000円についてですが、消防署及び伊良部出張所の仮眠室を動線や換気等に配慮した個室化を図り、救急隊員等が感染症流行時においても適切に業務が継続してできるように改修工事を行います。具体的に、現在間仕切りのない仮眠室を完全個室化し、室内にベッド、照明、非常用放送スピーカー、また収納のできる簡易な棚などを設置するための補正となっております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信広君

それでは、追加提出議案の３ページ、議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について、伊良部島の小中学校プール建設に２億7,368万円計上してありますけど、工事請負契約の中で。この水泳は命をつなぐ大事な教育の一環だと思っておりますが、今の自然現象を見ますと屋内でも32度とか35度あります。それで、屋外でこのプールができるわけなんですが、熱中症対策としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

◎教育部長（久貝順一君）

議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について、提出議案の追加の部分の参照をお願いいたします。屋外プールという形になっております。規模的には小学校高学年と中学生用の25メートルの６レーンとしまして、隣に小学校低学年のプールを配置する予定をしています。

熱中症対策という話です。屋外ではあるんですけども、水面の半分程度ではあるんですけども、日よけ、サンシェードを設置をしまして、熱中症対策に取り組んでいきたいと考えております。

◎下地信広君

いろいろあると思いますけど、やはり今体育館でもクーラーをつける時代になっておりますので、そういう面では屋外でもやはり簡易な、直射日光が入らないような、そういった工夫も必要かなと思っておりますので、簡易な屋根を造るとか、ぜひとも現場の声を聞いていただきたいなと思いますけど、教育長、このことについて一言お願いできますか。

◎教育長（宮城克典君）

ただいま教育部長から説明があったように、サンシェードという網のようなものをやって、半分は日よけの設置をしているところですけども、きっちりとした屋根というふうになるとまた予算がかかりますので、その辺についてはまた学校の意向を聞きながら、設置可能かどうかという形で検討していきたいというふうに思います。

◎下地信広君

よろしくお願いします。

あと１点、議案書の16ページ、議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について、

市長の給料減額案が出されておりますけど、3,270万円というのはもうこれは市民の血税でございます。これからこのようなことがないようにどういった対策を講じたのか、お伺いしたいと思います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてに関連です。再発防止に向けた取組ですけども、請求漏れが起こった背景といたしまして、繰越事業と現年度事業の混在と複数課にまたがる事業であったため、複雑化していたことなどが要因となっております。再発防止に向けた取組といたしましては、当然のことではございますが、積算数値の確認を徹底していく必要があるというふうに考えてございます。今回のような複数課にまたがる事業においては、事業実施担当課及び総括担当課のほかに財政課を加えまして確認体制を構築し、定期的な進捗確認の会議を開催して、複層的なチェックを行うことによりまして事務ミスの防止を図っていきたいというふうに考えております。

◎市長（嘉数　登君）

管理監督者としてどうかという観点かと思いますので。私、管理監督職員に対しては、日頃から人事管理ですとか組織管理、それから予算管理、計数管理に加えまして危機管理の５つの管理を徹底するよう訓示をしております。先日も全部長、それから全課長を対象に会議を開催いたしまして、その中で所属部署の業務目標、それから進捗管理を徹底すること、さらには部下職員の業務の負荷、それからメンタル面を把握することなど、組織マネジメントに力を入れるよう訓示を行っております。まずは４点ほどありますけども、業務マニュアルやチェックリストの整備、それから複数職員によるダブルチェック体制等の確認体制の強化、さらには定期的な職員研修の実施、それと再発防止をこれは職員主体で検討する仕組みづくり。要は外部からといいますか、上から言われる前に自分たちでそのチェックする仕組みというものを、以上４点について継続的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地　茜君

議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてお伺いします。まず、何に対するどういう特例なのかということを、そして何の目的でその特例をするのかということをまず伺いたいと思います。

それから、議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、まずは16ページ、歳入、16款国庫支出金、２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金、２節都市計画費補助金、防災集団移転促進事業費補助金669万5,000円、どこのどの事業かということと、それから進捗といいますか、スケジュール、何をするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、23ページ、歳入、22款諸収入、４項雑入、１目雑入、６節農林水産業費雑入、農林水産物不利性解消事業指定物流事業者返還金が2,165万円ありますので、内容の説明をお願いします。

同じく補正予算の歳入、39ページ、３款民生費、１項社会福祉費、４目障害者福祉費、12節委託料、医療的ケア児等総合支援事業委託料179万6,000円がありますので、内容をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についての内容についてご

説明いたします。同条例は、沖縄振興特別措置法に定める地域の振興に資する施設の整備を促進するため、地方税である固定資産税を免除するものでございます。本条例の対象施設としましては、旅館、ホテルなど、それから高度な技術を必要とする情報通信施設、それからレクリエーション施設などが対象施設となっております。本市においても、実績として毎年免除をしている状況でございます。この制度は平成９年から始まっておりまして、更新を行っております。令和７年３月31日に制度が一旦区切りでしたので、それを更新して令和９年３月31日まで延長する措置でございます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、歳入の23ページです。農林水産物不利性解消事業指定物流事業者返還金の2,165万円であります。これは歳出予算とも関連しますけれども、50ページの農林水産物流通条件不利性解消事業（県沖縄振興）、歳出のほうでも同じ額2,165万円が計上されております。これは、令和６年度に実施した農林水産物流通条件不利性解消事業の指定物流事業者へ交付した補助金について、最終実績の確定に伴いまして不用額、補助金の差額分が発生しましたので、歳入のほうではその指定する事業者からの返還金が市に入ります。歳出のほうで沖縄県へ返還する償還金を計上しているところです。

◎福祉部長（守武　大君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、補正予算書39ページ、３款民生費、１項社会福祉費の中の医療的ケア児等総合支援事業の説明をいたします。今年度４月から医療的ケア児のコーディネーターが配置されまして、その関係で新たに国、県の補助金を利用して行う事業となっています。内容といたしましては、現在本市には医療的ケア児23名を市で把握しており、その保護者の方たちのレスパイトの体制が十分ではないということがあります。そのレスパイトを受け入れるための体制整備なんですが、通常ふだん通われている事業所が訪問介護事業所、医療機関などに時間外や休日に看護職員等を派遣してレスパイトのケアをするという事業になっております。この予算は23名のうち10名を想定していまして、その10名が平日の時間外、休日ということで、それぞれ見込みが、時間外が平日で５時間、年間ですね。それと、休日が12回という積算をして、合計179万6,000円という形を取っております。

◎建設部長（下地睦子君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、補正予算書16ページ、４目土木費国庫補助金の２節都市計画費補助金の防災集団移転促進事業費補助金についてでございます。この事業の概要といたしましては、これは自然災害が発生した地域または災害のおそれがある地域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団移転を促進することを目的とした事業となっております。今回提案しています地区は、伊良部島の佐良浜地区内にございます急傾斜地崩壊危険区域内となっております。この佐良浜地区の急傾斜地崩壊危険区域内に在住する約30世帯に対しまして、市が整備した住宅団地への移転を促し、今後起き得る災害に備え、安心、安全な暮らしができるよう取り組む事業となっております。当初予算としては1,339万円計上しておりました。７月にこの事業の交付決定がございましたので、59ページの国県支出金ということで財源の振替を669万5,000円行っているところです。

◎下地　茜君

まず、固定資産税の課税免除の特例に関してなんですけれども、地域振興に資する施設の整備を促進す

るために、ホテル、旅館等の固定資産税を申請があれば免除するという制度ということかと思います。今は価格高騰で、住宅不足がどこに行っても相談として上がってくる。この要因としては、調査機関が指摘しているように、民間賃貸の社宅借り上げが要因と指摘されてきたところです。そういう背景を鑑みても、本市としてこれ延長するということなので、観光施設の建設をまだまだ優遇していきたい、推進していきたいということなのかというところをお聞かせください。

２つ目が農林水産物流通条件不利性解消事業なんですけれども、３億円ほどですか、補助のうちの2,000万円、１割未満となるかと思うんですが、不用額が発生したという受け止めでいいのかどうか。その場合、この制度で初めに予算を見込んでいて、それよりも少なかったので、返還になっているのかなと思うんですけれども、そうなった理由、毎年このくらい出ているのかもしれないんですけれども、要因か何か検討、こういうことが要因なのかなというところを推測されているのかどうか、少しお聞かせいただきたいなと思います。

医療的ケア児等総合支援事業ですけれども、委託ということなので、委託をするお考え、外部に委託をされると思うんですが、この委託先というのはこれから公募等で決めるのか、もう決まっているのか。あと、もしスケジュールが分かればお教えいただきたいと思います。

もう一つ、防災集団移転促進事業については、伊良部島佐良浜の急傾斜地の30世帯を指定市営住宅にということでした。この市営住宅というのはもう確保ができているのか。既にある市営住宅に、例えば城辺地域のほうが空いているので、城辺地域にというようなことも含む、そういうような検討の移転となるのか等、少しお伺いできればと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について、これからも延長を続けていくのかという質疑でございます。ご指摘の対象施設の旅館、ホテル等については、近年の宮古島市の観光入客数の増加によって課題が様々指摘されているものと承知しております。今後関係機関を交え、議論の必要性は認識しております。制度の在り方について、今回条例が令和９年３月31日と提案しておりますので、県、それから観光関係機関と議論を行い、継続について検討をしていく必要があると考えております。

◎福祉部長（守武　大君）

医療的ケア児等療養生活支援、レスパイト事業でございますが、既に要綱も策定されていますので、本定例会で予算が可決されましたら10月から事業をスタートすることは可能です。委託先ですが、実際にふだんから医療的ケア児が通っている事業所等になりますので、すんなりと事業を始められるのかなとは思っております。

◎農林水産部長（下地貴之君）

23ページの農林水産物不利性解消事業指定物流事業者返還金でありますけれども、前年度も3,300万円余り返還金が生じております。要因としましては、例年船便輸送による特に重量のあるカボチャ、トウガン、ゴーヤ、そういった取扱量が多くなっております。そのことから補助額との乖離が大きくなる傾向があります。また、不作等によりまして出荷数が減少した場合、輸送費も減となりますので、返還金が生じる原因となっております。

◎建設部長（下地睦子君）

防災集団移転促進事業についてですけれども、少し私の説明が不足していました。市が整備した住宅団地と申しますのは市営住宅ではございませんで、一団の土地ということになります。今回事業で行うのは土地の造成のみでして、この地区にある住宅はそれぞれ１戸ごとに査定をして補償をすることになりますので、その補償費でもってその一団の土地に個人で住宅を建てていただくということになります。市が準備するのは土地の造成までということです。場所だけを準備するということになります。

◎下地　茜君

まず、この宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正については、一般質問でも取り上げようと思っています。宮古島市の現状を鑑みると、そぐわなくなってきている条例ではないかなと思っています。少し一般質問通してこの議案に関して検討したいと思いますが、沖縄県の特例だと思いますので、県内でこの制度を導入している自治体がどの程度あるのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

それから、農林水産物不利性解消事業に関しては、今年の制度が少し内容が変わっていたりするので、生産者のお話を聞くと、制度がよく分からないので、いつも使っていたけれども、前回使わなかったというような声もありました。周知であったり、丁寧な説明等をしていただきながらぜひ取り組んでいただけたらなと思います。

医療的ケア児に関しても保護者から要望がこれまでも上がっていたものなので、ぜひ充実したものになるように取り組んでいただけたらなと思います。

質疑は、固定資産税の分お聞かせいただければと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

固定資産税の免除の条例を制定している市町村という質疑にお答えします。

県内の市町村の中でこの固定資産税の免除の条例を制定しているのは、宮古島市を含む18の市町村が導入をしてございます。（48頁に発言訂正あり）

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

二、三点質疑をしたいと思います。

まず、議案第90号、宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。これは現在15歳まで、いわゆる中学３年生までの助成を高校生まで引き上げると、18歳まで引き上げるというふうなことになっておりますけれども、病院で現物給付ということになると思いますが、これまで国のほうは、特に国民健康保険については過剰ですか、過剰受診につながるというふうなことで、15歳までの医療費分については県が２分の１、市町村が２分の１、そういった形で助成をすると。ただし、これ以上の、例えば今18歳に引上げをしておりますけれども、国が認めた部分以外の助成についてはペナルティーを科すと。いわゆる過剰受診につながるからペナルティーを科すと、法について。そういったことが言われてまいりました。これ今18歳に引き上げますとこのペナルティーの部分はどうなるのか、その辺の詳しい説明を求めたいと思います。

それから、先ほども下地茜議員からありました農林水産物流通条件不利性解消事業、50ページですか、償還金が発生をした2,165万円ですね。これは農林水産部長説明では、船便のキロ当たりの重量の重いほう、カボチャ、トウガン、ニガウリもあれしておりましたけども、そういったものが、いわゆる当初航空便を予定したものが船便に移行したために、いわゆる船便は助成額が少ないので、その辺の違いがあって2,100万円余の償還が生じたという説明であったと思っておりますが、ならば野菜の品目、農林水産物流通条件不利性解消事業対象品目野菜は何品目あるのか。それから、果樹が何品目あるのか。それから、水産物がどういうふうに、何品目になっているのか。そして、特にカツオの部分については、これカツオは宮古島市では、唯一佐良浜漁港で水揚げされておりますけれども、これがずっと以前は対象品目にならなかったと。ただし、宮古島市は特別に市が財源負担をして那覇までの航空運賃を助成しようというふうな取組が現在まで続いていると思っておりますが、このカツオの取扱いについては現在鹿児島までの輸送費について、不利性について手当てはされていないのか、従来までの市独自の那覇までの部分しかされていないのか、その辺の確認もお願いしたいと思います。

それと次、51ページのおきなわ農林水産物県外出荷促進事業、これ委託料が2,195万6,000円計上されておりますけれども、この具体的な内容説明、これをお願いしたいと思っております。

次に、52ページの５目農地費の中の14節工事請負費で45万4,000円。これは農地耕作条件改善事業と聞き慣れない事業名が入って45万4,000円計上されておりますが、この説明もお願いしたいと。

それと、あと54ページ、３項水産業費であります。２目水産業振興費の中に鳥島射爆撃場等周辺漁業用施設設置助成事業補助金、1,659万円計上されておりますが、その内容について説明をお願いいたします。

それと次、３目の漁港管理費の中の16節公有財産購入費218万6,000円と、これについてもお願いをします。

以上について説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農林水産物不利性解消事業につきましては、品目ごとに野菜とか、果樹とか、幾つというのがまとめておりませんので、対象となっている主な品目を申し上げます。出荷量が多い順にいきますと、これ令和５年度の実績でありますけども、カボチャ、モズク、ゴーヤ、トウガン、ピーマン、果樹でいきますとマンゴーとかメロンというのが対象になっております。それから、カツオ類、マグロ類、マチ類というのが対象になっております。

次は、51ページですかね、歳出予算の。３目農業振興費の中のおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（流通環境整備）2,195万6,000円の事業内容であります。これは７月に採択された事業でありまして、県外出荷される県産の農林水産物について、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に向けた取組について支援をし、県産農林水産物の輸送コストの低減及び流通の合理化を図ることを目的としております。税抜き事業費の10分の10の補助でありまして、補助上限が2,000万円となっております。事業計画につきましては、令和７年におきましては鮮度劣化が早い葉物野菜等について、継続して検証を行います。それから、悪天候などによる出荷遅延に備えるため、オフグリッド保管庫での検証も行います。船便輸送のネックとなる大量輸送を可能にするための共同販売へ向けた取組、それから品質向上や平準化のための勉強会の開催という内容になっております。

続きまして、52ページですか、５目農地費の中の農地耕作条件改善事業45万4,000円であります。これは沖縄県との調整の結果、追加で予算措置されることになりましたけれども、比嘉地区の県営事業で区画整理、畑かん施設が整備されておりますけれども、農道が未舗装であるところがありまして、営農効率向上のため、水兼農道及び農道の舗装を実施するものであります。

続きまして、54ページですか、２目水産業振興費、鳥島射爆撃場等周辺漁業用施設設置助成事業補助金1,659万円であります。これは、池間島漁業協同組合の加工施設に係る補助金であります。池間島漁業協同組合がもうかる漁業を推進し、地域活性化に向けて取り組んでいくため、水産加工施設を建設する事業であります。池間島漁業協同組合が事業主体となり、防衛省が３分の２です。12分の８。宮古島市12分の３、漁業協同組合が12分の１の負担割合となっております。令和７年度におきましては、実施設計を行う予定であります。

もう一つ、３目漁港管理費の16節公有財産購入費218万6,000円。これは、浦底漁港関連道の未買収用地の買収に係る公有財産購入費であります。この用地は、過去に浦底漁港に続く道路として整備された道路内に残存する個人有地であります。整備からかなりの年月が経過しており、当時の資料がないことから詳細は把握できませんけれども、地主からも早急な買収を求められております。昨年度におきまして土地測量及び不動産鑑定を実施しておりまして、今回の補正予算で土地の購入費を計上しております。

答弁漏れがありましたら指摘ください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議案第90号、宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正についてに係る年齢の引上げに伴うペナルティーがあるかというご質疑にお答えさせていただきます。年齢引上げに伴うペナルティーということではございませんが、今こども医療費助成は上地廣敏議員ご指摘のとおり、現物給付を行っておりますけれども、年齢引上げに伴うペナルティーというより、現物給付をしない場合に保険者医療支援制度に基づく補助金が減額をされるということで、約100万円ほどの補助金が減額されることになっております。年齢引上げに伴うペナルティーというより、現物給付を行わないとなった場合ということでございます。

（88頁に発言訂正あり）

◎上地廣敏君

では、再質疑をしたいと思いますけれども、まず51ページのおきなわ農林水産物県外出荷促進事業、この委託先はどこを予定しているのかですね。

それから、戻って50ページの農林水産物流通条件不利性解消事業の中の水産物のカツオの部分で、従来宮古―那覇間の航空運賃の助成を、これは単独で助成していたと思っておりますけれども、これは現在でもそういった状況なのか。県全体として、沖縄県として、那覇―鹿児島間のこの不利性解消事業、対象には今なおなっていないのかどうか。これ県のほうに確認というよりも担当に聞いてみましたけれども、カツオ漁そのものの把握がなかなかできないと。しかも、沖縄県内では唯一カツオの漁をやっているというふうなのは伊良部島佐良浜漁港、伊良部漁業協同組合だけということです。しかも、水揚げされたカツオの漁の全体量がなかなかつかめない。これ競りがない。全国的にも珍しいやり方ですけど、競りがない。ですから、上場された魚が幾らあるのか、宮古島漁業協同組合みたいに毎朝競りをして、例えばマチ類が幾らあった、あるいはその他の魚類がどういった形で年間どれくらい水揚げされているというふうなのが、

なかなか伊良部漁業協同組合の場合、従来のやり方ですと数量全体がつかめない。したがって、沖縄県の場合、これをどういった形で、以前の資料も調査するんですけれども、なかなか分からないということで、不利性解消事業の対象品目に挙げられないというふうなのが担当の答えでありました。しかし、これいつまでもそういった状況を放っておくわけにはいかないと私は思っております。毎日のように佐良浜漁港からは３隻のカツオ船が出港して、カツオ漁に従事をしております。したがって、今宮古島市は単独で宮古―那覇間の不利性を解消しようということで助成していると思っておりますけれども、ぜひ市といたしましても県のほうにも再三掛け合いをしていただいて、那覇―鹿児島間の野菜あるいは果樹などと同等の不利性について対象品目に加えてくれという要望もやっていただきますようにお願いをいたします。まず、この品目が、今このカツオがどうなっているのか、置かれている状況がどうなのかというふうなことをお答え願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

不利性解消事業のカツオにつきましては今手元に資料がございませんので、後ほど確認したいと思います。

それから、51ページのおきなわ農林水産物県外出荷促進事業、委託先でありますけれども、これは今後公募型プロポーザルで実施しますので、今後決定されていくものであります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、その中身を、詳細をお願いします、説明をですね。

それから、議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について、本来ならば条例が制定されるのが先かなと、準備されておくべきかなというふうな気がするんだけども、その条例が制定されなかった理由ですね。今回その条例を制定する理由。そして、その額の提示の根拠、なぜそういうふうになっているのか。これに関連するかどうか分からないんだけども、旧郡部のほうでは米が買えないような市民がいるんです。そういうことで、その額の提示された根拠を説明お願いします。

そして、３番目に、職員の危機意識不足かなと思うんだけども、それに対してどのように感じているのか。

議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについての説明もお願いします。この道路は、この場所は何なのか、例えば駐車場なのか、その説明もお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

まず、議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。今回の改正につきましては、条例の簡素化を目的としております。同条例の第３条から第13条、給料と手当になっておりますが、内容は職員の給与の条例を基にしておりますので、今回の改正により当該条文の改正の際には職員の給与に関する条例の改正により、現業職員の適用も受けることという改正になります。

それから、議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。事故の経緯としま

しては、令和６年10月18日に渡口の浜近くの市有地にあった枯れた樹木が近くに停車していた車両に倒れ、車両を損壊させた事案でございます。今回の議案提出に至った経緯としましては、相手方から当初修理の必要がないということでしたが、再度修理をしたいという申出がありましたため、資料提出をお願いしたところ、今定例会の提出となってございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時59分）

再開します。

（再開＝午前10時59分）

◎総務部長（上地俊暢君）

宮古島市長の給料等の特例に関する条例、なぜこれまでなかったかという質疑だと思います。これまでも何度か市長の給料の減額条例を提出しております。その際の条例の形としましては、附則のほうで給料の減額が終わる月の末日をもってこの条例は失効するという附則を持っていましたので、その都度条例が失効してなくなるという形でございました。今回の条例は、条例を定めまして、その都度この条例の内容を変えていく形になりますので、条例自体はそのまま残っていくという形を採用したいと考えております。

◎友利光徳君

議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから再質疑をするんだけども、これはもう少し中身を詳しく知りたいですね、それはどの部分がどのようにして変わったかということと。

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定については、この額を提示したその根拠は何なのかと、どこを基準にしてそうしたのかということと、議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてに対する職員の危機管理不足ではないかなというふうな、発端ですね。こういうことが起こった発端はどこにあるのかというのを説明してください。

それと、議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、この場所はどのような場所ですか。例えば駐車場なのか、何なのか、その辺の説明をお願いします。その和解に至った経緯をもう少し詳しく説明お願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についての請求漏れの件についてでございます。請求漏れが起こった原因ですけども、今回の請求漏れにつきましては予算上の要因と実施体制上の要因の２つの要因があるというふうに考えております。まず、予算上の要因としましては、令和５年度繰越事業分と令和６年現年事業分が混在するなど事務が煩雑になっており、その結果、令和５年度と令和６年度の数値の取り違え等が起こり、請求不足が発生いたしました。また、実施体制上の要因といたしまして、交付金の処理においては、生活福祉課、総務課、税務課の３課が実施して、企画調整課が総括をしておりました。複数課で事業を実施していたことも請求額の積算処理が複雑となる要因になったというふうに考えております。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての内容でございます。先ほども申し上げましたが、規定を簡素化して職員の給与に委ねるというような内容になっておりますので、内容が変わるものではございません。

それから、議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについての経緯ということでございます。令和６年10月18日に、渡口の浜近くの市有地に枯れた樹木がありました。その隣接している道路に観光客がレンタカーを駐車して、渡口の浜で遊泳をしていたというところでございます。遊泳中に道路に隣接する市有地のヤシの木が枯れておりまして、それが倒れて止めてあったレンタカーの車両を損壊したという状況でございます。当初レンタカー会社は借りていた観光客に修理を求めたようですが、観光客から市有地である、市のほうが責任を持って対処すべきという話がございました。その後、市のほうで対処しますということでレンタカー会社と話をしておりましたが、当初レンタカー会社のほうではまだ修理をすることを検討していると、今すぐ修理ではないというところの話を聞いておりましたが、７月頃レンタカーとして使用するためには修理が必要であるということで申出を受けましたので、仮示談を行っているところでございます。

◎友利光徳君

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についての事の発端というのは、私は職員の管理不足から生じた問題ではないかなというふうに理解しております。ということは、職員の連携不足や融和不足があるんではないかなと思うんだけども、その辺についての職員管理がどうなのかというのを職員管理の立場から答弁を求めます。

それと、議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、これ渡口の浜ですか。ここは駐車可能な場所なんですか。その辺をもう少し説明お願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてでございます。職員のほうの危機管理の問題があるんではないかということでございます。先ほど市長のほうも答弁したところでございますが、管理監督職員に対しては日頃から人事管理、組織管理、予算管理、計数管理、危機管理の５つの管理を徹底するよう市長が訓示しているところでございます。同じように先日も全部長、全課長、私も含めて会議を開催して、その中で所属部署の業務目標と進捗管理を徹底することや部下職員の業務の負荷やメンタル面を把握することなど、組織マネジメントに力を入れているところでございます。まずは、マニュアルやチェックリストの整備、複数職員によるダブルチェック等の確認体制の強化、定期的な職員研修の実施、再発防止を職員主体で検討する仕組みづくりなど、以上４つについて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと、もう一点ですが、市長の減額の割合の根拠というところで先ほどの質疑にお答えしていなかったので、お答えいたします。この減額割合の根拠ですが、根拠としているのは沖縄県で発生いたしました交付金の手続ミスにより、約10億円の交付金が得られなかった事案がございました。そちらのほうを参考にして今回の減給割合を定めております。その際の沖縄県の対応といたしまして、沖縄県知事が３か月間15％の減給としていたところでございます。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。場所は渡口の浜の入り口から入りまして、駐車場手前の道路の路肩のほうに止めていた車両でございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時09分）

再開します。

（再開＝午前11時10分）

詳しい説明ということで。

◎総務部長（上地俊暢君）

渡口の浜については、遊泳禁止ではないとのことでございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池城　健君

お願いします。議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について、これ契約の金額が１億6,170万円。また、議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について、これは契約の金額が２億7,368万円となっていますが、これが随意契約になった経緯について説明をお願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

まず、議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約についてのなぜ随意契約になったのか、また議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約についてのプールの中でも同様になぜ随意契約になったのか、その経緯をお答えいたします。

まず、上野小学校の屋内運動場につきましては、入札につきましては公告後に設計図書の配布や参加申請を経て実施されますけども、今回応札者がいなかったというものがあった関係から、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づきまして随意契約に移行をしております。

次に、議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約についての随意契約の理由です。伊良部小中学校のプールにつきましても入札を公告後にやっていたんですけども、１回目の入札したんですけども、応札者がいなかった。また、２回目も応札者がいなかったため、３者に対しまして見積りを依頼しまして、最低価格の業者であります事業者と随意契約を結ぶこととなっております。

◎池城　健君

この応札者がいなかった要因というのは何ですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

応札者がいなかった原因は何かというところでございますが、確かな調査をしているわけではございませんが、事業者においては民間工事等も多く、公共工事の場合、配置技術者が必要ですが、その確保が難しく入札に参加できない場合もあるものと考えております。また、宮古島市においては手持ち工事の制限を行っておりまして、２件までという措置を行っておりますが、その措置も入札参加制限に影響を与えていることと考えております。

◎池城　健君

この億単位の工事が随意契約ということを今後も宮古島市は続ける予定ですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

基本的には、地方自治法、それから本市の規則等によって、一般競争入札（　　部分は48頁に発言訂正あり）、指名競争入札を実施してまいりますが、不調、不落の場合には法律、規則にのっとって随意契約もあり得ると考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私のほうも質疑をします。

議案第89号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正について、宮古島市行政経営会議を附属機関とするという条例なんですけれども、この会議の中身あるいは構成団体をどういうふうに想定しているか、委員はどういう方やっているかというのをお聞かせください。

あと、補正予算書のほう行きたいと思います。議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、30ページ、11目電子計算費の中の宮古地区ラジオ中継局強靱化整備事業について、どういった事業なのかというのの説明をお願いします。

それから、32ページ、17目市制施行20周年記念事業費の中の12節委託料、市制施行20周年記念防災講演会の委託料、それから伊良部ボールパーク高校野球交流大会の委託料、それぞれどういった委託料なのかというのの説明をお願いします。

次、46ページ、４款衛生費の３目環境衛生費の中の海岸漂着物等地域対策推進事業の委託料についての説明をお願いします。

以上、よろしくお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

まず、私から議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）の歳出の30ページ、２款総務費、11目電子計算費、宮古地区ラジオ中継局強靱化整備事業5,607万9,000円の内容についてお答えいたします。

まず、12節委託料につきましては、宮古・多良間地区でのＡＭラジオ放送の受信障害を解消するため、平成16年度に総務省の補助を活用しましてＡＭラジオ放送をＦＭ波で中継放送する伊良部・多良間ラジオ中継局を整備しております。整備から20年が経過しまして、中継局の自然災害等への備えを強化し、強靱化を図るため、放送機器の二重化や予備回線の増加、現在アナログ回線の監視制御回線をデジタル化するなどの実施設計費用の委託料として5,431万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、災害などによる停電時においても電波を停波せず、放送を継続するため、中継局に非常用発電機を設置する費用として10月から来年の３月までの６か月間のリース料176万9,000円を計上しております。

本事業につきましては、関連して８ページの債務負担行為に353万8,000円、歳入の19ページに県補助金347万6,000円、23ページに多良間村の負担金913万7,000円、24ページに市債4,160万円を計上しております。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第89号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についてでございます。本市は、令和７年10月１日で市町村合併から20年になります。市町村合併の目的の一つであった類似施設の整理については、公共施設等総合管理計画を策定し、取組を進めているものの、いまだ多くの公共施設を抱えている状況であります。市ではこれを整理、適正化し、将来世代の負担を軽減する取組を行う必要がございます。各施設の利用状況や運営経費の分かりやすい見える化を図り、客観的意見、民間的かつ専門的知識を踏まえ、取組を推進することとしており、そのために外部委員で組織する行政経営会議の設置を計画して、今定例会で上程しております。会議の委員のどのような委員がということでございますが、学識経験者、それから市内の経済団体を代表する者、自治体の財産利活用に見識を有する者、市内の不動産取引の状況に見識を有する者を予定しており、８名以内の委員を予定しております。

次に、補正予算書32ページ、市制施行20周年記念防災講演会の委託料でございます。防災講演会の委託料については、当初予算で51万4,000円盛り込んでおりましたが、今回は防災イベントの内容を拡充するものでございます。本年12月６日に市役所２階で気象防災講演会、それから12月21日にＪＴＡドーム宮古島において防災イベントを実施したいと考えております。今回の増額分については、イベントの目玉として地震体験車を導入し、訪れた市民の皆様に大規模地震の揺れを体験していただき、災害に備えるきっかけになればと考えております。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、補正予算書46ページです。３目環境衛生費の中の12節委託料、海岸漂着物等地域対策推進事業の委託料422万4,000円についてです。こちらは、令和７年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業の補助金が当初予算で395万円組まれております。今年度想定されている回収された海岸漂着物の量がかなり当初想定より増えておりまして、当初予算の大半はもう既に使っておりまして、現在での予算残高が７万7,970円となっております。これまでのところ約11トンほど処理しておるんですけども、まだこの先発生予定量、既に回収している分も含めてですけども、まだ残り11トンぐらいを処理しなくてはなりません。このため、不足するその分、１キロ当たりの単価383円になるんですけども、10トン分掛ける383円……ごめんなさい、失礼。もう一回訂正します。残っているのが約11トンで383円分が必要となりますので、この分は一般会計、ふるさと納税を充当する予定ですけども、こちらのほうで処理したいというふうに考えております。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

一般会計補正予算書32ページ、17目市制施行20周年記念事業、伊良部ボールパーク高校野球交流大会、委託料300万円の説明でございます。伊良部屋外運動施設、これは施設の名称を伊良部ボールパークに変える予定でございます。平成30年度に事業を開始し、今年度において事業がほぼ完了し、国内プロ野球の球団がキャンプ等で使用できる野球場としてフルオープンいたします。それを受けまして同野球場の利活用促進を図るため、県内外に野球場を大々的にアピールする必要がございます。そこで、本年の市制施行20周年記念事業の一環としまして、県内外に大きな発信力のある高校野球における強豪校を本年11月に招聘し、本市の高校と交流試合を行うことで同野球場を大々的にアピールし、利活用の促進につなげることを目的に大会の開催を予定しております。この大会の委託料として300万円を計上してございます。

◎國仲昌二君

では、確認をしたいんですけども、30ページのラジオ中継局の件ですけども、平成16年にＦＭ化して、今回強靱化を図るというような答弁だったかと思うんですけども、宮古島のＦＭ局というのは４局ぐらい入っているんですけども、この４局を対象とした中継局ということでよろしいかどうかお聞かせください。これはたしか美ぎ島美しゃ市町村会のほうでも県のほうにラジオ中継局の件では要請があったというふうに覚えているんですけども、それその事業なのかどうかというのも確認お願いします。

それから、32ページの高校野球交流大会、これ委託料ってあるんですけど、委託先はどちらになるのかということを確認したいと思います。

あと、46ページ、海岸漂着物、当初で300万円余りのこれ県補助金ですか、ついていたという説明があったんですけども、今回はその想定より増えているということで、単費で対応するということでよろしいですか。

以上、よろしくお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

このラジオ中継局の強靱化でございますけども、対象の放送局が琉球放送とラジオ沖縄となっております。美ぎ島美しゃ市町村会の要請の件もございましたけども、美ぎ島美しゃ市町村会のほうでもやはりこれを総事業費が４億3,660万円ほどと想定しておりますので、一般財源のみで行うことは非常に厳しいということで、補助事業等起債も含めて財源確保に向けて要請等を行ったところでございます。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

補正予算書46ページ、海岸漂着物等地域対策推進事業の財源ですが、こちらのほうは一般財源、ふるさと納税の充当で対応したいというふうに考えております。（42頁に発言訂正あり）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

伊良部ボールパーク高校野球大会の委託先でございます。現在のところ、旅行代理店に委託することで調整を進めております。

◎國仲昌二君

細かい数値はあれですけども、30ページのラジオ中継局の件ですけども、今回事業費が5,000万円余りで、国の補助金ですか、県の補助金ですか、300万円余りしかついていないんですね。あと4,000万円余りが起債となってかなり市の持分が多いんですけども、県に要請した割には補助率がかなり低いなという意見があるんですけど、その辺についての説明をお願いします。

それと、海岸漂着物の件ですけど、当初のほうで補助金がついていたと。このように想定より増えた場合にそうしたまた補助金の増額というのは要請できないのか、その辺もお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

今回の強靱化事業でございますけども、県の補助金は１割ちょっとの範囲内で受けるということになっております。それ以外にも内閣府総務省の補助金が活用できないかということで、７月の下旬に市長をはじめ関係省庁に要請行動を行っております。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

最初に答弁の訂正をしたいんですが、一般財源の充当というところでお話しした後にふるさと納税の充

当って話したんですが、ふるさと納税の充当はなく、もう完全に一般財源の充当であります。訂正しておわびいたします。

それから、県の補助金の件なんですけども、こちらのほうは年度末に県の予算が余っていた場合に追加で補正の補助金を請求することが可能というふうに聞いておりますが、今のところは見通しははっきりしておりません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下　誠君

私も、議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について質疑させていただきます。この問題、補助金を受け取れなかったということで、3,000万円余りですか、これ大変重要な案件だと考えていますけれども、市長のお給料を減らしますということで責任を取っているということだろうとは思うんですが、それで終わりなのかどうかというところを皆さんにお聞きしたくて質疑しています。企画政策部長の説明を聞いていると要因は分かった。要因は分かったんだけど、市民にとってみたらだから何だと思うんです。やはり3,000万円ものお金を受け取れなかった責任はかなり大きい。この責任の取り方について市長のお給料下げるだけで終わりですかというところが気になるので、ほかに何か責任の取り方を考えているのかどうかお答えください。

◎副市長（砂川　朗君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてに関連してのそのほかの職員に関するご質疑かなというふうに捉えておりまして、今回の事務ミスを起こした職員についての処分の考え方でございますが、これにつきましては８月29日に開かれました懲戒分限審査委員会において処分を決定しているところでございます。この処分ですが、懲戒分限審査委員会のほうから市長のほうに答申いたしまして、訓告処分というふうにいたしました。

◎山下　誠君

この件、今後二度と起こさないようにということの答弁はありましたけれども、何か今回どうしてそういうことが起こったのかというのは、まだまだ説明が不十分だと考えています。何らかの今後検証チームなりなんなりを市役所内につくって、この検証を重ねていく考えがあるのかどうかお聞かせください。

◎副市長（砂川　朗君）

今回の交付金の減額によるミスでございますが、これにつきましては先ほど企画政策部長のほうから答弁があったとおり、原因のほうについては究明されております。では、こういった事案に関してどうやって事故を防いでいくのかということにつきましても、先ほど市長、また私のほうからも様々な職員に対する訓示等を行っている中で同様のミスが起こってしまうということもあってはいけないと思うので、これについては徹底して職員のほうと向き合いながら、こういった事案に関しては上司、我々を含めてどういった流れで事務処理をしていくのか、どういった流れでこういった申請をしたのかというところを情報共有しっかり図りながらやっていくことが必要だと思っておりますので、今回のミスを教訓にして庁内でのチェック体制をしっかり強化してまいりたいというふうに考えております。

（議員の声あり）

◎副市長（砂川　朗君）

失礼しました。検証チームということでございますが、検証チームにつきましては設置に向けて検討してまいります。

◎市長（嘉数　登君）

補足で答弁をさせていただきます。山下誠議員の質疑の背景には、職員として事の重大性をどの程度認識しているかというところであろうかというふうに思っております。今回3,000万円余り一般財源で捻出しなければいけないということで、これは国庫補助事業に例えると高率補助事業です。約１億5,000万円ぐらいの事業ができるような、それだけの一般財源の持ち出しということになっておりますので、私としても非常に大きなことだというふうに捉えております。

それから、役所の中には決裁手続いろいろあります。部長専決、副市長専決、市長専決とありまして、任せる部分は任せておりますけども、今回請求手続という外形的にも市としての行為ということで捉えましたので、私行政の責任者として今回責任を取る必要があるということで、減額ということで提案をさせていただいております。もちろんこういったことが二度とあってはいけないというふうに思っておりまして、再発防止を徹底してまいりますけども、検証チーム確かに検討しますが、それ以前にやはり一つのミスの背後には幾つものミスがあるということがよく言われておりますので、しっかりとそれは組織の内部でも検証していきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私からも、ちょっと時間ないですので、二、三質疑をさせていただきます。

今の議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてですけれども、市長がスピーディーにこの問題に対して市民に公表して、自らの責任をしっかりとやっていくと、自らに責任を科していくということはとても評価できると思いますけども、企画政策部長がおっしゃっているこの要因が、３課にまたがっている、それから去年、前年度の繰越しと混同していたという話がありますけども、これからその職員の懲戒処分等もあると思うので、あえて申し上げますが、そもそもこの担当課はどこですか。どこが主たる担当課というのが見えない。企画政策部ですかね、企画政策部長が答弁しているのだから。その辺が曖昧としている中で、市長がおっしゃっていた責任とかこのことの重大さの認識というのがよく分かんなくなっていくと思うんです。そもそもこの事業の担当課はどちらですかということをまず１点お願いします。

それから、議案第89号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についての行政管理会議は附属機関のところですけども、経営会議か。これ４月に行政経営課というのを設置して、私は新たな課を設けたので、市長もうスピーディーにやっていくのかなと思っていました。20年間も合併後の負の財産と言ったらおかしいですね。余剰財産を抱えているということなので。これはまた外部団体、附属機関を設けて外部にまた意見を聞き、それが正当か不当かということを判断してもらってやっていくというのにとてもまたスピードが、時間がかかってしまうのかなという思いがあります。そもそも市では公有財産何でしたっけ。公共施設等総合管理計画というのをつくって個別計画はできているんですね、既に。内部で検討を重ねてス

ピーディーにやっていこうということでつくってきたこの計画との整合性というのは、今後ではどうなっていくのかなというのがありますので、この点ひとつお願いします。

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）で、45ページの１項保健衛生費の地下水保全対策事業で206万9,000円の補正があります。委託料が106万2,000円ですけども、これ硝酸性窒素濃度が高まっていて、化学肥料の使い過ぎだということで調査しました。これ今のこの成分調査がどのような成分を調査しているのかを教えてください。

この３点お願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてでございます。今回の請求漏れですけども、低所得者への支援ということで福祉部の生活福祉課が担当しておりました。企画調整課は、この３課の実績をまとめて県に報告する総括担当課として企画調整課が担っておりました。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

補正予算書45ページ、46ページの地下水保全対策事業に関連してのご質疑かと思いますが、現在地下水のモニタリングとしまして、これまでずっと行われてきました硝酸性窒素、その他いわゆる無機イオン類、一通り調査していますが、最近はそれに加えまして農薬類。農薬類もこれまでずっと調べてきたもの何種類かあるんですけども、昨年度よりいわゆるネオニコチノイド系農薬等十幾つか追加しまして調査を実施しております。細かい分析項目について今手持ちの資料がございませんので、後ほどお届けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政経営会議とこれまで策定しました公共施設等総合管理計画との整合性でございます。下地信男議員ご指摘のとおり、令和２年度に個別施設計画を策定してございます。その中で、各施設の今後について計画を立てております。その中で、施設では廃止もしくは解体という計画に載っている部分については、それを尊重して進めていくということになると思います。その計画から５年がたっておりますので、社会状況の変化もございますので、改めて外部委員を入れた外からの目で見た宮古島市の施設の在り方も検討する必要があるということで今回の会議の設置になってございます。個別施設計画がもうなくなったということではなくて、まず連携をして実施していくということになると思っております。

◎市長（嘉数　登君）

行政経営会議について質疑がございました。行政経営課をつくってスピードアップをというところとの絡みだと思いますけども、私公約に非効率な箱物の運営管理やその原因を可視化するため、施設別の行政コスト計算書を作るという話をさせていただきまして、それに基づきまして資産のリストラ、これは長寿命化とか統合、廃止、民間活用、移譲などを実施したいと。それを実施するに当たって、この施設別行政コスト計算書に基づきまして、箱物何を優先してやるかというところはしっかりと検討していきたい。それは庁内だけではなくて、外部の目も活用しながら実際の経営を効率化させたいということで今回その諮問機関を設置したいというふうに考えております。

◎下地信男君

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についての主たる担当課はどこですかとい

う話を質疑したら、統括担当課は企画調整課。では、全ての責任は企画調整課で取っているというような話なんですね。ということで、そうやって理解していいですか。

それから、地下水、あとモニタリング調査も、ネオニコチノイド系の農薬も調査に入っているということなので、市民の皆さん方からこういう市民の健康にも大きく作用しているんではないかといういろんな思いでやっているので、これは市も本当に別の角度からしっかりとこの現状というのを押さえておく必要があると思うので、とてもいい傾向だなと思いました。ぜひこれは進めてください。農薬ということが、これ経済活動とも大きく関連するので、慎重にやらなくちゃいけないことなんですという部分があるので、本当に実態に即した対応というのが求められていると思います。

それから、今総務部長の話、行政経営会議、市長の話でも大きな課題だと思うので。ただ、スピード感というのか、余剰財産を持っていることによって経費、予算が相当潰れているという部分もあるので、ぜひしっかりとスピード感を持ってやっていただきたいなと思います。

もう一つ、53ページの２目林業振興費の中に宮古島市有林内森林資源量調査事業というのがあって、これは森林環境税の財源として基金が設けられていて、これ初めての事業ですよね。ホームページで公表されている部分はもう初めての活用ということになっていると思いますけども、宮古島市の森林率が16％ぐらいでしたかね。これを多分改善していこうということだと思いますけど、宮古島市が目指しているこの委託料の調査というのはどの辺を目指して調査をしていくのか、今後の市の考えをお聞かせいただければなと思います。よろしくお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてに関連いたしまして、今回生活福祉課、総務課、税務課、３つの課で事業を実施しております。そして、実績報告を、３つの課から上がった実績を企画調整課で取りまとめて県に報告しております。事業の実施に当たりましては、それぞれの担当課において責任を持って実施するとともに、やはり企画調整課においてもしっかりと取りまとめる責任がございますので、各課に責任があるものという認識でございます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）の53ページ、宮古島市有林内森林資源量調査事業であります。これ昭和から平成初期の造林地におきまして、造林履歴の整理が不十分となっております。そのため、境界や資源量に乖離が見られるという現象がありまして、将来島産材、島の木材の活用の際に支障を来すおそれがあることから、造林地の調査を実施し、資源量の把握で適切な管理に努めるというものであります。場所は、下地地区となっております。

◎下地信男君

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についての件ですけど、企画政策部長、みんなで新しいことをやろうとするときに、みんなでみんなでみんなでやるということはみんなでやらないということだよという私は教えをいただきました。誰かが責任を持ってまとめる人がいないと物事は成り立たないよと、始まらないよということですよね。みんなでやりましたって、みんなの課で協力してやりましたではなくて、最終的な責任というのが組織の中にはあるべきだと思います。だから、今回ももしそれがはっきりしていなければそれも一つの要因ではないかと、これも考える必要があるのかなと思います。

森林の資源活用と、これは森林率を高めるんではなくて、森林を活用するための調査ということでいいですか。

（「はい」の声あり）

◎下地信男君

分かりました。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午前11時54分）

◎上里　樹君

16ページです。議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてなんですが、これまで質疑の中で繰越しと現年度、これが入り交じっていて複雑だった、そういうもろもろ挙げられましたけども、この問題について要するに２つの課が関わっていますよね。これはもう２つの課にそれぞれミスが起きたと理解してよいのか。どういう場所でそういうミスが起きたのかというその詳細が分かりませんので、もう両課にまたがったミスだったと理解していいですか。

それともう一点、市長のこれ報酬の減額になりますけども、これを判断するに当たってこれまでの調査したことに基づいて、県の対応についても参考にしたというんですけども、市民からは具体的に苦情等は寄せられたのか、それを考慮した結果でもあるのかというところをお答えください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についての請求漏れの件でございますけども、どちらに責任があるかということでございますが、生活福祉課、企画調整課も含めて両課に責任があるというふうに考えております。

◎市長（嘉数　登君）

私の給与の減額に関して市民からどういう反応があったかということですとか、率についての考え方だと思いますけれども、減給条例出すに当たっては当然かつて宮古島市で管理監督者の処分に至った事例があるかどうかということもありますし、類似のものがなければ関係団体といいますか、他の自治体の例を参考にしながらということがございました。それによって今回の沖縄県で起こった国庫補助事業のやつ、これも10億円相当のミスがありまして、損失が出たというところで、県知事がその15％の減給というところを条例提案し、３か月というのがありましたので、その規模を勘案して設定させていただいたところでございます。市民からどういう反応があったかということですけども、これ特に市民から何かあったかということではなくて、事案の大きさというところを私なりに考えて、これは内外に再発防止を、強い意思を示すという意味で自らが判断すべきだと思って判断いたしました。

◎上里　樹君

両課にミスがあったということですね。再確認です。

それから、関わった全ての課についてですけども、だからきちんと処理した課もあれば、なかった課も

あるのかなという想定の上で質疑をさせていただいていますけども、全てに非があったと理解していいですか。

それともう一つ、市民からの苦情は全く寄せられていないのか。なかったようなことですけども、私のもとへはかなりの怒りの声が寄せられました。課税賦課について市役所の窓口で計算ミスがあるんではないかということで問合せをしたら、数字のとおりですと素っ気なく扱われて、その数字のとおりですけども、その説明を求めるんですけども、そのきちんとした説明もせずに自分で計算してみてくださいと言われたと。そういうやり取りを経て、翌日の新聞にこの事務ミスがあったということを市民が物すごい怒りを持って、市民に対しては手厳しくこうやって自分で計算しろだ、数字のとおりだって素っ気なく扱うのに、職員のミス、これについてはいとも簡単に一般財源と。これは納得いかないと厳しい指摘があったもんですから、市民からは全く苦情はないんですか、再度お伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

市民から何もないのかという観点からは、私のところには届いていないという答弁をさせていただきますけども、今上里樹議員からありましたように、市民への対応については正確かつ丁寧に行うのが旨だと思いますので、それを職員共々肝に銘じて対応していきたいというふうに考えております。

◎企画政策部長（石川博幸君）

請求金額の算定に誤りがあったため、実際に不交付状態となっております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時01分）

再開します。

（再開＝午後零時01分）

答弁の修正があります。

◎総務部長（上地俊暢君）

答弁の修正をさせていただきます。

先ほど下地茜議員の固定資産税の免除のところで、県内の市町村導入しているところ18市町村とお答えしましたが、対象市町村は18市町村ですけど、条例を導入しているのは16市町村となっております。

それから、池城健議員のこれからも随意契約をしていくかというところで、地方自治法にのっとって「一般競争入札、指名競争入札」というところを「指名競争入札」とだけ答えていましたので、一般競争入札を付け加えさせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後零時03分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これで日程第１、議案第77号から日程第26、諮問第２号までの計26件についての質疑を終了します。

次に、日程第27、認定第１号から日程第35、認定第９号までの計９件については質疑を行いますが、議会運営に関する申合せ事項により、９月定例会における一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑は行わないものとするとなっておりますので、認定第１号に対する質疑は本会議では行わないようお願いします。

それでは、質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

質疑なしということで、これで日程第27、認定第１号から日程第35、認定第９号までの計９件についての質疑を終了します。

以上で全議案の質疑を終結しました。

ただいま議題となっております35件のうち、日程第１、議案第77号から日程第24、議案第100号までの24件及び日程第27、認定第１号から日程第35、認定第９号までの９件、計33件については、議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。

なお、議案第77号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いします。

この際、お諮りします。日程第26、諮問第２号については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後零時05分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月22日（月）　　３日目

（一　般　質　問）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第３号

令和７年９月２２日（月）午前１０時開議

日程第　１		一般質問	
〃　第　２	議案第１０１号	宮古島市宿泊税条例の制定について	（市長提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

令和７年９月２２日（月）第７回定例会

委 員 会 名	議案番号	件　　名
総務財政委員会	議案第101号	宮古島市宿泊税条例の制定について

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月２２日（月）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時45分）

◎出席議員（２３名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
			〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光徳〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（１名）

議員（３番）　仲間誉人君

◎説明員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会会長	長濱国博〃
環境衛生局長	梶原健次〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）諸般の報告書

令和７年９月２２日（月）

	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から、令和７年７月分例月出納検査結果報告があった。
９月１９日	嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、「議案第１０１号、宮古島市宿泊税条例の制定について」の送付があった。
９月２２日	本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、追加議案、議案第１０１号の取扱いについて諮問したところ、議案第１０１号については、本日の会議の一般質問後に、議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑及び、委員会付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決した。 また、議案第１０１号に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日において、委員会を開催し審査することと決した。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和７年第７回宮古島市議会定例会追加提出議案事前説明がされたほか、諸般の報告書の訂正及び、議会運営委員会の報告を行った。 以上

一　般　質　問　通　告　書

発言順位	1	議員番号	12	氏　　名	我如古　三　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．ドイツ皇帝博愛記念碑建立150周年記念式典の開催について ①上野地域の宮国沖合で遭難したドイツ商船ロベルトソン号の乗員救助に感謝して1876年、平良に建立された「ドイツ皇帝博愛記念碑」の建立から来年150周年を迎える。これまで記念碑建立記念式典が実施されたのは1936年であり、以後89年間記念碑に係る公式行事は行われていない。記念式典開催の意義として、①日独交流の原点を次世代へ継承する契機である。②教育的効果として、学校や地域学習と連動し博愛・相互尊重の精神を後世に継承し美談の風化を防止する。③地域の国際交流・文化観光の資質向上と感心喚起に貢献する。このように市民に広く日独相互理解を促す貴重な事例として、史実を伝承する意味からも宮古島市としてドイツ皇帝博愛記念碑建立150周年記念式典を敢行する必要があります。市長の見解を伺う。 2．宮古空港横断トンネル道について ①宮古空港横断トンネル道は交通ネットワークの機能向上のメリットが大きく、市民の利便性向上や宮古島の経済振興に与える影響は大きなものがあると考えます。以上を踏まえ、沖縄県との取組状況と今現在進めている市役所庁舎前の市道中央縦線と県道平良新里線、シュレーダー通りをつなぐルート線形とした場合の事業費について伺う。 3．南西諸島域の海底地震津波観測網整備について ①県内11市で構成する沖縄県市長会第１回臨時総会が那覇市で開催された。以上を踏まえ、宮古島市が提案した南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網整備についての要望内容について伺う。 4．各府省への要請について ①嘉数登市長は７月下旬に国土交通省、内閣府、防衛省、財務省、農林水産省、総務省に本市が抱える様々な諸問題解決に向け要請行動を展開した。以上を踏まえ、国土交通省、防衛省、農林水産省に対する要請内容と要請に対する国側からの回答について伺う。

	５．官民連携による空き家対策について ①本市は空き家等対策の推進に関する特別措置法制度によってリノベーション沖縄を支援法人に指定した。県内では支援法人の指定は初めてと言われているが、本市における空き家の現状とすぐに活用できる軒数について伺う。 ②支援法人の役割と今後の官民連携による空き家対策の展望について伺う。 ６．有料ごみ袋購入費の廃止について ①最近の物価高で有料ごみ袋の購入費が家庭の負担になっている。特に子育て世帯や高齢者世帯への影響は大きい。ごみ減量や分別意識の向上は一定の効果は定着しており、市民の生活を支援するため有料ごみ袋の購入費を廃止し、家計を支え市民生活支援に全力を尽くす必要がある。当局の見解を伺う。 ７．不発弾処理対策について ①本市における不発弾処理状況について伺う。 ②島内に残されている不発弾についてその危険性や探査事業などの周知と取組を強化すべきと考える。対策について伺う。 ③住宅等開発磁気探査支援事業の活用について伺う。
２．農業振興について	１．農振除外申請について ①宮古島農業振興地域整備計画の総合見直しに伴う農振除外の手続が、申請件数の大幅な増加で関係機関の精査に時間を要し、作業に遅れが生じている影響について伺う。 ②今回の除外申請件数と本市に与える効果について伺う。 ２．所有者不明農地対策について ①土地所有者の死亡に伴う親族への相続がなされてないことや、相続人が登記せずに土地を放棄しているなど、また地権者が島外に転居し土地を放置するなどの事例が頻発し、所有者不明農地が増加し深刻な状況となっている。 以上を踏まえて伺う。本市における所有者不明農地の現状と将来的に耕作見込みがない遊休農地について伺う。 ３．葉たばこ生産振興について ①沖縄県葉たばこ耕作組合から葉たばこ生産基盤の強化に関する要請があった。以上を踏まえて伺う。 県の補助事業採択されるための市への要請に対する市当局の取組について伺う。
３．道路行政について	１．市道野原前方線の改良について

	①野原部落会においては、地域振興策として市道野原前方線の改良工事の整備などを前提に、陸上自衛隊配備計画において条件を付して配備容認とした。本路線は、航空自衛隊宮古島分屯基地前から野原集落の中央を通り陸上自衛隊宮古島駐屯地ゲート前、県道平良新里線に通じる基幹路線で、近年、車両の往来が激しく特に自衛隊の特殊大型車両等との往来が頻繁になっている。また歩道がないため危険度が増している状況である。地域住民をはじめ多くの利用者からも両側歩道を取り入れた早急な整備を強く望んでいる。整備に向けた取組について伺う。
４．公園整備について	１．大嶽城址公園展望台整備工事について ①大嶽城址公園展望台整備工事の進捗状況について伺う。
５．消防行政について	１．消防署上野出張所新築工事の取組について ①消防署上野出張所新築工事の進捗状況について伺う。
６．教育行政について	１．教育行政に対する教育理念について ①教育行政に対する教育理念について宮城克典新教育長の見解を伺う。 ２．コミュニティ・スクールの取組について ①特色ある学校、地域創りを目指すコミュニティ・スクールの設置に向けて令和８年度までに市内全ての小中学校で設置するとしている。制度の内容、取組の進捗状況について伺う。

発言順位	2	議員番号	7	氏　　名	下　地　信　男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．与那覇湾及び周辺利活用計画について ①下地線のファミリーマート宮古下地店前から消防団下地詰所までの間の沿道整備が望まれる。当局の見解について伺う。 ２．自治会防犯灯等のＬＥＤ電球化について ①事業の進捗状況について伺う。 ②自治会からの要望等について伺う。 ３．宮古広域公園について ①事業の進捗状況について伺う。 ②事業の推進に係る本市の役割について伺う。 ③市道の皆愛原線の廃止について伺う。 ④集団墓地移転について伺う。 ⑤ビーチバレーコートの先行整備について伺う。 ４．航空自衛隊の救難ヘリ部隊の誘致について

	①さきの質問について市長は「関係機関と意見交換をしてみたい」と答弁していますが、状況について伺う。 5．旧上野庁舎における六次産業化の取組について ①当初の供用開始予定からかなりの遅れが生じている。以下について伺う。 ア．遅れた理由は何か、伺う。 イ．供用開始はいつになるか、伺う。
2．地域振興について	1．佐良浜中央線整備について ①佐良浜地域振興協議会から「中央線」の早期対応について要請がある。市の対応について伺う。
3．公共施設の管理について	1．旧来間小中学校の利活用について ①利活用の計画について伺う。 2．旧下地町中央公民館及び周辺の維持管理について ①建物の処理方針について伺う。 ②公民館周辺敷地や花いっぱい運動を実施していた温室等に雑木や雑草が繁茂している。管理状況について伺う。
4．消防行政について	1．消防職員の増員について ①消防職員の定数と現職員数について伺う。 ②職員数を増やすべきだと考える。市長の見解を伺う。
5．農林水産業について	1．新規土地改良事業の採択状況について ①竹アラ第２地区について伺う。 ②上地長山地区について伺う。
6．自然環境の保全について	1．国定公園指定に向けた取組について ①進捗状況について伺う。 ②指定に向けた課題について伺う。 ③宮古諸島全体を指定することについて当局の見解を伺う。
7．市営住宅について	1．下地川満市営住宅敷地内の遊び場設置について ①市営住宅自治会より市営住宅敷地内に遊び場を設置するよう要請がなされていると思うが、当局の見解を伺う。
8．交通安全について	1．下地川満自治会内への押しボタン式信号機の設置について ①現在、点滅信号機が設置されているが、当地域の通行量が増え、高齢者が横断歩道の前で立ち往生するケースが多々見られ、地元からも押しボタン式信号機の設置を望む声がある。当局の見解を伺う。
9．雇用促進事業について	1．地域型就業意識向上支援事業について ①本事業は、高校生を対象としてキャリア教育の一環として、この

	地域にない職種の企業を訪問し、見聞を広めることで、自らの進路選択を考える機会として宮古島市雇用創造協議会が実施し、高校生も関心をもって参加していた事業である。この事業の復活を望む声が多くある。市長の見解を伺う。				
発言順位	3	議員番号	19	氏　　名	西　里　芳　明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．今定例会に、市長の給与３か月10％カットの議案が提出されているんですが、その補助金返還問題についてはその担当部署、部課長の給与も何％かはカットされるべきだと思いますが、考えをお聞かせください。 ２．その部署の責任問題も問われてしかるべきだと考えます。いかがでしょうか、お聞かせください。
２．城辺トレーニングセンターについて	１．去る９月２日の宮古毎日新聞でのマスコミの報道によると財産処分の手続を年内にめどをつけたいとなっておりますが、この補助金返還約1,800万円と試算しているんですが、2020年まで遡って返還されるようなことを書いてありますが、できるだけ補助金返還が発生しないように努力してほしいと思いますが、どのようなお考えでしょうか。 ２．トレーニングセンター解体後の利用計画はあるのかお聞かせください。
３．農業行政について	１．野そ防除について ①去る６月定例会で、保護をしないといけない野そがいるんですかと質問をしたんですがこの質問に対して、保全種につきましては今後調査を考えておりますとお答えになってますが、調査は進んでますか。 ②野そ被害の農家について実態調査は行われているのか、行われているのであればこの説明をお願いします。
４．市民生活行政について	１．信号機について ①去る６月定例会に、狩俣砕石前信号機についての質問をしたのですが、夕方５時から６時の間に限りますけれど、市役所方面からの青信号を30秒から40秒延長して、ただいまだに時間帯の混雑が解消されていないと分かっておりますので、宮古島警察署と調整をしてまいりたいと思います。と答えているんですが、その後宮古島警察署との調整はどうなっていますか、お聞かせください。
５．道路行政について	１．宮古島市城辺332号線について

	①この城辺332号線の雑木、雑草の除去作業は行われないのですか、お聞かせください。
６．市役所内の喫煙所について	１．庁舎西側の１階部分にある喫煙所は、夏は暑く、冬は寒く雨の日はぬれ、利用者から苦情が来ているので、屋根、壁によしずを設置できないでしょうか。 ２．宮古島市に、たばこ税が年４億数千万入ってくるのですが、葉たばこ農家や喫煙者の皆さんのために庁舎内喫煙所も設けたほうがいいと思うのですがどうでしょうか。

発言順位	４	議員番号	２	氏　　名	砂　川　和　也
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．防犯行政について	１．防犯カメラについて ①市が管理している防犯カメラは何台あるか伺う。 ②防犯カメラの運用はどのように行っているか伺う。 ③今後、防犯カメラの台数を増やす予定はあるか伺う。 ④民間事業者に防犯カメラ設置の補助等は可能か伺う。
２．廃棄物行政について	１．宮古島市内の産業廃棄物の扱いについて ①６月定例会一般質問において、市長より伊良部リサイクルセンターにて建設混合廃棄物８品目を受け入れる新たな産業廃棄物処理業者が今年９月頃供用開始と答弁がございました。進捗状況を伺う。
３．総務行政について	１．市職員の残業時間について ①月45時間を超える残業を行う職員は何名いるか伺う。 ②全職員の何％か伺う。 ③特定の部署に偏っているか伺う。 ④月の残業が最も多い職員の残業時間を伺う。 ⑤年間の残業時間が最も多い時間数を伺う。 ⑥時間外勤務手当支給が、財政に影響はないか伺う。 ⑦残業削減の対策を伺う。
４．農地行政について	１．市が行っている野そ防除の内容を伺う。 ２．サトウキビ以外の農家も対象か伺う。 ３．かん水対策事業の対象を伺う。
５．海浜行政について	１．新城海岸管理権限の移管の進捗を伺う。 ２．６月定例会にて、パイナガマビーチの測量を行い境界線を明確にするとの回答がありました。進捗を伺う。
６．理想通貨について	１．理想通貨を扱っていただいている事業者とは、定期的に意見交換

	を行っていますか。 ２．理想通貨を事業者から回収しているが、どれくらい回収していますか（金額的な数値）。
７．道路美化清掃について	１．与那地道線沿いの防風林について ２．城辺333号線沿い石積み雑草について ３．道路にある不法投棄ごみについて ４．道路美化清掃予算執行のスケジュールについて
８．入札行政について	１．直近３年の入札不調件数を伺う。 ２．最低制限価格の適正について伺う。
９．水産行政について	１．本年はモズク漁が豊漁であったと聞いております。モズク消費を応援する施策等は行っていますか。

発言順位	5	議員番号	22	氏　　名	長　崎　富　夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．宮古島市の度重なる事業・事務の不適切な事務処理について ①市のし尿等処理施設工事で不備を隠し補助金を受給したことについて伺う。 ア．契約違反、債務不履行と認識しながら、完了検査合格を通知したことに対する市長の見解を伺う。 イ．補助金の返還は生じましたか。 ウ．再発防止について、職員にはどのような指導をしましたか。 エ．職員の処分はありましたか。 ②個人住民税課税の誤り、年金収入二重計上について ア．市民から連絡があるまで、市は誤りを把握してませんでしたか。 イ．対象者への対応は適切に行われていますか。 ③市営住宅８月分の家賃引き落としミスについて ア．市のシステム不備により家賃の払込みができなかった経緯について伺う。 ④物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、市の算定誤り請求漏れについて ア．3,270万円の請求ミス、市民にとっては大きな損失である。市長のご見解を伺う。 ⑤過去５年間、下水道料金未徴収について ア．143件のうち判明している未徴収は130件、調査中の13件、未収額はどのような方法で徴収するか。徴収は可能ですか。

	イ．担当の事務処理遅れが原因という。書類の紛失、監査立会い遅れがなぜ起きたか。業者からの書類遅れとはどういうことですか。 ウ．時効（５年）に該当する案件はありますか。あるとすれば何件ですか。 エ．職員の処分はありましたか。 ⑥市役所組織のガバナンスはどうなっていますか。どのように職員を指導していきますか、市長の決意を伺う。
２．高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設について	１．高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設建設について ①今後どのように進めていくかお伺いします。
３．都市計画行政について	１.旧サンエーカママヒルズから国道390号線に至る道路の整備について ２．平良松原市営住宅の建て替えについて
４．宮古地区ハーベスター運営協議会の要請について	１．サトウキビの年内操業について ２．市立の小学校、中学校で廃校になった施設の宿泊施設への利活用について
５．日米実動訓練について	１．実動訓練の内容等について
６．道路の管理について	１．市道の管理について

発言順位	6	議員番号	5	氏　　名	上　地　堅　司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．国に要請について ①嘉数登市長はこのほど､国へ宮古空港の機能強化における支援や、特定臨時避難施設（シェルター）設置後の維持管理費援助など合わせて９項目にわたる要請行動を実施しました。要請した内容を伺います。 ②国からはどのような意見があったか伺います。
２．道路行政について	１．街路樹について ①沖縄県、宮古島市はどのような対策を考えているか伺います。 ②特に県道190号線（新里線）202号線（宮国線）の街路樹対策を早めにしてほしいのですができないか伺います。 ２．アスファルト補修工事について ①宮古島市の県道で、この10年の間にアスファルト修繕工事は何件あったか伺います。 ②県道202号線（宮国線）のアスファルト修繕工事は行われるのか伺

	います。 ３．宮古島市の集落内の道路速度制限はできないか伺います。 ４．宮国自治会内での、交通事故は年間何件起きているか伺います。 ５．交通事故が頻繁に起きている交差点に、ロータリー交差点はできないか伺います。
３．農畜水産行政について	１．補助金について ①４年間の補助率について伺います。（農薬・有機質肥料・除草剤） ②宮古島市は農家のために、どのように支援していくのか伺います。 ２．スプリンクラー設置について ①整備事業後、30年以上経過しているスプリンクラー取替えはできないか伺います。 ３．船の廃船について ①廃船処理についてどのような対策を考えているか伺います。 ②沖縄県に廃船処理業者が１社しかないとのことで宮古から沖縄までの輸送費がかかるとのことで、県や宮古島市の支援があったら助かるとの声がありました。支援はできないか伺います。
４．教育行政ついて	１．クラブ活動時間について ①クラブチームの体育館使用時間の見直しはできないか伺います。 ２．上野陸上競技場について ①タータントラックにできないか伺います。

発言順位	7	議員番号	3	氏　　名	仲　間　誉　人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．選手派遣費、渡航費の支援について ①宿泊費について伺います。 ②増額の考えはあるか伺います。
２．漁業行政について	１．廃船、放置船について ①市内各地における廃船、放置船の数について伺います。 ②対策について伺います。 ２．佐良浜漁港について ①漁港内ドック場のレール、巻上機について ア．修繕、改修について伺います。
３．子供行政について	１．認定こども園について ①旧佐良浜小学校跡地に建設予定の認定こども園について ア．設置に向けたスケジュールを伺います。 イ．隣接するスペースに大型遊具の設置を求める声がありますが

	設置可能か伺います。
4．公園行政について	1．伊良部屋外運動場多目的運動広場整備について ①進捗状況を伺います。
5．空港行政について	1．下地島空港駐車場について ①利用混雑時の駐車スペース以外（駐車場内、車両乗降場）への駐車に対する対応を伺います。 ②レンタカー業者による駐車場内での車両受渡し等の行為が見られるとの声があります。対応を伺います。
6．道路行政について	1．佐良浜地区幹線道路整備について ①進捗状況を伺います。 ②幹線道路整備に当たっては立ち退き等により住居移転の世帯が出てくると思います。移転先として旧佐良浜小学校を整備し提供できるような仕組みづくりが必要と考えます。当局の考えを伺います。

発言順位	8	議員番号	6	氏　　名	狩　俣　勝　成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．行政経営課の取組について ①公共施設の有効利用について、スピード感を持って実行するとあるが、進捗状況について伺う。 ②利用されず雑木が繁茂している、農村公園等の利活用はどのように考えているか伺う。 ③宮古地区ハーベスター運営協議会などから、廃校になった学校施設を宿泊施設として活用できるよう整備してほしい旨の要請がなされましたが見解を伺う。 2．南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備について ①宮古島市が提案し、九州市長会へ提出することが決まりましたが、今後のスケジュールについて伺う。
2．農業行政について	1．土地改良事業における、分担金徴収業務について ①農家の負担を軽減し、分担金徴収方法や時期を見直す考えはないか伺う。 2．宮古家畜市場での、肉用牛競り実績について ①子牛の競り価格は高値で推移しているが、上場頭数は減少傾向にあることについて見解を伺う。 ②高値で推移している要因の一つとして、優良母牛の導入も考えら

	れるが、緊急優良母牛更新補助事業の利用実績について伺う。 ③増頭計画には、優良繁殖雌牛を自家保留することも考えられるが、成牛になるまでの経費は試算できているか伺う。 ３．農地法第４条・第５条の許可申請手続について ①申請しても、農業委員会総会で審議されないのはなぜか伺う。
３．道路建設行政について	１．宮古島市陸上競技場駐車場から、工業通り及び二重越し通りへ雨水が流れ込み地域一帯が冠水する件について ①今定例会で、詳細設計予算が上程されているが内容について伺う。 ２．市道の除草作業について ①各地の道路に雑草が繁茂しているが、管理体制について伺う。 ②自治会等への委託実績について伺う。 ３．市道城辺34号線道路拡幅工事について ①進捗状況について伺う。 ４．市道城辺35号線歩道設置工事について ①進捗状況について伺う。
４．スポーツ行政について	１．宮古島市スポーツ協会から、第52回宮古スポーツ大会開催報告があり、施設整備の要請が行われたことについて ①具体的に、どこの施設でどのような整備内容か伺う。 ②沖縄県民スポーツ大会には、ボウリング競技がありますが、宮古島市にはボウリング場がなく、選手選考や練習に支障を来している状況です。見解を伺う。

発言順位	9	議員番号	13	氏　　名	久　貝　美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．市役所における職員体制・労働環境について 個人住民税の課税誤り、交付金請求金額の誤りなど、事務ミスが連続して起こっています。これらの原因、再発防止策などについて、以下のとおり質問します。 ①これらのことについて、どこに原因があったと把握していますか。 ②職員の配置や人員体制は適正か。過重労働や人員不足が原因になっていないか伺う。 ③再発防止のための改善をどのように行うのか伺う。 ④今後「給与に反映させる人事評価制度」を導入するとのことだが、職員を追い詰めるものにならないのか、業務改善につながるものなのか。市長の考えを伺う。 ２．宮古島市の現状と課題について

	①市民の皆様からの声、提言書より、宮古島市は観光業の急成長により経済的恩恵を受けてきた一方で、オーバーツーリズム、地価の上昇、地域住民の生活環境の変化、少子化、さらには安全保障上の問題など、複合的な社会課題に直面しています。以下のとおり質問します。 ア．質の高い観光地づくりのために、観光客数の管理、制限などはできないか。 イ．海岸線など観光施設建設に対する住民の意見反映制度は構築できないか。 ウ．家賃高騰、住む場所がない、新築もハードルが高いなど住民にとって住みにくい島になっている。地元の人が住めなくなると、地域文化、伝統行事等の保存、継承などができなくなるのでは。市民の皆様からこのような声があります。市長としての考えを伺う。
２．福祉行政について	１．地域共生社会の実現に向けた認知症支援について 高齢化が進む中で、認知症の方やそのご家族が安心して暮らせる環境をどう整えていくかは、大変重要な課題です。高齢者福祉だけの問題ではなく、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現に直結するテーマだと考えます。今回、文教社会委員会で視察した大牟田市の「地域認知症ケアコミュニティ推進事業」にも触れながら以下のとおり質問します。 ①本市における認知症支援の現状について ア．本市における認知症高齢者数の現状と今後の増加見通しをどのように把握していますか。 イ．相談支援、予防、地域づくりなど、市が実施している認知症施策について伺う。 ウ．市町村認知症施策推進計画について、本市の取組について伺う。 ②人材育成と市民啓発について ア．認知症サポーター養成や専門職研修の実施状況を伺う。 イ．若年性認知症コーディネーター育成について伺う。 ウ．市民全体の理解を広げるために、どのような啓発を行っているか伺う。
３．居住支援について	１．住宅要配慮者への居住支援について ①これまでも居住支援協議会設置について、提案してきました。現在の取組について伺う。

	②ひとり親家庭生活支援事業において、アパート借り上げに係る課題解消策について伺う。
４．動物愛護行政について	１．沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例について ①沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例が、令和７年７月１日から施行されました。飼い主の責務、所有者等の遵守事項、飼い主のいない猫への餌やりルール、多頭飼養の届出など定められています。以下のとおり質問します。 ア．条例第19条「市町村への協力」に基づき、県が市町村に対して協力することが定められています。条例制定後、本市に対して今後どのような協力や支援が行われていくのか、連携して行う事業など予定されているのか伺う。 イ．第11条及び第12条で、犬または猫合計して10頭以上飼養している方は、「犬又は猫の多頭飼養等届出書」が必要になっており、第17条で立入検査、第24条で届出をしなかった者、虚偽の報告をした者については、過料を規定しています。この届出について、市民の皆様へどのように周知し、フォローが必要な方へはどのように対応していくのか伺う。
５．都市計画行政について	１．宮古島市中心市街地活性化基本計画について ①旧平良庁舎の利活用に向けた進捗状況を伺う。 ②根間公園整備の進捗状況を伺う。 ③エコハウスの今後の活用計画はあるか伺う。 ④観光客の増加に伴い西里通り、下里通り、市場通りはにぎわっています。一方、地域住民からの騒音や、ごみ問題、治安に対する不安の声も届いています。この中心市街地活性化事業について、目指すゴールについて伺う。

発言順位	10	議員番号	11	氏　　名	下　地　信　広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１.伊良部地区におけるかんがい排水事業の進捗状況をお伺いします。 ①国営排水事業について伺います。 ②下地島の基盤整備事業について伺います。 ２．帯状疱疹対策について ①80歳までに３人に１人が発症すると言われている帯状疱疹については、72時間（３日）以内に治療すれば後遺症は残らないと言われていますが、予防にはワクチンが有効だと専門家が言っています。ワクチンを１回打つのに１万から２万円かかります。特に不

	活化ワクチンは２回打ちますので４万円かかります。そこで、市民の健康を守るためにも高額のワクチンなので、行政から補助の導入できないかお伺いします。 ３．生ごみ収集について ①６月定例会において宮古島市全世帯の何％が生ごみの収集を行っているのかとの質問をしましたが会議録に答弁が載ってないので答弁を求めます。 ②委託業者の働き方改革やコンプライアンスの観点から生ごみ収集について見直す考えはないのかお伺いします。 ４．牧山公園の整備状況について ①今年度で基本設計の予定だと認識していますが、現在の進捗状況をお伺いします。 ②牧山展望台からの眺望について ５．さしばの里から乗瀬橋（ぬーしばし）の道路の整備状況は ６．結の橋学園の制服補助について ７．伊良部、仲地七夕運動会会場（塩田公園）のあずまやの解体について ８．カントリーパークのトイレ整備について ９．野そ防除の散布するまでの過程の説明をお伺いします。 10．いらぶ大橋海の駅前の信号機設置はできないのかお伺いします。 11．在宅にいる重度障害者を病院に搬送する際、自家用車で病院まで行くのに四苦八苦している。そこでストレッチャーを導入し病院まで搬送できる事業の導入をお伺いします。

発言順位	11	議員番号	23	氏　　名	友　利　光　徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市政運営について	１．部長級昇任の試験実施について ２．宮古島商工会議所の役員による選挙運動について ３．カギマナフラ宮古島について ①実行委員会の役員について伺う。 ②実行委員会の所在地について伺う。 ４．市長の出張について ①市長日程を見ると、市長は頻繁に出張に出ているが、その報告等はどうなっているか伺う。 ５．行政報告について ①市長の行政報告について、議会に提出することはできないか伺う。

	６．教育委員会委員の任用について ①教育委員が空白の地域について、解消する予定はないか伺う。 ②前教育長の議会答弁について伺う。 ７．宮古病院との連携強化について ①非感性廃棄物の取扱いについて伺う。 ②関係機関とのシンポジウムの開催等の予定はないか伺う。 ③病院職員の宿舎を増やすことを検討できないか伺う。 ８．宮古島市生活条例について ①宮古島市民が、安心した生活を営むことができるよう、生活安全条例を制定する考えがないか伺う。 ９．市町村合併について ①旧郡部の旧町村ごとの道路延長距離について伺う。 ②市道等の延長線距離、区画線の整備状況について伺う。 ③旧市町村別のカーブミラーの設置状況を伺う。 ④繁茂する雑草等への対応状況、管理状況について伺う。 ⑤新城地区、保良地区の豊年祭の認識を伺う。 ⑥砂川簡易郵便局の存続について伺う。
２．平和行政について	１．陸上自衛隊宮古島駐屯地司令の発言について ①マスコミ報道等で示されているが、陸上自衛隊宮古島駐屯地の司令が市民団体に対し、「許可を取ってこい」との恫喝とも取れる発言をしたことに対する市長の見解を伺う。 ２．日米共同訓練について ①日米共同訓練について、市に対する説明があったか伺う。 ②訓練の内容について、確認事項があったか伺う。
３．文化行政について	１．クイチャー会館の建設について ①宮古島の文化継承のために、クイチャー会館を建設する考えはないか伺う。 ２．宮古馬について ①日本在来馬である宮古馬は、沖縄県の天然記念物にも指定されていて、教育委員会でも宮古馬の繁殖に取り組んでいるが、現在、城辺地域の長間地区で飼育する宮古馬の厩舎を建てることができないか伺う。 ３．市の文化財への指定について ①友利元島地区のイムギャー周辺一体を、市の文化財に指定できないか伺う。 ４．学芸員について

	①市の学芸員の数と配置部署を伺う。 ②高腰城跡の活用について、学芸員を配置した取組ができないか伺う。
４．教育行政について	１．宝塚医療大学宮古島キャンパスの地元出身学生について ①令和６年４月に開校した同校について、宮古島出身の学生がいるか伺う。 ２．離島甲子園にかかる選手選考について ①選考委員について伺う。 ②選考委員会等の実施状況（回数）について伺う。 ③選考者の教育委員への報告の時期について伺う。 ④３年生の５人の生徒の取扱いについて伺う。 ⑤選手選考に対する教育長の見解について伺う。 ⑥宮古島の高校の甲子園出場と、宮古島アララガマボーイズとの関係について伺う。 ３．大阪・関西万博への善行生徒の派遣について ①要請書に対する教育委員会の受け止めについて伺う。 ②教育委員会が外部へ要請書を提出した場合の心境について伺う。 ③当該要請に対する、検討時間等について伺う。 ④要請の内容と教育委員会の見解の相違について伺う。 ⑤要請内容に対する教育長の認識を伺う。
５．環境行政について	１．宮古島の海岸保護と保全への取組について ①近年開発が進む宮古島の海岸一帯について、観光と自然環境の保護について、市の取組状況を伺う ②沖縄県から市へ委譲することになっている新城海岸について、課題は残っているものと考えているが、その解決に向けた市の考え方について伺う。 ２．事業系廃棄物について ①許可事業者と市で契約を交わしているか伺う。
６．道路行政について	１．道路新設について ①旧先嶋シャッター工業前の道路は整備できないか伺う。
７．農畜行政について	１．農産物の奨励品種について ①陸稲、麦、大豆などを奨励品種に指定できないか伺う。 ２．補助金返還について ①農業生産法人（シンリー）の活動実態について伺う。 ②同団体の現状に対する市の対応は適切と考えるか。 ３．畜産事業の活性化について

	①旧城辺町で取組を行った、畜産農家の安定的な経営と、食肉のスムーズな流通体制として導入した、通称肉団事業で導入した畜舎の後利用について ②子牛生産に要する費用の見直しはできないか伺う。
８．施設管理について	１．イムギャーマリンガーデンの運用について ①これまで長期間にわたり指定管理事業者として、施設を運営していた事業者が撤退することになった理由について伺う。 ②今回の措置の根拠（法令等）について伺う。 ２．体験滞在型交流施設について ①過去の一般質問で、職員による現場確認について答弁があったが、その詳細について伺う。 ②同施設内に、ウォータースライダー設備があったか伺う。 ３．市役所庁舎の整備について ①庁舎外周に植栽し、環境整備できないか伺う。
９．人事行政について	１．職員管理について ①職員の業務に対する姿勢について伺う。 ②国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、算定誤りがあり、市に入るべき交付金が受入れできなかった件について、市の対策を伺う。
10．福祉行政について	１．居住介護と城辺小学校との交流について ①障害を持つ市民が自宅で安心した生活を送れることを目的に居住介護制度があるが、居住介護者と城辺小学校の児童が交流することについて、市が支援することはできないか伺う。 ②市の支援として、公共施設を貸与することはできないか伺う。 ③城辺小学校の西側に街灯は設置できないか伺う。
11．消防行政について	１．人材の活用について ①宮古島市城辺地域の出身で、現在県外で活躍する人材を活用することができないか伺う。

発言順位	12	議員番号	14	氏　　名	下　地　　茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．税制について ①高騰する家賃価格について本市の見解を伺う。 ②上昇傾向にある固定資産税について、徴収率の推移を伺う。 ③観光施設に対する固定資産税の優遇措置について ア．本特例の目的について伺う。

	イ．近年のオーバーツーリズムによる市民生活への影響を鑑みた上で引き続き固定資産税の優遇措置を継続することに対する見解を伺う。 ④子育て世代が住宅不足のために島を出ていく事例が聞かれる。また住宅不足により島外からの新たな労働力の担い手を呼び込めない状況があるが、本市の対策を伺う。 ⑤神戸市では、特別用途地区「都心機能誘導地区」での高層住宅の建築制限を行っている。また、京都市「非居住住宅利活用促進税」など、用途制限・緩和や税制による措置により、本市の課題への取組について伺う。 ２．国民保護について ①６月定例会一般質問において、国民保護計画における避難計画では１か月を超えた計画はこれまで話し合われておらず、島外避難をした際に宮古島市としての機能がどう維持されるのかについてこれまで話し合われていない。また、避難後の復旧・復興について協議されたことはないということだったことから、これらの議論について、本市から国及び県に対して議題として上げていく必要があると考えるが、本市の対応について伺う。
２．保育行政について	１．一時預かり事業（余裕活用型）について ①現状について伺う。 ②今後について伺う。 ２．誰でも通園制度の進捗について
３．農村整備について	１．添道サガリバナ群生地周辺の管理について ①現状について伺う。 ②今後について伺う。
４．観光行政について	１．保良泉プールについて ①施設内の料金徴収について伺う。 ②地方自治法第244条及び沖縄県海浜条例第６条、施行規則第２条との整合性について市の認識を伺う。 ③地域住民への説明について市の方針を伺う。 ２．クバクンダイ保全利用について ①保存活用計画の進捗について伺う。 ②指定管理業者によるパンプキンホールツアー業者への徴収について伺う。 ③指定管理業者の保全利用協定への参加について伺う。
５．基地配備について	１．日米合同訓練について

	①平良港、港湾使用の許可任命者について伺う。 ②９月８日、市長の宮古島での訓練に「自粛を求める」発言について伺う。 ③令和７年３月定例会一般質問における市長の「緊急時以外においては使用を控えるべき、自粛を求めていきたい。」との答弁について改めて伺う。 ④民間空港における訓練について本市の見解を伺う。 ⑤民間空港を有事の際の対処を前提に軍事利用することにおける国際人道法との整合性について本市の見解を伺う。 ⑥訓練及び新たな配備に関わる情報の周知について。 ２．防衛省が行うとする奄美市、宮古島市、石垣市、与那国町への、ヘリコプターの離着陸場を含む新たな施設整備に向けた調査について ①本市への連絡はあったか伺う。 ②2016年（平成28年）に行われた宮古島市民への防衛省事前説明会でヘリ訓練についてどのように説明されたか本市の把握程度を伺う。 ③2018年（平成30年）に行われた保良地区への防衛省事前説明で、音の出る訓練についてどのように説明されたか本市の把握について伺う。 ④これまで説明にもかかわらず、防衛省はヘリコプターの離着陸場を含む新たな施設整備について宮古島市を対象に調査するとしているが、本市の見解を伺う。

発言順位	13	議員番号	18	氏　　名	上　地　廣　敏
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．西浜崎の海浜浸食について ①進捗状況について伺う。 ②工事の規模について伺う。 ③施工期間について伺う。 ④遊歩道の開通時期について伺う。 ２．学童疎開の碑の建立について ①現状について伺う。 ３．明和の大津波の石碑について ①現状認識について伺う。 ４．宮古島市独自の防災の日制定について

	①見解を伺う。 ５．県営圃場整備事業で整備された農道の舗装工事について ①事業実施のめどについて伺う。

発言順位	14	議員番号	4	氏　　名	富　浜　靖　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．市役所庁舎内の市民コーナーについて ①設置について伺う。 ２．葬儀関連の手続について ①ワンストップ窓口の設置について伺う。 ３．市職員の名刺について ①現在の作成費用の負担について伺う。 ②作成費用の負担軽減について伺う。 ４．根間公園予定地の周辺の治安について ①交番を誘致できないか伺う。
２．福祉行政について	１．宮古島市出産・子育て応援事業について ①取組内容について伺う。 ２．生活保護世帯について ①ネットショッピングの利用について伺う。 ②ネットスーパーの利用について伺う。
３．教育行政について	１．子供たちが遊べる場所について ①当局の見解を伺う。 ２．ＧＩＧＡスクール構想の推進について ①タブレット端末の更新について伺う。 ３．学校給食における食べ残しについて ①各学校の残飯量把握について伺う。 ②食育の観点からコンポストを活用できないか伺う。
４．道路行政について	１．宮古島市道路台帳等作成業務について ①進捗状況について伺う。 ②市ホームページでの公開について伺う。 ２．大型バスが往来する路線について ①通行の妨げになる街路樹の枝について ア．路線の把握について伺う。 イ．今後の取組について伺う。
５．建設行政について	１．大嶽城址公園展望台建築工事について ①工事内容について伺う。

発言順位	15	議員番号	15	氏　　名	池　城　　健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．教育予算の拡充について ①市民からは「子供たちの教育環境をもっとよくしてほしい。」という声が多く寄せられています。こうした声に応えるために、教育予算の拡充に向けた取組をどのように進めていくお考えでしょうか。教育予算の拡充について市長の見解を伺います。 ②同じく教育予算の拡充について宮城克典教育長の見解を伺いますが、教育長は「子供たちの可能性を開き、未来の宮古島市を担う人材を育てたい。」と語っています。教育長が掲げる、未来を担う人材の育成に向けて、予算面でどのような支援が必要とお考えか伺います。 ２．スクールロイヤーの配置について ①宮古島市内の小中学校において、いじめや保護者対応など法的判断を要する事案の件数と傾向について、教育委員会としてどのように把握しているか伺います。 ②県教育委員会が配置しているスクールロイヤー制度の活用状況について、市として情報共有・連携は行われているか伺います。 ③教職員の精神的負担軽減や教育の質向上の観点から、スクールロイヤー制度導入の必要性について教育長の見解を伺います。 ３．教職員のアパート等の家賃高騰への取組の進捗状況を伺います。 ４．市内小中学校における教材費の取扱いについて ①教育委員会は現状をどのように把握しているか伺います。 ②学級担任や教科担任が、現金を取り扱わない取組ができないか伺います。 ５．小学校の金管バンドについて ①現状を教育委員会はどのように把握しているか伺います。 ②今後どのように取り組む予定か伺います。 ６．教職員の働き方改革と、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の抜本的見直しについて ①教職調整給に対する教育長の見解を伺います。 ７．平良第一小学校の体育館改修について ①平良第一小学校の体育館は昨年大規模改修を行っているが、なぜ再度改修工事なのか伺います。
２．市民生活について	１．市民生活の安心と環境保全に向けた、飲食店由来の騒音・悪臭対

	策について ①本市において、飲食店に起因する騒音・悪臭に関する市民からの苦情件数や傾向について、どのように把握されているのか伺います。 ②これらの苦情に対して、市としてはどのような対応を行ってきたのか。現地調査や事業者への指導の実施状況について、具体的な事例を挙げてご説明ください。 ③宮古島市独自の「深夜営業に関する騒音防止条例」などの制度化を検討しているか伺います。 ④観光都市としてのイメージ保持と市民生活の安心安全の両立に向けた市長の見解を伺います。
３．下水道料金の未徴収について	１．下水道料金の未徴収について事実関係を説明していただきたい。 ２．新聞報道によると未徴収の実態が過去５年に限定されている根拠は何か伺います。 ３．施工業者の書類未提出や職員の事務処理遅延が原因とされているが、業者への指導体制や職員のチェック体制はどうなっていたのか伺います。 ４．未徴収対象者への説明は戸別訪問と文書送付とのことだが、納付への理解が得られなかった場合の対応はどうするのか伺います。
４．宮古島市の再犯防止対策について	１．本市において、保護観察対象者や出所者の支援状況をどのように把握しているか伺います。 ２．宮古保護区保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会などとの連携状況はどうか伺います。 ３．出所者や保護観察対象者への就労支援・居住支援の実績はあるか伺います。 ４．協力雇用主への支援策（助成・表彰など）の導入を検討しているか伺います。

発言順位	16	議員番号	1	氏　　名	大　城　　仁
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．地下水保全について	１．地下水保全について ①地下水保全における基本的な認識について伺います。 ②農業振興の観点を踏まえた上で、今後の議論の進め方について伺います。 ③高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設導入に向けての進捗状況を伺います。

	④シンポジウム等を含めた市民との意見交換をどのように行っていくか伺います。 ⑤議論を進めていく上で最も重要としていることは何か伺います。
２．地域行政について	１．地域優良賃貸住宅制度について ①市有地を活用した住宅供給の手法の一つとしての本制度活用について、改めて市の見解を伺います。 ②子育て支援住宅整備事業について進捗状況を伺います。 ③今後の事業の進め方について伺います。 ２．公園について ①皆福地下ダム公園について、今後の管理方針を伺います。 ②Ｐａｒｋ−ＰＦＩについて ア．Ｐａｒｋ−ＰＦＩを活用した公園整備について、市の見解を伺います。 イ．那覇市が実施する漫湖公園鏡原側Ｐａｒｋ−ＰＦＩ事業について、本市でも同様の取組が行えないか伺います。 ３．ごみ収集業務について ①令和７年度６月定例会後の業務見直しの検討結果について伺います。
３．教育行政について	１．選手派遣費補助金交付事業について ①令和７年度当初予算における財源内訳を伺います。 ②補助率や補助額の見直しについて、検討方法を伺います。 ③拡充や見直し等、今後の方針について伺います。
４．工芸品の振興について	１．「ＫＯＧＥＩＥＸＰＯ」について ①本市での開催誘致について、市の見解を伺います。

発言順位	17	議員番号	9	氏　　名	狩　俣　政　作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．学校体育館空調設備整備特例交付金について ①現在の取組状況について伺う。 ２．ヤングケアラーについて ①本市の取組状況を伺う。 ３．障害児の「18歳の壁」について ①本市の取組状況を伺う。 ４．書店の存続について ①本市の見解を伺う。
２．市民生活行政について	１．屋内遊戯場（屋内公園）建設について

	①公園の遊具が熱過ぎて触れない。気温も高く熱中症になるリスクもあり、屋外で子供を遊ばせることができないとの声が多い状況について伺う。 ２．バス停の屋根の設置について ①日差しを遮るものが何もなく、暑い中バスを待つ方々から屋根をつけてほしいとの声があるが、当局の見解を伺う。 ３．専門医がいないため担当医師より専門医がいる（医者の意見書あり）島外の病院へ紹介状をもらい、医療を受ける市民について ①渡航費を助成できないか伺う。 ４．本市が導入した産婦人科・小児科オンライン診療について ①導入から１年が過ぎましたが利用者数や反響などを伺う。
３．環境行政について	１．廃タイヤの利活用について ①廃タイヤを燃料にボイラーや空調にも利活用できる施設について伺う。 ２．一般家庭ごみ収集委託業者について ①委託料の決定方法について伺う。 ３．グリストラップの油の処理方法について ①本市ではどのように行われているか伺う。 ４．海岸線の開発について ①条例の強化（罰則付）などの検討はしていないのか伺う。 ②ビーチの占有について伺う。

発言順位	18	議員番号	10	氏　　名	平　良　和　彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．宮古空港の機能強化について ①スマートレーンの設置について ア．国への要請を行っているが、その後の国と市との調整について伺う。 イ．設置に向けてのスケジュール等について伺う。 ②空港施設の機能拡張について ア．空港施設の狭隘化の状況について、当局の見解を伺う。 イ．空港ターミナル機能の拡張について、市としての対応を伺う。 ウ．空港におけるエプロン拡張に向けて、今後のスケジュールを伺う。 ２．特定臨時避難施設（シェルター）の設置について

	①特定臨時避難施設（シェルター）の進捗状況について伺う。 ②特定臨時避難施設（シェルター）の設置後の維持管理費について伺う。 ３．陸上自衛隊による徒歩防災訓練の実施について ①今回の徒歩防災訓練について市長の見解を伺う。 ②徒歩防災訓練に対し反対する団体の一連の行動について市長の見解を伺う。 ③徒歩防災訓練に対し反対する団体の一連の行動は、沖縄県観光振興条例の第23条の迷惑行為の禁止に該当はしないのか市長に伺う。 ４．宮古島市内在住で食料品などの高騰により、経済的負担を低減させて生活を応援する物価高騰対策事業について ①この事業の進捗状況について伺う。 ②対象者全ての皆さんへ配布するための対策について伺う。 ③皆さんが配布された金券をしっかりと有効利用してもらうための対策について当局の見解を伺う。 ５．若者の定住促進について ①物価高騰により若者の島外への流出が見受けられるが、対策について当局の見解を伺う。 ②旧郡部（城辺地域、上野地域、下地地域、伊良部地域）に戻り文化芸能などの継承や伝承、スポーツ等の行事の後継者として若者等が安心して住めるための、定住促進の対策について当局の見解を伺う。 ６．宮古島市の５Ｇインフラ整備について ①現在の５Ｇインフラ整備状況について当局の見解を伺う。 ②５Ｇ格差解消は、いつ頃になるのか当局の見解を伺う。
２．農業振興行政について	１．農業振興（サトウキビ・畜産・葉たばこ）について ①サトウキビ農業について ア．サトウキビ農家の生産状況について伺う。 イ．現在、伊良部島から宮古製糖株式会社城辺工場へ搬入しているが、製糖期間の短縮に至っていない。その対策について伺う。 ウ．サトウキビ産業の付加価値は、どのくらいになるのか伺う。 ②畜産業について ア．畜産農家の生産状況について伺う。 イ．今後の畜産業振興に対する対策について伺う。 ③葉たばこについて

	ア．葉たばこ農家の生産状況について伺う。 イ．今後の葉たばこ産業振興に対する対策について伺う。 ④10年後に向けた宮古島市の農業振興について ア．サトウキビ産業、畜産業、たばこ産業の現状を踏まえて、宮古島市の農業産業の振興について当局の見解を伺う。 ２．城辺地域における土地改良事業費の確保について ①近年、土地改良事業費が減少状況になっているが、今後の事業実施に向けての予算確保について当局の見解を伺う。
３．道路行政について	１．西城学区等の生活道路から県道78号線（通称城辺線）に進入する際、街路樹が大木のため、交通事故を起こす危険性がある。事故防止対策について当局の見解を伺う。
４．福祉行政について	１．職労継続支援Ａ・Ｂ型について ①本市には、事業所は幾つあるのか当局に伺う。 ②市として、事業所にどのように関わっているのか当局に伺う。
５．教育行政について	１．宮古島市の小学校と中学校の学力向上について ①2025年度全国学力・学習状況調査の結果について、宮城克典教育長の見解を伺う。 ②今後の学力向上対策について、教育長の見解を伺う。

発言順位	19	議員番号	17	氏　　名	粟　国　恒　広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．県立宮古病院の医療集約と医療体制について ２．固定資産税の税負担の調整措置について ３．固定資産税の課税免除の特例に関する条例について ４．本市の令和７年８月末までの予算執行状況について ５．自衛隊訓練に対する拡声機を用いた抗議行動がマスメディアで大きく取り上げられていますが、今後拡声機を用いた抗議活動、宣伝活動等の時間・場所・方法の規制等が検討できないか伺う。 ６．６月定例会で質問しました伊良部島の白鳥崎での陸上自衛隊ヘリ墜落追悼碑建立について、その後の進捗状況を伺う。 ７．平良港港湾施設内（旧多良間フェリー待合所）の建物の利活用について ８．本市の公共工事入札不調対策と随意契約について ９．宮古島市のレンタカー台数の増加に伴う交通事故対策について（外国人が運転するレンタカーへの対策） 10．来年度の沖縄振興特別推進市町村交付金予算確保のための国の各

	省庁への要請について 11．庁内の地下水保全対策プロジェクトチームの今後の取組について 12．市役所駐車場内に設置した太陽光パネルの成果検証について （6,047平方メートルとパネル数3,597枚）
２．都市計画について	１．久松久貝スキラ地区の土地区画整理事業導入計画検討について ２．大原地区の都市区画整理事業について ３．平良市営松原住宅の建て替え計画でのＰＦＩ導入の検討について
３．教育行政について	１．本市の児童生徒の学校へのスマートフォンの持込みについて ２．旧来間小中学校の跡地等利用計画について （議案にも提出された無償譲渡について） ３．児童生徒の防災意識（避難場所へのルート）を学ぶ機会の創出について
４．道路行政について	１．国道390号線（通称バイパス線）大原第２地区の横断歩道設置について ２．市道松原Ａ―56号線の道路拡張の工事の進捗状況と今年度の整備計画について ３．久貝の19号線の農道から市道への格上げ計画検討について ４．道路樹木の剪定管理について
５．農林水産行政について	１．久松地区ユニの浜への上陸規制について ２．宮古地区モズク生産網の補助事業について ３．農林水産物条件不利性解消事業について ４．カキ養殖事業計画について ５．宮古島農業振興地域整備計画の全体見直しについて ６．狩俣地区の堆肥製造施設補助事業について ①施設設置になぜ随意契約を用いたか。 ②有機質肥料を地域の力で製造し圃場へ運搬・散布等を行う地域循環型の地力アップを目指す計画になっていますが、今後の取組について ７．竹アラ地区の土地改良事業について

発言順位	20	議員番号	16	氏　　名	山　下　　誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．補助金請求漏れ事案について ①不適切な行政事務について ア．補助金請求漏れの経緯について伺う。 イ．責任の所在について、当局の見解を伺う。

	ウ．市長給料減額の妥当性について伺う。 ②再発防止対策について ア．不適切な行政事務の検証の在り方について伺う。 ２．工事請負契約について ①競争入札制度の在り方について ア．随意契約について、当局の見解を伺う。 イ．地方公共団体が締結する契約の内容（公平性、経済性及び透明性）について伺う。
２．農地行政について	１．農地法及び農業振興地域の整備に関する法律について ①平良松原地区における農地法違反について ア．農業委員会による原状回復命令発出後の進捗状況について伺う。 イ．命令を履行しない場合の見解を伺う。 ②平良松原地区における農業振興地域の整備に関する法律について ア．法令違反についての進捗状況を伺う。 イ．指導、勧告、命令に従わない場合の見解を伺う。 ③その他の法令違反について ア．当該農地の境界に関する一部市有地の占有について当局の調査結果を伺う。
３．教育行政について	１．校舎等改築・改修事業について ①西辺中学校校舎改築事業について ア．運動場の原状回復計画について当局の見解を伺う。 イ．校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の整備について伺う。 ②平良第一小学校体育館の改修工事について ア．平良第一小学校体育館の修繕工事について伺う。 ２．平良地域北部地区における子育て支援策について ①子供たちの居場所づくりについて ア．公立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に向けた計画の進捗状況を伺う。
４．畜産振興について	１．肉用牛生産について ①素牛生産力の向上について ア．生産力向上にかかる現状の分析について、当局の考え方を伺う。 イ．増頭計画について当局の見解を伺う。
５．観光振興について	１．保良泉ビーチの指定管理運営について ①施設使用料について

		ア．湧水プールの使用料について伺う。 イ．地元住民との協議内容及び要望について伺う。			
発言順位	21	議員番号	24	氏　　名	上　里　　樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発　言　事　項		要　　旨			
１．大野山林内の池について		１．ひょうたん池について ①ひょうたん池の修復について 2021年（令和３年）12月定例会での質問に「県と修復できるのかどうか調査を進めているところです。」と答弁がありました。その結果について伺います。			
２．高野漁港について		１．市民が市に要請した安全対策について ①７月19日、高野漁港内で親子が水難事故で死亡する事故を受けて、市民が安全対策を市に要請しました。その対応について伺います。			
３．展望台について		１．野原岳の展望台建設工事について ①建設工事の遅れについて、その理由を伺います。			
４．学校体育館について		１．避難所となる学校体育館へのエアコン設置について ①エアコン設置に向けての取組について 子供たちの学習環境の整備とともに災害対策としての体育館エアコン設置が急がれます。2024年（令和６年）６月定例会での質問に「施設を所管する担当部局との情報共有や意見交換を急ぎ行ってまいりたい。」と答弁がありました。その取組の状況について伺います。			
５．地下水保全について		１．水道水の安全対策について ①「高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設」の設置について ６月定例会での質問に「任期中に自分の公約については最大限の努力を果たしてまいります。」と答弁がありました。具体的な計画について伺います。 ②有機無農薬農業の育成について、持続可能な農業の確立のために、積極的に有機無農薬農業を育成していくことが必要だと考えます。見解を伺います。			
６．物価高対策について		１．消費税減税について ①物価高対策として最大の効果を発揮するのが消費税の減税だと考えます。市長の見解を伺います。 ２．家賃の高騰について ①地元の事業所営業を守る取組について、物価高騰で経営が困難な			

	中で、事業所の賃貸価格の引上げが、経営をより困難にしています。市の対策について伺います。
７．就学援助について	１．準要保護就学援助認定基準の拡大について ①2024年（令和６年）市議会３月定例会の質問に「（本市の準要保護就学援助の認定基準は）県内でも低い水準であることは把握しており、検証してまいりたい。」という答弁がありました。物価高の中で、その拡大が急がれます。取組の現状について伺います。
８．保育行政について	１．こども誰でも通園制度について ①新制度は、実施施設と利用者登録をした子供の保護者が、直接契約をして利用することになります。保育制度では市町村が責任を持って保育することが前提です。新たな仕組みでは、自治体の関与はどうなりますか。 ②月10時間の利用上限は、１日２時間程度を週１回、または１回５時間の預かりを月に２回だけ、といった単発の通園が想定されます。子供の視点から、安心感を持って過ごすには、定期利用を基本に、保育の中で、遊び、給食を食べて、お昼寝するなどの日課をみんなと過ごす時間が必要と考えます。見解を伺います。
９．市職員について	１．職員の処遇改善について ①会計年度任用職員の休暇について、病休付与、有給日数を10日に拡大すべきと考えます。見解を伺います。
10．自衛官について	１．自衛官の言動について ①自衛官による市民への恫喝について、８月６日早朝、陸上自衛隊宮古島警備隊長兼宮古島駐屯地司令一等陸佐が抗議する市民に詰め寄り恫喝するという事件が起きました。その事件に対する市長の見解を伺います。 ②同司令は「宮古島市に電話で許可を取っている。」と話し市民に「許可を取ってこい。」と詰め寄りました。本市は自衛隊に対して、電話一本で許可を出していますか。
11．新総合体育館について	１．新総合体育館の地下シェルターについて ①シェルターは核兵器攻撃に対応していますか。

発言順位	22	議員番号	21	氏　　名	國　仲　昌　二
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の基本的な考え方について	１．市役所の職場風土について ①頻発する不祥事について ア．連日新聞報道されるなど市役所の不祥事が頻発しています。

	市長の認識を伺います。 イ．ハインリッヒの法則と不祥事の根絶について伺います。 ②市職員の「全体の奉仕者」としての自覚について ア．市民が公共施設の借用申請したところ、職員が「自衛隊に反対との記者会見には施設は貸せない。」と発言をしたとのことです。市職員は「全体の奉仕者」だと考えますが、いつから市は市民を差別するようになったのですか。 ２．先島住民の島外避難について ①石垣市での意見交換会で、市民の「（避難せずに）石垣市で一生終わりたい。」旨の発言に対し「（残る人がいると）市の職員が残らないといけない。全員避難していただく。」旨の発言をしたそうです。この件について、市長のお考えをお聞かせください。 ３．陸上自衛隊宮古島駐屯地司令が市民に対して恫喝したことについて ①陸上自衛隊宮古島駐屯地司令が、市民に対して恫喝する動画がＳＮＳで広まりました。市民を守る立場の市長としての認識を伺います。 ４．市民との情報共有について ①日米実動訓練の情報提供について「市がかたくなに拒否」との報道があった。「市民が真ん中」というのであれば、市民と情報共有すべきと思うが、市長の認識を伺います。 ５．近年指摘されている「住居不足」「家賃高騰」への対応について ①「住居不足」、「家賃高騰」は喫緊の課題であり、抜本的な解決策を打ち出す必要があるが、なかなか方向性が見えません。市長の認識を伺います。
２．地下水保全について	１．地下水保全対策プロジェクトチームについて ①地下水審議会等との関係について伺います。 ２．高機能活性炭浄水設備等高度浄水処理施設の設置について ①今後のスケジュールについて伺います。 ３．オーガニックビレッジ（地域ぐるみの有機農業推進）について ①有機農業実施計画策定等取組状況について伺います。
３．農業行政について	１．農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）について ①６月定例会で提案された計画変更概要の中で現計画の総事業費は、当初から変更のあった「631,000千円」ではないのか伺います。 ②泥岩（クチャ）が大量に出土したと聞いていますが、その処分はどうなったのか伺います。

	③受益者負担金について、条例の「市長は、天災その他の特別の事情がある場合に限り・・免除することができる。」との条文を適用して全額免除するとしていますが、竹アラ地区の特別な事情とは何でしょうか。伺います。
４．し尿等処理施設について	１．し尿等処理施設への搬入制限について ①搬入業者から「搬入が制限されている。」との声がありました。貯留槽の未設置が原因なのか伺います。 ２．脱水機の処理能力について ①１日の受入量を70キロリットルとしている理由を伺います。 ３．希釈倍率について ①当初計画で用いられた水質の数値が稼働後の数値と比較して３倍以上、脱水後の水質では10倍以上となっている。計画が過大だったのではないのか伺います。 ４．プラント機械の契約について ①契約相手方の営業所長が他社の代表取締役を兼務しているのは確認していますか。
５．観光行政について	１．宮古島観光協会について ①宮古島観光協会と宮古島市の関係について ア．委託契約や補助金交付について、あれば金額を教えてください。 ②宮古島市観光協会の補助金返還問題について ア．経緯など把握していますか。
６．火葬場について	１．現在の利用状況について ①宮古島市斎苑の利用状況について伺います。 ②白鳥苑の利用状況について伺います。
７．児童生徒選手派遣補助金について	１．補助対象となる派遣について ①近年、宮古島市でも児童生徒の愛好者が増えているチアダンス、新体操、ブレイクダンスなどについて補助対象にできないか伺います。
８．認可地縁団体について	１．認可地縁団体の認可取消しについて ①認可された地縁団体に対し、市民が具体的証拠を複数提出して再調査を求めていますが、市は「監督責任がない。」などとして調査を回避していることについて伺います。

発言順位	23	議員番号	20	氏　　名	山　里　雅　彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発　言　事　項		要　　旨			

１．市長の政治姿勢について	１．沖縄県が導入予定の観光目的税について ①宿泊税について ア．県は総務省に宿泊税について、導入に向けた方針を示したが、その事業内容について伺う。 イ．本市における宿泊税導入後、税収の利活用計画について具体的な内容を伺う。 ２．国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について ①臨時交付金請求漏れ3,270万円について ア．再発防止・確認体制の強化面でも事実を調べ、確かめ認識することが必要であり、事実確認・検証することについて、市長の見解を伺う。 ３．安心・安全な水の環境課題と対策について ①上水道施設の整備計画について ア．高機能活性炭浄水設備等高度浄水処理施設の整備について取組の現状を伺う。 ②「地下水保全対策プロジェクトチーム」を設置したが、地下水保全に向け事業内容、取組について伺う。
２．農業振興について	１．県営農地整備事業について ①西原第４地区整備事業における整備状況について ア．事業の進捗状況について伺う。 イ．事業完了までの年度別計画の現在の状況について伺う。
３．道路行政について	１．Ａ―56号線整備計画について ①事業の進捗状況について ②本年度の事業計画と事業完了年度について ２．添道10号線整備状況について ①補正予算で地方改善施設整備事業として提案されている添道10号線整備について事業内容・タイムスケジュールについて伺う。
４．観光振興について	１．宮古空港の整備計画について ①空港駐車場が渋滞しており、緩和策として立体駐車場を整備する考えがないか市の見解を伺う。
５．水産業振興について	１．漁港施設について ①池間漁業協同組合の漁協施設整備について ア．事業の進捗状況について伺う。

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第３号のとおりであります。

日程に入る前に、去る９日の本会議、議案に対する質疑における上地廣敏君への答弁について、こども家庭局長から訂正の申出がありますので、これを許します。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議案質疑における答弁の訂正をさせていただきます。

令和７年９月９日の本会議の議案質疑におきまして、議案第90号、宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について、上地廣敏議員のご質問への答弁につきまして一部訂正させていただきます。ご質問は、国が国保に関して医療費助成の現物給付を行う場合にペナルティーにつながると言われている中で、今回のこども医療費助成事業の対象年齢を15歳から18歳までに引き上げることが新たなペナルティーにつながるのかどうかというご質問だったかと認識しております。現在、国保の中で保険者努力支援制度というものがありまして、対象年齢にかかわらず、こども医療費助成制度を現物給付で実施している場合に、同支援制度における加点が受けられない状況となっております。この加点されない評価指標に基づく交付額、つまり交付されていない額が令和７年度で100万円ほどになると見込まれております。今回の対象年齢の引上げによって加点への影響がさらに大きくなるかどうかという点に関しましては、現在の制度では対象年齢は関係しないことから、対象年齢の引上げによる影響はありません。議案質疑の際には、現物給付をしない場合に約100万円が減額される旨の答弁を行っておりましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

（何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時02分）

再開します。

（再開＝午前10時04分）

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

９月19日、嘉数登市長から今定例会に付議すべき追加議案、議案第101号、宮古島市宿泊税条例の制定についての送付がありました。本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、追加議案、議案第101号の取扱いについて諮問したところ、議案第101号については本日の会議において一般質問の後に議案上程、説明聴取、議案に対する質疑及び委員会付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決しました。

また、議案第101号に係る委員会の日は新たには設けず、一般質問のいずれかの日において委員会を開催し、審査することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから日程第１、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力お願いします。また、質問方式及び質問場所においては、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、今定例会では、通告した議員全員が一問一答方式での通告をしております。議会運営に関する申合せ事項により、一問一答方式の１人持ち時間は質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自民党、我如古三雄でございます。一般質問に入る前に所見を申し述べます。

先月、全国から24チームが参加し離島甲子園宮古島大会が開催され、地元の宮古島アララガマボーイズが優勝と幕を閉じました。郷土の子供たちの歴史的な快挙に多くの市民が湧き上がったことはご同慶の至りであります。宮古島の熱い夏を盛り上げてもらいました。離島の活性化、スポーツを通して子供たちの交流の目的が達成されたこと、大きな喜びとするところであります。大会の運営に当たって、当局をはじめ、多くの関係団体、市民の皆様方に感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますが、当局におかれましては市民に分かりやすい説明、答弁を求めます。順番を変えまして、市長の政治姿勢から４番の各府省への要請についてであります。嘉数登市長は、７月下旬に国土交通省、内閣府、防衛省、財務省、農林水産省、総務省に本市が抱える様々な諸問題解決に向け、要請行動を展開しております。以上を踏まえて伺います。国土交通省、防衛省、そして農林水産省に対する要請内容と、要請に対する国側からの回答について伺います。

◎市長（嘉数　登君）

去る７月22日及び23日の両日、内閣府や国土交通省、それから防衛省をはじめとする６つの府省へ要請活動を行いました。まず、防衛省にはコミュニティー供用施設における支援について要請を行いまして、具体的には保良地区、それから野原地区の住民が望む施設建設に対して高率補助、これは９割の支援を求めました。国のほうからは、補助率を３分の２、これはもう定率補助ということで決定しているため、現状の制度では対応が難しいとの見解を示されましたが、市からの要望を受け止め、今後も連携を密に取り組んでいく所存ですとの回答を受けております。この件に関しましては、引き続き国に対して強く働きかけを行ってまいります。

また、宮古空港の機能強化につきましては、増加する旅客数や輸送貨物量への対応策としまして、スマートレーンや平行誘導路の設置、それから駐機スポットの増設等に関する要請を、これは国土交通省に行いました。国のほうからは、現在の宮古空港の実情を踏まえ、空港管理者である沖縄県に働きかけを行うなど、連携した取組について確認ができたところでございます。そのような中、宮古空港の機能強化につ

いては、これは沖縄県からエプロン拡張等に関する調査、検討を終え、事業化に向けて取り組んでいるとの報告を受けており、今後進展が大いに期待されているところでございます。

さらに、農林水産省に対しましては、畜産業の振興を目的に、１つ目として畜産飼料の高騰に対する輸送コストの負担軽減、２つ目に畜産農家への補給金等の上乗せ支援、３つ目に競り購買後の輸送費支援となる子牛流通活性化奨励金の拡充について要請を行いました。国からは、離島特有の厳しい流通条件について理解が示され、既存の補助制度、交付金の効果的な活用について意見交換を行いました。

このような国への要請活動については、市長が自ら関係省庁に出向き、本市が抱える課題とその解決に向けて国に求める支援をじかに伝え、求めることが重要であると考えております。引き続き国との協議を重ね、市民生活の安定と宮古島市の持続的発展を目指し要望事項の実現に取り組むとともに、今後も積極的に国への要請活動を実施してまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

今回、市長がいろいろと様々な各府省に市民の抱える重要な課題解決に向けて要請行動を展開した。そして、その後、台湾、ハワイと。市長の行動力には高い評価をするものであります。今後とも引き続き市長の行動力よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、３番目の南西諸島域の海底地震津波観測網整備についてであります。県内11市で構成する沖縄県市長会第１回臨時総会が那覇市で開催された。以上を踏まえて伺う。宮古島市が提案した南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網整備について、要望の内容について伺います。

◎副市長（砂川　朗君）

去る７月25日に、2025年度沖縄県市長会による第１回臨時総会が開催されました。宮古島市からは２点を提案しており、その一つが我如古三雄議員のご質問の南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備についての要望になります。具体的な内容といたしましては、海底地震観測網の空白域となっている九州南部から台湾にかけて海底地震津波観測網を整備することにより、津波観測技術の開発や津波情報提供の高精度化、迅速化が図られ、大規模地震の即時検知や津波の早期警戒が可能となり、災害被害の最小化につながるものと考え、早急に整備していただきたいとの要望を行っているところでございます。

◎我如古三雄君

次に、１番目に戻りまして、ドイツ皇帝博愛記念碑建立150周年記念式典の開催についてであります。

上野地域の宮国沖合で遭難したドイツ商船ロベルトソン号の乗員救助に感謝して1876年に平良に建立されたドイツ皇帝博愛記念碑の建立から150周年を迎えます。来年ですね。これまで記念碑建立記念式典が実施されたのは1936年であり、以後89年間、記念碑に係る公式行事が行われておりません。記念式典開催の意義として、１つ目に日独交流の原点を次世代へ継承する契機である、２つ目に教育的効果として学校や地域学習と連動し、博愛、相互尊重の精神を後世に継承し、美談の風化を防止する、３つ目として地域の国際交流、文化観光の資質向上と感心喚起に貢献する、このように市民に広く日独相互理解を促す重要な事例として史実を伝承する意味からも、宮古島市としてドイツ皇帝博愛記念碑建立150周年記念式典を敢行する必要があると考えます。市長の見解を伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

ドイツ皇帝博愛記念碑は、1873年、明治６年に宮国沖で座礁、沈没したドイツ商船ロベルトソン号の乗

組員を宮古の人々が救助、看護したことに対する感謝の意を込めて1876年、明治９年に建立されたもので、県の史跡に指定されており、うえのドイツ文化村にありますドイツ商船遭難の碑は市の史跡として文化財指定されております。また、宮古島市総合博物館には、記念碑建立に関する資料などが収蔵されております。教育委員会といたしましては、記念式典の開催は予定しておりませんが、その歴史的背景を風化させることのないよう、博物館の収蔵資料や歴史資料などを活用し、企画展や文化講座などを通して広く市民へ周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

画像をお願いしたいと思います。これが平良西里に建立されているドイツの皇帝から送られてきた博愛記念碑であります。いろいろと皆さん方これまで何度か見ていらっしゃると思いますが、県の文化財、市の文化財に指定されているというふうなことであります。これは裏側です。実際にドイツの皇帝から送られてきたというふうなことで、かなり貴重な記念碑であります。訪れる多くの観光客、あるいは子供たち、学校教育にも取り入れられたり、今日に至っているというふうなことです。あれから150周年というふうなことで、かなり記念すべき日でありますから、今ＮＧＯ宮古島市国際交流協会中心として来年の記念式典に準備を進めているということでありますが、やはりこういった協会がやるのもいいけれども、やはり市独自としてやったほうが重みもある。対外的にもかなり必要かと思っております。その点について市長、見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

我如古三雄議員もご指摘のとおり、ドイツ皇帝博愛記念碑が建立された歴史をこれ若い世代も含めて市民に周知し、後世に伝えていくことは大変重要な意義があるというふうに考えておりまして、その方法等も含めて担当部局のほうにはしっかりと検討させたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

ぜひともこれは市主体で記念式典の開催はやっていただきたいと強く要望したいと思います。

次に、宮古空港横断トンネル道についてであります。私は、この問題についてはもう十数回質問をしております。宮古空港横断トンネル道は、交通ネットワークの機能向上のメリットが大きく、市民の利便性向上、宮古島の経済振興に与える影響はかなり大きいと考えます。以上を踏まえて伺いますが、これまで県との取組状況、今現在進めている市役所庁舎前の市道中央縦線と県道平良新里線をシュレーダー通りにつなぐルート線形とした場合、総事業費にして概算でどのぐらい見込みなのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

令和７年度、沖縄振興拡大会議において沖縄県から「宮古島市から要請のあるトンネルの整備については、宮古空港北側の県道平良新里線から南側の県道高野西里線を結ぶ空港を地下で横断する区間を想定しているものと認識しており、当該トンネルについては県道平良城辺線などの４車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や航空機の安全運航への影響、技術的課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております」との回答を得ております。本市の検討する案１としましては、市道中央縦線、これは通称まてぃだ通りのことです。縦線上にある市役所庁舎北側出口を起点とし、市役所東側の丁字路手前を坑口として、トンネル出口を市道Ａ―79号線北側とし、空港前交差点に接続する案です。案２としましては、市役所東側の丁字路を起点とし、十字路に改良後、空港施

設内にある滑走路の西側にある広場を坑口として、トンネル出口を市道A―79号線北側とし、空港前交差点に接続する案です。概算事業費の算出につきましては、昨今の物価高騰、資材や人件費の高騰など、すさまじい変動がある中で、明確な事業費をお示しするのは難しい状況と考えております。

◎我如古三雄君

現在、概算で計上している金額があるかと思います。おおよそでいいですので、再度質問します。

◎建設部長（下地睦子君）

概算事業費に関しましては、おおよそと申しましても、令和７年２月時点の単価でございます。その後、４月にも、７月にも資材費や作業員などの単価も高騰しておりますので、今のところは概算事業費としてお示しするのは厳しいと考えております。

◎我如古三雄君

多分３月の定例会一般質問でやりましたけれども、当時70億円程度だというふうなことを聞いた覚えがあるんですが、このトンネル道の整備による経済的なメリットはかなり重要であります。当局の熱意で県を動かし、国を動かす。これまでも不可能と言われた事業。池間大橋、来間大橋、伊良部大橋、それと東京直行便。当局、市民、関係団体の総意でやり遂げた大事な事業たくさんあります。難題と言われようと、当局の熱意が大変重要であります。これまでも不可能と言われた懸案事項が数多く実現しております。市民の利便性向上に向けてしっかりと取り組んでほしいと強く要望したいと思います。この件について、市長。

◎市長（嘉数　登君）

当該道路については、経済的な効果のみならず、市民の災害対応、それから物流といったようなことも当然その効果としては見込まれますので、関係要路に対して強く働きかけをしていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

このトンネル道については、もう以前から市の要望として県にも取り上げられて、当時市長が県の重要ポストにいるときにこの問題はいろいろと認識しているものと思っておりますから、重要課題として今後大いに取り組んでもらいたいと強く要望したいと思います。

次に、官民連携による空き家対策について。本市は、空家等対策の推進に関する特別措置法制度によって、一般社団法人リノベーション沖縄を支援法人と指定をしております。県内では支援法人の指定は初めてと言われておりますが、以上を踏まえて伺います。本市における空き家の現状、それとすぐに活用できる件数について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

昨年度、宮古島市における空き家実態調査を行ったところ、813件の空き家が確認できました。空き家813件の内訳といたしましては、特定空家、これは倒壊リスクや景観を損なうなど、放置が不適切な状態のものです。その特定空家が642件。管理不全空き家、これは適切な管理が行われないために、そのまま放置すると特定空家になってしまう状態のものです。それが97件。適切な管理がされており、すぐに活用できる空き家が74件という調査結果が出ております。

◎我如古三雄君

次に、支援法人の役割、それと今後の官民連携による空き家対策の展望について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

市と支援法人の連携体制としまして、市は支援法人に対し指定と監督を行い、支援法人は業務の報告義務がございます。支援法人は、空き家所有者、活用希望者からの相談対応、情報提供や必要な援助を地元企業、専門家などと連携を取りながら実施していきます。今回、一般社団法人リノベーション沖縄を支援法人として指定し、本市だけでは対応が困難な空き家の解決への体制を構築しております。また、現在２団体から申請があり、支援法人指定に向け手続を進めております。今後は、支援法人による相談窓口の設置など、空き家の所有者、活用希望者が相談しやすい環境をつくり、さらには国の支援制度の活用なども検討してまいります。

◎我如古三雄君

支援法人として指定されたリノベーション沖縄、市からの業務委託料というのは発生するのかどうか。

◎建設部長（下地睦子君）

内容といたしましては、市のほうで空き家の情報を提供して、その提供された空き家について、これは所有者の同意を取ってですけれども、それを提供しまして、その空き家の方とこういうふうにリノベーションしたい、リフォームしたいという内容でもって空き家を改修してお貸ししたり、そういう手続を行うというものですので、市としましては必要な経費については一部助成と、補助をすることもございます。

◎我如古三雄君

今後の空き家の様々な有効活用に大きな弾みと期待をするところであります。この件について市長、何かありますか。

◎市長（嘉数　登君）

家賃高騰ですとか住宅の不足等、特に定住条件の整備という面では大変大きな課題になっているということで捉えておりまして、先日、国への要請の際にも内閣府の職員といろいろと意見交換した際に、活用できる既存ストックがあるのにそれを活用しない手はないですよねというお話もあったように、まさにそういう地域に眠っている資産、それを活用していくことは当然その持ち主にとってもメリットになりますし、借手にとっても非常にメリットになるというふうに思っておりますので、指定法人１か所指定しましたけれども、あと２か所検討しておりますので、そういった指定管理法人も活用しながら速やかにマッチングができるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、移ります。有料ごみ袋購入費の廃止について。

最近の物価高で有料ごみ袋の購入費が家庭の負担になっております。特に子育て世帯や高齢者世帯への影響は大きいと思います。ごみ減量や分別意識の向上は一定の効果は定着しております。そこで、市民の生活を支援するため、有料ごみ袋の購入費を廃止して、家計を支え、市民生活支援に全力を尽くすべきだと考えますが、当局の見解を伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

有料ごみ袋の購入費の廃止についてでございます。宮古島市指定ごみ袋は、平成20年４月から導入され、ごみの減量化及び資源化並びに焼却炉の負担軽減や最終処分場の延命化を図るため、市民の皆様にごみ処

理費用の一部を負担していただいているところです。我如古三雄議員のおっしゃるとおり、近年の物価高による家計負担は大変なものであるというように認識しておりますが、現在のところ、生活保護受給世帯には年間50枚のごみ袋を無償配布しているほか、上昇しているごみ袋の製造コスト、これを価格転嫁せずに価格を維持しているところでございますので、制度の継続についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎我如古三雄君

次に、不発弾処理対策について伺います。

本市における不発弾処理状況はどのようになっているのか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

本市における不発弾処理状況についてお答えいたします。

先週９月18日には、糸満市において民家解体中の不発弾が爆発したニュースが報道等により紹介されております。本市における不発弾処理状況については、陸上自衛隊第15旅団第101不発弾処理隊に確認しましたところ、不発弾処理隊による処理がスタートした昭和47年から昨年度末の令和７年３月末までで処理件数832件、処理重量83.5トンとなっております。今年度におきましても、本市において４件の不発弾処理を実施しており、0.2トンの不発弾を回収しております。また、来月以降においては、爆破処理を行う予定で現在調整を行っているところです。

◎我如古三雄君

次に、島内に残されている不発弾がかなりあると思います。その危険性、あるいは探査事業の周知と取組をさらに強化すべきと考えます。その対策はどのようになっているのか。

◎総務部長（上地俊暢君）

島内に残されている不発弾について、探査事業の周知と取組の強化についてお答えいたします。

本市においては、沖縄県が実施する不発弾等処理事業の問合せ先窓口を防災危機管理課で担っております。当事業の周知については、市ホームページへの掲載やパンフレットを配布し、市民、事業者に対し積極的に周知を図っております。不発弾処理事業では、農地については広域探査発掘加速化事業、住宅開発については住宅等開発磁気探査支援事業がございます。農地などを対象とした広域探査発掘加速化事業については、市民のニーズが非常に高く、年２回の募集となっておりましたが、沖縄県と協議し、次期探査要望の申請受付を住宅等開発磁気探査支援事業と同様､年間を通して随時受付できるようにしております。今後も沖縄県と連携し、不発弾対策に取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

この探査事業については、県の支援事業がありますけれども、その活用はどのようになっているのか。

◎総務部長（上地俊暢君）

住宅開発磁気探査支援事業と広域探査発掘加速化事業の活用状況についてお答えいたします。

住宅開発磁気探査支援事業につきましては、令和２年度から令和６年度まで55件の受付を行っております。それから、広域探査発掘加速化事業については、令和２年度から令和６年度までで109件（〰部分は131頁に発言訂正あり）の受付を実施しております。一方で、受付件数が多いことから、実施までに一定程度の期間がかかるということで、申請者には事業実施を待っていただいている状況でございます。

◎我如古三雄君

この不発弾処理についてはかなり年月を要すると言われておりますが、一日も早く市民の不安解消、危険性除去のためにはしっかりと取り組んでいただきたいと強く要望したいと思います。

次に、農業振興についてであります。農振除外申請についてでありますが、宮古島農業振興地域計画の総合見直しに伴う農振除外の手続が、申請件数の大幅な増加で関係機関の精査に時間を要し、作業に遅れが生じている。影響についてどのように対処しているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

宮古島農業振興地域整備計画の全体見直し、これは前回、令和２年度に農用地区域からの除外等の要望を受け付けまして、令和３年度末の完了を予定しておりました。ただ、要望件数の多さから処理作業に不測の時間を要しまして、予定より大幅に遅れ、令和５年度に完了しております。現在、作業を行っている全体見直しにつきましては、当初令和７年度から作業を開始する予定でありましたけれども、見直し作業が大幅に遅れた前回の反省点を踏まえまして、令和６年12月から前倒しで業務を開始しております。今年度におきましては、５月から６月にかけて地域説明会を開催、７月から８月末までの２か月間で農用地区域からの除外等の要望を受け付けており、見直しの作業はこれまでのところ予定どおりに進捗しております。

◎我如古三雄君

見直し申請については、作業に遅れが生じていないというふうな認識でよろしいですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今年度の作業につきましては、予定どおりということでございます。

◎我如古三雄君

今回の除外申請件数と本市圏域に与える効果について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今回の全体見直しに伴う農用地区域からの除外要望件数は97件となっております。面積にしまして35.3ヘクタール。

本市圏域に与える効果についてでありますけれども、農用地区域の除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に掲げられた要件を満たした上で、協議により沖縄県の同意を得なければ除外はできないことから、提出された要望が全て認められるわけではございません。前回の見直し時におきましても、申請270件中141件が除外されております。土地が除外された場合の本市に与える効果としましては、農用地区域から除外され、その後、農地転用などによる土地の形質変更が可能となれば、戸建て住宅や共同住宅の増加による住宅不足の緩和や宿泊、商業施設の増加による観光産業などの振興が期待できると考えております。一方、農用地区域からの除外が認められない土地については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保や自然環境を維持すべき土地として、農村文化の継承や良好な景観の保全等の効果をもたらすものと考えております。

◎我如古三雄君

現在、全体の見直し作業が始まっていると思いますが、地域別において、地域別の要望件数と要望筆数はどのようになっているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

地域別の要望件数と面積でお答えしたいと思います。

まず、全体で97件のうち平良地域が54件、城辺地域８件、下地地域５件、上野地域15件、伊良部地域15件となっております。面積ですけども、全体で35.3ヘクタール、平良地域17.4ヘクタール、城辺地域3.1ヘクタール、下地地域1.1ヘクタール、上野地域5.5ヘクタール、伊良部地域8.2ヘクタールとなっております。

◎我如古三雄君

次に、所有者不明農地対策についてであります。

土地所有者の死亡に伴って親族への相続がなされていないことや、相続人が登記せずに土地を放棄しているなど、また地権者が島外に転居し、土地を放置するなどの事例が頻発し、所有者不明農地が増加し、深刻な状況でありあります。以上を踏まえて伺いますが、本市における所有者不明農地の現状と将来的に耕作見込みがない遊休農地について伺います。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

本市における所有者不明農地の現状といたしましては、我如古三雄議員ご指摘のとおり、相続登記が行われないままの農地や島外在住者の遊休農地がある現状ではありますが、令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されたことにより、相続登記後、農業委員会への届出が多くなってきており、所有者不明農地の解消につながっているものと考えております。当局といたしましては、届出の必要性を市民の皆様方へ再認識していただくため、周知を図るとともに、毎年、沖縄本島や関東地区など島外在住者を対象とした不在地主農地相談会を実施しており、農地の権利設定や地元担い手への農地の移転などを促し、農地の集積、耕作放棄地の発生防止に取り組んでおります。

◎我如古三雄君

次に、葉たばこ生産振興についてであります。

沖縄県葉たばこ耕作組合から葉たばこ生産基盤の強化に関する要請がありました。以上を踏まえて伺います。県の補助事業採択されるための市への要請に対する市当局の取組についてどのようになっているのか伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

去る７月15日に、沖縄県たばこ耕作組合から令和７年産の販売日程、耕作農家の現状説明として、市長への表敬訪問が行われました。その中で、生産農家を取り巻く現状を踏まえ、葉たばこ作の経営継続に向けた支援の一環として、補助事業活用について支援の協力依頼を受けております。実際に沖縄県たばこ耕作組合からは、沖縄県の実施する産地生産基盤パワーアップ事業を活用した機械の導入等についての要望があったことから、市としては事業実施に向け事業者がより有益に活用できるよう国、県の補助メニューの検討をしながら、今後は補助事業活用について沖縄県たばこ耕作組合への事業説明等を行い、事業実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、道路行政についてであります。

市道野原前方線の改良について。野原部落会においては、地域振興策として市道野原前方線の改良工事の整備などを前提に、陸上自衛隊配備計画において条件を付して配備容認としたとして現在に至っており

ます。本路線は、航空自衛隊宮古島分屯基地前から野原集落の中央を通り、陸上自衛隊宮古島駐屯地ゲート前、県道平良新里線に通じる基幹路線であります。近年、車両の往来が激しく、特に自衛隊の特殊大型車両等の往来が頻繁になっております。また、歩道がないため、危険度が増している状況であります。地域住民をはじめ、多くの利用者からも両側歩道を取り入れた早急な整備を強く望んでおります。整備に向けた取組はどのようになっているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

市道野原前方線の歩道設置につきましては、平成21年６月29日付、野原部落会ほか４団体名で要請が行われております。歩道設置事業は、社会資本整備総合交付金、これは補助率は80％になります。その交付金を活用し事業を進めております。今年度は、A―56号線など５路線を実施しているところです。事業には要請や利用頻度、危険度など、様々な状況を踏まえた優先順位がございまして、今後の計画として城辺35号線などを予定しております。その次ということになりまして、野原前方線につきましては、今後の進捗状況にもよりますが、令和12年度の事業実施に向け計画しているところです。

◎我如古三雄君

この野原部落会は、市長の要請行動にもありました。今現在、野原コミュニティーセンターの建設に向けて部落挙げて頑張っております。その件で市長が防衛省に出向いて、補助率の問題も取り組んでおりますし、また航空自衛隊宮古島分屯基地と陸上自衛隊宮古島駐屯地に挟まれた地域であるというふうなことからも、宮古島の防衛は野原部落が担っていると言っても過言ではないというふうに思っております。航空自衛隊、陸上自衛隊とのまた友好交流、いろんな様々な生活上の問題もやっておりますし、野原部落会の要請に対しては少なからずとも当局の総意をもってぜひ強力に進めてもらいたいと強く要望いたします。

次に、公園整備についてであります。野原大嶽城址公園展望台整備工事についてであります。大嶽城址公園展望台整備工事の、これまで数回にわたって入札が不調と伺っておりますが、現在どのような状況なのか。

◎建設部長（下地睦子君）

大嶽城址公園の展望台整備工事につきましては、昨年度に発注しましたが、５回入札不調となっております。要因として考えられる理由につきましては、近年の宮古島内での官民の建築工事の増加による建築作業員、技術者の確保が困難な状況などと思料されます。今年度は、単価の入替えを行い、８月に入札を実施しましたが、再度入札不調となっております。現在は、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づき、随意契約のための見積り依頼を行っておりまして、９月中には事業者が決定する見込みとなっております。

◎我如古三雄君

そうしますと、工事発注が来月から始まるというふうなことで、供用開始はいつ頃を予定していますか。

◎建設部長（下地睦子君）

10月から、10月後半、下旬になると思うんですけれども、10月下旬から着手しまして、大体年度内に完了する予定です。令和８年度の当初、４月、５月の供用開始を目指しております。

◎我如古三雄君

公園整備は大事な市の課題でもありますし、多くの公園が宮古圏域にはありますけれども、この野原地区の大嶽城址公園はまた展望台から眺めると宮古島市の全ての島が一望できるというふうな、かなり立地条件にも適しております。早急な整備を強く要望したいと思います。

次に、消防行政について。消防署上野出張所新築工事の取組についてであります。現在の進捗状況について伺います。

◎次長兼消防署長（狩俣勝彦君）

上野出張所新築工事につきましては、現在、用地や設計等、詳細の部分の調整を進めております。調整等が終了しましたら予算の補正等を行い、速やかに工事の発注の準備を進め、事業の早期着手に向け作業を進めてまいります。

◎我如古三雄君

供用開始はいつ頃になるのか。

◎次長兼消防署長（狩俣勝彦君）

供用開始については、令和９年の上半期を予定しております。

◎我如古三雄君

次に、教育行政についてであります。

教育行政に対する教育理念についてでありますが、宮城克典新教育長の教育理念について伺いたいと思います。

◎教育長（宮城克典君）

初日の一般質問、答弁で貴重なお時間をいただき、感謝申し上げます。改めまして、６月定例会で可決され、７月７日から教育長を拝命した宮城克典と申します。就任後２か月を過ぎ、日々の実務に追われる毎日でありますが、宮古島市民の負託を受けた責務の重さを感じつつ、皆様方の支えをもって誠心誠意務め上げる覚悟です。

教育行政に対する教育長の理念ということでご質問いただきましたので、お答え申し上げます。私が自身の教育理念を顧みるとき、常々原点に返る一丁目一番地の条文がございます。それは、教育基本法第１章、教育の目的及び理念における第１条、教育の目的でございます。第１条、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とうたわれております。私自身、通算で36年間の教諭、社会教育主事、指導主事、学校での管理職、教育事務所長等の教職経験の中で心がけたことは、子供たちは国の宝であり、たくさんの可能性を秘めたダイヤの原石のようなものだということです。その原石は、教師との出会いや学校での学習、部活動、行事等を通して時に励まされ、時に叱られながらも切磋琢磨し合うことで磨きがかかり、心身ともに人格の完成に近づき、文字どおり立派な国民に成長していくのではないでしょうか。このことを念頭に、令和４年に策定した宮古島市教育ビジョン、第三次教育振興基本計画では、郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性、社会性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を基本理念に据えています。生涯学習の振興については、人生100年時代を見据え、学校教育以外の面でも多様な学びの享受に向け、潤いと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実、併せて社会教育、生涯スポーツの振興に各関係団体と協力し合いながら進めてまいりたいと思います。

そして、何より島嶼県沖縄では「人材をもって資源をなす」、これは教育委員会だけでなく、市民挙げてのスローガンだと考えます。宮古島市の学校教育における未来を担う児童生徒の目指す４つの姿を確認させてください。１つ、命どう宝、２つ、アララガマ、３、ユイマール、４、博愛の心となっております。これらのことは、私たち宮古島の先達、先人たちが苦難の歴史や自然災害からその都度にアララガマとはい上がり、力を合わせて乗り越えてきた姿にほかなりません。不易流行という言葉があります。大きく時代が変革し、Society5.0時代が加速度的に押し寄せる流行の波の中にあって、見失ってはいけない不易とも言えるこの４つの心をまずは育み、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者の価値、価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な荒波を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な宮古島市の担い手、つくり手となるための資質能力を保護者や市民と共有しながら育成してまいりたいと存じます。

◎我如古三雄君

次に、コミュニティ・スクールの取組についてであります。

特色ある学校、地域づくりを目指すコミュニティ・スクールの設置に向けて、令和８年度までに市内全ての小中学校で設置するとしております。制度の内容、取組の進捗状況について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

コミュニティ・スクールの取組状況についてお答えをいたします。

まず、制度の内容についてであります。コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールといいます。令和８年度中の学校運営協議会の設置に向けて今取り組んでいるところです。学校運営協議会は、保護者や地域に住む住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、迅速かつ的確に反映させ、よりよい教育の実現に向け取り組むとしております。主な機能といたしましては３つありまして、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、２つ目に学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる、３つ目、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることができるとなっております。取組の進捗状況につきましては、令和５年度に池間中学校区を皮切りに、令和６年度に６校区、令和７年度にも一応６校区の設置を予定をしておりまして、最終年度の令和８年度は２校区の、合わせて15校区の設置を目指しております。

◎我如古三雄君

以上、行政各分野において課題解決に向けてしっかりと取り組んでいただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

（農業委員会会長、農業委員会事務局長、退席）

◎下地信男君

９月定例会、今定例会はもうさよなら議会ということで、４年間を終えました。この１期４年間の一般質問を振り返りながら、私は基本的には提案型の質問ということを心がけてきたつもりですけれども、中にはしっかりと当局が捉えて事業を実施した質問もあります。ただ、多くはもう積み残されたままの状況

だというふうに認識していますので、この４年間を振り返りつつ、また積み残された事業が今どういう状況にあるのかということを中心に質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず市長の政治姿勢についてであります。与那覇湾及び周辺利活用計画について。利活用計画の中で、魅力的な景観づくりというのが計画の中にありますけれども、かねてから下地線の沖縄製糖株式会社前の赤名宮から消防詰所の前までを整備してほしいと。要するに与那覇湾を道路から望む間に雑木が繁茂して、なかなか景観を望むことができないということがあって、これまでも要望してまいりました。一時期実施した、ある区間実施しましたけど、その後全く進捗がないということで、改めて今回要望になります。下地線のファミリーマート宮古下地店前から宮古島市消防団下地詰所までの間の沿道沿い、護岸から道路の間の雑木が繁茂している部分を何とか景勝地として整備していただきたいという要望です。お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

下地線、ファミリーマート宮古下地店前から宮古島市消防団下地詰所までの沿道整備の件ですが、まず国道と上地護岸の間には土地がございますが、こちらのほう下地信男議員ご指摘のとおり、雑木、雑草が生い茂り、景観上よろしくない状態となっているというふうに私ども認識しております。ファミリーマートから消防団詰所までの土地は、県所管の土地、それから消防団下地詰所の近くが私有地となっております。それぞれの管理者に対して雑木、雑草の除去を要請していきたいと考えておりますが、それから海側の上地護岸、こちらの護岸のほう、こちらのほうは県の宮古土木事務所に確認しましたところ、地域からの依頼があれば対応可能ということでしたので､私たちのほうからも護岸から水鳥などが観察できるよう、景観上の見栄えも含めて与那覇湾が一望できるように雑木等の除去を要望してまいりたいと思っております。

それから、下地信男議員ご指摘、何年か前に市のほうでやったという件ですけども、こちらのほうは赤名宮から沖縄製糖株式会社前までのバス停のところ、そこは市の土地となっておりますので、ただこちらのほうは保安林となっているため、保安林に手をつけないような形で県の農林水産振興センターと事前協議した上で、雑草などの下草を中心に刈るというような作業を過去に行っているところです。

◎下地信男君

今環境衛生局長がおっしゃるとおり、護岸については県の宮古土木事務所維持管理班の担当になっています。私も個人的に、もうあまりにも護岸の雑草が、雑草といいますか、樹木の繁茂がひどいので、直接出向いて、何とかしてくれということで一度撤去してあるんです。ここは県と市との連携でもうこの景観を維持していく、あるいは改善していくということを、定期的な清掃作業というか、整備に向けていろいろ話合いをしてください。これは要望としておきます。全体的な計画の進捗がなかなか見られないということもこれまで指摘したつもりですけれども、これは短期的、中期的、長期的な視点で何からするかということは検討したいという回答がありました。この作業もぜひ進めていただきたいというふうにお願いします。

次の質問です。２番目、自治会の防犯灯のＬＥＤ電球化について。これは、６月定例会で自治会施設等ＬＥＤ化促進事業補助金として8,000万円の予算をつけていただきました。市長、本当にご英断ありがとうございます。これまでと併せて、市では自治会の管理する防犯灯等のＬＥＤ化、これが切替えがされてい

ないがために電気代が高いという状況を市の予算で改善してくれたということで、自治会の皆さん方は大変感謝しているということは私も感じておりますし、聞いております。このＬＥＤ化促進事業、8,000万円予算ついて、年度内の執行ということなので、これ今どういう状況になっているのかという進捗状況をお答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

事業の進捗状況でございます。９月18日現在で申請件数が52件ございました。最終的な執行率は約60％となる見込みを考えておりまして、当初80自治会の予算で8,000万円の予算を計上したところなんですが、最終的には55件程度になると見込んでおります。

◎下地信男君

事業費ベースで60％ということですよね。思ったより少ないという感じがしておりますけども。この事業を実施するに当たって、自治会からの要望といいますか、意見等々、これがありましたらどういった意見が上がっているのか、要望等含めてお願いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

自治会からの要望等についてでございます。本市が実施しております自治会施設等ＬＥＤ化促進事業に関しましては、自治会が管理する防犯灯について幾つかの要望が寄せられております。主なものとしましては、新規に防犯灯を設置したいということの要望になります。これにつきましては、本事業が既存照明の更新に限定されておりますので対象外となりますが、自治会が管理する防犯灯の増設を支援するほかの事業活用をご案内しているところでございます。また、防犯灯のＬＥＤに切替え申請に係る費用の支援ですが、本事業においては防犯灯をＬＥＤに切り替える場合は、切替え申請にかかる費用についても交付対象としており、自治会の費用負担の軽減の支援を行っております。以上のような要望を踏まえ、市としましては引き続き活用できる事業等の周知と支援を行うことで、地域の皆様の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

◎下地信男君

この事業は、自治会を運営するに当たっては、自治会運営費用がとても軽減されるということでありますので、ただまだまだ要望はあるようです。その辺にもしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。

次、宮古広域公園は後にしまして、航空自衛隊の救難ヘリ部隊の誘致。これずっと離島であるがゆえの急患輸送等についても結構時間がかかっていて、それが命にも関わる事案があるので、何とか機動的に、あるいは宮古に常駐するそういった部隊が必要で、部隊というか、機関が必要ではないかということで救難ヘリの誘致というのが出てきました。さきの質問で市長は関係機関と意見交換をしてみたいという答弁をされておりますが、その後の状況についてお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

航空自衛隊の救難ヘリ部隊の誘致についてお答えいたします。

航空自衛隊救難隊の誘致について、関係機関との意見交換を行う機会を持てていないところでございます。一方、現在、沖縄県主導で消防防災ヘリの導入に向け協議が進められていることから、引き続き関係機関との意見交換や情報収集に努めてまいります。

◎下地信男君

つまり関係機関との意見交換はまだできていないということだと思います。ただ、これまでも消防機関との充実であるとか話が出ますけど、やはりもう時間がかかり過ぎるという。やはりこの宮古島市にそういう部隊や機関を置く必要があるというものの中からこの話は出てきているので。これが先島地区のいわゆる安全保障に関わるかという部分ではなくて、市民の命をどう救うかという観点から、ぜひ今後取り組んでいただきたいなということです。これは従来まで言っているとおりでございます。引き続きご検討お願いします。

旧上野庁舎の六次産業化の取組につきましては、遅れた理由は何か、それから供用開始がいつになるかという話、これは担当課に確認をしたところ、遅れた理由もこの議会で答弁されているところですけども、供用開始は来年３月頃、２月から３月頃にかけてなるということなので、この質問は割愛をさせていただきます。

次に、地域振興、佐良浜中央線整備について。佐良浜地域振興協議会から中央線の早期対応についての要請がございます。この件について市の対応はどうなっているかお答えください。

◎建設部長（下地睦子君）

佐良浜中央線の進捗状況についてお答えいたします。

本路線については、佐良浜地域振興協議会などから令和４年２月25日、令和６年１月23日、令和７年６月14日の３度要請がございました。現在、令和６年度に行った概略設計を基に、対象となる土地、家屋の所有者確認及び相続の有無について調査を実施しております。調査を進める中で、未相続の土地が多く確認されております。採択要件について、県から全ての地権者の同意が求められているため、全員の同意がなければ事業のスムーズな採択が難しい状況にございます。全ての地権者の同意が得られた時点で沖縄県に要請を行う予定です。市としましては、引き続き佐良浜地域振興協議会などと協力し、新規採択に向け業務を進めてまいりたいと考えております。

◎下地信男君

この中央線の早期対応ということですけれども、事業の必要条件というのが地権者の同意が必要ということですよね。これ合併当時からこの事業は佐良浜地区の皆さん方から要望があったと思います。合併にかける期待も多分多々大きなものがあったと思います。なぜなら、合併というのはもう財政のスケールメリットを生かして地域の困難な課題を解決していくというのが合併当時の共通する認識だったと思いますので、ただもう20年たってもなかなか動いていないという状況からすると、この事業は先送りされてきたなという感じがします。早急に、この地権者の同意について地元でも一生懸命取り組んでいるという声がありますよね。やはりこれが必要条件だということはもう、これをまずクリアしないといけないということなので、まず何からすべきかということを絞り込んでやっていく必要があると思います。

これ質問、関連するんですけど、この事業を実施するに当たっての想定される事業の財源というのは何になりますか。分かりますか、建設部長。準備していない。すみません。今できますか。お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

想定しております事業といたしましては、沖縄振興公共投資交付金（〰〰部分は110頁に発言訂正あり）、これは補助率80％を活用したいと考えております。

◎下地信男君

社会資本整備総合交付金、これは公園などを整備する事業ですか。それとは別の事業ですか。いいです。分かりました。財源も想定されているということなので、まずは佐良浜地区の皆さん方とやはり地権者の同意をしっかり取っていくということから、担当職員にも力を、しっかりとやっていただきたいという思いがあります。この事業というのは、市にとって優先順位というのはどんな感じですか。すみません、建設部長。答えられますか。できましたら地元の意見を聞いて、地元の方々とも協力をしていただいて、この事業が少しでも進むような努力を期待したいと思います。

次の公共施設の管理について。旧来間小中学校の利活用についてですけれども、この件については去年３月に同意案が出されて否決されたということで、否決された要因が、地域住民の総意が確認できないということが理由だったと思います。今月10日に、この地域の自治会長の皆さん方からお願いされて意見交換がありました。市議会議員の中からも４名ほどいろいろ声かけがあったということで４名参加しておりますけれども、この地元の、要するにこれ手続の問題なんですか、地元の合意が得られていないというのは、自治会の総会では得られたけれども、何か一人一人聞くと自分は承認していないよというのがあったと言って、とてもちぐはぐな状況になっているなということを感じましたので、総会で認めていればもういい、総意になっているという地元の主張と、総会に行ったある人の言うことを聞くと、自分は認めていないよというところをどう整理すればいいのかなという話もありました。これが議会の合意に関わることなので、承認に関わることなので、やはり地域住民というのはこういう形が合意ですよという部分をぜひ地元の皆さん方とも意見交換しながらやっていただきたいんです。同じような状況を繰り返さないためにも。事業の跡利用の計画は、いろいろ提案材料としてはあるようです。ただ、まだまだ地元では十分に浸透されていないということなので、この辺は少し前回の反省を踏まえていろいろまた関わりをしていただきたいなと思います。

次に、旧下地町中央公民館の周辺の管理について。まずは建物の処理方針です。これは解体といってもう多分七、八年ぐらいなりますか、そういう処理方針というか、その施設をどうするのかということをまずお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧下地町中央公民館の処理方針についてお答えいたします。

旧下地町中央公民館は、建築から48年経過しており、市の公共施設等総合管理計画においても方針は解体となっております。公民館の機能については、現在、旧下地保健センターに移転しているところでございます。取壊しの時期については、今年度、財産処分等の手続の確認を行っている状況であり、順調に進めば令和８年度に解体工事を計画したいと考えております。

◎下地信男君

令和８年度に解体をするということで、あと１年半以上かかるわけですよね。その跡地はいろいろ考えがまだ、出ているのかいないのかよく分かりませんけれども、これも要望ですけど、あの一帯というのは旧福祉、今もうコンテナ置場になって、何か資材の材料置場になっているんですか。あの地域は、旧下地町では文教あるいは福祉施設が集約されて、それぞれの事業をお互いに連携しながら、もうにぎやかなエリア、市民活動エリアでした。幸いに、市が実施する地域賑わい創出事業にもこのエリアが指定されているということで、今後のあの跡利用ということもいろいろ考えていただきたいなと思うんです。隣のあの

児童館も、築38年と言っていましたか、これから老朽化が進んできて、また後を考えなければいけないということを考えると、あの地に子育てから高齢者福祉までに至る、そういった機能を持つ総合的なコミュニティー施設というんですか、学習施設というんですか、社会教育施設と福祉を併せた総合的な施設をぜひ造っていただきたいという願いです。児童館はまだ解体早いという話がありますので、何とかつなぎで連結をして、あの一帯をもう文教施設、福祉施設として、市民が集う、にぎわい創出事業との兼ね合いもあるので、そういう方向での利活用をぜひお願いしたいと思いますので、これはご検討ください。

この公民館の周辺敷地が今雑木が繁茂していて、児童館の活動にも影響があるという話がありました。この雑木、雑草、これを何とかしていただきたい。お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧中央公民館の周辺にある施設の雑木、雑草についてでございます。その土地については、現在、ビニールハウス、それからプレハブ等も設置をされております。市町村合併前に設置された施設でございますので、現在、整備にかかった書類等を確認しておりますが、現在確認できておりません。国、県の補助金等で整備が行われたかどうか確認する必要があると考えております。一方、雑木や雑草については、近隣住民の生活に影響があるということでございますので、早急に伐採、清掃を行いたいと考えております。

◎下地信男君

ぜひきれいにしていただきたい。ただ、近隣住民からもやぶ蚊が大変だというような苦情がありました。この温室ですけど、下地地区の敬老会のときに、当時婦人会で活発にされていた方から花いっぱい運動もしたよねとか、地域の皆さん方もよく来て手伝いをしてくれたよねという、社会教育の拠点でしたので、補助金が入っているかどうか調べているということなので、きちっと整理して、あの児童館の子供たちも安心して遊べるようなエリアをつくれば有効な活用できるのかなと思います。これ検討してください。

次、消防行政について。消防職員の増員についてです。現在の定数と現職員数について伺います。

◎次長兼消防署長（狩俣勝彦君）

宮古島市職員定数条例、消防職員の定数は93名。現在いる職員数は83名となっています。

◎下地信男君

10名、定数から減という状況です。この間の委員会でも私聞きましたが、この10名減というのは会計年度任用職員で賄っているという話でした。6月定例会に、常備消防費の中に約940万円の時間外勤務手当の補正があったんです。これ何でいきなり940万円までの超過勤務手当があるんだという話をしたら、これまで消防職員が勤務していたのは代休で処理していたと、今嘉数登市長になってからこれが時間外勤務手当として正規な形になったんだよという話がありました。940万円というそれだけの超過勤務をやっているのかという話を消防署長に、消防総務課の皆さん方に話を聞いたら、消防職員というのは休暇中も業務からいきなり来てくれと動員されるケースが多々あると。要するに消防職員はもう休暇中、家族とゆっくりしている場合も、友達といろんなレクリエーションして遊んでいる場合も、常にその準備があるという認識をしていました。県全体の消防局にも指令センターというのがありますけど、そこを経験したある糸満市の消防職員の方ですけれども、沖縄全体としてそういったのはなきにしもあらずだけど、宮古島はひどいねと、そういう環境にあるねという話で、これ消防職員というのは、では今俗に、ちまたで言われているワーク・ライフ・バランスどころではない、いつでも出てこいという状況にあるということですよね。こ

れだと消防職員の今後の人材確保というか、成り手はもう多分今のご時世ではなかなか厳しい状況になっていくんではないかと私は思います。少なくともこういう環境は、休暇は休暇、しっかり休める、何のために休暇があるかということです。それが常に準備しておかなければならないという状況は、私はもう異常だと思います。消防本部としては、市のほうに毎年職員の増をお願いしているそうです。要請しているそうです。これはなかなか受け入れられていないということで、独自の予算を組んで、もちろん市が財政的負担しますけど、コンサルタントに委託しても適正な消防体制というのは宮古島市の環境で何名ぐらいが適正なのかと今調査しているらしいんです。これが３月末に上がってくるので、これはもう多分当局にこういった状況になっていますという話があるんですけれども、なると思いますけども、私は増やすべきだと思うので、もしコンサルタントに委託したこの成果の中に、いや、もうやはり93名体制が必要だとなったときに市はどういった対応をされるのかと市長の見解を伺いたいと。

◎市長（嘉数　登君）

まず、下地信男議員ご指摘といいますか、ご懸念の消防職員が置かれている状況について説明したいと思います。

平成22年度に策定されました宮古島市定員適正化計画によりまして、消防職員は82名となっております。それにより、東日本大震災以降においても、削減目標を達成するために、平成23年の95人から現在は83人の目標数値にとどまっているのが現状でございます。また、職員が勤務終了後、これ非番ですとか週休日がありますけども、招集された人数ですけども、令和６年の１年間で114回の非常招集がございました。こうした実情を受けまして、先ほど下地信男議員もおっしゃっていますけども、今年度は消防本部内に検討プロジェクトチームを立ち上げ、これ委託業者の協力の下、当市の消防職員の適正な人数等の算出する作業を行っております。この算出された資料のチェック、精査を行いまして、その上で増員が必要との判断になれば、今後必要な増員については前向きに進めていきたいというふうに考えておりまして、これは私は前々から、複数地点で災害が起こった場合にどう対応するかという問題ですとか、消防職員といえどもやはりワーク・ライフ・バランスというものをしっかりと確保しなければいけないという観点から、消防職員の増員による救急体制の充実強化と長期派遣時の勤務員不足への対応、当然その勤務だけではなくて研修等、島外に出て研修を積む必要もございますので、そういった体制整備のためにも増員が必要というふうに考えておりましたので、しっかりと検証して対応してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

とても今の嘉数登市長の答弁は前向きな答弁だったと思います。この他の、糸満市の消防の方にですね、友人がいますので、その方に聞きましたら、宮古島市の特異性というのがあって、沖縄本島は近隣の消防本部に依頼をして援助してもらうというのはもう常に可能だということで、ある意味この職員の意識というのもやはり緩やかというか、ところが宮古島はもう、離島はもう石垣市も含めて宮古島、離島はもう自分たちでやらなくちゃいけないというところがあって、これ多分精神的にもいろんな負担になっているんではないかという気がします。そして、県内全体、いろんな消防に対する、需要と言ったらおかしいんですけど、要請が増えていて、この対応というんですか、定数を増やして、その定数に近づけようという、増やしている状況にあると。逆に宮古島市は定数があって、定数から離れて減少、減らす方向にあるというのが、これは今のご時世に逆行しているんではないかということも友人は指摘していました。私もそう

いう感じがしていますので、特に消防職員の皆さん方の話を聞くと切実な声が返ってくるので、市長、こういう声を酌み取って、またコンサルタントに委託している内容も十分検討されて、ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。

次に、農林水産業。竹アラ地区の問題で、いろんな新規土地改良事業の採択に影響が出てきているようです。もうちょっと慎重に設計をしないといけないねというふうな、県もそういう感じで、補助金の交付というのは１年から２年遅れとなっているようです。ただ、土地改良を待ち望んでいる農家もいますので、その辺はスピーディーに対応していただいて、本当にこの竹アラ地区のような事例がないように対応していただきたい。これは農林水産業、ただ逆により慎重にならなければならないんだなということが竹アラ地区の教訓だと思うんです。その辺はコンサルタントに丸投げしてというんですか、全てお願いしていた部分を市も一緒になって考えると。設計の段階から参画していくということを、やはりそういった元の形に戻すということは、職員の皆さん方意識も含めてこれはいい教訓になったのではないかなと思います、ある意味では。その辺も含めて対応をお願いします。

次に、自然環境の保全ですけども、国定公園指定、八重干瀬を中心とする、今起きています。質問は進捗状況ということですけども、これ指定に向けた課題がいろいろあると聞いていますので、この辺を、指定に向けた課題について伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

課題といいますか、国定公園指定の申請は自然公園法により都道府県が行うことと定められていることから、調査結果の共有や公園計画の内容検討など、沖縄県と密に連携を取る必要がございます。なので、申請をスムーズに進められるよう、沖縄県とさらに連携してまいりたいと考えております。

◎下地信男君

来間自治会で次の来間島を創造する実行委員会というのがあって、島のヤシガニツアーであるとか蛍観察ツアーということを地域おこしの一環としてやっている団体があります。この来間島というのがそういった魅力的な島であるということをやはり観光客にも知ってもらうという意味で、地域おこしということなんですけども、やはりそこには自然保護と、自然を大事にしていくということがまず大前提だということを念頭に置いてやっていますけども、なぜ国定公園がこの八重干瀬と、それから北部の一帯だけなのかと。宮古島全体を国定公園に指定して、そういった今の状況というのはなぜ一部だけなのかというお話があって、来間島も含む宮古島全体もこれ指定に向けて動くべきではないかという要望というんですか、来間自治会からありました。この件について、なぜこの一定の地域だけを指定に向けてやっているのか、その理由をお願いします。できたらこの全体に指定することについて当局の見解を伺います。

（「議長、暫時休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

指定範囲を拡大できないかということに対してお答えします。

令和４年度から実施しております自然環境調査の調査項目は、景観要素として地形、地質、植生及び野生生物など、多岐にわたることから、指定範囲の途中拡大は調査費用の確保や指定にかかる期間など、多くの課題が生じることが想定されております。しかしながら、指定範囲の拡大はサーティ・バイ・サーティの目標達成にも寄与することから、環境省及び沖縄県と協議し、検討していきたいと思います。

◎下地信男君

エリアを囲んで今調査を入れているので、全体に広げるとまたこの事業費も、いろいろ課題が出てくるという話だと思います。でも、結果的に宮古島全体をやはり俯瞰してやっていくということは私は必要だと思いますので、ぜひお願いいたします。

次、市営住宅についてです。これはおわびをしなければいけないんですけど、下地川満市営住宅内の遊び場設置ということで、市営住宅自治会から市のほうに施設内に遊び場を設置するように要請がなされていると思います。当局の見解をということですけど、これもう既に予算化されているということで、私は気づきませんでしたけども、予算化されていて、あとはもう自治会の皆さん方とどういった形にするかということをこれからいろいろ協議してやっていきたいということなので、本当に私の理解不足でこういう質問になりました。ぜひ市営住宅の皆さん方が納得する形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、交通安全について。これも下地川満自治会内の、今点滅信号機がありますけど、これを押しボタン式の信号機に切り替えてくれないかという質問です。今下地、どの地域もそうだと思うんですけど、本当に交通量が増えています。前回の答弁では、これが信号機を切り替えるほどの交通量ではないということを警察が言っているということだったと記憶していますけど、今本当に下地線は半分は、50％はもうレンタカーだと思われます。本当に交通量がすごくて、この信号機は点滅信号なので、車が止まりません。シニアカーに乗ったお年寄りたちがゲートボール帰りでここの信号機の前で待っているんです。ところが、川満集落が下り坂で下地方向に向かうんですけど、ここでスピードが出て、なかなかここで渡れなくて立ち往生している高齢者がいます。夏休み期間中に地元の子供たちを使って交通量を調査しようという話もあったんです。それほど現地の皆さん方も、川満自治会の皆さん方もこういう認識でいますので、これまず市が設置する前に交通量調査をしてみたらどうですかという提案ですけど、もちろん信号機が公安委員会からの予算組みになるので、多分納得する形でないと信号機は切り替えられないと思うので、まずは市が何らかの形で交通量調査をしていただきたい。もしくは、いや、もう地元の皆さんがやってくださいならそれはそれでいいんです。いずれにしても、交通量がこの程度だということが分かればいい。ただ、地元から持ってくると、これ本当の数字かということにならないかというのあるので、できたら市がやったほうがいいと私は思っています。この辺についてお答えをお願いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

下地川満自治会内の押しボタン式信号機の設置についてでございます。令和４年にもご質問があったと思います。宮古島警察署に改めて川満地区での押しボタン式信号の設置について問合せを行いました。宮古島警察署は、令和７年９月11日に５時から、夕方ですね、17時20分から18時20分による調査を行っております。当該道路の１時間の往復交通量は約1,005台であるものの、過去１年間に人身事故、物損事故とも

発生していないこと、また調査時間における国道横断歩道者は２名であることなど、信号機設置条件を満たしておらず、現在の１灯点灯式信号機で交通の安全と円滑は確保されていると考えているとの回答でございました。市としましては、地域の皆様から寄せられる交通安全に関するご要望は大変重要なものと受け止めております。今後も現地の状況を注視しながら、交通量や安全面の変化があった際には改めて警察署と連携を図りながら、必要な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

◎下地信男君

私たちの認識と警察が実際に交通量調査したという実際の数字とはなかなか乖離があるようです。どっちが正しいかといえば、もう警察がやったほうが正しいのかなと思いますけども。この数字というのはいただけるものなんですか。後で、では下さい。

次に、雇用促進事業についてです。地域型就業意識向上支援事業というのが宮古島市の雇用創造協議会が実施していた事業があります。これは、キャリア教育の一環として、宮古島の地域にない職種、大手企業などを訪問して、主に関東地域の企業を訪問して、一流企業のいろいろな業務量、その会社の様子などを見て、やはり見聞を広めることによって自らの進路選択を考える機会とすると。これ高校生にもかなり人気があって、これが中断した翌年は宮古島の高校の３校長が多分市長にも要請していると思います。継続要請ですね。それができませんでした。私もこの事業というのはとても意義のある事業だと思いますので、この事業の再開といいますか、どう考えているのかという私の提案に対して、復活してほしいという提案です。これに対する見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

地域型職業意識向上支援事業についてお答えいたします。

この事業は、地域にない職種を主に都市部の企業での体験を通して高校生のキャリア形成を図るため、平成24年度から令和３年度にかけて実施し、一定の評価をいただいております。しかしながら、令和４年度からは、新型コロナの影響により企業訪問が困難になったことが引き金となり、事業の実施を見合わせております。この事業につきましては、高等学校長や保護者などから復活してほしいとの要望があることは承知しております。市といたしましては、若者のキャリア教育や地元就職の促進は地域の将来を支える重要な取組であると考えますので、関係者と意見交換を行い、新たな形での再開も含め、今後検討してまいります。

◎下地信男君

今後検討するということですけども、市長、そこで提案です。教育長も聞いてください。

少子高齢化が進む中で、今までふるさとに愛着を持つ人づくりというのがもう全国の自治体で始まっているというか、やっています。要するに地元の若い人たちをいろんなご当地の島の歴史であるとか文化とか、自然とか言語であるとか産業と、それから今教育長が先ほどおっしゃっていた不易のものと言えると、「人材をもって資源となす」と、そして宮古島は博愛の心、それからアララガマ、ユイマールとは何かと、こういう宮古島を知るための学習というものを、こういった高校生を派遣するというただ単発ではなくて、しっかりしたプログラムをつくって、宮古島をまず知る、宮古島に愛着を持っていただく、そして島を一旦出た若い人たちがこの愛着というのが力となって島に戻ってくると、こういう人づくりというのを総合的にやっていかないと私は島の将来が行き詰まると思うんです。これ九州各県でも始まっていまして、例

えば私が見たのは大分県の市町村の事例ですけど、小学生のチャレンジ教室であるとか未来創生塾である、そういった事業、プログラムをつくって、小学生も参加できる、中学生も参加できる、高校生も参加できるという郷土学習というのをまずやっているんです。郷土を知らないと愛着は湧かない。だから、こういった授業を学校のプログラムとは、エデュケーションが増え、フォーマルエデュケーションとは別に、社会教育と連携してもいいです。こういったキャリア教育というのをしっかりやっていく人づくりが今必要なのではないかと私は感じています。単発的に高校生派遣ではなくて、ここにはきちんとした順序立てのプログラムがあるということが理想なんです。そのことをぜひ、雇用創造協議会という組織があるわけですから、そういった組織を活用してこういうこと、郷土を学ぶ、郷土を愛する心を育むような、人づくり塾みたいなものをやはり取り組んでいただきたいなと思います。

次に、戻って宮古広域公園ですけども、時間がなくなって、12時までには終わりたいと思いますけども。５点ほど質問してありますけど、進捗状況については私も県の都市公園課に出向いていろいろ担当者と意見交換をして、用地面積が今、令和６年度末で5.9%、事業費ベースで8.7%ということでした。今地元で課題になっているのは、市道の皆愛原線の廃止です。これは、ある意味この議会も関わってくるので。今市はこの廃止についてどういうふうに考えているのかお聞かせください。

◎建設部長（下地睦子君）

皆愛原線の廃止についてということですけれども、県は公園整備の方向性としまして、白い砂浜と透明度の高い青い海のコントラストが織りなす美しい海岸風景や、そこで育まれた豊かな自然と文化を最大の資源として生かし、地域住民への日常レクリエーションや観光及び滞在型レクリエーション、需要等へ対応した海と海辺を生かした公園づくりを行うことを目的としているということになっております。そのため、海と連携した公園利用や安全性の観点から、市道皆愛原線を存続させることは困難であると考えているとのことで、地域の方々から理解が得られるよう、今後も引き続き丁寧に説明をしていくとの回答でした。市としましては、今年８月１日に開催された都市公園における民間資金等活用事業に関する検討委員会においても、皆愛原線の存続について地域住民から強い要望があることを念を押して伝えております。今後も市民の、地域住民の皆さんの強い要望があることは継続して訴えてまいりたいと考えております。

◎下地信男君

地元がこの皆愛原線廃止で懸念しているのは、そういう観光地、与那覇前浜ビーチとか東急ホテルに向かう観光客の皆さん方が皆愛集落の中心を通らざるを得ないと、交通量が増えるんではないかと、ここでいろんな騒音とか交通事故、そういうのが懸念されるので、何としても皆愛原線は残してほしいという意見なんです。建設部長がおっしゃられるように、県はもう公園の基本理念とかコンセプトにそぐわないという話で廃道という方針は変わらないということですけども、ならばこの皆愛の皆さん方の不安を払拭するような方法を積極的に話合いですべきではないかと思います。それは私は市の役割だと思います。それは建設部長、率先してやってください。

それから、集団墓地移転については、これ宮古土木事務所から何らかの話があって、宮古島市の担当課にも話が来ているようですけど、どういった話がなされているのかを伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

集団墓地移転についてでございます。集団墓地移転につきまして、市に対し候補地についての県のほう

から利用規制状況に関する意見照会がございました。また集団墓地については、県から市に説明があった内容としましては、補償額の提示と同時に、墳墓の移転先の候補地を示していきたいとのことでした。移転先については県のほうで準備するものと考えております。

◎下地信男君

もう少しで終わりますからね。市は、担当課は移転先をどうこうではなくて、ただ補償するにとどめるという話でした。その辺もう少し、私もこの辺を少し考えないといけないなというのがあって。補償して自分たちで移転しなさいという話ですよね、県の立場は。これは再度確認して進める必要があると思います。

県にもう一つお願いしたのは、もう決まっていることだったら先行整備、土地が確保されているんならその場を何とか利活用して先行整備してくれないかという話でした。ここではビーチバレーコートの話をしていますけど、県は不可でした。ただ、駐車場が、あそこはウインディまいばまの駐車場はもういっぱいになって、道路に両サイド駐車しています、実態は。近くに民有地が確保されているんであれば、そこを臨時的に、ウインディまいばまに行く観光客の皆さん方の駐車場に簡易に石粉舗装でもして確保するということが必要なのではないかなと思うんです。土地を購入してある部分にですよ。その辺も前浜の利用が、駐車場がごった返して大変だという状況を少しでも改善してほしいという要望です。これは検討してください。

12時になりましたので、最後に。私は４年間、議員となって初めてでしたので、市議会議員の最も大きな役割というのはやはり生活から派生する市民の声を的確に行政に届けていくというのが市議会議員の大きな役割だと思っています。この４年間、市民の声をいただきながら、行政の担当課にも出向いていろんな意見交換したり、部課長の皆さん方と議論したりしてまいりましたけれども、本当に職員の皆さん方にはお世話になりました。まだまだ積み残した課題が多々あります。市民、議員が頑張らなければならないという部分も多々ありますので、私も市民の負託を得てまたこの議会に戻ってきて、そういう期待に応えられるように頑張っていきたいというふうに思っております。本当に４年間ありがとうございました。

私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信男君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

一般質問に入る前に、午前の会議、下地信男君の質問に対する答弁について、建設部長から訂正の申出がありますので、これを許します。

◎建設部長（下地睦子君）

午前中の下地信男議員の佐良浜中央線の事業の予算を社会資本整備総合交付金の事業を予定していると答えたところですが、沖縄振興公共投資交付金を予定して事業を実施する考えです。おわびして訂正いた

します。申し訳ありませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎西里芳明君

９月定例会につき、通告したとおり質問をしていきたいと思いますので、当局の皆さんには分かりやすい、ゆっくりとした口調で答弁いただければなと思っております。よろしくお願いします。

まず最初に、市長の政治姿勢について。今定例会に市長の給与３か月10％カット、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の請求漏れについてのことだと思いますけども、やはりこれ調査会議か懲戒分限審査委員会か何か開いて決まったんですか。

◎市長（嘉数　登君）

今回、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の請求漏れの件に関しまして、これらの貴重な財源を失うこととなり、行政の信頼を揺るがしてしまいましたことにつきましては大変重く受け止めております。指揮監督責任者としての責任を果たすことと自身の戒めとしまして、私の給料を減給する条例案を提案させていただいているところでございます。西里芳明議員ご指摘の関係職員に対する処分については、先月末、８月29日になりますけれども、開かれました懲戒分限審査委員会からの答申を基に判断し、文書による訓告処分といたしました。これについては、考え方としまして、近傍自治体との均衡の原則、処分の相当性、それから本市の過去の処分事例も考慮し、文書による訓告が妥当と判断しております。

◎西里芳明君

市長、これ市長から申し出たことなのかと思っていたわけ。市民の方があまりにも軽過ぎないかという意見を私のほうによこしてくれて、10％の３か月といったら、市長の給料幾らか分からんよ。これ多分一月10万円ぐらいにしかならないんではないの。一般財源から3,500万円も繰り出しておいてそんだけじゃ少な過ぎないかという市民の意見があるんですけど、その辺どう受け止めていますか。

◎市長（嘉数　登君）

私の給与の削減額について少ないんではないのかという趣旨のご質問だと思いますけども、私が給与の削減について自ら申入れをしました。では、幾ら削減するかということにつきましても、職員の事例もあるんですけども、近傍自治体との均衡の原則ということで、私の場合は県知事が同様の事例がございました。10億円相当の国庫補助金が入ってこないという事例がございまして、今回、我々宮古島市は3,200万円が入ってきません。予算規模に占める国庫補助金相当額が入ってこない割合はどのぐらいかということを比較しましたところ、知事は15％の３か月、金額比率でいきますと宮古島市の場合は10％ということで３か月ということで、市長の給与削減についても知事の事例を参考に決定をさせてもらったところでございます。この不適切事務処理事案に対する謝罪ですとか今後の対応というところも市民、非常に関心が高いというふうに思っておりまして、まずは市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くおわびしたいということと、発生しました不適切な事務処理はこれは担当職員間における確認、それから認識不足によるものですが、組織の最終責任を負う市長としまして、その責任を私自身痛感しておりまして、チェック体制や業務の流れにおける不備、何よりも報告、連絡、相談、よく報連相と言われておりますけど

も、そういう報連相という内部監視の基本的な手続がおろそかになっていたんではないかという点は否めず、組織としての課題であると認識しております。市民の皆様からの信頼は私たち行政に携わる者にとって何よりも大切な基盤であるというふうに考えておりますので、まずはその信頼を損なうこととなった今回の件を厳粛に受け止め、再発防止に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長は、やはりその責任の重大さを痛感していると、これからこのようなことがないように努力をしてまいりたいと、報連相も全部取り上げていただいているんですけど、結局市民が払った血税でそれを賄うわけなんです。そうなってくると、今度市民の怒りは半端ではないと思う。だから、そういったことがないようにこれからはぜひ注意していただきたい。

それと、２番目にその部署の責任問題。部長、課長、職員。この13日付の新聞には文書訓告というのが載っている。その文書訓告というのを市民がどう捉えているかは分からない。ですから、その文書訓告というのをどういう、何番目に重い罪であり、どういったことが起きるよと、その次また何かあったらこうなりますよということの説明をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

文書訓告はどういう処分かということかと思っております。懲戒処分については、いろいろ段階がありまして、まず懲戒免職、それから停職、減給、戒告というものがございます。こういった懲戒処分は、人事記録に掲載される重大な事案になると。今回、その文書訓告という懲戒処分は指導及び注意を目的とするもので、罰則を伴うものではございません。今回、確認作業が十分でなかったことから発生した事務ミスと認識しておりまして、今後、同様の事例が起きないよう注意喚起する点からも、私からも直接関係職員に対して訓告を行ったところです。これにつきましても、先ほどの沖縄県の事例を参考にいたしまして、知事は減給という処分になりますけども、職員としてはやはり文書訓告というところで注意喚起といいますか、指導をやっておる事例がございましたので、それを先例として我々も判断いたしますけども、こういう事態はあってはならない。西里芳明議員おっしゃっているように、たかだか3,200万円の話ではなくて血税3,200万円だという事態は大変重く受け止めておりまして、以後こういうことが起きないようにしっかりと管理、監督はもちろんですけども、職員間でもしっかりとしたチェック体制が築けるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

この新聞によりますと、部長２人、課長２人、職員３人、合計７名。部の下に課があって、課の下に職員がいる。そういうことなんですけど、やはりその携わった課の皆さん全部が罪だという思いをしょっていかないと、これからの不祥事に起きて、そういう市民から見てどういう見方をするかということも考えないといけない。やはりこれは市民の代表である皆さんがこういった不祥事を起こして文書訓告、警告、戒告なんかいうんだけど、その序列も分からんみたいな処罰の仕方ではこれ変わらんと思いますよ。ですから、皆さん、ぜひとも市民の利益のために頑張っていただきたいと。それだけ申してこの質問終わりたいと思います。

次に参ります。城辺トレーニングセンターについてでございますが、去る９月２日の宮古毎日新聞のマスコミ報道によると、財産処分の手続を年内に終えてめどをつけたいとなっておりますが、ここの新聞を

読むと2020年まで遡って交付金返還をしないといかんみたいな書き方しているんですけど、これ生涯学習部長、使われなくなってから５年の月日がたつということで、これ何で使えなくなったかというのも含めて補助金を返還しないで済むような方法はないかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後１時42分）

再開します。

（再開＝午後１時43分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

城辺トレーニングセンターについては、老朽化が激しいということから閉鎖しており、財産処分に向けて県と調整しているところです。この城辺トレーニングセンターは、農業構造改善緊急対策事業で昭和57年に整備をしており、建設から43年が経過しております。当センターは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で資産耐用年数が47年となっており、処分制限期間に達していないことから、取り壊す場合は補助金返還が発生するとの回答を県から受けております。そのため、できるだけ補助金返還が発生しないよう、現在、県と協議を行っているところです。地域活性化というのも一つの例としてどういう方向で持っていけるか県と調整をしているところです。

◎西里芳明君

生涯学習部長、47年が限度と言われても、これ老朽化が進んで、この体育館を使用するとけが人が出るおそれもある。その軒下なんかで遊んでいる子供たちがコンクリートのかけらで頭を打ったりとか、危ないから使用しなくなったと思うんだよ。そういうことも県と調整しながら、この1,800万円という補助金返還はこれまた自主財源からやらんといかんわけでしょう。そうなってくるとだんだん、だんだん財政が悪化してくるから、県との調整をうまくして、やはり補助金返還をなくしていく方法を模索したほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

西里芳明議員おっしゃるように、もうできるだけ補助金返還をしないよう、県と調整を続けてまいりたいと思っております。

◎西里芳明君

生涯学習部長、私はこの城辺トレーニングセンターについてはずっと申し上げてきました。これが財産処分のめどがついたというふうな新聞報道を見て大変喜びました。この財産処分が終われば、やはりそれ解体工事も発注するんですよね。その辺いつ頃になるのか教えてもらえませんか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

解体設計について12月を予定しておりまして、設計の終了を来年の６月頃を予定しております。その後、解体工事費を補正予算で要求するので、９月か12月頃をめどに考えております。

◎西里芳明君

12月頃を予定していると。それと並行して、解体後の跡地利用、それの計画は行っているのかどうかお聞かせください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

教育委員会といたしましては、財産処分した後の跡地利用の計画は現在予定しておりません。解体後に関しましては、普通財産として、財政課へ引き継ぐ予定となっております。

◎西里芳明君

予定はしていないという話なんだけど、結局それ城辺地域の皆さんの体力増進のための施設であるというふうに認識しておるんですが、やはりその代替施設を造らないと、この城辺地域の小学校、中学校の体育館を利用して今トレーニングしている人いっぱいいるよね。そういう方々がやはり小学校、中学校の体育館を使うよりちゃんとしたものが欲しいんだという気持ちの表れでいるわけ。ですから、ぜひとも市長、これ何か市長としての答弁ございませんか。

◎市長（嘉数　登君）

各地域のにぎわい創出とかいうことでいろいろと意見交換もさせてもらってきております。老朽化した施設を壊して終わりという話ではなくて、当然それに代わるものとして地域住民としっかりと意見交換しながら、地域懇談会というものも開いておりますので、意見をしっかりと吸い取って、酌み上げて対応していきたいということと、場所が県道沿いで公民館もありますし、いろんな施設が集積しております。そういった集積のメリットというものを生かして何らかの対応を検討していきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長、これやはりにぎわいのまちづくりもこの辺一帯を兼ねてみんなやってほしいわけ。ですから、これもなくなりました、城辺農村環境改善センターも老朽化が進んでおります、これも、城辺学校給食共同調理場も老朽化が進んでいます、みんな取り壊しました、何もないでは困るから、やはり城辺地域の皆さんのためにぜひとも早急に尽力をなさって造っていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、農業行政についてでございますが、野そ防除も何十回としゃべっているんだけど、もう航空防除はやらないというふうな当局の答弁なんですけど、去る６月定例会で保護しないといけない野そが２種類ぐらいいると。そういう質問して、保全種につきましては今後調査を考えておりますとお答えしておりますが、この保全種っているんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

野その保全種の可能性につきまして、環境保全課が担当しております。確認したところ、宮古島市には４種類のネズミが生息しております。ドブネズミ、クマネズミ、ヨナクニハツカネズミ、リュウキュウジャコウネズミ、この４種類でございます。このうちヨナクニハツカネズミ、それからリュウキュウジャコウネズミ、この２種が宮古島市自然環境保全条例で保全種に指定されております。

◎西里芳明君

このリュウキュウジャコウネズミ、ヨナクニハツカネズミ、これ農作物に被害は与えませんか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

種類ごとの被害状況については調査できておりませんので、可能性としてはあると考えております。

◎西里芳明君

農林水産部長、これを保護する理由としては、農作物に危害を与えないから、被害を与えないからやる

んだと思うんだけど、その調査もまだ進んでないのに何でそれを保護する理由があるか聞いてみたいです。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この２種類が保全種に指定された経緯でございますけれども、これ市町村合併前の平成９年、旧平良市で施行された平良市自然環境保全条例、これを準用しておりまして、合併時の平成17年に宮古島市の保全種として指定されているという経緯でございます。

◎西里芳明君

平成17年にそうなったというんだけど、やはりネズミは害でしかないと農家の人は思っています。市内の方もそうだと思うんだけどね。肥料をあさったりどぶをさらって回ったり、サトウキビかんだり牛の餌食べたり、いろんなのがあるわけ。だから、あなた方は、農林水産部ではそれを誘殺剤をもって野そを駆除しているというんだけど、その誘殺剤の威力ってどこまで効いていると思います。それ調べてみなかったら分からなきゃ答えんでいいんだけど。やはりいろんな農作物がやられているわけよ。では、皆さん、この野そ被害の圃場の実態調査って行っていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

野その被害調査でございますけれども、サトウキビの茎数被害調査、これは平成29年実施して以降これまで実施しておりません。局地的に野そ被害が増加している可能性があるとの生産農家からの話もございますので、被害状況の聞き取りなども行いながら、必要に応じて今後調査方法も含めまして関係機関と調整し、対応を検討していきたいと考えております。

◎西里芳明君

だから、その実態調査の中身というのもこれ市民に公表してやらんと、皆さんだけが把握していても分からんと思う。ハーベスターがいるじゃない、サトウキビ刈取り機。あれのオペレーターは外から見たんでは分からん。自分なんかハーベスターでサトウキビを刈り取ったらやはり野そにやられているところいっぱいあると。せっかく農家の皆さんが一生懸命育てたサトウキビを野そにやられている。そういうことを考えると、実態調査の報告も、宮古島の広報誌に載せてやはり農家に、市民にも知らせたほうがいいと思う。もうやはり野そ防除、航空防除をやらないといって、農家でまきなさい、ＪＡでちゃんと配っていますからというけど、年寄りの方はできません。周囲にまけばいいというんだけど、なかなかできない。だから、その辺も含めて航空防除のほうもぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、市民生活行政について。これも去る６月定例会で狩俣砕石前信号機についての質問をしたのですが、夕方５時から６時の間に限りますが、市役所方面からの信号を、青信号を30秒から40秒に変えたと。ただ、いまだに時間帯の混雑は解消されていないと分かっておりますので、宮古島警察署と調整をしてまいりたいと思いますとお答えになっている。その後の宮古島警察署との調整はどのように行われているのか教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

ご指摘の狩俣砕石前交差点の夕方の時間帯における渋滞が発生している課題について、解決策として時差式信号機の設置の可能性について宮古島警察署へ確認をしました。警察署からは、十字路交差点の時差式信号機の設置については、対面側道路、これはばっしらいん、レストラン側から右折する際に直進車両と衝突事故の発生が懸念されるということ、それから県道側の道路の直進車両の交通に渋滞が発生するお

それがあるため設置は行わないという回答でございました。

◎西里芳明君

市民生活部長、夕方５時から６時まで通られたことありますか。ある。市役所からの信号って10秒長くなっていますか。なっている。

◎議長（平良敏夫君）

質問ですか。

◎西里芳明君

私は、毎日通るから分かるわけよ。北側からの信号も南側からの信号も同じ時間に赤になります。10秒どころではない。ですから、何を調整するのかと。要するに交通混雑を解消するために時差式信号にしなさいよとか、矢印はつけられるのかとかいろいろ質問してきたけど、道路の北側からの道路拡幅が狭いため矢印信号はつけられないとかいろんな話を市民生活部長としてやってきたよね。だから、そういうふうな、要するに緊急自動車、警察署もあるし消防もあるし、緊急自動車が来たらもう渋滞で通れない場合もある。緊急を要する場合にはこれ市民の安心、安全を守れないんではないかと。そういうことで、その信号をちゃんと調整しなさいよという質問なのに、調整します、調整します、いつ調整するんですかという話なんです。だから、市民生活部長、これは真剣に受け止めて、ちゃんと調整してほしいという話ですけど、もう一度よろしくお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島警察署ともいろんな方面から解決策はないかという調査、過去から調整はしてきているんですけれども、西里芳明議員ご指摘の時間そんなに変わっていないというお話ですが、再度確認したらちゃんと10秒長くなっているという確認はしております。それで、右折信号の設置とかを検討しているんですけど、やはりばっしらいん側の右折帯がないということとか、そういう課題で現状を注視するしかないのかなというのが市の立場でございます。

◎西里芳明君

市民生活部長、警察を脅すと恐喝で逮捕されるから、あんまり脅さんように、穏やかに言ってなだめて、この信号の解決からぜひとも早急にやってください。よろしくお願いします。

次に、道路行政について。宮古島市城辺332号線について。この城辺332号線の雑木、雑草除去作業は考えておりますか。

◎建設部長（下地睦子君）

西里芳明議員ご質問の城辺332号線につきましては、年１回の清掃を計画しておりまして、今年度の実施については10月の中旬を予定しております。

◎西里芳明君

建設部長、この道路清掃、市道、県道、国道、いろんな道路があるんだけど、毎回毎回、誰か分からんけど、毎定例会三、四名ぐらい道路の雑木、そういう話をする。雑木、雑草。これが、皆さんは多分把握していると思うの。一回繁茂している雑草、雑木を清掃したところは。それなのにまた指摘しないとやらない。市議会議員は道路の清掃係ではありません。やはり皆さんが真剣に受け止めて、今この332号線、対面通行できません。もうやがて製糖期に入るから、そうなると大型トラックがそこを行き交う。ですから、

議員が指摘する前に、先ほど下地信男議員も言っていたんですけど、やはりこの地域のこの道路は何月頃清掃したほうがいいよという、そういう計画性の下で清掃してくださいと思う。ですから、議員が一々指摘しなくても、そういうのをちゃんと把握しておいて。道路パトロールカーは何のためにあるんですか。あれで巡回して回って見ていると私は思うんだけど、ドライブしているだけの話になってくるかも分からん。だから、どうやったらそういったものを議員が指摘する前に清掃してきちんとできるかというのを建設部長、難儀でもいいから、もう一回答弁お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市内の観光路線につきましては年に３回、その他の幹線道路、学校周辺は２回ほどやっておりますが、大体幹線道路を含めその他の道路については年に１回から２回程度の除草を計画して実施しているところです。その他市民からの要望箇所や通行に支障のある道路の除草につきましてはその都度実施しておりますが、計画どおりの実施が難しいのが現状でございます。宮古島市の市道は約1,500路線、延長は約970キロメートルございまして、現状、一括交付金で実施している観光路線32路線を除く路線につきましては作業員７名による作業のほか、業者発注、自治会、部落会と委託契約を締結し、市道の除草、清掃作業を実施しているという状況でございます。しかしながら、市道の管理延長が県内で最も長いことから、除草の作業が追いつかないという状況もございます。西里芳明議員おっしゃるとおり、より効率的に市道管理ができないか、作業方法などを見直しを含め検討いたしまして、市民が安全に通行できるよう道路整備に努めていきたいと考えております。

◎西里芳明君

建設部長、分かりました。970キロメートル、作業員が７名、少なくありませんか。それ予算も絡んでくるから、そういうことになっているんだろうと思うけど。やはりそんな、別の離島よりも、石垣市と比べると宮古島って道路がたくさんあるよね。石垣市はそんなに道路ない。だけど、これ７名で宮古島市の970キロメートルを清掃するとなっても大変なことではないかなと思いますけど、やはり市民に迷惑がかからないように一生懸命努力をしてほしいなと思います。よろしくお願いします。

最後になりますが、これももう皆さん聞き飽きて耳にたこができていると思うんだけど、市役所内の喫煙所について。１階庁舎西側の部分にある喫煙所、夏は暑い。太陽が焼いている。冬は寒い。風びゅうびゅうしている。雨の日はぬれる。そんな中、やはり宮古島市民にも私みたいなたばこ愛好家がたくさんおりまして、市長もこの間まで吸っていたんだけど、最近電子たばこに替えたとかなんとか言っていたんだけど、でもやはりこの喫煙所、よしずか何か立ててほしいなと。屋根の上とか、壁側とか。そうやると暑さもしのげるのではないかなと。何年か前だったか、久貝美奈子議員があそこを通るとたばこ臭いからとか言って、庁舎の窓もみんな閉めているよとか言っていたんだけど、たばこを吸う人もばい菌ではないですからね。皆さんの努力を買って、皆さん方のために税金を納めていると思ったらいいんではないかなと思うんですけど、よしずを立てることできませんか。

◎総務部長（上地俊暢君）

庁舎西側の喫煙所のよしずの設置についてお答えいたします。

庁舎１階西側の喫煙設備は、たばこを吸われる方と吸われない方の双方に配慮した喫煙環境の整備及び環境美化施策に寄与するため、日本たばこ産業株式会社が設置し、市に無償譲渡したものでございます。

同喫煙所は、健康増進法第28条第13号に基づいた特定屋外喫煙場所として設置しております。喫煙者と非喫煙者双方によりよい環境を構築するため、よしずの設置も含めて対応について検討してまいりたいと考えています。

◎西里芳明君

総務部長、検討するんではなくて、もう立ててちょうだい。

それと、この庁舎内喫煙所について。見たら、私もたばこ吸うから変なこと言えないんだけど、４階に集まっています、たばこ吸う方は。１階から来る方、２階から来る方、３階から来る方も吸っています。でも、やはりみっともない、はたから見て。だから、喫煙所を設立してほしいと、造ってほしいという話をするんだけど、どうですか、総務部長。庁舎内、２階でもいいです。３階から、１階からと来て、することを検討できませんか。

◎総務部長（上地俊暢君）

健康増進法においては、喫煙所を特定屋外喫煙場所と定義づけております。庁舎内においては喫煙所を設置することができないこととなっております。

◎西里芳明君

総務部長、こんな堅苦しい話をするんではなくて、前向きに検討しますとかいろいろあると思うんだよね。私が何でそういう話をするかといったら、宮古島市には年間４億9,000万円というたばこ税が入っているんです。しかも、その葉たばこ農家の皆さんも、ほとんどの葉たばこ農家が2,000万円以上を売り上げて市に納税しているんです。その納税している方々のためにも、買ってたばこを吸われている方々のためにもやはり、宮古島だけですか。視察で内地の市町村に行ったら喫煙所ありますよ、どこの庁舎にも。宮古島だけなのか、沖縄県だけなのかは分からんけど、行政視察で行くときにそこの職員に聞いたら、たばこ吸うところありますかと言ったら、喫煙所はあっちにありますよとか言われているから、総務部長、１年以内にちゃんと造るという答弁をいただければうれしいなと思いますけど、どうでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

喫煙所の設置についてでございます。市庁舎は、健康増進法で第一種施設に分類されておりまして、同法では特定屋外喫煙所以外は禁煙と定められておりますので、庁舎内に喫煙所を設けるのは難しいというところでございます。

◎西里芳明君

そういう話らしいですので、宮古島でたばこを吸われる皆さんは役所にたばこを持ってこないでください。もうできればスーパーでもファミリーマートでもたばこを売らんでほしい。なかったら吸いませんから。投げやりな質問みたいだけど、私は真剣です。これ相当宮古島に対して、税収で相当の力を発揮していると思う。だから、そんな法律に縛られた答弁だけではなくて、そういうふうな前向きな答弁も欲しいなと思ったんですけど、もうこれ以上の答弁はないと思いますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

皆さん、宮古島市民の皆さん、12年間という長い月日、ありがとうございました。何ら力のないこの私に12年という月日をいただきまして、本当にありがとうございます。これからは、一市民として宮古島市の発展のために、微力ですが、頑張っていきたいと思いますので、皆さんありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで西里芳明君の質問は終了しました。

◎砂川和也君

砂川和也でございます。一般質問の前にお礼を述べさせてください。

私のほうが一般質問で取り上げてきた一時預かり事業、市長のほうが事業所のほうに行っていただきまして、来年度から支援のほうをやるということを新聞で読みました。本当にありがとうございます。お礼申し上げます。あと、国勢調査の調査員も全てそろったということで、この国勢調査が今後の宮古島のすごくいいデータになると思いますので、その事務局の皆さんのご苦労もありがとうございます。

砂川和也の９月の一般質問入ります。よろしくお願いします。まず、防犯行政について質問いたします。防犯カメラについて。現在、市が管理している防犯カメラは何台あるか伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

市が管理している防犯カメラは何台あるかというご質問です。現在、市が管理している防犯カメラは合計53台となっております。

◎砂川和也君

この53台、防犯カメラの運用は今どのように行っているか伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

防犯カメラの運用についてでございます。本市が設置している防犯カメラの運用につきましては、市が維持管理を行っております。宮古島警察署から犯罪の捜査に必要な情報提供の依頼があった場合には、正式な捜査関係事項照会書を受領した上で、当該防犯カメラの映像を提供しております。具体的には、照会依頼を受け付けた後に、職員が当該防犯カメラの設置場所にてデータを取得し、その後、宮古島警察署に提供しております。同警察署からの依頼件数でございますが、令和５年度が79件、令和６年度が64件、令和７年度８月末現在で45件となっております。また、今年度実施する防犯カメラ緊急整備事業で、平成29年度に設置した防犯カメラの30台を更新します。更新後のデータの取得方法は、遠隔での管理が可能となる予定で、その場合は専用のパソコン上でデータを取得が可能となり、時期としては次年度の令和８年度からとなります。本市が設置している防犯カメラの映像データにつきましては、現在のところ市において管理を行っております。運用に当たっては、個人情報保護の観点を踏まえ、適切な取扱いに努めており、防犯カメラのデータ管理は市民の信頼に関わる重要な課題であるため、現在、委託については考えておりませんが、他自治体の取扱い等の情報収集を行っていきたいと考えております。

◎砂川和也君

53台あって、宮古島警察から求められると職員がそのカメラのところに行って、ボックスとかを開けてＳＤカードとかを取り出して、持ち帰ってそのデータを渡しているということですよね。これが今更新システムでやっていくと、わざわざ現場に行かなくても30台に関しては遠隔操作で、いわゆる役所内でのＰＣ上でできるようになるということであると思います。今はもう職員が一回一回行っているので、結構これも実は工数かかっているんではないかなと思います。これが遠隔になるということで大分便利にはなると思うんですが、やはりプライバシーの問題とかもあるので、しっかり運用しなきゃいけないと思います。なので、地域振興課のみでやっているとなると、その職員のプライバシー、通信の秘密、いろいろ研修と

かそういうのも資格も受けなきゃいけないなとなっていると思います。それを含めて今後防犯カメラの台数を増やす予定はあるか伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今後、防犯カメラの台数を増やす予定はないかということでございます。現在、市が設置しております防犯カメラにつきましては、更新時期を迎えた機器の整備事業を進めているところであり、当面は既存カメラの更新、維持を優先して取り組んでいることから、現時点において新たな増設の予定はございません。しかしながら、近年におきまして、防犯カメラの映像が決め手となり、事件や事故の早期解決につながる事例が全国的に増えてきております。地域の安全、安心を守る上で、防犯カメラの果たす役割は年々大きくなっていることも認識しております。こうした状況を踏まえ、市としましても適切な管理体制の在り方をはじめ、地域の実情や効果などを総合的に勘案しながら、防犯カメラの増設について必要性に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

今の答弁だと、更新が先で、増やす予定はないよというふうに認識しました。市民生活部長がおっしゃるように、防犯カメラが決め手で、今までニュースとかで犯人がしっかり捕まったということで、防犯カメラのニーズがすごく高まっております。宮古島でも、よく警察が店舗とかについているところの防犯カメラの提供を求めているということをよく聞いております。この防犯カメラ、多分台数を増やすとしても、増やすと今度は管理が、運営が大変になってくると思います。先ほど市民生活部長もおっしゃっていたんですが、これがでは100台、200台と増えてくるとこれを地域振興課だけでできるのかという話になってくると思うので、これを扱う団体も育てていかなきゃいけないなと思います。これを宮古島地区防犯協会等が担うのか、そういうしっかりと、プライバシーがありますので、第三者機関というのがしっかりやったほうがいいかなと思います。ただ、それをやるには多分大分時間がかかると思うので。

④の、民間事業者が防犯カメラを店舗の前とかにつけます。これは、よく警察が求められて、このカメラ撮っていなかったかなというような形で、店舗だけを撮るんではなくて、店舗の前の道路とかも映るような形でカメラをつけていただくということをもし店舗がやる場合に、こういうものに対する補助が市でできるかということを伺いたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

民間事業者に防犯カメラ設置の補助等の可能性はということでございます。民間事業者に対する防犯カメラ設置への補助金につきましては、現在のところ予定はございません。しかしながら、近年、地域の安全確保に大きな役割を果たす事例が増加していること、また他市町村において自治会等の設置に対して補助制度を設けている事例が見受けられることから、こうした支援の必要性は将来的に高まっていくものと認識しております。

◎砂川和也君

自助、共助、公助のうちで、公助でやる前の共助に対して市が何らかの形で支援をしていくことが逆に公助にとっても負担が減っていくんではないかなと思っております。市長、こういう市民の力を借りて防犯カメラとかつけるということ、今後お考えないかということを伺ってもよろしいですか。

◎市長（嘉数　登君）

これからの行政分野はますます広がっていくというふうに考えられますので、従来どおり行政だけが担うのではなくて、新しい公共といいますか、官民連携で取り組む部分というのは出てくるかと思っておりまして、その辺についてはしっかりと連携していきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ぜひ、防犯カメラの設置の要請多いので、いい形でできるように検討のほうお願いします。

続きまして、廃棄物行政について伺います。６月定例会一般質問において、伊良部リサイクルセンターの建設混合廃棄物８品目を受け入れる新たな産業廃棄物業者が今月、９月頃供用開始と答弁がありました。進捗状況を伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

産業廃棄物の扱いについてお答えいたします。

６月定例会の一般質問において、９月頃の供用開始というふうに答弁いたしました。現在、伊良部リサイクルセンターにおいて産業廃棄物処理を予定している事業者に進捗状況を確認しましたところ、６月時点では８月末までの産業廃棄物処分業務許可を取得できる見込みであったという話だったんですけども、許可申請に必要な資料の差し替えがあったと。それに伴い、県の審査が一時的に中断して、まだ現時点で許可が下りていないということでした。一方、伊良部リサイクルセンターの敷地では、事業に必要な圧縮梱包機や選別機、これらは設置済みとなっており、県の許可が下り次第供用を開始したいということでした。現時点では、予定よりも１か月遅れの10月上旬頃の許可取得、業務開始を見込んでいるということであります。

◎砂川和也君

なので、９月に遅れないように、何か市も協力できたらいいんではないですかという形で６月に案内してちょっと遅れ、でも10月には、来月にはできるというお話、来月もうすぐですね。なので、分かる範囲で、ここは廃タイヤも受入れは考えているかどうかという情報ありますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現時点では混合ごみ、廃プラスチック、木くず、紙くず、ゴム、金属、ガラスなどを予定しておりますけども、現時点では廃タイヤの扱いを予定していないということです。ただ、以前事業者の方と直接面談しましたときに、宮古島市においては廃タイヤ非常に大きい問題なので、いずれこれの取扱いについても検討してもらいたいというお話をしましたところ、検討しますというお答えをいただいております。

◎砂川和也君

やはり廃タイヤの問題がかなり宮古島深刻になってきていますので、この事業者がぜひ努力していただいて、廃タイヤ受け入れてくれれば大分タイヤの問題もなくなると思いますので、できれば前向きな協議、検討、受入れをお願いしていきましょう。よろしくお願いします。

続きまして、総務行政について伺います。市職員の残業時間についてです。月45時間を超える残業を行う職員は何名いるか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

月45時間を超える残業を行う職員についてお答えいたします。

本市において月45時間以上の時間外勤務を行っている職員数は、令和５年度で136人、令和６年度で90人、

令和７年度は８月末現在で69人となっております。

◎砂川和也君

全職員の何％か伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

全職員の何％かについてお答えいたします。

令和５年度は10.6％、令和６年度は6.7％、令和７年度は８月末現在で5.1％となっております。

◎砂川和也君

特定の部署に偏っているか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

時間外勤務が特定の部署に偏っているかについてお答えいたします。

今回の特定の部署に偏っているかというところで、月45時間以上、年間のうち一月でも行っており、また部署の人数で半数以上が行った部署について調べております。令和５年度においては、会計課、消防署第１警備課の２部署、令和６年度は畜産課、消防署第一警備課、選挙管理委員会事務局の３部署、令和７年度は選挙管理委員会事務局の１部署となっており、特定の部署によって偏っていることが言えると思います。

◎砂川和也君

月の残業が最も多い職員の残業時間を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

月の残業時間が最も多い時間の残業時間についてお答えいたします。

月の時間外勤務が最も多い時間数については、令和５年度で180時間、令和６年度で174時間、令和７年度８月末現在で132時間となっております。

◎砂川和也君

続きまして、年間の残業時間、最も多い時間数を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

年間の残業時間が最も多い時間数、職員１人当たりの最大時間外勤務はどのくらいかということでございます。年間の時間外勤務の最大値は、令和５年度で745時間、令和６年度で657時間、令和７年度８月末現在で348時間となっております。

◎砂川和也君

この時間外勤務手当支給が財政に影響は出ていないか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

時間外勤務手当が財政に影響はないかについてお答えいたします。

時間外勤務手当については、一般会計における時間外勤務手当の予算額、決算額において予算額を下回っており、財政については影響はないものと考えております。

◎砂川和也君

月45時間を超える残業を行うというのが、一応これ労働基準法の第36条、通称三六協定と呼ばれているのが大体あると思います。月45時間以上のは年間６回しかできないよ、月45時間以上を３か月やると産業

医の診断を受けなきゃいけないよとかいうのがあると思います。この職員が結構、令和５年10％、令和６年６％で、今の令和７年度は５％ぐらいいますよということで。特定の部署に偏っているかというのはあまりないというんですけど、先ほど午前中の下地信男議員の質問があったように、やはり消防部門に大分偏っているんではないかなというのが、あとまた選挙管理委員、あと会計課がやはり年度の最初のときに忙しいのかなということで見えてきました。月の残業時間最も多い方が令和５年180時間、次が132時間。180時間って一日何時間残業しているんですか。だって、180を30で割ったら６、25で割ったら、倍以上働いているんではないですか。何かそんなことが逆にできるのかなってびっくりしているんですけど。伺っていると、どんどん減少傾向にはあると見られると思います。ただ、今、月45時間以上の残業をやっていると、もう民間ではブラック企業と言われるような形にもなってきます。今後、採用とか、今人材が乏しい中で、役所もそういう残業が多いよとなると、ブラック企業だなという印象がなると、いい人材が入ってこなくなってくると思います。時間外勤務手当の支給は予想よりは低いよって言うんですけど、百何十時間も残業やらせておいて下回っているというのは何か、全体的には低いけど、個々に対してはどうなんだろうという、切り分けて考えないといけないんではないかなと思います。そこら辺を含めて残業削減の対策を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

時間外勤務手当に関連しまして、残業削減の対策についてお答えいたします。

時間外勤務について、本市では令和６年度から原則時間外勤務の事前命令を徹底するよう周知しているところでございます。時間外勤務総時間を令和５年度と令和６年度とで比較すると、約11％減少しています。管理職によるマネジメントは一定の効果が現れていると考えております。月45時間を超える時間外勤務に対しては、対象部署の管理職へ適切な労務管理に努めるよう周知してまいります。

◎砂川和也君

これ新聞か何かで見たとき、県も残業時間があるか、十何％、すみません、ちょっと確かな数字が、19％ぐらいいるみたいなのを見たときに、宮古島ってどうなんだろうと思って質問したんです。やはりこういう人たちが病気になりがちだということで、結構そういう方々が休職とかを多くやっているというデータがやはり出ているみたいなので、そこら辺も含めて、あとやはり残業というのは多分上司の命令で今やっている形になっていますので、命令なので、ここにいる皆さんがマネジメントをしっかりされているという形になると思います。そのマネジメント力が管理職は問われていますよねという話だと思います。年々減ってきているよね、ただ現在でももう月に132時間やっている方がいらっしゃる。ということは、この方は大丈夫ですかと。年間この人が何時間、もう745時間年間残業しているとか、この人は大丈夫でも別の人は駄目だよとかもあると思うんで、しっかりフォローをしていただきたいと思います。難しい問題もあるとは思うんですが、しっかりこの残業時間というのは意識を持って今後取り組んでください。よろしくお願いします。

次は、農地行政について伺います。先ほどの西里芳明議員の質問とかぶりますが、市が行っている野そ防除の内容を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

野そ防除の直近３年間、令和４年度から令和６年度の実績の平均としてお答えいたします。

農薬購入額が1,137万1,879円。購入量につきましては、収穫見込み調査の50％を目安に市が購入し、10アール当たり１袋300グラムを農家がＪＡの各資材店で受け取って配布をしております。配布実績としましては、毎年度の平均で約2,188ヘクタール分。収穫面積比でいきますと、散布率が約４割となっております。

◎砂川和也君

この野そ防除は、サトウキビ以外の農家も対象か伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

殺そ剤の配布につきましては、野そ被害の軽減を目的に実施しておりますので、サトウキビに限らずほかの作物を生産する農家へも配布は可能となっております。

◎砂川和也君

農林水産部長、可能とはなっていますということは、現在は行っていないんですか。現在はサトウキビだけですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

これまで野そによる被害はサトウキビが主だったこともありまして、サトウキビ生産農家への配布が中心となっておりました。今後は、ほかの作物でも被害が確認されている状況もありますので、市としても各農家へ配布できるよう周知を強化してまいります。

◎砂川和也君

ちょっと画像大丈夫ですか。これ芋です。芋もネズミにやられています。先ほども西里芳明議員もおっしゃっていたんですけど、農地全体を守らなきゃいけないと思うので、サトウキビをやっていて、そこでもし芋をやっていたら、サトウキビだけにまいたところで、横にある芋のほうにネズミが逃げていったりして、またそのネズミが帰ってきたりすると思うので、サトウキビだけということではなくて農地全体だという多分認識だと思うので、農林水産部長が今おっしゃった、ほかの農家の人も対象ですよっておっしゃったので、しっかりとその辺も周知していただいて、何か今サトウキビにしかないよというふうにみんな思っていますので、ぜひ全ての農家、全てというんですか、野その被害に遭っている方々にしっかり周知のほうをお願いします。大丈夫です。

続きまして、かん水対策事業の対象を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

干ばつ対策事業に係るかん水作業につきましては、今年度、８月に少雨傾向が続いたため、８月26日に対策会議を開催し、９月１日からかん水を実施しております。砂川和也議員ご指摘のとおり、例年サトウキビを中心として実施しておりますが、実施要領上、本市の基幹作物であるサトウキビを中心とした農作物等の被害を最小限にとどめることが目的となっております。このため、サトウキビ以外の作物についても対象作物として扱うことができます。

◎砂川和也君

サトウキビ以外の農家も対象と扱うことできるとおっしゃったので、その要領に入っていると思いますので、周知のほうお願いします。先ほどと一緒で、サトウキビだけが干ばつしているわけではないと思います。横のカボチャ畑、芋畑、いろんな畑が干ばつになっていますので、サトウキビだけにまいて横のところにはまかないとなるとそこの水が横に吸い取られるんではないかなと私的には思うので、農地全体的

に対策が必要だと思いますので、ぜひ、何か今サトウキビだけだよというような要領に見えますので、その辺しっかり変更周知のほうお願いします。

続きまして、海浜行政について伺います。新城海岸管理権限の移管の進捗状況を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

新城海岸の移管についてでございます。新城海岸の移管につきましては、県からの移管の条件として、当海岸で営業を行う事業者に対して、県において完全に立ち退きを求め、本年10月までの期間において事業者が営業をしていないことを前提にし、最終的に県と市が確認した上で、移管に関しての協議に応じる意向を県に伝えてあります。市としましては、本年４月から週１回の頻度で現場を確認しており、その結果を踏まえ、11月中に県と移管についての意見交換を行う予定をしております。

◎砂川和也君

観光商工スポーツ部長、私も何度か現場行っていますが、市が行った現場の確認状況はどうなっていますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市でこれまで現場を確認した結果、同海岸で営業している事業者を複数回確認しております。県に現状の対応を確認したところ、事業者がパラソル等の貸出し営業後に毎日撤去を行えば、法令上海岸を占用しての営業行為には当たらず、事業者に占用に対する指導はしていないとの説明がございました。市としましては、海岸での営業は実質的に占用行為に当たると認識しており、県と海岸の占用に対する認識の違いがあることから、今後、同海岸の移管に対する協議につきましては、このような現状のままでは応じられないと考えております。

◎砂川和也君

私も県の話を聞いたら、朝出して夜引っ込めれば占用ではないよみたいな回答があったので、その占用の認識は違うなみたいな考えがあります。県と市の占用の認識が違いがあると思いますが、その辺はどういうふうに、お考えですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

県と市の認識の違いとは、海岸の占用に対する考え方での認識の違いがございます。市は、海岸法の規定により、既に県から移管された４つの海岸のうち、前浜ビーチについては、市海岸管理条例の規定により、市内事業者に対しまして海岸占用の許可を与え、マリン事業を営業させております。その際、事業者が使用する簡易テント、ビーチパラソル等の海岸を占用する区域面積を定め、面積に応じて占用料を徴収しております。一方で、県の場合は、事業者が海岸で使用する営業テント、パラソル等は、営業後片づけなどの処置をすれば海岸を占用する行為として法令上占用に当たらないとの認識があることから、市と占用に対する認識の違いがございます。

◎砂川和也君

私も新城海岸何度か行ってみると、朝早くとか行くと、昨日事業者が立てていたものを保安林のところのほうに置いているんです。とか、道路のほうに何か隠す。もう最近隠していないです。置いておいて、また朝来たら立てて、自分らの営業が終わったらそれをまた保安林のほうに置いてとか、そういうふうにやっているので、これ私が見ても占用というか、もうほぼ県の認識がおかしいよねというふうに思うんで

す。なので、これ今後海岸の管理、今の状態だともう新城海岸は受け入れないよということだと思います。受け入れられないですよね。なので、今後これ県とどういう海岸の管理について話合いを持つかという場は、11月にやると言っているんですけど、どういうことを申し上げますか、県に。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

今後の海岸の管理の方向性かと思います。海岸法では、海岸の管理は都道府県が管理すると定められております。しかし、近年では県内各海岸で観光客によるマリンスポーツ等の利用者が急増していること、またそれに伴う水難事故も増えていることなどから、現行の海岸法の管理規定では想定できなかった状況にあると考えております。このような現状を踏まえると、県内の海岸を適正に管理するためには沖縄県独自の海岸管理条例等を制定し、管理することが望ましいと考えております。市といたしましては、今後、県独自の海岸管理条例等の制定を何らかの形で県に要望できないか検討してまいります。

◎砂川和也君

これもう市のほうのいろいろ見解があると思いますので、県と連携して、建物だけではなく駐車場もですよね。業者の方が来て、もう業者の車があり占用しているんです。なので、観光客とか地元の人たちがこの駐車場に止められないというのもありますので、市長、ぜひこれ美ぎ島美しゃ市町村会とかで沖縄県に要望できないでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

まず、法令の解釈についてこれだけ大きな違いがあるわけですから、それはっきりさせる必要があると思っております。撤去すればそれは占用ではないと言っていて、では問題がないかというと実際問題が起きているわけです。もう少ししっかり県に伝えていきたいというところと、これはもうはっきり申し上げますけども、この問題が解消されないことには市として権限移譲を受けるつもりは全くございません。その上での対応になるかと思っておりますので、彼らも管理する上で苦慮しているというふうに考えられますので、市と県と協力して、どういう方向でいけば適正な管理と適正な使用ができるかについては協議していきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

強い姿勢で今後もよろしくお願いいたします。

続きまして、２号です。６月定例会にて、パイナガマビーチの測量を行い、境界線を明確にすると回答がありました。進捗を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

砂川和也議員ご質問の箇所につきましては、市で境界測量を実施し、去る７月24日に県、市及び市有地に隣接する地権者並びに店舗関係者と市有地に接する境界確認の立会いを実施しております。その際に市有地内には撤去が必要な構造物がないことを確認しております。また、市有地内には樹木伐採の痕跡が見つからず、保安林伐採の有無については確認できていない状況です。県の宮古農林水産振興センターへの聞き取りでは、伐採証拠が不十分なため、引き続き調査中との回答でございました。

◎砂川和也君

先ほどの新城海岸の質問と認識が同じようになるかなと思うんですが、海岸のところには建物はなかったよと。ただ、ここも昼間とかは結構物を置いたりして、使用するようなものを置いたりしてやっており

ますので、先ほどの市長の強い姿勢が、県との調整で、ここも同じような形で、根本的な問題は同じかなと思っておりますので、ただ測量した後に目印みたいな、分かるようになっているんですか。

◎建設部長（下地睦子君）

現況が砂浜でございますので、境界などを示すくいなどの設置は行ってはおりません。ただ、岩場にある場所には目印はつけてあります。

◎砂川和也君

一応目印は、では市民の方も見れば何となく分かるような形でやっているということで、やはりこれ結構ここ反響が多くて、いろいろ質問が来ますので、これはもう皆さんの耳にもいろいろ入っている部分もあると思いますので、しっかり県と対応していっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、理想通貨についてです。理想通貨を扱っていただいている事業者とは定期的に意見交換を行っていますか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

理想通貨制度のことですけども、「この島にいいことをした人に、ちょっといいことが返ってくる」というコンセプトを基に、エコ活動を行った市民や観光客に地域クーポンである理想通貨を配布し、制度に賛同していただいた協力店にて特典の提供を受けることができるというものでございます。特典の提供はあくまでも協力店の善意によるものであり、協力店は特典を提供することで間接的にエコ活動に参加できるというふうになっております。協力店との意見交換については、理想通貨を回収する際に意見を聴取しております。

◎砂川和也君

では、理想通貨を事業者から回収していると思いますが、どれくらいの回収がありますか。これ金額的な数字というのは、金額的な数字をどう出したのかということも含めて教えてください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

平成30年度に開始しました理想通貨制度も今年で８年目となります。平成30年度からこれまでに発行した理想通貨は18万2,500みゃーくとなっております。理想通貨協力店で利用、回収された理想通貨は１万6,138みゃーくとなっております。

◎砂川和也君

この通貨は、お店が１みゃーく幾らだよって決めると思うので、その全体的な数字というのは分からないと思うんですけど、今回なぜ取り上げたかというと、先ほど企画政策部長申し上げました、これ善意の事業者がやっていると。なので、善意の事業者がぜひ私もうかってほしいなと思っております。ただ、これをやっていると理想通貨を持ってくることで若干損しているような業者もいるみたいなんです。これを回収して、めっちゃたまりましたと。これ私らのところにどうするかというと、これもう役所に行ってただ回収するだけだと。結構大きい買物をしてくれる方が、例えば1,000円の買物をして10円割引だよだったら全然いいと思うんです。これが50円のものに対しても10円割引するよとなると、やはり利益率変わってくるんです。なので、それは事業者のほうで決めれるよとなっているんですが、さすがに扱っているものによって事業者も変わってくるので、では１円にしますってなかなか言えないと思うんです。１円の何かサービスとかあんまりだなと。なので、善意でやっている事業者がやはりもっと気持ちよくこの通貨を使

えるような形の、なのでそういうふうに意見交換を行っていますかというのは、最初にそれを聞いたのはそういうことです。今後、この理想通貨が電子通貨ということも考えているよと。人によると、エコと言っているのに何で紙使っているのと言う人もいましたんで。それを聞いて私もそうだなと思ったんですけど。なので、そこら辺含めてまたもう一度事業者としっかり話をしてください。企画政策部長、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。午前中というか、下地信男議員も西里芳明議員も道路のことについて言っていたんですが、私も言います。与那地道線沿いの防風林についてということで、写真お願いします。車が１台しか通れなくなっているような形があります。ここは、８月の後半のほうに行ってお願いしましたが、今現在どうなっていますでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

道路沿いの防風林の清掃につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、活動団体に清掃していただいているところでございます。砂川和也議員ご質問の与那地道線沿いの防風林につきましても、多面的機能支払交付金事業の対象となります。そのため、今後活動団体に清掃を依頼しまして、対応していただく予定となっております。時期については、早期に対応したいと考えております。

◎砂川和也君

城辺333号線沿いの石積み雑草についてはどうでしょうか。これも写真あります。これはもう何年刈っていないんでしょうか。これだけになっています。ここはどうなっていますか。ここも８月の後半に行ってお願いしております。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この件につきましても、先ほどの多面的機能支払交付金が活用できますので、早期に対応したいと考えております。

◎砂川和也君

道路にある不法投棄ごみについてなんですけど、これまた画像をお願いします。こういうふうに道に、本来の集積所ではないところに、燃えるごみの袋で燃えないごみが入っています。これが、市民の方からいただいたんですが、１週間ぐらいあったそうです、ここに。この方が言うには、市役所の車も何台も通ったよと言っていました。市役所の職員たちもこれ目にしているんではないでしょうか。そのときに職員たちは何にも思わないんですか。先ほど残業時間の話もして、職員の方の健康状態も考えたんですけど、これ絶対ここは通りますよ。通っているって言っていました、市役所って書いた車が。あと、塵芥車も通っているんではないかと思うんです。そうなったときに、これ誰が、市民からの通報を待つんですか。お答えください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今ご指摘の路上に落ちているごみです。これまでのところ、不法投棄については窓口、電話あるいはＬＩＮＥを通しての通報システムご利用いただいていますけども、ご指摘のとおり、たくさんの公用車が通っている、それから塵芥車も通っている中で、いつまでもそのまま放置されているというのは大変よろしくない状態だというふうに思っております。ご指摘のとおり、市職員からの通報例がないわけではないんですけども、確かに少ないというところは思っておりますので、公用車で回る際、不法投棄ごみを見つけ

た場合には通報するよう、そして適切な対処を取れるように体制を取っていきたいと思います。

◎砂川和也君

４番目の質問です。道路美化清掃の予算執行のスケジュールについて教えてください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の道路美化清掃の予算でありますけれども、先ほど答弁した多面的機能支払交付金のことであります。今年度、４月１日に、これ沖縄県に確認しておりますけれども、実施要綱と実施要領が改正されております。そのため、通常の交付事務というのが、それに先立ちまして補助金の交付要綱、これを改正する作業が生じたと。これは県のほうでですね。そのため、例年の交付事務の工程が後ろにずれ込んだということで交付決定が遅くなったところであります。例年と比べると２か月近く遅れておりますので、今後また早期に対応してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

多くの議員が道路の美化清掃については言っております。昨年、道路の美化清掃が補正予算で上げられていたので、なぜ当初予算で上げないんだという話をさせていただいた記憶があります。今年は当初予算に入っていたので、ああ、やってくれるんだなと思ったら、交付金が遅れたからできないって言っているんですけど、ほかの何かで流用できないんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

予算の執行上、ほかの経費を先に流用するということは好ましくないと考えておりますので、まずできればこの事業に充てられる予算から執行したいと考えております。

◎砂川和也君

でも、その事業費がなくてどんどん、どんどん市民生活のサービスが低下しているんですよ。ここは、先ほどの与那地道線は交通事故が起きています。レンタカーの。そこの壁に事故防止と書いてありますし、ここを通る職員も結構いらっしゃると思います。職員が通っているのにそれもない、予算の交付金がないから利用できないって言うけど、ではどっちを大事に優先しているんだとか、優先順位の話だと思います。市長、どうお考えですか。

◎市長（嘉数　登君）

市民サービスを前提にということを考えますと、いかに弾力的に運用できるかということだと思いますけども、補助金等を活用していますと当然その交付決定前に執行した分については国庫補助金の対象外ですよというようなところもありますので、我々としては慎重に対応せざるを得ないという部分と、当然地元にはこういう被害といいますか、早急に解消しないといけないようなこともございますので、早期交付決定というところについてはしっかりと求めていきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

難しいところであるんですが、そのまず考えを及んだかということも気になるんです。これが遅れているからしようがないよではなくて、何か利用できるのないのかなとか皆さんの中で話し合ったりしたのかなということとかも、そういうことをまずやっているのかなと。さっきの職員が通っているけど見過ごしているよとか、その辺全体的なことが市民サービスというものを見ることに関してはスピード感というか、まずそこが大事ではないですかということと、この道路はいろんな議員が本当毎回出してきますんで、こ

れはもう本当に来年度からなくすぐらいのことをやっていただきたいと思います。議員も、先ほど西里芳明議員とかも言っていましたけど、道路担当ではないよっておっしゃっていましたので。

次の質問、時間がないので、行きます。入札行政について。直近３年の入札不調件数を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

直近３年の入札不調件数についてお答えいたします。

入札不調については、令和５年度で７件、令和６年度で14件、令和７年度、９月10日現在で９件となっております。

◎砂川和也君

不調件数が増えていると思います。これ一概に市だけのせいではないというふうには考えて分かっておりますが、この最低制限価格の適正についてどう考えるか伺います。

◎副市長（砂川　朗君）

最低制限価格の設定についてでございます。最低制限価格の設定については、適正な利益の確保や人材育成等を図ることを目的に、令和７年３月に最低制限基準価格に掛ける係数について、0.996から1.005であったものを1.000から1.009へ引き上げております。また、今年４月には、沖縄県を参考に最低制限基準価格の算定に係る掛け率について、現場管理費を0.8から0.9、一般管理費を0.7から0.75へ上乗せする形で改正したところでございます。

◎砂川和也君

一応沖縄県が上げたということで宮古島市も上げたということは私も耳にしておりました。これは座喜味一幸前市長の件のときにも言いまして、嘉数登市長が副市長のときにも最低制限価格を上げる方向であるという形はおっしゃっていたと思います。ただ、上げたにもかかわらず入札不調が起きているということは、これは社会情勢とかもいろいろあって、先ほど午前中ですか、建設部長が答弁したとおり、いろいろ民間の事業が増えているということで、ただ上野地域野原地区の大嶽城址公園もずっと不調が続いているということで、やはり不調が続くと、市民のために何か建てたいなと思っているのが、建てるのが遅くなるとやはり市民サービスの低下ですよねという形になります。なので、それを防ぐためには、金額をいきなり上げるということはできないとは思うんですが、やはりある意味取っても赤字なんですという事業があるということも聞いております、建設会社が。なので、辞退するというのが出てきますので、この最低制限価格、時間がないんでなかなか、次のモズクも言いたいんであれなんですけど、ぜひ最低制限価格については、今回上げていただいたということですけど、なかなか不調が出ないような形で今後も担当者等含めていい価格が決定できるよう努力のほうお願いします。

最後、水産行政についてです。本年はモズク漁が豊漁であったと聞いております。モズク消費を応援する等の施策は行っていますか、伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

直接市の予算を投入したモズク消費を応援する施策というのは行っておりませんけれども、沖縄県としては毎年４月第３日曜日がモズクの日とされております。庁舎内にモズクの日のポスターを掲示し、ＰＲ活動は行っているところでございます。３漁業協同組合の合同によりまして、漁業再生支援事業を活用し、８月に開催されましたパヤオまつりにおきまして販売促進活動は行っているところでございます。

◎砂川和也君

モズクとかだけに限らず、カボチャが豊作だよ、モズク豊漁だよ、いろんな作物が豊作だよということは、豊作ということはもしかすると在庫が余る、もちろんだぶつきが出るという可能性もあると思います。なので、それはみんな市民、島民みんなで一緒に消費していこうよみたいなことを、一時期市役所庁舎の１階で宮古食肉センターの販売とかを、肉の販売とかもやったと思いますので、できればそういうものを開いてモズクの販売、野菜の販売とか、そういうのを定期的に役所で開いていくというのも、前例がありますので、宮古食肉センターの肉販売というのがあったと思いますので、そうしていかないと来年の漁業者が苦しむな、来年の生産者苦しむなということもあると思うので、ぜひそういうことは検討していただきたいと思います。

時間となりましたので、９月の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

確認しますけど、再開を15時30分でよろしいですか。35分にしますか。

（「30」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

しばらく休憩し、15時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時16分）

再開します。

（再開＝午後３時30分）

一般質問に入る前に、午前の会議、我如古三雄君の質問に対する答弁について総務部長から訂正の申出がありますので、これを許します。

◎総務部長（上地俊暢君）

午前中の我如古三雄議員の不発弾処理対策に対する市で受けた申請件数について件数の誤りがございました。広域探査発掘加速化事業の受付で、令和元年から令和６年の受付件数を「102件」と申し上げましたが、「109件」の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。すみませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎長崎富夫君

通告に従い、一般質問を行います。よろしくお願い申し上げます。

まず、宮古島市の度重なる不適切な事務処理についてお伺いします。嘉数登市長就任されてもう８か月余になります。この間、本市の事業に関する職員の不適切な事務処理があまりにも多過ぎる。６月には市のし尿処理施設工事で不備を隠し、補助金を受給したことで市民に謝罪、７月には住民税課税に誤りがあり謝罪、８月７日には収納システム不備で家賃が引き落としされずに入居者に謝罪、８月28日には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金算定額を誤って少なく請求し、市の一般財源から補填したことで謝罪、

そして翌日の29日には下水道料金の未徴収で謝罪、そのほか下地地域の竹アラ地区圃場整備事業の計画変更における受益農家とのごたごた、度重なる車両物損事故による和解などなど、毎月のようにマスコミで市長、部局長がおわびで頭を垂れている姿、みっともない。この宮古島市、本当に大丈夫なのか。よくもこれだけの不祥事が次から次へと出てくるものだと市民もあきれております。市のし尿等処理施設工事不備問題で、さきの定例会でもお尋ねいたしましたが、確認も含めてお伺いいたします。

し尿処理施設等の一部の工事で仕様書とは別の床材が使われたこと、業者から報告あるまで市や施工管理者も工事の不備を全く把握していなかった。このことは、施工管理上、職務怠慢と言わざるを得ません。このことについては、環境衛生局長、間違いないですね。環境衛生局長、これ間違いないね。今述べたこと。そこで、工事完了検査は総務部契約検査課で行っております。契約検査課に業者は、仕様書で示された床材に対して使用された床材は耐久性に問題があると報告しております。ただし、電気室の機械はスラブ床に直接固定されているので、供用開始には異なる資材でも機能上、性能上問題ない。異なる資材で工事を一旦完了した後に手直し工事を行うことを施工業者は提案されていますが、それを了とするかどうかは市と工事管理業者で協議し、市のほうが了と判断したと。このことは間違いないですよね。そのことが問題と思うんです。仕様書と違う資材を使っていることは契約違反であり、債務不履行に値する。これは、６月定例会で山下誠議員が、仕様書と違う資材を使ったことは債務不履行あるいは契約違反ですよねという質問に、環境衛生局長は、違反だよねという話ですが、ご指摘のとおりかと思いますとご答弁しております。市も債務不履行、契約違反を認めております。そこで、仕様書と違う資材を使うことは契約違反であり、債務不履行と認識しながら完了検査合格通知を出すことは、法令を遵守すべき行政のやることではありません。うその合格通知を交付したと言われても仕方がありません。行政として絶対にやってはならないことであります。そのことについて市長の見解をお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

し尿処理施設の工事完了検査において、検査担当課からは電気室床材の資材違いについて早急な手直し工事を行うよう指示を受けましたが、事業担当課では供用開始に問題がないことから、施工業者に対して合格通知を交付いたしました。当時、手直し工事は供用開始までに完了すると見込んでいたためですが、この対応は適切でなかったと考えております。

◎長崎富夫君

これ確認なんですが、手直し工事は別途財源で工事費を充てるものではないと環境衛生局長はご答弁されております。手直し工事、一般財源から一切出ていませんよね。確認いたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

工事に関する契約金については、当初契約の金額を支払っており、手直し工事に係る金銭は一切支出しておりません。

◎長崎富夫君

防衛省は、完了確認は市が行うものだが、手直しが生じた場合はその手直しを完了を確認した上で完成検査を了とし、補助事業等と実績報告書の提出を行うべきという見解を示しております。補助金返還の可能性について、補助金適正化法に基づいて適切に対応していくと述べております。補助金返還ありましたか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

これまでのところ、沖縄防衛局から補助金返還の部分については特段の連絡を受けておりません。

◎長崎富夫君

この件について、再発防止について砂川朗副市長は、今回の案件は施工業者が仕様確認を怠ったこと、工事管理業者が工程管理及び仕様書の確認について契約上の責務を十分に果たさなかったことに端を発しているというふうに述べております。この副市長の答弁からすると、あたかも施工業者や管理業者にだけ責任があるかのように受け取られます。市の責任に触れていない。契約違反、債務不履行等を認識していながら、最終的に完了検査報告を出したのは宮古島市である。再発防止について市の職員にどのように指導しているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今回の案件につきまして、手直し工事が必要であると環境衛生局から市長及び副市長に報告したのは５月26日でした。工事を担当した環境衛生局も、それから施工業者、管理業者も軽微な手直し工事で速やかに完了すると見込んでいたことが報告しなかった理由であったと聞いておりますが、沖縄防衛局に対する事業の完了報告に関わる部分でしたので、手直し工事が必要と分かった時点で直ちに報告すべきであったと考えております。午前中、別件で市長がお話しされておりましたけども、職員からの報告、連絡、相談が薄いと、そこら辺の意識が薄いというようなお話もございました。それと関連して、本件についても問題の背景としまして組織的に縦、横の情報共有や連携が不十分で、特に問題になりそうな事柄に対する危機意識、緊張感が足りないと言えることから、市長は７月８日に全部局長を対象とした政策会議、７月10日には全課長を対象とした事業実施推進会議を開催しまして、その中で日頃から職員間の、それから部局間のコミュニケーションを深めるとともに、特に問題となるような案件に関しては確実に情報を共有し、組織的な対応を速やかに取れるよう心がけるよう訓示を受けました。

◎長崎富夫君

この件について、これ副市長が前回答弁されていることですので、副市長からも何かございませんか。

◎副市長（砂川　朗君）

６月定例会のほうで、端を発したのは先ほど長崎富夫議員が述べられたとおりだというふうな答弁をしたところです。それに加えて、市のほうとしても資材承認や工事検査合格通知の交付等、完了見込みによる事務を一切行わず、確実な完了を確認するということを行わなかったということに原因があるというふうに申し上げたところでございますので、そういった事務等、先ほど環境衛生局長のほうからあったとおり、報告、相談、連絡等をしっかりやった上で事業のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

その件について職員の処分ありましたか。

◎総務部長（上地俊暢君）

市のし尿処理工事の不適切な事務についての職員の処分については、現時点においては行っておりません。

◎長崎富夫君

今後、処分については検討されませんか。

◎総務部長（上地俊暢君）

職員の処分については、市の損失の有無及びその程度を勘案して処分することになると思いますが、適切な時期については現時点では白紙の状態でございます。

◎長崎富夫君

分かりました。

次に、個人住民税の課税で、訂正前と訂正後の年金収入データを誤って二重に計上した事務ミス。これについては、20人に課税額を増額して通知したということで、これは市長が謝罪されました。市民が税額に誤りがあることに気づき、市に連絡したことで発覚したようですが、そういうことでいえばこれはまさに職務怠慢で、市民から連絡があるまで市は税額の誤りを全く把握していなかったということになりますか、お伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

個人住民税課税の誤りについてお答えいたします。

今回の年金収入重複計上に係る事案につきましては、６月10日付で納税通知書を発送した後、６月18日に市民からの問合せにより発覚した事案となります。その時点で市ではまだ把握できていない状況の中でしたので、市民からの連絡で事態を把握することになりました。

◎長崎富夫君

市民からの指摘がなければ、そのまま間違ったままの税が課税され、また市民も納税された可能性もあります。対象者への対応はその後適切に行われているか、その対象者が不利益を被っていることはないのかお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

対象者への対応は適切に行われていますかという質問にお答えいたします。

対象者の方への対応につきましては、重複計上発覚後、調査を実施し、48名の方が重複して計上されていることが確認され、そのうちの20名の方に個人住民税額の影響がございました。対象者へはおわびの連絡、訂正後の納税通知書を送付しておりましたが、１名の方が既に納税されている状況となっておりましたので、７月に還付手続を実施して対応を行っております。今後、同様の事案が生じることがないよう、課税業務においては十分なチェック体制において対応を行っていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

次なんですが、市営住宅の８月分の家賃が市のシステム不備のため、これは946世帯が引き落としできなくなったということで入居対象者に謝罪している経緯について説明をしてください。

◎建設部長（下地睦子君）

市営住宅家賃は、市営住宅事務全般を管理する市営住宅管理システムで口座振替日を自動で設定しており、通常毎月10日に振替日が設定されております。また、10日が土日に当たる場合は翌月曜日に自動で変更がかかりますが、月曜日が公休日の場合はシステムで対応できないため、手動で修正し、データを作成する必要がありました。しかし、そのまま今回は作成をしたため、会計課から各銀行へ送付する口座振替データに異常が発生し、市営住宅管理システム保守事業者と振替データの修正を進めました。しかしなが

ら、データの送付締切日に間に合わず、８月分の家賃については口座振替が不能となりました。今後、再発防止のためにシステム設定の管理体制を強化するとともに、事前確認体制の見直しを行ってまいります。

◎長崎富夫君

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金算定額請求漏れについてお伺いいたします。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の算定額を誤って3,270万円少なく請求したことで、これは一般財源で補填したために市の財政に負担をかけたと市長は市民に謝罪しております。本来国の交付金が活用できたのに、本市の請求ミスにより一般財源からの市民の血税が3,270万円も補填された。市民に不利益を与えた。これは大変重要な問題です。一般財源が3,270万円もあれば、例えば道路整備事業など、国の国庫補助七、八割を活用することで２億5,000万円以上の工事がこれ発注できます。市民にとっては大きな損失であることに間違いありません。そのことについて市長の見解をお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

令和６年度に本市が実施いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で3,270万5,000円もの請求漏れがありまして、このような形で市の財政に負担をかける事態を招いたことについて、行政に対する信頼を揺るがすものであり、大変重く受け止めております。市民の皆様に対して改めてご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

今回の請求漏れについての経緯ですけども、低所得者層への支援として実施された給付金及び関連事務でございます。この事務、要因が財政、予算上の要因と実施体制上の要因の２つの要因があったと考えておりまして、財政上の要因としましては、令和５年度の繰越事業分と令和６年度現年事業分が混在していたことにより、事務が煩雑となっておりました。その結果、令和５年度と令和６年度の数値の取り違えが起こり、結果として請求額不足が発生いたしております。また、実施体制上の要因といたしまして、交付金の処理において生活福祉課、総務課、税務課の３課が実施し、企画調整課が総括しておりました。複数課で事業を実施していたことも請求額の積算処理が複雑になった要因と考えております。今後、今回の請求漏れについての検証を行う予定にしており、その結果を踏まえまして、より確実な再発防止策を構築していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

これは大変大きな市のミスであると私は捉えておりますので、こういう市民に対して不利益があるようなことが今後一切ないように、緊張感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

次に、下水道料金の未徴収についてお伺いいたしますが、下水道料金が過去５年間で計143件の未徴収が確認されている、これは市に大きな責任があると環境衛生局長が謝罪いたしました。５年間も未徴収であったということは本当に驚きであるんですが、143件のうち判明している未徴収額は下水道加入済みの130件。13件は調査中。未収額が最低3,330円、最高が20万6,184円。この未収額、これ徴収はどういうふうに。可能ですか、お伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

来年４月から下水道料金の値上げを予定している中で、このような料金の未徴収事案が生じていることにつきまして、この場をお借りして市民の皆様に改めておわびいたします。

それで、今長崎富夫議員から徴収可能かということについてご質問がありましたが、対象となっている

皆様に対しましては職員が戸別訪問を実施する予定です。下水道料金が未徴収となっていることについて一人一人謝罪するとともに、内容の説明を丁寧に行い、納付についてご理解をお願いしてまいります。過去５年間の調査をしておりますが、個別の案件につきまして５年間続けて未徴収となっているわけではなくて、加入から最初の１か月間あるいは１年未満の金額が未徴収になっていることが大半ですので、金額的にはお支払いいただけるのではないかというふうには考えておりますが、それぞれの経済状況、個人であったり、あるいは事業者であったりするんですけども、それによってはすぐ容易でないケースもあります。その場合には分割の納付等もお願いしてまいりたいと思っております。

◎長崎富夫君

イについては割愛しますが、ウの時効５年に達している案件ありますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現在、調査により判明したのは、令和２年11月以降の案件です。これにつきましては、まだ全て時効に達しておりません。それ以前の案件に関しては、まだ調査を行っておりません。もし存在するとしたら時効にかかっている可能性はあるんですけども、確認できていないとこもたくさんありますので、これにつきましては遡って、可能な限り未徴収の案件があるかないかというのははっきりさせていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

そこで、環境衛生局長は職員懲戒分限審査委員会を設置して担当職員らを処分する方針と、これ新聞報道で見ているんですが、この職員の処分どうされますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

職員の処分についてお答えいたします。

現在、担当部署において過去５年間における未徴収の状況等の詳細の調査を実施しており、今後、内容を精査して職員の処分の必要性について判断するものと考えております。

◎長崎富夫君

先ほども環境衛生局長述べられたんですが、本市下水道事業の安定的な運営や将来の持続可能性を確保するという観点から、現行の下水道料金を2026年に1.7倍引き上げ、2030年に2.3倍に引き上げることを、これは６月定例会で決めたばかりです。このような行政の不適切な事務処理では、市民が納得これしますか。市民の反発は多分相当なものであると理解しておりますが、市民の理解を得るのは容易でないと思います。どのように対処されていくのか、環境衛生局長、お答えください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

長崎富夫議員ご指摘のとおり、これから下水道料金を値上げをしようとしている段階で未徴収があったということは大変申し訳なく思います。下水道事業は、今回、下水道料金値上げの基になった理屈と同じなんですけども、公営企業として下水道料金で下水道事業を運営するということが大原則となっておりますので、未徴収となっている皆様に対しては、大変申し訳ありませんが、いま一度職員が一つ一つ個別におわびした上で、納付に関してご理解いただいて、この案件はきれいに片づけておきたいと思います。その上で、きちんと下水道事業は運営できるように下水道料金の公平、公正な負担をお願いしてまいりたいと考えています。

◎長崎富夫君

環境衛生局長、そのことについてはやはり、その料金の引上げについては市議会も認めたわけですから、これは私たちも責任はあります。ただ、担当課として、これは本当に丁寧に説明する以外はないと思いますので、本当に相当難儀だろうけど、よろしくお願いいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金算定請求漏れについての事務処理的な要因として、先ほど企画政策部長も述べていたんですが、2024年度の繰越事業と2023年度の事業が混在し、事務手続が煩雑となり、数字の取り違いが起きたこと、生活福祉課、総務課、税務課の３課によって事業を実施したため、請求額の積算処理が複雑になっていたと説明している。こんな説明って理由になりますか。これだけの事業ですから、少なくとも県とはしっかりとヒアリングしてきたはずです。事務を担当する３課でしっかりと連携し、調整すればこのような不適切な事務処理は起こらないと思います。これ議案に対する質疑で、企画調整課で取りまとめたとご答弁されている。であれば、これは４つの課が関わったことになりますよね。どの課が主体か分からない。最終的な責任が組織の中ではあるべき、それがはっきりしていないのが一つの要因だと考えると、これ質疑で下地信男議員もご指摘しております。

これまで一連の不適切な事務処理、質問させていただきましたが、これ環境衛生局、建設部、総務部、福祉部、企画政策部、まさにオール宮古島市の不祥事であります。市長に一連のこの不適切な事務処理について、市役所組織のこれガバナンスと申しますか、職員の危機管理など含めて今後どのように取り組むか、市長の決意をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

管理、監督職員に対しては、日頃から私は５つの管理を徹底するように言っております。まず１つが人事管理、それから組織管理、予算管理、計数管理に危機管理の５つでございます。今回発生しました不適切な事務処理、これはまさしく計数管理の世界です。これをしっかりやっておけば、複数の目でチェックしておけば未然に防ぐというか､起こったとしても報連相がしっかりできていればその被害といいますか、損害を最小限に食い止めることができたというふうに考えております。この５つの管理を徹底するよう訓示しているところです。先日も全部長、それから全課長を対象に会議を開催し、その中で所属部署の業務目標と進捗管理、これを徹底すること、それから部下職員の業務の負荷、特定の者に業務の負荷がかかっていないかどうか、それからメンタル面を把握することなど、組織マネジメントに力を入れているところでございます。まずはマニュアルやチェックリストの整備、それから複数職員によるダブルチェック等確認体制の強化、定期的な職員研修の実施、さらには再発防止を職員主体で検討する仕組みづくり、以上４つについて継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、もう一つ、ミスは起きないにこしたことはないんですけども、この起こってしまったミスを軽微なものとして組織的な対応を取らなかったり先送りすることのないよう、迅速に報告共有できる職場環境づくりにも努めてまいりたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

ぜひ徹底した職員の危機管理、よろしくお願いいたします。

次に、高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設についてお伺いいたします。宮古島地下水研究会から「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書が議会に提出され、経済工務委員会で継

続審査してきたところであります。経済工務委員会では、請願書審査の参考とするために、高機能活性炭浄水処理施設を導入している伊丹市を視察をしました。伊丹市の高度浄水施設導入の背景、経緯を簡単に申し上げますと、平成３年に高度浄水処理施設導入の調査研究を開始、平成９年、高度浄水処理実験プラントを設置、平成12年に高度浄水処理施設が水道料金値上げに伴うことについての住民の意向調査し、85％の住民が肯定的であったことから、平成14年、調査研究開始から10年かけてオゾン処理施設、活性炭処理施設、中間ポンプ棟の工事に着手、そして平成17年通水を開始しております。その建設につきましてはですが、高度浄水処理施設、これはオゾン処理施設に約13.3億円、活性炭処理施設に22.7億円、これは計36億円です。導入地の周辺の工事として、沈殿地改造とか受電設備とか、合わせて約39億円。建設費だけで75億円かかっているということなんです。高度浄水処理施設のいわゆる水道料金がどうなったかということについては、導入前に2,126円から導入後は2,436円、310円の水道料金の値上げとなっております。そのランニングコストなんですが、動力費が年間2,000万円、施設維持管理費が年間約2,800万円、活性炭の更新、これ６年に１回で3,200万円、オゾン設備の更新が20年に１回で約４億1,800万円という工事費がかかっているということになります。確かに20万人弱の伊丹市と５万5,000人の宮古島市では単純に比較はできないはずですが、いずれにしても多額の費用がかかることは間違いありません。視察後に、経済工務委員会では、宮古島地下水研究会から提出された請願書第３号につきましては採択すべきものと一応決定しました。市長は、６月定例会で、高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設については必要性は認識していると、４年間の任期の間に市民に必要性があるものと理解を求めて進めていきたいと、ランニングコストがかかる、財源は基本的に水道料金になるというふうにお答えされております。まずは調査研究を早急に始めることだと思っているんですね。伊丹市も調査研究から通水開始まで10年もかけているわけですから、ぜひ市長、今後どのように進めていくのか、その辺市長の見解をいただければと思っています。

◎市長（嘉数　登君）

長崎富夫議員ご指摘のとおり、先行事例として幾つか事例がございます。伊丹市もそうですし、県の北谷町もございまして、やはり必要性は認めつつも一番今大きなネックとなっているのがやはりイニシャルコストとランニングコスト。特にそれを水道料金でもってカバーしていかなければいけないというところと、特に私が頭を痛ませているといいますか、しっかりとやらないといけないなと思っていることが、市民にしっかりと理解してもらった上で進めていかなければいけない。そのことが伊丹市における先行事例として長崎富夫議員もご指摘になったところだというふうに思っておりまして、イニシャルコストは国庫補助事業を使って何分の何かは補助していただいたとして、今一番ハード面で課題となっているのが更新費をどうするかという話がございます。これ北谷浄水場のほうでも大きなテーマになっておりますので、まずは伊丹市の事例に倣うわけではないんですけども、調査研究というところで次年度予算化を検討しまして、しっかりと市民にも情報提供しながら、それから今回、市民の皆様いろいろシンポジウムを独自で開催されていますし、我々も来年２月にまた専門家を招聘してシンポジウム開催したいと思っておりまして、これは地下水を守るということと農業振興をやはり両立させていくという、対立軸をつくらないような形で議論を進めていかないとなかなか市民も理解していただけないと思いますので、ぜひともそういう方向で検討していきたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

大変難しい課題だと思いますが、市長、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、都市計画行政についてお伺いします。これ何回も質問をしているんですが、旧サンエーカママヒルズ交差点から宮古島地方気象台前を通って国道390号に交差する道路の整備について再度お伺いします。この区間は、特に伊良部大橋が開通してから急激に車の量が増えております。国道の交差点付近は、電柱がはみ出し、道路幅も狭い。朝夕の出勤時や雨天のときは危険であります。この件につきましては、平成22年に私が一般質問したときに、確かに整備の優先順位は高いと、これお答えされております。あれからもう15年なりました。昨年の６月定例会で整備方法をお聞きしたときに、建設部長は、この道路は都市計画道路の大原、これは都市計画道路大道線ですね、これは国道390号線の交差点が終点になるということでありました。終点側の一部用地交渉、物件補償交渉がまだ終わっていない、同意が得られ次第改良に着手したいというふうにお答えされました。用地交渉、物件補償交渉進んでいますか。

◎建設部長（下地睦子君）

長崎富夫議員ご質問の道路は、大道線（２工区）道路改築事業により整備を進めているものです。おっしゃるとおり、宮古島地方気象台から国道390号線までの区間となっております。区間内での未契約の土地が５筆、物件が５件ございます。現在、補償等の交渉が難航しておりまして、契約締結には至っておりません。進捗状況としましては、事業費ベースで申し上げますと、令和６年度末現在で78.9％となっております。事業期間といたしましては、令和10年３月31日までを予定しております。

◎長崎富夫君

この区間は約400メートルあるんですが、中央線も引いていない。皆さんも通ってお分かりだと思いますが、今言ったように、宮古島地方気象台入り口付近から国道までの交差点、最も危険な箇所になっております。物件補償、用地交渉なかなか進んでいないみたいですが、例えばそれが物件補償、用地交渉が進んだとして、その区間の整備、これは終点側からあの気象台入り口付近辺りにやってくること可能ですか。これについては、前建設部長が用地の交渉終わり次第着工していきたいと、要するに終点側からですね、いうことをお答えされていましたので、整備方法としてこの区間を優先することは可能なのか、再度お伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

先ほど申し上げた未契約の土地でありますとか物件なんですけれども、ちょうど気象台のというか、国の宿舎の前辺りが現在交渉難航している箇所ですので、その交渉が終わり次第、契約締結ができましたら国道390号線の交差点側から工事を進めるようにしていきたいと考えます。

◎長崎富夫君

次に、平良松原市営住宅の建て替えについてお伺いしますが、これにつきましては、平成30年に策定した宮古島市公営住宅長寿命化計画で建築年数の古い住宅を優先すると、これが基本ですというふうに位置づけられております。担当課は、上原市営住宅の整備後取り組むとお答えされておりますが、進捗状況だけお伺いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後４時19分）

再開します。

（再開＝午後４時19分）

◎建設部長（下地睦子君）

平良松原市営住宅は昭和56年に建築されたもので、上原の市営住宅のほうが昭和55年に建築された市営住宅となっております。古い順に整備を行う、改築を行っておりますので、平良上原市営住宅のほうに先に着手をしております。平良上原市営住宅は、今年度、一部集会所辺りを解体、撤去するとともに、下水道の整備を優先して行う考えです。

◎長崎富夫君

質問の順番を変えまして、５の日米実動訓練についてからお伺いいたします。

島嶼防衛を想定して陸上自衛隊と海兵隊が過去最大規模で実施する実動訓練が17日から始まっております。宮古島市では、市からの説明もなく、訓練内容は全く市民に知らされていない。石垣市や与那国町は、ホームページで訓練内容を掲載しております。ましてや米海兵隊との合同訓練であり、市民が不安がっております。その情報を市がかたくなに拒否してきた理由、これは何なのか。訓練内容を公開することによって本市に何か不利益があるのかお答えください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

日米実動訓練につきましては、９月５日の午後、沖縄防衛局からメールで情報提供を受けております。本訓練につきましては､本市への通知や防衛省の正式発表より前に訓練内容に関する報道が先行しており、本市が報告を受けた後もその内容とは異なる訓練内容が連日報道されておりました。そのため、報道内容の真意について沖縄防衛局に確認を行ったところでございます。情報が錯綜する中で、不確定な情報発信により市民を混乱させることは適切ではないと考えたため、訓練実施主体である防衛省や自衛隊が正確な情報を公表すべきとのスタンスをお伝えしてまいりました。訓練内容を公表することについて市に不利益はございませんが、不確定な情報を発信することは市民を混乱させるとの判断によるものでございます。

◎長崎富夫君

そのことにつきまして、隣の石垣市や与那国町に最新兵器の、これ地対艦ミサイル、ネメシスというんですか、持ち込まれている中で、宮古島市がどうなるか、市民も関心と不安を持つのは当たり前のことだと思います。私は、米軍が宮古島に入ってくるのだけは絶対に反対すべきだと思っております。今後、日米実動訓練など、特に米軍の情報は速やかに市民に公開していただきたいと思っているんですが、市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

私は、米軍による本市での訓練実施につきましては、これまでも申し上げているとおり、これ市民の理解が得られている状況とは言い難く、自粛を求めるという立場でございます。

それから、情報の開示について、一義的には防衛省が市民に知らせるべきという発言を私しておりますけれども、防衛省及び沖縄防衛局が訓練の実施主体である以上、情報の発信責任は防衛省側にあるという基本的な立場を表明したものでございます。

それから、本訓練について、９月５日の正式発表以降も本市が報告を受けた内容とは異なる訓練内容が

報道されるなど、情報の真偽について沖縄防衛局に確認するというような状況もございました。本市としましては、不確定な情報を市が掲載することにより市民が混乱することがないよう、実施機関である防衛省及び自衛隊が訓練内容を公表すべきと沖縄防衛局へ要望しております。

それから、今後はやはり今言われたような日米合同訓練というようなことを、市民の不安払拭ということもございますので、防衛省、それから局、自衛隊から提供された訓練情報については市からも公表する方向で沖縄防衛局と協議を進めていきたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

次に、道路の管理についてお伺いします。

最近、沖縄コンベンションビューローの浜田京介会長ですか、宮古島に来られたときのマスコミ記事を見ました。宮古島市の感想として、市の目覚ましい発展や観光客の増加で活気がある、しかし道路の雑草やごみが目立つとのコメントがありました。同感であります。数年前に本土に旅行する機会がありました。これホテルのロビーで同期生と方言で雑談していると、隣の席から「沖縄の方ですか」と聞かれて、はい、宮古島ですと答えますと、「実は行ってきたんですよ、宮古島」、どうでしたかと聞きますと、「海がめちゃくちゃきれい。宮古島市を一周しました。海岸線、どこからでも海が見える。感動しました。しかしね、道路のごみや雑草はね、雑木で見通しが悪く、危険を感じる」と言われて、少しショックを受けました。観光都市を目指すことは、道路の管理は大変重要なことと思います。西里芳明議員へのお答えもありましたが、作業員７名で九百何十キロですか、清掃をやっているということでは少な過ぎではないんですか。ふるさと納税や観光目的税、これを活用しながら、快適な観光ができる道路の整備、管理に努めていただきたいと思いますが、ご見解をお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

現在、道路の除草、清掃につきましては、道路作業員で行う箇所、自治会等へ委託する箇所など、これは沖縄振興特別推進市町村交付金事業、通常一括交付金と呼ばれるものなんですけれども、これを利用するなどの方法で清掃を実施しております。観光地道路ということで、32路線に関しましては沖縄振興特別推進市町村交付金を活用して行っておりまして、その観光地道路とします32路線については12名の作業員で行っております。その他の一般道路、幹線道路に関して７名で作業を行っている状況です。

◎長崎富夫君

観光客にも喜ばれるような道路管理、しっかりやってください。

次に、ハーベスター。これ４団体ですか、運営協議会の４団体の件についてお伺いします。今年も沖縄製糖株式会社、宮古製糖株式会社に、両工場に年内操業をその運営協議会４団体で要請しております。本市においても、この４団体の要請の趣旨をご理解いただいて、両製糖工場に年内操業の働きかけをしていただきたい。どうでしょうか。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

去る９月３日に４団体から宮古製糖株式会社と沖縄製糖株式会社へ要請がありました。本市のサトウキビ栽培は、株出し栽培が作型の大半を占め、今後のさらなる生産量の向上に向けては年内操業、早期の製糖操業終了による適期の株出し管理、株出し栽培期間の確保が重要であると考えております。市としましても、各団体の事務局であるＪＡと連携しながら、各製糖工場とも年内操業に向けて意見交換をしていき

たいと考えております。

◎長崎富夫君

ハーベスター補助員の確保が島内で難しいということで、島外や外国人労働者の確保を検討しているが、宿泊施設がないと確保できないということで、廃校施設などを活用できないか。これも以前にお伺いしたんですが、市としっかり話をするということで以前お答えされたと思っているんですが、現状どうなっているかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この件につきましても、去る９月３日に市長宛ての要請がございました。要請時の際の意見交換としましては、市の廃校施設の老朽化が進んでいること、既に利活用に向けた取組方針が決まっている施設もあり、その他の施設を活用するにも多くの課題整理が必要になってくる旨の意見交換をさせていただいております。市としても、賃貸物件の価格高騰や住居不足の問題は、労働力の確保に限らず、農業後継者、地域の担い手の確保などの問題にも直結し、また農業分野に限らず、他産業についても同様の課題を抱えていると認識しておりますので、宮古島全体の課題として日頃から各関係機関とは意見交換を行っているところです。そのため、まずは課題の洗い出し、どういった施設が利用可能か、可能となった場合の施設の整備、改修や指定管理も含めた運用方法など整理も必要となりますので、その部分についても引き続き市の関係部署とも連携しながら課題解決に努めてまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

以上、今定例会で通告した質問は以上で終わります。これが私の恐らく市議会では最後の一般質問となるだろうということで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

次に、日程第２、議案第101号、宮古島市宿泊税条例の制定についてを議題とし、提案者からの提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年第７回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。今回提出しました議案は、条例議案１件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。議案第101号、宮古島市宿泊税条例の制定について。島の未来を担い、産業の発展を支え、観光客及び住民双方の満足度向上を生み出す観光振興を目指し、持続可能な観光地域づくりのための受入れ体制の整備、良好な景観の保全及び活用、その他観光に関する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課するには条例を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

以上ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎池城　健君

先日、議長室に県の担当が来られて説明したとき、私も同席して同じことを聞いたんですけれども、確認なんですが、第４条、課税免除についてですけれども、この文言、「当該学校の教育活動として宿泊する場合」という文言があります。今宮古島市の小中、高校生、子供たち、幼稚園も含めて、幼児も含めて例えばピアノ、ピティナの検定であるとか、琉舞の検定であるとか、書道とか、そして例えばバスケットボールやサッカーは学校教育とは別のクラブ活動として沖縄本島に行って試合をしている子供たちもたくさんいるんです。こういう子供たちのためにも、この辺をしっかりと捉えて、運用の部分でできますかという話を県の職員にも聞いたんですけれども、この文言を的確に適用しようとすればこの子たちが外れないのかなと、それを懸念しているんです。その件について当局はどう思っていますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

第４条の課税免除についてお答えいたします。

池城健議員ご指摘のとおり、文化活動、それからスポーツ競技でも様々な競技がございます。それについては今後規則で定めることとしておりまして、県及び導入市町村で協議をして決定していくということで話を進めております。

◎池城　健君

その際、ぜひ児童生徒に不利益が生じないような規則をしっかりと検討していただきたい。

それと、この申請をするとき、課税免除の申請の方法、これが学校職員の負担にならないような方法を検討していただきたい。これについての答弁よろしくお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

課税免除の申請の方法については、現時点では学校長と主催団体の文書等、証明する書類をつけるということになっておりますので、学校長の申請はあると思いますが、そこは教員の負担にならないような方法を検討する必要があるかなとは考えております。

◎池城　健君

例えば今子供たちが遠征するときに、この子たちの一人一人の書類を作るんです。名前を入れてね。金額を入れて。それでやっと、例えば10名連れていくときは10名分、20名連れていくときは20名分のそういう書類を作って申請している場合もあるんです。ですから、その辺の負担がないような検討をよろしくお願いします。答弁はよろしいです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

第５条の課税の標準、それと20日の県紙に島外通院支援拡充へというのがありまして、市町村長からの要望調査や宿泊費の高騰も踏まえ拡充内容を検討するとあるんだけども、この市町村長からの要請というのに対して市長はどのように考えているのか、市長の答弁を求めます。

◎総務部長（上地俊暢君）

市町村長からの要請というところは、課税免除とならない通院等に係る課税について、市町村は市町村の難病等渡航助成事業や不妊治療等渡航助成事業などを拡充して対応するということを考えております。また、県においても同様の制度がございますので、県においても宿泊費の負担軽減策について既存の事業

を拡充してほしいと要望しているところでございます。

（「第５条には答えない」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後４時40分）

再開します。

（再開＝午後４時40分）

◎総務部長（上地俊暢君）

第５条の課税標準についてご説明いたします。

宿泊税の課税標準は、１人当たりの宿泊料金に課税するとしております。例えば２人宿泊して１泊の料金が１万円であった場合は、１人ずつですので、5,000円というのが課税標準になるということでございます。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする限度を設けるというところでございます。宿泊に提供される飲食、遊興、施設は、それを除外するというところでございます。

◎友利光徳君

市長のほうに再質疑しますけども、これ20日の新聞ですので、まだ検討していない点もあろうかなと思うんだけど、もしこの「市町村の要望調査や」というふうな文言に対して宮古島市独自でするのか、それとも美ら島、石垣市との連携がありますよね。そういった感じでやるのか。もしやるとしたらいつ頃やるのか答弁をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

条例制定後に使途等については議論をやっていきますけれども、その段階で県に要望することあるいはお願いすることがあればその中において、市単独でもやりますし、宿泊税については５市町村、我々が先行してやっておりますので、そこと連携して意見交換なりをやっていくことになろうかというふうに思っております。ただ、今の段階で何を地域から要望していくかということについては、先ほど課税免除の件がありましたけども、そこはきちっと規則に書き込めるような意見交換はやっていきたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

これは市長、お願いですけど、やはり島外からそういうするということは負担が重なりますので、ぜひやはり、お互い離島で生活しているわけですから、要するに負担にならないようにお願いしたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

私も１点だけ。確認です。

この第６条に「宿泊税の税率は、100分の1.2とする」と明記されている。そこはどういう意味ですか。そこら辺の説明をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

第６条、税率についてお答えいたします。

宮古島市の宿泊税条例は、税率100分の1.2、1.2％となっております。県分が0.8％ございますので、合わせて２％が税率というところで、市の分の1.2％を条例として載せているところでございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第２、議案第101号については、議案付託表のとおり総務財政委員会に付託します。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時45分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月24日（水）　　４日目

（一　般　質　問）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第４号

令和７年９月２４日（水）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月２４日（水）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時34分）

◎出席議員（２３名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
〃	（３〃）	仲間誉人〃	〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
			〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光徳〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（１名）

議員（９番）　狩俣政作君

◎説明員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会会長	長濱国博〃
環境衛生局長	梶原健次〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第４号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、上地堅司君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地堅司君

議員番号５番、上地堅司、通告に従って一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いします。

早速ですが、１、市長の政治姿勢についてお伺いします。国に要請について、嘉数市長はこのほど、国へ宮古空港の機能強化における支援や特定臨時避難施設（シェルター）設置後の維持管理費援助など、合わせて９項目にわたる要請行動を実施しました。要請した内容を伺います。１日目の我如古三雄議員の質問でもあったと思いますけれども、もう少し詳しく要請内容をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

去る７月22日及び23日の両日、内閣府や国土交通省、防衛省をはじめとする６つの府省へ要請を行いました。内閣府に対しましては、喫緊の課題となっている若者定住住宅に係る支援として、沖縄振興予算を活用した定住環境の整備について要請をいたしました。

また、防衛省には、コミュニティ供用施設の整備における支援及び国民保護法に係る特定臨時避難施設設置後の維持管理費等の支援の２項目を要請しております。具体的には、保良地区、野原地区の住民が望んでいる施設建設に対しまして、高率補助の支援を要望するとともに、現在整備を進める特定臨時避難施設、総合体育館、新総合体育館ですけども、これの設置後の維持管理費の支援も求めてまいりました。

財務省へは、市役所周辺に所在する国有地の利活用の支援について要望しておりまして、さらに国土交通省には宮古空港の機能強化として、増加する旅客数や輸送貨物量への対応策としまして、スマートレーンや平行誘導路の設置、それから駐機スポットの増設等の具体的な改善を要望しております。

さらに農林水産省に対しましては、畜産業の振興を目的に３つを要望しておりまして、まず１点目として、飼料高騰に対応する輸送コストの負担軽減、２点目に畜産農家への補給金等の上乗せ支援、３点目に競り購買後の輸送費支援となる子牛流通活性化奨励金の拡充について要請を行っております。

さらに総務省には、宮古地区ラジオ中継局の整備における支援を要請いたしました。この内容については、平成16年に整備した伊良部・多良間ＦＭ中継局が、これ整備から19年を経過し老朽化が進んでいるため、その更新について国の支援を要請しております。なお、この要請につきましては、内閣府に対しても併せて要請しております。

以上、今回の要請は６つの府省に対しまして、合計８項目を要請してまいりました。

◎上地堅司君

その中で、防衛省の要請について、私は上野在住ですので、野原部落の集落センターの要請、野原部落と保良の集落センターの要請もあったと思いますけれども、防衛省はどういった回答をしたかお伺いしま

す。

◎市長（嘉数　登君）

野原、保良の両自治会へは、国への要請内容とその返答について報告し、今後の対応について協議してまいりました。両自治会においては、自衛隊施設の受入れを行っており、自衛隊の活動に協力してきた経緯がございます。市といたしましては、国による十分な支援の下、地域生活環境への影響を踏まえ、住民の生活の安定や福祉の向上を図ることが重要であると認識しております。このため、コミュニティ供用施設の建設に向けては、自治会と連携を密にしながら、引き続き防衛省に対しまして積極的に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

野原自治会は、戦後80年、復帰して53年、自衛隊と共に生活し、また協力し、一緒になって自衛隊隊員も部落を盛り上げながら部落は発展してきました。その中で、やはりなかなか集落センターができないということで、今ようやくみんなの同意を得ながら、今その方向に向かっているんですけど、隣の千代田自治会は防衛省の予算で集落センターもできて、本当に野原自治会もやはり一番これまで80年間、そういった関連でも一緒になりながら、負担もかかりながら、ですけど野原部落の皆さんは一緒になり、これまでの発展に共に手を取り進んできたと思います。その中で、やはりほかの地域とはなかなか違う自治会で、沖縄県もこういうふうに航空自衛隊もあれば陸上自衛隊駐屯地もある。そうした２つの自衛隊があるというのはなかなかない地区かなと思っています。その中でやはり自治会の皆さんのためにもしっかりと予算を取り、やはりそこが自衛隊隊員、職員のまた憩いの場でもあると思いますので、住民とのそういった付き合いもしっかりと集落センターでコミュニケーションを取り、そしてまた地域の発展にもなると思います。ですから、市長、ぜひとももう一度しっかりと防衛省と相談をして、しっかりと予算を取り、やはり部落の皆さんにも納得いくような結果を残してほしいと思いますけれども、もう一度市長、意見をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

まず、この両自治会についての基本的な認識としまして、この野原自治会、保良自治会の皆様は、この間様々な協力、行政に対する協力をしてきたものというふうに認識しております。当該施設は、防衛施設受入れ地域における住民福祉や生活環境の向上を目的としたものであり、地元負担については極力抑制すべきであるというふうに考えております。現在もなお防衛省に対しては、引き続き地域の実情やこれまでの協力の経緯を踏まえ、特段の財政的配慮を要請しているところであり、今後の国の対応も注視しながら、地元自治体との丁寧な協議を重ねてまいりたいと考えております。市としましても、地域に過度な負担が生じることがないよう、可能な限りの対応を検討してまいります。

◎上地堅司君

市長、ぜひともしっかりと防衛省に要請して、部落の納得のいく集落センターができるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、道路行政について。１、街路樹についてお伺いします。沖縄県、宮古島市はどのような対策を考えているか伺います。いつもこの質問は、他の議員も毎定例会で、これは一般質問で上げています。本当に今この街路樹問題が宮古島では大変な問題になっていると思いますので、ぜひともどういうふうに進

めていくか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

市道の街路樹につきましては、作業員による枝の剪定を行っておりますが、現状作業が間に合わず、市民から多く連絡を受けているところです。市といたしましては、通行上危険のあるところや市民からの要望を優先して作業を進めている状況です。国道、県道につきましては、管理者である宮古土木事務所に確認をいたしました。回答といたしましては、街路樹が交通の妨げになっていることについては認識しているところで、今後は予算の状況を踏まえ、通行上危険のある箇所を優先し、剪定または伐採作業等を実施していくとのことでした。

◎上地堅司君

私は上野地域代表ですので、特に県道190号線（新里線）、県道202号線（宮国線）の街路樹対策を早めにしてほしいと思っています。なぜかというと、そこでは結構街路樹が、枝とか結構大きくなり過ぎて、本当に交通の妨げになっています。前も要請しながら切ってもらったんですけど、なかなか事故が起こったところだけはやるんですけど、事故が起こらないとやらないかという問題があって、やはりこの宮国線では結構事故が発生している場所もあります。そこの対策はどのように考えているかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

当該箇所の管理者である沖縄県によりますと、県管理道路につきましては、通行上危険のある箇所を中心に剪定または伐採作業を行っており、今年度は保良上地線、長山港佐良浜港線、保良西里線、ほか４路線で剪定または伐採作業を実施したところです。平良新里線、宮国線につきましては、優先度や予算の状況を踏まえ作業を計画してまいりますとの回答でございました。

◎上地堅司君

作業は、方々やっているということで、今自分は新里線、宮国線をぜひとも早く対応してほしいなと。なぜかというと、本当に新里線は通学路になっておりまして、本当に子供たちが車道に出て歩いており危険なので、その場所もしっかりと歩道まで清掃してもらいたいんですけど、あまりにも街路樹が大きくなり過ぎて、やはり根っこで地面が盛り上がって歩けない状態になっているところも見えています。ですから、これ要望ですけど、交差点や住宅の前にある街路樹をぜひとも撤去して、交差点の10メートル内、丁字路の10メートル内は、もう即撤去してもらったら、交通面も見通しもよくなっていくと思うんですよ。そして今、街路樹が家の前にあるところで、７月に事故も起きています。これはもう現実に起きていますので。そういったのを考えたら、やはりそういった建物の前の街路樹とか、その10メートル範囲は、本当に見通しが悪くて、それはもう撤去するのが先かなと思っていますので、どうですか、建設部長、撤去する気持ちはありますか。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

道路管理については、何人もの議員の皆様から質問を受けておりまして、正直なところ生育が速くて作業が追いついていないという状況もございますし、街路樹については、成長した街路樹については交通の妨げになっているという実情もございますので、これについて国、県、市で、そもそも地域の道路の管理をどうしていくか、街路樹の伐採等についてどうしていくかということをしっかりと協議するために、集まって意見交換してみたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

よろしくお願いします。木が大事か、命が大事か、そこが一番大事と思います。やはりもう事故して命を落としたら本当にこれはもう元も子もありません。やはり切れるのは切って、すぐ対応できると思いますので、もう何かあってからは遅い、今の状況では。ですから、県も国も予算を使っているかもしれないけど、やはり命に関わることが今現実的に起こっていますので、ぜひとも早い対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて２、アスファルト補修工事について、宮古島市の県道で、これまで10年間、アスファルトの修繕工事はあったかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

県道ということですので、宮古土木事務所のほうに確認をしております。管理者である県に確認したところ、宮古土木事務所管内での県管理道路において、平成27年から令和６年までの10年間で実施した車道及び歩道のアスファルト修繕工事は16件との回答でございました。

◎上地堅司君

16件ですか。本当にちょっとしたことしかやっていない状況だと私は思っています。なぜかというと、今宮古島ではほとんどの道路が県道、特に伊良部もあれば砂川線もあるし上野線、ほとんどもう割れた状態で、がたついている面が結構見えている場所があって、自分もこの10年間でしっかりと補修作業をやっている工事を見たことありません。ですから、県は本当に宮古島のことをどう思っているか。ただ、やるやると言って、なかなか進んでいない状況が今の状況かなと思っています。その中で、主に私は４年間、このアスファルト修繕工事を訴えているんですけど、県道202号線（宮国線）のアスファルト工事を、前から、４年前からそれを修繕してほしいと言っているんですけど、なかなか前に進んでいない状況です。そして今、県の６月定例会で新里匠県議会議員が一般質問でその修繕の話をしていました。県からは、徐々に修繕していくという回答があったと思います。その中で、本当に今年度やるか、来年度やるか、県はどんなふうに考えているかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古土木事務所によりますと、宮国線については、予算の状況を踏まえ、今年度、一部区間、これは宮国公民館手前のカーブ付近を予定しているとのことですけれども、一部区間のアスファルト修繕工事を発注する予定だということでした。

◎上地堅司君

一部区間、宮国公民館の手前、今年度行う。予算は、もうちゃんと計上してやる予定ではいるんですか、お伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古土木事務所のほうは実施する予定ということでしたので、実施されるものと期待しております。

◎上地堅司君

期待して工事するか待ってみたいと思います。

続いて、宮国自治会の部落内で交通事故は何件起きているかお伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮国部落内での交通事故の件数でございます。宮古島警察署に確認したところ、概算ではありますが、令和６年１年間における宮国自治会内での交通事故件数は103件、また令和７年８月末現時点での件数は84件となっているということでございました。

◎上地堅司君

令和６年が103件、令和７年が８月現在84件、これすごい数ではないですか。こんな小さな部落周辺でこのように百何件、合わせてもう200件ぐらい２年間で。こういった自治会の道路でこういった事故が起きているところはここしかないと思うんですけど、そのような対策は宮古島警察署、県は考えているかお答えしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

まず、宮古島警察署の対応としましては、要望があれば調査した上で判断することになると考えております。

それで、質問はなかったんですけれども、その前の質問で関連していますのでお答えしたいと思います。集落内の制限速度ということがございまして、現在標識で制限速度が示されていない場合は、自動車の法定速度が60キロメートルということでございます。ただ、令和８年９月１日から30キロメートルに引き下げられることが決まっているということですので、この変更により集落内での交通事故の減少が期待できるものと考えております。

◎上地堅司君

３番は、この件数を聞いてから聞こうかなと、そうではないと合わないかなと思って後回しにしたんですけど。やはり今、この部落内では相当の数のレンタカーとか、そういったのが本当に頻繁にスピード出して通っています。その中でこの事故の件数がもう現実に起こっている状態です、今。そこで、今言っているように、要望があればとか、そういった問題ではないと私は思っています。このようにもう毎年百何件の事故が部落周辺で起きているということは、本当にとんでもない数かなと。やはりもう人身事故、いろんな事故、死亡事故も起きていると思います。その中で、やはり現実的にこういった事故が起こっているのに、要望とかそういったものを聞いてはおかしいんではないかと。やはりこのようにもう百何件、200件の事故が、宮古島全体では本当に何百件と思うんですけど、やはりこんな小さな地区でこういうふうに起こっている状況、今の宮古島の現状、それをすぐ対応するのが宮古島警察署も、市も考えてすぐやっていかないといけないと私は思っていますので、どうか宮古島市も一緒になり、交通問題を少しでも解決できるように、みんなで努力していくことが一番大事かなと思っていますので、よろしくお願いします。

その件で次の５番、交通事故が頻繁に起きている交差点に、ロータリー交差点はできないか。私、信号機をお願いしに宮古島警察署に行ったところ、今全国的にロータリー交差点を進めているとの話がありました。そして、２年前ですか、都市計画課にそういった計画もあるということで宮古島警察署へ早速行って話を聞いたら、今こういうふうにいろんな書類を作っていますと話があったんですけど、もう２年もたっておって、今も何もないと。まだそこから進んでいないという状況になっているんです。全国にそういったいい事例があれば、やはり宮古島には結構広い交差点もあって、そして事故が起きている交差点もあって、もう割とすぐ宮古島市が対応してモデル交差点としてすぐできそうなところが何か所かあるので、そういったのできないかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

上地堅司議員ご質問のロータリー交差点、ラウンドアバウトと申しますが、についての整備については、現在のところ整備計画は本市としてはございません。交通事故の多い交差点については、関係機関などの意見や設置要件などを確認し、必要性があると判断された場合は検討していきたいと考えております。今上地堅司議員からご質問のあったロータリー交差点の検討なんですけれども、令和６年５月に宮古島市都市交通戦略の中でラウンドアバウト、ロータリー交差点を推奨している調査ございます。学識経験者と宮古島警察署、市の担当者とコンサルタントでもって幾つか候補地を挙げて検討しているところです。１か所目は、トゥリバーの交差点、これ国道390号線からトゥリバーに向かっていく交差する場所です。あと２か所目、有限会社東亜技研前の交差点、これは総合体育館から植物園に向かう道路と、添道１号線の交差点部です。３か所目、うえのドイツ文化村の前の交差点、これ今は少しいないようですけれども、宮古島まもる君が立っていた場所がございますよね。その深江橋に向かう、うえのドイツ文化村前から直線の道路と深江橋に向かう交差点。４つ目に、マックスバリュ宮古南店の前の交差点、これは丁字路の箇所です。６つ目に、ドラッグイレブンの前の交差点、これ工業前の五差路のことでございます。最後に、ドン・キホーテ前、大和電工の前の交差点も検討したところでございますけれども、交差点としては主に大きな箇所となっておりまして、これも県との協議が必要となるということで、今後協議を進めていきたいと考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも、今の状況では信号がなかなか設置できないという話もしていますので、今話があったように、うえのドイツ文化村の前の交差点も一応は予定に入っているという話がありました。やはり今周り聞いたら、結構用地買収とかいろんなのが必要になってくるかなと。そういったのを考えたら、私の提案ですけど、宮国学童線のところの十字路、国道に行く。向こうも結構広くて、用地買収すればすんなりロータリー交差点ができるかなと。それとまた入江交差点も結構広いので、そういったところからまずやってみて、市内のほうはやることによってそんなにお金もかからない、負担もかからないですぐできるかなと思いますので、やはりできることからやってみて、その結果でいろんなところでやっていくのもありかなと思いますので、ぜひともそういった大きな交差点をまずモデルケースにおいてやってくれたら、結構面白い事業になるかなと思いますので、どうか検討をお願いします。

続いて、農畜水産行政についてお伺いします。補助金について、４年間の補助金率について伺います。これは、農薬補助とか有機質肥料補助、また除草剤補助、この４年間でどういうふうな変動で農家に還元されているか、この補助率のパーセントをお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

サトウキビ関連資材の購入補助についてお答えいたします。

まず、除草剤の購入補助につきましては、宮古地区さとうきび糖業振興会が事業主体となっておりまして、さとうきび生産性向上緊急支援事業（セーフティ事業）を活用して事業が実施されております。補助率は、令和４年度から令和７年度まで、４年間でいずれも60％となっております。

本市が実施する事業、農薬・肥料の購入補助事業に係る補助率は、予算の範囲内において税抜き購入費の上限50％と定めており、過去４年間の具体的な補助率として、まず病害虫防除用農薬購入補助につきま

しては、令和４年度、夏植え用30％、春植え用28％、令和５年度、夏植え用30％、春植え用40％、令和６年度と令和７年度につきましては、夏植え用、春植え用ともに25％。次に、有機質肥料購入補助事業につきましては、令和４年度から令和６年度30％、令和７年度は40％となっております。

◎上地堅司君

このように補助率がいろいろ年によって変わって、今の状況はなっていますよね。その中で本当に農家が要望するのは、やはり50％以内とやりながらやってみたら25％ぐらいまで落ちているような、そしたらもう差額は相当、考えた以上に補助がないということで、補助率を一定にしてほしいと、できれば40％ぐらいにしてほしいなと要望もあるんですけど､やはりこういったふうにある程度一律で30％なら30％､40％なら40％でやってくれれば、農家の皆さんもある程度計算されて、お金の、そういった有機質肥料の購入もできるかなといって、50％と思ったのが20％しか出ないとか、そういった感じでいったら、もう本当に負担が、こんだけ出ると思いながら支払いしたら結構大きな金額を払っている。そういったふうに思わさないようにしっかりとパーセントで、もう30％なら30％、40％なら40％でできないか、来年度はお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

上地堅司議員ご指摘のとおり、これまでそれぞれの補助金交付規程等に基づきまして、申請受付時に税抜き価格の何％以内というふうに示しております。申請数量の集計後、予算の範囲内におきまして補助率を決定したところでございます。今年度につきましては、受取時の補助率が申請時に示された補助率と比較しても変動がないよう、夏植え用の農薬で25％、有機質肥料で40％と明示しております。今後もできる限り生産農家の皆様の負担とならないよう、調整を図りながら事業を実施してまいりたいと考えております。

◎上地堅司君

この25％をぜひとも30％ぐらいに上げてもらえればありがたいと思いますので､よろしくお願いします。

続いて、スプリンクラー設置についてお伺いします。整備事業後、30年以上たっているスプリンクラーの台座の取替えはできないかですけど、本当にこのスプリンクラーの台座は、私が会社で結構作っていたものだから分かるんですけど、10年ほど前から塩ビパイプが使用されています。ですけど、15年前までは亜鉛メッキパイプで使用されて、台座に使われて今まで来ています。その15年前のスプリンクラーの台座は亜鉛メッキが使用され、今となれば結構腐食して漏れている場所が結構あるということで、そしてまた30年前はいろいろ工夫をしながら台座を作ってきたんですけど、小さい台座とか、またいろんな形の台座を作ってきたんですけど、今の台座、大きい丸い台座が基本となって今の台座になっているんですけど、そのときのスプリンクラーの台座が、小さい台座とかあって、それも曲がって、スプリンクラーが曲がっているところとか、そういったところも見えています。やはり月日がたてばいろんなので腐食したり、いろんなの壊れていくと思いますので、30年以上前のスプリンクラーの台座を取り替えてほしい。そして、今使用していないところが上野地区、高田地区、砂川地区の上のほうですか。向こうのほうでも見えています。せっかくいい地下ダムを造って、農家に還元されていないということは農家の収入も減るんではないかと思っていますので、その辺でできるかできないか、お伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

旧市町村で整備された給水栓及びスプリンクラーは、ほとんどが耐用年数を経過しております。各地区で老朽化による農作業への支障が報告されているところです。本市としましては、現在、令和８年度に城辺友利地区、令和９年度に下地内原地区の調査設計業務を予定しております。令和９年度以降に、順次工事に着手できるよう準備を進めております。早期採択ができるよう、県と調整を図っていきたいと考えております。また、その他の地区につきましても、施設の老朽化等の状況を把握し、耐用年数が古い地区から順次再整備に取り組む方針でございます。市としましても、農家の営農継続に欠かせない施設であることを十分認識しており、できる限り早期に再整備を進めていきたいと考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも令和９年度ではなくて来年度ぐらいから進めてほしいなと、私としては。この件は、２年前も一般質問でやっていると思いますけれども、ぜひとも農家のためにもしっかりとしたそういった壊れているところ、また修繕してほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、船の廃船について、廃船処理についてどのような対策を考えているかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

廃船処理についてでございます。原則、船舶の廃船処理につきましては所有者が行うべきものとなっており、現在、市としましては、貼り紙等を行い所有者に対して周知を図っているところでございます。今後、船主に対し通知文の送付及び可能な限り面談等の対応をしたいと考えております。また、所有者死亡及び不明の廃船につきましては､関係機関と活用可能な補助等に関する協議を重ねて対応してまいります。

◎上地堅司君

沖縄県に廃船処理業者が私が調べると１社しかないということで、宮古島から沖縄のほうまで輸送費が相当かかるということで、船主からぜひとも県や宮古島市から輸送費の支援があれば助かるということで話がありました。主に、今荷川取漁港、佐良浜漁港、池間漁港ですか、そこで大きな船の廃船が見えて、環境にも影響が出ているかなと思っています｡やはりそういった少しでも漁業者の皆さんに支援があれば、そういった廃船も少しずつ改善していくかなと思っています。船主の責任ですけど、やはりこういうふうに少しでも新しい船に入れ替えたい、次に頑張っている若い人なんかもいますので、そういった支援ができればありがたいと思いますので、お伺いします。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在、廃船についての輸送費の補助はございませんが、今後、関係機関と意見交換を行いながら、廃船処理に係る輸送費補助ができないか、該当メニューを調査したいと考えております。

◎上地堅司君

現在はない。ぜひとも市長、ぜひとも補助よろしくお願いしたいんですけど、市長の意見をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時43分）

再開します。

（再開＝午前10時43分）

◎市長（嘉数　登君）

先ほど農林水産部長のほうからも答弁させていただきましたけども、まず輸送費補助ができないかというような該当メニュー､そういったところを探索する必要があるのかなというふうに思っておりますので、これ県のほうにもいろいろと相談してみたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも市長、県と相談をして、これは宮古島だけの問題ではないと思いますので、本当に離島の問題で、石垣市のほうも結構あるという話も聞いていますので、ぜひ県としっかりと話し合って、漁業者のためにぜひともこの輸送費補助をしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、教育行政についてお伺いします。クラブ活動時間について、クラブチームの体育館使用時間の見直しはできないかお伺いします。よろしくお願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

クラブチームの体育館使用時間の見直しはできないかのご質問にお答えをいたします。

市の総合体育館の建て替え工事に伴いまして、小中学生が対象となるスポーツクラブの活動場所の確保が厳しいことから、学校施設利用の要請が高まったことを踏まえまして、教育委員会では今年度４月にスポーツ少年団の活動は最大午後７時30分まで可とすること、また小中学生のクラブ活動についても２時間以内の活動により、最大午後８時半までの利用時間に変更するという方針を各小中学校及びクラブチーム等へ通知をしました。

◎上地堅司君

これは、小中学校の体育館使用で、そういったもので、８時半までが子供たちが使えるということで、今通知してあるということですか。ありがとうございます。

そのほか、私が３月定例会で一般質問でも言ったように、やはり学校教育と社会教育との、そういったのをしっかりと明記しておかないと、クラブチームは何か、学校教育とは何時までか、そういったのでやはりほかの子供たち、親も、そういったクラブチーム、社会教育、学校教育との意味があまり分からないという今の現状があります。ですから、教育長、私が言っているのは、学校教育の時間は何時まで、社会教育、クラブチームも社会教育になります。その時間をしっかりとこうではなくて、学校の時間は、今の状況だったら16時45分まで、その後に使用できるとしたら５時から８時までは社会教育で体育館を使いましょうとか、そしてまた学校内施設もその時間で使えるんでしたら、そういったふうに使っていくように教育委員会がしっかりと明記していれば、おのずと学校にも負担がかからないかなと。要するに管理するのが一番大変と思うんですけど、やはりやってみてこそ前に進むと思うんです。いろんな問題も起こる。やらないで、いろんなスポーツ少年団何時までと決めるんではなくて、やはり宮古島独自に考えて、そして学校教育は学校教育で時間で終わらす、社会教育は社会教育の時間でしっかりと時間をつくって済ましていく、その時間が一番大事かなと思っていますので、教育長、教育長はどのような考えを持っているかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

上地堅司議員がおっしゃるとおり、教育活動の時間、また社会教育活動の時間という形の整理を今後進めていくんですが、基本的には学校教育における部活動と言われる活動に関しましては、一応６時半頃ま

での活動時間としまして、その後はそういった社会教育活動、また一般の方の活動等に充てられるような形で今整理しておりますので、今後また施設管理者の学校長とも意見交換をしながら検討していきたいと考えております。

◎上地堅司君

今言っているように６時半まで学校教育。ですから、それはいいんです。だから、小学校は部活ではなくて、バスケットボールもバレーボールも野球もみんな小学校のクラブですよ、クラブ。中学校が部活でいろいろやるんですけど、中学校も今クラブチームができてきて、ほかの体育館を使用するにも困っているとか、そういった学校によって貸さないとか、そういったのを言われているので、教育委員会でしっかり、教育長がしっかりと学校教育は何時まで、社会教育は何時まで使用してくださいよと、体育館、そうした施設の、学校施設の内容、そういった決めてもらえれば、しっかりと一般クラブチーム、社会教育ができると思うんです。その辺、それが曖昧になっているので、みんなが、学校も曖昧になっているので、やはり学校長が権限があるみたいな感じで、任されている学校長も迷っている面もあるんです。だったら、しっかりとその時間を明記することによって、子供のためにもしっかりとクラブ活動ができるし、学校教育の時間もできると思うんです。その辺どう考えているんですか、お伺いします。

◎教育長（宮城克典君）

学校教育において部活動は教育課程の範囲内ですので、学校の体育館、その使用については学校が優先されるべきです。ですから、何時までの部活動というのは、一応部活指導の在り方で学校長には依頼しているところです。ただし、やはり大会前とか、中体連の大会が今週控えているとか、そういうことに対しては学校側も顧問から延長願が出て、１時間程度後ろにずれ込むという場合もあります。ですから、優先すべきは教育課程の範囲内にある学校長の判断というふうになるかなというふうに思います。最近では部活動の面でも働き方改革とかありますので、遅くまでの部活動は控えていただくというふうな定義をしていますけども、きっちり時間を決めて何時からはもう社会教育の部分で、スポーツ少年団とかクラブチームに開放してくださいというのは定義、義務づけできないので、これはあくまでも私たちも学校長と相談しながら、あるいはそのスポーツ団体とも相談しながら協議して、納得のいくような運営にしていきたいというふうに考えます。

◎上地堅司君

今、教育長が言っているのは、これ中学校の部活の問題でしょう。小学校は、クラブ活動、社会教育、小学校はそこまで部活動はありません。ただ、小学校の体育館を使用するバスケットボールやバレーボールの場合は、そういった上から言われて、何時まで、そしたら冬は６時までとか、そういったのが決めつけられているので、教えられないんです。だったら、社会教育と部活動はこれ全然違うので、学校教育とは。ですから、私が言っているのは、やはり小学校でもクラブチームでもしっかりとそういった使用時間を定めておけば、それなりにクラブチームも考えて使用して、そして８時からは社会教育、一般の人に開放するとか、そういったのを３月に自分はしっかりと豊見城市、生涯学習振興課に行って話を聞いてきました。そしたら、そういうふうにちゃんと明記して、もう学校の教育時間、社会教育時間、また一般、そういった使用を私たちはちゃんとしていると、それを聞いていないんですか。聞いているんだったら、それはできると思うんです。まず、今から、今の冬から試してみて、いろんな問題が起こるかもしれない。

そしたら、これを改善していくのが子供のためにもなると思うんです。ですから、もう一度教育長の考えをお伺いします。

◎教育長（宮城克典君）

今、上地堅司議員がおっしゃる体育館という場合が、体育館自体が、学校の体育館という場合と、公共の総合体育館とか、上野の体育館とか下地の体育館とかがありますが、どちらの体育館の使用の場合をおっしゃっているんでしょうか。

（「小学校」の声あり）

◎教育長（宮城克典君）

小学校の体育館ですね。小学校にもクラブチームがあって、実際に学校側が使用する時間があると思うんです。その中で、では午後の何時から開放します、そして時間が何時までですということは、先ほど教育部長が答弁したとおりですので、際限なくではなくて、やはり指導者の皆さんが仕事終わってから駆けつけて指導いただいている。これについて感謝を申し上げます。では、きっちり何時から、最後のほうの終わりは今おっしゃった７時半というふうになっていますので、それについては厳守といいますか、そして青少年育成が一番の目的ですので、健全育成が。ですから、その部分に配慮して、過度なといいますか、指導に行き過ぎがないようにしながら、指導者と協議しながらやっていくことが大事かなと思います。豊見城市の体育館の話、使用については、今後生涯学習振興課とも相談しながら、参考にして協議していきたいというふうに考えます。

◎上地堅司君

教育長、ぜひこの冬から、６時までではなくて、やはりしっかりとそういったふうに相談をして進めていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけど、上野陸上競技場をタータントラックにできないかお伺いしますけれども、これ私が３月定例会で質問したところ、考えていないということでありました。ですけど、今上野陸上競技場がありまして、上野地域は９自治会がありまして、昔は、旧上野村時代は９レーンだったんです、陸上競技場は。ですけど、合併して８レーンになっているかなと思うんですけど、やはりこういった旧部落の自治会があって、ちゃんとしてあそこつくったの９レーンがあったのが、今８レーンがあって、そして今上野地域は陸上自衛隊もあり、子供たちとか、そういった大人たちも増えてきて、地元に一生懸命参加している自衛隊隊員もいっぱいいます。その中で、千代田部落、小さい部落が活気が出てきています。今まで少ない人数出てきたのが、一緒に隊員も千代田部落から参加して、一生懸命上野地域を盛り上げている今の現状。ぜひともそこで、レーンも９レーンにして、宮古島には１か所しかタータントラックはないので、２か所あればこれからの子供たちのためにもなるかなと。そして今、東京2025世界陸上がありまして、すごい世界記録とかいろんなので陸上やっている子供たちにも目標が持てたかなと思います。宮古島からも結構頑張っている子供たちもいる中で、やはり１つだけのタータントラックよりも、２つあれば上野地域、下地地域、城辺地域も近いところで練習、そしてまたそこからいい子供たちも育っていくかなと思いがあります。ぜひとも３月定例会のような答えはないように、前向きな検討をお願いしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

上野陸上競技場をタータントラックにできないかとの質問にお答えします。

本市にはタータントラックの整備された第３種公認の宮古島市陸上競技場のほかに、伊良部、城辺、上野、下地の旧町村ごとに陸上競技場があり、いずれも供用開始から約40年経過し、施設の老朽化が進んでおります。市では市町村合併前に建設された公共施設の老朽化等により、維持管理が大きな財政負担となっていることから、公共施設の整理縮小を計画しており、旧町村部の陸上競技場の在り方についても検討する予定をしております。

上野陸上競技場のタータントラックへの改修につきましては、財政負担が大きいことや、ほかの陸上競技場の整理縮小との兼ね合いもございますので、今後関係機関と話合いを進めながら、改修可能かどうかも含め検討してまいります。

◎上地堅司君

ぜひとも、こういうふうに陸上競技がある中で、やはり１つだけでは足りないと思いますので、これから宮古島の子供たちが陸上でも何でも活躍する場所をもう少し広げて、宮古島はスポーツアイランドと掲げています。スポーツアイランドを掲げながら、やはりそういった整備がなっていないというのは子供たちにもかわいそうだなと思っていますので、ぜひともやはりそういった頑張れる施設をしっかりと整備しながらやっていけたらありがたいと思います。

私の９月定例会の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地堅司君の質問は終了しました。

◎仲間誉人君

一般質問２日目、仲間誉人でございます。イベントがありまして、盛り上がり過ぎて声が枯れておりますけども、ぜひとも当局におかれましては誠意ある答弁と分かりやすい説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、所見を述べさせていただきたいと思います。現在の宮古島市における少子高齢化、そして旧郡部においては２人に１人は高齢者という現状もございます。宮古島市の人口は、平良地域が多くを占めていると思います。ですが、旧郡部で育った、あるいは先祖が伊良部地域、城辺地域、そして上野地域、下地地域というふうな方々も、当局の皆さんにおかれましても多いかなというふうに思います。幼い頃は、祖父、祖母の家に遊びに行って遊んだとか、その周辺にはお店があったり、商店が多く、そして近所同士の交流も活発だったというふうに思います。そして、小さな祭り等も多くの人が足を運んで、にぎやかな、そして活気にあふれていたというふうに思っております。現在の旧郡部において、そのにぎわいを取り戻すというまでは難しいかもしれませんけれども、それぞれの地域の伝統行事を守りながら、そして活気を取り戻していく、近づけるようなにぎわいを取り戻すという方向性を宮古島市においては認識をしていただきたい、重点を置いていただきたいというふうに思っております。

現在の宮古島市における課題、その筆頭にして考えたいのが、今の現在の小学生や中学生、そして高校生の皆さんの考えを聞ける場所、要は中高生の居場所づくり、そして意見交換の場、交流の場をつくっていく必要があるのではないかなと私は思っております。宮古島市の未来についてどういうふうにやってほしいのか、これまでの宮古島市を見てきた、そしてこの先の宮古島市の将来に何を求めるのかという例え

ば高校生の考え、そして私たちも意見交換、私も先日高校生との意見交換、話をする機会がありました。その際に、自分たちで資料を作って、そして提案したい。ほかの市町村や海外での宮古島市と類似観光地をモデルとして、宮古島市と照らし合わせたときに、課題や取組に何が必要であるのかとか、生徒たちの新しい意見や斬新な考えが明るい宮古島市、これまでの自分たちの島をどう捉えて、将来の宮古島市をどうつくり上げていきたいのか、新しい事業や産業の確立、つくり上げるためには10年から20年を見る必要があるのではないかと、そう考えたときに現在の中高生の意見というのは本当に重要であるかなというふうに私は思っております。中高生を含めた子供たちの学びの場の環境の整備、そして若者定住促進の課題、若い世代の住む場所の確保など未来への投資、そして若い世代への支援を早急に行う必要が最優先課題であると私は考えております。子供たちや若い世代が活気にあふれて元気になることで、今度は子供たちがこれまで宮古島市を支えてきた先輩方を感謝の気持ちを持って支えていくと、つくり上げていくというのが、そういった仕組みづくりが早急に求められているのではないかと私は考えております。当局におかれましては、宮古島市に住む皆さんが島を誇れる、そして住みやすいまちづくり、行政運営を行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従って一般質問を始めていきたいと思います。１つ目に、教育行政についてです。選手派遣費、渡航費の支援について。①、宿泊費について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

選手派遣費、渡航費の支援についての①、宿泊費についてお答えいたします。

これまで文化スポーツ活動への県内外への派遣については、航空運賃及び楽器輸送費等に係る経費等を補助対象経費として補助しておりましたが、これらに加えまして今年度から宿泊費の補助も対象としております。１派遣につき5,000円を上限として宿泊費の支給をしております。

◎仲間誉人君

この質問については、何度か同僚議員のほうも質問をしておりますけれども、何泊しても１回の渡航について宿泊費が5,000円ということであります。この件について、宿泊費を対象とした関連した保護者アンケート等は現状行っておりますでしょうか、伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

宿泊費に関しては、アンケートに関しましては現在準備をしているところもありまして、取っておりません。声としまして、申請に来られた保護者のほうからは、宿泊費に関しては少ないという話の声も聞いているところです。また、今年度申請をしまして、確定通知を封書で出すんですけども、その中にアンケート、また電子媒体のＱＲコードも含めた形のアンケートも配付しておりますので、今後そういった様々な意見等を聞きながら参考にしていきたいと思っております。

◎仲間誉人君

保護者等の意見からとして、少ないという意見もあるということでございますけれども、そういった意見を踏まえて、②、増額の考えはあるか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

宿泊費における増額についてということです。先ほども申し上げたんですけども、補助費の宿泊費の拡充を今年度から実施しております。また加えて、今年度から各種検定における再チャレンジとして、回数

に関係なく受検ができるよう拡充をしたところです。文化スポーツ活動のほか、学力向上も重要なことであることから、派遣費以外の運用に対して補助要件を拡充しております。宿泊費が少ないという意見がありますけども、それについてはご理解願いたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

現状についてはご理解をいただきたいというふうな答弁ではありますけれども、やはり保護者、そして子供たちがスポーツを行っているチーム関係者からの意見としまして、１泊当たりの宿泊費、チームが勝ち進むと２泊、３泊していかなければならない現状がございます。そして、物価の高騰等があり、宿泊費も値上がりをしていく現状がございます。子供たちが頑張っていることに対して、親がやはり応援をするのは当然ではございますけれども、現在の状況、物価の高騰等を鑑みたときに、やはり親の負担は本当に大きくなっている、年々増加していくのが見えてきております。私も子供がスポーツをしていて、そして県大会、九州大会、全国大会に行くと、１回渡航当たりで、県大会では10万円、そして全国大会等行くと１週間の滞在で100万円かかるんです。100万円、かかったとして、そのうちのやはり渡航としては１回なんですよね、何泊しても。１週間ぐらい滞在するんです。そこに宿泊費が5,000円だけだとすると、目薬の量ぐらいしかならないです。なので、ぜひとも子供たちの頑張りに対して応援をしてあげてほしい。やはり財源として限られた中での財源の中で調整をしていくのは、当局におかれましては本当に厳しい面もあるかなというふうには思いますが、やはり保護者、そして子供たち、地域に目を向けたときには増やしていただけないかなというふうに思っておりますが、教育長、どうでしょうか。市長、どうでしょうか。考えを聞かせてください。

◎市長（嘉数　登君）

島の将来を担う子供たちの育成という点では非常に大事なことだというふうに考えておりまして、これはいろんな方から、保護者を含めていろんな方から私も意見をいただいております。とはいえ、家庭に財布があるように、行政にも財布がありますので、持続可能な行政運営という観点からも、今年度5,000円という金額でスタートしますけども、効果、反響等も見ながらしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

◎教育長（宮城克典君）

市長と同じ見解でありますけども、特に子供たちの対外試合等、やはり精神面でも、あるいはスポーツの技術面でも大変効果があると思いますので、今回の要望を受けて、また財政部局とも相談しながら、いい手段がないか検討してまいります。

◎仲間誉人君

ぜひとも増額に向けた意見交換、そして検討を重ねて、現在の5,000円から倍以上になるように期待をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、２、漁業行政についてです。１つ目、廃船、放置船についてです。①、市内各地における廃船、放置船の数について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在、市管理の漁港内にて確認されている廃船、放置船の数は75艇となっております。

◎仲間誉人君

75艇ということでありますけれども、この75艇は最近放置された、そして以前から放置をされているのも含めての75艇だというふうには思いますけれども、やはり廃船、放置船がある現状、船を放置して、そこに雑草等が生い茂った場合、そこの廃船自体も隠れてしまうんです。市有地等でもよく見られているかなとは思いますけれども、その現状を踏まえて、②、対策について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先ほどの上地堅司議員にもお答えしましたけれども、廃船等の処理につきましては原則、所有者が行うべきものとなっております、法律上は。現在、市としましては貼り紙等を行い、所有者に対して周知を図っているところでございます。今後、船主に対し通知文の送付及び可能な限り面談等の対応をしたいと考えております。また、所有者死亡及び不明の廃船につきましては、関係機関と活用可能な補助等に関する協議を重ねて対応してまいります。

◎仲間誉人君

そうですよね。以前からそういった答弁でございますよね。やはり関係機関と調整する、そして船主に対して警告等を行うという答弁がこれまでもあったというふうに思っております。しかしながら、変わらない現状を何とかしなければいけないというふうに私は考えております。景観上の問題等もあります。私が見てきた範囲内では、その廃船によってオイル漏れが起きて、そして漁港内を汚染する。そこに魚を水揚げしたりするんです。船を整備、清掃等を、船を陸揚げしないまま行ったりする場合もあるんです。オイル漏れがあった場合に、通報を受けて海上保安庁が来るんですけれども、その原因が廃船だったりする場合があるんです。だから、この課題としては早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。なので、この課題は、以前から一般質問等、ほかの議員等も質問しているとは思いますけれども、やはり前に向けてほしい、そして先に進んでほしいという意味もあって、今回質問をさせていただいております。今後の県との関係機関の調整も含めてですが、市としてはどういうふうに行っていきたいのか。時期を決めて取り組んでいかないと前に進まないような気も私はしているので質問をさせていただいております。農林水産部長、市長、この問題は早急に取り組むべきだと私は考えておりますが、見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

放置船の問題については、非常に大きな問題だというふうに考えておりまして、ただ一方で、これ昨日今日起きてきた問題ではない。かなり以前から問題になっているものが、なかなか前に進めなかったという事情があろうかというふうに思っております。処分をするにしても、宮古島本島内で処分ができないというような事情もありますので、それは本当にできないのかどうかということもいま一度調査してみたいというふうに考えております。調査の結果、どうしてもやはり宮古島では処分できないということになれば、これはもうどうしても沖縄本島に輸送しなければいけないということになりますので、この輸送費について、もちろん本人処分が原則でありますけれども、それが行政的に対応可能かどうかということについても、国や県とも意見交換してまいりたいというふうに思っております。

◎仲間誉人君

意見交換等に関係しますけれども、先日、伊良部漁業協同組合と水産課のほうと意見交換の場を持っていただきました。本当にありがとうございました。その中でも、やはり廃船の課題、廃船をどうするのか、そしていろんな意見が出る中で、ウインチ小屋を修繕してほしいとか、あと何だったか忘れましたけど、

そしてまた市からはこういった補助がありますよとか、巻上機の導入補助、そしてレーダーの導入補助等もありますよと市からの提案もあり、そして漁業者からの意見もあって、そういった話合いの場がありました。そういった意見交換というのは本当に大事だと私は思っております。積極的に行政のほうから漁業従事者であったり、農業であれば農業の従事者である方々との現場の声を聞いていただけるとありがたいというふうに思います。その少しの話合いの場が課題の解決に向かっていくのかなと私は思っております。それも踏まえまして、次の質問に移ります。

佐良浜漁港についてです。①、漁港内のドック場のレール、そして巻上機について、修繕、改修について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

佐良浜漁港を管理しています沖縄県に確認したところ、昨年、漁港内ドック場のレール修繕を行っておりますが、同箇所において再び不具合が生じており、現在その対策について検討中であるとのことでありました。巻上機の修繕につきましては、活用できる補助メニューがあるか県と協議しながら、今後検討していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

県との協議ということでありますけれども、この巻上機、ウインチについては、市町村合併前の伊良部町時代に旧伊良部町が設置したという話を伺っております。不具合が出ているという現状を私が県の農林水産振興センターに問合せをしたところ、県のほうは、市が設置したから市においての修繕、そして改修という話を県の担当者はおっしゃっておりました。市は、県と協議をして、県の管理の漁港だからという話をするんですけれども、県のほうは市が設置したから市がやってくださいと、そういったやり取りが、では利用する皆さんはどこに声を上げればいいのか。市は市で県がやってください、県は県で市がやってくださいでほったらかしにされては困るんです。なので、はっきりとしていただきたい。県もやはり財源とか限られた中でやっていく、そして優先順位がある、それは承知をしております。しかしながら、漁業従事者というのは市民なんです。宮古島市が積極的に先導取って県に働きかけていく、そういった取組が必要だと思いますが、当局の見解を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

巻上機のことでございますけれども、仲間誉人議員ご指摘のとおり、旧伊良部町で整備されております。修繕は、宮古島市において実施すべきものと考えております。県との相談と申しますのは、補助メニューがあるかということです。これを相談したいということです。場合によっては、費用負担について伊良部漁業協同組合と協議する必要もあるかと考えております。

◎仲間誉人君

今回は私、佐良浜漁港の件について質問をしていますけれども、やはり市内には伊良部漁業協同組合、池間漁業協同組合、宮古島漁業協同組合とあります。そういったそれぞれとしっかりとした意見交換の場を持つことが課題の解決に向けては早いのではないかと私は考えておりますので、できる限りの、議員としても足を運んで意見を聞くのは大事だとは思うんですが、やはり当局がどのように考え、どういうふうに捉えていくのかというのが私は大事かなと考えておりますので、連携を取りながら課題の解決に向けていってほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。３、子供行政について。１、認定こども園についてです。①、旧佐良浜小学校跡地に建設予定の認定こども園について、設置に向けたスケジュールを伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

旧佐良浜小学校跡地に建設予定の認定こども園の設置については、８月27日に開催した３回目の地域説明会において、地域の皆様のご了承をいただきましたので、土地の売却に向けて、現在不動産鑑定を行っているところです。鑑定結果が出ましたら、設置予定者である社会福祉法人と土地売買に関する交渉を行い、その後、施設整備に係る補助金について、国に申請する手続をする予定で、順調に進めば、令和８年早々に施設整備に着手し、令和９年４月の開園となる見込みです。

◎仲間誉人君

令和９年の開園に向けて土地の鑑定等を行っていくというふうな答弁でありますけれども、やはりこの認定こども園の建設に向けて、いろんな意見交換、そして説明会を行っていただいたことについては、当局の皆さん、市長をはじめこども家庭局長、本当にありがとうございました、この説明会、意見交換を行うことで、いろんな意見の交換ができ、そしてやはりいいものをつくっていく、子供たちの環境というのは止めることはできないというふうに私は思っております。子供たちの環境整備をする、そして停滞をさせるわけにはいかないという点において、売却、条件をつけた、買戻し特約等をつけた建設に向かっていくというのは、この学校の跡地であるという、島に教育の場として長年使われてきた場所について、そうした認定こども園の建設についての議論をされるということは本当にいいことであると私は思っております。その話合い等の中でも意見等がございましたけれども、それを踏まえて、次のイ、隣接するスペースに大型遊具の設置を求める声があります。設置可能かどうか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

認定こども園に隣接するスペースへの大型遊具の設置については、去る７月29日開催の地域説明会の中で、住民の方からご要望の声があり、市として真摯に受け止めております。旧佐良浜小学校跡地利用の全体に関しては、現在整備中の児童館、今後整備する認定こども園以外の土地に何をどう配置するか、面積をどうするのかを含め、今後関係課とともに検討していくこととなっております。維持管理を含めたコストやスペース等も含め、制約条件はあるかと思いますが、子供たちの健やかな育ちをサポートできる環境の整備に向けて、地域の皆様との意見を交わしながら検討してまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

可能かどうか伺いましたけれども、やるかやらないかの答弁が欲しかったんですが。この認定こども園の大型遊具の整備なんです。認定こども園ができることで、やはりそこの場所に子供たちが集まる、そして地域の先輩方も足を運ぶようになるというふうに私は思っております。そこに認定こども園、そして児童館、またそばには伊良部地区小中一貫校、結の橋学園もございます。この説明会や意見交換、市が主催する説明会もそうなんですけれども、それ以外でも私はこども家庭局長、担当部局に話をしまして、地域の小さなお子さんを持つ保護者の方々との意見交換も何度か行っております。その中で出てくるのが、やはり遊具が欲しいと。資料を作って、意見交換、説明会の場に持ってきたり、ぜひこの施設を、それまでとは言わないけれども、そこに似たような大型の遊具が欲しいであるとか、地域の意見が出てきている現状がありますので、その質問をさせていただいております。やはり話合いを重ねる中で、市長も副市長も

感じたとは思いますけれども、やはり親が思う子への気持ち、そして地域全体を巻き込んだ施設づくりが必要であるかなと私は考えております。再度、こども家庭局長、市長、設置をしていただきたいんですが、答弁をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

仲間誉人議員ご指摘のとおり、市民の意見を直接聞くことは非常に重要だというふうに考えておりまして、市としましては、この地域の声を聞くという意味では、地域懇談会、それから各種テーマごとに佐良浜地区での説明会、我々の取組を説明するための住民説明会等々を実施していると。それから、若者の声を聞くという意味では、今年度未来戦略会議というものを設けて、彼らが市の将来をどう考え、どういうふうにつくり上げていきたいかというような意見交換をする場を設けております。それ以外にも女性の声を聞く会ですとか、それから効率的、効果的な行政運営という観点では、宮古島市行政経営会議というものを開いて、市民あるいは専門家からの意見を聞くこととしておりまして、そういった意見交換をすることによって、市に対する信頼というものが構築されていくのかなというふうに思っております。

ご質問の遊具ですけども、私２回参加しまして、最初にバスケットコートの設置に関する要請がございました。子供たちからの要請がございました。これについては、今定例会の補正予算に計上させていただいておりますので、議決いただければ、しっかりと整備していきたいというふうに思っております。

それからもう一点、大型遊具設置、遊具といいますか、もう施設と言えるようなものでした。これについては、規模ですとか、いろんな財源についても調査しないといけませんので、これはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

今答弁にありましたバスケットコートの設置についても、本当に地域の意見を取り入れていただいて、本当にありがとうございます。対応に感謝をいたします。

そして、そこには認定こども園と隣接して児童館、先ほども話をしましたけれども、児童館、そして小中一貫校があります。そして、プールの建設も始まるということで、この場所の近隣には郵便局やコンビニ、交番もあります。そして、元の徳州会伊良部島診療所も、10月、11月頃ですか、開院の予定をしております。この地域、この場所一帯として、こういった教育の場としてつくられてきた、そして小中一貫校の建設についても、英語に特化した小中一貫校モデル地区として開校をしてきた経緯も踏まえて、その場所の一帯を子育て特区として進めるような考えがないか、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

子育て特区として整備できないかというようなお話ですけども、地域の意見を取り入れながら、いろんな構想を立てるのは非常に重要なことだというふうに考えております。当該地域は、高齢化も非常に進んだ地域、それから人口の流出が非常に激しい地域ですので、私自身としましては高齢者と子供たちが安心して暮らせるまちということで、福祉の杜構想というものを打ち出して、意見交換をさせていただいております。その内容については、まだ固まったものはございませんけども、ぜひとも地域の皆さんと意見交換をしながら、地域が必要とする将来にわたって活用していただけるような、そういった施設を構想できればというふうに考えております。

◎仲間誉人君

市としての構想もあるかとは思いますけれども、やはりその場所に認定こども園ができる、そして児童館ができる、そして近くには学校がある、そういったところを考えると、やはり認定こども園建設に向けて私は市長に提案をした際に、場所の売却、買戻し特約を提案した際に、集合住宅整備の話をさせていただきました。そして、そのときには集合住宅を整備しますというふうな話もいただいております。やはり集合住宅を造り、そしてその地域を活性化する、にぎわいを持っていくには、子供たちの育つ環境、子供を育てる環境をつくり上げることが地域のにぎわい創出にもつながり、そして相乗効果として地域活性化にもつながっていくのではないかなというふうに思っておりますので、今後とも取り組んでいただきますようお願いをして、次の質問に移ります。

次に、公園行政についてです。伊良部屋外運動場多目的運動広場整備について、進捗状況を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

伊良部の屋外運動場多目的運動広場の整備についてでございます。当該工事は、主に市民の健康増進を目的とした、伊良部屋外運動場多目的運動広場といたしまして、既存施設、これは既存施設と申しますのは、メイングラウンド、サブグラウンド、投球練習場、屋内練習場、スポーツ交流棟のことでございますけれども、その周辺北側を整備しております。工事内容といたしましては、進入路や構内道路の舗装工事、併せて子供広場や健康広場等を整備しておりまして、令和８年１月に竣工する予定です。

◎仲間誉人君

整備については健康増進を目的としている、そして子供広場、健康広場として竣工に向かっているということでありますけれども、この施設整備一帯が完成後は観光商工スポーツ部のほうに移管をするというふうに聞いておりますが、やはりキャンプの前には終わるという聞き取りの際にも話がありましたけれども、私が気になっているのは、やはりこの整備いつできるのかとか、どうなっているのかとか、そういった声を聞くんです。この場所がどうなっているのかというのが分からないような現状があります。なので、特に子供広場という点においては、保護者、お母さん方からのどうなっているのというふうな意見が多く聞かれます。なので、進捗状況についての質問をさせていただいたところでありますけれども、この供用開始がされる際には、どういった管理体制になるのかをお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

伊良部屋外運動施設の今後の管理についての質問でございます。伊良部屋外運動施設の今後の管理につきましては、施設全体が完成後に、指定管理制度による管理運営を検討しております。令和８年度に施設全体が完成すると仮定した場合のスケジュールとして、令和８年度中に当該施設内の新たな施設の追加などに係る条例改正を行い、令和９年度に指定管理者の公募を予定しております。その後、公募事業者の選定、議会の議決を経た後、令和10年度から指定管理者による管理運営を行いたいと考えております。

◎仲間誉人君

令和９年度に条例改正を行って募集を行い、そして令和10年度からの指定管理というふうな答弁でありますけれども、やはりこの公園一帯、球場も含めてなんですけれども、指定管理を行う際には、募集を行う際には、やはり現在、私は野球場もたまに足を運んでみたりするんですけれども、芝が本当によくない。枯れている状態。そして、グラウンド内野の土に関しても、へりに土がたまっている状態であったり、あの状態は本当に危険なんです。子供たちがつまずく要因になります。つまずいたことでけがをした場合は、

市の責任も問われるかなと、そこまで考えていただいて、しっかりとした整備、そして指定管理者の指定については十分考えながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、空港行政について。下地島空港の駐車場についてです。利用混雑時の駐車スペース以外への駐車に対する対応を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

下地島空港の駐車場には、現在299台分の一般駐車場がありますが、空港利用者、乗降客数の増加に伴い、大型連休等の繁忙期に、一般駐車場が満車になることがあります。混雑時の対応について、施設管理者である下地島空港管理事務所へ確認したところ、大型連休などの繁忙期には、ターミナル運営会社等と連携し、ホームページ上で公共交通機関の利用を呼びかけるほか、臨時駐車場を設置し対応しているとのことでした。あわせて、駐車期間についても５日以内としており、５日間を超える駐車を確認した場合は、車両に警告文を貼り付けるなどの対応を行っているとのことです。

◎仲間誉人君

利用混雑時の対応についての質問なんですけれども、やはり混雑してくると、離発着時の時間帯に混雑をするんですよね。飛行機が出発のためにタクシーを利用して空港に向かっていくんですけれども、降車場が順番待ちになるんです。そして、時間的に急いでいるようなタクシーに乗った客等も、前に進まない状況をタクシーの運転者にも、これ何とかしたほうがいいんではないのという意見を述べてくるという話を私は聞いているので、この質問をさせていただいております。下地島空港については、県の管理だというふうに理解をしているんですけれども、市民に対しての県外、島外からの足を運んでくる皆さんの声が、そういった声があるという現状をやはり知っていただきたい。そして、その声を聞いて、どういった対応をしていくのか考えていただきたい。それを県と一緒に問題、課題を連携をして取り組んでいただきたいというふうに思って、私はこういった質問をさせていただいております。県の管理なので市としての考えはよろしいんですが、これからも取り組んでいただきたい課題というふうに捉えていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。その関連なんですけれども、②、レンタカー業者による駐車場内での車両受渡し等の行為が見られるという声があります。対応を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

下地島空港一般駐車場内でのレンタカーの受渡し行為について、下地島空港管理事務所へ確認しました。無許可でレンタカーの受渡しを行っている事業者に対して、下地島空港一般駐車場管理規程に基づき、事業者への直接指導のほか、宮古島警察署へ通報するなどの対応を行っているとのことでした。

また、下地島空港には、レンタカー事業者の専用スペースが設けられております。４社が認可を受けて行っております。それら許可業者の利用も呼びかけるなどの対応も行っており、今後も施設管理者として、空港駐車場の適正利用のために、厳正に対応していくとのことでございました。

先ほど仲間誉人議員から、降車場のところでもいっぱい車が止まっているということでございました。市としても、この乗降客数が令和元年の10万人から約４倍の43万人まで増えておりますので、これらのことも考えまして、今後下地島空港活性化協議会などの場で、同空港の駐車場問題について提案していきた

いというふうに考えております。

◎仲間誉人君

今の答弁の中で、レンタカー専用スペースを持っている許可業者の利用を勧めるという答弁がありましたけれども、これ許可業者の利用だけ勧めるわけにはいかないと思うんですが、許可をいただいていない業者も送迎の車を出して空港に送る、そして迎える、そういった取組をしている中で、駐車場内での受渡し行為がある。真面目に運営をしているレンタカー事業者からすると、そういった行為はよくないと思います。そして、今の答弁の中での許可業者の利用を勧めるというのは、それは私は違うというふうに思います。どの業者も利用者からすると同じレンタカー事業者なんですよね。なので、利用者が許可業者を使うという点において、これ県がそう言っていたんですか。答弁お願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

県からそのような回答を受けております。

◎仲間誉人君

いや、県の答弁は私は納得がいかないです。やはりレンタカー事業者も、皆さん生活のためにレンタカー業を営んでいる方々もいます。許可業者、スペースを持った業者だけを勧めるというのは、私は公正公平ではないというふうに考えております。こういったトラブルがないためにも、すみ分けであるとか規制をする、通報をする。直接指導をしても聞かない、そういった業者については対応を考えるべきではないかと私は考えております。やはり下地島空港については県管理なんですけれども、島外から入ってくる宮古島の玄関口というふうに捉えていいかなと思っておりますので、このレンタカーの受渡し等、そして駐車場の課題が、そこでトラブルが起こると宮古島市の観光の質も問われるというふうに私は考えておりますので、関連業者、そして事業所、県、宮古島市、この取組は、早い段階での取り組んでいく方向性を持ったほうがいいと私は考えておりますが、当局はどのようにお考えですか、伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

先ほども答弁させていただきましたけども、下地島空港の旅客者数、令和元年度の10万6,000人、これ国内だけですけども、10万6,000人から43万人と４倍に増えております。国外に目を向けますと、令和元年の１万9,000人から６万4,000人と増加している。今後もますます増加していくものだというふうに考えておりますので、こういう駐車場の問題、レンタカーの問題等につきまして、下地島空港活性化協議会などの場で駐車場、レンタカーの問題を提起いたしまして、課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

ぜひ市としても取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。次に、道路行政についてです。先日の下地信男議員の質問とも関連しますけれども、佐良浜地区幹線道路の整備について、進捗状況を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

現在の進捗状況といたしましては、令和６年度に行った概略設計を基に対象となる土地、家屋の所有者確認及び相続の有無についての調査を実施しております。調査を進める中で未相続の土地が多く確認されております。市といたしましては、100％の同意がなければ事業採択が困難な状況なことから、所有者の調

査を行い、全ての地権者の同意が得られた時点で沖縄県に事業申請を行う予定です。

◎仲間誉人君

やはりこの道路建設予定をされる土地の所有者の課題が非常に大きいのかなというふうに考えます。そして、相続がされていない、何代も相続名義が変わっていないという場所も多く存在するのかなというふうに思っております。やはりこの課題については、20年以上、市町村合併以前から、旧伊良部町、旧伊良部村の時代からの課題であるというふうに思っております。やはりこの道路を１本通すために、どういった取組が必要なのか、これまでの進まない要因が必ずあると思います。その要因を一つ一つを解決すれば進んでいくのかなというふうにも考えますけれども、やはり100％の同意が取れないと前に進まないという事業であるのなら、進むのが厳しいのかなというふうに考え、現状では厳しいような捉え方をせざるを得ないような状況であるかなと私は思っております。しかしながら、100％の同意が取れなくてもできるような、１個１個同意が取れた時点で土地を買収をして、セットバック方式で駐車スペース、停車位置を設けるような形を取れば、緊急車両が通れるような道路にはなるんではないかなというふうに思っております。そういった取組はできますでしょうか、伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

仲間誉人議員がおっしゃる問題、課題、多々あるかと思います。現在、この事業に関する対象となる土地が133筆で、地権者は110名、全ての筆において相続の有無の確認は完了しているところです。相続が必要な筆数は67筆となっておりまして、その相続関係者においては速やかに相続手続を進めていただきたいと考えております。この相続手続のほうがある程度まとまるあたりを見て、事業の採択に向けての作業を開始していきたいと思います。

◎仲間誉人君

建設部長、よろしくお願いいたします。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、最後の質問です。②、幹線道路整備に当たっては、立ち退き等により住居移転の世帯が出てくると思っております。移転先として旧佐良浜小学校跡地を整備して提供できるような仕組みづくりが必要と考えます。当局の考えを伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

本路線は道幅が狭く、拡幅整備を行う際には、大部分の世帯が立ち退き移転をすると思われます。その移転とのことでございますけれども、佐良浜中央線道路拡幅事業は沖縄振興公共投資交付金を活用し事業を計画しているところです。用地補償等の内容といたしましては、道路用地として用地を買収する費用及び既存の建物等の補償を行いまして、その補償費等を用いて自ら移転先を探すような内容となっております。移転先を整備して代替地として市のほうが提供するということは、事業の交付要件とは異なってくるものとなりますので、現在のところ仲間誉人議員がおっしゃるような予定ではございません。

◎仲間誉人君

やはり補償をしていただいて、土地の移転先については自ら移転する方々が探して移転をしていくという答弁でありますけれども、やはり地域が抱える課題として、道路を整備するという点においては交通の便、そして地域が緊急車両が通れないような課題の解消が最優先だと思っております。そこで移転をして

地域外に出てしまっては、地域の活性化にもなりません。地域が衰退をしていく一方であると私は思っております。移転先として、移転先をここに移転してくださいということではなくて、跡地を分譲して優先をして販売をしていくというような取組、検討は必要かなと考えますが、市長どのようにお考えですか。答弁お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

この佐良浜中央線の事業ですけれども、これはもう先ほども申しましたように、用地を補償して購入するという内容の事業でございます。急傾斜地の防災集団移転促進事業でしたら、あちらのほうは移転先を造成して、市のほうで準備するという事業になっておりまして、その事業とは今回のこの佐良浜中央線の事業は別の要件になると考えております。ですので、今仲間誉人議員がおっしゃっているような内容は、現時点では困難と考えております。本市としましては、佐良浜中央線は地域振興や地域活性化に必要であると考えております。要請者を中心とした地権者の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。

◎仲間誉人君

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

（仲間誉人君、山里雅彦君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣勝成君

議員番号６番、新宮古創成会、狩俣勝成でございます。今定例会はさようなら議会ということで、私も４年間の活動を振り返りながら、確認を込めながら質問をしていきたいと思いますので、大変眠い時間かと思いますけども、皆さん、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢について。１、行政経営課の取組についてなんですけども、市長は施政方針の中で、重要課題である公共施設の有効活用について、スピード感を持って実行するため、行政経営課を設置しますとあります。設置してから約半年が過ぎましたけども、現在の取組について、どういった進捗状況になっているかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政経営課の取組についてお答えいたします。

市においては、公共施設における類似施設等の整理に向け、公共施設等総合管理計画を策定し、取り組

んでおりますが、いまだ多くの公共施設を抱えている状況にあります。そのため、本年４月に行政経営課を設置し、各施設にかかるコストの見直しと、見える化を図りながら、外部専門家等による検討を踏まえ、公共施設等の整理、適正化をより進めるための資産リストラの取組を新たに開始しております。各施設にかかるコストの見直し、見える化としまして、従来の光熱水費や修繕費といった一般的な維持管理経費だけでなく、人件費や減価償却費等の資産形成につながらない経費も含めて施設のコストとして積み上げる施設別行政コスト計算書の作成、整理を全庁体制で今取り組んでいるところでございます。本定例会にも提出しております宮古島市行政経営会議の設置も取組の一環でございます。

◎狩俣勝成君

本当に多くの施設が各部署にわたって、そういった有効利用されていない施設等があると思います。それをまとめるのは少し大変でありますけども、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

そして、今答弁にありましたように本定例会において宮古島市行政経営会議を附属機関として設置する条例改正が上程されております。本会議でも質疑はありましたけども、もう一度改めてこの会議が何を行うものなのか、説明をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

宮古島市行政経営会議の役割についてお答えいたします。

外部専門家等による検討の取組としまして、今定例会で条例議案を提案しております公共施設等の利活用検討について諮問、答申を行うものを宮古島市行政経営会議として位置づけております。附属機関としての新設でございます。対象となる公共施設の方向性等について、客観的意見、民間的視点、専門的知見を交えた議論を行う予定をしております。市としましては、宮古島市行政経営会議での議論等を踏まえた官民連携による資産リストラの取組を進め、公共施設等の整理、適正化による将来世代の負担軽減が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

総務部長、先ほど言いましたけども、各部署にわたっていますよね、いろんな使われていない施設とか市有地とか。これの例えば廃校した学校だったら教育委員会、そしてまた農村公園は農村整備課と、そういった部署が多岐にわたっていますけども、それを１つにまとめて、どういうふうな利活用をしていくかというのもこの会議のほうでやっていくのかどうかをお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

この会議の中では、先ほど申しました施設別行政コスト計算書を基に数値の明示、それから外部意見を取り入れて施設の今後の方針について、優先順位等を判断してまいります。公共施設の利活用、統合、廃止、売却、譲渡の検討により整理、推進するものでございますので、宮古島市行政経営会議の会議の決定を基に、各施設でそれぞれ施設の解体であるとか、廃止であるとか、そういうところは各部で取り組んでいくということになります。

◎狩俣勝成君

ぜひ進めていき、廃止であったり、民間活用であったり、いろんな民間の意見も活用しながら進めていってほしいと思います。

それに絡めまして、次に行きますけども、これも今私も再三質問はしているんですけども、利用されず

に雑木が繁茂している農村公園等がございます。これの利活用はどのように考えているか、お伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農村公園の利活用につきましては、令和８年度に宮古島市農村環境計画の改定を予定しております。その中で各地区ごとに地域住民とのワークショップ等を行いまして、地域との合意形成を図り、利活用を考えてまいります。また、利用頻度が少なく、管理が行き届かない農村公園については、管理委託している地元自治会の意向を伺い、譲渡もしくは廃止等を視野に入れて整理していく必要があると考えております。

◎狩俣勝成君

私がいつも言っているのは、３か所大きい、畑でいえば３反ぐらいの長中農村公園とか下北農村公園、七又農村公園、これ保良にありますけど、かなりの広い土地です。これをもし、さっき言ったように自治会等が利用しないとなった場合に、そういった条例を廃止して、普通財産にして、売却とか賃貸とかする、そういった考えはないのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

これにつきましても地元自治会の意向が優先されると思いますので、仮にもう利用しないということであれば、今は条例等で目的が限定されておりますので、条例改正を行うなどして、用途変更など手続が必要になってくると考えております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、ぜひ、私も３年ぐらい前からこの件は言っているんですけど、なかなか進まない状況であります。ですから、それを整備して、あのように雑木が繁茂した農村公園を、今さらまた農村公園で使うというのはかなり厳しい問題がありますので、恐らくあれを見た自治会の人たちも、これでは使えないと言うはずです。言っているように、農村公園という条例があるので、農村公園とした目的にしか使えないと思うので、ぜひ条例廃止等、早速やっていただいて、売却なり賃貸でやっていただけたらいいかなと思っています。よろしくお願いします。

次も、これ昨年も要請があったと思うんですけども、宮古地区ハーベスター運営協議会などから、廃校になった学校施設を宿泊施設として活用できるよう整備してほしい旨の要請がなされましたが、見解をお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

９月３日に４つの団体から要請がありました。要請時の意見交換としましては、市の廃校施設の老朽化が進んでいること、既に利活用に向けた取組方針が決まっている施設もあり、その他の施設を活用するにも多くの課題整理が必要になってくると、そういった意見交換がありました。市としましても、賃貸物件の価格高騰や住居不足の問題は、労働力の確保に限らず、農業後継者、地域の担い手の確保などの問題や後継者不在による農地の耕作放棄にも直結し、また農業分野に限らず、ほかの産業についても同様の課題を抱えていると認識しておりますので、宮古島全体の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。まずは要望内容における課題の洗い出しや関係機関との密な連携、どういった施設が利用可能か、可能となった場合の施設の整備改修や指定管理等も含めた運用方法など整理も必要となりますので、その部分についても、引き続き市の関係部署とも連携しながら課題解決に努めてまいります。

◎狩俣勝成君

私も宮古地区ハーベスター運営協議会の一部の方とお話しする機会がありまして、今進めているのは民間の一軒家を借用して、そこに住まわしていくという感じなんですけども、何しろ人数制限とか、あとそこに宿泊している外国人の皆さんを送迎する。なかなか外国人って、日本で運転できるような免許持っている方があまりいないということで、１か所にいれば１人で送迎できるんですけども、なかなかその送迎する手間もかかるということでありました。できれば年間を通してこの宿泊施設の農業全般について借りてやりたいという話もありました。例えば製糖期時期にはサトウキビは、ハーベスターの皆さんが借りて、その後はまた葉たばこの農家がその外国人労働者を引き続き雇っていく、そういった年間を通したのもできるんではないかということでありましたので、そういった学校施設、老朽化とか、もう既に利活用が決まっているということなんですけども、その学校以外の施設で、もしそういった空いているところがあれば、利活用できないかどうかお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

様々な分野での働き手の部分で、宿泊に関する課題が出ていることは承知しております。先ほど農林水産部長のほうからも答弁がありましたとおり、関係各部署、不要な施設、使われていない施設、こういった部分の利活用も含めて、市全体として考えていきたいと思っておりますので、今後検討してまいります。

◎狩俣勝成君

この件に関して、去年もそういった要請があったんですけども、そのときの当時の市長の答弁で、我々も一生懸命役所も準備するから、あと最終的には維持管理だよと、そういったものに関しては我々が条件を準備できたら、皆さんも管理運営をやるぞというぐらいの気持ちで、お互いウィン・ウィンで協力関係を結んでいきましょうということを申し上げたと話しておりました。この件に関して、今嘉数登市長はどういう考えをお持ちなのかお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

地域において労働力が足りない、それを外国人労働者に求める。ただ、地元には住居がないというのは大変大きな問題だというふうに考えておりまして、一方地元で使えるような既存のストックがあるのであれば、それは有効活用という観点からも積極的に使っていくべきであろうというふうに思っております。ただ、それを使うに当たっても、いろんな課題整理をしないといけない。先ほど指定管理という話もありましたけども、本当に指定管理がいいのかどうかというところも含めて検討しなければいけないというふうに考えておりまして、これあんまり時間をかけて議論できるようなテーマではないというふうに思っておりますので、言うからにはしっかりと全庁的な検討をいたしまして、本当に市として提供できるような施設があるかどうかというところはしっかりと調査していきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

今私の田舎のほうにも、一軒家に外国人労働者が五、六名、７名ぐらいかな、住んでいまして、自転車で通勤というか、市内のほうに向かっているんですが、非常に危険な状態があります。そういった意味を込めて、ハーベスター運営協議会はこういった送迎についても考えているのかなと思っていますので、そういった本当にいい場所があれば、情報交換していただいて提供するなり、賃貸なり、そういったのも必要ではないかなと思っていますので、長いあれかと思うんですけども、取組のほうをよろしくお願いします。

次ですけれど、南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備についてでございますけども、これ私が６月定例会で質問した件ですけども、昨日も我如古三雄議員も取り上げていました。要請内容については分かりましたので、宮古島市が提案し、九州市長会へ提出が決まりましたが、今後のスケジュールとしてどういうような流れでいくのかお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備についての今後のスケジュール、要望後の今後のスケジュールということでございます。去る７月25日、2025年度沖縄県市長会による第１回臨時総会において、宮古島市からの提案、宮古島市から提案いたしました海底地震津波観測網の整備についての要望が採択されたところでございます。今後のスケジュールにつきましては、今後、九州市長会事務局に確認したところ、10月21日に開催予定の九州市長会総会の議案として提出されます。そこで、全国市長会への要望事項として採択されれば、11月開催予定の全国市長会、理事・評議員合同会議へ提出されることになります。その後、国の施策及び予算に関する決議、重点提言、提言として全国市長会より国へ提出される流れとなっております。なお、九州市長会総会で採択されない場合であっても、九州市長会からの要望事項として関係省庁へは配布されるということになっております。

◎狩俣勝成君

10月21日に、そういった九州市長会総会が行われて、恐らくここに九州各８県からですか、要望が上がってくると思います。その中から採択されるかどうか決まるかなと思っていますけども、この案件に関しては、沖縄宮古島だけではなく、もう九州南部から与那国まで南西区域を監視できるシステムでありますので、大変いいのかなと思っています。そのほかにも空白域として日本海側とかあります。南海トラフに関しては、もう採択して事業が進んでいくという話を聞いております。そして、東北大震災の後に、東北沖の海底にも津波観測システムが導入されて、本当にリアルタイムで観測されているという話は聞いております。日本海側も能登半島の地震がありましたので、恐らくそこも検討して、国は検討していくのかなと思っています。そして、今言っている南西地域ですけども、本当に今後30年以内にマグニチュード７、7.5規模の地震が発生する確率がもう90％以上と言われておりますので、ぜひ市長を中心にして採択できるように頑張ってほしいかなと思っています。

過去にも見てみると、2017年に石垣市議会にて、宮古八重山活断層監視網の早期構築を求める意見書が決議されたり、また2018年には美ぎ島美しゃ市町村会において要望書が提出されております。その後、2020年に九州知事会にて琉球海溝付近においても国において検証評価を行うことと要請はされておりますけども、なかなか採択されていないみたいなんで、今回本当にいつどこで起こるのか分からない地震、そして津波、ぜひこのシステムを入れることによって、宮古圏域のそういった避難であったり、そういったのがリアルタイムに来ると思いますので、ぜひ市長を中心に要請を頑張ってほしいと思います。

次に、農業行政についてです。これも再三質問はしておりますけども、土地改良事業における、分担金徴収業務について、農家の負担を軽減し、分担金徴収方法や時期を見直す考えはないかということなんですけども、これ過去の農林水産部長の答弁です。従来の圃場整備事業開始年度から分担金を徴収するのではなく、事業開始３年後から段階的に徴収することや、事業完了後、要するに作付開始から徴収するなど、農家分担金の徴収方法や時期について検討していきたいと述べております。その後、そういった見直す考

えはあったのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

これまでの答弁のとおり、方針に変更はございませんけれども、各年度の分担金は、会計年度ごとに一時払いの方法により徴収しておりまして、毎年度10月に賦課をし、納付書を送付しております。たしかこれまでの３年経過後にとか、まだ検討中ではございますけれども、まだ具体的には決定しておりませんで、現状の徴収方法でしばらくは継続していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

この事業、本当に受益者から分担金を徴収するための経費、そしてまた国から安定化事業ですか、あれの交付金が下りた分を返還する業務経費、これを考えると、本当に市の職員も大変だし、それにかかる経費も大分かかっていると思うんです。ですから、これ見直してもらって、そういった方向でできないかというのと、あともしこれを見直すとなった場合は、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例がございますよね。これの改定も必要になってくるのかどうか、お伺いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後１時53分）

再開します。

（再開＝午後１時53分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

条例改正が必要かどうかについては確認をしたいと思います。

◎狩俣勝成君

条例の中に分担金の納付期限とか納付方法とかありますけども、そういった３年後からとか、そういったのはまず、いつからというのは多分見当たらないので、そのままいけるかどうか。あとは、どこかで改正しないといけないのかというのは後で答弁をもらえればいいかなと思います。答えられますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

徴収条例の改正は必要となります。

◎狩俣勝成君

十分検討の上、また条例改正なり、農家の負担軽減に向けて頑張ってほしいと思います。

次に、宮古家畜市場での、肉用牛競り実績についてなんですけども、子牛の競り価格は高騰しておりますけども、上場頭数は減少傾向にございます。今月もそうだし、過去４か月ぐらい、もう300頭を切って、本当に少なくなってきていて、牛農家から言われると、300頭を切ったら魅力のない市場と思われて、購買者が来なくなるんではないか、そういった不安を抱えております。それに対して見解をお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

宮古家畜市場における競りの上場頭数であります。令和２年度から実績を申し上げます。令和２年度4,155頭、令和３年度4,078頭、令和４年度4,081頭、令和５年度3,872頭、令和６年度3,743頭と、月平均340頭から310頭（　　部分は177頁に発言訂正あり）と減少傾向にあります。今年度は300頭を切る月も見られる

ようになっております。上場頭数が減少している要因としましては、飼料高騰や競り価格の低迷により育成牛として保留せず、出荷を選択する傾向が強まったことにより、繁殖母牛が減少したことが考えられます。飼養頭数調査によりますと、本市の繁殖母牛頭数は令和２年の5,974頭から令和６年には5,041頭と933頭減少しております。それに伴いまして、子牛の生産頭数も減少していると考えております。

◎狩俣勝成君

私も毎月のように行って確認、見てはいますけども、競り価格が低迷しているときもいい牛、増体量のいい牛なんかは比較的安定というか、高くはないんですけども、いい感じで出ていたんですけど。

２番に行きますけども、高値で推移している要因として、優良母牛の導入も考えられます。緊急優良母牛更新補助事業の件なんですけども、これちょうど私が議員になったとき、３年、４年ぐらい前に石垣市が一括交付金を活用してこの事業をやっているということで提案して、一緒に取り組んだところ、宮古島市もやってくれました。ただ、その利用実績、これを年度ごとに伺いたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今の答弁の前に、先ほどの答弁で一部訂正をいたします。

上場頭数の減少傾向のところで、310頭から340頭と申し上げましたけれども、逆です。340頭から310頭に減少傾向ということです。

緊急優良母牛更新補助事業の実績であります。この事業は、令和４年度から実施しておりまして、今年度で４年目になります。実績としまして、令和４年度、導入頭数32頭、農家戸数が27戸、令和５年度、導入頭数72頭、農家戸数48戸、令和６年度、導入頭数30頭、農家戸数19戸、令和７年度は８月末現在で導入頭数45頭、農家戸数24戸の事業実施計画書の提出がありまして、現在３頭、３戸の農家に補助金を交付しているところでございます。

◎狩俣勝成君

令和４年から始まって32頭、令和５年が72頭、令和６年30頭、令和７年８月末で45頭ということなんですけども、この予算確保というのは3,200万円ですので、予定頭数としたら80頭ぐらいを見込んでいると思います。それに１年も達成しているのがなくて、私もいろいろ農家の話を聞くと、例えば80万円の牛を買ったら40万円戻ってくるんですけども、最初に現金で80万円を出して購入しないといけない、そういうのがあって、なかなかそこに手をつけられないという農家がたくさんいたんですけども、これに対してどのように考えているのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

直接市がということよりも、今年度４月に行った農家説明会におきまして、農家の方から資金調達についてご意見があったことから、８月29日にＪＡの金融部、それから畜産部、宮古島市の畜産課の３者で意見交換を行っております。意見交換会では、これまでにＪＡ金融部が取り扱う商品を利用して、市の当事業での母牛購入を行う農家がいることをお互いに確認することができております。金利が安く返済方法が選択できるなど、農家にとっては利用しやすい商品があることや、ほかの金融商品や既存の貸付事業などもございますので、関係機関と連携し周知に努め、本事業の利用促進を促してまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、ではこれ、この資金の活用をしたら、返済に関しても自由にできるということなんですけども、例えば購入のときに80万円融資してもらって、市から補助金が40万円交付されたときに、それを一括で返してもいいということなんですよね、恐らく。定額の分割ではなくて、そういった補助金が来たときに40万円返済とか、そういったのもできるかなと思っております。この資金の調達の周知は、どのように行っていく予定なのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

あくまでも民間の事業でございますので、市から積極的には行う予定はございませんけれども、ＪＡのほうから情報提供していただければと考えております。

◎狩俣勝成君

本当に増頭していってほしいなと思うんですけども、それにはもう一個、優良繁殖雌牛を自家保留する優良繁殖雌牛奨励事業がございます。それで、自家保留したときに、子牛から成牛になるまでの経費は試算できているのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在､畜産経営の指標として令和５年３月に作成された沖縄県畜産経営技術指標を参考にしております。県の指標によりますと、経営規模60頭の畜産経営にかかる総費用が2,669万3,000円となっており、総費用を子牛出荷頭数42頭で割った63万6,000円が子牛１頭を市場に出荷するまでにかかる子牛生産費となっております。ただ、指標はあくまでも畜産経営において作業や生活活動の技術的な水準、成果、効率などを客観的に評価、比較するための数値的な指標となっておりますので、飼料代など１頭当たりの金額が示されている項目と電気、水道、燃料費等の固定費は経営全体にかかる費用として計上されております。そのため、単純に出生から成牛となる24か月までにかかる費用を算出することは困難となっております。

◎狩俣勝成君

今試算されているのは､子牛が生まれてから子牛を市場に出すまでの間が63万6,000円ということですけども、さらに成牛といったら24か月ぐらいですか、になると思うんですけど、単純計算で倍になると、もう百二、三十万円いってしまうのかなと思っております。それで、今この補助内容が１頭当たり５万円となっておりますけども、今餌代もかなり上がっていますし、この５万円が妥当かどうかって、どう思いますか、農林水産部長は。

◎農林水産部長（下地貴之君）

５万円で試算した当時の令和４年度、配合飼料の市場価格でありますけれども、市場価格とその他経費を合わせると10万373円となっております。その２分の１相当の５万円ということで制度設計しております。現在の配合飼料の市場価格、それとその他経費を含めた額が10万1,917円と大きく変わっておりませんので、５万円で妥当だと考えております。

◎狩俣勝成君

この２つの事業に対して質問をしたんですけども、どちらも同じようなというか、そういった増頭にもできるし、母牛を改良することによっていい子牛の生産ができる、そういった感じの事業だなと思っていますけども、だからどちらがいいのかなというのも選択肢の一つかなと思っていますので、その辺もう少し子牛から成牛になるまでの試算ももうちょっとやってもらって、本当にこの５万円が妥当かどうかとい

うのをまた調べていただきたいと思います。

続きまして、農地法第４条、第５条の許可申請手続について、農家から、申請しても、農業委員会総会で審議されないのはなぜかお伺いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農地転用申請の総会提出までは、まず申請地の現場確認を行い、農地種別の判定を行います。その後、内部審査会で事前審査を行い、総会提出という流れになります。総会へは申請内容を満たしている案件を総会提出としているため、内部審査会の過程において、申請内容が要件を満たさない、または現況と合致しないと判断される場合は、保留または取下げ相当と判断されます。

◎狩俣勝成君

この内部審査会なんですけども、この中において現況だったり、審査内容に不備があるとか、そういったのを調べるのかなと思っておりますけども、もう少し詳しく、この内部審査会の役目というか、何を審査しているかというのをもう少し詳しく説明をお願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

内部審査会は、総会に諮る案件を事前に精査する場になります。農地転用申請案件を担当農業委員、農業委員会事務局で各案件について、内容の適正性、手続の妥当性、関連資料の整合性などの審査を行い、案件ごとに総会提出、保留、取下げ相当の判断を行います。

◎狩俣勝成君

私のところに相談された方は、農地転用事業計画変更承認申請と第５条申請を令和６年９月に申請してあるとのことでした。しかし、いまだに何の報告もないということで、総会のたびに結果を聞くんですけども、総会に上がっていないという話であります。でしたら、この内部審査会の結果を、今保留とか取下げとかありましたよね。その結果というのは、何か文書で通知できないものなのかお伺いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

今回の案件に関しては、申請者に内部審査後の内容がうまく伝わっていなかったことに対して申し訳なかったと思っております。今後このようなことがないように指導してまいりたいと思います。

◎狩俣勝成君

この方は、１年以上も待たされて、結果的に最近文書が届いたということで、内部審査会で認められなかったということなんですけども、もうこの１年間の間に何か直すことがあったら直したとか、いろんな不備があったら考えたというか、そういう話もしていましたので、ぜひ迅速に、本当にスピード感を持って、駄目なら駄目、いいのはいいと、本当に報告をしてほしいなと思います。

続きまして、道路建設行政について、宮古島市陸上競技場駐車場から、工業通り及び二重越し通りへ雨水が流れ込み、地域一帯が冠水する件についてでございます。今定例会で、詳細設計予算が上程されていますけど、内容についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

今回の補正予算につきましては、令和６年度に実施した東仲宗根地区流域調査で流域区分されたブロックＥ、これは陸上競技場から宮古工業高校前のファミリーマート近くの付近です。の冠水対策に関する詳細設計委託業務を発注する予定です。その業務におきまして、排水施設等の整備内容及び浸透施設の位置

を検討し決定いたします。具体的には、想定降雨量や冠水箇所の設定を行い、周辺現地状況及び地質調査結果を踏まえた上で、設置可能な排水処理施設、これは浸透池、浸透ます、都市下水への接続等などです。その排水処理施設及び設置位置を検討していくという業務になっております。

◎狩俣勝成君

今、建設部長のほうからありましたけども、これ陸上競技場駐車場からの水もあると思うんです。道路だけではなくて、向こうの駐車場の敷地内でも必要かなと思っていますけど、この予算というのはそれに入っているかどうかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

陸上競技場部分の駐車場部分の設計委託業務も、今回のこの補正予算の中に含まれております。

◎狩俣勝成君

ぜひ早めに進めていただきたいと思います。

次、今定例会も６月定例会も毎定例会でほかの同僚議員が言っています道路の除草作業についてなんですけども、１番の管理体制については、先日から質問の答弁がありますので、省きます。

あと、去年からですか、自治会等にも委託して、自治会から要望があれば委託してやっているということなんですけども、これの実績についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

今狩俣勝成議員ご質問のございました、自治会等への除草委託につきましてですけれども、８月末時点で自治会、協議会などを含む16の団体に委託をしております。自治会等の高齢化で作業が難しい道路については、道路作業員や業者委託で実施しているという状況です。

◎狩俣勝成君

自治会以外にも業者委託等もあるということなんですけども、５月から10月ぐらいにかけては本当にもう草木が成長する非常に早い時期であります。その間というのは、やはり２回でもやってほしいぐらいな感じなんですけども、作業員の確保が難しいということでありますので、さっき言った業者委託、これを単発で、この道路はもう一回きり、年間を通してではないけど、そういった業者に委託することは可能かどうかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

狩俣勝成議員のご質問ですけれども、可能と考えております。むしろ作業員のほうが募集してもなかなか集まらない状況ですので、今後は可能な限り委託業務にて実施していきたいと思います。

◎狩俣勝成君

建設部長、私のところにも業者のほうから、自分がやってもいいよという話は多々ありますので、それを利用してやっていただきたいと思います。

あと、観光バスの運転手の方から、今回条例案が提案されています宿泊税についてですけど、これの使途として、やはり街路樹の撤去のほうもこれで充てられるんでしょうということで大変喜んでいましたので、宮古島の美化のためにぜひ頑張ってほしいと思います。

続きまして、市道城辺34号線道路拡幅工事についてですけども、これ私が議員になる前に、地域の代表ということで私も要請した経緯があり、そのときに全ての地権者の同意が必要だよということで言われま

したので、これ実は私が１軒１軒回って同意書を取って、もう提出してあります。概算設計とかいろいろ進んでいると思いますけども、これについて進捗状況をお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

市道城辺34号線の道路拡幅事業の進捗状況につきましては、令和５年度に概略設計業務を終了しております。今後の予定としましては、具体的な日程は未定ですが、事業説明会を計画してまいります。本路線の事業開始につきましては、令和12年度頃を予定しております。

◎狩俣勝成君

もう私が要請したときから、ずっと令和12年という話が聞こえています。概略設計を終わったということなんですけども、地権者に対してだと思うんですけども、この事業説明会っていつやる予定、決まっていたらお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

事業説明会のほうは、今のところ未定でございます。しかるべき時期に実施する予定でおります。

◎狩俣勝成君

またもう一件、市道城辺35号線、これは歩道設置工事です。これは、砂川学区の生徒ですけど、城東中学校に統廃合されて、行く通路となっております。さっきの市道城辺34号線は、上区地区と下南地区の方が行く道、この市道城辺35号線は友利地区、砂川地区から行く道だと思っております。それで、ＰＴＡとか、そういった保護者の代表者が一緒に要請に行きました。そのときに統廃合は先にできたんだけども、通学路であったり、このルート、これがなかなか整備されていない。先ほどの市道城辺34号線におかれましては、もう雑草が繁茂した場合は車が１台しか通れない。もう子供、自転車が通ったらもう事故になりそうな大変危険なところです。こちらも、市道城辺35号線も歩道が、砂川小学校、元の砂川中学校に行くところまではあるんですけども、やはり城東中学校に行くこの山を登って下る、そこにないんです。これを要請しておりました。これも概略設計、終わって、今どうなっているかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

市道城辺35号線の歩道設置工事の進捗状況についてですけれども、令和７年度に新規採択要望、令和８年度からの事業開始を予定しておりましたが、国庫予算の配分等の影響により、現在実施している路線の進捗に遅れが生じたため、令和８年度に新規採択要望、令和９年度からの事業開始を予定しております。現在のところは１年先送りになっているという状況です。国、県に対し予算要望を継続して行いまして、早期の事業着手できるよう努めてまいります。

◎狩俣勝成君

建設部長、非常に残念です。私はもう要請に来た皆さんには、令和８年度から事業着工できるよともう報告済みです。ぜひ令和９年と言わずに、本当にちゃんとやって、早めに、できれば早めにやってほしいと思います。

次に、スポーツ行政について。宮古島市スポーツ協会から、第52回宮古スポーツ大会が開催された報告がありました。来月の10月12日の陸上競技大会をもってフィナーレとなります。そして、名称も体育大会からスポーツ大会へと名前が変わりました。我々砂川学区の体育協会も、今年度から心機一転、砂川スポーツ協会と名前を改めて、大会に臨んでいるところでございます。そこで、スポーツ協会の方から施設整

備の要請が行われたということなんですけども、具体的にどこの施設で、どのような整備内容かお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

令和７年８月27日付、宮古ソフトテニス連盟及び宮古テニス協会の２団体から、カママ嶺公園のテニスコートに設置されている照明灯が暗く、夜間練習ができないため、新たな照明灯設置の要請書が提出されております。また、宮古島市スポーツ協会からも同様の要請書が提出されております。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

スポーツ施設整備の要請ですが、口頭での要請もありまして、下地体育館アリーナ床の修繕につきましても伺っております。下地体育館の床につきましては、雨漏り等により傷んでいる部分があることを確認しており、その部分の修繕につきましては次年度に実施したいと考えております。

◎狩俣勝成君

観光商工スポーツ部長、私のほうにバドミントンのサークルの方から、下地体育館のカーテンがなくて、まぶしくてできないという話がありましたけども、そのカーテンって今もう終わっているかどうかを、カーテン工事は終わっていますか、お伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

下地体育館の２階部分のカーテンですけど、現在施工中でございます。

◎狩俣勝成君

施工中ということでありますけども、今度カーテンが閉まった場合に、今度照明が暗いというまた話がありまして、照明を同時に何か工事は入っていないんですか、お伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

照明につきましては、11月頃の修繕を予定しております。

◎狩俣勝成君

それでは、②番に行きます。沖縄県民スポーツ大会には、ボウリング競技がありますが、宮古島市にはボウリング場がなく、選手選考や練習に支障を来している状況です。見解をお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市のボウリング場は令和４年１月に閉館しております。ボウリング競技が県民スポーツ大会の競技種目でありながら､ボウリング場の閉館により選手選考や練習に支障を来していることは承知しております。これにつきましては非常に残念に思っております。

◎狩俣勝成君

ボウリング愛好者というかな、ボウリングの選手の方々に聞くと、練習のたびに隣の石垣市まで行って練習をしているということです。ボウリング場があったときは、市民の娯楽の場所といって、同窓会だったり、そういったのをまずボウリングやってから居酒屋に懇親会に行くとか、そういうルートであったんです。休みの日、雨の日でもボウリングはできますので、非常にいい娯楽施設であったかなと思っています。そういう意味で、市としてはできないんですけども、民間を誘致して、市有地を利用させて、賃貸か何かでやって、民間をそれで企業誘致活動はできないのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

ボウリング場の民間誘致につきましては、ボウリング場は娯楽施設に当たることから、民間事業者自らが計画する娯楽施設の採算性の市場調査を踏まえ、整備するか否かの判断をするものと考えられますので、市が個別事業の市場に介入することは好ましくないものと考えております。

◎狩俣勝成君

民間の資金というか、民間でやらなくちゃいけない事業なんですけども、先日の西里芳明議員の城辺トレーニングセンターの解体の話もありましたけども、そういった無駄な施設を解体していくことによって、売却とか、そういった賃貸とか、土地を貸してやっていけばできるのかなと思っていまして、要するに今にぎわいの場所の創出をしておりますけども、ちょうどあそこにボウリング場ができたら、もう一年中にぎわいが創出できるんではないかなとか思ったりしました。また、城辺総合公園、そこもなかなか進まない状況でございますけども、あそこも広大な広さがありますので、そういったのも、無駄な施設をもう解体とか廃止に向けて、皆さん全庁体制で取り組んでいってほしいなと思います。

時間になりましたので、私の今回の一般質問を終わりますけども、本当に４年間、私が窓口に行っていろんなのを要請して、本当にすぐできるのはやっていただいて、本当に関係部署の皆さん、本当にありがとうございました。まだまだ課題はたくさんあると思いますので、また引き続き頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで、狩俣勝成君の質問は終了しました。

◎久貝美奈子君

13番、市民ネット結、久貝美奈子です。よろしくお願いします。それでは、通告に従いまして質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。市役所における職員体制・労働環境について。個人住民税の課税誤り、交付金請求金額の誤りなど、事務ミスが連続して起こっております。これらの原因、再発防止策などについて、以下のとおり質問いたします。これらのことについて、どこに原因があったと把握していますか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

私からは、令和６年度に実施しました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業における3,270万5,000円の請求漏れについてお答えいたします。

今回の請求漏れの要因については、２つあると考えております。まず１つ目に、予算上の要因等が挙げられます。予算上の要因としましては、令和５年度の繰越事業分と令和６年度現年事業分が混在していたことにより事務が煩雑になったということで、その結果といたしまして、令和５年度と令和６年度の数値の取り違え等が起こり、結果として請求額不足が発生いたしております。また、実施体制上の要因といたしまして、同交付金の処理においては、生活福祉課、総務課、税務課の３課が実施し、企画調整課が総括しておりました。複数課で事業を実施していたことも、請求額の積算処理が複雑となる要因になったと考えております。

再発防止につきましてですが、今回の請求漏れについて検証を行う予定をしております。その結果を踏まえ、より確実な再発防止策を構築していきたいというふうに考えております。

◎総務部長（上地俊暢君）

個人住民税の課税誤りについて、どこに原因があったかというところでございます。個人住民税の課税誤りについては、日本年金機構から送付された年金収入データについて、当初送付されたデータと、その後訂正されたデータの２つがシステムに取り込まれたため、重複計上となっておりました。個人住民税の課税を行うに当たっては、システム上でエラーチェックを行っております。今年度課税処理の日程上、課税資料と納税義務者のひもづけ、課税資料の誤り確認、本年度において適用される定額減税等に関する内容確認を優先して処理を行っていたところです。そのような中、今回の年金収入の重複計上に係るチェックが漏れ、納税通知発送前に気づくことができませんでした。

◎久貝美奈子君

２番に行きます。職員の配置や人員体制が適正だったか。また、過重労働や人員不足が原因になっていないか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

職員の配置等については、人的資源を効率的に生かせているものと考えております。一方で、今回の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金事業や定額減税調整給付金事業といった突発的な業務が増えていることも事実でございます。突発的な業務にも対応できるよう、適切な職員配置に努めてまいります。

◎久貝美奈子君

人員体制は適正だったということなんですが、今後、この市役所全体で、このことだけでなく、市役所全体において再発防止のためにどのような改善を行っていくのか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

今定例会でいろいろ多くの議員に取り上げていただいております不適切な事務処理については、先日、市長からも、管理職に対して、人事管理、組織管理、予算管理、計数管理、危機管理の５つの管理を徹底するよう訓示があったところです。加えて、マニュアルやチェックリストの整備、複数職員によるダブルチェック等、確認体制の強化、定期的な職員研修の実施、それから再発防止を職員主体で検討する仕組みづくりなどについて指示があったところです。今後もそれぞれの事務の確認作業については、明確な手順を記載したマニュアル作成を行うとともに、複数職員によるダブルチェック体制の強化など、確認漏れのないよう再発防止に努めてまいります。

◎久貝美奈子君

先ほど人事体制とか、職員の配置、過重労働、人員不足は原因になっていないというふうな答弁だったんですけれども、先日、砂川和也議員からも質問でありまして、結構時間外の多い職員が中にはやはりいるということが分かりました。偏って忙しい部署、残業が多い部署があるのかなというふうに感じたんですけれども、今後、これからも国から結構突発的な事務が市のほうに下りてくることも考えられます。その中で、今後市長が給与に反映させる人事評価制度を導入するということを話しておりますが、これが職員を追い詰めるものにならないのか、それとも業務改善につながるものなのか、市長の考えを伺います。

◎市長（嘉数　登君）

人事評価の結果を職員の処遇に反映させることで、職員に過度なプレッシャーを与え、業務に悪影響を及ぼす状況を招くことはあってはならないというふうに私も考えております。人事評価は、あくまでも公

平かつ適正な基準に基づき行うものであり、地方公務員法などの関係法令にのっとって進めてまいります。

地方公務員法においては、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしております。同制度を職員の処遇に反映させることで、職員のモチベーション向上や能力促進につながるものと期待しており、職員が安心して働ける環境の中で業務に取り組めるよう、適切な労働条件の整備とサポート体制の充実に努めてまいります。

地方公務員法が改正されまして、勤務評定制度から人事評価制度に変わったのが2014年です。現在2025年、もう10年程度たっているということで、宮古島市、人事評価制度を導入していないわけではないんですけども、人材育成を目途として導入しております。ただ一方で、法律は人事管理の基礎として活用するということにもなっておりますので、この間いろんな意見交換、職員労働組合とも意見交換等があったと思いますけれども、そういった意見交換を大事にしながら、どうすれば職員のモチベーション、能力の改善につながるかというところを踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

この制度、処遇に反映するというこの人事評価制度なんですけれども、これ職員労働組合のほうとの意見交換はされているのか。また、評価制度をいつ頃から行うのか教えてください。

◎市長（嘉数　登君）

評価結果の反映については、やはり職員の納得性の確保というのが一番大事だというふうに思っておりますので、職員労働組合との意見交換会、もちろん職員との意見交換等もしっかりとやっていきたいと。これは、意見交換と言っておりますけども、職員労働組合の側から見ると当然交渉になりますので、そういった点も踏まえて、きっちりとやっていきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

県内でこのような評価制度を実施している市町村があるのか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

県内の市町村についてでございますが、総務部で把握しているのは沖縄県のほうで実施しているということは伺っております。（193頁に発言訂正あり）

◎久貝美奈子君

県のほうで行っているということで、市町村ではまだ行っているところがないというところなんですが、この評価制度、処遇に反映されるような評価制度なんですが、この運用の仕方によっては、評価が個人の成果のみに偏るとチームとしての協力が弱まり、かえって事務ミスリスクが増える可能性もあるのではと考えております。また、評価者による、管理職ですね。評価者による判断のばらつきやフィードバック不足があると、不公平感やモチベーションの低下につながる懸念もあるのではないかというふうなことも考えております。この評価制度にはチームマネジメント強化や業務改善への貢献といった観点が重要だと考えます。個人の競争ではなくて、チーム向上に働くような評価制度であってほしいと願います。ひいては、全て市民サービスにつながりますので、ぜひ職員の働きやすい環境づくりを職員の皆さんとも、職員労働組合とでも話しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、宮古島市の現状と課題について伺います。市民の皆様からの声、提言書からこの質問をいたします。この宮古島市の現状と課題についてという質問なんですが、先月、市民の皆様から提言書を頂きまし

た。何か相談があるということで伺ったところ、女性の皆さんが、こういう宮古島市の未来について不安があるということでいろいろ書いていただきましたので、この中から少し質問したいと思います。

ア、質の高い観光地づくりのために、観光客数の管理、制限などはできないか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

平成27年度までは年間40万人程度だった本市の入域観光客数は、伊良部大橋の開通をきっかけに、認知度の向上や下地島空港の開業、さらには宮古空港における直行便の大型化など、官民が一体となり観光振興に取り組んできた結果、令和６年度、前年度は入域観光客数は過去最高の119万人となっております。その一方で、久貝美奈子議員ご指摘のとおり、地価の上昇、それからごみや水等のインフラ需要の増加、市街地の混雑により住民生活へ影響が出るなど、観光に付随する様々な課題も顕在化してきております。そのため、本市が掲げる量から質への転換により、持続可能な観光振興を図るため、観光地としてのキャパシティー等の観点も考慮し、観光の将来像を再設計する必要があると考えており、本年度において宮古島市観光振興ビジョンを策定したいと考えております。策定後は、そのビジョンに基づきまして、第３次宮古島市観光振興基本計画を策定し、観光地域づくり法人、ＤＭＯや観光関連事業者等と連携して、計画に基づいた取組を推進してまいりたいと考えております。

先ほど観光地としてのキャパシティー等というお話をさせていただきました。これ具体的には、当然電力、水、それからごみ問題、公共交通、いろんなところで市民ニーズが増えてくると。それに対してどれぐらいまで供給できるかという観点も踏まえてやっていきませんと、一応その数だけ求めていきますと、当然現状のようなオーバーツーリズムと言われるような市民生活との共存ができないような状況が生まれてくるのかなということを懸念しておりまして、そういったキャパシティー等の観点も考慮しながら、宮古島の将来の観光の姿というものを市民と協働して策定していきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

次に行きます。海岸線など観光施設建設に対する住民の意見反映制度は構築できないか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

海岸線における観光開発等の土地利用の抑制につきましては、都市計画法以外にも、農地法や自然公園法、文化財保護法など様々な法規制が関係いたします。それから、民法第206条に、所有者は法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有すると規定されており、公共の福祉に反しない限りは、その権利が認められることとなっておりますので、全ての観光開発を規制することは難しいと考えております。また、郊外にお住まいの市民からは、過疎化が進んでいることを懸念する声も多々ございまして、観光開発がその歯止めの一役を担っている意見もございますことから、その意見についても留意しなければならないと考えております。本市といたしましても、海岸の自然環境や景観を将来にわたり守っていくことが重要であると認識しており、開発とのバランスも含めて、地域住民の声に耳を傾けながら、望ましい土地利用の在り方を検討していきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

ウに行きます。家賃高騰、住む場所がない、新築もハードルが高いなど、住民にとって住みにくい島になっている。地元の人が住めなくなると、地域文化、伝統行事等の保存、継承などができなくなるのではと、市民の皆様からこのような声があります。市長としての考えを伺います。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市では、観光業の進展や世帯数の増加に伴い、家賃の高騰、それから住宅不足が深刻化している状況にございます。この問題は、市民の生活基盤の安定と地域経済に影響を与えている現状を承知しております。議員ご指摘の市民の声につきましては、現在、市の対策としまして、市営住宅空き部屋を若者に提供しております地域対応活用、これ枠の拡充、令和６年度は10枠がありましたけども、この枠の拡充、それから住宅不足解消に向けた空家等管理活用支援法人との空き家活用の推進、これは現在１法人を指定しておりますけども、現在協議している法人もございます。それから、住宅要配慮者への家賃支援などを実施しております。加えて今年度は、建て替え予定のため募集を停止しております平良上原市営住宅につきまして、空き部屋を修繕し、住宅要配慮者へ提供を実施したいというふうに考えております。さらに、今後に向けて市有地を活用したＰＦＩ事業なども検討を進めております。今後も市民の皆様が安心して暮らし、より住みやすい地域へと発展させるために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

久貝美奈子議員、ちょっと待ってください。

傍聴人に申し上げますけど、傍聴規則第９条に、傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等してはならないとありますので、やめていただきたい。よろしくお願いします。撮影等はやめてください。

◎久貝美奈子君

これらの質問の背景には、やはり自然環境の破壊、生活環境の悪化、家賃高騰、文化継承の危機といった心配の声があると思います。ほかの議員も市民の皆様からこのような声を聞くことは多いのではないでしょうか。観光の質と市民の暮らしの安心を両立させること、また市民が誇りを持って暮らし続けられる島を次世代へ残すことが大切だと考えます。先ほど住宅支援のところで幾つか挙がっておりましたが、市のほうも結構住宅支援については動いていただいているのかなというふうに感じました。ぜひこれからも観光と市民の暮らしというところを両立させることをしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、福祉行政について伺います。地域共生社会の実現に向けた認知症支援について。高齢化が進む中で、認知症の方やそのご家族が安心して暮らせる環境をどう整えていくかは、大変重要な課題です。高齢者福祉だけの問題ではなく、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に直結するテーマだと考えます。今回、文教社会委員会で視察した大牟田市の地域認知症ケアコミュニティ推進事業にも触れながら、以下のとおり質問いたします。

①、本市における認知症支援の現状について。ア、本市における認知症高齢者数の現状と今後の増加見通しをどのように把握していますか。

◎福祉部長（守武　大君）

本市の認知症高齢者数については、介護認定の際の評価項目の一つである認知症高齢者の日常生活自立度を活用し、その中の日常生活自立度Ⅱａ以上の人数として把握しております。その数ですが、令和７年３月末で1,676名となっております。前年度と比較して105名減少しております。今後の見通しについては、国や沖縄県の推計値において増加が見込まれておりまして、本市においても高齢者人口が2040年にピーク

を迎えることから、認知症高齢者数は増加すると見込んでおります。

◎久貝美奈子君

相談支援、予防、地域づくりなど、市が実施している認知症施策について伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

市が実施する認知症施策についてお答えします。

まず、相談支援について、市及び地域包括支援センターでの認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心に、当事者やその家族が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら対応しております。

予防についてですが、通いの場や生きいき教室、長寿大学などの事業を実施することで、多くの方に参加いただき、社会参加や生きがいづくりの促進に努めております。

地域づくりについては、認知症サポーター養成講座の開催や認知症予防の講演会、普及啓発パネル展、現在やっております、の実施など、周知啓発の取組を行うとともに、支援機関や家族会と支援の在り方について意見交換を行うなど、認知症施策の推進に努めております。

◎久貝美奈子君

前に敬老会のときでしたか、隣に座った方が平良に、以前は城辺とかどこかに住んでいたんですけど、子供たちの引っ越しで平良に移ったということで、平良のそういう生きいき教室とかに通いにくいという話をしていたんです。知らない人ばっかりだから通いにくいとか、行きたいんですけどって話ししていて、そういうふうに何か利用者が利用につながりにくいケースとか、そういった課題とかはありますでしょうか。

◎福祉部長（守武　大君）

引っ越しに伴う地域が変わったとか、昔住んでいた場所の事業所に通いたいとか、そういうケースは多々ありますので、相談していただければ対応できるような形で調整してまいりたいと思います。

◎久貝美奈子君

市町村認知症施策推進計画について伺います。

これ、今努力義務ということで、国のほうから計画を立てるようにということを言われていると思うんですが、本市の取組、この計画をつくるかどうかの取組について伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

令和６年１月に施行された認知症基本法において、都道府県及び市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされております。現在、沖縄県や県内自治体との情報交換を行い、県及び他市の策定状況や関連する他の計画との整合などを含め、情報収集を行っている段階にあります。引き続き、情報を整理しながら、計画策定の具体的な時期や内容について検討してまいります。

◎久貝美奈子君

人材育成と市民啓発について伺います。

認知症サポーター養成や専門職研修の実施状況を伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

まず、認知症サポーター養成講座について。認知症サポーター養成講座は、認知症を正しく理解し、認

知症の人やその家族が安心して暮らせる地域社会をつくることを目的として全国の自治体で実施されています。認知症サポーターは、その講座を修了しまして、認知症の理解者になり、地域で認知症の方やその家族を見守り、可能な範囲で手助けをしていただいている状況です。現在、講座は出前講座として小中学校、高校、地域や銀行や企業など、介護事業所等で実施しており、これまでの養成実績として、平成18年の開始からの累計で、令和７年９月現在3,966人の方が受講しております。

次に、専門職研修についてお答えいたします。国が実施する認知症初期集中支援チーム員養成研修や認知症地域支援推進員養成研修に専門職を派遣し、認知症支援の実例や地域づくりの手法について学ぶ機会を図り、認知症に特化した専門職の確保に努めております。また、沖縄県においても認知症介護実践者研修や初任者研修など多くの研修が開催されておりますので、各事業所にはそれらの情報提供や周知を行っております。

◎久貝美奈子君

視察で行った大牟田市では、もちろん認知症サポーター養成も行っているんですが、市独自の事業で認知症コーディネーターを育成するといった養成研修とか、そういったこともやっておりましたが、次の質問にもつながるんですが、宮古島市で、イの質問では若年性認知症コーディネーター育成となっているんですが、そういったコーディネーターの配置などの計画はあるか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

本市において独自のコーディネーター養成制度はございませんが、先ほど申したとおり、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員２名を配置し、認知症当事者やご家族の相談対応や、地域で暮らし続けるための環境調整、介護事業者への助言等を行うなど、専門的な支援に取り組んでいるところです。

久貝美奈子議員がおっしゃる若年性認知症支援コーディネーターについては、現在、本市では配置されておらず、沖縄県のほうで特定医療法人アガペ会、新オレンジサポート室に２名が配置されており、本市といたしましては、県のコーディネーターの専門性やこれまでのノウハウを活用しながら、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心に支援対応を行ってまいりたいと思っています。

◎久貝美奈子君

先日、宮古毎日新聞にうむやすみゃあす・ん診療所の竹井先生の記事、投稿が載っていました。高齢化に伴い、認知症の増加、65歳以上の４人に１人が認知症になる時代が目の前に来ていると書かれていました。本市においても、行政施策に加え、市民主体の活動、多職種の連携、地域みんなで支える支援の体制づくりが必要だというふうに考えております。なかなか介護事業所では人材不足というのも聞いております。今こそ地域を巻き込んだ施策、そういった仕組みをつくっていくことが必要ではないかと思います。大牟田市のほうでは、印象的だったのが、ＳＮＳネットワークの仕組み、ほっとあんしんネットワークということで、絶対に自分たちのまちから孤独死を出さないということを掲げて、市民も巻き込んで構成団体をつくって、日常的な声かけ、見守りを仕組み化しております。行方不明者を探す模擬訓練なども行っていまして、今では、最初は認知症の方への対応だったんですけれども、今では子供や障がい者へも対応できるとなっていて、まち全体で住みやすい、認知症になっても住みやすいまちをつくるという取組を行われていますので、ぜひ宮古島市においても市民の皆さんを巻き込んだ何か仕組みづくりをお願いできないかと思っております。このことについてお願いします。

（「休憩お願いしたいと思います」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時05分）

再開します。

（再開＝午後３時06分）

◎福祉部長（守武　大君）

人材育成と市民啓発について、市ではどのような啓発を行っているかということで答弁いたします。

本市において、認知症について正しい理解を深めることを目的に、認知症サポーター養成講座や講演会の開催、認知症ＶＲ体験会、認知症パネル展などを実施し、周知啓発に取り組んでおります。また、昨年度から若年性認知症家族会及び沖縄県認知症疾患医療センターと連携し、認知症当事者による講演会を開催するなど、認知症当事者が発信できる環境の創出や当事者と共に考える機会を提供しております。今後も、より多くの方に認知症に対する理解が広がるよう施策の推進を図ってまいります。

それと、久貝美奈子議員がおっしゃった、地域との共生というのがやはり大事になってまいりますので、先ほどの推進計画もつくることになると思いますので、今後、地域と共生するために地域と協力して、また民生委員、児童委員や老人クラブの方々と協力しながら、施策を進めていけるよう対応したいと思っております。

◎久貝美奈子君

次に行きます。居住支援について伺います。住宅要配慮者への居住支援について。これまでも議会において居住支援協議会設置について、提案してきましたが、現在の取組について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

居住支援協議会設置につきましては、令和６年度に法改正があり協議会設置が努力義務化されております。今年度、本市においては、７月に居住支援協議会設置に向け、福祉部及びこども家庭局の関係各課と、居住支援協議会設置の目的や課題について議論し、協議会の構成員となる関係機関や団体について意見交換を行いました。今後は、関係各課及び関係機関、団体とも意見交換を行いまして、協議会の早期設置に取り組んでまいります。

◎久貝美奈子君

こちらも、また視察のときに大牟田市で居住支援協議会の話もありました。不動産、福祉、医療、法律、行政、学識経験者など専門家で構成して、様々な問題がある住居確保が難しい方への支援をしているというふうに話していましたので、ぜひ、先ほど市長からもありました。いろんな取組をしていますので、またそれと併せて、さらに今本当にアパート探すのも大変で、結構若い方もなんですけど、高齢の方も結構大変な思いをされていると聞いていますので、ぜひその辺もよろしくお願いいたします。

次に、ひとり親家庭生活支援事業において、アパート借り上げに係る課題解消策について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市では、ひとり親家庭の子供の健全な発達等を促し、親子の安定した生活環境を提供するため、様々な課題を抱え困窮しているひとり親が地域の中で自立した生活が送れるよう、宮古島市ひとり親家庭生活

支援事業として、事業で借り上げたアパートに居住する住宅支援、家計管理等を含む生活に関する支援、子育て支援、就労支援等を実施しております。本事業の課題としましては、近年の本市の住宅不足及び家賃高騰により、原則家賃６万円以下としている住宅物件の確保に時間を要する点が挙げられます。一方、支援終了後に当該物件に住み続けた場合の家賃負担を考慮すると家賃を低く抑えることも重要となります。加えて、本事業で支援を受けるには、現在居住しているアパートを引っ越す必要がある点などがあります。課題解決策としまして、現在居住している賃貸物件から引っ越すことなく支援が可能となるような見直しを検討しているところです。

◎久貝美奈子君

ひとり親家庭生活支援事業、とてもいい事業だと思うんですけれども、今の家賃高騰でなかなかうまく進んでいない状況があります。先ほどの解決策、とてもいいと思いますので、ぜひ検討よろしくお願いします。

また、本市では住宅ストック活用支援事業というのをやっております。これ質問ではないんですけど、空き家のリフォーム工事に対する補助金なんですが、これ県からの補助だと思うんですが、次年度どうなるか分からないということを窓口で伺ったんですけど、こういった空き家のリフォーム工事の補助金、とてもいいと思いますので、ぜひ次年度も県のほうに交渉していただいて、続けられるようにお願いいたします。これすみません、通告していないので、要望だけいたします。

次に、動物愛護行政について伺います。沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例について。沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例が、令和７年７月１日から施行されました。飼い主の責務、所有者等の遵守事項、飼い主のいない猫への餌やりルール、多頭飼育の届出など定められております。以下のとおり質問いたします。

条例の第19条、市町村への協力に基づき、県が市町村に対して協力することが定められております。条例制定後、本市に対して今後どのような協力や支援が行われていくのか、連携して行う事業など予定されているのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

動物愛護行政についてお答えいたします。

ご質問にありました沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例、これは今年の７月１日から施行となりました。ご指摘がありましたこの条例の第19条ですか、こちらのほうは、県は市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策について、情報の提供、技術的な助言、その他必要な協力を行うものとするというふうにありますが、７月に県の宮古保健所のほうと意見交換をいたしました。その際に県から市に対してどのような協力というのもあるんですけども、市のほうから宮古保健所に対して必要な情報提供を行うと。特に多頭飼育状態にある現場の確認ですとか、その飼養を実施していくことに関して、お互い協力していきましょうというようなお話をしております。県としては、本市における多頭飼養の現状把握にまずは努めたいということです。市としましては、関係部署に県の条例の周知や多頭飼養状況にある、またはその可能性があるといった現場の情報を収集して、宮古保健所との情報共有を図るなどとして、現場を速やかにつなげていくということが必要というふうに考えています。

◎久貝美奈子君

次に、第11条及び第12条で、犬または猫を合計して10頭以上飼養している方は、犬又は猫の多頭飼養等届出書が必要になっており、第17条では立入検査、第24条で届出をしなかった者、虚偽の報告をした者については、過料を規定しています。この届出について、市民の皆様へどのように周知し、フォローが必要な方へはどのような対応をしていくのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

周知の件についてお答えいたします。

届出の必要性を含むこの条例の周知については、「広報みやこじま」７月号で既に周知しておりますが、さらに周知が必要と考えておりまして、宮古保健所との情報共有、それから資料の提供、それから連携を踏まえて、引き続き市の広報誌、それから市のホームページ、それから市内の動物病院ですとか、それからペットフードを販売している店舗に協力を要請して、この条例の周知に関するポスターを貼るということの協力を要請してまいりたいと思っております。

◎久貝美奈子君

なぜこういう、この条例のことを取り上げているかといいますと、今回この条例で10頭以上飼養している方の届出が必要になった。そして、過料も規定している。結構厳しい内容になっております。これは、多頭飼育崩壊を未然に防ぐための目的があると思いますが、実際多頭飼育崩壊というのは、結構議会でも話しているんですけれども、猫とか犬だけの問題ではなくて、人ですね。その飼い主、その家族をどうやって救うかというところなんです。なので、犬猫だけではなくて、そこに生活している方の生活環境を早めに発見して、適正な飼育頭数にしていくとか、そういったところが必要だと思います。先月、先々月かな、も伺ったんですけど、動物愛護団体の方からも話聞いているんですけれども、多頭飼育崩壊の現場、すごいごみ屋敷になっていて、ふん尿もすごい状態なんです。そこには子供が住んでいたり、おばあちゃんが住んでいたりするわけです。どうしても福祉に頼っている方がほとんどなんです。多頭飼育崩壊を起こすというのは、結構福祉に関わっている方が多いんです。なので、そういったことを発見する意味でも、これはすごいいい条例ができたなと思っていますので。

これ県のほうにも伺ったんですが、条例は一応できているんですが、どうやってその家庭、そういったおうちを見つけていくかというところがすごく課題だと思っています。やはり県の保健所だけではなくて、市役所の福祉関係のケースワーカーとか、生活保護の担当の方とか、社会福祉協議会のソーシャルワーカーとかがやはりどうしても近いです。発見が早いと思うんです。そういった方からの情報をどうやって県のほうに上げていくかというところ、この具体的な取組状況などは話し合われているのかというところを少し伺いたいです。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

久貝美奈子議員がご指摘のように、いわゆる多頭飼育している方、あるいは多頭飼育の崩壊という現場の場合には、結構福祉面で課題を抱えている方が多くいらっしゃると。特に精神的安定感を求めて、そこに犬猫をたくさん抱えてしまうというケースがたくさんあるというふうに聞いております。今回、宮古保健所とも意見交換した上で、個人情報の問題はあるんですけども、市の内部でも福祉関係を中心として情報提供をなるべく図っていこうと。その中で、多頭飼育崩壊するとき、また経済的困窮をさらに深めるというケースもありますので、福祉部門とも可能な限りの情報共有、それから必要に応じて手を差し伸べる

ということに努めてまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

県のほうにも、宮古保健所のほうにも行きまして、福祉部長のほうにも何度か行って話しているんですけれども、この連携といいますか、この仕組みづくりはどこが中心になって行っていくというふうに考えているのか、少し伺いたいです。お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今の仕組みづくりは、重層的支援という形でこれから構築していこうとは思ってはいるんですけども、まだこの制度自体も始まったばかりで、具体的にどのように、あるいはどこが中心になってこの仕組みをつくっていくかということについては、まだ議論をしている途中であります。

◎久貝美奈子君

ぜひ、せっかく条例もできましたので、県のほうと連携して、宮古島の多頭飼育してしまう方々を早めに救えるような仕組みづくりお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。都市計画行政について伺います。宮古島市中心市街地活性化基本計画について。①、旧平良庁舎の利活用に向けた進捗状況を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧平良庁舎の利活用に向けて、進捗状況についてお答えいたします。

旧平良庁舎の利活用事業については、実施主体である北斗不動産グループの特別目的会社、株式会社旧平良庁舎プロジェクトと随時連絡、調整を図りながら進めております。利活用に係る改修工事につきましては、令和７年６月18日に起工式を執り行い、施設内部の解体工事への着手を進めているところでございます。現在、進捗状況を事業者へ確認したところ、行政手続の関係から若干の遅れはあるものの、当初計画で示している令和８年内の供用開始ができるよう取り組んでいるとのことでございます。旧平良庁舎の利活用は、本市初のＰＦＩ事業として、市民の注目も高い事業であることから、市としましても、できる限り早期の供用開始が行えるよう、今後とも利活用事業者と連携、調整を図り、取り組んでいきたいと考えております。

それから、先ほど人事評価の処遇反映についての質問に対して、県内実施自治体についての質問に、私沖縄県が実施していると申し上げましたが、県内市町村の未実施との誤解を与えているようですので、県内の11市の中で処遇反映していないのは２市、宮古島市を含む２市が反映していないと、９市は反映しているということでございます。

◎久貝美奈子君

②、根間公園整備の進捗状況を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

根間公園の整備につきましては、現在、一般競争入札の手続を行っておりまして、落札者が決定しましたら、10月上旬に契約締結を予定しているところです。工事としましては、年度内に完了を目指してまいります。

◎久貝美奈子君

根間公園は、場所的に、地元の方だけでなく、観光客の利用も多くなると思います。公園整備に関して

は、子供や障害を持つ方が安心して利用できるユニバーサルデザインの視点を盛り込んでいただきたいと考えています。また、地域住民の意見も聞きながら進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

③、エコハウスの今後の活用計画はあるか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

エコハウスの今後の活用計画についてでございます。エコハウスは、宮古島市の気候に対応し、居住時のエネルギー消費量を低減する環境共生型住宅で、その建築技術について市民に周知、普及させる目的で設置されております。本市には郊外型エコハウスと市街地型エコハウスの２か所があり、個別見学や体験宿泊の受入れを行い、エコハウスの周知を図っているところでございます。

今後の利活用計画についてですが、省エネ型住宅として個別見学や宿泊体験の受入れなど、これまでの取組を継続していくとともに、隣接する今後実施予定の根間公園事業と一体となった地域の交流拠点としての新たな利活用についても、宮古島市中心市街地活性化基本計画の担当部署と連携し、エコハウス本来の目的、機能を生かした活用を検討していきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

このエコハウスなんですけれども、場所がすごいいい場所にあるなというふうにいつも通るたびに思っているんですけど、この目的外使用とかの検討もありますか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

先ほども申し上げましたけども、本来の、このエコハウスは省エネ型住宅として居住地のエネルギー消費量を低減する環境共生型住宅として、建築技術について市民に周知、普及させる目的で設置されております。これまで個別見学や体験宿泊の受入れ等をやってきておりますけども、この目的と機能を生かした活用の範囲の中で計画を、活用していきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

観光客の増加に伴い、西里通り、下里通り、市場通りはかなりにぎわっております。一方、地域住民からの騒音やごみの問題、治安に対する不安の声も届いております。この中心市街地活性化事業について、目指すゴールといいますか、どんな市街地にしたいのかということを最後にお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

中心市街地活性化基本計画では、根間公園や旧平良庁舎及び各通り会を中心としたにぎわいを創出し、多様な来街者が様々なサービスを楽しめる交流空間を形成していきたいと考えております。さらに、綾道などの歴史、文化資源を活用した回遊機会の促進を図り、歩いて楽しめるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。加えて、土地の高度利用による住宅の確保に向けた検討を進めるとともに、都市福利施設の整備による、教育文化、医療、福祉サービスの充実を図り、子供から高齢者まで安心して快適に暮らせる居住環境を形成していきたいと考えております。現状、地域の治安に関する不安の声も上がっていることから、地域住民や宮古島警察署とも連携し、市民が安心して過ごせる空間づくりに努めてまいります。本事業において、目指す都市像としましては、高揚感と活気のあるまちとしております。人とまちと港をつなぎ、にぎわいのある緑豊かなまちづくりを目指していく考えでございます。

◎久貝美奈子君

観光振興と住民生活の調和をどう図るかというところだと思います。地域住民との合意形成と、あと観光客へのマナーの啓発、あと清掃やパトロール体制の強化、そういった取組などもまた一緒にやっていただきたいなというふうに思っております。特に夜に関してすごくにぎわっていまして、次の日の朝になると結構ごみがやはり多い状態がいまだに続いていますので、清掃やパトロール体制の強化というところを地域の方は一番に望んでいるのかなと思いますので、その辺もぜひ検討お願いいたします。

では、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の質問を終了しました。

しばらく休憩して、15時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時31分）

再開します。

（再開＝午後３時45分）

◎議長（平良敏夫君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

お疲れさまでございます。本日の最後の登壇になりました。お疲れだと思いますが、しばらくの間、一緒に付き合っていただきたいと思います。それでは、早速質問に入っていきたいと思います。

まず、１番の伊良部地区におけるかんがい排水事業の進捗状況をお伺いいたします。まずは国営排水事業についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

国営かんがい排水事業宮古伊良部地区の進捗状況について、宮古伊良部農業水利事業所に確認したところ、事業完了は令和10年度を予定しており、伊良部地区では牧山ファームポンドの整備、Ⅲ型給水栓を３か所設置し、令和３年度から伊良部島への通水が一部開始されているとのことでございます。関連事業といたしまして、県営魚口地区のほか、市で施工中の上原北地区が今年度事業完了見込みで、散水面積の拡大を図っているところでございます。

◎下地信広君

２年前に同じ質問をしたんですけど、同じ令和10年で終わるということと、あと工事費が452億8,000万円かかると言っておりましたけど、進捗率が63％、これ今物価高で大分工事費も変わってくると思いますが、その辺はどうでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

事業費につきましても、宮古伊良部農業水利事業所に確認しております。現時点での総事業費が523億円ということで伺っております。

◎下地信広君

伊良部の畑かん、末端の畑かんが大分私は遅れていると思っておりますが、ほかの地域に比べて、平良

地域とか上野地域とか下地地域に比べて、伊良部地域の畑かんの状況というのはどれぐらい遅れているのか、スプリンクラーとかそういった部分は。分かりましたらお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

進捗状況の遅れにつきましては、今手元に資料はございませんけれども、予定としましては上原北地区は今年度で終了、大多良原地区は令和９年度までの事業期間となっております。

◎下地信広君

今伊良部の農業、水事情は、大体ため池からポンプでくんで、運んで散水している状況なんですけど、このポンプがよく故障するわけだ。それでなかなか農業している面々が、補修しても補修してもしょっちゅう壊れていると、そういうふうに苦情が多いんですけど、これ一日も早く散水というか、スプリンクラーは必要かなと思っておりますので、ぜひ１年でも早く整備していただきたいなと思っております。

次、②の下地島の基盤整備事業について、計画があればお伺いしたいと思っております。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在、下地島は国営受益地外となっております。圃場整備事業に関しては、令和17年度以降に整備計画はありますが、畑かん整備については国営受益地外であるため、国営かんがい排水事業による整備は困難であると考えております。本市としましては、国営かんがい排水事業に関連し、まずは伊良部地区内の圃場整備及び畑かん事業を優先的に整備を行い、その後、下地島の整備事業計画について検討していきたいと考えております。

◎下地信広君

なるべく水なし農業がないように、急いで取り組んでいただきたいと思っております。

次、２番目に行きます。帯状疱疹ワクチンについて。これは、今年の４月から実施しているということは、６月定例会の富浜靖雄議員の質問で承知しておりますが、５年単位というか、65歳、70歳、75歳と定期接種ということを答弁しております。私のところに相談に来られた方が66歳ということで、既に１月にもう帯状疱疹にかかったということで、ワクチンがあれば打ちたいなという相談を受けたんですが、私も情報不足でそこまでは分からなかったので、今取り上げておりますけど、これ５年ごとではなくて、打ちたいときに打てないんですか。何か国の決まりがあるんですか、お伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほど下地信広議員もおっしゃったように、対象となる方が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、60から64歳の方で日常生活が困難な免疫機能障害のある方となっております。今年度のみ100歳以上の方全員対象となっておりますが、先ほどの66歳とか、そういうのはもう自費というふうになるということになります。

◎下地信広君

それでは、４月からこれまでにこのワクチンを接種した方、何名いるのか。予算はどれぐらい取ってあるのか、その執行率をお伺いしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

一問一答でいいですか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今年度対象者である人数は3,580人になります。接種人数は現在どのぐらいということですが、８月31日現在で308人、延べ377人の方が接種をしております。

◎下地信広君

それでは、この計画、どれぐらいのこのワクチンの接種の方を予定して予算つくったのかどうか。その執行率が分かれば、現時点での。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時54分）

再開します。

（再開＝午後３時55分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今年度の予算につきましては300万円の予算計上をしておりまして、帯状疱疹ワクチンには生ワクチンと乾燥組換えワクチンの２種類がございまして、金額がそれぞれ違います。生ワクチンは、接種回数が１回のみというふうになっておりまして、接種料金9,328円のうち自己負担額が4,000円、それから市の助成額が5,328円となっております。また、乾燥組換えワクチンは２回の接種が必要で、１回当たり２万2,528円のうち自己負担額は１万円、市の助成額は１万2,528円となっております。先ほど述べました308名、延べ377名の方が接種しているということで、この予算の範囲内でできるものと思います。

執行率については、後ほどお答えしたいと思います。

◎下地信広君

先ほど私に相談に来た人が66歳ということなので、70歳になるまで待たないといけないということになりますよね、個人で打たないと。ですから、なるべくだったら、予算の範囲内ではありますが、こういう抵抗力の弱った方にはぜひ５歳段階ではなくて、早めの接種をお願いしたいなと思っております。

次、行きたいと思います。３番目の生ごみ収集についてお伺いいたします。①の６月定例会において、全世帯の何％が生ごみの収集を行っているのかという質問をしましたが、会議録に答弁が載っていないので答弁を求めたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現在、生ごみ収集事業の対象となっている世帯数は991世帯でして、宮古島市の全世帯数３万1,024戸に占める割合は3.2％となります。

◎下地信広君

全世帯の3.2％ということは、この事業自体の見直し案も私は出てくるんではないかなと思っておりますが、②にも関連しますけど、委託業者の働き方改革とかコンプライアンスの観点から、生ごみ収集について見直す考えはないのかどうか。今、平良地域は、５つの地区で収集していると思いますけど、非常に私は５つの地区では範囲広いと思うわけ。というのは、収集に来る時間が非常に遅いというか、生ごみに関してはもう１時過ぎとか２時とか来るときもありますので、そういった部分では非常に負担が業者にかかっているのかなと。それを７つか８つぐらいに分けて、もっと範囲を狭くして、この収集業者、今生ごみ

を収集している業者に転換するとか、燃えるごみとか資源ごみに転換するとか、そういう方法はないのかどうかお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

下地信広議員ご指摘のとおり、生ごみ収集事業は見直す時期に来ているというふうに考えております。先ほど環境衛生局長のほうからも答弁させていただきましたけども、収集対象となっているのは991戸、全世帯の3.2％と答弁いたしましたけども、今後、その対象を拡大するという選択肢のほか、縮小または生ごみ収集を廃止するという選択肢もあろうかというふうに思っております。近年、どの業種においても働き方改革の重要性が認識され、かつ人手不足が深刻化している現状においては、生ごみ収集に当たる人員をその他の家庭ごみ収集に充てることも、そういった社会課題に対応していくことも重要であるというふうに考えております。今後、これ事業者からも要望もありました。可燃ごみ収集の週休２日制の導入、確かに働き方改革という部分です。それですとか、リチウムイオン電池の回収など、複数の課題への対応と併せて、関係する事業者、収集事業者の皆さんと意見交換を重ね、生ごみ収集事業の見直しを行っていきたいというふうに考えております。

（下地信男君、退席）

◎下地信広君

市長が答弁していますので、間違いなく改善していくと思っております。

それでは次、牧山公園の整備状況について。これは、今年度で基本設計とありますが、これは実施計画ですね。実施計画の予定だと認識していますが、現在の進捗状況をお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

伊良部牧山公園につきましては、これまで先進地事例の調査、専門家や地域住民との意見交換会などを行い、令和６年度に牧山公園活用基本構想の策定業務を実施しております。今年度、各種交付金等を活用し、基本設計、実施設計業務の実施を予定しておりましたが、庁内での調整の結果、今年度の事業実施を見送っております。現在は、次年度の当初予算への計上に向けた検討を進めているところでございます。

◎下地信広君

遅れているということですが、１年ほどということ。１年ほど。

②の牧山展望台からの眺望ということですけど、３階建てと言っていましたよね。３階建てで、360度見れるようにという質問をしたことがありますが、その辺に関してはいかがですか。この機材とか、そういった展望台の建物の機材に関しては、ある程度の構想はあるんですかどうか。たしかアクリル板を使っていただきたいということを言った覚えがあるんですが。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

昨年度策定しました牧山公園活用基本構想におきましては、美しい海や島を一望できる景色を最大限に楽しめる施設とすることを掲げており、展望台の屋上部分においては、360度見渡せるイメージ案を提示しております。使用する建材、素材、また展望台の外観等についての具体的な設計部分はこれから検討することになりますが、下地信広議員ご提案のアクリル板を展望台に使用する案も選択肢に含めまして、事業を推進したいと考えております。

◎下地信広君

向こうの牧山は、海抜77メートルあります。それで、一番客数が、お客さんが、観光客が来て、観光客が増えていくという部分では、やはりインパクトの強い建物が一番いいのかなと思って、私はロープウエーを展望台から向こうの駐車場までということも出したんですが、これが難しければ、今言ったアクリル板を使って、エレベーター、つまり下のほう、下の公園のほうから77メートル上までエレベーターで上がるように、500円、ワンコインで有料制でやれば、下の公園も整備できるし、観光客も増えるんではないかなと思いますが、いかがですか、この案は。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

牧山展望台につきましては、一昨年に事業者からの提案もいろいろ受けておりますので、様々な提案を受けておりまして、下地信広議員おっしゃる提案につきましても、今後専門家等とも話し合いながら検討していきたいと考えております。

◎下地信広君

やがて宿泊税も導入されるわけですから、やはりインパクトの強い展望台であってほしいなと思っております。

次、さしばの里から乗瀬橋の道路の整備状況についてございますが、現場を見ますと、既にもうきれいなアスファルトが舗装されております。建設部長、大変ありがとうございます。ただ、白線とかの整備がまだなので、その状況、白線もいつ頃終わるのかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

伊良部148号線舗装改善工事の工期は令和７年６月20日から同年10月17日までとなっております。舗装工事は、先ほども下地信広議員おっしゃいましたとおり、９月17日時点で完了しておりまして、残りは区画線、中央線と外測線の整備のみを残すところでございます。その区画線等の日程調整等に関すること、また週休２日制導入などによる変更契約を予定しておりまして、約１か月程度の工期延長を行う予定でございます。このことから、現在、工期内、10月17日での完了は困難と考えておりますが、10月末までには……10月末ではないです。ごめんなさい。11月いっぱいでは完了して、供用開始ができるものと考えております。

◎下地信広君

この下地島空港からの帰り見ますと、やはり気持ちいいです、整備されているのを見ますと。また、前定例会で質問したホテルサウスアイランドの前の道路の白線も、100メートルしかやらなかったんだけど、もう既に最後までやっておりますので、非常に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

あとは街灯、これがさしばの里でレストランで御飯食べた後に部屋に戻ると非常に暗いので、前言った伊良部大橋と乗瀬橋とサシバリンクス伊良部の門の前、ここに街灯を設置できないかどうかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

街灯設置につきましては、道路照明施設設置基準に基づきまして設置箇所の決定が行われております。簡単に申し上げますと、基本的に道路の街灯については、その設置基準に基づき、交差点部分であったり、下地信広議員おっしゃっているように、何か店舗だったり、そういう場所、サシバリンクス伊良部の前とおっしゃっておりましたが、入り口付近というところは基準によると設置できるという内容になっている

ところです。現在、伊良部148号線に関しましては、県道移管への計画で協議を進めておりますことから、関係機関と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、結の橋学園の制服補助についてでありますが、これは去る７月に開催された子ども議会において、結の橋学園の新里仁菜さんが取り上げた一般質問でございます。制服の補助導入でありますが、この新里仁菜さんは質問の中で、制服一式をそろえるのには、体操服や通学靴なども含めるとかなりの費用がかかり、家計への負担が重いので、家庭の経済状況にかかわらず全ての子供たちに制服を援助してほしい。そうすれば宮古島全体の活力向上にもなるし、学びやすい環境づくりにもなるんだと訴えております。現場の声は非常に私は重いのかなと思って取り上げておりますが、当局は経済に貧窮している世帯に対してのみ就学援助を行っていると答弁しております。家庭の状況にかかわらず援助していただきたいとの質問でありますが、困窮している世帯のみというのは、逆に制服をもらっている世帯が肩身の狭い思いをしているんではないのかなと思ったんです。せめて半額でも、しかも将来を担う子供たちでございますので、せっかくの子ども議会で発言したので、なるべく支援してあげたいなという気持ちがあるので、半額でも補助したら平等性は保たれるんではないかなと思いますが、いかがでしょうか。答弁お願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

制服補助について、半額補助についてお答えいたします。

７月の末の子ども議会において、新里仁菜さんが同様の質問をしておりました。その中で、就学支援制度の中で新入学学用品として世帯に扶助という形でやっているんですけども、その中で学生服は買えるよという話をしたところです。下地信広議員のおっしゃっている全生徒に対しての半額補助についてなんですけども、全ての生徒に対する補助を行うことは大変厳しいものがあると考えております。困窮している世帯におかれましては、就学援助制度を活用していただきたいと考えております。また、宮古島市ではクリーンセンタープラザ棟のほうで制服とか体育着等、またランドセル、鉛筆等の筆記用具のリユースというのも行っておりますので、数には限りがあります。また、学校の制服の中でも、あるものもあればないものもあると思っておりますけども、そういった市民から持込みで行っているため、全ての学校の制服がそろっているわけではございませんが、ぜひクリーンセンターのプラザ棟に足を運んでいただければというふうに考えております。

◎下地信広君

大変厳しいものがありますということと、リユースを使いなさい、利用しなさいということなんですが、１人は新品の制服をつけているのに、行って向こうのところで再利用の制服を探して、非常に心苦しくありませんか。しかも、皆さん把握しているかどうか分かりませんが、このリユースというのは再利用ですので、制服どれぐらいの、サイズが合うのかどうかというのも分からないでおって、これを利用しなさいというのは私は無責任だと思います。今度の決算を見ますと、皆さんが使っているこの決算書に、就学援助等支援事業扶助費に1,678万7,864円の不用額が出ているんです。不用額が。不用額出すよりかは、これ援助したほうがいいんではないですか。もう一回答弁お願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

不用額として1,600万円余りということです。手元に資料がないんですが、この1,600万円余りのものには高度僻地修学旅行の扶助費という形のものが約1,500万円ほど不用が出たということだったかなと記憶はしています。残りの額については、当初人数で予定していた五百何十人だったかが、その就学援助の対象の児童生徒が見込みより少なかったということで、出されていたものが不用額として出ているものと考えております。

すみません、先ほどのリユースの話をしました。質問の中で新品とお古という形のものが出てきたと、こちら不公平だという話もあるんですが、制服補助に関しましてはやはり１着３万円から５万円ぐらいするという話も聞いております。その中で、それを全員に補助する、もしくは半額補助するというのはかなりの予算がかかってくるというところもありますので、理解願いたいと思っております。

◎下地信広君

子供の未来を応援するためにも、やはり教育にもっと投資しないと、私はそう思っておりますけど。しかも、結の橋学園といえば、教育長、初代の校長ですよね。しかも結の橋学園の生徒がこういうふうにお願いしている。現場の声です。これ重いです。ぜひともこの子供の声を生かせば、私は将来この子供たちは本当にすばらしい人材に育つと思っておりますが、教育長からも一言お願いします。

◎教育長（宮城克典君）

結の橋学園創設にも関わりましたけども、結の橋学園はブレザータイプの制服です。そのブレザーは、普通の学生服、詰め襟の学生服と違って、またもちがいいということと、それから高校進学の際に、もし総合実業高校あたりに行くと、ここのネームをわざとつけないようにしていますので、それを活用してつけれるんではないかなということも配慮してブレザー選択もやっております。全ての宮古島市全体の子供にというと、やはり予算のこともあるかなと思いますけども、この制服の見直しも、今全国的には詰め襟タイプの学生服から、そういうブレザーの傾向というか、チェンジする傾向にあるので、もしそういうのが統一できたら、またいろんな方法の応援もできるのかなと思いますけども、これはもう校長会とも、あるいは保護者の皆さんの意見も聞きながら、また私のほうで捉えてみたいというふうに思います。

◎下地信広君

最後のとりではやはり市長かなと思っておりますので、相談しながらひとつ検討していただきたいと思います。

次、伊良部仲地の七夕運動会会場にあずまやがあるんですが、塩田公園には。これのあずまやの解体についてと書いてありますけど、見たら、自治会長と話し合った結果、解体ではなくて、一応このあずまや自体の建物は使えるので、中のコンクリートで作った椅子とテーブル、これを取ってペンキを塗れば使えるんではないかなということで、一応修繕してから使いたいということなので、その修繕についてお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

伊良部仲地七夕運動会会場、塩田公園のあずまやについてですけれども、あずまやの破損につきましては、コンクリート片が散らばっており危険であることから、現在は応急対応として、施設内には立ち入れないように封鎖しております。現状確認を行いまして、今後も使用できるように破損箇所の撤去もしくは修繕等を行ってまいります。

◎下地信広君

たしか今縄張って、入れないようにしているんだけど、子供たちはやはり縄の下から入って遊んでいましたから、やはり急いで、やはり危ないので、コンクリートだけは撤去していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

次、９番目、野そ防除の散布するまでの過程の説明をお願いします。伊良部島にあまりにもネズミが増え過ぎているので、よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

野そ防除の過程ということでございます。まず、殺そ剤の受け取りを希望する農家への配布につきましては、例年ＪＡの各資材店にて実施しております。例年のスケジュールとしまして、９月中旬頃にＪＡを通して殺そ剤をまず市で購入します。10月上旬に地元新聞２社へ周知依頼を行い、農家の皆さんに周知を行いながら、10月中旬から11月末頃までの約１か月半でＪＡの各資材店にて希望する農家へ耕作面積に応じた必要数量分の配布を行っております。今年度につきましては、例年より約１か月スケジュールを前倒ししておりまして、８月中旬に地元新聞２社に掲載して周知を行っております。９月中旬からＪＡの各資材店にて配布を実施しております。今年度は、配布の期限は特に設けておらず、在庫がなくなり次第終了となっております。

◎下地信広君

この配布後は、畑にまくのは誰がやっているんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

散布につきましては、それぞれの購入者において実施しております。

◎下地信広君

何か原料員がまいているという話も聞くし、また個人がまいているという話も聞いているんだけど、どっちが正しいの。

◎農林水産部長（下地貴之君）

下地信広議員おっしゃるとおり、原料員の場合もございます。

◎下地信広君

畑の面積に応じて、この薬を、農薬を、ネズミの薬をあげていると。それが足りないという農家がいるわけ。これでは足りないという農家と、自分の畑のどこがネズミがかんでいるの分かるから自分がまきたいという農家もいるわけ、相談に来ているから。そういった部分では、自分の畑に任したほうがいいのかなと思うんだけど、原料員というのはどこにまいたのかよく分からないんではないかな。多分畑ではなくて道端でまいているかもしれないし、そういった部分では効果がないんではないかなと思うだけど、いかがですか、これ。

◎農林水産部長（下地貴之君）

どこにまいているか分からない状況もあるということでございますけれども、その場合はやはり購入者本人にて散布したほうがよいと考えます。

◎下地信広君

面積に応じて今はあげているんだけど、もっともらいたいという方には、これは可能ですか。少ないと

言っている農家は。いかがですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現状、耕作面積に応じて配布となっておりますので、それ以上の配布は難しいと考えます。

◎下地信広君

では、次行きたいと思います。この８番目の、カントリーパークは、トイレを飛ばしたんだ。

◎議長（平良敏夫君）

飛ばしました。

◎下地信広君

では、逆に戻って、８番に、すみません。カントリーパークのトイレの整備ですけど、これ６月定例会で言ったんですけど、まだそのまま非常に見苦しく残っておりますので、少年野球のお母さんのほうから、これだけはもう一回言ってくれとお願いされたので、どうなっているのか、これお伺いしたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

伊良部カントリーパークの立入禁止としている競技場南側のトイレですが、使用可能か調査を依頼したところ、浄化槽と建物ともに劣化が著しく、修繕での対応は難しいとの報告を受けております。今後の対応といたしましては、当該トイレを取り壊しまして、利用者にはほかの２か所のトイレを利用していただくよう周知してまいります。

◎下地信広君

取り壊すということですが、やはり造ったときには必要だから多分造ったと思うんで、これ壊した場合には影響がないのかどうか。どうですか、これは。

◎建設部長（下地睦子君）

影響はないのかというご質問でございますけれども、ほかに２か所のトイレございますので、その２か所のトイレを利用していただくよう周知していきます。

◎下地信広君

不便だけど、もうあと２か所を使いなさいということですね。

次、いらぶ大橋海の駅前の信号機の設置はできないのか。最近観光客が増え過ぎて、非常に大橋から右に曲がろうとしたり、また海の駅から出ようとするのになかなか出られない時間帯があるので、信号機があればもっと便利かなと思いますが、いかがでしょうか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

いらぶ大橋海の駅前の信号機設置はできないかということです。海の駅前の信号機の設置について、宮古島警察署に確認を行ったところ、現時点では設置の要請を受けていないことから、調査等は実施していないと。ただ、今後設置の要請があれば、調査の上、信号機の必要性を検討するとの回答でございました。

◎下地信広君

分かりました。

では次、11番、最後になりますけど、在宅の重度障害者を病院に搬送する際、自家用車で病院まで行くのに四苦八苦している。そこでストレッチャーを導入して病院まで搬送できる、そういった仕組みがあれば非常に家族も助かるのかなと思っておりますが、これは役所がやれというんではなくて、役所がそうい

った機材とかを提供できる、そういう事業所とかも紹介やってもらえればいいのかなと。というのは、前は社会福祉協議会のほうがストレッチャーを持っていて、貸してあげていたんだけど、今そういうのがないので、非常にもう、年に数回使うかどうかだと思うんだけど、やはり１人のためにもみんなが、みんなのためには１人が動かないといけないと思っていますので、どうぞ答弁お願いしたいと思います。

◎福祉部長（守武　大君）

通院に関する障害福祉サービスとして、身体介護が必要な場合の通院等介助サービスがあります。ストレッチャーでの搬送に対応できる事業所も複数ありますので、障がい福祉課までまずはご相談いただきたいと思います。

それと、今下地信広議員がおっしゃったように、過去に社会福祉協議会のほうでストレッチャー車両を貸し出しておりましたが、現在、老朽化によって廃車になっておりますので、今後、車両の購入については福祉サービスの利用等、民間の介護タクシーの稼働状況を見ながら対応を考えていきたいと思っております。

◎下地信広君

サービスはあるけど、なかなか機能しないサービスがほとんど多いので、機材も必要だろうし。ですから、やはりサービスというのは、この介護サービスもそうなんだけど、今宮古島は訪問入浴サービスがないよね。そういった部分で、やはり品物がない状態なんです。しかも、介護人材も不足しているという部分で、そういった部分をしっかり対応していただきたいなと思っております。

最後に、所見を述べて終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。何点か。前から私が議員になったときから話していた現物給付についてでございますが、重度心身障害者、障害児医療費助成……

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後４時30分）

再開します。

（再開＝午後４時30分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

大変失礼いたしました。先ほどのご質問で、帯状疱疹のワクチンの執行率をまだお答えしなかったので、お答えしたいと思います。

９月24日時点で65.2％となっています。これ高いような予算の執行率ですけれども、この予算は高齢者の肺炎球菌の接種状況、接種率７％というところから割り出した予算となっております。

◎下地信広君

私がこれ質問したのは、この執行率が予算があって余っていたら、別に５年刻みではなくてもいいから、打ってほしいなという部分でお願いしたわけですので、分かりました。

では、所見に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。重度心身障害者、障害児医療費助成につきましては、７年前から窓口負担をなくすと、現物給付方式をお願いしたところでございます。いまだに実現に至っておりません。しかし、嘉数登市長は、将来的には現物給付方式への移行が必要であるとの認識は持っているとの答弁がございました。財政面での県との絡み、国民健康保険財政調整交付金の減額措

置があるからとの理由も理解できますが、現物給付を行っている市町村に問い合わせたところ、国からの減額措置は見当たらないとの回答を得ております。ぜひとも引き続き市長には現物給付に向けた取組をしていただきたいと要望いたします。

もう一点、社会全体で支え合う介護保険制度が施行されて、今年で25年目を迎えております。団塊の世代が全て75歳以上となる、そして介護を必要とする人に対して介護を担う人材が不足し、需要と供給のバランスが崩れています。宮古島市も介護人材の確保を目的に、介護職員初任者研修や介護職員実務者研修を開催していますが、これだけでは介護人材の確保は困難だと感じております。総合的に働く環境、給与面等を考慮しながら対策を講じる必要があると思っております。不足する医療従事者や介護従事者の確保に全力投球をお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時34分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月25日（木）　　５日目

（一　般　質　問）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第５号

令和７年９月２５日（木）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月２５日（木）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時35分）

◎出席議員（２２名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
			〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃			
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光徳〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（２名）

議員	（３番）	仲間誉人君	議員	（１７番）	粟国恒広君

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	選挙管理委員会委員長	仲間正人〃
環境衛生局長	梶原健次〃	選挙管理委員会事務局長	狩俣智紀〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は21名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第５号のとおりであります。

これより日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、友利光徳君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎友利光徳君

質問に入る前に私見を述べさせてください。ある功労者の３代目女性社長が、人、要するに人間を財産と発言しているのを目の当たりにしました。市長は、私と対面したときに、その人がいなければ今の自分はなかったでしょうという心境を語ってくれました。私も、その言動に対しては共感であります。今日まで、今まで、私はこの人とは、旧城辺町時代からお世話になっているのは事実であり、その人を挟み、小さい島らしい関係で付き合いをさせていただいている事実で、老いてもその関係にあると思います。市長にとって、その財産が６月開会中に予想を絶する結果となり、時期が重なり、心を休める時間帯はなかったと察します。お疲れさまでした。

しかし、定例会の中の答弁の態度の冷静さを保っていくことに対しては安心をしました。このような環境下で、血を分け合う間柄ではなくても、この小さな島では、その人とは身内の一人として接してきたのは普通の人間としての姿であり、その行動に対しては市長を理解し、私自身もその考えであります。ただ、理解してほしい点は、団塊の世代直後に生まれて、頑固で筋金の入る政治思想であると指さされ、よく相手からも敬遠され、損する点も多々あります。よく血は争うことができないと表現しますけども、気質的に、城辺地域友利出身の血を引き継いでいると自負をしています。この環境下で政治思想理念を曲げずに、くら替えする器用さはなく、長期政権下でくら替えをするように今声をかけられましたが、自分自身に背を向ける行動で許せず、暇なし貧乏の中、私の人生の最適だったと考えております。

ただ、市長に対して、議員の責務として、監視、チェック、提言、助言する行動は惜しまず、さらにははなむけの言葉を送るとするならば、暴走は禁物だよということです。前政権が平良港の特定港湾利用に対し、令和６年11月時点での受入れは現段階では困難ですよという、位置づけましたね。

２つ目に、議会軽視と独善的なのは禁物であるよということです。その理由として、意見書を全会一致で採択した状況に対し、与党議員のみに今説明しているというのは、意見書の採択の意味は誰よりも理解していると私は察しております。

もう一つは、政治の恩恵は公正公平にでなければならないと。その訳は、偏ったその気持ちは駄目だよということです。夏の雨は、かたぶりしい城辺では馬の尻尾もぬらさないと表現します。また、城辺地域の下里添では、留守の雨は後ろカタドウ、要するに頭から半分はぬらすけども、半分はぬらさないという表現らしいです。宮古島の格言的な位置にある夏の雨のように、かたぶりするような、初代伊志嶺亮市長が表現した、島の隅々まで、遠のくのではないかな、死語になるんではないかなと、私はこのように理解をしております。

もう一点は、子ども議会で久松中学校の３年生の砂川陽麻莉議員の記事を９月８日付の宮古新報で読みました。宮古島のことわざに、要するに親、アサンクイ、ンマンクイという言葉があり、アサというのは父親、ンマというのは母親です。これよりも偉くなりなさいよという表現の、要するに子供を励ます言葉であるというふうに理解をしております。

そういうことで、質問に入りますけども、まず１点目に、部長級昇任の試験制度の実施について。あるのかないのか、説明お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

答弁に入ります前に、議員の心遣いに感謝するとともに、ご指摘は真摯に受け止めまして、心に刻み、これからの市政運営に当たっていきたいというふうに考えております。

それでは、答弁をさせていただきます。部長級職員の選任に当たっては、組織全体の運営方針や適正な人事運営を踏まえながら、職員のこれまでの実績、能力、適性を総合的に判断することが重要であると考えております。試験形式による判断ではなく、これまでの業務経験や実績に基づいて評価することが、組織運営上も合理的であると考えております。

ただ一方で、人事制度や昇任方法については、組織の運営状況を踏まえ、より効果的な仕組みへと改善を図る視点も重要であると考えております。例えば人事評価制度の効果的な運用など、他の自治体における取組事例や導入状況についても情報収集を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

本市には、こつこつと執務に励む職員が多数いらっしゃると思います。ただ、縦のつながり、横のつながりに恵まれない点があると、私はこのように考えています。今回の職員の多数の不祥事に対して、頭を下げて謝るだけではなくて、やはりその責任取り方なんかも考えるべきではないかなというふうに思います。ということは、旧城辺町では米が２合も買えないというふうな、米を貸してくれと言う方がいます。これ事実です。そういうことを考える場合に、職員の不祥事というのは単なる不祥事ではないと、私はこのように理解しておりますので、ぜひとも、今後は職員の試験採用に、作業するように要請をしておきます。

次は、宮古島商工会議所の役員による選挙運動についてですけども、沖縄県議会議員選挙はどうだったか、ちょっと記憶にないんだけども、宮古島市長選挙に役員が後援会長か選対本部長を務めていたと、そういうことについて、これ公職選挙法に触れるんではないかなと、このように理解するんだけども、どのようになっているのか答弁を求めます。

◎選挙管理委員会委員長（仲間正人君）

商工会議所は公益性の高い特別認可法人として、その活動において中立性及び公正性を保持することが求められている団体であると認識をしております。その上で、同役員が個人の立場において選挙運動を行うこと自体は一市民として、認められた政治的自由に該当し、公職選挙法上、直ちに問題があるとは考えておりません。しかしながら、仮にその選挙運動において、商工会議所としての地位、組織、資源、影響力等を用いた候補者の支援等を行った場合においては、選挙の公正性を損なうおそれがあり、具体的な行為の態様によっては公職選挙法に抵触する可能性もあるものと考えています。

なお、選挙運動に関する違反の有無の判断については、司法機関において行われるものと承知しており

ますので、よろしくお願いします。

◎友利光徳君

それでは、９月18日に北中城村商工会の役員と意見交換する機会がありました。北中城村商工会の役員によると、この北中城の商工会の会長、副会長が法律をきちんと知らないでメッセージを投稿しましたという新聞記事がありました。それを受けて、９月18日、北中城の商工会の役員と意見交換する場合に、その会長、副会長は沖縄警察署から聞き取りを受けたと。北中城村選挙管理委員からも聞き取りをされ、公職選挙法に触れると厳重注意が来たと説明を受けました。宮古島商工会議所と北中城商工会議所の違いについての答弁を求めます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時12分）

再開します。

（再開＝午前10時14分）

◎選挙管理委員会委員長（仲間正人君）

令和７年１月に実施されました宮古島市長選挙、それから参議院選挙等で、商工会議所が組織的に特定の候補者に対して推薦などを行い、選挙活動を行った事実は宮古島では確認されませんでしたが、先ほど友利光徳議員の、北中城村のものは抵触するんではないかということでありまして、我々としてはどのような選挙運動が公職選挙法に抵触するのかということで考えてきました。公職選挙法に……

（「答弁にならない」「答弁にならん」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

答弁してください。答弁中です。

（何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

答弁させてください。

（「ちょっと休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時15分）

再開します。

（再開＝午前10時15分）

◎友利光徳君

注文しておきます。

北中城村と宮古島市で公職選挙法が違うというのを、まずあり得ないと。皆さんは、真剣味がないんです。勉強しないんです。市長にお願いしておきます。これが公職選挙法に触れるのであれば、この700万円の補助金というのをカットしてください。

◎市長（嘉数　登君）

今、北中城村と宮古島市における選挙の対応についてのご質問ですけれども、それは公安委員会が、警察が判断した話であって、これ市が選挙管理委員会が個々具体的に判断できることではないというふうに考えております。私は、市長選挙において、今補助金の例を挙げておりますけども、完全に切り離して、切り離してというか、それは全く別物として扱っておりますので、そういう言われ方というのは非常に心外であります。

◎友利光徳君

では、４番目の市長の出張について。条例制定ができないか、ここで要望しておきます。

質問します。市長は、１月25日から８月31日までの間に22回も出張しております。８月１日に、出張先のハワイに出張予算が１人当たり77万円と見積りをされております。これは２人ですので、150万円であります。ほとんどが出張先が県外になっております。その辺について、条例制定ができないかお尋ねします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

本市では、市長の公務日程を市のホームページにおいて毎月公表しております。また、マスコミ各社に日程を提供し、当日の日程は地元新聞社及び県紙２紙に掲載いただいております。出張内容やその成果について、市長就任後、毎月開催している定例記者会見において適宜報告を行っております。今後も市長の公務状況を市民が把握できるよう、適切に情報発信してまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

ホームページの話をするんだけども、私はホームページを見たことないです、時代遅れですので。このハワイへの出張旅費の見積額77万円、１人当たり、教育委員会に子供たちを大阪・関西万博に派遣をしてほしいと言ったら、これが断られた。この出張と子供たちの重みはどこにあるのかと、一応付け加えておきます。市長の行政報告についての条例制定をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時19分）

再開します。

（再開＝午前10時19分）

◎市長（嘉数　登君）

先ほどの議員からは、私の出張の回数について22回と質問があったかと思いますけれども、令和７年４月１日から令和７年９月４日まで、この期間でいきますと、県内が６件、県外が７件、海外が４件の合計17件というふうになっております。

それから、ハワイへ沖縄フェスティバルへの出張ですけども、これ８月24日から９月４日ということで、主な目的は沖縄とハワイ、移住といいますか、入植といいますか、125周年記念式典ということで、県内の全ての首長、議長が出席をいたしまして、フェスティバルを開催いたしました。そこまで参加いたしました。それから、宮古島市はマウイ郡と姉妹都市を締結しておりまして、今年がちょうど60周年に当たります。それから、一昨年、大火事の被災がございました。その激励といいますか、そういった意味でも、私はこのハワイへ沖縄フェスティバルに出席した際にマウイ郡まで渡って、現地の方々を激励してまいりました。さらにマウイ郡は高校生のホームステイの受入先にもなっておりますので、この機会を捉えて感謝

を述べてきたところでございます。

出張の必要性についてはいろいろあるかと思いますが、しっかりと市民に説明のつく形で私は出張はやっていきたいというふうに思っておりますし、それからハワイへの出張を取り上げて、子供たちの渡航費ということがございますけれども、我々の出張の必要性と子供たちへの支援の必要性というものは混同して考えるべきものではなくて、おのおのの必要性をしっかりと確認した上で、予算なり対応すべきものだというふうに考えております。

（「条例制定についてはできますか」の声あり）

◎市長（嘉数　登君）

現時点では考えておりません。

◎友利光徳君

次は、教育委員会委員の空白地域についてお尋ねします。旧城辺町では、資源の乏しい本町において、人材育成は無限の資源であると。また、スナカギクガニという、児童生徒を褒めたたえる、激励することがあります。市町村合併後、申合せ事項を守るという観点から、空白地域の解消を考えることはないのか、解消へ進める考えはないのか。

◎市長（嘉数　登君）

教育委員会に絡めて空白地域はということだと思いますけども、教育委員会は市教育の発展を推進する重要な役割を担う組織でありまして、その構成に当たっては、公平性や透明性を確保し、幅広い視点を反映できるよう努めることが肝要であると認識しております。そのため、委員の選任に際しては、出身地区の偏りが生じないようバランスを考慮する意見があることについては承知しております。

一方で、教育委員は、教育に関する知識と経験、人格、判断力、地域社会の教育をよりよい方向へ導く資質が重要であると考えております。そのため、最終的には候補者本人の資質や適性を重視し、委員としてふさわしい方を選任することが基本になるものと考えております。

今後も市民の皆様の多様な声を教育施策に反映しつつ、市全体の教育の充実に向けて、教育委員の選任について適切な対応を心がけてまいります。引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎友利光徳君

前教育長の答弁書について少し読みますけども、それに対する現教育長の見解を賜りたいと思っております。

合併19年、宮古島、宮古全体から人選を考えると、旧市町村から１人の人選は大変難しいと。１人の人選、１人だよ、１人。１人の人選は大変難しいと。これは、市町村合併協議会の申合せ事項に背を向ける答弁であると、私はこのように理解しております。この答弁について、現教育長はどのように考えているのか、答弁を求めます。

◎教育部長（久貝順一君）

教育委員の選任に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第５項に、地方公共団体の長は、第２項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業に著しい隔たりが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとい

うふうに定められております。地域バランスについては特に定められておりませんので、前教育長もその規定にのっとりまして、そのような発言をしたものと思われます。

また、先ほど友利光徳議員が合併協定書の話をしていたと思います。この合併協定の申合せ事項についても、合併協定書の中で特別職の身分の欄には、委員の数と任期については法令の定めによるとしかなく、地域割りについての記載はございません。

◎友利光徳君

質問をする前に、人材育成は無限の資源になると申し上げましたけれども、この言葉というのは、永遠に続くんです、旧城辺町においては。その辺について、今の教育部長の答弁は、私は何も聞いていません。なぜならば、前教育長の答弁をどのように考えているかということを私は聞いたんです、教育長。教育長、もう一回、簡単に答弁してください。

◎教育長（宮城克典君）

初日の答弁の中で、我如古三雄議員からどのような教育理念を持っているかという中で、私自身も、人材をもって資源をなす、これは全体の共通、宮古島市のこれから人材を担う上では、私自身も強く感じているところです。旧城辺町の格言といいますか、それについても同様に考えます。

お尋ねの前教育長の答弁というふうについては、私はそのときは普通の教諭でしたので、聞いてはおりませんけども、本当にできれば旧５市町村からのバランスよい配置は望ましいとは考えますが、根拠法においてもそのような記載がありませんので、私は望ましいとは考えますが、必ずしもそこから限定的に選任するということではないのかなというふうに感じます。

◎友利光徳君

次は、宮古病院との連携強化についてでありますけども、８月24日に琉球大学病院がんセンターからの先生がいらっしゃって、医療機関の集約化についてという講演がありました。私も年を重ねるにつれて病院に行く機会が多くなっていたので、興味を持って行きました。

その質問の前に、９月11日に城辺地区敬老会において、新敬老者の狩俣隆志君が、挨拶の中から、病院に行くのを好きになりなさいと、そして薬を喜んで飲みなさいと、薬は別腹だよと、年金をもらったら、子供や孫にあげる前に自分の好きな食べ物を買って食べなさいという、笑いを誘うような挨拶で、非常に私も共感しましたけども、質問に入りますが、これ非感染性廃棄物というふうにあるんだけども、これにこだわらないで、業者が１者なくなって、今ある業者の対応が少し変化が出てきていると。そういうことで、宮古病院の中村光宏総務課長と話をする機会がありました。民間でもいいから業者を増やしてほしいという要請だよということでありますので、その辺について、業者を増やす考えはないのか、答弁を求めます。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

友利光徳議員から非感染性廃棄物にこだわらずということでありまして、今回質問の通告を受けまして、改めて宮古病院に確認しました。これまでのところ、感染性、それから非感染性廃棄物の処分については特に問題なく処理できているところですが、友利光徳議員ご指摘のとおり、普通の産業廃棄物を収集する業者が人手不足等により、一部収集が追いつかないという現状があるですとか、それから一部、医療機器等が島内で処分できなくて苦慮しているというふうにお伺いしております。

産業廃棄物の処理に関して、許可業者を増やせないかということでしたけども、この件に関しては沖縄県の所管事務となりまして、市のほうから許可業者を増やしてほしいですとか、許可について何らかのコメントするということは大変よろしくないことでして、私どものほうからお答えできないんですけども、民間の業者が何らかの要望があれば、何らかの情報提供等はしたいと思いますけども、基本的には県の業務となりますので、ご了承いただければと思います。

◎友利光徳君

私は気が短いので、答弁は短くしてください。

２番目の関係機関、要するに徳洲会宮古島病院も含めて、民間一帯で共通認識を持つことと、沖縄県は中核病院として宮古島市に提供しているんだけども、市民の命を守るのは市政だよという、聞いたことない、初めて聞く言葉を聞きましたけども、シンポジウムの開催はないのかお尋ねします。短くお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古病院関係者より、宮古病院主催の市民公開講座を12月13日に開催予定と伺っております。内容としましては、地域医療を宮古島市民と共に考える機会となるよう、特別講演及びシンポジウムで構成され、テーマは、自分の健康のこと、宮古島の医療のことをみんなで考えるとし、具体的な内容については現在検討中であると伺っております。

◎友利光徳君

県の出先機関及び宮古病院の職員は、約８割以上は島外出身者であると。鏡原地区のほうに宮古病院のアパートというのかな、職員住宅がありますけども、40室宿舎があります。満足に職員の住宅不足解消ができないという相談でしたので、県に働きかけて住宅を建設する予定はないのか答弁を求めます。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古病院職員の住居不足問題については、今年７月上旬に民間企業において活用されていない社宅等を医療従事者用の宿舎として利活用できないか、その可能性について市長及び県担当者、宮古病院関係者と検討いただくよう要請したところでございます。今後とも宮古島市医療従事者の住宅不足の問題に対して、県をはじめとする関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

宮古島市生活安全条例についてでありますけども、これは市町村合併した当時の平成17年10月１日に制定をされております。宮古島に移住する方、そして観光客、これが10年前、20年前と非常に質の変化があって、悪くなっております。例えば無免許とか酒気帯び運転、窃盗、無銭飲食、そういう事態が相次いで報道されております。それを、これ条例を適用して、安心、安全な宮古島市を啓発できないかということで、条例を適用した強化ができないのか、簡単に答弁をお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市生活安全条例に掲げられております広報啓発や関係機関との連携といった視点も踏まえながら、宮古島警察署や防犯協会などと連携して、安全で安心できる地域づくりに取り組んでまいります。

今後につきましても関係機関と連携を強化しながら、市民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

次は、市町村合併についてでありますけども、城辺地域、福東のウプバリという部落、四、五人の集落があります。そこに行ってその話を聞いたんだけれども、君は市町村合併からの議員だよねと言うものだから、はい、そうですということを聞いて、過去、いわゆる合併前、そして現在、将来像、要するに10年、20年、50年後の宮古島を考えた場合に、あなたどう思うかということを聞かれて、この方は現役の頃はタクシーの運転手、乗務員だったので、この方が聞いていることに一致する質問は何かなと考えた場合に、道路行政のことを考えました。

そこでお尋ねをしますけども、道路の延長については前日聞いたので、それは１番はカットしますが、２番目の実線、破線、要するに追越し禁止とか、その実施状況をお尋ねします。

◎建設部長（下地睦子君）

区画線の整備状況といたしましては、現在の進捗状況ですけれども、令和６年度の実績値として約15.5キロメートル、これ今、区画線整備事業で新たに引いているものです。また、令和７年度に関しましては、約56.8キロメートル分の区画線工事を進めているところです。次年度以降についても継続して区画線を更新する計画となっています。

◎友利光徳君

私は、よく裏通りを走ります。一周道路です。観光のレンタカーであろうと思うんだけども、高速道路と違って、60キロで走っている車を追い越す。追い越されます、よく。ですから、こういうのは宮古島のためにはあまりよくないのではないかなということを考えております。

ちょっと余計かもしれないけども、ウプバリというところがどのようなところかといったら、昭和23年ぐらいにフクザトトシオ先輩といって、東京大学で医学部の教授をしている方の生まれたところとか、沖縄大学のフクザトセイユウ教授、沖縄国際大学のカワミツテルオ教授なんかが生まれた地域でもあります。これは余計なことかもしれませんけれども。

次に、カーブミラーの設置について今お尋ねをしますけども、国道390号線と市道城辺13号線を挟む間に、私の家の近くなんだけども、カーブミラーがなくなって、これをくいを打って、それに縛ってカーブミラーの役目をしていると。市に言うと、予算がないと、そういう返事でありますけども、その現場を見ているのか、見ていないのか、そしていつその取付けをするのか、答弁を求めます。

◎建設部長（下地睦子君）

聞き取りによりますと各地域のカーブミラーの設置状況ということでしたので、聞き取り内容でお答えさせていただきますが、平良地域にカーブミラー設置343基、城辺地域168基、下地地域150基、上野地域78基、伊良部地域65基となっております。カーブミラーの破損等により機能していない箇所が90基ほどございます。また、鏡面取替えや角度調整などの軽微な修繕については職員により行っております。支柱の腐食については取替えがございますので、予算の範囲内で順次修繕を行ってまいります。友利光徳議員のご自宅の近くのカーブミラーということですが、申し訳ありません、私見ていないので、今日中に行って、見て、修繕できるような状況であれば、早期に修繕を行いたいと思います。

◎友利光徳君

繁茂する雑草、雑木の対応についてですけども、これは保良学童線といって、写真は前もって見せてあ

るので。話によると、保良自治会と話を進めていると。そういう聞き取りのときですけども。長々と読まないで、いつ契約するのか、明確にその時期を示してください。読まないでいいですので、どうぞ。

◎建設部長（下地睦子君）

城辺８号線の除草については、現在、保良自治会と除草委託の契約を調整しております。来週には契約締結になる見込みです。除草については10月中に完了予定とのことでございます。

◎友利光徳君

次は、５番目の新城地区、保良地区の豊年祭の認識について。私は、子供の頃から新城地区の豊年祭はよく見に行った記憶があります、保良地区にもそうですけども。そのときに市長の姿が見えないと、職員が代読していたと。保良の関係者に聞くと、前日酒を２本持ってきて終わりだと。これ農業振興、畜産振興から考えた場合に、非常に重要なお祭りなんです。それに市長が見えない、副市長が見えない、畜産課長、農林水産部長が見えないというのは、これは皆様が言う、その言葉とは、背を向けるような言葉なんです。それに参加できなかった認識についての答弁を求めます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

新城、保良、両地区におきまして、市長、副市長、私も含めて出席できなかったことにつきましては、それぞれ日程が入っておりまして、どうしても参加できなかったことから、自治会長などにお願いして事前に説明をさせて対応してきたところでございます。本豊年祭につきましては、各地域において、地域の発展と活性化に必要不可欠な重要な行事であるということは認識しております。

◎友利光徳君

次は、離島甲子園への選手選抜についてですけども、教育部長は私と話をしたときに、優秀な選手を選抜してという言葉を使いました。私はすぐ反論しました。ホームランを打つ選手が優秀ですか、150キロ投げる選手が優秀ですか、それとも幼稚園から野球やっている選手が優秀ですかと。その選考委員会の委員の名前、何回実施したかを答弁求めます。

◎教育部長（久貝順一君）

選考委員会の実施状況、回数ということです。実施状況に関しましては、前年度から離島甲子園が終了した後から、選考委員会の話、どう選考するのかという話合いから始まりまして、今年の６月頃に最終的な選手選考をやっております。合計で４回の選手選考委員会を実施しております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時45分）

再開します。

（再開＝午前10時45分）

◎友利光徳君

皆さんは選考したと言うけど、選考していないんです、本当は。選考委員の名前は誰々ですか。答弁を求めます、簡単に。

◎教育部長（久貝順一君）

選考委員の者に関しましては、宮古地区中体連の野球専門部に依頼をしまして、野球部のある学校の監

督と各校の生徒に関わりのある教諭に対しまして選手の選考を一任しているところであります。

◎友利光徳君

教育委員会にその報告があった時期が６月９日ですよね。月曜日ね。試合があったのが６月７日なんです。土曜日。報告があったことは間違いないですか、６月９日に。間違いあるかないかだけでよろしいです。

◎教育部長（久貝順一君）

この選手選考に関しましては、６月初旬に開催された宮古地区の中体連の野球大会がありました。その前に全国離島振興協議会のほうから、離島甲子園における選手名簿の報告を５月末まで欲しいという話がありました。なのですが、中体連の行事等もありまして、少し延ばしてくれということもありましたので、野球大会が終了後、直ちに名簿を取りまとめていただきまして、報告をしたということです。

◎友利光徳君

宮城克典教育長にお尋ねしますけども、これ選考委員会を開いたような話をしているんだけども、６月９日に月曜日に皆さんに報告が入っているんです。６月７日に試合がありました。私は試合をちゃんと見ました。この今の教育部長の答弁に対して、教育長はどのように考えているのか、教育長の見解を。一言でよろしいですので。

◎教育長（宮城克典君）

選手の選考については、その直前の大会だけではなくて、事前に、彼らが２年生のときから３年生のときにこの大会があるというのは分かると思いますので、各学校の監督さん、あるいはコーチ、そういった中で判断していると思いますので、選考については直前の試合というより、練習期間も含めて推薦的に上げてきたものと思います。

◎友利光徳君

あまり納得いかない答弁ですけども、時間がないので。

次に、大阪・関西万博の善行生徒の派遣についてですけども、これは日本万国博覧会、いわゆるエキスポ70を経験した、アメリカ館で７か月間経験した３人で要請をさせてもらいました。しかし、あまりにもその中身がないので、要請書というのは外部から要請書をもらう場合、皆さんが外部に要請書を出す場合の、この心境についての答弁を求めます。

◎教育部長（久貝順一君）

外部へ要請書を出した場合の心境についてお答えいたします。

要請書の提出は、実際に行動を促し、関係機関や社会的議論の場に影響を与える重要な手段であると考えております。自分たちの権利や利害を守るための意思表示、また改善を求める意思、社会的公共的な役割を果たすという目的があると考えております。

◎友利光徳君

この皆さんはそう受け止めますよね。それでは、私たちが要請をしたときの受け止め方についての答弁を求めます。

◎教育部長（久貝順一君）

要請に対する教育委員会の受け止めについてということです。要請書の持つ意味としましては、何らか

の目的や意図を文章化し、特定の相手に対し、課題の解決、改善行動の促進を求めるための公式な手段であると考えております。要請書は、課題や問題を明確に伝える公式文書であり、提出することで具体的なアクション喚起や認識の共有、交渉の開始、社会的な変化の促進など、多岐にわたる役割を担っているものと考えております。

◎友利光徳君

７月15日に要請書を３時頃出しました。教育長の部屋には３名ぐらいいたんだけども。皆さんからの回答が、その翌日の11時過ぎに回答が来ているんです。その要請書の重みというのはどのように理解していますか。

◎教育部長（久貝順一君）

この大阪・関西万国博覧会についての部分に関しましては、友利光徳議員のほうから６月定例会における一般質問の通告内容について質問要旨を伺ったところです。その中で、予算的な面からも派遣は難しい旨の答弁をしました。その後、７月15日に大阪・関西万国博覧会へ善行児童を派遣する会から教育長宛てに要請書が提出されておりますが、具体的な派遣時期についても記載されておらず、また内容、要請時からも派遣時期については夏休み期間中であるというふうに聞いておりましたので、夏休み期間中の開催の中では難しい、また夏休み期間中以外の８月末から10月13日の万博の開催期間中となりますと、２学期がスタートしたばかりの時期ということもありまして、各学校における行事等も予定されていることから、やはり派遣は難しいものと考えております。その中で、いずれにしましても回答書に記載したとおり、予算の確保や補助金の交付要綱等の作成、参加の募集、人選を進めるには期間的な余裕がないため、派遣事業を行うことは難しいとの判断をしたところです。

◎友利光徳君

私たちの要請書には夏休みという文言は一言もありませんでしたけども、皆さんはどういう言葉を使って断ればいいかなと、夏休みということを私に出しました。時間がもったいないので答弁求めませんけども、非常に残念です。

次は、クイチャー開館の建設についてお尋ねします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

教育委員会としましては、新たな施設の建設は考えておりませんが、人頭税との関わりを含めたクイチャーの歴史や文化について、企画展や文化講座などを開催し、広く市民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

徳島には阿波踊りというのがありまして、阿波踊りは日本三大盆踊りに入っています。クイチャーは宮古島にしかありませんので、よく理解してほしいなということを付け加えておきます。

宮古馬の厩舎ですか、これについては日本馬事協会からも指摘をされているので、これは前向きに考えてほしいと思います。

次は、市の文化財への指定についてですけども、友利元島は各文化遺産があり、開発とともに昔の原形を残す義務があると思います。私はです。友利の出身ですので。その一例を紹介すると、これ触れる前に、友利の友利元島を支配していた金志川豊見親兄弟とか、金志川御嶽、金志川泉、友利墓場か、プロバか、

友利エサンなど数多くあるんだけども、時間の都合でちょっと読めないんだけども、これを指定できないか。できるかできないかで結構ですので。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

現在、文化財の指定については文化財保護審議会の下、計画的に審議を進めているところですので、今後もその計画に基づいて進めてまいりたいと思います。

◎友利光徳君

石垣市は、学芸員が９名います。宮古島市は２人ですよね。市長、これ答弁求めませんけども、学芸員を増やして、文化財の例えば高腰城とか、いろんな文化遺産が宮古島にありますので、その保存に向けて努力するように要望しておきます。

次は、11番の消防行政についてでありますけども、これは空港保安防災教育訓練センターの所長、友利一豊さんを招聘して空港の安全性について知識を高める考えはないのか、答弁を求めます。

◎建設部長（下地睦子君）

友利光徳議員ご質問のあった県外で活躍されている人材の活用に関しましては、今後必要に応じて検討していきたいと思います。

◎友利光徳君

建設部長、ありがとうございます、短い答弁で。私の大好きな答弁の中身です。

次は、福祉行政についてお尋ねしますけども、居宅介護と城辺小学校との交流についてでありますけども、答弁される方は、聞き取りのときに少し意見が一致しなかったので、持論を述べてください、どのように感じているのか、この交流事業。ちょっと意見が合わなかったと思ったから、本人はどのように考えているのか。

◎福祉部長（守武　大君）

先週の金曜日に、障害児通所事業所に通う医療的ケアが必要な子供たちと城辺小学校の子供たちが交流いたしました。共生社会の実現やインクルージョンの推進につながる大切な取組であると考えております。

◎友利光徳君

福祉部長、ありがとうございます、短くて。大変助かります。

次は、市の支援として公共施設を貸してほしいという、施設の施設長から要請がありましたけども、市はどのように考えているのか、答弁を求めます。

◎福祉部長（守武　大君）

今回の交流については、お互いの子供たちの移動を考えて、学校内で行ったほうがよいということでしたが、今後、交流がある際に、公共施設の利用について要望がありましたら調整してまいりたいと思います。

◎友利光徳君

次は、城辺小学校の西側に街灯が設置されていないけども、これは暗いほうがいいか、明るいほうがいいか、私に分かりませんので、皆さんで考えてください。

次は人事行政、職員管理についてお尋ねしますけども、過去に３階の事業部で陣取って、雰囲気が違う環境に会いました。皆さん何をしているかといったら、職員が入籍したのでお祝いしているよという話を

聞きました。私も人の子であり、人の親でありますので、そのときには目をつぶったんだけども、今月、観光商工スポーツ部、観光商工課に行くと、男の職員と女の職員がテレビを見て笑っているんです。５分ぐらいしても帰らないもんだから、ちょっと呼んで、私のこと知っているかと言ったら、知っていると。議会議員も大したことないんだなと、議会議員がいるところで笑いながらテレビ見るというのは、これ職員の管理が徹底していないんではないかなと、そのように思っています。そのときに副市長が通りかかった。副市長、この職員の管理についてどのように考えていますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

職員の業務に対する姿勢についてお答えをいたします。

本市の職員は、地方公務員法の規定により、職務に専念する義務を課せられております。公共の利益、サービスを提供するため、全力を尽くさなければならないと定められており、職員にはその姿勢が求められていると考えております。

◎友利光徳君

時間があれなので。体験滞在型交流施設について、過去の質問で、副市長が観光商工スポーツ部長の頃に現場確認しましたかと言ったら、しましたよと。でも、日にちが何月何日か分からないよということでした。これ部落の総会ではないですよね。公共施設の答弁が、議会の答弁が、何月何日は分からないけどという、その言葉というのは私には納得できないので、開示請求しました。そうしたら、４月の上旬という言葉があったんだけども、これ本当にその現場を確認しましたか。したかしなかったかで結構です。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時02分）

再開します。

（再開＝午前11時02分）

◎副市長（砂川　朗君）

私が４月という話ではなくて、前任の部長の話かなと思うんですけど、私のほうは現場のほうは確認はしているんですが、それは議会で答弁したとおり、いつ訪問したかということは詳細に覚えておりませんので。議員ご指摘の部分は私の前任者だというふうに認識しております。

◎友利光徳君

市長のほうに提案というのかな。平良一男さんといって、宮古支庁で次長を務めた方がいらっしゃいますよね。その方が、「宮古島市誕生の軌跡」というのを本を出しています。これぜひ読んで、市町村合併がどのようにして生まれたかというのを確認をして、これからは答弁していただきたいと、このようなことを要望しまして終わります。大変ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

◎下地　茜君

14番、市民ネット結、下地茜です。早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、市長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。本市の税制の在り方について質問していきたいと思います。今宮古島市では住居不足が喫緊の課題となっています。国土交通省の公示価格評価に係る分析として、リゾートホテル等の建設が相次ぐ中、建設作業員やホテル従業員用の賃貸住宅の需要が高まっており、上昇幅が拡大しているということでした。住居不足は毎回質問にも上がってきたところですが、特に要因をどう認識しているのか、まずその点お聞かせ願えればと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

本市で島外企業や労働者が必要な住居を確保するために社宅を借り上げるケースが増加していること、また住民票が宮古島市外にある住民が地域に居住していることなどの現状が、家賃の高騰に影響を及ぼしていることについてでございます。

昨年度、本市が独自に調査しました民間賃貸住宅の入居世帯数調査では、住民票未登録世帯が３割（部分は223頁に発言訂正あり）程度推測される結果となっております。市としましても、島内の住民や子育て世代にとって適正な家賃の住居が不足している状況は、生活の安定や地域の持続的な発展に影響を与えるものと考えております。この家賃高騰の背景には、宮古島市の観光産業や経済活動の拡大に伴う外部からの労働力需要の増加や空き家や建物の供給の不足など、多様な要因が複雑に絡んでいると考えております。

現在の家賃高騰対策として、空き家の活用促進による住宅不足解消や住宅要配慮者への家賃補助などを現在実施しております。市としましては、住民一人一人が安心して暮らせる環境を実現するとともに、当該企業や移住者が地域経済に貢献する形を整えるために、適切な住宅政策を導入し、地域におけるバランスの取れた発展を目指し、住民の皆様や関係事業者のご意見を伺いながら、地域の実情に即した施策の実現に取り組んでまいります。

◎下地　茜君

質問の②に関しては、時間の関係上で割愛させてください。お調べいただいていると思いますが、申し訳ありません。

③です。2025年の地価公示価格が発表されて、宮古島市の住宅地については、地価公示分科会で急激な地価上昇とされておりました。地価の上昇と、それに伴って固定資産税の評価額も上がっています。過去５年間の固定資産税の徴収率の推移について、県の資料を見ますと、現年課税分では、僅かでありますが確実に減、微減している印象です。一般家庭にとっては、売るつもりがないのに税金だけが高くなる状況が起こっているだろうと思われます。

一方で、今回、議案で提案されている宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてですが、固定資産税を免除する特例ですが、引き続き令和９年度まで期間を延ばすという内容です。この条例の目的について教えてください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

本条例の目的についてお答えいたします。

離島地域は、本土や沖縄本島などの主要都市から離れている遠隔性、島々が分散している散在性、地理的に狭い土地である狭小性などの様々な条件不利性を抱えております。そのため、独自で産業を行うことが厳しい状況にある一方で、自然や文化による観光資源が豊富であります。そのことから、観光産業を支

える旅館業の設備投資を促し、地域資源を活用した観光の活性化により、雇用機会の創出や確保、観光産業を通じた経済活動の改善を図ることを目的に、沖縄振興に係る施策の一つとして、離島の旅館業に係る課税の特例措置を沖縄振興特別措置法に位置づけ、平成９年度に制度を創設しております。

◎下地　茜君

旅館業の設備投資を促す例ということで、固定資産税を免除する、申請があれば５年間免除するという内容ですね。沖縄県の離島振興税制の説明を読むと、やはり目的については観光リゾート産業の立地を促進することにより若年層の就労の機会の場、就労の場を創出し、離島地域の活性化を図ると書いてあるんです。ところが、今や住宅不足で若者が島を出ていっている。真逆の効果になってしまっているんではないか。本市、それでもなお、ホテル新築、増設に係る固定資産税を免除して、どんどん建設を推奨する考えでこの条例を提出しているのか、見解をお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

沖縄県が実施しております宿泊施設実態調査では、令和６年12月末現在で宮古島市の宿泊施設は549件、客室数が6,679室、収容人数が１万8,452名となっております。平成26年からの10年間で、件数、客室数、収容人数とも約２倍の伸びとなっております。このことから、本市における旅館業の課税特例措置について一定の効果があったものというふうに考えております。

一方で、空路における国際線就航や大型クルーズ船の寄港回数も、コロナ禍前の状況に戻りつつありますので、市民生活への影響が懸念されております。そのことから、市では、旅館業における税制の特例措置の継続必要性について、８月14日に庁内関係部署において協議を開始しております。今後は、市民や市内事業者に制度の必要性に係る調査を実施し、その結果を踏まえた上で、制度を所管する県や庁内の関係部署との協議を進めながら、継続の必要性について検討していきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

宮古バブルと呼ばれたのがもう、少し先ですか、５年ほどたっていると思いますが、この見直しというのも実はその頃にされているべきではなかったのかなというふうに思っています。令和９年度までの期間で協議するということなので、しっかり状況を踏まえていただきたいと思いますが、今島内で子育て世代で住める部屋を探そうとすると、月10万円、15万円とかいう金額になっています。私の周辺でも住宅不足から島外にも出ていくということを選ぶという事例が幾つかこれまでにもありまして、またお子さんが３名４名といるような家庭だと、収入もやはりそれなりに大きくなるので、収入制限のある公営住宅へは入居できないと。また、外国人労働者を雇いたいが、住まわせる住居を確保できないという悩みも聞きます。農業もちろんそうですが、介護、福祉、それから医療、保育、教育の現場等、それから公共交通も人材不足が深刻な一方で、島外から働き手を呼びたいという思いがあっても家がないという状況です。こうした状況に、本市どのような対応を考えているのか、見解を聞かせてください。

◎建設部長（下地睦子君）

すみません。答弁をする前に、先ほど①の高騰する家賃価格についての答弁で、住民票未登録世帯が８割と答弁したようでございますけれども、３割の間違いです。住民票未登録世帯が３割程度の間違いです。訂正してお詫びします。

それでは、④の答弁に移らせていただきます。現状の住宅政策では、低所得層を対象とした市営住宅や

住宅要配慮者への支援などがございますが、中間層に対する住居支援が十分に行き届いていないという課題なども指摘されているところです。中間層は所得が一定水準を超えているため、公営住宅の所得要件を満たさず、一方で、上昇する民間賃貸住宅家賃が家計を圧迫する状況に直面しております。

このような中間層に対する支援策の整備は、社会的公平性の観点からも重要であると考えます。この問題に対しまして、本市の取組としましては、市営住宅の目的外使用による若者への住居の提供を実施しております。内容といたしましては、39歳以下の市民であれば、所得要件や世帯構成の条件なく入居が可能となっております。また、今年度より、民間事業者である空家等管理活用支援法人を指定し空き家活用を進めており、中間層を含む住宅困窮者へ比較的低廉な家賃で住居を提供できるよう計画しております。住居は生活の基盤であり、その安定が生活の質向上や経済活動の促進につながるため、優先的課題として引き続き取り組んでまいります。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農林水産部の立場でお答えいたします。

先日、９月３日にも、４つの団体から要請を受けたところでございます。市としましても、賃貸物件の価格高騰や住居不足の問題は、労働力の確保に限らず、農業後継者、地域の担い手の確保が困難になることや、農業後継者不在が要因となり、農地の耕作放棄につながることが懸念されております。また、農業分野に限らず、ほかの産業につきましても、人材、労働力不足など、同様の課題を抱えていると認識しておりますので、宮古島全体の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。まずは、要望内容における課題の洗い出しや関係機関との密な連携、どういった施設が利用可能か、可能となった場合の施設の整備改修や指定管理を含めた運用方法など、整理も必要となりますので、その部分につきましても、引き続き市の関係部署とも連携しながら課題解決に努めてまいります。

◎下地　茜君

市営住宅の目的外使用という話もありましたが、たしか１年という期限があったかなと思っていまして、もちろん公営住宅、住宅セーフティーネットでの対策、重要ですのでやっていただきたいんですけれども、抜本的な課題解消政策にはなっていないんではないかなと思っています。民間活力を利用した空き家対策、また市有地の活用、これもぜひ進めていただきたいんですが、他市の事例を聞いても、時間がかかる上に提供数多くないんです。今の宮古島市やはり社会構造を変えていかないことには、焼石に水の対策が続くんではないかと思っています。

あわせて、市民から聞かれるのは、今どんどん造られている施設、本当に島内の需要に見合っているのか、バブルに乗じて造られているのであれば、時期が過ぎれば、これは廃墟になっていってしまうんではないかと、そういう意見も聞かれます。神戸市では、三宮周辺でタワーマンションを造らせない、または抑制させる条例をつくっています。かなり強い条例ですが、神戸市の久元喜造市長は、数年先、タワーマンションは廃墟化する可能性が高い、タワーマンションで増える人口は、都市にとって持続可能ではないと述べられています。また、京都市では、空き家や別荘、別宅など、活用を促すために課税措置をする条例を制定しました。それぞれの地域の背景が異なるので、そのまま導入とはならないですが、本市も持続可能なまちの姿をきちんと描いて、そこに向けて取組をしていくよう制度で促していく、そういうことが必要ではないかと見ていますが、まず本市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

京都市が実施している非居住住宅利用促進税についての市の考え方を答弁させていただきます。

京都市が実施を予定している非居住住宅利活用促進税は、空き家や別荘、それからセカンドハウスなどの利活用や防災、防犯対策の一環として令和11年度に導入予定の法定外普通税となっております。税額の計算は、固定資産評価額を基に計算され、固定資産税の半額程度になると公表されております。非居住住宅利活用促進税については、京都市が全国に先駆けて導入を予定するもので、現時点でどれだけの効果をもたらすかは不透明でございます。本市においても空き家対策として何らかの税制を活用できるかどうか、また当該対象者の税負担へも考慮するとともに、先行事例の京都市の動向を見ながら、下地茜議員ご提案の内容を参考にさせていただきたいと考えております。いずれにしましても、関係部局と情報を共有して、連携していきたいと考えております。

◎建設部長（下地睦子君）

神戸市などの大きな都市部にある特別用途地域の設定や立地適正化計画によるコンパクトシティー施策の一部として、都市機能誘導地区を設定するなど、その目的に応じた土地利用施策を図る自治体もございます。このような施策の導入においては、人口規模を加味して指定をしており、本市においては関係人口を含む人口動態の整理など、多くの課題があると認識しております。また、これらの施策の導入においては、旧町村部の過疎化問題の解決も含めて周辺地域との連携が必要であるため、慎重な議論が必要であると考えております。

◎下地　茜君

市民から頻繁にホテル建設の規制をしてほしいという意見を聞きます。ですが、経済活動の制限になるので、安易にはできないです。だからこそ、制度で誘導する政策を行っていくのが行政のできることかと思います。例えば社宅で借り上げて入居者がいない状態でも家賃収入が続く、これが１年、２年と続いて、ようやく室内の老朽化が進むので、一般賃貸に開放するケースもあると聞いています。こうした空き部屋がある場合に、一旦一般賃貸に転じていくことを例えば促すインセンティブ設計、法人契約から一般契約に切り替えた際に一定期間固定資産税を優遇するというような設定ということも考えられるかもしれません。固定資産税、法定税でありますが、地方税法367条、特別な事情があれば、条例を制定して税の減免ができるということになっています。その特例を一体どこに使っていくのか、ホテルの建設なのか、市民の住宅確保なのか、それはそのまま宮古島市が将来の都市構想をどう描いているかにも重なります。市長、市長の政治姿勢として伺っているので、ぜひ市長のこの件に関するお考えをお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

今の宮古島市の家賃構造の状況、住居不足の状況というのは、１つの政策でもって全て解決できるとは私も思っておりません。今下地茜議員がご指摘の、例えば振興税制というのは目的を果たしているんではないかというご指摘や、固定資産税について政策的にもっと柔軟に考えるべきではないかという視点も非常に重要だというふうに思っております。さらには、宮古島市においては、市が保有している遊休資産、土地もあります。そういったものも活用しながらどんどん供給を増やしていこうではないか。それから、空き家が、その調査によりますと800余り、うち、活用できるところが何戸ぐらいかというところでは絞られてくるとは思うんですけども、スピードとかコストを考えた場合に、空き家の活用というのは非常に有

効ではないかなというふうに思っております。

私は、現在の宮古島市の家賃の状況については、もちろん供給が不足しているという状況が一番大きいかと思うんですけども、もう一つの理由としましては、資材が上がっている、人件費が上がっている、燃料費が上がっている、しかも離島であるので輸送費がかかるといったような、このコストプッシュインフレの要素もあろうかというふうに思っておりますので、１つの政策だけで下げるとか供給を増やすということはなかなか難しいんですけども、今言った税制、あるいは補助、あるいは市有地の活用、空き家といった既存ストックの活用、そういったものをうまく活用しながら、政策をフル動員してやっていく必要があるというふうに考えております。

◎下地　茜君

実際いろいろ政策やっていく際で必要なのは調査、一番大事なのは関係各所との協議かなと思っています。こうした中で、地域住民との、住宅確保に配慮して長期の空き家確保は行わない、空き室確保を行わないとか自社寮の確保に努めるなど、協定を組むなどしていけると、一歩進むんではないかなと思いますので、現状の改善にぜひ努めていただきたいと思います。

続いて、少し順番変えて、２番です。２番の保育行政についてお伺いしたいと思います。今年度は嘉数市長が子育て応援宣言を発出されて、一時預かり事業、これは一般型の支援拡充も明らかにされました。一時預かり事業の支援拡充する理由として、転入者の増加、それから周囲に頼れる親族がいない、従来の保育サービス対象外のケースなど、利用ニーズが増えているということでした。一方で、一時預かり保育施設は、公営の西城保育所のほかは、民営施設が独自にやっているところを除くと１施設で、受入れ施設も不足しているということでした。一方、一時預かり事業、実は2023年に制度改正になっていて、それ以前は小規模保育園や家庭的保育事業でも一時預かりできていたようなんです。現状がどうなっているか、まずお教えください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

余裕活用型の一時預かり事業は、認可保育所や小規模型保育施設等において、利用定員に満たない場合に、その空き定員の範囲内で実施するものでありますが、これまでは保育所の待機児童対策が必要な状況にあり、当該事業の実施を計画する情勢になかったことから、現状として未実施となっております。

◎下地　茜君

待機児童がゼロにはなっていますが、潜在的待機児童は、今年であればたしか30名ほどいて、これを３か月でいろいろ調整して、６月定例会では10名程度、まだ調整が必要かなというような話等あって、まだまだ潜在的な待機児童は解消されていない状況かなというふうに思っていることと、それから一時預かり事業もニーズがあるというところは庁内でも確認されてきたところだと思いますので、必要性がないわけではなく、むしろあるという状況かなと思っています。恐らく宮古島市の一時預かり事業の現在ある一般型、それから幼稚園型、これに加えて余裕活用型の交付要綱、きちんとつくれば対応できる園も増えると思うんです。以前は一時預かり事業やっていたという園長先生から、引き続き一時預かりをやりたいという相談がありました。園側にも需要があって、それから保護者にも需要があると。ただ、交付要綱がつくられていないという状況だと思いますので、早急に始めていただけないかと思っています。いかがでしょうか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

②の今後についてということでお答えさせていただきます。

今後については、各保育施設の入所受入れ状況の動向、施設運営の在り方についての意向を踏まえながら、実施要綱の整備を含めた実施について検討していきたいと考えております。

◎下地　茜君

ぜひお願いしたいと思います。余裕活用型の制度は、こども家庭局長おっしゃったように、園に空きがないと利用ができないです。ただ、既に本市では出生数が減っていて、今後の保育の在り方が変わっていく時期に来ています。園からすると、利用に空きがあれば一時預かりをしたいと。また、そこから施設の利用にもつながっていく。他市の保育事業者の意見交換会の報告書等を読むと、来年度始まろうとしている誰でも通園制度もそうなんですが、こういった制度が地域の貴重な保育士の雇用維持にもつながるということでした。ぜひできるように取組をお願いします。

続いて、３番の農村整備についてお伺いします。初夏の頃、ライトアップで親しまれている添道地区のサガリバナ群生地について、管理の状況が現在どのようになっているのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

サガリバナ群生地周辺の管理について、農道や農業施設に関しましては、多面的支払交付金を活用し、活動団体に清掃していただいているところでございます。修繕等につきましては、今年６月にサガリバナ群生地入り口付近に転落防止柵の設置を行っております。

◎下地　茜君

私もサガリバナのライトアップには何度か足を運ばせていただいて、本当にたくさんの市民がそぞろ歩きに楽しんでおられました。車の駐車に混乱がないようにと交通整備も大変そうで、もっと企画を充実させようと考えると、駐車場確保は喫緊の課題かなというふうに感じました。

過去、市への要請ももう行われていたようですが、駐車場も含めた全体的な整備、それから運用に関して、今後市としてどのように関わっていくお考えかお教えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今後の管理につきましては、引き続き農道や農業施設の清掃に関しましては、先ほど答弁しましたけども、多面的機能支払交付金を活用いたします。ただ、駐車場の件につきましては、圃場整備された地区でございますので、新たな整備は困難と考えております。

◎下地　茜君

地域も高齢化の傾向にあるので、例えば運営はこれまでと同じように外部ボランティアに任せるにしても、本来なら市が管理を引き取って持続可能なものにしていく必要があるんではないか、そういう声も寄せられています。市長もサガリバナのライトアップ、毎年行かれているかなと思いますが、ぜひ地域の資産を引き継いでいけるように市としてできることを今後ともよろしくお願いいたします。

観光行政についてお伺いします。保良泉プールです。指定管理者が替わってから運営方針も変更されたい考えがあって、地元の保良自治会等も話合いをされていると思います。利用施設について、ビーチ付近のプール以外も有料にしていきたいという考えは前回６月定例会での山下誠議員への答弁でもありましたが、現在どうなっているのか、話合いの結果どうなっているのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

これ使用料の件でよろしいですか。保良泉プールには湧水プールを含め、プールが３か所ございますが、現在２か所運用されており、利用料金は保良泉プール条例により、大人１人当たり500円、子供１人当たり200円となります。この利用料金は、現在運用されている２か所分のプールの利用料金となり、指定管理者が徴収することになります。

◎下地　茜君

地域の人には何か無料というような話もあったかなと思うんですけども、また別の機会に聞きたいと思いますが、②です。駐車場からも利用料金を取りたいという考えがあるかと思うんです。地方自治法244条２項には、公の施設、これ海浜が当たりますが、正当な理由なく住民の使用を拒んではならないとされています。これに基づいて、沖縄県海浜を自由に使用するための条例第６条、公衆が海浜へ自由に立ち入ることができるよう配慮することとされており、さらに施行規則２条では、配慮すべき事項について、公衆の海浜利用または海浜への立入りの対価として料金を徴収しないこととしています。こうしたいわゆる入浜権との整合性について、本市の見解をお聞きかせください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

駐車場から料金を取っているかというご質問だと思います。当該施設の利用料金は、条例上、プールの利用料金のみであることから、駐車場のみの利用で施設の利用料金を徴収することはございません。

◎下地　茜君

いろいろ質問をさせていただくのは、地域の方からやはりどうなっているのかという声が届くんです。ここはもともと洗濯をしたり馬を洗ったりしていた場所で、地域の文化資産でもあるわけです。また、場所としても海浜にアクセスする唯一のアクセス路を指定管理施設にしているので、変更があるときにはやはり地域住民への説明がされるべきであるかなと思っています。その点を確認させてください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

去る６月に保良公民館におきまして実施された自治会への意見交換会に、市観光商工課職員と指定管理者で参加しております。保良泉プールの指定管理者変更に伴うご挨拶と、新たな施設運営への取組内容を指定管理者のほうから説明させていただいております。意見交換会では、指定管理者から湧水プールの有料化や入り口ゲートの施錠など、施設利用の管理徹底を図りたいことを説明しております。

しかしながら、地域への周知不足や意見交換において、これまでの歴史や経緯など、多くのご意見や要望などをいただいたことから、施設の利活用については従来どおりの運用としていくことを指定管理者と調整しております。今後、施設運営の内容を変更する際には、市民や地域住民に丁寧な周知や説明を行い、理解を得た上で適正な施設運営を行ってまいります。

◎下地　茜君

保良泉プールに関連してお聞きします。クバクンダイといって、通称パンプキンホールです。市の文化財指定を受けていて、ついては保存活用計画を立てていくところだと思いますが、これも質問といいますか、地域の人からどうなっているのか、関係者から聞かれるので、現在の進捗を確認させていただきたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

保良クバクンダイ鍾乳洞は、洞窟の地質及びそこに生息する動物を対象に、令和７年３月に宮古島市指定文化財になっております。指定文化財はできる限り公開し、文化的活用に努めることが求められていることから、これを公開しながら保全していくための具体的な方針を定めることを目的として、保存管理計画を進めているところです。地質や動物の専門家を策定委員として招集し、第１回委員会を10月に開催予定で、その後、観光業者や地元自治会などへのヒアリングを行い、現地調査及び委員会を開催しながら計画報告書を作成する予定となっております。作成する期間は、令和８年１月31日を予定しております。

◎下地　茜君

今の現状、洞窟の中の保全に関してあるのは、ツアー事業者が任意に取り組む利用保全協定のみです。例えばサンゴを踏まないようにして行くとか、洞窟内のクチャを持ち帰らないこと、それからツアーできる客数、１日80名など上限を設けることなど、取決めをしています。このツアーについて、プールの指定管理者による料金徴収がされているという、これも地域の人の話がありましたので、まず確認をしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

保良泉プールの駐車場は、以前からツアー事業者やその参加者の車両が、プール利用者の駐車場、これ23台分ございます。を常態的に利用しておりました。現在、海岸を利用する保全利用協定に登録された事業者は８者ありますが、パンプキンホールツアーの開催時間は、潮の干満の影響により、時間帯が限定されるため、その時間に各事業者や参加者の車両が集中すると、23台分しかない駐車場のほとんどが埋まってしまいます。その結果、本来のプール利用者が駐車できず、周辺施設や路上駐車する状況が発生し、地域住民の皆様に多大なご迷惑をおかけしておりました。

そこで、新たな指定管理者の下、ツアー事業者や参加者が、プールの利用者として利用料、大人500円、子供200円をお支払いする場合には、施設利用者として駐車場を利用することは可能と伝えております。これにより、ツアー事業者はマリン用具の洗浄等、またツアー参加者はプールやシャワー、更衣室の利用も可能となり、利用者の利便性の向上にもつながると考えております。

なお、先ほども答弁しましたが、駐車場のみの利用については、料金は徴収していないことも確認しております。この対応は、現指定管理者が一方的に決定したものではなく、指定管理開始前の本年２月26日にツアー事業者を集めた説明会を実施し、さらに４月６日にも再度説明会を行っており、その際、事業者からの反対意見などはなかったとお聞きしております。

◎下地　茜君

この保良泉プールのホームページ見ると、プールの利用料は大人500円、シャワー利用は300円となっているんです。シャワー施設利用としての徴収なら300円になるはずです。仮に500円徴収してれば、ツアー参加者も必ずプールを使うことになるのか、使わなくても500円を徴収されるのか、パンプキンホール、ツアーの事業者が指定管理に支払っているのは、この中だと何の料金に該当するんでしょうか。念のため、もう一度確認させてください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

駐車場の利用の件の質問だと思うんですけど、ツアー事業者がやはり先ほども駐車場をご利用して、実際プールを利用するお客さんが駐車場を利用できないという、この懸念もありましたので、このツアー事

業者と指定管理者の間で協議を行いまして、料金を、シャワー、あとプール、更衣室などを使う場合は料金をいただくということとなったもので、これは指定管理者の自主事業として料金をいただいているということになります。

◎下地　茜君

自主事業として。初めて聞いた。そういう協定書に、恐らく書かないといけないと思うので、なっているのかどうかという疑問もありますけれども、今、指定管理者、管理の権限の範囲内で業務を行うので、定めのない料金徴収には私は問題があると思っています。例えば一般利用者が駐車場無料だったとしても、ツアー事業者が料金を払うことで、実質的に優先占用することになるとしたら、これは利用の公平性を損なうことになりはしないかとか、今の徴収では適切なものになっていない可能性がありますので、指定管理でできる範囲内などを確認されて、整理されていただきたいと思います。

次の質問ありますのでお聞きしたいと思いますが、保良泉プールの指定管理者が保全利用協定に参加しているかをお教えいただきたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

指定管理者に確認したところ、県と保全利用協定を結んでいる団体への申込みにつきましては、本年５月に入会申請を行っておりますが、現在のところ、協会から入会についての正式な回答はいただいていないことを確認しております。なお、指定管理者は、現在でも、入会する意思はあるものと併せて確認しております。

◎下地　茜君

パンプキンホールの保全を念頭に置いた適切なツアー事業の運営、例えば大きなものは１日のツアー客数の上限数を何名とするか、この取決め、当初、今の協定事業者になっている方々からむしろ積極的に出てきたことのはずと思っています。いま一度、この辺り、どうしていくのか、実質運用されていないのかなという感じも、ご答弁の中から感じられてしまうんですけれども、確認をぜひしていただきたいなというふうに思います。

施設維持をしたい、あるいは駐車場が足りない、だから少しでも徴収したいという考えがあれば、別の手段で解決すべきではないかなと思っています。例えば自主事業でやっているパンプキンホールへのツアーがありますので、収入もある程度は確保できると思っていますが、それでもなお維持が難しければ、公共性と同時に持続可能性を図るのも市の責務だと思いますので、納付の規定を額を変更するなど考えられてもいいんではないかなと思います。指定管理料も今出していないと思うんです。その上、収益の半分を納付というのであれば、他市と比較しても厳しいんではないかなと思います。他の施設とのバランスでそれが難しいのであれば、せめて還元された利益は施設の設備のほうにきちんと使っていただきたい。今プールスライダー、滑り台があるんですけれども、いまだに使えていない状況がもう何年も放置されているんです。例えばここの撤去と併せて駐車場の確保など、きちんと整備すればできることは増えるんではないかと思います。ぜひいろいろ、私も地元ですけれども、あそこが使われない状況になるのも困るので、きちんと維持はしていただきたいと思うんですが、適切な維持ができるように、市としてもぜひ取組をお願いします。

では、続いて日米合同訓練についてお伺いしたいと思います。今回日米訓練ではあるんですけれども、

本市の参加は自衛隊のみだったということで、①番から③番までは割愛させていただきたいと思います。少し飛ばして⑥番、今回の日米訓練、情報の周知が石垣市や与那国町ではホームページでの掲載がされた一方で、宮古島市では指摘されるまで情報が共有されませんでした。これについて見解をお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

これは、日米合同訓練の訓練及び新たな配備に係る情報の周知についてでございます。宮古島市としましては、実施機関である防衛省及び自衛隊が正確な訓練内容を直接公表すべきと考えており、沖縄防衛局にも要望をお伝えしております。また、今回の訓練に関しまして市が報告を受けた内容につきましては、市長の見解とともに市民の皆様へお知らせするため、マスコミ各社を通してコメントを発表したところです。防衛省沖縄防衛局、自衛隊から提供された訓練情報については、公表に向けて沖縄防衛局と協議を進めていきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

今回陸上自衛隊宮古島駐屯地、沖縄防衛局、石垣市、それぞれに確認をしました。沖縄防衛局としては、石垣市にも宮古島市にも情報の出し方は同じ、変えていないということでした。一方、石垣市はというと、情報について、市民への周知をお願いされているという認識で受け取っていて、その上で市民に情報を周知するのは市の責務との受け止め方で公開をしているということでした。宮古島市が一貫して話しされていた、行政文書だから情報公開請求しないと出せないという言い分もあったと思いますが、行政文書を、確かに公開請求の対象ではありますけれども、非公開事由に当たらなければ公開できるものですね。石垣市や防衛省の話を聞く限りでは、先ほども協議されるということでしたが、訓練に関する資料は公開されることを前提に渡されているものと思いますので、宮古島市の言う行政文書だから出せないというのは法の必然ではないです。本市独自の判断ということだと思います。これでは、本市が市民に説明責任を果たしているとは言えないと思います。訓練の必要性を認識して本市が受け入れているのであれば、責任を持って宮古島市が防衛省からの受け取った情報を周知すべきだと考えます。もう一度お答えいただきたいと思いますが、今後沖縄防衛局や陸上自衛隊宮古島駐屯地から届く文書、他の自治体と同じように市民に公開するのは、私は本市の責務だと考えますが、これについて市長の見解をお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど企画政策部長のほうから、公表に向けて今後沖縄防衛局と協議を進めていきたいという答弁をさせていただきました。沖縄防衛局、あるいは陸上自衛隊宮古島駐屯地のほうから説明を受けた資料については、我々の受け止めとしましては、ホームページ掲載用ではなく、あくまで実際説明用資料というところで受け取っておりましたので、そういう取扱いではありましたけれども、市民からの声、当然市民に知らせる必要があるということもありますので、今後しっかりと沖縄防衛局のほうとも協議を進めて、公表する方向で検討していきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

よろしくお願いします。

続いて、新たな施設配備に向けた調査についてです。ＮＨＫのウェブのニュースですけれども、９月５日の報道で、防衛省が奄美市、宮古島市、石垣市、与那国町の４つの島を対象に、訓練場のほか、ヘリの離発着場、それから弾薬庫整備で、新たな設備整備に向けた調査を行うという報道がありました。本市に

もそのような連絡があったのかお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

今年９月に、今月ですけども、防衛局より本調査事業を開始する旨の通知がありました。その際、本調査については、南西地域の防衛体制の強化の一環として、現地の部隊等が活用する訓練基盤や補給基盤といった運用基盤を拡充するため､適切な場所を検討するための事前調査であるとの説明を受けております。ヘリコプター離着陸場に関する報告は受けておりません。

◎下地　茜君

調査は行うけれども、詳細についてまでは、弾薬庫なのか、ヘリの離発着場なのかというところまでの内容ではないということかなと思いますが、この中でヘリ離発着場について、これまで防衛省の説明がどうだったかを本市がどう把握されているか確認したいと思います。平成28年に防衛省は宮古島市民に向けた説明会を行っています。その中でどう説明されているか、本市の認識、把握を確認したいと思います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

防衛省が2016年、これ平成28年ですけども、実施いたしました陸上自衛隊配備に関する住民説明会で配付された資料を市は保有しております。しかしながら、ご質問のヘリコプター訓練に関する記載は確認できませんでした。

なお、防衛省のホームページに掲載されております説明会に関する事前の質問に対し、宮古島にヘリ部隊を配備する計画はないとの回答がされていることは認識しております。

◎下地　茜君

実は説明会の動画もありまして、上がっていまして、確認すると、運搬でヘリが来ることあっても、配備のヘリ部隊の配備はないというような説明をしています。

では、引き続いて保良地区での説明がどうだったか、本市の把握を確認したいと思います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

2018年、平成30年、防衛省が実施した保良地区への事前説明会について、宮古島市は参加をしていないため、ご質問の訓練に係る説明内容については把握しておりません。

◎下地　茜君

ぜひ今後は参加していただきたいなと思いますが、この説明会、私は参加していたので、録画があるんです。録画を確認すると、沖縄防衛局の回答としてこういう内容がありました。およそ日本全国的にも弾薬庫訓練場で大きな騒音が生じているということはございません。その点はお約束させていただけると思いますというふうに発言をしています。その後野外訓練、野外空砲訓練、行うということが分かって、見学会を開いているんですが、空砲訓練に伴う音の数値を宮古島駐屯地のほうで測って、騒音というレベルではないという説明がありました。ということは、保良訓練所に関して、宮古島駐屯地も沖縄防衛局も大きな騒音が起きないという約束であった、今もそれを守っているという認識であるということです。

ちなみに、宮古島駐屯地の訓練所が開設されてから、毎月訓練に関する使用に関するお知らせというのが届きます。ここにヘリ利用という項目があるんです。ヘリ利用、ペケとついているんですけれども、もしこれ丸がついたらヘリが来るのかということを以前確認したことがあります。駐屯地の回答は、そういうことになりますねという回答でした。これは、やはり事前説明と違うので、当時沖縄防衛局に申入れを

してその結果、今こういう内容になっています。ヘリを使用する場合は別途お知らせしますという記述に今変わって、この通知が毎月届くという状況です。

ここを踏まえてお答えいただきたいと思います。これまでヘリ配備はしない、あるいは騒音を伴う訓練はないと約束できると防衛省は説明をしてきました。にもかかわらず、新たな配備のためのヘリ離発着場を含む調査ということになっていますが、宮古島市、どう対処されるお考えかをお聞きしたいと思います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

今回の調査について、沖縄防衛局に確認しました。南西地域の防衛体制強化の一環として調査検討するものであり、現時点において宮古島へのヘリコプター離発着場を含む新たな施設整備については何ら決まったものはないとの回答をいただいております。新たな施設の整備については、周辺環境の変化や国際的な情勢を踏まえ、安全保障の観点から、国の責任において遂行されるものと理解をしております。今回の調査を含め、新たな施設配備に関することについては、その目的や背景など、地元自治体への丁寧な説明に加え、住民の理解が不十分なまま強引に行われることがないよう、国の責任において、誠実かつ十分な説明を行うよう求めてまいります。

◎下地　茜君

過去にこういうふうに言われたことがありまして、反対住民と理解を得る法的な必要性はないというようなことを言われたという、私ではないですけども、そういう方がいて、これは沖縄防衛局なり国というのは、行政として向き合っている宮古島市が住民の意思というふうにみなされる地域に反対の人が何人いてもというところがありますので、国の責任においてというのではなく、ぜひ宮古島市としてのスタンスをしっかり示していただきたいと思うんです。

もう時間がないので、最後に要望だけになりますか、市長の政治姿勢のところ、国民保護法について６月定例会ではいろいろ１か月を超えた避難について未定であるとか、本市の機能が避難後どう維持されているか話し合われていない、あるいは避難後、島に戻ってこれるのか話し合ったことがないということでした。話し合う仕組みがあるのかというと、これ多分ないんです。この今のシミュレーションをしている中では、そういうことを上げる仕組みがないと思いますので、これをどうなっているんだと言えるのは恐らく市長の立場だと思いますので、そこをしっかりやっていただきたいというふうに要望して終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

（西里芳明君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

私は、12年前に議会議員として初当選をし、平成25年12月定例会を皮切りに、これまで40回の定例会の中で一般質問をやってまいりましたけれども、この間、40回の定例会ではありましたが、363項目にわたって質問をやってまいりました。中には、質問してすぐといいますか、半年ぐらいたって実現した事業などもありますけれども、いまだに日の目を見ないといいますか、なかなか、質問して、その中でお願いをしてきたことについて、まだまだ当局に理解をされていないというか、まだ実現の目を見ていない部分がありますので、今回、最後の登壇ということでもありますので、気になっている点、２点ばかりあります。その辺について当局の考えをいま一度ただしてみたいと思っておりますので、当局の皆さんにはぜひ実現に向けて、答弁のほうはよろしくお願いをしたいと思っております。

最初に、西浜崎の海浜浸食についてであります。この件につきましては、もう今回で３度目でしょうか。３回か４回の質問になりますけれども、いまだに本格的な工事が着工されておりません。昨年の９月頃に恐らく仮工事が終わっていると思いますけれども、その後、県のほうに次年度工事に向けて保安林の解除申請を、早急に行って、事業に着手をしたいというふうなことで、今年の３月定例会では答弁されております。しかしながら、この現場を確認しましても、昨年仮工事終わった後、一歩も進んでないというのが現状であります。もう約１年です。１年かけて、仮工事完了後１年かかっておりますけれども、この工事の進捗が全く見られない。それはどういったことに起因するのかということであります。まず、この件について、本格工事に向けての進捗はどうなっているのかお尋ねをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在、沖縄県へ保安林解除申請書を提出しております。県との申請書類の事前確認に時間を要したことから、申請書の提出が遅れておりましたが、今後、県の審査、解除予定告示、これ30日間の縦覧でありますが、終わりましたら、県へ作業行為の申請をし、県の許可が下り次第、入札執行、工事着手となります。入札の見込みが10月頃を予定しております。

◎上地廣敏君

今、農林水産部長答弁では入札を10月頃と言っておりますけれども、これ保安林解除の許可は下りていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今作業中でございますけれども、10月には許可が下りる見込みとなっております。

◎上地廣敏君

去る３月定例会にも申し上げていると思っておりますけれども、仮工事が終わった段階で引き続き本格工事に入るというのは、これはもう分かり切ったことであります。県のほうでこの保安林解除についても、仮工事をするときに保安林の一部を解除といいますか、県の許可を得て、工事用の通用路として利用して、この海浜のほうには工事車両が乗り入れをしておりました。その仮工事のときに利用していた、この乗り入れ用の部分は、現在もそのまま残っているわけです。ですから、本格工事をするときに、県のほうに保安林解除申請を出すと、出さなければいかんというふうなことになったとしても、県の宮古事務所の保安林の担当、林務担当は、その現場は熟知しているはずです。当然仮工事が終わった次の段階は、本格工事

に向けて工事が始まる。工事現場に工事車両が乗り入れする、あるいは重機が乗り入れする場合は、ではどこを通るのと。新たに保安林の部分を解除して、そこを利用するのかといえば、そうではない。仮工事に使った部分を利用して、工事現場には工事車両は行くと思っておりますけれども、なぜ県のほうも、現場の状況を熟知して、そして仮工事のときにオーケーの許可を出しておきながら、本格工事をしようとしたら、保安林の解除まで１年期間を要し、約１年近くも期間を要しているということは何が原因なのか。その辺もう一度、県のほうとどういったやり取りをして、何が不足しているのか、足らないのか、そういった指摘を受けているのかどうか含めて答弁をお願いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

県の許可に時間がかかっている理由でございますけれども、作業行為の許可を受けるまでに数か月を要するということでありました。前年度から書類作成、県との事前調整等を行ってまいりましたが、申請書提出前の事前確認におきまして、経費、数量、図面、排水計算等の確認に時間を要してしまったことから、申請書の提出が８月となっております。そのため、県の許可を受けるまでに現在時間を要しているということでございます。

◎上地廣敏君

県の作業行為の許可を取るために数か月間かかるというふうなこと、これは県のほうが県の担当部署で言われていることだと思いますけれども、どうして去年の今頃、９月頃には、９月、10月頃には仮工事は終わっているわけですよね。それから引き続き来年は本格工事に入りますよということは、当然市も県も双方とも事前にこれも熟知していると思うんです。そういった申請書を作って、県のほうに出すのに、県の許可を取るのに数か月もかかるというのが、常識で我々には納得できないんです。９月、10月といえば、夏台風、あるいは二、三日前も台風18号が通過しましたけれども、秋台風というのは比較的夏台風よりも勢力が強いというふうに言われております。幸いにして18号、先島諸島、石垣島は若干被害出たようでありますけれども、宮古島には被害がなくてよかったと思っておりますが、秋台風が来る時期、９月から10月にかけて工事の発注をやるという計画そのものも、私には無謀に思えるということであります。ぜひ一日も早く本格工事に着手をしてもらいたいというふうに注文しておきたいと思います。

それから次に、工事規模、どのくらいの工事規模になるのかお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本工事は、護岸工事と遊歩道整備を併せて行うこととしております。予算規模は、まず当初予算で約１億2,500万円計上されております。護岸の形式としまして傾斜型石張護岸となっており、長さは185メートル、高さは一番高いところで約10メートルとなっております。石張り上部が面積で約380平方メートル、石張り下部が約580平方メートルとなっております。遊歩道につきましては、長さが合計約105メートル、アスファルト舗装が面積で合計290平方メートル程度となっております。

◎上地廣敏君

先ほど10月の入札を予定しているという答弁でありました。そうすると、10月の入札とした場合に、工事期間どれくらいの期間を要するのか、お願いをします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

工事期間としては、現在、令和７年10月から令和８年３月を見込んでおりますが、冬場ということで天

候が悪い状況、高波とか高潮等の影響により、繰越しをする可能性も否定はできないところです。

◎上地廣敏君

分かりました。確認ですけれども、では通告してありますが、遊歩道の開通時期ということでありますけれども、これさっきの農林水産部長答弁で護岸の工事と併せて遊歩道も施工していくということでありましたから、当然来年の、うまくいけば来年の３月、遊歩道は開通の見込みというふうに考えてよろしいですよね。遊歩道の部分も。それで答弁はいいです。分かりました。

ぜひ護岸工事も、これも浸食は今でも毎日のように西風、風が強くなると浸食は少しずつでも進んでいますから、できるだけ早いうちに工事に着工して、工事完成を早めていただきたいというふうに思っております。この遊歩道につきましても、サニツ浜遊歩道は毎週土曜日ですか、遊歩道を活用してウオーキングをする、そういったグループが何グループかいらっしゃいますので、これまでやっていた遊歩道が使えないということで、途中で折り返しをするというふうな形で、自分たちも不便を来しているというふうに話しておりますので、ぜひ一般の利用する方々の、一日も早く快適な環境の下で健康づくり運動ができますように、工事を早めていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次の質問に移りますけれども、もうこれも七、八回ぐらい質問しております。学童疎開の碑であります。二、三年前から台湾有事の話が宮古島でも聞こえてくるようになりました。台湾有事の際には、宮古島市には鹿児島県、熊本県、宮崎県、南九州３県を中心としたところに避難をするということになっておりますけれども、まずこの疎開、1944年、終戦間近です。1944年の中頃から1945年の後半にかけて、宮古島からもおよそ80名ぐらいの児童生徒、引率の先生方が、宮崎県を中心に学童疎開をしております。疎開というのは、空襲などの危険から身を守るために、これは国策でありますから国のほうが、都市部に集中している方々、人々を農村部のほうに移住させる、身の安全を守るというふうな形で移動させるというふうなことが疎開と言われておりますけれども、この80名余の方々、当時小学３年生ですから、昭和10年生まれぐらいから昭和７年生まれぐらいまでの方々がほとんどであります。沖縄県からは、浦添市とか豊見城市、那覇市、それから南風原町などから多くの学童が疎開をしております。前からのこの学童疎開の質問の中でも申し上げてきましたけれども、そういった中にあって、南風原町は、南風原町の施設の正面玄関の近くで学童疎開の碑を建立しておりますし、それから浦添市などは以前の儀間光男市長が、浦添市長のときにわざわざ市の幹部の皆さんも一緒になって、宮崎県小林市とか、その辺の疎開をした学校に直接出向いて、お礼を述べながら疎開の碑の建立をしたと。これ浦添市は３か所で宮崎県のほうでやっているというふうな情報もありますけれども、そういったことをやっていると。ただ、宮古島市はといいますと、全然何もやっていない。年に一遍、総合博物館で何かの疎開の関連資料の展示をするぐらいだと私は思っておりますけれども、こういった実際に疎開をした方々、今90歳から九十四、五歳、なっております。非常に高齢になっておりまして、中にはもう既に亡くなった方々もたくさんいらっしゃいます。この方々が、市町村合併の当初から、ぜひ学童疎開の碑を建立していただきたいというふうな切実なお願いをしていたわけであります。これまでの質問した中で、教育委員会の教育長を中心に答弁をしておりますけれども、恒久平和を希求する意味においても、あるいは戦争の悲惨さを後世に伝えるためにも、碑の建立は非常に意義があるというふうなことをこれまでの市の答弁として申し述べております。大城裕子前教育長は、学童疎開をしたという実情を明らかにするためにも、あるいは平和教育を推進する意味においても、碑を建立

することは、全ての一助になるというふうに答弁をされております。私が言いたいのは、ぜひ本当に、今台湾有事が叫ばれている中で､本当に宮古島市においてはさきの太平洋戦争の末期に80名余の幼い学童が、異境の地に疎開をしたという、この実情を後世に伝えていただきたい、そのための碑を建立をしていただきたいというふうに思っております。そのことについてどういうふうに捉えて、今どういった思いを持っているのか、市長以下、教育長の考えをお聞かせ願えればと思っております。よろしくお願いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

小林市への感謝の表し方については、ご指摘のとおり記念碑の建立も一つの方法だというふうに理解しております。今年は戦後80年及び本市の市制施行20周年という節目を迎えるに当たり、本市から感謝の意をお伝えするとともに、戦争の記憶と平和の尊さを振り返る機会としまして、小林市の中央公民館にて、市政20周年記念、移動平和展「戦争とこどもたち～学童疎開～」と題したパネル展を11月７日から開催いたします。オープニングセレモニーに合わせて、本市より私、それから教育長、企画政策部長、生涯学習部長が小林市を訪問いたしますので、その際に両市における歴史の共有や児童生徒の交流による平和教育など、小林市の意見も伺いながら、記念碑の建立も含めた学童疎開の歴史を語り続けるための施策を検討してまいりたいというふうに思っております。

この学童疎開については、もちろん熊本県、宮崎県のほうに疎開されていて、特に小林市のほうに多数が疎開されたということと、一番は戦後80年を迎えるというか、80年たつに至っても、宮古島市から直接感謝の意が表明されていないということがございます。昨年経済団体ですか、いらっしゃった際にちょっと意見交換をしましたけれども、ここは宮古島市としても非常に心苦しいというか、そういう思いをしておりましたので、ぜひとも小林市のほうとも意見交換をする中で、どうすれば議員ご指摘の碑の建立といったようなことができるのかどうかというところを真剣に検討していきたいというふうに考えております。

◎教育長（宮城克典君）

私も、恥ずかしながら、この下地地域から宮崎県小林市への学童疎開がありましたことを今回初めて知るに至りました。博物館の職員に、この市長がおっしゃった宮崎県での博物館資料の展示が貸出しであるということで、その際説明を受けました。その中で、南風原町の学童疎開に関するパンフレットを見て、これは歴史的にも、あるいは教育的意義がある、それから上地廣敏議員のおっしゃった恒久平和に関する大事な資料であるし、これは感謝の意を伝えたいというふうな思いから、市長と共に11月６日から実際に現地に赴く予定です。その中では、私もオープニングセレモニーで挨拶がありますので、十分お礼を申し上げたいというふうに思います。

それから、この南風原町が建立した記念碑等、あるいは現地での関係者の皆さんとも十分話合いをしながら、宮古島でも設置が可能かどうか、市長部局と検討しながら考えてまいりたいと存じます。

◎上地廣敏君

ありがとうございました。ぜひ、これまでの議会答弁でも前向きに検討したいと、実現に向けて努力しますというふうな答弁が何回かあったと思っています。ぜひ今回は、それを形にしていただきたいというふうに切に要望いたします。

次に参ります。次は、明和の大津波でありますけれども、西暦1771年、今から254年前にマグニチュード

7.4という非常に大きな津波が、石垣島の南東方向の海底を震源として発生いたしました。宮古諸島で犠牲者が2,548名、八重山諸島で9,313名、合計しますと１万1,861名の貴い命が失われたわけであります。この明和の大津波の石碑が、下地の与那覇地区、前山のほうにあります。写真をお願いしたいと思いますが、今映っているのが明和の大津波、「乾隆三十六年大波」という表示盤と、この右側に写っているのが標柱、これも同じように「乾隆三十六年大波」と書かれております。これは道路の、これ農道ですけれども、農道の植樹ますに、実は建てられているわけであります。この道路は農道でありますけれども、東急リゾートホテルのほうから直線距離で300メートルぐらいでしょうか、の距離に位置しておりますけれども、最近はよくレンタルバイクで若い観光客の皆さんがこの道路を通って、サニツ浜方面まで行くというふうな、観光客がよく活用、利用している道路でもあります。ただ、残念なことに、この道路には街路樹が植えられておりまして、今奥のほうに見えているのは、あれガジュマルであります。街路樹でありますけれども、これが10メートル間隔ぐらいで植えられていると思っておりますが、この標柱も、あるいはこの表示板、説明板も、こういったちょうどガジュマルの中間辺りに立てられておりまして、なかなか気づきにくいというふうなのがあります。

一方、この石碑はどこにあるのかといいますと、この前山の中に入ったところに、ぽつんといえばぽつんと建っております。これ、時期は分かりませんけれども、真ん中ぐらいから折れて、セメントでくっつけられているのがありますけれども、この右側のほう、大きいほう、これは同じものですけれども、このほうには、実は文字が書かれております。宮国とか新里、そういった文字が裸眼でも確認できます。ただ、周囲に雑木、雑木林の中にありますから、見栄えといいますか、こういった本当に大切な、これ市の文化財でもありますけれども、大切な石碑がこういうふうに山の中に埋もれているといえば埋もれているみたいな感じです。誰も気がつかないところにそのまま残っている。周辺の草花は年に３回ぐらい刈取りの掃除をやっているようでありますけれども、地元の人も、ここにあるというふうなのはなかなか気づかない。ですから、これをもっと、こういった大切な石碑がありますよと、文化財を広く内外に知らしめるためにも、もう少し碑の周辺をきれいに整理整頓をしたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

石垣市のほうは、毎年４月24日には、この明和の大津波の慰霊碑のところで盛会に、毎年小中学生を招いて慰霊祭を挙行しています。小中学生の作文の朗読発表などもしながら多くの市民が参加をして、慰霊祭を実行しているというのが実態でありますが、前の学童疎開と同じように、宮古島はこの明和の大津波、2,500名余の貴い命がなくなったというふうなことでありますけれども、全く慰霊祭といいますか、４月24日に何かをしようというふうなこともこれまでないということからすると、最近よく行っている避難訓練、災害に対応する避難訓練はよく行っておりますけれども、むしろこういったときに石垣市と同じような感じで行うべきではないのか。石垣市は、４月24日を市民防災の日と位置づけて慰霊祭。慰霊祭が終わった後、市内の公園に移って、防災の日のイベントを実施している。まさに一日中防災に関連する行事を行っているというふうなことであります。

そこで、これ次の質問にも関連いたしますけれども、明和の大津波についてはこれで終わりますけれども、この次の独自防災の日の制定について、関連しますから移ります。一昨年の一般質問のときに、市民防災の日を、宮古島市独自の防災の日を設けたらどうかというふうなことを質問したことがありますが、当時の企画政策部長、市長答弁を求めたんですけれども、企画政策部長の答弁では、今のところ考えてお

りませんと。９月１日というのは、これは国民の防災の日で、国民防災の日であり、この９月１日という日はいわゆる関東大震災が発生した日、それを取って、国民の防災の日に位置づけられておりますけれども、そういった形で石垣市は４月24日、明和の大津波の日を市民防災の日に位置づけております。

そこでお伺いをいたしますけれども、宮古島市で今市民防災の日はございません。９月１日が国民の防災の日ですから、その１週間前後は恐らく週間になります。ですから、宮古島市でも、願わくはと言えば語弊あるかもしれませんが、2,548名の方々が犠牲になった４月24日の日を、市民防災の日と位置づけて、慰霊祭を挙行しながら、防災に関する市民への意識の啓蒙、そういったものも含めて取り組んでみたらどうかというふうな思いをするんですけれども、その件について市の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

市独自の防災の日の制定についてお答えします。

宮古島市独自の防災の日につきましては、宮古島市防災の日時に関する規則において、国の防災の日と合わせて９月１日と定めており、市民においても定着しているものと考えております。上地廣敏議員ご提案の1771年、旧暦の３月10日、新暦に換算しますと４月24日でございます。明和の大津波を教訓として、現在制定している９月１日から４月24日に改めて防災の日を変更することや、新しく追加をすること、または改めて防災の日を制定することについては、現時点においては考えていないところです。いましばらく機運の醸成が必要であると考えております。

◎上地廣敏君

現在のところ、９月１日、国民の防災の日と市民の防災の日、そういうふうな形で考えていると、やっていくというふうなことであります。ならば、この254年前、1771年４月24日を取って、４月24日に何らかの明和の大津波に関連した何らかの行事ができないものか、その辺検討されたことはあるのか、あるいはそういった形で動こうというふうな考えはないのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

今後、４月24日に何らかの防災イベント、啓蒙活動ができないかというご質問でございます。市としましては、今年度は12月６日と21日に防災のイベント、それから防災講演会を予定をしております。その中で、市民とのいろいろなやり取りもあるとございますので、今後、次年度、そういった催しができないのか、そういった啓蒙イベントができないかとか、庁内でもいろいろ検討してみたいと思います。

◎上地廣敏君

今年度は12月に防災に関連するイベントをやるということでありますけれども、総務部長、これはそういった、そういったと言ったらあれですけれども、４月24日にすることに意義があるんです。何も起こらなかった12月に防災関連のイベントをしたって、何で今防災というふうに市民は思うはずです。昔からといいますか、城辺地域の砂川部落では、ナーパイといって、ウイピャー山で集落の方々が集まって行事をやります。これは、大津波があった明和の大津波から身を守るというふうな意味合いがあって、そういったのが今日まで引き続いているというふうに思っています。一番宮古島で犠牲になったのは、城辺の友利部落、それから砂川部落です。旧上野村の新里部落、そして宮国部落、それは多良間島辺りでも被害、あれはありましたけれども、宮古島で2,548名の多くがこの４部落の方々がほとんどと言われている。実際は

12字の方々が犠牲になったと言われておりますけれども、その多くがこの友利、砂川、新里、宮国の部落の方々が中心だ。その遺体が与那覇湾、与那覇前浜のほうに打ち上げられた。打ち上げられた遺体を背後にある与那覇前山という小高い丘がありますけれども、そこの中に運び込んで祭ったのが、先ほど出ていた石碑です。それだけの犠牲になった方々が、そこには眠っているわけです。ですから、もう少し周辺も整備しながら、そして本当にここにあるよと、ここにこういった石碑がありますよということを示すためにも、もっと分かりやすい、今標柱もあって、表示板も説明板もありますけれども、なかなか観光客にも、あるいは地元の方々も気づきにくい。ですから、工夫をしていただきたいというふうに思います。これ予算がかかることですから、ぜひ要望としては来年の４月24日までを目途として、新年度に予算を計上して、何らかの形で今の現状の姿を変えていただきたいというふうに思っております。

残念ながら、防災の日の市独自の防災の日については考えていないということでありましたので、ぜひ国民の防災の日に乗っかるというふうなことではなくて、隣の石垣市は国民の防災の日の９月１日ではなくて、４月24日に市民防災の日と位置づけてやっておりますので、その辺も含めて、検討される場合は他市町村の状況も鑑みて、ぜひ独自の防災の日を制定していただきたいというふうに切にお願いをいたします。一般質問をしながらお願いしますと言うのはあまりよくないと研修会の講師の先生は話しますけれども、しかしお願いしないとやってくれそうもないもんですから、ぜひお願いをしておきたいと思います。よろしく取り扱っていただきます。

最後に、県営圃場整備事業された地区内の農道の件についてであります。これは、旧下地町の中でも県営事業で整備された圃場は何十ヘクタールというふうにありますけれども、特に要望の強いのがサニツ浜の南側のほう、内浜地区ですか。あの辺りに整備された、県営圃場整備事業で整備された圃場内の農道であります。もちろん水兼農道はきれいに舗装されており、舗装しないと水兼農道の意味がありませんから、水兼農道だけを舗装して、水兼農道以外の農道についてはもう石粉舗装。しかし、もう事業完了して20年を経過しております。舗装されていない道路については、路肩はコンクリートで施工されておりますけれども、雑草の繁茂がもう著しい。しかも、農家のほとんどは、もう80歳、75歳以上。中核としてあの地域で農作業を営んでいる方々は、ほとんど80歳以上です。80歳から85歳ぐらい。いわゆる今流の言葉で言うと、中核農家が85歳ぐらいの方々です。この道路に繁茂した雑草について、高齢者でもありますし、除草剤を使うにも、周辺の農作物に飛散して影響が出るというふうなことなどもあって、なかなか除草剤を使おうとする方々は少ない。高齢者でありますから、当然背負いの噴霧器などでは駄目です。若い人を頼んで、動力噴霧器でもう作業するかどうかであります。したがって、この農家の方々は、何としてでも水兼農道以外の農道についても舗装工事をしてくれというふうなお願いをしているわけです。担当課に聞きますと、管理計画をつくって、以前は５年スパンで見直しをして、管理計画、県のほうと調整をして実施しておりましたということであったようですが、今は毎年管理計画の見直しをして事業実施、優先順位をつけて事業を実施して、できるようになっているようであります。このことについて市の考え方を、舗装事業、大体どういったスケジュールでできるのか、意見をお聞きしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今の上地廣敏議員のご質問の中にもありましたけれども、農業農村整備事業管理計画というのがございまして、その中に現在農道の舗装工事というのが盛り込まれておりません。現在、その管理計画の中に農

道の舗装工事を盛り込む作業を行っているところでございます。今後どのような補助事業で舗装工事が採択できるのか、沖縄県と調整を行いまして、早期に農道舗装ができるように取り組んでいきたいと考えております。

◎上地廣敏君

ちょっと付け加えますけれども、付け加えるというより、この県営圃場整備事業で、県営でされた圃場整備事業、この中の農道、水兼農道以外の農道の延長距離は分かりますか。今、手元に資料ありますか。もしあれば、お願いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農道の延長につきましても現在調査中でございますので、現在はまだ把握しておりません。

◎上地廣敏君

時間は若干残っておりますけれども、通告した部分については大方質問いたしました。ぜひ、５項目でありましたけれども、最初の西浜崎の件については、これも国土保全の上からも早急に事業の実施をお願いしたい、要望したい。

それから、学童疎開の碑の建立については、今年11月に宮崎県小林市のほうでも移動展などをしながら、これまでの1944年、いわゆる第２次大戦末期にお世話になった小林市に直接、市長以下出向いて、いろいろお礼を申し上げながら今後のことについて話合いをしたいというふうなことでありますから、ぜひそういった形で、今、台湾有事の際も、また小林市のほうも実は宮古島市の受入れの先になっておりますから、その辺も含めて、まずは80年前のお礼を申し上げながら、もし台湾有事があった場合は、避難先として宮古島市もよろしくお願いしますというふうな、またお願いを込めて、ぜひ行動していただきたいというふうに思っております。

それから、明和の大津波の石碑でありますけれども、これについても、254年前の大津波、最近も日本近海で大きな津波が発生して、多くの犠牲者を出しているところでありますけれども、そういった教訓を基にして、宮古島でもこういった津波がありました。2,500名余の方々が犠牲になりましたというふうなことを後世に伝えるためにも、ぜひこの石碑の周辺の環境整備も含めて、きれいにして、宮古島市民が誰でも、聞かれた場合、誰でも石碑は向こうにありますよというふうに言えるぐらいに、みんなで大切な歴史、文化財を守りながら、後世にそういったこれまでの実情を伝えていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

防災の日については、ぜひ検討をよろしくお願いして、以上、最後の一般質問となりましたけれども、本当に、議長の職の２年間を除いて10年ですから、定例会１年で４回ありますから40回です。40回の一般質問で、今日の質問項目を合わせますと368項目になりました。当局の皆さんにはそれぞれについて真剣に答弁をしていただきましたし、本当に実現を欲して、目に見える形で実現した部分もあります。今日の答弁の中にもありましたけれども、まだまだ検討をしていく必要があるというふうな答弁もございました。どうぞこれからも、議員が議場で話す言葉は市民の考えを代弁していると言っても私は過言ではないというふうに思っておりますので、市民の声であるというふうなことを、ひとつ市長以下、幹部の皆さんが考えていただきまして、この質問された項目、あるいは要望を受けた項目について、ぜひ実現を見るように努力をお願いしたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎富浜靖雄君

議員番号４番、公明党の富浜靖雄です。通告に従い、一般質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について。市役所庁舎内の市民コーナーについてお伺いいたします。本年、2025年は、宮古島市が誕生して20周年を迎えます。市としても市民フェスティバルのような特別な事業や冠事業など、様々な企画やイベントを企画しております。20年たった今、宮古島市について改めて考えてみますと、知っていることや知らないことも多くあることに気づきます。市町村合併後の旧庁舎では、宮古島市の紹介として１階ロビーにコーナーを設け、市章やイメージキャラクターのみーやをはじめ、市の木や花、花木、蝶、鳥、貝の説明と併せて都市宣言等を展示していたことを記憶しております。

そこで伺います。20周年に当たり、市民の方々に宮古島市のことをさらによく知っていただくことを目的として、庁舎１階ロビーに市を紹介する市民コーナーを設置する考えはないかお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

市役所ロビーに市民コーナーの設置をしてはどうかというご質問でございます。現在１階ロビーにおいては市民対象のイベントや市主催のパネル展など、多種多様な催しに有効活用しており、イベント内容によっては場所の形態を自由に変更できることから、有用なスペースとなっております。議員提案のコーナーは据置き型の展示と考えておりますが、そうなると必然的に場所が限られることから、展示効果など、十分検討する必要があると考えております。

◎富浜靖雄君

ちなみに、都市宣言のほかに姉妹都市、友好都市、交流都市、また宮古島市に多大な貢献をしていただいた名誉市民、市民栄誉賞、また歴史を知る上で重要な文化財、市発行の書籍など、市町村合併後に引き継がれた様々なことを紹介するコーナーを思い浮かべますが、さらに充実した展示ができればと私は考えております。もし市長のお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

検討の時間もありますし、非常にいい提案だと思いますけども、予算も伴うことでもありますので、複数の部局でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

ご検討いただくということで、よろしくお願いします。よく行政視察とか他市に行った場合、大体の市には、市町村というか庁舎内、１階ロビーには何かそういうふうな展示物があります。私たちも別のところから来て、ロビー入って、ちょっとそういうスペースがあると、待ち時間というかちょっとした時間にそれをのぞいて、ここの市はこういうものが物産とか、こういうことを中心にやっているんだとか、浜松市でしたか、エヴァンゲリオンのでっかい像とか建っていました。そういうのを見て、この市はこういう感じなんだ、イメージなんだというのが想像できるので、何か展示物というのはある意味、いい効果を現すんではないかなと思います。最寄りの学校の生徒たちとかがまず来たときとかには、そういうのをのぞ

いて勉強になるんではないかなと思うので、本当に展示の場所とかは必ずしも１階ロビーではなくても私はいいかなと思っているので、そういうちょっと見えるコーナーをどこかに検討していただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。葬儀関連の手続についてお伺いいたします。６月の定例会において、池城健議員がおくやみコーナーの設置について質問がありました。市民生活部長の答弁では、多くの課題が生じますと述べつつも、より効果的な手続の在り方について、８月末をめどに取り組んでまいりたいとの答弁がありました。私にも市民の方から同じような要望が来ておりますので、多くの課題があるのは承知しておりますが、市民の負担軽減のためにワンストップ窓口の設置ができないかお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

死亡に伴う手続については多岐にわたるため、ご遺族の負担軽減を図る取組への関心が高くなっていることは承知しているところです。富浜靖雄議員も紹介したとおり、今年６月定例会で池城健議員からも同様な質問がございましたので、７月に関係部署担当者会議を行い、ご遺族の方の負担軽減が強く求められていることを共有いたしました。現行の総合窓口支援システムの効率的な活用について、おくやみコーナー的な役割ができないか検証を行っているところです。

◎富浜靖雄君

７月に検討を１回行っていただいて、総合的な窓口の業務をワンストップの窓口のような形でできないかと、またさらに検討を進めているというふうに理解しましたので、ぜひともこれ本当にすぐ、一朝一夕にすぐできるようなものではないと私も思っておりますので、本当に各部署と連携を取って、他市ができているのであれば、宮古島市もできると思います。これはもしかしたら、うまくいけば市民の負担軽減にもつながるんですけど、もしかしたら職員の負担軽減にもつながるんではないかなと私は思っておりますので、ぜひともこれから継続してのご検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。宮古島市職員の名刺についてお伺いいたします。私が職員時代には、自費で名刺を作成していました。現在、作成費用の負担はどのようになっているのかお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

職員の名刺についてお答えいたします。

本市においては、現在のところ、名刺作成費用は個人負担となっております。

◎富浜靖雄君

個人負担ということで、私の職員時代のときと変わらないというふうに分かりました。この自己負担、個人負担になっている理由というのがあれば、お聞かせ願えますでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

名刺は本来職務遂行で使うものでありますので公費負担という意見もあると思いますが、これまで宮古島市においては、市町村合併当初から個人負担となっております。その法的な根拠というのは、調べてみないと分からないところです。

◎富浜靖雄君

そうですね、根拠が曖昧かもしれませんが。

続いて、作成費用の負担軽減についてお伺いいたします。部署によっては多くの名刺交換を行う部署と、

さほど頻繁には名刺交換を行わない部署があると承知しております。名刺の作成費用の負担を軽減するため、相模原市では統一したものをある程度配布して、各自職員で自分の名前を印字するだけで、負担なく利用できるようにしていると新聞報道で知りました。部長以上の職員には100枚当たり1,500円程度の作成費を負担していたそうですが、頻繁に名刺を交換する職員など、自己負担が増えていたそうです。

そこで、宮古島市でも名刺を作成する費用の負担軽減ができないか、お伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

名刺の費用の負担についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、配属部署、役職等によって名刺の使用枚数はそれぞれ違っている状況でございます。名刺の公費負担については、国や他自治体の動向を見ますと、公費負担となっている自治体もございます。名刺は公務遂行に必要なものですので、職員負担軽減のため、公費による名刺シート、先ほど議員がおっしゃっていた名刺シートの購入による作成を検討いたします。

◎富浜靖雄君

検討していただけるということで、よろしくお願いします。

名刺を私も、今私議員としての名刺は自分で作ってはいるんですけど、ある業者の方はやはり公的な立場の人、役所の職員も含めて、普通一般的には1,200円取っているんですけど、1,000円で販売していますと。どういうことですかって聞いたら、やはり公的な立場の方は名刺をよく使うので、それにちょっとでも貢献したいという話を、これ一般の民間の名刺を作成する業者の方が言っておりました。そのときに、そういう割引までして気を遣っていただいているんですねと言ったときに、名刺は本当はもっと公費でやっていただければいいんではないかと私はそのときに話したんですけど、そうすると自費でやっているということをその業者の方は知っていたということです。それで、公費でやってあげれば負担が少なくなるんであれば、本当だったら正規の料金を取りたいという話はしておりました。それを聞いたときに、やはり本当に部署部署での差が激しいかなと思います。私が使っていたときには、役所の時代にある部署にいたときには、もう３か月ももたない。もう１か月、２か月で100枚がすぐなくなるということがあった。そうすれば、年に、２か月に１遍作るとしても、5,000円、6,000円は簡単に、もう毎年なくなっていると。でも､ほかの部署に行ったら､１年たっても100枚使い切らないという人もいるというところもあったので、ぜひとも負担軽減のための検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。根間公園予定地の周辺の治安についてお伺いいたします。昨年の12月定例会で、久貝美奈子議員も質問しておりました。今回も治安についても触れております。今年の６月定例会でも大城仁議員が交番整備に触れておりました。西里大通り商店街振興組合の先輩から、最近、夜中の治安がよくないと、根間公園が整備されたら、整備されてきれいになったら悪化するのではないかと危惧しておりました。根間公園予定地の付近に、見える場所に交番等があれば、抑止力につながるのではないかと話しておりましたので、私からも交番誘致についての当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

根間公園予定地周辺の治安についてですが、犯罪の抑制などを図る意味で交番を設置できないかということですが、宮古島警察署に確認したところ、要請があれば検討しますということで回答を受けております。

◎富浜靖雄君

要請があれば検討していただけるという宮古島警察署の話だったということなんですけど、市長、ぜひ地域住民と一緒に要請できないかというところをお聞かせ願えませんか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

要請は誰がするかという話ですけれども、やはり宮古島警察署のほうも、地域の方が、西里大通り商店街振興組合など、直接宮古島警察署に実情や課題について訴えたほうが効果的な要請になると考えています。もちろん要請活動や現状の課題などについては、市も共有して取り組んでまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

協力していきながら、西里通りも本当に、住んでいる住民の方がいらっしゃるので、先輩なんかもいらっしゃるので、ぜひ要請を検討していきたいなと思いますので、もしそのとき一緒にできるという形であればご相談させていただいて、一緒にできればなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

交番設置の話を今しているんですけど、ある場所では地域安全センターという、交番に代わるようなものもあるらしいです。交番に代わるようなものというのは、交番は警察官の方が常駐する、もしくはいる、落とし物とか拾い物があったときに届けるとか、そういうのができるようなところなんですけど、地域安全センターというのは警察ＯＢの方がいらっしゃったりとかして、地域の安全のために活動する拠点みたいな感じにも考えられるというか、あると、ちょっと調べてみたらあったので、そういうのも検討してもいいかなと思っております。

それで、ふと思ったんですけど、市街地型エコハウスの一部を改装して、そういうのにも使ったら使えるんではないかなって思ったりはしております。これは、今深く調べていないので、そういうのが可能かどうかは分からないんですけど、これ次回、もしよければ市街地型エコハウスの利用も含めて取り上げられたらなと思っておりますので、ぜひとも地域安全センターというのを当局の皆様にも知っていていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、福祉行政について。宮古島市出産・子育て応援事業についてお伺いいたします。令和４年12月定例会において、当時、国の第２次補正予算が成立したので、一般質問で取り上げました。すぐに対応していただいて、妊娠届出時に５万円、出産届出時に５万円の交付をしていただいております。

そこでお伺いいたしますが、現在の取組内容についてお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

出産・子育て応援事業は、本市においても令和５年度より実施している事業で、妊娠、出産、子育て期等に面談を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談事業と経済的支援を行う出産・子育て応援給付金事業の２つがございます。ご質問の出産・子育て応援給付金は、妊娠期に出産応援給付金として妊婦１人当たり５万円、出産後に子育て応援給付金として子供１人当たり５万円を給付するものでございます。

なお、令和７年度からは、法改正により、妊婦のための支援給付として実施しており、今後も継続して実施していく予定でございます。

◎富浜靖雄君

令和４年度のときには、国の補正予算で組まれていたんですけど、補助率というのは今どうなっている

のかお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

補助率については、令和６年度までの出産・子育て応援給付金は、国が３分の２、県と市がそれぞれ６分の１となっておりました。令和７年度からの妊婦のための支援給付は、国の10分の10となっております。

◎富浜靖雄君

国の10分の10、変わらない形ですね。もう国が全部出してやってあげていると。そういう補助は、ぜひ使って活用して、継続していただけるということなので、継続を本当に続けていただければありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、生活保護世帯についてお伺いいたします。生活保護世帯はクレジットカードが持てないと聞いております。島内で販売されている商品よりも安い商品をネットで購入したくても、クレジットカードを持っていないのでネットショッピングができないとお聞きしております。

そこでお伺いいたします。生活保護世帯のネットショッピング利用はできないのかお伺いいたします。

◎福祉部長（守武　大君）

生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する制度であり、生活扶助、医療扶助、介護扶助のほか、各種扶助が行われています。この各種扶助は、年齢や世帯員の人数によって基準が定められており、各世帯によって扶助額が定められておりますので、適正に支出を管理していただく必要があります。近年、多様なサービスが増加している中、ネットショッピングの利用によって生活の質が向上する場合もありますので、その利用に関し制限することはありません。生活保護世帯に限らず、収入と支出の状況を適切に把握し、適正に利用することが大事になるかと思います。

続けてクレジットカードについてお答えいたします。ネットスーパーの利用と同様に、近年、料金の決済方法も多様化しています。市がクレジットカードでの支払いを制限することはありませんが、生活保護世帯に限らず、適正に利用していく必要があると思います。

◎富浜靖雄君

制限するものではないということは、つくれるのかなと。クレジットカードがつくれるのであれば、これはもう信販会社というかクレジット会社が判断する、審査する。クレジットカードをつくる場合はやはりそうだと思うので、そういうふうになるんではないかなと思うんですけど、次の質問に行きます。

続いて、ネットスーパーの利用についてです。高齢者の生活保護世帯など、自分で買物に行けない方、移動に制限があるような方などにとっては便利なサービスです。先ほどの質問と関連しますけど、生活保護世帯のネットスーパーの利用についてお伺いいたします。ただ、クレジットカードではなくて、デビットカード、銀行から直で引き落とされる、それだったらできるよというのをちらっと聞いたんですけど、そこについてお伺いいたします。

◎福祉部長（守武　大君）

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、食品や生活用品等の購入方法として、ネットスーパーの利用を制限することはございません。重い荷物を自宅まで配送してもらうことで生活の質も向上することが見込まれるため、適正に利用することが必要と考えております。

デビットカードについてですが、宮古島のスーパーで利用できる決済方法、少し調べてみましたが、主にクレジットカード払いが主になるんですが、一部デビットカードや代金引換えの利用が可能な店舗もあるとのことです。

◎富浜靖雄君

デビットカード、一部使えるようなところがあると今聞いたんですけど、私も全部調べていないので、使えるか使えないのか分からないんですけど、ぜひもし使えるのであれば、そういうもので対応していただく。本当にクレジットカードというのはつくりにくいと思うんです。信販会社も、生活保護世帯へのクレジットカード発行というのはなかなか判断も厳しいのかなと思うので。できなくはないとは思うんですけど。ただ、判断は厳しいのかなと思うので、デビットカードのようなものができるようなネットショッピングだったりネットスーパーというのがあれば紹介していただいて、そういうふうに使ってください。これは別にローン組むわけでもないし、銀行にあるお金がそのまま直接なくなるだけなので、問題ないのかなと思っているので、そのデビットカード利用を進めていただくというか、紹介していただくというふうなのがいいのかなと思います。お年寄りとかが、本当に近くの小さいマッチャと呼ばれるようなお店がもう地方でもどんどん、旧郡部のほうでもどんどんなくなってきておりますので、買物行くときに、もう本当に市街地まで出てこないと買物ができないような状況というのも大変だなと思いますので、週に１回でも利用できるのであれば、ネットスーパーを利用していただくというのも一つの手だと思いますので、当局のほうとしても支えてあげるというか、フォローしてあげるという形を取っていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育行政について。子供たちが遊べる場所についてお伺いいたします。これまでも数多くの市民から、子供の遊ぶ場所がないとの声を聞いております。大体ざっと内容としては、悪天候時の遊ぶ場所、また気温が高いので、屋内での遊ぶ場所、低学年、高学年、学年に見合ったような遊ぶ場所など、時には具体的にラウンドワンのような民間施設の話までありました。昨日の狩俣勝成議員の一般質問でもボウリング場の話も出ておりました。閉館したボウリング場は、私にとっても思い出の場所で、高校野球部時代、練習が雨、豪雨とかで中止になったときに、ボウリング場に行って、ビリヤードとか卓球をして遊んでいた思い出があります。皆さんにもそういう思い出はあるんではないかなと思うんですけど、思えば広い意味でいろんな年代層が遊べる複合的な施設だったなというふうに今思っております。なので、なくなったのは本当に大変残念なことなんですけど、子供の遊ぶ場所の話はもう当局にも市長にも来ていると思いますので、見解をお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市には、子供や若者向けの娯楽施設が、ほかの地域に比べまして少ないことは認識しております。また、県内の娯楽施設のほとんどは民間主導で運営していることも認識しているところでございます。仮に娯楽施設を誘致するとしましても、民間事業者自らが採算性等の市場調査を踏まえ、整備するか否かの判断をするものと考えられますので、市が個別事業の市場に介入することは好ましくないものと考えておりますので、厳しいかなと考えております。

◎市長（嘉数　登君）

富浜靖雄議員の質問に関連して答弁させていただきますと、私も直接子供の遊び場といいますか、遊具

の設置をという要望はたくさんありますけども、大きな意味での娯楽施設という意味ではあまり捉えていなくて、まず優先すべきは、子供たちが雨の日、あるいは暑い中、なかなか遊ぶところがないというところと、それから遊具自体がないというようなところがありますので、その辺は地域の声を伺いながら、今補正予算でも上げておりますけども、例えば１ｏｎ１のバスケットコートを造ったりとか、こども園をつくるに当たって遊具を設置したりというところからスタートしておりまして、もちろん子供だけではなくて、学生、大人はどうかという観点もあろうかと思っておりますので、誘致の可能性については引き続き検討していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

子育て支援という面からも、もう本当に小さい頃から、宮古島市であれば高校まで宮古島市にいます。この声を出しているのは生徒というよりは保護者の方々がよく言います。思われるのは、おうちにごろごろしていてゲームをやって、なかなか外に出ないとか、また、雨の日になった瞬間に、本当は公園に遊びに連れていこうと思っていたのに行けないとか、何かそういう、本当に生活の中の一部だと思うんですけど、結局子育て、子供を育てていくという上でそういうところのフォローができていれば、宮古島市にも、住宅の問題もありますけど、そういうところも踏まえてフォローしていくというか、検討していくというか、本当に宮古島市では子育てがしやすいというような意味合いの、市長もかねがね言っておりますので、ぜひそこら辺も、自分も勉強しながらいろいろ考えていきたいなと思うので、一緒になって考えていきながら、市民の要望とかも踏まえて、一緒に市当局と検討していければいいなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、ＧＩＧＡスクール構想の推進についてお伺いいたします。コロナ禍の影響で前倒しになったＧＩＧＡスクール構想ですが、当時、教育委員会の、私職員でした。端末の導入に携わらさせていただきましたが、数年の計画で推進する事業を単年度で行うこととなったので、コロナ禍で、大きな遅延もなく実施できました。当時の担当職員の仕事はすばらしい仕事をしたんではないかなと思っております。

そこで伺います。当時導入したタブレット端末ですけど、更新の時期を迎えると思います。その更新についてお伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

ＧＩＧＡスクール構想の推進についてお答えいたします。

富浜靖雄議員がご質問したとおり、第１期のタブレットの端末更新について、５年目を迎えておりまして、次年度からの第２期のタブレット端末の更新作業を現在進めているところです。令和８年３月31日で第１期のリースが満了となることから、タブレットの端末の更新について準備を進めております。また、１期目と同様に、リースでの契約となっております。

◎富浜靖雄君

１期目と同様にリースで契約して、令和８年３月31日以降、４月１日からという感じですか、新しい端末になるんではないかなと思います。

当時端末を導入するに当たっていろんな話がありまして、ＯＳの話だったりとか、パソコン型がいい、タブレット型がいい、いろいろ何かそういう話、議論もありまして、ある程度今の端末に落ち着いたんですけど、この今の新しくなる端末、スペックはどのようなスペックになっているかお伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

更新予定端末のスペックということです。更新予定のタブレットにつきましては、ＯＳについてではあるんですけども、クロームブックという第１期と同様のものを使う契約として更新をする予定となっております。また、ＣＰＵもインテルプロセッサN100ということで、現第１期目で使っているものに比べてちょっとレベルの高いものを入れる予定をしております。メモリーにつきましては、４ギガバイトメモリーということで、１期目と同様のものとなっております。また、タイプＣに対応したポートを２つ有しているものであって、タッチペンの附属となっております。また、令和２年度整備した端末に比べまして、処理性能を上げた端末を予定をしております。

◎富浜靖雄君

１期目よりいい端末の導入だというふうにお聞きしました。昔、コロナ禍のときの導入は画像処理が主な感じだったんですけど、もう最近は映像、動画、画像というか、動画のほうがメインになってきているので、処理速度も速い端末になってくるんだろうなというのは想像できました。

学校教育におけるネット教育というのは大変重要だと思っております。特に情報リテラシー、情報を正しく理解、判断し、安全に利用するためには本当に不可欠です。児童生徒は進学していきますし、大人になったら社会にも出ていきます。さらに重要になってきますので、しっかりとした対応をしていただいて、しっかりとした教育をよろしくお願いしたいと思います。

次に行きます。学校給食における食べ残しについてお伺いいたします。学校の食べ残し、残飯量を把握しているのかお伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

各学校の残飯量の把握についてです。学校給食の残飯につきましては、各学校給食共同調理場に収集した残飯を民間業者に委託をしまして、運搬処理業務をお願いをしております。調理場全体の残飯量は把握はしておりますが、各学校ごとの残飯の量については把握はしておりません。

◎富浜靖雄君

民間で処理していただいているということなので、少なからず出ているのだなというふうに理解します。

続いて、食育の観点から、コンポストを学校で活用したら、残飯を収集する必要がなくなるのではないかとの思いでの質問です。答弁を求めます。

◎教育部長（久貝順一君）

コンポストの件についてお答えいたします。学校給食は、児童生徒が１日の３分の１のエネルギー量と、多様な食材を組み合わせてバランスの取れた栄養素をおいしく摂取できるよう、栄養士が毎日の献立を考え、提供しておりますが、残飯が出ることも現実となっております。昨今の報道関係で騒がれていますエネルギー不足にもつながっているものと考えております。まずは残飯を出さないように、児童生徒が成長過程での食の大切さを考えるとともに、一番は食材を提供している生産農家さん、また漁業関係者の方への感謝の気持ちを育て、給食を完食する教育も食育の観点の一つと考えております。また、食品ロスの対策からも重要なことだと考えております。今後、学校側と意見交換等を行い、認識を共有できたらと考えております。

学校給食における残飯の処理にコンポストの活用は大変よいものと考えております。ただ、学校でのコ

ンポストの利活用については、先生方の負担もあることから、まずは小規模校のほうの設置ができないか、学校の意見を聞いてみたいと考えております。

◎富浜靖雄君

学校の意見を聞いていただいて。小規模校から。ありだなと思います。

あと、コンポストを使ってできれば、肥料ができますので、その肥料を使って、低学年の生徒なのか、昔、何か朝顔育てたりしたような記憶もありますけど、そういうものに使っていただいて。以前も少し話したんですけど、児童とか生徒が自分で作った野菜は、苦手なものでも食べるんです、食べちゃうというか。自分が育てたという気持ちがあるのか分からないんですけど、そういうふうな、食育に関してはすごく有効だなと思って、堆肥、肥料を作りますよといったら農業とかの、農家の方々はこういうのでやっているんだというようなまた教育にもつながる、農業教育にもつながるのかなともいろいろ思うので、ぜひ小規模校からやっていただいて、できれば何かいい実績をつくっていただいて、先ほど教育部長が言っていただいた食品ロスの観点からも、少なくなりながらまたそういうのを、少なからず出る残飯を利用して、そういう教育に結びつけられるような取組をぜひやっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、道路行政について。宮古島市道路台帳等作成業務についてお伺いいたします。令和３年12月定例会において、私の初めての一般質問の場でしたけど、市道の路線名を調べる方法について質問させていただきました。当時の建設部長の答弁で、宮古島市道路台帳等作成業務で、宮古島市全体の市道を道路台帳デジタル化及び道路管理システムの構築を行いますので、業務完了後は市のホームページなどでこの道路網図データ、道路名リストなどを公表しますとの答弁でした。再質問で市のホームページの公開時期をお聞きしたところ、複数年の調査事業になるので、公開時期は未確定との答弁でした。令和３年度からやっていますので、12月でしたから令和４年１月から、令和４年の頭からと考えてもいいかな。この業務の進捗状況についてお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市道路台帳等作成業務につきましては、令和３年から令和６年での計画をしておりましたが、市道の重複箇所や市道と農道などの移管調整に時間を要し、令和７年度末での完成予定となっております。

◎富浜靖雄君

計画的には令和３年度から令和６年度が、令和７年度まで延びまして、令和７年度末で完成ということですね。今年度末ですね。では、それ市のホームページの公開についてどうなるのか、お伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

道路台帳の路線網図のホームページへの掲載につきましては、道路台帳等作成業務が完了しまして、業務で使用しながら改善箇所や不備などを確認し、微調整を行い、令和８年度中の公開を予定しております。

◎富浜靖雄君

令和８年度に公開。頭からでいいですね。末。

（何事か声あり）

◎富浜靖雄君

中ね。すみません。令和８年度中に使えるようにしますと。これ本当に前も、令和３年度の質問のとき

にも言ったんですけど、本当に路線を調べるのがすごく大変で、役所に来て聞かなきゃいけないんですけど、電話で確認しようと思っても、ある程度市街地、市内で目印があれば、すぐあそこの道ねというふうに分かるんですけど、ちょっと田舎のほうに行くと目印がなくて、もう路線名を指定するのも難しい。これが本当に市道なのか、私道なのか、県道なのか、本当に微妙なところがあって、これができたら、それを見てすぐその場所で確認できて、すぐ連絡して、対応がしやすくなるなと思っていますので、令和８年度楽しみにしております。このときには一般市民の方も使えるようになるし、議員としても道路の行政でよく要請があるんですけど、そういうときにもすぐ確認ができるようになれるんではないかと思うので、もうすごく期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大型バスが往来する路線についてお伺いいたします。知り合いのバス運転士さんから、街路樹の枝が危険だと。その街路樹の枝が車に当たって破損したとか。これを気にしているとレンタカーがばんばん走ってくるので、避けるというか運転するのも難しいというふうなことをお聞きしています。各同僚議員の方も、道路の枝とか、雑草だとか、ごみだとか、もう本当に数多く質問されておりますけど。

そこで、質問させていただきます。大型バスの往来する路線で、街路樹の枝が交通の妨げになっている路線を当局として把握しているのかお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

街路樹により通行に支障がある路線につきましては、大抵リュウキュウマツやテリハボクなど、主に枝が横に広がる樹種の場所となっていると理解しております。

◎富浜靖雄君

リュウキュウマツなど枝が横に伸びるもの。本当にバスの運転手というか、バスはやはり普通乗用車より高いので、ちょっと伸びていると当たるようなところも出てくるのかなと思います。一般の車は、やはり低いので、枝が当たらないようなところを走っています。それがばんばん走っている。バスはちょっと高いので、その枝葉を気にしながら走る。ぶつかる。ぶつかって、ミラーが割れたりしているという話も聞いています。これもし、できるかどうか分からないんですけど、バス業者にアンケートするなり聞き取りをするなりして、この路線がそういう路線だという、逆に言うと大型バスが通る路線というのは大体そう決まっていると思うので、というのを調査していただくということは可能かどうかお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

現在、通行に支障のある街路樹については、バス会社などから街路樹の状態についての情報提供がございます。その都度枝の伐採作業を行い、対応している状況です。

◎富浜靖雄君

その都度ということなんですけど、これ市道の場合は市がやりますし、県道の場合は県がやるんですけど、この市と県とバス会社というこの３者というか、こういう連携とかが取れているのかどうかというのをお聞きしていいですか。

◎建設部長（下地睦子君）

現在は個々の情報提供であったりというような状況ですので、３者で連携しているということではございません。今後、バス会社と協定を結ぶなり、そして県も一緒に意見交換の場を実施したいと考えています。

◎富浜靖雄君

観光で宮古島市は相当潤っているところもあるんですけど、オーバーツーリズムの話もあります。ただ、来た場合、バスで来るクルーズ船とか来たら、バス多いです。よく利用されています。なので、路線バスが通る路線をぜひ把握していただいて、情報共有していただいて。ということは、１社が分かるんではなくて、全部情報を共有できれば、対応の仕方、対応の順番、市道を、ここを先に伐採しますよ、県道を先にします、もしくはこの時期はここ通らないから、ここ先にしてくれませんかという要望、本当に協議していただくとおっしゃってもらったので、ぜひともこれをやっていただければなと思います。これは、砂川和也議員も言っていましたけど、バスだけではなく、大型車両とかだったらダンプにも言えると思います。ダンプが擦れ違いざま、枝にぶつかってちょっとよろけたら、もしかしたらレンタカーにぶつかるという可能性も出てくるので、道路管理の観点から、そういうレンタカーにぶつかるようなことがないように、事故が起こることがないように、ぜひとも枝葉、街路樹の枝については密な連携を、３者で連携をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後の取組についてというのがあったんですけど、これがそういう意味合いで捉えてよろしいですか。

◎建設部長（下地睦子君）

富浜靖雄議員おっしゃるとおりで、今後はバス会社、あと県と協議の場を持って、意見交換を実施しながら、よりよい道路状況をつくれるように努力してまいります。

◎富浜靖雄君

よろしくお願いします。本当に事故が起こってからでは遅いので、そういうのはもう前から、街路樹の枝についてはもう前から私もいろいろお話はありました。ただ、具体的な話が聞き取れなくて、今回初めてバスの運転手さんという現場の方から具体的な話があったので、質問に取り上げさせていただきました。ぜひともよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。我如古三雄議員の質問で工事の日程は分かりましたが、大嶽城址公園の展望台の工事について、工事内容について。というのは、工期とかというよりも、どのようなものができるのかというのをお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

大嶽城址公園の展望台建築工事についてでございます。展望台の高さは７メートル、建築面積は79.3平方メートル、延べ床面積が94.5平方メートルとなっておりまして、駐車場から上がって展望台の建築で、展望台まで上がる通路の整備を行う工事となっております。今年度は単価の入替えを行いまして、８月に入札を実施しましたが、先日も申し上げたとおり入札不調となっております。現在は、随意契約のための見積依頼を行っておりまして、今月中に契約締結が完了するよう作業を進めております。

◎富浜靖雄君

入札が何度か流れていますので、ぜひともやっていただければと思うんですけど、再度お伺いしたいんですけど、前回やったその展望台との差、高さも変わらない、面積も変わらない、構造物的なもので前の展望台と変わるところがあるのかというのをお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

以前の展望台と大きな差があるか。特別差はないです。

◎富浜靖雄君

これ上野地域の住民の方、展望台の近くに住んでいる方なんですけど、大嶽公園の近くに住んでいる方なんですけど、いつまでたっても使えない、いつまでたってもあのまんまだというのを聞いて、では確認させていただきますというので質問させていただきました。我如古三雄議員のときに工期とかそういうのも分かったので、まだ入札、随意契約でやるとかという話でしたっけ。進めばいいかなと思うので、その方もやはり住民の方は楽しみにしているのだろうなと思います。ただ、何もされないままずっと置かれているというイメージだったと思うので、早めの、早めというか、なるだけ早くやれるように。新聞で出ればその方も安心すると思うので、随意契約でも何でもできれば本当にやっていただければなと思うので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりました。質問も終わります。最後に一言。勇退される議員の皆様には大変お疲れさまでした。次に挑戦される議員の皆様には、頑張りましょうとお伝えしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、15時35分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時21分）

（下地信広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後３時35分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎池城　健君

議員番号15番、新政会、池城健です。通告書に従って質問させていただきます。当局におかれましては、丁寧で分かりやすい答弁をお願いします。

まず最初に、１番、教育行政について。１、教育予算の拡充についてですが、本年９月７日付の宮古新報に掲載された記事によると、市長は定例会見で久松中学校のトイレの修繕が終了したと報告、２学期からは使用できるとし、要した費用は44万円と報道されています。これは、先日開催された子ども議会において久松中学校の代表から質問された内容に、市長が迅速に対応したものと高く評価します。質問した砂川陽麻莉さんも非常に喜んだものだと思います。

ところが、この生徒の一般質問通告書には、以下のように記載されています。少し長いですが、一部を読みます。私の通う久松中学校では、１階女子トイレに４つの個室があります。そのうちの一つの壁のタイルが剥がれており、危険なために使用できない状態が入学した頃から続いています。生徒総会で要望しても、教育委員会に要請はしているという回答のみで、私たちが望むような改善がやられていないままで

す。この状況は、女子トイレだけでなく、男子トイレでもあるようですと発言しています。

この女子生徒は、中学３年生なんです。ということは、このトイレ２年以上ほったらかしの状態だったということなんです。市内の小中学校には、多いところで600名近い児童生徒や職員、少ないところでも数十名が毎日生活しています。ですから、こういうような使用できない状態が続いたら、学校生活は非常に困ります。市長の迅速な対応は非常によかったと思いますが、これは教育委員会としては、予算が確保できないから対応できなかったのかなと推察いたします。つまり、予算があったら、市長の手を煩わせることもなく、もっと早く対応できたと思います。市民からは、子供たちの教育環境をもっとよくしてほしいという声が多く寄せられています。こうした声に応えるために、教育予算の拡充に向けた取組をどのように進めていくお考えでしょうか。教育予算の拡充について、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

まず冒頭に、子供たちに学習活動以外に心配といいますか、ご負担をかけている現状に心苦しく思っております。

ご質問にお答えしますと、教育費の予算については、毎年度必要な予算について予算措置をしているところです。令和７年度当初予算に占める教育費の構成比率は9.8％となっておりまして、同規模の人口の自治体である石垣市、こちら8.2％、糸満市が8.4％、南城市が13.8％など、類似市と比較しても遜色ない予算となっていると考えております。令和７年度におきましては、子供たちの学ぶ意欲と学力向上への取組として、漢字検定、英語検定、数学検定等の検定料全額補助を実施するとともに、再チャレンジへの支援として、同一検定の再受験についても新たに補助対象へ追加いたしました。また、文化スポーツ活動への積極的な参加を促進するため、島外で開催される各種大会への派遣費について、従来の航空運賃に加えまして、新たに宿泊費も補助の対象といたしました。また、物価高騰等による食材費の増額が子供たちの学校給食へ影響しないよう、賄い材料費の増額も行っております。それから、学校施設の維持補修に係る工事請負費につきましては、令和６年度の１校当たり40万円から、令和７年度からは１校当たり200万円に増額をしております。今後も、島の将来を担う子供たちが安心安全な学校生活が過ごせるよう、教育委員会、学校現場からの要望を踏まえつつ、教育費の必要予算の確保に努めてまいります。

◎池城　健君

同じく、教育予算の拡充について宮城克典教育長の見解を伺います。

私は、教育長の職務として一番大切なことは、しっかりと予算を確保して、修繕すべきところは迅速に対応し、今市長がおっしゃったように児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができる教育環境、そして学校職員が教育活動に専念できる教育環境を整備することだと思います。教育長は、子供たちの可能性を拓き、未来の宮古島市を担う人材を育てたいと語っています。教育長が掲げる未来を担う人材の育成に向けて、予算面でどのような支援が必要とお考えか伺います。

◎教育長（宮城克典君）

２つに分けてお答えしたいと思います。

まず、子供たちの可能性を拓き、未来の宮古島市を担う人材づくりということで、その未来を担う人材づくりをどのようにするかということです。それについての予算拡充をというふうなことですので、お答えしますが、子供たちの可能性を拓きという場合に、新聞記事ではこの拓きの拓くという字が、門構えに

開くのほうでした。これは単純に閉じているものを開くというふうになると思います。これに開拓の拓のほう、これを当てて拓くという場合は、未開の土地を拓く、新しい分野に進むという意味合いがありますので、私はこちらのほうを使うようにしています。

まず、この未来を担う人材づくりということで、私は、キーワードになるのがグローカル人材という言葉です。グローカルは、グローバルという英語とローカルを合わせた造語ですが、「生まれは一（ピトゥ）島、育つは七島」という方言もあります。これは、一度は宮古島に生まれて、生を受けて、宮古島を出た後、グローバルな舞台で視野を広げる。これは、必ずしも宮古島を必ず出なさいという意味ではなくて、足元ばかりの狭い視野、その視点で物事を見るんではなくて、大局的な世界観を持って視野を広げよう。そのチャンスとして一旦島を出るというのもいいでしょう。その後、大きな志、向上心を持ってほしい。そして、様々な体験を通してグローバルな国際的視野、そして地元、ローカル、さっきの言葉を借りると、生まれ島、そこに戻ってきて、自己のアイデンティティーを振り返り、自分と対話、葛藤、模索する中で、自己指導力、自己調整力を身につけ、自己目標達成に挑戦する人材の育成、こういった子供たちを育てれば、それがいつか宮古島のために何かしら尽くせる、貢献できる人材になって帰ってくるんではないかなというふうに思います。

次に、予算面での支援です。具体的な支援については、先ほど市長がおっしゃったように、419億円の予算がつきまして、その中で、補正予算を加えていくと、最後には10％を超えていきます。類似市町村の中でも遜色はないということですので、私もそう理解していますが、懐は温かいほうがいろんな政策ができますので、それを次年度もお願いするところです。

◎池城　健君

次年度予算編成において、学校内において児童生徒が使用禁止とかの場所がないように、安心して学校生活が送ることができるような教育予算、ぜひお願いします。一般会計予算10％をぜひ超えるくらいの予算確保を目指して、教育長、市長にお願いしておきたいと思います。

次、２番、スクールロイヤーの配置についてです。近年学校現場では、いじめ、保護者対応、教職員間のトラブルなど、法的な判断を要する事案が増加していると聞いています。こうした課題に対し、迅速かつ的確に対応するためには、教育現場に法的専門家であるスクールロイヤー、学校弁護士の配置が不可欠です。沖縄県では県立学校、各地区ごとに１人ずつ、スクールロイヤー制度が導入されていると聞いております。しかし、宮古島市内の小中学校では現場の教職員が法的判断を迫られる場面があり、支援体制の強化が求められていると聞いています。

そこでお伺いします。１、宮古島市内の小中学校において、いじめや保護者対応など法的判断を要する事案の件数と傾向について、教育委員会としてどのように把握しているか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

いじめや保護者対応など法的判断を要する事案の件数と傾向についてお答えをいたします。

いじめ等並びに法的判断を要する事案件数については、いじめ防止対策推進法に基づき、学校から教育委員会へ毎月報告がありますので、件数等は把握しております。令和６年度は、いじめ認知件数が444件、詳細としましては小学校が401件、中学校が43件となっております。その中で、ご質問の法的判断を要する重大事態件数についてはゼロ件との報告がありました。ただ、この444件の傾向といたしましては、近年の

子供たちの問題も複雑化、多様化、これはＳＮＳ等での誹謗中傷としております。また、いじめ、不登校、体罰、事故、また保護者関係者等からの理不尽な要求もあり、学校や教育委員会だけでは対応しきれなくなっているのも事実でございます。本市としましては、今年度、今定例会に補正予算を計上しておりますけども、スクールロイヤーの設置に向けて取り組んでおりまして、補正予算が通り次第、10月には契約を予定をしております。その中で、諸問題等についての対応について、早急に対応ができたらというふうに考えております。

◎池城　健君

教育部長、今の答弁によると、この法的判断を要する事案というのは、それではいじめ以外も宮古島市は今のところゼロ件と理解していいんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

いじめ以外でいきますと……いじめのみの件数となっておりまして、残りは不登校の関係の人数とか、そういった部分となっております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時49分）

再開します。

（再開＝午後３時49分）

◎教育部長（久貝順一君）

法的判断のものの中で、いじめも保護者対応についてもゼロ件ということです。

◎池城　健君

それでは、２番、県教育委員会が配置しているスクールロイヤー制度の活用状況について、市として情報共有、連携が行われているか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

沖縄県教育委員会がスクールロイヤー制度を行っていることは把握をしております。また、これまでにスクールロイヤー設置を導入している市は、県内11市のうち８市が導入しております。本市も今年度10月から導入予定をしております。今後、既に先行導入しています沖縄県または各市にも問合せ等を行いながら、情報共有や情報連携を積極的に行っていきたいと考えております。

◎池城　健君

補正予算で宮古島市も導入をする予定だということを伺って安心しておりますが、ではスクールロイヤー制度導入についての教育長の見解をお伺いします。

◎教育長（宮城克典君）

スクールロイヤー制度とは、弁護士が学校や教育委員会に対し助言を行い、子供たちの最善の利益を目的に助言します。近年学校現場では、たくさんの諸問題があります。例えば児童生徒間のいじめ、不登校、暴力、あるいは自死問題等もあります。それらの子供たちに関わる問題、それから保護者や家族の方々から理不尽な要求、いわゆるクレーム等、クレーマーとか、それに派生する保護者とのトラブル、それから

教員自身の体罰があったり不適切な指導等があり、教職員の不祥事に関する事案、それから法的責任を伴うような学校事故、例えばサッカーゴールが倒れてきて頭を打ったとか、そういう安全管理義務違反等に関し、これらの対応に学校長、教頭、教職員ではなかなか法的な根拠を見いだせずに、その対応に苦労するあまり心労を重ねて病気に追い込まれる等の事案も聞いています。

そこで、これらの対応に、弁護士資格を有し、法律の専門的見地から助言、アドバイスを受けることは、校長や職員も大変心強く、法的判断基準において自信を持って対処できるものというふうに思います。そのことが、結果的に子供、職員間のコミュニケーションの時間を創出し、働き方改革にもつながれば、すばらしい成果が得られるのではないかと考えます。

◎池城　健君

ぜひ宮古島市でも児童生徒や教職員のために、しっかりと活用ができるような制度設計をよろしくお願いいたします。

次に、昨年、新政会としてアパートの家賃高騰について教職員へのアンケートを実施しました。そして、令和６年の昨年の12月定例会において、長崎富夫議員、山下誠議員、そして私がその対応を質問したところ、大城裕子前教育長は教育委員会としても既存の施設の改修について具体的な検討を進めるなど、教職員の住環境の整備に努めてまいりたいと答弁しています。

そこでお伺いしますが、この教職員のアパートの家賃高騰への取組はどうなっているのかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

教職員のアパートの家賃の高騰に対する取組ということです。今年度、４月に沖縄振興拡大会議の中で、県の教員住宅、県立学校の部分の中での教員住宅を使えるような形の制度の変更はできないかという要望を出しております。また、県都市教育長協議会と県教育長との意見交換会のテーマとしても本件を取り上げていただくよう提案をしております。４月に振興拡大会議で確認をした部分について、所管、沖縄県教育庁の所管課のほうに確認をしたところ、要望については現状把握はしているんだけども、対応についてはこれからとのことでした。現在のところ進展はございませんが、機会を捉えて県や関係機関へ現状を伝える必要があると考えております。引き続き各学校、また宮古教育事務所、関係部局と連携しながら、教職員の住宅問題の解消に向けて取り組んでいきます。

◎池城　健君

今年度、５月、６月、私、各小中学校を回ったんですけど、やはり赴任した先生方、非常にアパートを探すのにも、そしてその家賃高騰にも困っているんです。ですから、早めの対応をぜひお願いします。

次行きます。市内小中学校における教材費の取扱いについてですが、市内小中学校では４月の新学期が始まると、教科ごとに年間で使用する教材について選定して、保護者に購入してもらうようにしています。その際、教材費は１人１万円から２万円ほどかかりますが、そのお金を学級担任が集金し、教科ごとに分けて業者に納入するということを毎年繰り返しております。これは、学級担任にとってはかなり大きな業務負担となっています。

そこで、教育委員会は現状どのように把握しているのかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

各小中学校における教材費の取扱いについてということで、教育委員会は現状をどのように把握してい

るかというご質問です。教育委員会では、校長連絡会、教頭連絡会や学校事務職員との意見交換会、また学校訪問などにより、定期的に学校現場からの意見を聞く機会を設けております。その中で、教材費の現金取扱いをなくす取組を行ってほしいということについては、以前からご意見をいただいております。教育委員会としても、その課題については認識しているところであります。また、ご指摘のとおり、学校での現金の取扱いは教職員の業務負担になっていることや、また紛失、また盗難など、トラブルなどのリスクもあることから、教育委員会としても現金を取り扱わずに済むような取組を今後も進めていきたいと考えております。

◎池城　健君

宮古島市に他地区から来た先生方の話によると、他地区ではもうほとんどのところで学級担任や教科担任が現金を取り扱わないという話をしているんです。宮古島市は、そういう取り扱わない取組ができないかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

学級担任や教科担任が現金を取り扱わないような取組ができないかとのご質問にお答えいたします。

これまでの取組としまして、昨年度、学校事務職員との意見交換会を持って、徴収アプリや集金代行サービスの比較検討を行っております。徴収アプリや集金代行サービスは多くの事業者が提供しており、比較的大きな学校には適しているが、小さな学校には適さないものや、また導入費用が比較的安価ではあるが、その後の負担が大きいなど、種類によってメリット、デメリットが様々であります。学校によっても意見が分かれているところがありまして、教育委員会としても統一したアプリの導入に当たって検討しておりましたけども、そういった様々な学校からの意見がございますので、統一できるのか、あとは各学校に合わせたアプリの導入ができるのかというのを、また再度検討していくこととなっております。

また、今年度は平良中学校で、ウェブ口座、振替アプリのｔｅｔｏｒｕというアプリを活用しております。また、久松中学校では、集金代行サービスのスクールコレクトというものを試験的に先行して導入をしております。どちらも学級担任や教科担当の現金取扱業務が削減されたり、また支払い者、未納者の管理がしやすくなるといったメリットがある一方で、口座登録を拒否する保護者も中にはいるということもありまして、結局は現金とアプリ管理の両方の業務が生じたりしているということもありまして、学級担任または教科担当の現金取扱業務は削減はされたんですが、アプリによる管理の一元化により、それを担当する職員の、先ほど言った口座登録を拒否する部分の中での現金とアプリの両方になっているということで、担当する職員の負担が増えるといった課題が生じているというふうに聞いております。これらの学校の意見を踏まえながら、またどのようなサービスが本市に適しているのか、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

◎池城　健君

私も久松中学校と平良中学校を訪問して、教頭先生からいろいろお聞きしました。いろいろとまだ解決しないといけない課題があると思いますが、教職員の働き方改革、負担軽減に向けて大きな一歩だと思います。今後も教育委員会として現場のサポートをよろしくお願いします。

次行きます。現在市内の小学校においては、平良第一小学校、南小学校、北小学校、東小学校において金管バンドの活動が行われています。この小学校の金管バンドについて、現状を教育委員会はどのように

把握しているのか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

小学校の金管バンドについての教育委員会の把握ということです。金管バンドの活動は、本市においては、池城健議員がおっしゃっていた４小学校において実施しております。放課後の時間に各児童の興味や関心及び保護者の同意により行われております。活動は、演奏技術の向上をはじめ、集中力、協調性等を身につける教育的意義の高い活動であると認識をしております。一方、池城健議員ご指摘の児童生徒数の減少は、金管バンドに限らず、スポーツ活動等においても、学校単位での人数編成がかなわないケースがあることや、教育課程外の活動ということもありまして、学校職員のみならず、外部指導者及び保護者の協力も得ながら活動していることを教育委員会としても確認をしております。

また、過去に、平成30年度ではあるんですけども、教育委員会としましては、一括交付金を活用した楽器の購入をした経緯もあります。今後とも楽器の有効活用をするための方策も含めて、例えば楽器に触れる機会の少ない児童についても楽器に触れる機会を設けたりとか､様々な興味関心もいただいてもらって、また金管バンド活動の活発化といいますか、部員といいますか、そういった子供たちも増えるような形の取組ができればと考えております。

◎池城　健君

そうなんです、教育部長。実は四、五年前まで各学校の活動している児童は、それぞれ50名前後いたんです。ところが、やはり教員の働き方改革ということで、教育部長がおっしゃったように教育課程外、特に小学校はということで、もう教職員は関わるなという形になってしまって、教職員が手を引いてしまって、指導者がいなくなったおかげで、今各学校、金管バンドはもう保護者が代表者というような形になって運営しているんです。ということは、保護者なので、自分の仕事終わってから行く。ところが、学校はもう５時過ぎたら鍵を締めますよと。なかなか活動ができないので、どんどん、どんどん面白くないといってやめてしまっているのが現状なんです。ですから、これを、しかも教育部長がおっしゃったように、平成30年に約2,500万円かけて各市内の小学校､中学校に一括交付金を活用して楽器が購入されているんです。だから、楽器はあるんです。ところが、子供たちに指導をする人がいないから、子供たちができないという状況が続いているもんですから、今後教育委員会としてどのような取り組む予定かお聞きします。

◎教育部長（久貝順一君）

今後どのように取り組む予定かについてお答えいたします。

教育委員会では、市内小中学校やスポーツ・文化団体等に対しまして、学校等で活動する際の留意点を示したガイドラインを通知しております。中学校部活動のガイドラインには、少子化により単一で部活動が設置できない場合は複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の取組の推進を記しております。

その中で今後どのように取り組むかという話なんですけども、やはり小学校、中学校、合同でできるような吹奏楽部といいますか、金管バンドといいますか、そういった形のものができないかというふうなことを考えております。スポーツの中では一部、ハンドボールなんですけども、北中学校を拠点校にしまして、ほかの中学校から生徒が参加しながら実施して、好評を得ているというところもありまして、小学校の課外活動も同様な形で実施することも方策の一つではないかと考えております。

また、小中学校合同による活動の実施、また地域クラブとして活動する方法等を、児童、保護者等のニーズも調査しながら、また持続的な運営体制の構築についても、関係機関と意見交換しながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎池城　健君

小学校で金管バンドを経験して、中学校、高校と吹奏楽をやって、宮古島、この５万5,000人の人口の中では結構音楽大学へ行って、そこで専門的な技術を高めたりという児童生徒もいるんです。ですから、その機会が、一番の機会が小学校の金管バンドなんです。ですから、これをもう少し大事にしていただきたいなという思いですので、ぜひ教育委員会の皆さんにはよろしくお願いします。

続いて、教職員の働き方改革と公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の抜本的見直しについてということで、教職調整給に対する教育長の見解を伺います。

◎教育長（宮城克典君）

今回の改正では、これまでの給料の４％という教職調整額の支給体系を見直し、教員の超過勤務を慣例として容認されてきた仕組みから脱却し、労働時間管理の適正化を促すものです。また、教員不足が深刻化する中、給与面での待遇改善は、優秀な人材の確保につながる期待もあります。

◎池城　健君

そうなんです。今、この教職調整給４％なんです。これ教職調整給というのは教員、どんなに遅くまで残っても、残業手当はつかないんです、土日出ても。それを補うために４％。この４％というのは、実は私は前の定例会でも言ったんですけど、40歳、全国平均の基本給30万円で計算すると、教職調整給、残業代は４％、１万2,000円です。教員、月40時間残業した場合、40時間以上の部活を見ている先生方は60時間、80時間もあります。そのうち40時間残業したとしたら、時給300円です。今、教職員は時給300円で仕事をしているんです、定時以外のね、残業手当は。これを国は2031年までに10％にすると言っている。10％にしたら、今の時給300円が時給700円です。今どき高校生でも時給700円でアルバイトしません。ですから私は、こんな制度設計では、教職員の長時間労働の実態に対して十分な改善策とは言えないと思います。私は、教員も一般の公務員、労働者と同様に、労働基準法の下で残業代をきちんと算定すべきだと考えています。教育長の見解をもう一度お願いします。

◎教育長（宮城克典君）

せっかくですので、私の教員時代の経験も踏まえてお話しさせてください。

私自身も、教員時代はこの一律４％の上乗せで給与をいただいていたわけですけども、池城健議員のおっしゃるように土日の部活動に明け暮れて、平日の部活動指導を終えてからの教材研究や、あの頃まだコピー機がなくて、ガリ版で輪転機を回してテストを作成しました。時に夜間に及ぶ生徒指導、警察のほうから引取りに来てくれとか、親はというと、親はいないということなどもありました。とてもとても調整額４％いただいても、通常公務員の残業手当に換算すればスズメの涙です、それこそ。本当に納得がいかないものでした。それでも、生徒への愛情や教員としての使命感、情熱を注ぐことで、子供たちの成長、笑顔があると信じ、気にも留めていませんでした。これがいわゆる聖職論というやつです。周りの方々からは、先生方って夏休みも１か月あるし、のんびりしているではないかとか、ボーナスもあるでしょうというふうな声もありました。しかし、本当に自分の家庭を犠牲にして、そういう中で指導していくという

のは大変なことでした。それも気に留めていませんでしたけれども、しかしながら昨今の情勢は厳しいものがあります。先ほど諸問題がありますよと、いじめ云々から、それに加えて多岐にわたる公務文書、１人で大体５つぐらいの文書を持ちます。それから業務量、授業の準備、生活指導、部活動、大変重くのしかかります。心身ともに疲れて、病休を取る先生方も増えます。沖縄県は、病気休職率はワーストです。これらも、教職員の成り手不足、志願者の減少の２次的要因にもなっていると考えられます。

前述の教職調整額の引上げのことと併せて、文部科学省は教職員の働き方改革のさらなる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇の改善を一体的総合的に進めるとしています。次の学習指導要領の検討事項として、授業時数の設定、軽減されるというふうに聞いています。それから、弾力的な教育課程の編成等も考慮された内容になってくると思います。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正の流れを見つつ、教職員の業務量の適切な管理と健康と福祉を確保するための措置を講じながら、学校及び先生方、笑顔あふれる子供たちの支援について、国や県、各市町村の動向を見つつ進めてまいりたいと思います。

◎池城　健君

教育長、ぜひ、私からのお願いは、宮古島市からこの声を上げていただきたい、10％なんて意味ないよって。沖縄県全体として、宮古島市大体600人ぐらい小中学校教職員いると思うんですが、600人の声として、教育長が県に要望する。県内で約１万1,000人の小中学校職員がいます。その声として国に出していただきたい。今のままでは本当に教員になる皆さんいなくなりますよ。というお願いをしておきます。

続いて、平良第一小学校の体育館改修についてですが、この平良第一小学校体育館、令和４年でしたか、私12月定例会でも取り上げて、そのおかげで2023年10月から2024年２月にかけて、１億1,500万円を投じて屋根と床の工事を行いました。この改修工事が終わった後、その年の2024年５月の大雨でまた雨漏りしたんです。それを、どうなっているんですかと。改修しましたという話は聞いたんですが、ところがまた今度補正予算が出て、改修工事の補正の予算が計上されている。これなぜ再度改修工事なのですか、伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

平良第一小学校体育館について、なぜ再度改修工事なのかについてお答えいたします。

平良第一小学校体育館につきましては、先ほど議員がおっしゃっていました数年前から雨漏れがひどくて、その都度修繕を繰り返してきましたが、大規模改修が必要と判断しまして、令和６年２月に体育館の屋根工事を完了しております。その後、雨漏りが確認されたため、同年の８月に補修工事を実施し、対応を終えております。

今回の補正予算計上の理由としましては、今年５月に学校から、体育館内にガラスの破片が落ちているとの連絡がありました。体育館内でガラスの破片を見た後、屋根に上って天窓を確認したところ、天窓付近に小石が散在しており、カラスなどによる鳥害や、また近年の暑さの中での経年劣化によるガラスの膨張が要因と考えられる状況であったことが判明したことから、教育施設課としましては、対策として、体育館の天板のほうに天窓が168枚ございます。この168枚の天窓を全て塞ぐ工事を施すため、今定例会で補正予算を計上いたしました。あくまでも再度改修工事ではなくて、新たな補修工事となります。

◎池城　健君

教育部長、この2023年10月から2024年２月にかけての１億円余りかけたときに、このときの対応がきちんとできていれば、その年の５月の雨漏り、そして今回のことも私はなかったんではないのかなと思うんです。その辺の管理をしっかりしていただきたい。今、宮古島市小中学校、いろんなところ雨漏りが指摘されているんです。それをもうこんなに１か所だけ、１つの学校だけで３回も補正予算を組んでしまうということは、非常に私は大丈夫なのかなと思っています。ぜひしっかりした対応をよろしくお願いします。

次、市民生活の安心と環境保全に向けた、飲食店由来の騒音・悪臭対策についてですが、近年市民の方々から、深夜営業の飲食店に起因する騒音や生ごみの保管、排出に伴う悪臭について複数の苦情、相談が寄せられております。特に住宅地に接近する店舗では、生活環境への影響が深刻であり、行政としての対応が求められます。

そこで、１、本市において飲食店に起因する騒音・悪臭に関する市民からの苦情件数や傾向についてどのように把握されているのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

飲食店に起因する騒音、悪臭に関してですけれども、これまでのところ市のほうで把握していますのは、令和５年度、苦情件数はゼロ件、令和６年度には３件相談がございました。それから、令和７年度、現在までのところ２件の通報があります。特に騒音に関しては深夜、池城健議員もおっしゃったように深夜に騒音が発生するという状況から、宮古島警察署のほうに直接苦情の連絡が通報されているというふうに思われます。そこで、今回の質問の通告に合わせまして宮古島警察署のほうに問い合わせたところ、110番通報の件数の統計は取っているんですけども、騒音、悪臭等、中身について区別して統計を取っていないので、正直なところ、この苦情件数は把握できていないということであります。

◎池城　健君

２番です。これらの苦情に対して、市としてはどのような対応を行ってきたのか。現地調査や事業者への指導の実施状況について、具体的な事例を挙げてご説明ください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

苦情に対しましては、騒音、悪臭の現状、それから原因となる店舗の場所などについて聞き取り、それから現場を確認するようにしております。苦情内容が深夜の騒音の場合には、通報していただいた市民に対しましては、現場を押さえるということが非常に重要ですので、そういった意味合いで、宮古島警察署のほうにも同様に通報を行っていただくように促しております。

市の環境保全課では、騒音、悪臭に関する苦情があったことや、それから対応策を講じるように、原因となる店舗のほうに、苦情がありましたよ、きちんと対策を取ってくださいというふうに店舗のほうにお伝えしております。特に悪臭の通報の場合には、廃棄物に起因することがありますので、その際には、宮古保健所と合同で現場確認を行い、指導を実施しているところであります。

◎池城　健君

だから私のところに相談に来た方もいて、市のほうに言って、市の職員が来たら直るんだけど、二、三日、１週間したらまた元に戻るというような話も聞いております。そのために、この宮古島市独自の深夜営業に関する騒音防止条例などの制度をしっかりしておいたほうがいいんではないのかなと思うんですけども、これを検討しているか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

宮古島市独自の制度を検討しているかということについてお答えいたします。

店舗等の深夜における騒音に関しましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法、これに基づく施行条例が沖縄県において制定されていまして、この法律でも県知事ということで、その施行規則が制定されるようになっております。池城健議員ご提案の宮古島独自の制度化につきましては、県が行っている施行条例、これを補足する部分があるかどうかということをまず把握はしていきたいと思います。現状は、県の施行条例に基づいて警察署のほうが指導を行っているというふうに理解しておりますが、ほかの自治体におきましては独自に騒音に関する条例を定めているケースもございます。ただし、既にもう県の条例がございますので、それに内容がかぶるような条例の制定は好ましくありませんので、やるとすれば横出し条例なのか上乗せ条例なのか検討する必要がありますけども、その内容につきましては県の宮古保健所とも相談しながら、あるいは警察とも情報共有しながら、実効性の担保、あるいは市民生活の環境改善に効果があるような体制を検討していきたいと思います。

◎池城　健君

私も調べたら、県内幾つかの市町村で条例制定されています。宮古島市、これからもっと観光客、またいろんな業者、増える可能性があると思うんです。ですから、これが後手に回らないように、しっかりと実態を調べて、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

市長は令和７年度施政方針の中で、持続可能な観光の振興と市民生活への還元、調和についてということで述べておりますが、観光都市としてのイメージ保持と市民生活の安心安全の両立に向けた市長の見解をお伺いしたい。

◎市長（嘉数　登君）

本市では、本年度、社会インフラ等の許容量等も考慮した宮古島市の観光のあるべき姿を目指した観光振興ビジョンを策定し、観光の将来像と方向性を定め、次年度以降に策定する第３次観光振興基本計画に反映し、将来の持続可能な観光振興に向けた具体的な議論を進めてまいります。

基本計画で予定している具体的なコンセプトとして、１つ目に、これ量から質への転換というような観点からですけども、入域観光客数を求めるのではなく、観光客の宿泊日数増による観光消費額の増加、２つ目に、観光消費額の市民への還元を高めることによる市民の観光に対する満足度の向上、３つ目に、観光客の満足度向上を図るため、受入れ環境の強化及び多様な観光コンテンツの提供、４つ目に、観光客増加による市民生活への影響を軽減するためのオーバーツーリズム対策、そして５つ目に、観光客の増加による島の自然環境への影響を最小限にする取組などを中心に盛り込むことを予定しております。

策定後は、財源として宿泊税等もございますので、それを活用し、観光地域づくり法人、ＤＭＯや観光関連事業者等と連携して、計画に基づいた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

◎池城　健君

市長、私が聞きたいのは、この観光が盛り上がることによって、市民生活にいろんな負担が出てくるんです。それに対する、市民生活の安全安心の両立に向けた見解をお伺いしたい。もう一度お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

観光の進展に伴って、もろもろの課題が出てきているということは私も承知しております。一般的にオ

ーバーツーリズムと言われておりますけども、先ほど質問がありましたような悪臭の問題、それから治安の問題等々もございます。そういったところを含めて、やはり私が観光振興ビジョンを改めて議論する必要があるんだということを申し上げているのは、市民が考える将来の宮古島の観光ってどういう姿なのかというところを、今の観光振興ビジョンの前提として議論する必要があるんではないかということを考えております。そうすることによって、市民が、ここで生活する市民が、生活を送りながら、なおかつ観光を排除することなく、共生しながら受け入れていくことができるような、そういった方向に導くといいますか、持っていくことが必要だというふうに考えております。

◎池城　健君

もう今現在でも、市民の中からは、こういうふうに騒音であるとか悪臭であるとかについての不満が出てきております。ぜひ、市民が生活しにくい環境では、やはり幾ら観光振興しても、市民の納得を得られないと思いますので、納得の得られるような方向でぜひ方針を立てていただきたい。よろしくお願いします。

次の下水道料金については少し飛ばします。長崎富夫議員も確認していましたので。

４番目の宮古島市の再犯防止対策についてお伺いします。本市において保護観察対象者や出所者の支援状況などをどのように把握しているか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

犯罪や非行した人々が社会の中で立ち直り、再犯することなく自立した生活ができるよう支援し、安全で安心な地域社会をつくる活動を更生保護といいます。法務省が管轄し、保護観察対象となる方たちに対し、保護観察官と保護司、更生保護女性会、協力雇用主会が連携し、立ち直りの支援が行われています。本市においては、令和７年８月末現在、41名の方が保護司として活躍されております。保護司は、法務大臣より委嘱されたボランティアで、保護観察官と協働し、保護観察、生活環境の調整、再犯防止活動等を行っております。保護観察対象となる方々で福祉の支援が必要なケースについては、関係機関と連携して、市で対応しているところです。

◎池城　健君

市で対応している件数は分かりますか。

◎福祉部長（守武　大君）

３番の質問とかぶるんですが、よろしいでしょうか。３番のほうで、対象者への就労支援や居住支援の実績があるかというものの答弁をいたしたいと思います。

保護観察対象者への支援について、保護観察所において生活基盤の確保、指導監督、就労支援、住宅確保等が実施されています。また、協働体制としての民間企業が参加する雇用主会が対象者の就労支援に大きく寄与しており、また福祉の支援が必要な、特に障害や高齢者の対象者の場合は、刑務所等の出所前に沖縄地域生活支援センターや保護観察官から直接市のほうに連絡が入り、福祉施設やグループホーム入所、施設入所に向けて対応しているところです。それで、その件数なんですが、私のほうで把握しているのは年間数件という状況になります。

◎池城　健君

それでは、宮古保護区保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などとの本市の連携状況はどうなって

いるか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

本市では、各団体が実施する活動への支援を目的に、宮古保護区保護司会及び更生保護女性会へ補助金を交付しております。また、各団体への総会への出席や、毎年７月１日に実施される社会を明るくする運動のメッセージ伝達式や出発式への参加、昨年度には那覇保護観察所長及び宮古保護区保護司会長と意見交換を行い、保護司が保護観察対象者が行う面接の場所の確保など、相互の連携を図っているところです。

◎池城　健君

この協力雇用主への支援策、例えば助成であるとか表彰であるとかの導入を検討しているか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

協力雇用主への支援策の導入についてお答えします。

現在本市で協力雇用主への支援策として行っているものに、本市発注工事への入札参加資格審査申請の格付基準において、市独自点として協力雇用主の研修受講について加点する評価項目を設けております。具体的には、保護観察対象者等の再犯防止、社会復帰支援のため、協力雇用主として登録し、保護観察所等の開催する研修会の受講を受けた場合、該当事業者に対して２点を加点する取組をしております。

◎池城　健君

この加点を増やす検討はしていますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

協力雇用主加点については、先日加点の要請がございました。要請の中で、沖縄県も加点しているというところで、沖縄県同様の加点をしてほしいという要望がありましたが、県に確認したところ、県も２点の加点でしたので、同様に対応しているということで説明をしております。

◎池城　健君

要望としても、この協力雇用主の皆さんの働きで再犯防止かなり大きな力になっていると思いますので、ぜひこの協力雇用主が増えるように、市としても対策をよろしくお願いしたいと思います。

福祉部長、ごめんなさい。最後に、これ載っていなかったので、答えられなかったらまた後で聞きますけども、地域福祉計画に再犯防止の視点を盛り込む検討は行われているかどうか教えてください。

◎福祉部長（守武　大君）

今年度、地域福祉計画を改定する作業を行います。もう契約も終わっていて、今その中に再犯防止計画を盛り込むことにはなっているんですけど、具体的にどのように盛り込むかはまだ決まっていないんですが、更生保護関係者の方と話し合って盛り込んでいきたいと思っております。

◎池城　健君

では、よろしくお願いします。

最後になりますが、下水道料金については、要望として過去５年以前のものもぜひ公開をお願いしたいと思います、調査が済み次第。

これで私の１期目最後の一般質問を終了します。４か年で約200項目の一般質問しました。業務が忙しい中、事前聴取、事後の対応等、対応していただいた市職員へ大変感謝しております。ありがとうございます。特に質問の半数以上が教育委員会に関わる質問でした。対応していただいた教育長、教育部長、生涯

学習部長、職員の皆様に感謝します。まだまだ宮古島市、課題たくさんあります。課題解決に向けて頑張っていきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで、池城健君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時35分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月26日（金）　　６日目

（一　般　質　問）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第６号

令和７年９月２６日（金）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月２６日（金）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後３時34分）

◎出席議員（２４名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
〃	（３〃）	仲間誉人〃	〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光徳〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第６号のとおりであります。

これより日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は大城仁君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎大城　仁君

一般質問４日目、トップバッターを務めさせていただきます議員番号１番の大城仁でございます。よろしくお願いいたします。

一般質問を行うに当たりまして、少し私の私見を述べさせていただきます。１月の補欠選挙で当選させていただきまして今もう８か月がたちますが、やはり各地域、各分野の課題においてそれぞれ深掘りしていくと、担い手人材不足、地域の人口減少、少子化という課題に直面しております。本市における年間の出生数は、今はもう400名を切っている状況です。これから20年後、30年後考えると、果たして宮古島が宮古島らしさを残していけるのかどうか。過疎化が進む中で本市の歴史や言語、伝統を誰が後世に残していくのか。もちろん本市独自の問題だけではなくて、あらゆる要因が考えられると思いますが、先日、宮城克典教育長からは「人材をもって資源をなす」というお言葉がございました。やはり地域をつくるのは人であります。市長が子育て応援宣言をされましたように、やはり誰もがここで子育てをしたい、この島で住み続けたい、住み暮らしたいと思えるような島づくりが必要であると考えております。それらを踏まえた上で、本日は子育て支援、それから市民の生活環境を中心に質問をさせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問始めさせていただきます。まず、１番の地下水保全について。昨今、地下水の安全性について心配する声が大きくなっているなと思います。市民有志による地下水に関する勉強会、また講演会、それらも頻繁に行われております。さらには、地下水から受ける人体への影響、これについても様々な情報が飛び交っておりまして、ＳＮＳ上では市民だけでなく島外からも心配の声が上がるほどに、やはりこのテーマの関心度というのは高くなってきていると感じております。本市への印象があらぬ方向に行かないためにも、事実確認をしっかりと行った上で、今後どのように地下水の保全に取り組むのか、ぜひ当局の皆様と一緒になって検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その前提をもちまして、まずは地下水保全における基本的な市の認識について伺います。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市地下水保全条例では、地下水は公共的資源であり、生活用水、農業用水及び工業用水として適正かつ有効に利用されるよう、その保全と適正利用を図る旨が示されております。宮古島市において全ての人は地下水が貯留しているその上で生活し、様々な活動を営んでおりますので、条例の第４条から第７条にかけて示された市長の責務、それから住民の責務、事業者の責務、地下水利用者の責務を基本とし、地下水に関わる様々な基準をクリアしている状態であっても、地下水への負荷を下げる努力を常に怠らずに続けることが重要であると考えております。ネオニコチノイド系農薬等に関しましては、市民団体から

示されている可能性について、これは予断をもって判断せず、根拠となるデータや情報、分析、考察などに不足がある部分については専門家の指導や意見を伺いながらそれを補い、きちんとした根拠整理と根拠に基づいた適切な対策を講じていきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

答弁の中で、地下水の上で我々生活している、そしてまたその地下水への負荷を下げるためにもというお話がありました。やはり今浄化槽がきちんと整備されていないがゆえの生活排水の浸透であったり、またそれから農薬使用等による地下水への影響、市長もおっしゃいましたように、不安視されております。しかし、宮古島市、これまで主幹産業として支えてきたのは農業であります。私もご年配の先輩方から戦後の宮古島を支えてきたのはカツオ、それから宮古上布、サトウキビだよというふうに教わってきております。令和２年度の国勢調査によりますと、本市では4,176名の農業従事者がおりまして、兼業農家も含めますとその数は相当数になると思います。特にサトウキビというのは宮古島市の農家にとっても大切な収入源。農家の生活をしっかりと保障するためにも、ここでのかじ取りというのは市民生活に関わる大切なものになります。それらを踏まえた上で、②、農業振興の観点、この観点から今後の議論の進め方について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市では、生活及び産業の基盤となる水のほとんどを地下水に依存していることから、主力産業である第一次産業の振興を図る上でも、地下水保全や環境負荷の低減など、環境に配慮した取組が求められております。現在、農業振興と環境保全という両立を図るべく、国が掲げるみどりの食料システム戦略と連動し、生産農家への支援を行っておりますが、農薬や化学肥料などの化成資材の低減を推進していく上で、生産農家が使用料の低減に取り組みながら、作物の生育における有効性を具体的に示すことが有機資材や減農薬への理解を深め、環境に配慮した持続可能な循環型農業の促進につながると考えております。そのため、有機栽培の実践で成功している方々も交え、有機農業、観光農業、それぞれの課題について向き合い、環境が健全であってこそ農業が成り立ち、農業の在り方次第で環境が守られるという相互依存の関係性において、環境イコール農業という同じ方向性を持って議論を進めていくことが重要であり、結果として農業の将来性や、生産農家の生活や利益を守ることにつながっていくものと考えております。

◎大城　仁君

今農林水産部長の答弁にもございましたとおり、環境イコール農業、すごいすてきなワードだなと思います。減農有機農法、自然農法といった話も出てきておりまして、やはりそこは生産農家への有効性を示すということはしっかり市でやっていただきたいなと思っております。やはりこの農家の生活を守りながら、同じ市民で敵、味方がいるような対立構造にならないような議論の進め方をぜひよろしくお願いいたします。

続いて、高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設導入についてなんですけれども、嘉数登市長からは前回の定例会で前向きに取り組んでいく旨の答弁があったかと思います。しかしながら、長崎富夫議員の質問の中にもありましたように、先進事例としての伊丹市では建設費だけで約75億円、それから活性炭の更新を含めるとランニングコストとともに莫大な費用がかかってくるというお話がありました。このコストがまた水道料金に反映されるということも考えられると思います。経済工務委員会では、宮古島地

下水研究会からの地下水保全についての請願書について採択すべきものとされておりますが、改めて高機能活性炭処理設備等高度浄水施設導入に向けての現在の進捗状況を伺います。

◎水道部長（砂川　勤君）

高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設につきましては、先月設置されました地下水保全対策プロジェクトチームの中で検証を行ってまいります。水道部としましては、既に設置済みの施設見学を含めたセミナーに参加するなどしております。現在は、導入した際の効果、建設費用、ランニングコスト、水道料金への転嫁など、検証を行うための資料や情報収集を行っているところでございます。あわせて、今後も水道水の安全確保のため定期的な水質調査を実施し、ホームページ上において公表し、情報発信に努めてまいりたいと思います。

◎大城　仁君

私も新聞報道で地下水保全対策プロジェクトチームが立ち上がったということで、これは本当に大きな一歩だなと思っております。

それから、今水道部長の答弁でもありました導入した際の効果というところではぜひ検証していただきたいなと思うんですけれども、他地域の事例、高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設、ＰＦＡＳ対策に有効として導入事例があると思うんですけれども、沖縄本島で、県内で見ますと北谷浄水場にてＰＦＡＳ除去のために導入されているという事例があると思います。宮古島市においては、何のためにというところで、主にネオニコチノイド系農薬の成分除去のための導入要請であると私認識しておりますが、全国様々な導入事例がある中で、この高機能活性炭浄水設備等高度浄水処理施設によってネオニコチノイド系農薬成分、完全に除去できるものなのでしょうか、伺います。

◎水道部長（砂川　勤君）

活性炭で除去する有効性というのは高いと考えておりますが、現段階で本市における高い硬度である水質の特性、検出値の低い濃度の測定結果においてどの程度の除去率が見込めるか、これは実証実験の実施の有無、あるいは併せて市民アンケートの実施、その内容についてもプロジェクトチームで協議してまいりたいと思います。

◎大城　仁君

有効性については実証実験となってくるかなと思います。伊丹市の事例でも実証実験されているということでしたので、ぜひ行っていただきたいなと思いますが、一方で今北谷浄水場、最近この活性炭の更新についての問題が出てきております。沖縄防衛局から活性炭の更新については補助事業の適用外となるという説明があったということで、約16億円の更新費用というものが県負担になるということで様々な報道があります。今回は、北谷浄水場については更新のための費用ということなんですけれども、宮古島市においては国の水質基準を既に下回っている状態という中で、この施設整備に当たって補助金を受けられるのかどうか。本市の一般財源のみとなると、現在の財政状況から見てあまり好ましくないと思われますが、その辺り実証事業への補助も含めてご検討のほど、今どのような認識かということを伺います。

◎水道部長（砂川　勤君）

目標値の水質基準、水質の目標値は国基準が示している数値よりは大分低い数値でございます。検証値が微量でありますので、補助金が受けられるかどうか、それが採択されるかどうかは、今後補助メニュー、

内閣府であったり防衛省であったり、いろんな補助メニューを探っていきたいと、そのように考えております。

◎大城　仁君

ぜひ補助メニュー、その辺りお探しいただけますと幸いでございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、先ほど施設整備に当たって水道料金に反映されるという心配があるというふうに述べましたけれども、本市における農業の在り方、また地下水保全の在り方、これだけ不安視する声が大きい中で、市民の理解をこれから得ていくというところで、シンポジウムの開催についても補正予算で上がっておりましたけれども、そういったシンポジウム等を含めた市民との意見交換をどのように行っていくのでしょうか、伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

市民との対話ですけれども、市民との対話、意見交換の第一歩としましては、今年３月にシンポジウムを開催いたしました。その際には、地下水保全と農業振興の両立という視点でシンポジウムを開催したわけですけども、その際には会場からたくさんの意見をお伺いしました。それから、今年８月には、非公開であるんですけども、市民団体と私のほうで直接意見交換の場を持ちまして、かなり長いことディスカッションいたしました。その際に、ネオニコチノイド系農薬等の問題に向き合っていくことの重要性に関しては相互に確認したところです。それから一方で、市民団体のほうで提出されているその根拠データですとか、それから情報の取りまとめ方、それからその解釈や考察の仕方については不足する部分あるねということも一緒に確認しまして、その不足する部分については業者のほうで、行政のほうで細かく補足していくということも確認したところでございます。今後は、そういった補足すべき点などを整理しつつ、議論の土台となる資料が、なるべく取りまとめて、できるだけ公表し、それから現在、今定例会の補正予算の中で関係経費を上げさせていただいているんですけども、次のシンポジウムの開催経費を補正予算で上げているとこですが、これがお認めいただければ来年２月頃をめどに関係者、専門家を招いてのシンポジウムを開催し、問題意識の共有と、それから今後どうあるべきかということに関しては議論を深めてまいりたいと思います。

◎大城　仁君

意見交換を環境衛生局長自ら行っているということで、感謝申し上げます。それから、議論の土台となる情報、要はこの情報に関しましてはやはり求めている声非常にたくさんありますので、ぜひ丁寧に、丁寧に情報を発信していただければと思います。

続いて、この議論を進めていく中で最も重要としていることは何かというところ、こちら市長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

最も重要だというふうに考えているのは、市民や関係者の不安感に寄り添うこと、様々な立場の方々の意見に耳を傾け、議論の場において対立軸ができてしまわないよう配慮することだというふうに考えております。その上で、認識が共通するところを大事にしまして、そうでないところについては根拠を整理しつつ、お互いの認識が近づくように丁寧な対応を心がけたいというふうに思っております。先ほど環境衛生局長のほうから答弁がありましたシンポジウムの開催についても、このような視点に立って実施するも

のというふうに位置づけております。

◎大城　仁君

対立軸をつくらない議論、そしてまた根拠の整理というところはぜひ行っていただきたいと思います。この地下水保全に当たっては、クリアしなければいけない課題というのがたくさんあると思っております。経済工務委員会、伊丹市の事例でも構想から10年以上かかって供用開始されております。それだけ慎重に議論しなければいけない内容であるということは私も重々承知しておりますが、その間にもネット上で風評被害につながりかねない議論が巻き起こる可能性もありますので、一度貼られたレッテルというのは簡単に消えるものではありませんので、その辺りの対応も踏まえつつ、一緒になって地下水保全に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。地域優良賃貸住宅制度について。こちら地域優良賃貸住宅制度、低所得者ですとか高齢者、子育て世帯を対象にした賃貸住宅の整備を国が支援する制度ということなんですけれども、市有地を活用した住宅供給の手法の一つとして、本制度活用について改めて市の見解を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

地域優良賃貸住宅制度は、高齢者や子育て世帯、低所得層など、特定の住宅要配慮者を対象とした賃貸住宅を整備する制度になります。主に行政と民間事業者が協力して実施することとなります。導入に際しては、対象となる住宅要配慮者の選定、建築費、維持管理費など多大な市の財政負担、低い収益性、長期的な需要検討、また国の補助メニューなどを活用するため整備に時間がかかることなど課題も多く、慎重な検討が必要と考えております。住宅不足は、特定の住宅要配慮者に限った問題ではなく、市全体の問題と考えておりますので、本市としましては、まずは既存ストックである市営住宅や空き家を活用した即効性のある対策を優先的に実施しているところです。

◎大城　仁君

慎重に今検討しているというところ、検討が必要というところなんですけれども、もちろん子育て世代に限らず市全体としての課題であるということは重々認識しておりますけれども、やはり今私も当事者の一人として、家庭を持とうと、子供が欲しいといったときに本当に全く住宅が見つからない、ファミリー世帯、ファミリー層向けの住宅が見つからないという現状もあります。先ほど400名を切っている状況だと、出生数が、いう話もいたしましたように、この住宅供給がやはり少子化にも拍車をかけている要因であるというふうに思っております。改めて、前回私の一般質問にて先進事例として茨城県のつくばみらい市、境町の事例挙げさせていただきました。こちら地域優良賃貸住宅制度を活用して子育て世代のための子育て支援住宅を整備されております。この制度の活用の最大のメリットとして、市営住宅、公営住宅に当たらないということがあると私は思っております。長寿命化計画の兼ね合いもありまして、なかなか公営住宅を新設するということは難しいというのは承知しておりますが、この市営住宅に当たらないという点。また、公営住宅法ですと月収が約15万円という所得制限がありますので、これによってファミリー層がこれからお子さんを育てようという、家庭を築いていこうという世帯でも、この所得制限にかかってしまう中間層が多いところも解決できるかと思っております。６月定例会の市長答弁で、部局横断的に連携して前向きに取り組んでいきたいというふうにご答弁いただいておりますけれども、続いて子育て支援住宅整備事業について進捗状況を伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

子育て支援住宅の整備に関しては、まずは旧佐良浜小学校跡地において、子育て世代の定住に資する住宅整備の実現に向けて地域優良賃貸住宅制度の活用可能性を検討しております。現在は、制度の詳細について調査を行っている段階で、施設整備や家賃低廉化への支援の内容について、要綱等の調査、沖縄総合事務局への聞き取りを行っております。地域優良賃貸住宅制度は、入居対象世帯に所得制限があるほか、家賃低廉化に対する支援にも別途所得制限があり、かつ対象世帯によって家賃支援の期間に上限が設けられるなど、複雑な制度の中で様々な条件や制約があることから、本市の実情に照らして制度活用の有効性などについてさらなる検討が必要な状況となっております。

◎大城　仁君

佐良浜地区で検討されているということで。まさに現在、旧佐良浜小学校跡地において認定こども園の建設が予定されていて、また近くには結の橋学園もありますし、子育てのためにはすごくいい環境が整っているなと感じております。一方で、高齢化率が佐良浜地区は40％を超えておりまして、少子高齢化が進んでいる現状もあります。以前、仲間誉人議員からも集合住宅に対する意見、要望もあったと思いますので、この跡地への子育て支援住宅の段階的な整備についてぜひ前向きにご検討いただけたらと思っております。

それから、本事業ではつくばみらい市、境町においてもＰＦＩで、ＰＦＩ事業で整備されておりますけれども、ＰＦＩとなるとまずは制度導入に向けて県と場所の選定、今は佐良浜地区一例挙がりましたけれども、費用額の算出、公募要項の整理、それから公募、契約、そして施工を経て市民への供給が開始されるものと認識しておりますが､本当にクリアしなければいけない様々なハードルがあると思っております。ただ、この住宅供給の問題というのは、10年ほど前から議論されているということなんですけれども、やはり５年後、10年後が、今住宅の供給がどういうふうに、需給バランスがどういうふうになっているのかというのはなかなか試算しづらい部分もあると思うんですけれども、やはり先延ばしにしていてはなかなか解決し得ない問題だと思いますので、ぜひ段階的に、まずは少数でも整備していくというふうにしていただけたらなと思っております。それも踏まえた上で今後の事業の進め方について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

地域優良賃貸住宅制度を活用した事業の今後につきましては、住宅の整備や維持管理、家賃低廉化支援等に係る財政負担と子育て支援策としての効果の大きさなどを総合的に勘案して合理性があると判断できた場合に、具体的な手続に着手していくことになると考えております。事業に着手するに当たっては、地域住宅計画を新たに策定する必要があるため、関係部署と連携の上取り組んでいく必要があります。

◎大城　仁君

地域住宅計画を新たに策定する必要があるということですけれども､この地域住宅計画に関しましては、それをまず策定しなければ次の段階に進めないというような認識でよろしいでしょうか。

（何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時29分）

再開します。

（再開＝午前10時30分）

◎建設部長（下地睦子君）

大城仁議員おっしゃるとおりで、宮古島市地域住宅計画を新たに改定を行って取り組む必要がございます。

◎大城　仁君

地域住宅計画を新たに策定になりますか。改定。改定になるということで、そこも恐らく予算をつけて、１年ほど、１年度を使っての計画策定になるのかなと思っておりますので、ただ一方で、やはりこの住宅供給、ハード面での住宅供給というところもぜひ検討していただきたいと思っております。

先ほど空き家の既存ストックを使ってということであったんですけれども、空き家、現在813件のうち約600件ほどは既にもうあまり使用できないような状態という旨の答弁もあったかと思いますので、この空き家の既存ストックももちろん活用するんですけれども、それから下地茜議員からも税制の質問の中で、ある程度スピード感を持って行える制度設計、いわゆるソフト面からの住宅不足解消に取り組んでいくのはいかがかというようなご提案もあったかと思います。このソフト面、ハード面両方から住宅供給に関するこの問題に取り組んでいただきたいと思っておりますので、こちら要望としてお願いして次の質問に移らせていただきます。

続きまして、公園について。城辺にございます皆福地下ダム公園について、今恐らく水が流れていたような跡がある公園なんですけれども、非常に広大な公園でございまして、時々私も利用するんですけれども、あまりほかに利用者を見かけないような状況もあります。一方で、下地地域の崎田川のほうでは、きれいな湧き水があって、そこを利用される家族の方もたくさんいらっしゃいます。あれだけ広大な敷地ですと自治会での管理、運営というのはやはり難しいのかなと思うんですけれども、その辺りも踏まえて皆福地下ダム公園について今後の管理方針を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

皆福地下ダム公園の管理計画は現在ございません。今後の管理方針としまして、定期的な清掃及び修繕を行い、維持管理に努めてまいります。ご質問の公園内にある水路でありますけれども、以前地下ダムからポンプアップをして水を供給する仕組みを取っておりました。ただ、宮古水まつり等のイベント開催に合わせて水を供給しておりましたけれども、現在、公園利用者の減少等もありまして水の供給を止めている状況でございます。

◎大城　仁君

やはり公園整備の難しいところは、利用者が少ないからなかなか整備が進まないのか、整備が進まないから利用者が少ないのかというところもあると思いますので、そこはイベントも活用しながら、ぜひ水路の復活ということを考えていただけたらなと思います。

続いて、Ｐａｒｋ−ＰＦＩについて。１月の市議会議員補欠選挙の際にも、やはり遊具を増やしてほしいですとか、草が伸びて遊べないなどと、公園の整備についてのご意見をたくさんいただきました。当選後初めての一般質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、やはりなかなか現状の予算、人員では管理が行き届かない状況があると伺っております。ただ、全国に目を向けると、行政サービスが多様化し

ている中で、限られた予算の中でも市民が満足するための公園施設、その質を上げていくために民間活力を生かそうという動きが広まってきております。その一制度として、Ｐａｒｋ−ＰＦＩ事業。少しネット上の説明文を読み上げさせていただきますと、「都市公園法に基づき、公園内に飲食店や売店などの収益施設を設置、運営する民間事業者を公募で選定し、その収益の一部を公園の公共部分の整備に充てることで、公園全体の質の向上とにぎわいの創出を図る制度です。この制度では、民間事業者や公園の整備、運営に参画し、自治体の財政負担を軽減するとともに、民間ノウハウを活用して公園を魅力的にすることが目的です」とございました。要は公園内に収益を上げられる施設を造って、その収益でもって公園を整備していこう、充実化を図っていこうという制度だと理解しておりますが、もう既に全国でも182か所で活用されておりまして、そのほか165か所では活用検討中ということで、令和６年度末の時点でそういった情報が上がっております。このＰａｒｋ−ＰＦＩを活用した公園整備について市の見解を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

Ｐａｒｋ−ＰＦＩ事業につきましては、今大城仁議員が説明をされたとおりの内容でございます。本市では、都市公園以外の公園でＰＦＩ事業の可能性について検討を進めておりますが、Ｐａｒｋ−ＰＦＩ事業については、新たに推進する宮古島市の第四次集中改革プランの推進項目に位置づけておりますので、関係部署と調整を図りながら積極的に取り組んでまいります。

◎大城　仁君

都市公園以外でのＰＦＩ事業ということでの答弁をいただきましたけれども、先日の委員会の中で城辺総合公園、それから下地公園でのＰａｒｋ−ＰＦＩ事業の活用というようなお話もあったかと思いますが、その辺りは現在、検討状況はいかがでしょうか。

（何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時37分）

再開します。

（再開＝午前10時37分）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

観光商工課では、今年度の宮古島市観光推進協議会におきまして、オーバーツーリズム対策の一つとして観光客の島内での分散化を議論しております。具体的には、市街地に観光客が集中している現状を踏まえ、旧町村部への分散化を検討しており、その候補地といたしまして旧町村部の利用率の低い都市公園を検討しております。具体的な事業の進め方としまして、Ｐａｒｋ−ＰＦＩ事業を考えているところでございます。

◎大城　仁君

市街地への集中を緩和するためにも利用率の低い郊外の公園でというところだったかと思いますが、やはり全国の事例を見ますとある程度人通りが多い都市公園において活用される事例が多いのかなと思っております。というのも、やはり民間事業者がある程度収益を見込めなければなかなか参入しづらいという状況もあると思いますので、大規模な公園ではなく、都市の小規模な公園からまずは実例をつくっていく

というのも一つ案であるのかなと考えておりますので、ぜひそれも併せてご検討をお願いいたします。

それから、同じ県内の事例として、那覇市では本制度を活用して漫湖公園にスターバックスができております。同世代から羨ましいなという、宮古島にも同じようにできないかなという声も聞いております。これは、公園整備が進むから羨ましいのか、スターバックスができたから羨ましいのかというところは議論するところありますけれども、両方羨ましいというところで話を進めさせていただきますと、那覇市が実施する漫湖公園鏡原側Ｐａｒｋ−ＰＦＩ事業について、本市でも同様の取組が行えないか改めて伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

今大城仁議員お尋ねの公園である那覇市の漫湖公園におけるＰａｒｋ−ＰＦＩ事業では、公園利用者の利便性向上を目的とし、民間活力によるカフェレストランの設置、アスレチック施設や遊具の整備、駐車場やサインの充実などを行っております。このような取組は、地域住民の声を反映しながら、民間事業者の資金やアイデアを活用し、公園利便性の向上や周辺環境との調和を図る事例として非常に参考になるものです。本市におきましても、このような先進事例の整備内容や運営方法について情報を収集しながら、本市の公園の利用状況や課題等を精査し、どの公園で導入が適しているのか慎重に判断していきたいと考えております。

◎大城　仁君

ここは大分慎重な検討が必要かなとは思ってはいるんですけれども、やはり公園内に建物があるというのは一つ重要なことでありまして、先日、パイナガマ海空すこやか公園で家族でバーベキューをしたんですけれども、あそこは指定管理者がいて建物があってというところで、やはり管理者がいる安心感というのもあります。それから、建物内、空調が効いておりますので、熱中症対策などにもメリットがあるなと。実際に少し体調が悪くなってしまった子供たちもそこの管理棟内で休むというような光景も見られましたので、そういった点からもＰａｒｋ−ＰＦＩ、こういった収益施設ができるということはぜひ、いいことだと思っておりますので、進めていただきたいと思います。

続いて、ごみ収集業務について。令和７年度６月定例会後の業務見直しの検討結果について。こちらリチウムイオン電池、それから収集エリアの見直しですとか、燃えるごみの収集頻度の見直し等々様々な意見が狩俣政作議員、それから富浜靖雄議員からあったかと思います。その後の見直しの検討結果について伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ごみ収集業務の見直しですけども、家庭系一般廃棄物の収集に関する検討課題としましては、議員ご指摘のとおり、燃えるごみの収集体制、主に週休２日制にするかどうかということ、それから収集ルート、こちらのほうも地域によって排出量が随分変わってきておりますので、これも見直さなければなりません。それから、先日もご指摘ありましたけども、生ごみの収集事業、これについても見直す必要があります。それから、リチウムイオンバッテリーの回収体制等があります。これは、ごみ収集に当たる人的資源、あるいはいろんな設備面も含めて総合的に見直す必要があります。これらの検討は大変複雑な作業となりますので、予算計上が可能であれば令和８年度検討業務ということで、外部委託の力を借りながら宮古島市廃棄物減量等推進審議会での審議及び適切な周知期間を経て、できるだけ早い時期に見直し後の体制で収

集業務が実施できればというふうに考えています。現時点では、その他の少し課題整理をしているところでして、委託業者と11月頃までには意見交換を行って、次のステップに進んでいきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

次年度に予算化して、審議会を立ち上げて、その中で検討するということでしょうか。ただ、収集業者の労働環境に関して本当に事業者から悲痛な声が届いてきております。せめて、令和８年度で見直しの業務を行ってとなると令和９年度からの改定になるのかなと思っておりますけれども、この委託料だけでも何とか次年度予算からできないでしょうか。よろしくお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

委託料につきましては、先ほど述べた収集体制、併せてまた改めて見直す必要があるとは思うんですけども、令和８年度の適用に向けての委託料見直し、これはもう別途進めていく予定でございます。

◎大城　仁君

委託料の早急な改定、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、選手派遣費補助金交付事業について伺います。子供たちの派遣費に関する相談は、市議会議員としての職をお預かりしてから本当にたくさんの方からお話をいただいております。宮古島市の財産である人を育てるという観点からも、子供たちの活動をどうにか市全体で応援していきたいと。ただでさえ生活コストが高くて、物価高の波も押し寄せる中で、離島であるがゆえのハンデ、離島の不利性解消のためにも、当局の皆様にも一緒になって前向きに取り組んでいただきたい課題でございます。その上で、令和７年度当初予算における選手派遣費補助金交付事業の財源内訳を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

大城仁議員の選手派遣費補助金交付事業における財源の内訳についてお答えをいたします。

令和７年度の当初予算としまして、7,123万円を措置しております。その内訳ですけども、一括交付金と、あと一般財源のほうで約５割程度の割合で予算を措置しております。

◎大城　仁君

7,123万円の５割程度の補助も活用しながらということなんですけれども、令和６年度の決算を見てみると、一般財源からの支出必要額1,452万7,000円のうち、ふるさと納税から1,350万円が派遣費補助に充てられております。令和７年度の当初予算はふるさと納税の活用はされていないということですが、なぜ今回活用されなかったのか教えていただけますでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

大城仁議員の選手派遣費補助金へのふるさと納税の充当がなぜなかったかということについてお答えします。

令和７年度当初予算編成において、ふるさと納税、ふるさとまちづくり応援基金を充当する事業については、主に多額の一般財源のみで賄われる事業または交付金や補助金等があっても多額の一般財源で賄われている事業を優先的に充当することを方針としておりました。選手派遣費補助金交付事業につきましては、沖縄振興特別推進市町村交付金、一括交付金でございますが、の対象事業であることから、一定の補助金が財源として確保するため、令和７年度においてはふるさとまちづくり応援基金の充当対象としてお

りません。

◎大城　仁君

一般財源の支出額が多い事業を優先的にという認識でしょうか。分かりました。

この派遣費補助については、毎年補助の補助率の割合を増やしたりですとか、対象者を増やしたり、対象となる大会の幅を広げるなどの拡充、拡充で教育委員会のほうでも進んできていることは承知しております。その辺りについては本当に感謝申し上げたいと思います。ただ、こちら拡充で進む中で、議論の進め方、例えばこれぐらいの予算が確保できるから、対象者や金額というのを増やしていけるのか、もしくは地域からの要望があるから予算をつけていくのか。予算ベースなのか、地域からの声、要望ベースなのかというところで、補助率や補助額の見直しについてどういった検討方法を取られているのか、検討方法を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

選手派遣費補助金交付事業に伴う検討方法についてお答えをいたします。

当該補助金につきましては、派遣にかかる費用の保護者負担軽減が目的となっております。社会情勢の変化や今般の物価高騰の状況を見ながら、補助率や補助金の見直しを検討しております。また、今年度は宿泊費を新たに補助項目に追加をしたところです。この予算額というのは、その年によって増減をしていく。その補助項目を、予算があるからということではなくて、そうなってしまうと次年度以降もし仮に枠がなかった場合のことを考えますと、今年度はこうやるけど次年度はこうはできませんよという話、なかなか難しいところがあるのかなと思っておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

◎大城　仁君

隣の石垣市を見てみますと、実際に派遣費補助事業に関する当初予算、約１億4,000万円計上されております。宮古島市は、先ほど答弁でございましたとおり、2,123万円ということで、倍近くの事業費が計上されております。なぜこれほどまでに差が生まれるのかなというところで、今回ありがたいことに本市の担当職員が詳しく調べてくださいました。要件を見ると、渡航費は石垣市が１万1,000円、宮古島市は渡航費は上限１万円としていますので、そこまで開きというのはないのかなと思っているんですけれども、大きく異なるのが宿泊費です。今年から拡充はされて、１派遣につき5,000円を上限として設けられておりますけれども、石垣市の場合ですと県内派遣に関しては上限4,000円で２泊まで、要は１回の派遣に当たって8,000円の上限です。県外派遣に関しては、１泊上限が6,000円の２泊までなので、１万2,000円となっております。なので、ここの差がこれだけ、当初予算にしますと倍近くの差になっているのかなと認識しております。最近では、中山義隆石垣市長が選手派遣費補助の全額補助化を公約に掲げて５期目の当選を果たされております。それだけ離島住民にとってはこの派遣費の問題というのは関心の高いものであると捉えておりますが、本市におけるゴール、目標設定はどこにあるのかというところで、拡充、見直し等、今後の方針について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

ご質問の補助拡充のゴールはあるのかということです。補助拡充の明確な最終目標というのは定めておりませんが、より保護者の負担軽減を図るためにこれまで必要に応じて補助要件を改善をしているところです。この最終的なゴールという部分の中で、これがその質問の中で当てはまるのかどうかはあれなんで

すけども、先月、８月１日に美ぎ島美しゃ市町村会のほうでこの補助、児童生徒の大会派遣に係る交通費の助成についてということでありまして、その中で一括交付金につきましては時限的なものでありますので、やはり将来にわたり継続する公平な教育機会が享受できるような形の環境整備に向けて、県のほうには助成制度の創設をしていただきたいと要請をしております。

◎市長（嘉数　登君）

教育部長からはなかなか難しい答弁だと思っておりますので、答弁をさせていただきます。

今大城仁議員から石垣市との比較において、派遣費においてもうちょっと拡充ができないかというお話がございました。当初予算に占める教育費の割合を見ていくと、我々は約10%、石垣市と比較しても遜色ない規模で計上しているというふうに理解しております。それから考えますと、恐らくハードにどれだけ配分するか、ソフトにどれだけ配分するかというところになってきているかと思います。宮古島市の場合は、校舎等の維持管理費にかける、ハードにかける経費がかなり増高しているのかなというところについても私は認識しておりまして、いかにその部分を圧縮して人にかける予算を増やしていくかというところが今後の課題になっているのかなというふうに思っております。離島でありますので、当然その派遣に係る保護者の負担というのは非常に大きい、どうにかして負担を軽減してあげたいという気持ちは我々は持っておりますので、いろいろと検討いたしまして、拡充できるか、どういう方向で拡充できるかについては教育委員会のほうともしっかりと相談をして進めていきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

ソフトとハードというところで、現在、体育館の修繕等でハードにかかる経費がかかっているということですので、その配分はなかなか判断が難しいところがあると思います。ただ、次年度からどうにか既に市で実施されている治療のための渡航費、市民生活部になると思いますけれども、それと同様に、同様の水準でといいますか、上限を離島割相当額に引き上げるですとか、もしくは宿泊費は１回につき上限を8,000円まで引き上げるというようなことをお願いできないでしょうか。学生料金等の差もあると思うんですけれども、この島の将来への投資と思ってぜひお願いしたいと思っております。財源については、先ほどふるさと納税の話も冒頭でさせていただきましたけれども、石垣市では沖縄離島活性化推進事業費補助金を使用して１億円ほど使っておりますので、そちらも併せて財源として一緒に検討しながら拡充を進めていけたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、次が最後の質問になりますけれども、「ＫＯＧＥＩ　ＥＸＰＯ」について。宮古島市には世界に誇るべき伝統的工芸品、宮古上布がございます。私、市議会議員になる前は宮古上布をはじめとする工芸品や民芸品を取り扱うお店をしておりまして、宮古上布の先生方の手技、手技のリレーというものですね、本当に多くの人々を魅了すると思っておりますし、実際に私が魅了された一人でございます。そこで、この伝統工芸品、宮古上布の生産地として伝統的工芸品月間国民会議全国大会、通称「ＫＯＧＥＩ　ＥＸＰＯ」について、本市の開催誘致についての市の見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

「ＫＯＧＥＩ　ＥＸＰＯ」は、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が主催するイベントでございまして、正式名称が伝統的工芸品月間国民会議全国大会となります。第42回となる今年の大会は大阪万博会場で開催されており、来場者数は例年５万人から10万人を集める非常に人気の高い歴史のあるイベントで

ございます。このイベントでは、全国各地の伝統工芸品が広く発信されるとともに、工芸関係者の交流も行われており、伝統工芸品の価値を高め、後継者の育成につながる意義深いイベントであると認識しております。

◎大城　仁君

意義深いイベントと言っていただきまして、ありがとうございます。先ほど答弁の中でもありましたとおり、大都市で開催した場合には全国の工芸関係者５万人から10万人訪れるということで、宮古島市で開催した場合そこまでではないとは思うんですけれども、やはり多くの関係者の方が来島されることと思います。前職での経験から、島内の工芸品、民芸品への関心というのはどうしても一部の人にとどまっているような感じがしております。そういう工芸で島をジャックする、海だけではなくて宮古島の職人の手技でもって閑散期に島に人を呼ぶということが実現できればなと思っております。また、訪れた人に工芸品そのものだけでなくて、この工芸品が生まれた、宮古上布が生まれた背景であったり、宮古島の歴史や文化、ここに住み暮らす人たちの精神性というのを、我々が大切にしたいものというのを全国の方々に知っていただくすごくいい機会にもなると思います。現在、実現に向けて、一部有志で2028年度誘致できないかということで期成会の立ち上げも検討しているところです。ぜひ市を挙げての協力をよろしくお願いいたします。

最後に、市長、この「ＫＯＧＥＩ　ＥＸＰＯ」について答弁いただいてもよろしいでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

何分初めての試みといいますか、新しいカテゴリーのイベントになるかと思っておりますが、県のほうともしっかりと連携しながら、誘致できるように頑張ってまいります。

◎大城　仁君

誘致に向けた前向きな答弁と捉えております。

最後に、私の一般質問終えさせていただきますけれども、今回の９月定例会に当たってご準備いただいた職員の皆様、それから執行部の皆様に感謝申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで大城仁君の質問は終了しました。

◎狩俣政作君

早速質問いたしますので、よろしくお願いします。

まず、教育行政です。学校体育館への空調設備整備特例交付金についてですけども、これもう３回目になります、質問して。前回の６月定例会の一般質問の際に、早ければ次年度から実施したいという教育部長答弁がありました。その中で、優先順位、整備方法とか維持管理などの様々な課題をクリアしながら取り組むと。現在の状況を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

学校体育館空調設備における取組状況についてお答えいたします。

学校体育館空調設備整備特例交付金につきましては、文部科学省が定める要件を満たすことで、地方自治体が学校体育館に空調設備を整備する際に財政的な支援として活用できるものとなっております。現在、

宮古島市では、整備方法や設置後の維持管理、また使用方法等、またどの項目が補助金に活用されるかなど、全国期成会というのがありまして、その中でそこのほうに疑義の照会をしたりとか、またそれを全国期成会のほうから文部科学省宛てにその疑義を送るという形のものをやっている期成会がございますので、そこのほうに質問事項等を検討してもらっている状況となっております。同時に、今年度発注します鏡原小学校の体育館については、建て替えとなっておりますので、建て替えの時期に合わせて同交付金の適用を見据えた実施設計を進めております。設計に当たっては、交付金の要件である学校施設の快適性向上及び環境負荷軽減の両立を考慮しながら、空調設備の効率的な配置や省エネルギー化に配慮した設計を進めております。次年度から、６月定例会でも答弁したとおり、本格的にスタートしていきます。その中で優先順位等も含めて今後検討していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

教育部長、ぜひともお願いいたします。狩俣小学校でしたっけ、は新築になると。体育館がね。

（何事か声あり）

◎狩俣政作君

鏡原小学校。

◎議長（平良敏夫君）

議長を通してください。

◎狩俣政作君

私的にも城辺小学校、前回も話したんですけども、体育館が上がプールになっているという部分ではいろいろな、遮熱工事が要らないので、また地域の活性化というか、コミュニティーなので、そこもぜひともよろしく検討お願いします。

次に行きます。２番、ヤングケアラーについてです。本市の取組状況ですけども、この質問長年行っております。ヤングケアラーは、本来大人が行うべき家事、家族の世話などを日常的に行っている児童生徒のことですけども、具体的には家事、介護を引き受けている18歳未満の子供を指します。多くのヤングケアラーは支援が必要にもかかわらず、なかなかサポートが受けられないことが社会問題になっておりますが、令和４年度に沖縄県が初めて本格的調査を行いました。その後、教育委員会も独自の調査を令和４年５月に行っております。小学生、５年生、６年生と中学１、２年、３年生を対象に。回答率が80.7％で、令和４年度の把握人数は６名でした。特定数の当該児童がいるとのことが判明しておりますが、その後、令和４年度以降に何かしら調査を行ったのかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

ヤングケアラーについてお答えをいたします。

市独自の再調査については、令和５年度以降調査は実施はしておりません。ヤングケアラー、これ疑いを含めてですね、の把握については、各学校で毎週または毎月行われている児童生徒の状況に関する校内会議にスクールソーシャルワーカーが参加をし、情報を共有しております。また、毎月１回定期のアンケート調査、また児童生徒を対象にした年二、三回程度のほか、必要に応じて実施する教育相談により児童生徒の様子については把握をしているところです。令和６年に一部改正された子ども・若者育成支援推進法をはじめ､国や県の新たな情報について引き続き資料の提供及び周知を図っていくこととしております。

◎狩俣政作君

たしか去年でしたか、すごい取り組んでいる鹿児島県の薩摩川内市の話はしました。学校内にポスターを掲示するとか、チラシを配布するとか、市のＬＩＮＥにヤングケアラー専門の窓口を置くとか、そういった取組はされていますか、お伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

教育委員会は、ヤングケアラーに関するパンフレットやポスター、また国や県からの資料提供を継続的に実施をしております。また、教育委員会内での窓口での周知、また先ほども答弁しましたが、学校で児童生徒が相談しやすい教育相談の体制づくりを推進しております。加えて、昨年９月定例会において狩俣政作議員のほうからご紹介いただきましたチラシを参考にしながら、ヤングケアラーの相談に関して児童生徒が分かりやすい、可視化した資料を来月中には配布をする予定としております。現在、準備を進めております。一方で、ＬＩＮＥを活用したヤングケアラーの相談や対応は、教育委員会のみならず関係部署との連携も必要であることから、引き続き相談体制の環境づくりに向けて取組を協議していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

来月からいろんな学校内のポスターとか、チラシを配布していくという話でした。現在、今話を聞くと教育相談とかなって、その中でヤングケアラーの話も聞いていると思うんですが、当該児童生徒は何人ほどいると把握しておりますか、お伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

令和５年度から年度ごとの把握人数をお答えします。

これヤングケアラーと疑いも含まれる、児童生徒も含まれておりますので、お答えいたします。令和５年度が小学校で２人、中学校で３人。令和６年度、７名。母親の介護の関係が３名。その内訳としては、中学生の男子が２人、中学生の女子が１人となっています。親の手伝いということで２人。中学校２年の男子が１人、中学校２年の女子が１人。あと、兄弟の世話ということで２人おりまして、中３男子が１名、中１女子が１名となっております。令和７年度、今年度９月時点のものなんですが、５名おりまして、母親介護ということで４名いまして、小学校男子が１人、中学校男子が１人、中学校女子が２人となっております。あと、兄弟の世話ということで１人となっておりまして、中学生の女子が１人となっております。

◎狩俣政作君

教育部長、すみません。令和６年度のトータル人数を教えてください。小学校何名、中学校何名って。

◎教育部長（久貝順一君）

令和６年度は７名ということで、中学校のみの７名となっております。男女別でいきますと、男子が４名、女子が３名となっております。

◎狩俣政作君

当該児童生徒はどのような支援につながっているか分かりますか、お伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

どのような支援につながっているかお答えいたします。

教育委員会及びスクールソーシャルワーカーは、児童生徒及び保護者のニーズを踏まえ、児童生徒の登

校支援や保護者の医療同行支援、フード支援等を実施しております。また、児童生徒や世帯全体が抱える課題に合わせた福祉制度やサービスを提供する関係機関、生活福祉課であったり家庭保健課であったりなどの関係する機関に対して紹介をするなど、連携体制の構築につなげております。

◎狩俣政作君

引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。３番、障害児の「18歳の壁」についてです。障害児が成人を迎えると、18歳で特別支援学校を卒業し、放課後等のデイサービスが利用できません。居場所に困る問題は、18歳の壁として呼ばれております。この壁は特別支援学校卒業後の居場所不足を引き起こし、生活介護事業者や就労継続事業者の終了時刻が３時から４時なので、夕方の場所がなくなることを意味しております。医療的ケア者の利用施設も不足し、保護者の介護負担増や就労断念等、課題がかなりあります。つまり家にいる時間が増えることによって親がこの子供の方の介護をするので、仕事の早退、休職、離職を余儀なくされて、共働きの家庭や独り親家庭では仕事と介護の両立が難しくなり、収入減少だけではなく、将来的な年金や老後資金不足につながる深刻な問題です。また、本市において、この18歳の壁についての取組を教えてください。

◎福祉部長（守武　大君）

18歳で障害児のサービスを終了する方については、本人の意見と適性を考え、市の基幹相談支援センター、サービス事業所、相談支援事業所、学校、家族などの関係者で話合いを持ち、スムーズに障害者のサービスに移行できるよう取り組んでいるところです。狩俣政作議員おっしゃるように、18歳になって障害福祉サービスに移行した際に夕方までの対応が難しい状況がありますので、既存の日中一時支援というサービスを組み合わせることで対応できるように調整してまいりたいと思っております。

◎狩俣政作君

福祉部長、このように問題を抱えている親御さんからの相談が結構ありますので、迅速な対応よろしくお願いします。

次に行きます。４番、書店の存続についてですけども、６月定例会で一般質問を行った際に多くの反響がありました。書店がなくなることの危機感を感じた市民の方が多分いろんな方法で何かを行ったかは分かりませんけども、当初２月末で撤退を検討されていたその書店ですけども、５月末まで延長になりました。また、規模は小規模でありますけども、別店舗に移転をする案も出てきていると伺っております。私が６月定例会で図書館の一部に書店を配置できませんかとの質問に、フリースペースを利用するのは現実的に難しいという話をされておりました。市としてどのような支援ができるか検討しますとあります。全国的に書店の減少傾向が進んでおります。その中でも沖縄県はワースト１位です。国も書店存続のために様々な提案や支援を、補助金などを行っておりますが、本市はこの問題に対してどのように考えているか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

本市唯一の書店の存続については、地域文化や子供たちの学習環境への影響も懸念されると考えております。現在、可能な支援について慎重に検討を進めておりますが、現時点では具体的な解決策を見いだしてはおらず、引き続き検討を続けているところです。

◎狩俣政作君

生涯学習部長、今の段階でいろんな検討する内容が決まっていなければかなり厳しい時間軸なんです。書店なので、本の在庫というか、いろんな部分も配給しなきゃいけない部分があります。当初、私は図書館の中にちょっとしたスペースでもいいから、例えば無人の図書館、書店スペースもあるんです。東京とか神戸にも。ＬＩＮＥでぴっと登録したら入れて、中のものを買えて、ＬＩＮＥで出ていくみたいなこともあります。例えば市役所の空きスペースというか、そういう場所でもできたらいいのかなと私は思っているんですけども、本当に市民の皆さんは危機感を感じております。相談も乗りますし。なので、このまま何も検討されていなければ多分もう消滅するのかなという気はするんですが、その辺に対して、市長でもいいんですけど、どうでしょうか。答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

地域から図書館がなくなるということは非常に憂慮すべき事態だというふうに私も考えておりまして、狩俣政作議員からは検討のスピードが遅いんではないかというご指摘だというふうに思っておりますので、早急に検討をするように指示をいたします。

◎狩俣政作君

ぜひよろしくお願いします。やはりじかに触って読むのとどこか通信販売で買って読むのは全然違いますから、その辺もぜひともよろしくお願いします。

では、次に行きます。市民生活行政です。１の屋内遊戯場（屋内公園）の建設ですけども、多くのお母さん、お父さんから公園の遊具が熱過ぎて触れないと、もうとてもではないけど遊べる状態ではない、気温も高く熱中症のリスクもあり、屋外で子供が遊ぶことができないということは多々聞きます。市として新たな公園、屋内公園を造るというのはかなりハードルが高いのかなと思うんですけども、既存の施設を活用した、何か利用して、たまにＪＴＡドーム宮古島とかも開放していますけども、そういった市の施設で何かできないかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

都市公園における公園施設としましては、都市公園法第２条により定められておりまして、屋内遊戯場は該当をしておりません。ほかの補助事業等により屋内施設の整備が可能か国や県に確認する必要がございますが、屋内施設を整備することで都市公園の規模が削減することもございますので、慎重に判断する必要がございます。

◎狩俣政作君

そうなんですよね。とはいえ、宮古島にある公園の遊具、結局公園があったとしても夏はほぼ使えない状態。どこに行っても公園に人がいません、暑いから。当然ですよね。その検討課題を早急にやっていただきたい。先ほどの学校の体育館の空調もそうですけども、年々暑くなっているので、そこをもし活用できれば、土日でも開放して体育館で遊べるとかありますので、ぜひとも早急な検討をお願いいたします。

次に行きます。２番のバス停の屋根の設置ですけども、これも本当に日差しが、屋根がないから、もう暑い中バスを待っている観光客とか学生が多々いる。これに対して、例えば利用頻度が高い場所、学生が集まる場所とか、観光地の伊良部島とかの場所で優先的に屋根が設置できないかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

年々暑さが厳しさを増す中、バス停の上屋の必要性は認識しております。道路事業におきましては、補助メニューがございませんが、過去にサンエーターミナル店前に設置した事例がございます。その際は、一括交付金を導入して実施をしております。そのときは、市民から市に対し設置要望がございまして、バス事業者と協議した結果、市で設置することになりました。バス停の管理はバス事業者が行うものとなりますが、市民の要望等を踏まえ、設置については各バス事業者と協議を行い、検討してまいります。

◎狩俣政作君

ぜひともよろしくお願いします。

では、次の質問に行きます。３番、専門医がいないために担当医師から専門医がいる島外の病院に紹介状をもらう、医療を受ける市民についてですけども、私の相談の多くは渡航費の問題です。耳に障害があって、医者から島外の病院を紹介状をもらい、二、三か月に１回本島の病院に通っている５歳児がいますが、障害児で、重度心身障害ではないため、渡航費が出ません。また、生まれつき左手の腕の骨が変形する中学生の女性がいます。難病なんですけども、宮古病院には専門医がいないため、紹介状をもらって年４回ほど本島の大きな病院に通っています。しかし、指定難病ではないために渡航費が出ません。本市が行っている渡航費助成には難病患者等渡航費助成金、これが令和６年度1,650万8,687円と、不妊治療費の渡航費が400万円余、子宮頸がんワクチンが、これが100万円。重度障害児、障害者の渡航費助成扶助費が250万円と、４つの事業があります。令和６年度の実績で、人数が428人、総予算で2,457万7,377円です。この金額が高いのか安いのか判断できませんけども、例えば先ほど話しした渡航費がもらえない、受けられない患者、難病だけど指定難病ではない、障害だけど障害児ではない、ただし宮古島には専門医がいないので、医者が意見書を出している方です。仮にこれが100人いたとします。100人いて年３回付添いつきで渡航費を助成したら、１万3,000円の２人で年利用で７万8,000円、掛ける100で780万円です。これまで難病患者等渡航費支援の助成金というのは県と市が半分ずつ出しておりました。これが二、三年前に国が半分出しております。ということは、現在の1,650万円余の予算、半分は国が出しております。この半分の予算、これまでは市が出しておりました。これがこの部分に補えれば私は可能ではないかなと思うんですけど、これは市長決裁でできると私は思うんですが、その辺の答弁をお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

狩俣政作議員ご指摘の件について、沖縄県は第８次沖縄県医療計画において、地域医療構想における医療提供体制の施策として、医療の集約化の方針を掲げております。市としましては、県に対し、対象疾病の拡大について今年６月に沖縄県保健医療介護部へ、８月に美ぎ島美しゃ市町村会を通して離島患者等の通院費支援事業の助成対象の拡大について要望をしたところでございます。しかしながら、現状ではなかなか制度拡充には至っていないのが実情でございます。市の独自での助成につきましても検討はしているところですが、宮古病院に聞き取りをしたところ、年間約１億円が必要という試算が出ました。財政的な負担が大きく、持続可能性の面からも課題がございますので、市民の皆様の経済的負担を少しでも軽減したいという思いは強く持っておりますので、今後とも県に粘り強く要請してまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

市民生活部長、今市民生活部長がおっしゃられた宮古病院に聞き取りをしたところ１億円の予算がかかるというこの根拠というか、内訳分かりますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古病院に照会をかけたところ、若干の本人希望ということで、本人希望の場合は補助の対象外としますが、これまでの渡航実績を１人当たり大体８万円と計算しまして、これが約1,000件ぐらいの、年間ですね、紹介状ということで聞き取りができましたので、それで試算したら約１億円という試算となっております。

◎狩俣政作君

１人当たり８万円という試算が分からないんですけど。それぞれの渡航費も１万3,000円が上限ですよね。もちろん往復です。宿泊費も上限8,000円がついております。これが年３回もあれば、年８回になっていますね、難病患者らは。１人８万円の根拠というのは、これ多分医療費が入っているんではないですか。これ渡航費だけで８万円なんですか。

（「平均です」の声あり）

◎狩俣政作君

平均。

◎議長（平良敏夫君）

質問してください。

◎狩俣政作君

この試算は分からないですけど。患者が1,000人いるという部分も分からなくて。もちろん誰でも手挙げたらそうなると思うんですけど、私が言っているのは難病、指定難病ではないけど難病とか、重度心身障害ではないけど障害児とか、もうここにないんですよ、利用する方法が。専門医がいない。医者がそれで紹介状を出して行っているのにもかかわらずという部分を話しているんです。何か風邪引いたからということとかでなくて。ずっとその話をしていると、誰でも手挙げるからこうなるんだよって話しするけど、そうではないんですよ。実際必要な方がたくさんいるんです。それが1,000人いるかは分かりませんけども、仮に100人いても私はこの値段ですよと話をしました。実際、比べることではないんですけど、宮古島市は去年から小中学生の修学旅行に全額無償はしています。これ１億円ですよね、トータルで。何か私の中ではもっと弱い部分に予算をつけたほうがいいのかなとは思うんですけど、この件に関して市長のほうからもぜひとも何か答弁があればお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

我々としてもどうにかできればというところは重々思っておりますけども、先ほどもありましたように、本人希望ですとか、専門医がいなくてどうしても渡航しなければいけないというような事情があるということも承知しております。狩俣政作議員ご指摘のとおり、要綱によるとその他市長が必要と判断したものというところのくだりもございます。件もございますので、専門医等が不在など、どうしても島外病院、宮古病院等では対応できないというような疾病に関してどうにか支援ができないかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

市長、本当に前向きな検討を早急にお願いします。よろしくお願いします。

次に行きます。本市が導入した産婦人科・小児科オンライン診療についてですけども、これ導入してか

ら１年が過ぎました。利用者とかの反響もお伺いしたいんですけども、私はずっと令和３年からこのオンライン診療の必要性を訴えてきました。その中で、私が訴えてきたこのオンライン診療のほうは市と締結できなくて新たなものを締結しておりますけども、実際小児科で308件、産婦人科145件の実績があります。その相談から医療につながった件数は何件ありますか、お伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市では、令和６年度から小児科医、産婦人科医、助産師等によるオンライン相談を行っております。その中で相談から医療につながったケースということでございますけれども、この事業は医療健康相談であるため、どのような症状が出たら医療機関を受診したほうがよいか、受診のタイミングなどのアドバイスを行っており、実際医療機関を受診したかどうかの把握は行っておりません。

◎狩俣政作君

医療機関につなげたことを把握していないということなんですけども、これ年間で委託料が333万円かかっておりますよね。これを把握したほうがいいんではないですか。相談だけでそんな委託料を上げているのもどうかと思うんですけども。私が訴えてきたキッズドクターというオンラインは、相談は無料でした。医療につなげると、自分のかかりつけ医に行くので、それぞれの負担になりますよね。それ宮古島で１年半ぐらい訴えてきてできなくて、私は石垣市のほうに持っていきました。石垣市は１か月で締結したんです。締結して、反響もすごかったんです。導入して半年でゼロ歳から６歳の４人に１人が登録しました。市から積極的に告知を６月に開始して、２年前ですね、月の救急受診患者数が前年度比で６月で100人減り、７月で114人減、９月においては330人減です。このようにちゃんとデータも出ています。医療現場の従事者の方の業務を減らすためにも、今後こういったオンライン相談、これはあくまでも名称はキッズドクターですけども、年関係なく、総合医療診療なので、誰でも相談できます。こういったことを今後できないのか。というのは、今宮古島市、救急搬送が毎年増えています。令和６年実績で4,058名。これ１件につき１万3,000円かかるんですよね、単費で。お金がかかる。これを減らさないと単費ももったいないですよね。そういったことで考えると、このオンライン診療の取組は私は必須だと思うんですけども、見解をお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

市として今後の方向性ということでお答えさせていただきます。

市民が気軽に専門的な医療相談を受けられる機会を提供することは、安心した出産、子育てへの支援になることから、今後ともこのオンライン相談の事業は継続していきたいというふうに考えております。

また、この事業に限らず、沖縄県が行っている小児救急電話相談＃8000というものや民間事業者のオンライン診療、相談等のサービスについても今後も周知を行っていきたいと考えております。

◎狩俣政作君

ぜひとも検討をお願いします。私が言っているのはキッズドクターというオンライン相談です。この方の担当者がたまたま宮古島に住んでいるんです。そういうこともあって、宮古島には本来３回までの相談無料が回数無制限でできるという話をしているのに取り組んでくれなかったんですよ。

次に行きます。環境行政についてですけども、１番、廃タイヤの利活用です。廃タイヤを燃料にしてボイラーや空調にも利活用できるという施設についてですけども、港湾緑地でみなとまちづくりの構想があ

ると思いますけども、そこに高齢者用の利用できる温水プールや子供たち用の浅いプールなど屋内施設を造っていただいて、そのボイラーの燃料と屋内の空調設備を廃タイヤを利用して運営できる設備があります。これについて、今後検討されるかという話で答弁お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

日本自動車タイヤ協会による統計では、2020年に国内で発生した廃タイヤの65％に当たる607キロトンが熱利用されており、このうち44％は製紙業、10％は化学工場等、７％がセメント焼成用。２％で製鉄、ガス化炉、それから中小ボイラーでそれぞれ１％が利用されているとのことです。したがいまして、国内での廃タイヤ処理を考えたときには、熱利用が有用な手段となっているのが現状かと思っております。狩俣政作議員ご指摘のように、廃タイヤを資源と位置づけた上利活用を図る施設を整備することは、宮古島市における廃タイヤの問題の解決に対して有効かと思われます。今具体的に施設名が挙がっておりますが、現時点では新たにボイラーや空調などの熱源を確保する必要がある公共施設、既存のものではないんですけども、狩俣政作議員が具体的に挙げた施設等でも今後廃タイヤの利活用という社会的メリットも含めて熱源の選択肢として所管部署において検討されることになろうかと思います。

◎狩俣政作君

今宮古島の不法投棄の約半分は廃タイヤです。600トンあります。これ２年前のデータなので、さらに増えていると思いますけども。年間に出る廃タイヤの量が概算で300トンと言われております。結局これ処分方法が島内であれば裁断してチップにして埋めるか島外輸送、島内であればキロ50円ですけども、島外輸送はキロ70円かかります。結局これ沖縄に送っても沖縄でも使えなくて、沖縄本島からまた送るんです、九州に。宮崎県のほうで先ほど話していたセメント工場がボイラーで使っております。私も去年見てきました。熊本県でホテルに利用している施設もあれば、大分県で土を燃焼させて無菌化する工場も見てきました。とてもいい感じ、よかったです。1,000度を超えるのでダイオキシンも出ないし、煙も出ない。この施設も暑くもないんです。１日１トンのタイヤを燃やせる。なので、年間300トン以上は処理できるかなと。仮に宮古島市の廃タイヤがなくなっても、石垣市も送っているんです、沖縄本島に。もっと高いお金をかけて。であれば、宮古島に来たほうが安いですよねという部分では、今後の計画も10年ぐらいもつのかなと思うので、ぜひとも検討のほうよろしくお願いします。

次に行きます。２番の一般家庭ごみ収集委託業者についてですけども、委託の決定方法です。先ほど大城仁議員の答弁で、令和８年に委託料を見直すと答弁がありました。これぜひ前向きにお願いいたします。ある家庭ごみ週６回収集作業を行っている業者のケースをお話しします。朝８時半からおおむね午後３時には収集を終了して、遅いときは16時ですけども、その後にパッカー車とかを洗浄したり点検などを行っております。月26日の収集業務、１日当たりの業務時間を少なく見積もっても平均５時間と仮定する。月の収集時間は130時間になります。これを建設労働単価基準８時間で割り戻すと16.25、約16日分です。ここで２つの疑問が出ます。１つは、令和６年度の月額委託料104万5,000円と令和７年度の委託料、月のですよ、105万8,300円。増加分１万3,000円についてです。これは、運転手と軽作業員の建設労働単価が令和６年からそれぞれ1,100円上がったんです。合わせて2,200円上がりました。この2,200円と業務時間16.25を上昇分加算すると３万5,750円になるんです、算定的には。しかし、それが１万3,300円と。２万2,450円も乖離があるんです。多分これは今なぜですかと聞いても難しいと思います、答えることは。なぜかという

と、令和６年と、これ開示請求した資料ですけども、令和６年度の際は高いんです。一日の運転手の稼働単価、標準単価が２万7,950円です。助手が１万7,000円。ですけども、実働、稼働している、先ほど言った4.5時間でやっていますから、運転手が１万7,000円になって、助手は１万1,000円です。しかし、令和７年では、新たな項目で作業係数調整稼働率0.459という変な項目が入ってくるんです。それで算定すると、先ほどの標準単価掛けて、作業係数調整稼働率をやると、運転手が１万2,609円、前年度比4,900円マイナス、助手7,800円、前年度比3,100円マイナスになります。これは、令和６年度では、高いんですけど、最後に調整という部分が項目があって、そこで月に約13万7,000円引かれるんです。これ年度によって委託料の算定が違うんですけど、これをここで突っ込んでも環境衛生局長かわいそうなので。先ほど大城仁議員の話をしていた、令和８年度から委託も検討を見直すと言っていましたので、これを含めてちゃんとした決まった委託料の算定基準をつくっていただかないと、なかなか皆さんこの開示請求された資料を見て疑問が増えております、業者の間で。その辺をお願いします。

私のお願いというのは、これ人件費として公共工事設計労働単価を使用していますね。運転手は一般、軽作業員と採用していますけども、運転手はいいとして、軽作業員はどうなのかなと私は思います。私も一日パッカー車に乗って経験したので分かるんですけど、当時は後ろのステップというのに乗って作業していたので、比較的最初の15分ぐらい楽しかったんです。ぶうっと乗って。だんだん、だんだん足がもう上がらないんです、乗り降りで。収集ごみも入れるし、臭いし。これを厚生労働省のサイトで調べると、ごみ収集作業員の作業は運搬や積込みなどの肉体労働が中心で、危険物や悪臭のリスクも伴うため、労働区分としては重作業員とみなされるとあります。軽作業員ではなくて重作業員です。なので、これも含めて委託料の検討をお願いしたいと思います。答弁お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

委託料の見直しについて大変細かく研究してくださり、ありがとうございます。ご指摘のように、年度によって委託料の積算が若干変わっているというとこはございます。今後も適正な委託料の積算には努めてまいりたいと思いますが、特にご指摘の重要な部分としましては、軽作業員という枠が妥当かどうかというとこですので、これは実態に合わせて見直しは考えたいと思います。

◎狩俣政作君

先ほどの私が話した作業係数調整稼働率0.459というのも、これ実はクリーンセンターでこの業者が来た最終搬入時間というのが出ます。これを見て市は判断するんです、何時間しか働いていないというのを。でも、中には本当に逼迫して、一生懸命頑張ってこの時間の方もいれば、どこかで休んでいる方もいるんです。それを同業者は見ているんです。ゆっくり回って６時間で行ったほうが得ですよね。一生懸命頑張って朝８時からぐるぐる回って、１時半に終わったので4.5時間ですって言われるんだったら、私だったらどこかで一回眠ります、休憩して。そして、６時間回ってもらったほうがいいと思います。その辺もぜひとも委託料の判断にしてください。よろしくお願いします。

次に行きます。グリストラップの油の処理ですけども、このグリストラップ、産業廃棄物です。これ本市で処理できる業者はいません。なので、沖縄本島に輸送しないといけないのですが、処理費がもう高くて、市として何かないかなと思っていますけども、これ実際事業者がちゃんと処理しているかというのは疑わしい問題で、これを本市にこの油を処理できる業者が今いると、これが処理というよりも器具を使っ

てこの廃油を入れるとそれが石けん水になって下水に流せるとか、もう一つは洗剤を入れるとこれが自然環境にいい物質に変わって、たんぱく質を分解して流せるという、今までの処理より全然安価にできるという話もしているんです。ぜひ市としてこういった取組を事業者のほうに促して、環境に優しい島づくりのために何かできないかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

グリストラップの管理に関してのご質問です。以前、狩俣政作議員からも直接こういった事例があるということでご紹介いただきました。それから、ほかの事業者からもグリストラップの管理に関して、一旦吸引して分解した後に戻すだとか、それから薬剤を投入することで分解するというようなサービスかなとお伺いしております。市のほうとしましては、これまで例えば下水道に接続しているケースなんかですと、下水道課のほうに下水が詰まったということで連絡があった際に、見に行ったらやはりグリストラップの管理が不十分であるというケースがありました。これまでは、その際にはちゃんと業者に委託してグリストラップも、その堆積物、汚泥を回収するようにという指導をしておりますけども、今後、類似した案件があれば具体的なサービスや商品を、名前を挙げて紹介するわけにいかないんですけど、そういうのもあるので利用してみてはいかがですかということでの推奨はしていきたいと思います。それから、ほかにも合併浄化槽でもグリストラップ設置されていますので、何かの機会に応じてそういったサービスがあるということは伝えていきたいと思います。

◎狩俣政作君

悪い話で、バキュームカーで吸っているという話もあります。それをそのまま下水処理場に投入するので、ＯＤ層の微生物が死んで弱くなるので、以前は搬入制限をしていました。そういうのがあるので、ぜひ環境に対してやはりちゃんとしましょうという部分は市として訴えていってください。よろしくお願いします。

次に行きます。海岸線の開発についてですけども、条例の強化などの検討はしていかないのか伺いますけども、本市の海岸線にはもうホテルやテナントが増えてきています。美しい自然を伐開して建造物を建設しているという反対派の声もありますけども、本市の景観条例では高さの制限とか建蔽率の制限もあります。それを超えて建築をしている建造物は多くあります。景観審議会のほうで不適合とされても、結局外観等を見直すとこれがある程度変更することによって適合になってくる部分もあるんですけども、それに加えて土地の名義とか島外の本社なので、法人税も落ちないです。もう市民にとっていいことはあまりない。昔きれいだった海はもうホテルが建っているとか、市民が入れないとか、いろんな問題がありますけども、これに関して市はどのような考えを持っているのかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

現在、パイナガマビーチということでの聞き取りでございましたので、パイナガマビーチに関してのお話をさせていただきます。

パイナガマビーチでは、今水上バイクの利用につきましては条例に基づき規制区域を指定し、海水浴利用者の安全確保を目的として運用をしております。当該条例に基づく規制区域の制定後は、現在のところですが、海水浴利用者からの苦情は特に届いておらず、条例の目的は達成していると認識しております。条例施行前に水上バイク利用者向けの説明会を開催し、適切な区域指定についての合意形成を図った経緯

がございます。そのため、現在、水上バイクは規制された区域内の水域を利用しております。この状況におきまして、条例上その区域外の利用状況に対する台数の規制を行うことは現時点では困難となっております。

なお、この条例につきまして改正や対象範囲の拡大につきましては、関係者との十分な意見交換や地域社会全体の合意形成が必要となり、慎重に議論を進めるべき課題であると考えております。また、開発が地域環境や住民生活に与える影響は十分配慮すべき問題であり、必要に応じて関係機関とも連携し、環境保護や持続可能な地域づくりを進めていく姿勢が重要と考えております。

◎狩俣政作君

建設部長、多分これ次の質問だと思うんですけども。パイナガマビーチの占有の件で。今私が言っていたのは、エリアを決めてホテルの建設もやらないといけないんではないかという部分で、どこでもかしこでも造れるんではなくてね。というのは、石垣市もいろんな部分で、森林法とかを適用してもうそこに造らせないというものをやっているんです。たしか多良間島も沖縄県指定の自然公園かな、なっているので開発できないとなっています。ある程度エリアを決めないと、どこでもかしこでもやるんではないんかという部分で今話につながりますけども、パイナガマビーチの件では前日、砂川和也議員の質問に対して県と市のいろんな認識の違いは答弁しておりましたけども、今建設部長は市民からのいろんな苦情は届いていないと話していましたが、パイナガマビーチとかに関してはですね、私のところには来ています。これはなぜかというと、もう浜にバナナボートとかいろんなものを置いているんです。朝になって満潮になると、これがあるから通れないって。散歩しても通れないって。それをずっと置いているのはいいんですかねという部分もあったりとか、もう昼間からずっとそこに水上バイクがだあっと並んでいる。これも私は占用していると思うんです。いろんな人も遊びたいけど、それがあるからそこに行けないではないですか。それはいいのかなという、それ大丈夫ですかという話をしても、何もなければないでいいんですけど、その辺で何か市はできることはないのかなって思います。答弁できればお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

（再開＝午前11時56分）

◎建設部長（下地睦子君）

今のお話、私有地、字有地についての規制についてですけれども、その私有地についての規制については、現行の法律を踏まえ、条例や行政方針の枠組み内での対応となるため、現時点で直接的な規制を行うことは難しい状況と考えております。ただし、開発状況については今後も注視し、必要に応じて住民の皆様と共に課題を共有しながら検討を続けてまいりたいと思います。地域住民の皆様の懸念は十分理解しており、今後も継続して安全確保や環境保護に努めていく考えです。

◎狩俣政作君

私が質問しているのは私有地ではなくて、ビーチにずっと物を置いているので、それは占用してもいいのかねという話をしているんですけど。市民の皆さんの遊ぶところに業者がもう占用して物を置いている

から通れませんという相談も来ているんですという話です。まあいいです。

というのは、今はおっしゃるとおり、自治会の字有地に建設しているんですけど、それはいいとして、ただやり方なんです。海の家の場合は、この字会に対して建設会社が資材置場として年間40万円で50年という長期借りているんです。にもかかわらず、その方が別の方に又貸しみたいな感じで貸して造ったんです。このことも自治会の総会にも提案をしなくて、その後、後で会員が分かって反対をしても何もできない状況になっているんです。それも建設部長の答弁では、なかなかこれは市町村長は認可地縁団体に対して公的関与をできるだけ減らさないといけないというのが適当という話もしていました。ただ、これがまかり通ることがあって、どんどん、どんどん字有地を同じようにまた建設会社に貸しますよといったのが又貸しされていると、同じようなケースで宮古島の海、また森林伐採して営業して、何もできませんとなるとどんどん増えると思います。石垣市はそれを止めたから、宮古島市に流れてきているんですって、そういう方たちが。という話も聞きます。これはもう答弁は要りませんけども、本当に今後の喫緊の課題として私はあると思います。最近では、飲食店街でもけんかが増えているとか、いろんな話も聞きます。それに比例して救急搬送も増えております。そういったことのないように当局として全力を尽くしてください。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時00分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を続行します。

順次質問の発言を許します。

◎平良和彦君

一般質問４日目の３番、議員番号10番、宮古進政会の平良和彦です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほうは市民に分かりやすく説明、また誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。今回いつもより多めに質問通告しておりますので、手短に協力していただきたいなと思っております。友利光徳議員みたいな多くはないんですけども、お付き合いのほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。市長は、今年の７月に国へ宮古空港の機能強化における支援や特別臨時避難施設（シェルター）の設置後の維持管理費の援助について要請を行っております。そこで、まず最初に宮古空港の機能強化についての質問ですが、宮古空港の本年度の上半期の乗降客数は94万人で、前年同期比で９万3,000人増で11％の増加となっております。宮古空港は、100万人の利用を想定しており、現状だと空港施設の狭隘が課題となっております。そのことから、次の質問を行いますけれども、スマートレーンの設置についてですが、これについては下地信広議員も前回定例会で質問し

ておりましたが、市長は国への要請を行って、その後の国と市との調整はどうなっているのかお聞かせください。

◎建設部長（下地睦子君）

スマートレーンの設置の事業実施に当たっては、国土交通省の空港警備機器整備費補助金（　　部分は305頁に発言訂正あり）を活用しての事業となります。補助金の申請等、事業の実施主体は航空会社等となっております。今年度で同機器の導入を行う他市においては、国の補助金が25%、県の補助金が５%、事業の実施主体が20%、その他市のふるさと納税を活用した補助金で市のほうから50%で事業を実施しております。国、県からの補助金と併せて、本市といたしましても設置に関する事業費の負担をしながら、スケジュール調整や機器導入に伴う保安検査場での混雑緩和状況の調査等に関して各航空会社や宮古空港ターミナル株式会社と連携しながら、運用開始に向けて取り組んでおります。

◎平良和彦君

しっかり航空会社と話合いをしてからしっかりと進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、空港施設の機能拡張についてですが、まず最初に空港施設の狭隘化の状況において当局の見解をお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

圏域外からの移動手段、来島手段が航空路に集中する本市においては、住民生活及び観光をはじめとした経済活動やその規模はまさに空港機能、それからキャパシティーに規定されることから、本圏域のさらなる振興には宮古空港の早期の機能拡充が不可欠と考えております。現在の位置での宮古空港は、平成９年７月に開港し、開港当初は年間100万人の乗降客数を想定しておりましたが、令和６年度の乗降客数は約191万人（　　部分は296頁に発言訂正あり）と過去最高に達しております。特に優先度が高い中型機対応の駐機スポットの増設やエプロンの拡張、平行誘導路設置、さらには貨物取扱施設の拡張、保安検査場における混雑緩和のためのスマートレーン導入等により狭隘化の解消を図る必要があると考えております。また、想定のほぼ２倍に達した乗降客数に対応するためには、空港ターミナルや一般駐車場の拡張も含めて空港機能全体の拡張が必要であると考えております。

◎平良和彦君

空港ターミナル機能の拡張について市としての対応をお願いしますと次質問ありますけども、私も繁忙期のチェックインカウンターの混雑状況は実際見ております。写真等でも拝見しましたけども、ターミナルの外まで順番待ちのお客さんの列が連なっているのも状況を確認しております。そういうことから、空港ターミナルの機能の拡張について市としての対応をお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古空港の設置管理者が沖縄県となっていることから、市としての対応としましては関係機関等への要請活動になります。本市におきましては、沖縄振興拡大会議での要望、今井絵理子内閣府大臣政務官が来島した際の要望、美ぎ島美しゃ市町村会による要望、宮古空港活性化協議会による要望を行っているところです。特に今年度からは国の関係省庁へ出向いて直接関係省庁の大臣宛ての要望も行っております。また、県内空港では宮古空港と状況などの近しい石垣市の空港管理事務所と連携して、県との意見交換等も行っております。

◎平良和彦君

続きまして、空港におけるエプロン拡張に向けての今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

現在のエプロンの中では、中型機が駐機中の場合、同じような中型機が入ってくるとエプロン等が狭くて擦れ違いできない状況だと聞いております。今後の拡張に向けてのスケジュール等が分かれば教えていただきたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

沖縄県に確認したところ、エプロン拡張については調査、検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいとのことでございます。なお、エプロンの拡張や平行誘導路の整備等に関して、これまでも県に対する要請活動を行ってまいりましたが、今後も引き続き宮古空港の機能拡張について要請を行っていきたいと考えております。

◎平良和彦君

ぜひとも、今の観光客の利用客数はどんどん増えていく可能性がありますので、早めに空港のエプロンの拡張を進めていただきたいと思っております。

続きまして、特定臨時避難施設（シェルター）の設置についてお伺いいたします。今総合体育館は解体されております。新たな体育館建設に向けて実施計画、設計とかを行っていると思います。そこで、特定臨時避難施設（シェルター）の進捗状況について当局の見解をお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

現在、特定臨時避難施設を含む総合体育館全体の実施設計業務を実施しております。特定臨時避難施設の実施設計は全国初の事例になるため、内閣官房の調査研究業務における委託業務者と随時協議を行いながら進めております。当該協議に時間を要していることから、実施設計業務に若干の遅れが生じております。

◎平良和彦君

全国初ということで慎重に行うと思うんですけども、災害はいつ来るか分かりませんので、ぜひとも国としっかり手を取り合って速やかに建築できればなと、進めてもらえればと思っております。

続きまして、特定臨時避難施設（シェルター）の設置後の維持管理費についてお伺いいたします。これについては、市長は国のほうへ要請を行っておりますが、国の反応どういうものか。やはりすばらしいものを造っても維持費がかかるとあと市の負担になってくると思いますんで、その辺を市長もしっかり考えているものだと思います。そこの維持費の、どういうふうに国は対応してくれるのかお聞かせください。

◎総務部長（上地俊暢君）

特定臨時避難施設の設置に伴う維持管理費についてでございます。新総合体育館整備に当たり、地下駐車場と併用し、特定臨時避難施設を整備予定です。整備の際は、受電設備や空調機器等の法定点検の維持管理、それから必要な備蓄品の購入、空調機器、防火用スプリンクラー、非常用発電機等の更新時にかかる費用など、多大な財政負担が見込まれております。去る７月22日、市長は防衛省にて建設後の施設の維持管理に係る経費について支援を要請したところです。要請の後、実施設計中でございますので、詳細な費用負担等も今後市と関係機関と調整していくということで了解をいただいているところです。

◎平良和彦君

しっかりと、いいシェルターができるように頑張っていただきたいと思っております。

続きまして、陸上自衛隊による徒歩防災訓練の実施についてですが、今回の陸上自衛隊、新隊員16名を含める徒歩防災訓練ですけども、これは８月５日に夕方出発しまして、翌日の６日の朝までの訓練で、この間、約20キロの人命救助に使用する食料や道具などを背負いながら35キロという長距離を徒歩で夜通し歩き続け、災害対処に必要な部隊移動能力の向上を図る目的で実施しておりました。また、この訓練は南西諸島であり得るだろうという長期の台風での、空港や港湾が一部破損し、島内の道路では街路樹や電柱が倒壊、そのような状況で車両で避難所への物資の輸送ができない状況などを想定しての実施でありました。そこで質問ですが、災害を想定しての大事な今回の徒歩防災訓練について市長の見解をお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

ご質問への答弁の前に、先ほど空港施設の狭隘化の状況についての私の答弁の中で、令和６年度の乗降客数は約「119万人」と答弁いたしましたが、正しくは「191万人」でございます。おわびして訂正申し上げます。

それでは、徒歩防災訓練について答弁いたします。陸上自衛隊宮古島駐屯地が新隊員教育の一環として実施した徒歩での防災訓練については、事前に本市への報告があり、輸送力が制限されている状況を想定した徒歩行進を実施し、災害対処に必要となる部隊移動能力等の向上を図ることを目的に実施するとの説明を受けております。災害時の人命救助や避難所等への必要物資の輸送等を迅速に行うための訓練であると理解しており、私としては平素から災害に備えることは必要であるというふうに考えております。

◎平良和彦君

続きまして、徒歩防災訓練に対する反対する団体の一連の行動について市長の見解をお伺いいたします。

この団体の一連の行動は、５日の夕方の長山港出発時に、装備品を背負った新隊員が出発するときに、行軍訓練はやめろとか、基地の外での訓練をするなとか、拡声機を使用しての大きな声での訴えがあったというふうに聞いております。また、翌朝、早朝ですね、６時20分頃、伊良部大橋の海の駅の駐車場で、隊員らが同訓練で疲れ切っている体を休めるための大切な休憩時に、またもや拡声機を手に大きな声で、きれいな朝日に戦闘服姿は似合わないと抗議をしたとのことです。このような団体の一連の行動について市長の見解を伺います。私に言わせれば、このようなすばらしい島にはこのような抗議は見合わないと私は思っておりますので、そこも含めて市長の見解をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

この件については私コメント等でも出しておりますけども、市民の意見表明は民主主義の重要な要素であり、市民の皆様が様々な思い、ご意見をお持ちであることは理解しております。その権利は尊重されるべきであり、併せて意見が対立する場合であっても議論や対話がお互いの尊重の下で行われることが何より大切だというふうに考えております。それから、抗議活動等の意見表明の機会にあっても、ＴＰＯを考慮するなど、安全性、それから周囲への配慮も必要だというふうに考えております。

◎平良和彦君

やはり伊良部大橋のあの海の駅は観光地だと思いますけども、観光施設ですか、そこの近くにも大きな

リゾートホテル等もありまして、その時間帯だと観光客は寝ている時間帯だったかもしれません。こういう方にも迷惑かけないような行動を取っていただきたいなと私は思っております。

続きまして、徒歩防災訓練に対する反対する団体の一連の行動は、沖縄県観光振興条例の第23条の迷惑行為の禁止に該当はしないのか市長にお伺いいたします。第23条、迷惑行為の禁止には「何人も、観光地又は観光施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。」というふうにあります。そして、第１項に「拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること」とありますが、このことについて迷惑行為に該当しないのか、市長の見解をお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

平良和彦議員ご指摘の市民団体の行動が沖縄県観光振興条例第23条の迷惑行為の禁止事項に該当するか否かの判断について、県に条例の運用について確認を行いました。「第23条は、観光客の快適性と安全性の確保を目的としているものであり、迷惑行為については行動が行われた場所、時間帯、観光客の有無、周囲の状況などを総合的に考慮する必要があります」との回答でした。「禁止事項に該当すると判断された場合は、第24条第２項により、その行為をやめるべきことを指示することができると規定されており、罰則規定はない」という回答でございました。

◎平良和彦君

はっきり言って理解できなかったんですけど、今回の行動は違反ではないのか、違反なのか、どちらですか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

県からは、明確な答えというものを得られてはおりません。

◎平良和彦君

ちょっと難しい状況ですね。私的に考えですけども、これは宮古警備隊長の問題についてなんですけども、私的に考えますとやはり隊長たる者は部下を守るのは当然だと私は考えております。なぜ訓練を反対する団体はわざわざ静かで平和な伊良部島まで来て拡声機を使って抗議したのか全く理解できません。このことにより、静かで平和な島が全国的な問題となり、ひいては防衛大臣までもコメントを述べるというところまで来ております。要するにこういう行動をしなければ、何も悪いことをしている自衛隊でございませんので、何もなかったと私は思っております。そのほうがまさに平和だったのかなと思っておりますので、今後こういった行動を控えるべきかなと私は思っております。

続きまして、すみません、順番を変えて。５番、若者の定住促進についてですが、多くの同僚議員も質問しておりますが、物価高騰により若者の島外への流出が見受けられますが、市はどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

本市におきましても、物価や家賃の高騰により若者世代が島外へ流出する傾向が見受けられることは重大な課題であると認識しております。特に地域の担い手となる若者が住まいを確保できないために島に戻れないという声があることも承知しております。その対策の一つとして、本市では結婚新生活支援制度を実施しておりまして、新婚世帯に住宅取得費や家賃、引っ越し費用の助成を行っております。活用実績は県内でもトップクラスで、今年度は補助上限額の引上げ等により１世帯当たりの負担軽減を強化いたしま

した。また、住宅対策としましては、市営住宅の地域対応活用を進めており、昨年度から市内４棟10戸を若者単身世帯やＵＪＩターン者に目的外使用として提供しております。今年度もこれは継続して実施してまいります。加えて、空き家ストックの活用として、空家等実態調査に基づく所有者への意向確認を継続し、本市が指定した管理活用支援法人と連携して空き家バンク登録など利活用を進めてまいります。さらに、旧町村部では市有地を対象としたサウンディング調査を実施し、住宅整備の可能性を探っております。これ当初は参加事業者が限られておりましたけれども、その後も関心が寄せられておりまして、引き続き実現可能性を精査しております。

このように、結婚新生活支援制度による生活支援、市営住宅や空き家の活用による既存ストックの有効活用、さらにサウンディング調査による将来の供給可能性の検討といった多面的な取組を通じて、若者や子育て世代が安心して定住できる環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、多くの議員からもいろいろご提案もあります。先ほど大城仁議員のほうからもご提案はありました。他県でもいい取組がありまして、その補助制度が本市に適用可能かどうか、あるいはそういったものも見極めながら、本当にこれは一部局で対応できるような問題ではありませんので、部局横断的に迅速に進めてまいりたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

全庁体制でアンテナを張りめぐらして、若者をどうやって宮古島に定住させるかというのが一番の大事な、ある意味市長の政策の一丁目一番地かなと私は思っております。大城仁議員の場合も現実的なものでございましたので、必死さが分かりますので、頑張っていただきたいなと思っております。

続きまして、旧郡部の城辺地域、上野地域、下地地域、伊良部地域などに、地元に戻って文化芸能などの継承や伝承、スポーツ等の行事の後継者としての若者を、安心して住めるための定住促進の対策について当局の見解をお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほどの市長の答弁と一部重複しますけれども、まず本件は住まい、子育て、雇用、交通を横断する全庁的な課題と認識しておりまして、市民生活部でやっている取組についてお答えいたします。

市有地の民間活力活用に係る可能性調査、サウンディングでございます。を旧町村部を対象に実施したところ、当初の参加は１社にとどまりましたが、その後も複数の事業者から個別に関心表明があり、現在も実現可能性の精査と条件整理を継続しているところでございます。

◎平良和彦君

私は今この質問を、やはりほとんどの、例えば城辺地域の場合、城辺地域に住んでいたんだけど、やはり平良市街地に行くと。だけど、最近、平良地域にいる若者が、少しずつではあるんですけど、自分の生まれ育った地域に住みたいという方が増えてきております。ですから、そういう方を私ら地元としては離したくないので、何とかつなぎ止めたいというので今必死になっております。そういう気持ちを育んでいただきたいと思っております。

続きまして、宮古島市５Ｇインフラ整備についてですが、やはり若者定住にはこれも必要なものだと思っております。私たちの年代だとまだそこまでは不便は感じないんですけれども、やはり若い方は特に、今ゲームやるの普通なんですけども、ゲームをやるとラグが出るらしいんです。やはりそういう意味でい

くと、この５Ｇのインフラ整備は大事なのかなと思っております。これを整備することによって、スマートシティーや産業用のＩｏＴ、また医療、教育などの各分野にも活用されるものだと考えておりますので、この５Ｇインフラ整備の状況について当局の見解をお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

５Ｇインフラの整備状況についてでございます。５Ｇの整備については、各携帯事業者が国に提出した整備計画に基づき、通信量が多い人口密集地などを中心に整備が進められております。今年の９月19日に総務省が令和６年度末の５Ｇ人口カバー率を公表しております。沖縄県の人口カバー率は99.8％で、全国でも高水準の５Ｇ整備地域となっております。市町村ごとの整備状況については、数値等の公表がされておらず、本市の整備状況についても具体的な数値で把握することができない状況ですが、各携帯事業者が公表しているエリアマップによりますと、県内全体と同様に、本市においても多くの地域で５Ｇが活用できることを確認しております。

◎平良和彦君

99.8％の言わばインフラ整備されているということですね。そこで、私も鈍いので、そこがどこまで整備されているのか分かりませんでしたけども。

次の質問なんですけども、では次の質問、５Ｇの格差解消はいつ頃になるのかと当局の見解を聞いております。これないということで。差はないということですか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

５Ｇの格差解消についてでございます。５Ｇの整備につきましては、基本的に民間事業者が主体となって行っております。その具体的な整備計画や進捗状況については、企業の事業戦略上の理由から詳細な情報は公表できないとのことでございます。５Ｇには高速大容量、低遅延、多接続性といった特徴があり、本市といたしましても５Ｇの整備の必要性は重々承知しております。今後、５Ｇの利点を生かしたスマート農業や遠隔医療など、様々な事業が展開され、５Ｇ整備も着実に進んでいくものと考えており、本市といたしましても今後の整備状況など、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

石川博幸企画政策部長、私の携帯でも５Ｇは出るんです、アンテナが立って。これ５Ｇが使われているという認識でよろしいんですか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

スマートフォンで５Ｇと表示されておりますけど、５Ｇが使われているということになります。この５Ｇ用の基地局整備があるんですけども、これに大幅に時間を要するということで、既存の４Ｇ基地局を５Ｇ基地局に転用する方法が取られているということで、時折４Ｇ、５Ｇというのが出るかと思いますけども、基本的には５Ｇと表示されている部分については５Ｇの通信ができているということでございます。

◎平良和彦君

石川博幸企画政策部長、ありがとうございました。私は、では５Ｇを知らずに使っていたということですね。すみません。ありがとうございました。

それでは、その次に行く前に、やはり５Ｇの整備をすることにより宮古島市の社会課題である人口減少、先ほど言ったように若者の流出とか高齢化、環境問題、災害対策などにいろいろな課題がありますが、こ

れを解決するものだと私は考えておりますので、今の答弁だとかなり進んでいるなという感じしておりますので、ぜひとも、次６Ｇが来そうですので、そこまで準備をお願いしたいなと思っております。

続きまして、農業振興行政についてですけども、農業振興、サトウキビ、畜産、葉たばこ、この３つを挙げておりますが、まず最初にサトウキビ農業についてですが、５年前と比較してみますと栽培面積は増加傾向で、生産量は微減で、生産額は少し増額の傾向にあります。しかし、農家の数は５年前だと148件の減で、10年前と比較しますと516件というふうに大幅減になっております。こういう状況が続きますと、やはりサトウキビを作る農家もかなり減ってきてサトウキビも危うくなるのかなという危機感を持っておりますが、サトウキビ農家の生産状況、これまでと比較しながら、市としてはどういうふうに考えているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

近年のサトウキビ農家の生産状況につきまして、直近３年間でお答えいたします。

本市のサトウキビ生産に係る収穫面積については、ここ数年間で5,500ヘクタール前後で、ほぼ横ばいとなっております。生産量については、２年連続で30万トンを上回っていることから、生産状況としては安定しているものだと考えております。しかしながら、農家戸数については年々減少傾向にあり、令和４年度4,701戸、令和５年度4,636戸、令和６年度4,538戸、令和６年度と令和４年度を比較しますと163戸の減となっております。高齢化により離農や農業後継者不足により農業人口の減少が進み、大きな課題となっております。そのため、市としましても新規就農者への支援、機械化一貫体系の推進やスマート農業の普及による省力化への取組、労働力不足解消に向けた意見交換等、関係機関と連携を図りながら、今後も持続的な生産体制を取れるよう引き続き取り組んでまいります。

◎平良和彦君

先ほど答弁のありましたスマート農業、これを進めたほうが私はいいと思います。今若い農業者がハーベスター等持っておりますが、これは25年前ですか、私が20代のときなんですけど、そのときは手刈りでやっておりました。これをではやるかというとやらないです。ハーベスターが出てきておりますので、それを利用しての農業ですので今続いているかなと私は思っております。そのハーベスターもやはり市のほうで誘導しながら、補助金を出しながら、最初はハーベスターも使う農家はほとんどおりませんでしたけども、今はもう99％近くハーベスターを使っていると思っております。そういうことを考えますと、やはり市としての大きな転換期を考えながら誘導していくのも一つの農業助けのためになるのかなと思っております。ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

続きまして、現在、伊良部島から宮古製糖株式会社城辺工場への搬入を行っている、２年ぐらいやっていますか、製糖期間が短縮に至っていないというのが見受けられます。この対策を市はどういうふうに考えているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

宮古製糖株式会社伊良部工場の製糖期間については、令和６年12月３日から令和７年５月21日までの169日間で、そのうち12月10日から24日までの15日間において約１万2,300トンを城辺工場へ搬入しております。平良和彦議員ご指摘の製糖期間短縮に至らない要因としまして、天候不良などに起因し、ハーベスター収穫ストップに伴う原料搬入不足や高反収品種の普及による生産量の増など幾つか上げられますが、

製糖期間の長期化により、株出し管理や次期作への肥培管理などの遅れが生じております。そのため、まずは現状分析、生産者との意見交換等も踏まえた課題の洗い出しが優先事項と考えており、前年度に引き続き10月上旬に、来週ですけども、国、県、ＪＡ、各地区生産組合、その他関係団体を交え、原料輸送に関する課題を含めたサトウキビ生産に関する意見交換会を予定しております。課題解決に向けて連携しながら対策を検討してまいります。

◎平良和彦君

本当にＪＡとかそういった皆さんと手を組んで、なくてはならないサトウキビでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、畜産業についてですが、先日狩俣勝成議員の質問に、当局は宮古家畜市場での肉用牛競りの上場頭数が５年間で400頭減少をしているというふうに申しておりました。飼養戸数が大分減ってきておりますが、この畜産農家への生産状況について教えていただきたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

畜産農家の生産状況について、直近３年間の数値を基にお答えいたします。

宮古島市における肉用牛畜産農家数は、令和４年度583戸、令和５年度536戸、令和６年度506戸となっており、令和４年度から77戸減少しております。宮古家畜市場における競りの出荷頭数については、先日狩俣勝成議員にお答えしたのは上場頭数でありますけれども、実際に買われた出荷頭数についてお答えします。令和４年度4,037頭、令和５年度3,838頭、令和６年度3,716頭となっており、令和４年度から321頭の減となっております。毎月開催される競りへの上場頭数も月平均310頭から340頭で推移しておりましたが、今年度は300頭に満たない月も見られるようになってきております。競り出荷額としましては、令和４年度は税込みで25億5,595万6,000円、令和５年度19億6,568万5,000円、令和６年度18億8,703万2,000円となっており、令和４年度との比較では６億6,000万円余の減となっております。子牛の平均価格としましては、令和４年度は税込みで59万7,075円、令和５年度48万4,468円、令和６年度47万3,685円となっており、令和４年度からは低迷しておりましたが、今年の２月から上昇しておりまして、税込み60万円超えで推移しているところです。

以上の結果から、近年は畜産農家の減少により、肉用牛頭数や競り出荷頭数は減少傾向となっております。競り価格については、低迷時期を脱し、持ち直してきているものの、物価、飼料高騰は畜産経営に影響を及ぼすことから、引き続き注視してまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

次の畜産振興の対策は割愛しまして、再質問としまして、畜産農家のほうから聞きますと、急に飼養頭数を増やすというのは容易なことではないと。そうすると、やはり分娩時の事故を極力減らすことだと考えるということでございます。先ほどいろいろ答弁しておりましたけども、分娩時の事故を減らすための対策として市はどういうふうに考えているのか、詳しくよろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

分娩時の事故を減らす事業としまして、肉用牛分娩監視装置等導入事業がございます。実績をお答えいたします。

令和４年度は牛温恵10件、監視カメラ２件、合計12件。令和５年度、牛温恵８件、監視カメラ５件、合

計13件。令和６年度、牛温恵３件、監視カメラ１件、合計４件、令和７年度は、８月末現在での申請件数は牛温恵４件、監視カメラ１件、合計５件となっているところでございます。

◎平良和彦君

議長、これ飛び越したんですけど、戻ることできるんでしたっけ。サトウキビのところで。

◎議長（平良敏夫君）

まだ質問していないんですか。

◎平良和彦君

していないです。大丈夫ですか。

◎議長（平良敏夫君）

どうぞ。

◎平良和彦君

サトウキビの生産量のところで、ハーベスターによる収穫とか植付け作業、平培土、高培土、いろいろ作業があるんですけども、多くの農家が委託しているものだと考えております。算出は大変だったと思うんですけども、サトウキビ産業の付加、どれだけのお金が動いているのかというのを教えていただきたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

サトウキビ産業における本市の経済波及効果について、関係機関や実際に作業を受託する生産法人等からの聞き取りの下、算出を行いました。2024―2025年産の生産量36万トン、その他補助事業等の実績を用いて植付け前の整地作業、植付け、培土、収穫、運搬等に係る料金及び農薬、肥料の購入代金等、植付け前の作業から製糖工場への搬入までの金額を算出したところ、約17億8,000万円となっております。

◎平良和彦君

17億円余りですか。そうなんですか。もっといくと思っていたんですけど、私の計算違っていましたね。

続きまして、戻りまして葉たばこについてですけども、葉たばこのほうも農家の件数がかなり減ってきております。生産額のほうも５年間で10億円、10年間見ると15億2,000万円減額しております。これについて、農家の生産状況について市はどういうふうに把握しているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

多良間村を含む宮古地区でお答えいたします。

令和３年からお答えします。2021年の日本たばこ産業が全国的なたばこ需要の減少を受けて実施した廃作募集以降、生産量は大幅に減少しておりますが、2023年産で505トン、2024年産で565トン、2025年産で533トンとなっており、３年間で500トンから550トンの間で推移していることから、生産量についてはある程度安定しているものと考えております。生産農家戸数については、廃作募集時に宮古地区において38戸の農家が廃作となり、現在の農家数は66戸となっております。葉たばこ生産についても本市の農業分野の重要な作物の一つであることから、全国的なたばこ産業の動向を注視しながら、現在の生産基盤の維持、強化を図っていけるよう、引き続き生産農家の支援に取り組んでまいります。

◎平良和彦君

続きまして、10年後に向けての宮古島市の農業振興です。サトウキビ、畜産、葉たばこ、そういったも

のを含めての宮古島の農業をどういうふうに振興しようとしているのか、市の考えをお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

答弁長くなりますけども、すみません。

（「短くして」の声あり）

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市の農業は、これまでサトウキビを基幹とし、畜産や葉たばこなど、多様な営みを通じて地域経済と暮らしを支えてまいりました。しかし、近年は農家戸数の減少や担い手不足、高齢化に加え、気候変動や国際情勢に伴う飼料、資材価格の高騰など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、農地後継者不在による耕作放棄地や農地の遊休化が進むことにより、地域の生産力や景観への影響も懸念されております。このような現状を踏まえ、市としては10年後、20年後の宮古島の農業の将来像を見据えながら農業行政を進めていく必要があると考えております。付加価値を高める農業として、基幹作物であるサトウキビの安定生産に加え、農畜産物の加工、販売、観光とリンクさせることで高付加価値化を図り、農業を単なる一次産業にとどめず、地域全体の産業振興へとつなげながら、環境と調和する持続可能な農業の確立に向け、資源循環による循環配慮型農業により環境と共生する農業を推進し、次世代に継承できる農業基盤の確立を目指してまいります。

また、農地と人材の有効活用として、本市における遊休農地、耕作放棄地については、農地集約や利用促進に向けたマッチングを強化し、農地を地域の資源として最大限活用できるよう取り組みながら、担い手の減少に対応するため、若者の就農機会の確保、農地集約や法人化による効率的な経営体制を確立することで、全ての農業者が希望を持って活躍できるよう多様な農業の在り方を支援し、宮古島の農業を持続可能で魅力ある基幹産業として発展させ、地域経済の安定と市民生活の向上につなげてまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

ぜひとも農業、基幹産業でございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと私は要望したいと思います。

続きまして、飛ばしまして、新しい教育長来ておりますので、教育行政について質問を行います。2025年全国学力・学習状況調査の結果が新聞に掲載されておりました。しかも１面トップに載っておりましたが、小学全教科県平均を下回るというふうに載っておりました。びっくりしましたけれども、いろいろ調べてみますと、全国平均と市の比較すると、小学校の国語が4.8%、算数は10%、理科は8.1%となっておりました。そういうことで、宮古島市の小学校と中学校の学力向上についての宮城克典教育長の考えをお聞かせください。

◎教育長（宮城克典君）

今年度の全国学力・学習状況調査は、４月17日に小学校６年生、中学校３年生で行われております。まず教科に関する結果ですが、小学校、中学校の国語及び小学校、中学校の理科についてはマイナス７ポイント以内であり、全国水準を維持しているものと考えております。この場合、全国学力・学習状況調査についてはポイントがありますと、そのポイントに10ポイント内であればそんなにまで差はないと。問題数にして一、二問の差ということになるというふうに理解していただきたいと思います。具体的な数字はま

た後ほどいきたいと思います。しかし、算数、数学については県平均、県の平均並みではありますが、全国と比べた場合に全国平均に対し10ポイント下がって、それが結果的には下回る結果となっており、一番の課題の一つであります。

次に、本市の教育ビジョン、目指す子供の姿ということでお話しさせてください。全国学力・学習状況調査については、状況調査ということで児童生徒質問というのがあります。その中で、いわゆる非認知能力という形で数字的には見えないものを確かめる全国質問紙があります。それを私たちの命どぅ宝、それからユイマール、博愛の心、これに照らし合わせると、どの問題についても県平均、全国平均を上回る結果になっています。しかしながら、肝心のといいますか、子供たちに日頃言っているアララガマ、これは粘り強さというふうに感じ取っていただければいいと思うんですけど、このアララガマのほうがポイントが低くなっているということで課題になっております。

◎平良和彦君

アララガマが足りないんですか。気合入れて、では。今後の学力向上対策について教育長の見解をお伺いいたします。

◎教育長（宮城克典君）

大事なポイントです。アララガマの話がありました。問題に最後まで書こうと努力したかという項目について、最後まで粘り強くやる力がなかったと、途中で問題を諦めるという傾向があります。それについては、一番は読解力、算数、数学でも問題を読み解く力が必要です。その部分で、途中でその辺に諦めというかな、出たようなこともあろうかというふうに思います。離島甲子園で優勝しましたので、アララガマボーイズが。これによって相乗効果が出ることを期待しております。

それから、ご存じのように、全国学力・学習状況調査は順位づけではないということです。その点数１点１点に一喜一憂することなく、児童生徒の学力や学習状況を把握して、その課題改善をすることが一番であります。各学校では、夏休み中に自己の分析、検証を済ませて取り組んでいるところです。私も10月１日から全学校訪問しますので、その中で一緒に課題を見いだして、私たちも手伝いしていきたいなというふうに思います。

もう少しいいですか。平良和彦議員のほうから、いいところも褒めてよというところがありましたので。その全国質問紙の中から、先生はあなたのよいところを褒めてくれていると思いますかについては、本市は96.3ポイントです。全国が92.2ポイントなんですけども、大きく全国も上回っています。それは中学校も、先生はあなたのよいところを褒めてくれていると思いますかについても97.3ポイントと。小学校、中学校の先生、非常によく頑張っていますので、それも褒めたたえながら、その時間の創出というのを私働き方改革でつくって、先生方の学力向上に取り組む時間をつくってあげたいなというふうに思っております。

◎平良和彦君

ぜひともいいところを伸ばして、あとは学力向上につながるものだと思っておりますので、教育長、頑張っていただきたいと思っております。

もう時間がないですので、本当にたくさんのご質問を出しましたけれども、答弁いただけなくて、本当に時間を割いてわざわざ調整とか、市長の調整とか行ったと思いますけども、本当に申し訳ございません。

本当に質問を出す、私も２期目なんですけど、最後に来てぐだぐだになったんですけども、２期目の最後の一般質問ということで、本当に皆さんにはお世話になりました。本当にありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

何か答弁漏れですか。どうぞ。

◎建設部長（下地睦子君）

申し訳ありません。平良和彦議員のスマートレーンの設置についての、国への要請を行っている、国と市との調整についてのご質問の中で、国土交通省の「港湾警備機器整備費補助金」と申し上げましたが、正しくは国土交通省の「空港警備機器整備費補助金」です。おわびして訂正します。申し訳ありません。

◎平良和彦君

あとは答弁ございませんか。

では、ないようですので、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

◎粟国恒広君

一般質問４日目、最後の登壇です。最後までお付き合いよろしくお願いします。早速通告に従って一般質問を行いたいと思います。当局におかれては分かりやすい、誠意ある答弁をよろしくお願いします。

まず、市長の政治姿勢についてです。県立宮古病院の医療集約と医療体制についてですが、先日のマスコミによると、2040年度をめどにこの医療集約と医療体制を行うという報道がありました。その件に関して、市長は今後のこの宮古病院の在り方、医療に関する在り方についてどうお考えか。2040年と、あと15年ですね、市長は現段階でどういう考えなのかお聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古病院の医療集約化ということ具体的に何を意味するかということで聞き取りの答弁をさせていただきます。

国は、第４期がん対策推進基本計画において、医療提供体制の均てん化、集約化が施策の一つとなっており、都道府県はがん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、地域の実情に応じ、持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえ、集約化を推進することとしております。報道で取り上げられた宮古病院の医療集約化とは、令和７年５月７日に開催された令和７年度第１回沖縄県がん診療連携協議会において、各医療圏における分野別がん医療の短期目標が決議されました。それが県に報告されたということで、その内容の報道となっております。宮古病院としては、各がん治療において、現在確保できている医師の数を維持していくこと、それを目標とし、宮古島で手術が困難ながん治療については中部医療圏または南部医療圏への紹介をすることとしております。しかし、宮古病院で手術を希望する患者が出た場合は、手術のために一時的に医療機関から専門家の派遣ができるシステムづくりを構築することとしております。

◎粟国恒広君

今市民生活部長のお話だと、国の方針でそういう方針をしていくということです。宮古病院の医療集約というとやはり高度医療という感じで、この病院が設置された中で、手術も限定されるということを踏ま

えると、一部の市民からはやはり医療サービスの低下につながるんではないかなという心配があるんです。特に放射線治療、がんの放射線治療ですね、ただでさえも渡航に対して体に負担が生じるところをまた沖縄本島まで行くというような治療になると、やはり果たしてこれが、市民の生命を守るためにこういった医療の仕方が本当にいいのか、市長、お答えください。

◎市長（嘉数　登君）

医療提供体制の集約化というところの要請があることも十分理解はするんですけども、一方でやはり離島の条件不利性がさらに進むんではないかということについて私は危惧しております。離島はやはり国土の保全ですとか国防、そういった重要な機能を持っておりまして、それはその島々に人々が住み続けることが前提条件となっておりますので、その島々に住み続ける条件の一つとして、一つでもないですね。大変重要な要素としての医療提供というところがあろうかと思っておりますので、これはその状況、推移をしっかりと見ながら、市として物申すべきところは言っていかなければいけないというふうに思っております。先ほど狩俣政作議員のほうからも、難病指定をされていない患者等々の渡航費が非常に負担になっているということがございました。この集約が進むとそれに拍車がかからないのかなというところも私は懸念しておりますので、状況、動向を注視しながら、必要があれば市としてしっかりと要請もしていきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

市長、この宮古病院に関しては医師不足、そして看護師不足等もやはり大きく取り上げられています。そういう意味では、離島の医療という患者、我々この島で生まれて、医療はやはり最優先課題かなというふうに思っていますので、ぜひ今後の推移をしっかり見守りながら、あるいは国、県にしっかり要請していければなと思っています。

そこで、余談ですけど、自衛隊の誘致に関して、我々10年前ですか、いろいろ自衛隊誘致に関しては自衛隊病院も誘致したらどうですかという意見がありました。その辺を含めてやはり沖縄県のほうでまた、県のほうでは自衛隊病院が建設される。100億円です、予算規模。離島の医療という感じでは自衛隊病院も一つの手段ではないかなと思っています。例えば学校の空き地を利用したり、そういったところに自衛隊の病院を誘致すると。二本立ての体制でもいいんではないかなというふうに思いますので、その辺も踏まえてしっかり取り組んでもらえればと思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市における医療提供体制というのは十分かというと、必ずしもそうではないというふうに思っております。県立宮古病院、それから民間の病院においてもエッセンシャルワーカーと言われる人、それから医師についても不足しているという状況がございますので、既存の中核病院と言われるようなところのスタッフをどうやって確保していくかと。それにはいろんな要因がありまして、まず住宅の不足というようなところがございますので、これについては県立の病院だから県に任せておけばいいんではないかというところではなくて、先日も県の病院事業局、それから宮古病院の職員と、スタッフと一緒になって民間の賃貸状況について、看護師のために提供してくれないかというような要請というんですか、そういったところもさせてもらっております。ありとあらゆる機会をつかまえて、離島における医療提供体制の確保というところについては対応していきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

やはりありとあらゆる体制でしっかり取り組んでほしいなと思います。

続きまして、これ２番目ではなくて、３番目のほうからいきましょう。固定資産税の課税免除の特例に関する条例についてですが、今回、議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてで上げられています。それを利用した、これまで課税免除にした物件等、あるいは金額等においてどのように、そこを利用した物件がどれだけあるのか、そして金額に直すとどれぐらいあるのかお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

固定資産税の課税免除の特例に関する条例に係る実績についてお答えします。

直近の令和６年度の減額された税額でございますけど、62件の１億1,671万2,000円となっております。うち75％が特別交付税措置されますので、8,753万4,000円が減収補填として交付税措置をされているという状況でございます。

◎粟国恒広君

8,700万円余り減収補填という感じでやっていると。62件ですね。

それに関連しまして、固定資産税の負担調整措置、６月定例会で私は土地の負担軽減という感じでやりました。今回、家屋という感じで質問したいと思うんですけど、やはり固定資産税の価格に対しては建築単価を基準にして課税が進んでいくと。我々宮古島市ではもう皆さんご存じのとおり、建築坪単価がもう130万円あるいは150万円という報道があります。そういう中で、若者が家を持つのに負担軽減、そこをどういうふうに、今現在、新築されて３年、一戸建てですね、アパート、マンションにすると５年という措置があるんですけど、そこの見直しをどう考えているのか、その辺をお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

それでは、固定資産税の税負担の調整措置についてお答えします。

６月定例会では、土地の調整措置について質問がございました。今回は家屋のというところでございますが、家屋の負担調整については、現在は税負担の調整をする制度は設けられておりません。

それから、先ほど減額の金額が、私１億1,671万2,000円と申し上げております。8,700万円は、減収補填として国からいただける交付税でございます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時45分）

再開します。

（再開＝午後２時45分）

◎粟国恒広君

総務部長、今のは家屋に対する固定資産税の減免が本市ではされていないという答弁ですか。お答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

家屋に対する調整措置、上昇に対する調整措置というのはございませんが、新築住宅に対する軽減措置は行っております。自己居住用の新築住宅に対しては、固定資産税の額が３年度分２分の１減額となる制度を実施しております。

◎粟国恒広君

なぜこの質問をするかというと、軽減措置３年分、これは、前後するんですけど、固定資産税の特例に関してはこれだけの税率があるんですけど、やはり新築して３年間、今住宅ローン50年ですよ。50年ローン組まないと家が建てられないんですよ、宮古島では。これまでは最長で約35年。金融機関いろいろあるんですけどね。50年ローンですよ。そういう中で、やはり３年しかやっていないよというのは本当に、住みよい宮古島にしてどうなのかなと。それから、新築される若者、若者定住促進と言いつつ、これは宮古島市で条例で変えていけばできることなんですよね。ぜひ３年ではなくて10年ぐらいにその措置をしてもらいたいと思います。建築単価は上がっていく、そして固定資産税も上がっていく、それ市民、若者は住宅建てられませんよ。行政でしっかりそういった支援をやっていく、それは大事だと思うんですけど、市長、その件に関して答弁お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

市独自で固定資産税を減額できないかというところだと思います。粟国恒広議員ご提案の市独自の固定資産税の減額については、地方税法第403条第１項において、市町村長は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産の価格を定めなければならないとされており、当該評価基準は市町村長に対して法的拘束力を持つものと理解しております。このことから、市独自の判断をもって国の定める固定資産評価基準に基づかない固定資産税の評価を行うことはできないと考えております。

◎粟国恒広君

国が定めているのは、これ理解が私は違うと思うんです。固定資産税に関しては、条例改正で市独自で減免措置ができるというふうにうたっているかなと私は理解しております。そういう意味では、３年ではなくて、先ほど言ったように10年、ローンに合わせて10年と、そういった措置をぜひ、市長判断でできるというふうに理解しているんですけど、これは国が定める法律ですから、市長判断ではできないということですか、お答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

地方税法においては、特別な事情があるものについて、市町村の条例で定めるところにより固定資産税を減免することができるとございます。想定については、貧困により生活のための公私の扶助を受けている場合、それから公益、公民館の利用のために占用する固定資産または市の全部または一部にわたる災害または天候不順により著しく価値を減じた資産との場合が特別に減額されると想定をしております。

◎粟国恒広君

これはもう終わりですけど、今の宮古島市に対してはやはりこの固定資産税、先ほどから言ったように建築単価が高い。それに合わせて家屋の固定資産税が増額していく。これシミュレーションでいくと本当は固定資産税ってすぐ、だんだん、だんだん減価償却すると下がっていくんですけど、これ横ばいですよ。この状況でした。ですから、条例で定めている市長の権限で新築３年、それを５年とか10年にできること私可能だと思います。ぜひそこを検討して、この固定資産税の軽減をしてください。よろしくお願いいた

します。

続きまして、本市の、これ４番ですけど、予算執行、民生費だけで執行、８月末でですね、何％なのか、それをお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

令和７年度、今年度８月末までの予算執行状況、民生費のみで８月末現在で41.7％となっております。

◎粟国恒広君

41％。なぜ私がこの質問すると、前々回も前回も９月定例会いくと33％ぐらいでしているんです。ですから、今回40％、８か月ぐらいでそれぐらいの、５か月か、中で執行がされているのはまあいいのかなと。民生費に関しては、年度末について補助金とかいろんな交付金が加算してくるんで、そこら辺は順調に予算執行されているのかなと理解しております。

続きまして、５問目の自衛隊訓練に対する拡声機を用いた抗議活動がマスメディアで大きく取り上げられています。今回、拡声機を用いた抗議活動に、宣伝活動等、時間、場所、方法の規制について検討をできないかということですが、先ほどの平良和彦議員の県の観光振興条例等も含めて、罰則規定はないと。罰則規定がないということは、場所、時間、そういったところにも規制がないというんだったらこれはもうやりたい放題です。自衛隊に対する抗議活動、先ほど市長も言ったように、それはいろんな主張がある。これいいと思います。しかし、時間帯、場所等についてしっかりわきまえなければ、こういったトラブルが発生するのはもう目に見えています。ですから、しっかりした罰則規定、それを、県の条例等も含めてですね、一般的に夜、早朝、あるいは学校周辺、病院、ましてや集合住宅、この方々はもう上野千代田地区の住宅地でももう拡声器を持って日常茶飯事でやっているんです。そういったのを宮古島市でしっかり規制しなきゃいけないと思うんですけど、この件に関して市長、答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

まず、その規制というんですか、沖縄県観光振興条例というのが制定されておりまして、その条文でいくと、第23条「拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること」というふうになっておりまして、これを文理解釈すると拡声機、ラジオ等を用いて著しく騒音を発することはやってはならないですよというふうになっております。ただ、そこで県も明確な回答を出していないのは、何をもって著しい騒音かというところが問題になるのかなというふうに思っております。先ほど私やはり自由な意見表明は当然あるべきだと、あってしかるべきだというふうに答弁いたしましたけども、一方でやはり抗議活動、意見表明であってもＴＰＯ、そういったものはわきまえるべきではないかという答弁をさせてもらいました。いずれにしましても、今回の件については自衛隊、それから抗議活動をなされる方々、お互いの立場を尊重して、話合いの中できちっと対応すべきだというふうに考えております。

◎粟国恒広君

でも、自衛隊は災害の、あと被災地等、被災地支援、県内の離島の急患輸送等々、日々の活動は市民、県民の生活に直結する安心、安全をしっかり守っていく立場の方です。ぜひそのことも含めてそういった抗議活動にされる規制というのは今後考えなきゃいけないと思っています。ぜひ市長、市長自らそういった活動に対する、もちろん分かります、それは。しっかり規制をかけていかなければならないのかなと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、６月の定例会で質問しました伊良部島の白鳥崎での陸上自衛隊のヘリ墜落事故の追悼記念碑建立について、その後どういう進捗なのかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

慰霊碑の設置予定箇所は、市の文化財に指定されているため、現在、文化財を所管する生涯学習部に慰霊碑建立委員会におきまして文化財現状変更の申請書が提出されております。今後は、市文化財保護審議会におきまして審議され、許可等が判断されるものと考えております。

◎粟国恒広君

今後、審議等を踏まえて協議するということですけど、ぜひ実現に向けて頑張ってください。もうこれはやはりこの慰霊碑を設置することによって家族に哀悼の誠をささげるという慰霊碑ですので、ぜひ設置を可能にしてもらえればなと思っております。ぜひ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

続きまして、平良港港湾施設内の旧多良間フェリー待合所、この質問に関しても６月に質問しました。建設部長はすぐ取り壊すという答弁があったんですけど、よくよく考えると、この施設12年ですよね。今定例会でも、城辺トレーニングセンター、耐用年数があと２年しか残っていないのに、補助金返還だと。しかし、片や12年の使用でも解体だと。この利活用に関しては本当に解体でいくのか。建設部長、お答えください。

◎建設部長（下地睦子君）

去る６月定例会においても答弁させていただきましたが、旧多良間フェリー待合所の取扱いにつきましては、待合所としての役割を終えた施設でありますので、財産処分の手続後、解体し、埠頭用地として土地の有効活用を図ることとしております。

◎粟国恒広君

もちろん港湾施設と、用地として指定されているんですけど、同じような施設が今度また造られているんですよね。今整備をしている第３ふ頭、第４ふ頭かな、トイレを含めた整備が、緑地化整備ってやっているんですけど、港湾利用に関しては、本来なら平良港港湾計画書の中でやはり30年、40年を満たしての計画がうたわれているんです。あの施設を本当に取り壊して、どういう港湾施設に持っていくのかなと。せっかく造ったものを財産処分をして取り壊す。そもそも、では港湾計画は何だったのということになるのかなと思います。建設部長、ぜひ国とも相談して、利活用できる方向で持っていければなと思いますので、ぜひ取壊しではなくて有効活用を進めてください。要望いたします。

続きまして、本市の公共工事の入札不調対策についてと、あと随意契約についてですが、今回も随意契約等が見られます。入札不調についてはどのような対策をしているのかお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

本市の公共工事入札の不調対策についてお答えします。

粟国恒広議員ご質問の入札不調の要因については、近年の建設費、人件費の高騰や人手不足などの要因から、全国的に入札不調が問題となっており、予定価格の採算性や資材高騰、人手、技術者不足などが考えられます。また、本市においては、市発注工事の受注件数を２件までとする手持ち制限があることや民間工事が好調であることから、配置技術者の確保が難しく入札に参加できないなどが要因ではないかと考えております。本市の入札不調対策としましては、最新の実勢単価を反映した予定価格の適正な設定や熱

中症対策に資する現場管理費の補正、週休２日制を適用した工期の設定を含め、主任技術者専任の取扱い、現場代理人の常駐勤務緩和による技術者の確保など、今後、国や県が促進する取組を反映しながら、入札不調対策を講じてまいります。

◎粟国恒広君

本市でもまた国の資料というか、マニュアルに沿って公共工事の入札を実施していくということですけど、１つ目では人材不足という感じもあります。また、物価高騰で資材の調達ですね。ある意味、そういう意味で考えると、金額によってもそうですけど、やはりＪＶを組むのも一つだと思います。人材不足。しかし、人材を育てる、そういう意味でいろんなＪＶを組むことによって資材の調達、あるいは機械の調達等もできてくると思います。もちろん積算単価の見直しも必要でしょう。しかし、これだけの大きな工事が随意契約でというのはあまり好ましくないんです。しっかり入札制度を見直す。もちろんヒアリングも大事だと思いますよ。業者間のヒアリング。どういった現場配置、技術員の配置ですね、その辺もしっかり建設業界とヒアリングをやって対策を取っていければなと思っています。

では、続けていきましょう。９番目の宮古島市のレンタカー台数増加に伴う交通事故対策についてですが、特に昨今外国、例えば下地島空港に仁川国際空港から来ています。そして、台湾、香港。彼らが来ることはやはり宿泊するんです、空路で来ると。外国人のレンタカー事故。訪日観光客が来るというのはいいことです。しかし、そこではやはり事故、事件、そういったのが関わります。今回、特にレンタカー、さるマスコミでの6,400台ですか、かなりレンタカー台数も増えています。そういう意味で、行政の対応が後手後手になっているのかなと思います。その辺の対策についてどう検討しているのかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市を訪れる観光客、これ海外の観光客も含めまして約８割がレンタカーを利用しており、観光の需要の高まりとともに、今後もレンタカーが増加することが予想されます。市内での交通事故の半数近くがレンタカーに起因する事故であるとの情報もあり、市民を巻き込む事故も増えることも予想されます。このような状況を踏まえまして、市としましては、レンタカー使用者に対する注意喚起を促すなどの取組を宮古島警察署などの関係機関と連携して進めてまいります。また、外国人利用者に対しましても、多言語化による注意喚起の取組を併せて対応したいと考えております。

◎粟国恒広君

観光商工スポーツ部長、ぜひレンタカー事業者、あと宮古島警察署、しっかり連携を取って協定を結び、車両に専用アプリ、危険場所の情報提供と通知、そういった仕組みをやることによって、専門家の話ではやはり55％ぐらい事故は防げるというデータも出ているんです。その辺もしっかり訪日外国人、レンタカーを利用する方、レンタカー事業者、警察署、行政としっかり連携を持って対策を取っていければなと思っています。巻き込まれるのが市民というのはもう最悪なんです。ぜひそれを行政のほうもしっかり取り組んでもらいたいなと思っております。

続きまして、10番目の来年度の沖縄振興特別推進市町村交付金の確保に向けて。この件に関しては、市長が７月に各府省へ行ってきました。その中で市長は、やはり若者の定住促進という感じですけど、同僚議員も一般質問しています。そういう中で、私が思うには、市長、これ一人で行くよりは議員も数名連れていって宮古島の現状をしっかり話して、国に、これ特別交付金って国直轄の交付金だと思うんです。我

々の今の宮古島の現状、これ本来なら沖縄県選出の国会議員を連れていけばいいのかなと思います。もう沖縄県の国会選出議員は当てになりません。3,000億円あった予算が1,000億円切られているんですよ、今。沖縄県は。そういう意味では、もう沖縄選出の国会議員を当てにするよりは我々地元の議員と市長が先頭になって各省庁へ行って、宮古島の現状を話して、しっかり交付金をもらう。そういうことできますか、市長、お答えください。

◎市長（嘉数　登君）

今回、私国のほうに要請いたしまして、８項目にわたって、若者の定住促進から畜産の振興とかいろいろやりましたけども、それは宮古島市の未来をより豊かで明るいものにするためという大きな目的があります。これはもう皆さん、議員も共通する思いだというふうに思っておりまして、その中であっても誰もが安心、安全に暮らせる島ですとか教育機会に恵まれた人づくりの島、さらには持続可能な島ということで、特に若い人がここで生まれ育ち、住み続けるということを求めてまいりました。国に求める以上はやはり結果を出していかないといけないというところがございますので、今栗国恒広議員ご提案の一緒になって要請やりましょうということに対しては私も大賛成です。これはもっともっと市を挙げて、議会挙げて動かないとなかなか、昨今は離島に対するその思いが、沖縄に対する思いが弱くなってきているんではないかなというところもございますので、ぜひ機会をつくっていきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願いいたします。

◎栗国恒広君

ぜひ市長と共に来年は内閣府、各省庁をはじめ、こういった要請をやっていければなと思います。私先ほど沖縄県選出の国会議員って、いや、本当皆さん、もう1,000億円減らされているんですよ。そういう意味では、いろんな、街路樹の問題もあります。清掃問題も後で質問しますけど、そういった予算が減らされているのが現実です。しっかり市長と組んで、予算確保に向けて頑張りましょう。

次の庁内の地下水保全のプロジェクトについては割愛いたします。時間がないので。

市役所駐車場に設置した太陽光パネルの件ですけど、先ほど財政課長から連絡ありました。聞き取りですね。現時点ではプラスにはなっていない、570万円余りのマイナスになっているということですけど、これからはあまり稼がないんでなくて、やはりきちっと採算性が取れるんではないかなというシミュレーションも出ていますので、ぜひこの件に関してはしっかり取り組んでもらいたいなと思っています。それと併せて、本市は脱炭素宣言をしております。CO_2削減。そういう意味ではしっかり答えが出てくるかなと思っていますので、太陽光については数字が出ているので、いいかなと思っております。

続いて、都市計画についてお伺いしたいと思います。久松久貝スキラ地区の土地区画整理事業。都市計画でもいいのかなと思うんですけど、土地計画という感じで、写真を映してもらってあります。黒く塗られているのが久貝地区の農道です。久貝19号線ですか。それから、画面でいうと右側、これ県道久松中学校のところが出ているんですけど、これですね。グラウンド大きく見える。この一帯は、今個人住宅あるいは集合住宅がこうやって、農業振興地域からの除外も含めて、農業委員会の絡みがあるんで、これ自分たちで私道路を造って家が建っているんです。ここに都市計画、網をかぶせる。市長、若者定住促進と言いますけど、やはりこれだけの、我々このスキラ地区は、久松では両自治会とももう圃場整備は入れないと。これ令和２年に要請を出してあります。そういう意味では、その土地を区画整理あるいは都市計画を

入れる。ここにトゥリバーに向けて18メートルの道路を、大きな道路３本通す。そのことによって一つのまちをつくる。そういったビッグプロジェクトを持ってこないと、なかなか若者の定住促進にはつながりませんよ。市営住宅建ててもなかなか上がってきません。空き家だっていっても、現状もそうです。やはりこの土地を利用して、宮古島に住む若者が定住促進と言えるようなぜひプロジェクトを立ち上げてほしいなと思っています。我々市町村合併前に、旧下地町は川満地区、この市営住宅のところをやりました。旧上野村は千代田ハイツをやりました。そういった若者の定住促進をやらないと、この島には若者は定住しなくなりますよ。結婚した方々の約29％が、データ出ているんで、30％近くの方が家を持ちたいと言っているんです。そういう意味では、住宅状況、マイホームを持ちたいという夢、それをしっかりやっていければなと思うんですけど、市長の考えをお聞かせください。

◎建設部長（下地睦子君）

土地区画整理事業の導入については､今後の人口動態や公共施設の整備状況及び土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があるため、用途地域等の土地利用や道路、公園等の都市施設に関する都市計画との整合性、一体性を確保しつつ、都市計画に定めることが必要です。そのためには、都市計画法第６条の２に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に即する必要がございます。また、地権者の合意形成や事業採算性の確保、国や県からの補助制度の活用、さらに現在事業中である竹原地区や長期未着手の大原第２地区の課題等を整理しながら、今後、目指すべきまちづくりの実現に向けて慎重に判断していく必要があると思います。

◎粟国恒広君

建設部長がおっしゃるとおりです。いろいろ都市計画法、土地区画整理法ですね、ただこの地域をやはり我々久松地区は、トゥリバーのヒルトンの開発が来て、もう圃場整備はさせないと。これ40町歩あるんです。宮古島市は、伊良部大橋以降大きなビッグプロジェクトありません。市長、ぜひそこの土地を全部買い上げて、そこに若者定住促進を持ってくる、若者に夢を与える、そういったプロジェクトをぜひ立ち上げてください。そうではないと若者の定住促進は私ならないと思います。ぜひ検討してもらいたいなと思っております。

続きまして、大原地区の都市区画整理。大原地区も進まないですね。言ったように、区画整理というのはやはりもう既存の家が建っているところを補償問題、立ち退き補償問題というとなかなか進まない。大原地区の皆さんにはいましばらく我慢してもらえるのかなという感じでおります。それについてはもう答弁もいいです。

続きまして、平良市営松原住宅、ＰＦＩ事業。先ほどから久松のことを言っているんですけど、私たちの久松の地域はやはり地価がものすごく上がっているんです。魅力があるんですよ。というのは、もう市街も近い。学校、スーパー、いろんな利便性を考えている。そこで、民間もぜひこういったＰＦＩ事業でやりたいなというのがありますので、ぜひそういう方々をまず市長に会わせたいというふうに思っていますので、ぜひその際はＰＦＩ事業を導入して、宮古島市で初の民間住宅をやはり建設する、そういうことができるように頑張ってもらいたいと思うんですけど、市長、答弁ありましたら。

◎市長（嘉数　登君）

急激な家賃高騰、住居不足に対応するためには、先ほど来あらゆる政策を導入してやらなければいけな

いということもございますし、行政だけで対応できる問題でもありませんので、有効な、有益な民間からの提案があればぜひとも話を聞いてみたいというふうに思っております。

◎粟国恒広君

ぜひ市長にお会いして、すばらしい企画を持っている民間の投資家もいますので、ぜひ検討してもらえればなと思っています。順調にいくと、平成30年に策定した、今平良上原市営住宅を粛々と進めている中で、松原市営住宅になるとその後になるかなと。あと四、五年かかるのかなと思うんです。ぜひそういった民間活用も取り入れてもらえればなと思います。

続きまして、教育行政についてお伺いします。教育行政、本市の児童生徒の学校へのスマートフォンの持込みについて、教育委員会としてどういう検討されるのかお答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

児童生徒の学校へのスマートフォンの持込みについてです。聞き取りの際に、マニュアル等が必要ではないのかという聞き取りがありましたので、それに沿ってお答えをいたします。

マニュアルについては、学校における児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の取扱いに関する指針として各小中学校へ通知をしております。マニュアルの内容としましては、携帯電話、スマートフォン等は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への児童生徒への携帯電話、スマートフォン等の持込みについては原則禁止とすることを通知しております。一方で、緊急連絡のためやむを得ない理由がある場合は、保護者から学校長に直接持込みの許可申請書の手続を取りまして、校内での使用を禁止したり、登下校での一時的な預かりをしまして、下校時に返却をしたりする等、学校での教育活動に支障がないようにすることを条件に持込みを認める方針としております。登校時にスマートフォンについては、学校のほうで預かって下校時に返すという仕組みで、一応持込みについては保護者から申請がありましたら許可をしているというところです。

◎粟国恒広君

教育部長、なぜ私がその質問をしたかというと、やはり学校長の判断に委ねるというのが、この学校長の負担が大きいかなと思うんです。やはりスマートフォンの持込みに関してはしっかり教育委員会がマニュアルをつくって、こういうことでやっていきましょうという周知をしてくださいという意味で私は今回質問しました。ぜひ学校教育関係、学校長の判断に委ねると結構負担も大きいんです。ですから、教育機関としてしっかり方向性を示す、それに取り組んでいく、ぜひこのことを要望したいと思います。

続きまして、ちょっと飛ばして、国道390号線、通称バイパス線の大原第２地区の横断歩道。横断歩道の設置については、あんまり議会では質問したくないんです。というのは、もう答弁分かっているんです、大体。警察署に行きなさいという感じで。警察署と協議中ですと。ただし、映像をお願いしたいんですけど、これパイナガマビーチ海水浴場までの横断歩道です。これ半年前に設置されました。私たちがずっと言っている平良久貝市営住宅から大原につける横断歩道、もう２年かかってもやらないんです、宮古島警察署ね。しかし、観光客が海水浴場までの横断歩道は設置する。誰が要請したらこんなにすぐできるのかなって不思議なんです。何が言いたいかというと、しっかり地域住民のための横断歩道をしっかり宮古島警察署と連携して、早めの措置をしてくださいということです。建設部長、答弁ありますか。

◎建設部長（下地睦子君）

今、粟国恒広議員ご質問の要請箇所については、宮古島警察署に確認したところ、当該箇所への横断歩道設置要請を受け、横断歩道を設置する方針で動いておりますということでございますけれども、明確な時期としては未定ということです。現在は横断歩道設置に向けて交通量などの調査を進めているとの回答でした。

◎粟国恒広君

横断歩道の重要性はしっかり理解しているんですけど、ただやはり地域住民としてはいつ設置するんだというのが一番のポイントであって、６月定例会と大して変わらないかなというふうに思います。しかしながら、建設部長、やはり横断歩道しっかり取り組んで、早めの設置ができるようお願いいたします。

続いて、農林水産行政についてですが、久松地区のユニの浜の上陸についてですが、まずこのユニの浜、我々はもう久松地区へ自然がくれた本当の砂浜だと思っています。しかしながら、昨今の観光客のこのユニの浜の上陸について何か規制ができないのか。議会で言っても多分すぐ答えは出ないのでしょう。ただ、観光客に対する制限というのは、何かしら行政もしっかり検討しなきゃいけないというふうに思っていますので、これ要望ですので、答弁は要らないです。しっかり今の状況、観光商工スポーツ部長、あなたの担当だと思うんですけど、しっかり宮古島観光協会とでも連携取りながら、今後どういうふうにやっていくかということを協議の場を設けてほしいということで質問に取り上げました。よろしくお願いします。

続きまして、農林水産物条件不利性解消事業についてですが、不利性事業に関しては、今回この農林水産物条件不利性解消事業について令和７年から一括交付金、沖縄振興予算のものがこうして内閣府の予算という感じでやっています。その件に関して、今回６月20日ぐらい、７月にかけてですね、その申請が行われているんですけど、交付決定がされていないということはまずご存じですか。これ農林水産部長答えるんですか。お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

交付決定につきまし……ちょっと確認をしたいと思います。

（「休憩」の声あり）

◎農林水産部長（下地貴之君）

確認をしたいと思います。

（「ですから、確認したいので、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時25分）

再開します。

（再開＝午後３時26分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

交付決定につきましては、７月30日付で実施されております。

◎粟国恒広君

これは、交付決定がされたという通知書を聞いているんです。お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

交付決定の通知ということでございます。

◎粟国恒広君

交付決定がされているということで間違いないですね。私が聞き取り調査したところ、品目にもよるけど、やはりこの補助金交付がまだ決定されていないと。仮にこれが決定されていなかった場合、これ離島の流通であります第一次産業、これが使えないことになるんです。これすごく大きな問題だと思います。今農林水産部長は交付決定されたと。これ間違いないですよね。答弁お願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今担当課からも確認ありましたので、交付決定されております。

◎粟国恒広君

出るんだったらいいとしても、私が聞き取り調査をしたところで、ある生産グループが、マンゴー農家、そして水産業のほうからこの交付金が決定されないとやはり補助金がもらえない。ある生産グループによると、種付けとかいろんなのこれから始まります。しかし、離島はこの交付金がもらえないと島外で、県外で勝負ができないと。要するにコストが高くなるということです。それで、作付も足踏み状態だということを聞きました。今回、県のほうで流通・加工推進課ですか、新しく４月に設置された、あるんですけど、その担当に聞いても、交付申請をしたんだけど交付がまだ認められていないよというようなお話があったと私は認識しております。今の農林水産部長の答弁だと、交付が決定されたということは、この交付が決定されているということを農家の皆さん、そして第一次産業の方にですね、しっかり言って、生産意欲をぜひ落とさず頑張ってもらいたいなと思っていますので、これ大きな不利性解消事業ですから、離島のですね、しっかり取り組んでもらえたらなと思っております。

続きまして、５番目に農業振興地域整備計画の全体見直しについてですが、今日農業委員会が来ていないけど、農政課に聞きます。要するに農業振興地域の見直し、農業振興地域外を見直したんですけど、これ農政課の担当でするんですけど、例えばそこに商業地とかいろんな家を建てるためにまずその申請から外してくださいと。しかし、農業委員会へ行くと、４条、５条申請では通らないよと。狩俣勝成議員の答弁にも、農用地区域外から外したのに４条申請、５条申請が通らない。市民は、今回も８月末でその申請が行われているんです。初日の我如古三雄議員の答弁で、97件ですか、そういった面積もしっかりいて、それを外した中でも、地域外になってもそこから進まない。農業委員会と農政課の意見がかみ合っていないんではないかなと思うんです。そういった各部署によって農業振興地域外の取扱いについてどういうふうに考えているのか、農林水産部長の答弁をお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ただいまの例として、農用地区域から土地が除外されたが農地転用が認められないという事例でありますけれども、想定されることは、除外許可を受けた際の許可の内容と農地転用申請時の申請内容に相違がある場合、例えば事業目的や事業公社の変更などです。その変更によって転用の許可基準から外れたことで農地転用許可が下りない場合もございます。

◎粟国恒広君

許可が出ないというのは分かりました。でも、許可が出てもなかなかそれが、例えば４条申請、５条申請ができないというのも現状ありますので、そこら辺をしっかり農業委員会等でも取り組んでもらえたら

と思います。

最後に、竹アラ地区の土地改良事業ですけど、23名の受益農家から今回確定というか、お願いした同意書、何人集まっているのか、その辺をお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

竹アラ地区土地改良事業の計画変更につきましては、受益農家３分の２、これ16戸以上の同意が必要でありますが、現在、受益農家19戸の同意をいただいております。

◎粟国恒広君

19名の受益農家からもらっていて、３分の２が確保された。３億300万円。これから国に設計変更があって工事入ります。農家の皆さんには、来年の８月末が工期の完了日だともう宣言しているんですよね。やっぱりそういう意味ではしっかり取り組んで、もうこの工事がこれ以上延びないというような工事の進め方をするように頑張ってください。もう期間が決まっているんで、私厳しいと思うんです。これから畑かん、かんがい事業ですね、アスファルト、水兼農道、工期的に厳しいのがあると思うんですけど、やはり農家との約束をしっかり守ってもらいたいなと思っています。

時間となりました。一般質問、多くの質問事項を出しましたけど、答弁漏れていたら申し訳ございません。以上をもちまして粟国恒広の９月定例会一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで粟国恒広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後３時34分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月29日（月）　　７日目

（一　般　質　問）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第７号

令和７年９月２９日（月）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月２９日（月）

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後３時34分）

◎出席議員（２４名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
〃	（３〃）	仲間誉人〃	〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光德〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会会長	長濱国博〃
環境衛生局長	梶原健次〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第７号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、山下誠君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

（粟国恒広君、退席）

◎山下　誠君

それでは、早速始めさせてもらいます。順番変えて、５番の観光振興からお願いします。

観光商工スポーツ部長、保良泉ビーチの指定管理運営について、施設使用料について、前回６月に使用料について、以前は取っていなかったけども、取るということに関して協議中だということでございました。現在、進捗状況お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

保良泉プールは、湧水プールを含め、プールが３か所ございますが、現在２か所運用されており、利用料金は保良泉プール条例により大人１人当たり500円、子供１人当たり200円となります。この利用料金は、現在運用されている２か所分のプール利用料金となり、指定管理者が徴収することになります。現在は市民や地域への周知不足により、利用料金の徴収は行っておりませんが、指定管理者との調整では、今年度中は地域住民との意見交換や市民への周知活動を行い、次年度から利用料の徴収を行うことで調整をしております。

◎山下　誠君

ごめんなさい。ちょっと聞き漏れ。次年度からは徴収する準備を進めていると言いました。では、それは地域の住民も関係なく、もう全員から条例どおりに取っていくという理解でいいのか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

指定管理者とは、地域自治会の会員には無料で開放する方向で進めております。

◎山下　誠君

観光商工スポーツ部長、下地茜議員とのやり取りの中で分からなかったのがあそこの下の中盤ぐらいにある駐車場、あそこを使った場合に、プールとかシャワーとかそういうものを使わないときは駐車料金は発生しないというお話でしたよね、下地茜議員とのやり取りの中で。プールをもし地元の方が利用する際に、そこに駐車してプールを利用する。この場合はどうなるのか。基本的に駐車場料金は取らないという理解でいいか。地元の人で利用するときです。つまりそこ駐車してからプール使っているんですよね、この地元の住民は。そのときは駐車場料金も取らないという理解でいい。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

駐車場の利用料金、基本的に駐車するだけでは料金発生しません。下地茜議員に答弁したのは、ツアー事業者の方が利用するときに、この事業者と利用者が駐車場をやはり独占的にこれまで利用していたもの

ですから、本来のプールの利用者が……

（「住民がどうかだけでいいですよ」の声あり）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

はい。住民に対しては、駐車場のみの使用のときは駐車場の使用料を取りません。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時05分）

再開します。

（再開＝午前10時05分）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

湧水プールにつきましても地元住民は無料ですので、駐車場料金も発生しません。

◎山下　誠君

心配なのは下地茜議員とのやり取りの中で、駐車場だけを使う場合は無料という話をされていたので、ではプールをもし地元の住民が使ったらどうなるのかなという疑問があったから聞いただけです。では、地元の人がプールを使うとき、駐車場料金は無料という理解でよろしいですね。ありがとうございます。

ちょっと飛んで３番、教育行政についてお伺いします。西辺中学校校舎改築事業についてお伺いします。運動場の原状回復計画について当局の見解を伺います。お願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

西辺中学校校舎改築事業、運動場の原状回復計画についてお答えをいたします。

運動場には仮設校舎を配置しておりましたが、新校舎改築に伴いまして引っ越し作業を終え、仮設校舎の解体工事を進めているところです。解体の際には基礎や土間も撤去し、元の４か所のコーナーが分かるような形に再現をしまして、走路部分、トラックの部分も含めて、10月末までには運動場の原状回復を行ってまいります。

◎山下　誠君

教育部長、学校側が心配していたのがあそこ200メートルトラックで、正式な距離が測れたらしいんです、前は。だから、ちゃんと公認記録ということで、西辺学区の記録とかはそこでしっかり審判員の皆さんが取れる距離だったらしいんです。これがもうこのポイントなんかもみんな削っちゃっているから、またポイントを取り直して距離をしっかりと200メートル取れますかということを心配していたんだけど、この作業は市のほうでやってくれるのか。

◎教育部長（久貝順一君）

グラウンドのポイントにつきましては、仮設校舎を入れる際に事前にポイントとか座標を打ってありますので、撤去した後に座標ポイントを基準にしながら、運動場の原状回復に努めていきたいと考えております。

◎山下　誠君

続いて、校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の整備についてと言っていますけれども、これは３月定例会で

これ子供たちの要請ということで、市長にも来ていると思いますけれども、子供たちの要請で渡り廊下をつなげてほしいということだったんだけども、これに対して教育委員会は当時学校側と調整していく、そして検討していくというお話でしたが、その後どうなっているかお聞かせください。

◎教育部長（久貝順一君）

校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の整備についてお答えいたします。

西辺中学校は、校舎改築を終えて、新しい施設での授業が開始されております。校舎と体育館をつなぐ渡り廊下につきましては、学校側からの要望もあります。また、直接生徒のほうからも要望があったと聞いております。屋根つきの渡り廊下の整備に向けて、現在準備を進めているところです。現在西辺中学校の外構工事を施工中でありますので、その工事の中で渡り廊下を施工してまいりたいと思っています。ちなみに、外構工事が順調に進めば１月末には完了する見込みとなっておりますので、その工期までに渡り廊下のほうも施工できるものと考えております。

◎山下　誠君

よろしくお願いします。

続きまして、平良第一小学校体育館の改修工事についてお伺いします。先日池城健議員の質問の中でありましたけども、これ2024年２月に完成か。それで、１億幾らかけてやって、その後また雨漏りがあったということで、それでその後補修工事ですか、それをまたやるという話になっていたと一般質問の中では思っているんだけども、その後どうなっています、あれは。補修工事を実施されたのかどうか、まずお答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

昨年の２月に、数年前から雨漏りがひどいということで、その都度修繕を繰り返してきたという経緯がありまして、大規模な改修が必要と判断をしまして昨年の２月に工事を行いました。その後また雨漏りが確認されたということもありまして、その後８月に補修工事を実施して、対応を終えているところです。

（富浜靖雄君、着席）

◎山下　誠君

その補修工事は、どのぐらいのお金をかけてやったんですか。そこがよく分からないから教えてください。

◎教育部長（久貝順一君）

８月に終えた補修工事の金額なんですけども、361万1,300円となっております。

◎山下　誠君

その費用はどちらが出したのか、施工業者なのか、皆さんなのかお答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

費用につきましては、市のほうで払っております。

◎山下　誠君

瑕疵担保責任というんですか、事業者にはある程度の瑕疵担保があると思うんだけども、その辺は考慮された上で、これは瑕疵に当たらないと判断して市が出したんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

その辺も含めて、当初の去年の２月に終わった工事については、屋根とスラブの腐食部分を防水補修をして、全面塗装補修を完了しております。その後別の場所から漏れが確認されたということがありまして、昨年の８月、緊急に調査を実施して屋内運動場の折板屋根防水工事をやりました。これ新たに漏水の箇所が見つかったというところもありまして、その部分での中で別途工事を行ったところです。それ以降は雨漏りは発生していないというふうに聞いております。

◎山下　誠君

大型の１億円以上かけてやったというもんだから、もう完全に防水機能を持たせた、雨漏りを完全に防ぐという理解を私はしていたんだけども、ほかの箇所から漏れた。工事したところとは、ほかの箇所から漏れたから、また新たにということなのね。そういうこと。一応あれだけのお金をかけたらもう完全に雨漏りを防ぐものと普通に一般的には考えると思うんだけども、そこら辺は施工上の、最初に施工するときに計算とか、そういうことはしないんですか。この辺漏れるよ、危ないよねとかって、そういう調査とかは事前にしていないんですか。何かどうも理解が進まないんだけど。

◎教育部長（久貝順一君）

当初屋根の部分を中心にしながら調査をしたところです。その中で、やはり調査した箇所に関しては一応防水処理という形でやりましたんですけども、それ以外のところで、この折板屋根といいまして、台形型になっている屋根になっているんですけども、そこの継ぎ目のところが再度雨漏りをしていたもんですから、調査をしていく中で経年劣化が出て、その部分の中の部分を追加といいますか、雨漏りがあったところを補修をしたということになっております。そういうことです。

◎山下　誠君

今回また補正予算で上がっているお金がありますよね。1,000万円ぐらいでしたっけ。今度は天窓がおかしいから、そこを修理するということなんだけど、事前の聞き取りの中で職員の方があそこにカラスが石を持ってきて突いているんではないかと。私それを聞いたときにそんなことあるんですかって言ったら、カラスが最近増えていて、カラスが石を持ってきていると。これ事実ですか。

◎教育部長（久貝順一君）

これ今年の５月に学校のほうから連絡がありまして、体育館の中にガラスの破片が落ちているというふうに聞いております。その中で屋根のほうに上って天窓のほう確認したところ、天窓付近に小石が散在しているということから、調査した業者によりますとカラスなどの鳥害によって石を落としている可能性もある。また、経年劣化も含めて、熱によるガラスの膨張も要因と考えられるということで、このガラス破片が落ちたのが鳥によるものというのは確定されているものではなくて、周辺に小石が落ちていたというところもあって、カラス等が落として割ったんではないかという疑いといいますか、そういったのがありました。ただ、この体育館はもう三十数余年たっている体育館でもありますので、もう最近の暑さの中でこの天窓が膨張した部分も拭い切れないところもあるなということで、このカラスなどの鳥害と経年劣化による膨張が原因なのかなというふうに考えてはおりました。

◎山下　誠君

いまいち理解は進まないけど、同じ屋根の工事で何度も何度もやるというのはどうかな、事前の調査とか、見積りとか、それは正しかったかなという懸念はありますけれども、あまりこういう追加、追加が出

ないように、事前の調査をしっかりしていただきたいなと思います。

それでは、１番、市長の政治姿勢に移りたいと思います。まず、この補助金請求漏れ事案についてなんですけども、不適切な行政事務について、まずこれまで各議員の皆さんに説明をしてきてはいるんですけれども、この請求漏れが起きた、いかんと思って、発覚した時期も含めて経緯をお話しください。お願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

補助金請求漏れの経緯についてでございます。請求漏れとなったのは低所得者層への支援として実施されました給付金及びその関連事務費です。この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、総務課、税務課が定額減税関連の業務、生活福祉課が低所得者層への支援の給付をやっておりました。そして、それを企画調整課が取りまとめて交付金の管理台帳を作成し、３月７日に台帳を、３月14日に交付金請求書をそれぞれ沖縄県へ提出しております。３月17日に生活福祉課担当職員が請求金額に基づく歳入更正処理を行ったところ、支出額に対し収入額が不足していたことから、請求漏れが発覚しております。同日の３月17日に沖縄県に対し請求額が不足していることから、請求金額の修正が可能か問合せを行いましたが、３月21日に県から対応が難しいとの回答がありました。今年度４月以降も不足分について出納整理期間内での国庫対応ができないか、県に確認をしておりました。国が受付を締めているため、不足分については対応できないとの回答でございました。その後８月19日に国から同交付金の特例措置に係る調査を受け、不足分の対応について再度確認いたしましたが、本市が請求漏れを起こした給付金、定額減税一体支援枠は対象外であることが判明しております。

今回の請求漏れの要因については、これまで説明しておりますとおり予算上の要因と実施体制上の要因の２つの要因があったと考えております。２つの要因の予算上のもの、請求額の算定誤りの直接的な原因は、積算数値の取り違えということでございます。

◎山下　誠君

そうすると、発覚は３月の時点で分かったということで、３月21日の段階で県にはもう対応できない旨を言われたということなんですね。市長、市長が８月に会見をされて、市民の皆さんにおわびを申し上げましたけれども、そのときに、これは市長がそう言ったのかどうか分からないけど、マスコミ報道によると緊急記者発表というふうな形で書かれていたと思うんだけども、この緊急性というところで、例えば３月の段階で分かっていた。５月の出納期間が終わっても、その段階でもいいんだけども、緊急と言うならば、その対応ができないと分かった時点で市民の皆さんにも実はこういうことが起こっていると。今一生懸命国と県と調整をしているということで、その段階で公にすべきだったんではないかなと思ったりもするけど、その辺いかがですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時21分）

再開します。

（再開＝午前10時21分）

休憩します。

（休憩＝午前10時21分）

再開します。

（再開＝午前10時22分）

◎市長（嘉数　登君）

山下誠議員ご指摘のように、８月にマスコミの方に集まっていただいて、緊急の会見という位置づけでございました。また、山下誠議員ご指摘のように事案が発覚した時点、３月の末になりますけども、その時点において市民にもこういった事案が発生しているということをお知らせすることも必要であったというふうには認識しております。私がこの８月の後半に緊急会見を開いてお知らせいたしましたのは、何らかの方法によって、これだけの金額が入ってこないということの重大性もありましたので、何とか回復できないかということで出納整理期間での調整、それから先ほど企画政策部長の答弁にありましたように特例措置に係る調査というところがありましたので、そこに一縷の望みをかけていたという部分はございました。ただ、この特例措置に係る調査の結果として市の請求漏れというのがもう対象外であるということがはっきりしましたので、これはもういち早く市民の皆様にもお知らせをして、その間もなぜこういう請求漏れが起こったのかということに対しては調査をやっておりましたし、当然これだけの事案ですので、職員に対する、あるいは私自身の責任の取り方についてはどうかということについても検討しておりましたので、急遽発表いたしまして、私への処分案、これ条例案ですけど、それの上程の準備、それから懲戒分限審査委員会への諮問というような手続を取ってきたところでございます。

◎山下　誠君

この定例会でも市長が度々おっしゃっている危機感を持ちなさいということを言っていて、その危機感のところで、例えばもう発覚した段階で市民の皆さんに公表していれば、職員の皆さんの危機感ももっと強まったんではないかなと思っていて、全部全てを処理してからというよりも、その段階、段階で発表していったほうがより丁寧な説明だったんではないかなと思うんです。だから、そこら辺は緊急性という意味で考えると、もっと早い段階で発表しておくべきだったかなと思っております。

市長の給料減額の妥当性についてなんですけども、知事のあれを参考にしたということなんだけども、そもそも知事の減額案が適切かどうかの問題もあるとは思います。そこに倣ってやったということなんですけども、市長がこれ最初の議案に対する質疑のときだったと思うんです。3,200万円というお金が、もし国庫補助事業をするときには１億何ぼのぐらいの規模だよということを自身でおっしゃって、ああいうものが一番市民は分かりやすくて、これだけのことをしたんだということをみんな分かりましたよね、あれで。だから、そういうことで考えると、市長は当然危機感を持ってやっていらっしゃるとは思うんです。ただ、一方で今後本当にどうやって防いでいくかというときに、市長をはじめ企画政策部長のお話を聞いていると、ごく当たり前のことをおっしゃっているなというふうには聞こえます。それを徹底するんだということは聞こえるんだけども、抜本的にどうすれば防げるかというところの解が見えないというのが正直ありまして、今後皆さんが検証の在り方、今後どういうふうに検証していくのか、そこら辺もう少し市長の決意を聞かせていただけますか。お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

今回不適切な事務処理に関わるヒヤリ・ハットというのは、もう多々起こることだというふうに思っております。それが起こる前にいろんな事前のといいますか、予兆があるはずなんですけども、それが組織全体で共有できていなかったということと、自分の仕事がここまでの範囲なので、それ以降はまた次の部でというふうに考えますと、その間においていろんな取り違いが起こるのかなというふうに思っております。まさしく今回は複数の課で実施した事務を取りまとめて企画政策部のほうで報告ということになっておりますけども、なかなかそれが例えば私のところまで来るというような決裁区分になっていないと。仮になっていたとしても、途中で取り違いというのが気づけた体制になっていたのかなという問題はありますので、そこはしっかりと検証していきたい。要するに申し送りというんですか、自分の担当から次の担当に引き継ぐ際の申し送りというのは非常に大事かなというふうに思っておりますので、その辺は重点的に検証していきたいというところと、あと先ほど危機感という部分ではいろんな事案があるかと思っておりますけども、この事案を含めて、私は今回初めて担当部長全員、担当課長全員を集めて訓示をいたしました。これまで市のほうにおいてはそういった対応あったかどうかについては、なかったら初めてだということがございますけども、まずは管理監督者によって、お互い戒めも含めてどうやっていくかというところと職員に対して指導監督をどうやっていこうかというところがございましたので、全部長、全課長集めてやってもらいました。今後は全係長というところをまた集めて、お互いの指導監督の在り方というところについてはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

3,000万円というお金、本当に国庫に例えると１億五、六千万円余の事業ができるような規模ですんで、そこは、その重大性というのはしっかりと受け止めて反省いたしまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

分かりました。しっかりと防いでください。

それで、一応いろんな他自治体調べると、今回３課にまたがってしまったということで、そこら辺の調整不足も起きたということなんだけども、例えば今後補助金制度を全体を定期的に見直すような第三者委員会であったり、あるいは補助金専任担当職員というのかな。今３課にまたがっている、ここを横串刺すような、そういう調整ができないか、そういう制度的な改革をしていかなきゃいけないんではないかなと思うんですけども、この辺何か市長、お考えありますか。

◎市長（嘉数　登君）

私の経験で言うと、コロナ対応交付金というのは、私も県庁にいたときに対応いたしましたけども、物すごい金額、通常の業務に加えて入ってきます。これ各課に割り振ると、やはり今言ったような受渡し、引継ぎがどうかという問題が出てまいりますので、その際にはプロジェクトチームというものを発足させた。新たな組織といいますか、ＰＴをつくって対応いたしました。専任の職員でチームをつくるというところで対応いたしました。それも一つの方法だというふうに考えております。

それから、それに至る以前に、もう何度も答弁しておりますけども、業務の引継ぎというんですか、自分の担当範囲のところから次の担当の範囲に引き継ぐ際にどこまでどう処理できていたのか、処理しているのかというものをきちんと引き継げるような体制、それは何か問題が起きた、あるいは起きそうな場合にあっても、相談ですとか、報告ですとか、連絡があれば別の形のまた対応というのは取れる可能性があ

りますので、それをいち早くやれるような組織文化にしていきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

二度とこのようなことがないようにご注意ください。

それでは、工事請負契約についてお伺いします。競争入札制度の在り方についてですが、まず随意契約について、これは総務部長でしょうか。随意契約に至る過程を説明してください。

◎総務部長（上地俊暢君）

随意契約についてお答えいたします。

随意契約については、宮古島市契約規則第20条、また地方自治法施行令第167条の２第１項各号に基づいて行っております。地方公共団体の入札制度の基本原則としては、公平性、経済性及び透明性を確保するため、競争入札を原則としております。

一方、契約の性質、または目的が競争入札に適しないときや競争入札に付することが不利と認めるとき等において随意契約を可能としており、法令に基づき適切に実施しているところでございます。

◎山下　誠君

これも池城健議員の説明にあったと思うんだけど、上野小学校の運動場、それとこれから伊良部島小学校、中学校のプールですか、それぞれ１億6,000万円、もう一つは２億7,000万円です。これが今回随意契約になっているということなんだけども、先ほど総務部長が答弁なさったように公平性、透明性、こういうのを確保していく上ではなるべく競争入札でというのが原則だと思うんだけれども、ここら辺どのような工夫をされて随意契約をしたのかお答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

上野小学校の屋内運動場の改修工事の件でお答えをいたします。

当初は一般競争入札による入札業務を執行しましたが、応札者がなく、不調と報告を受けております。この工事は、また国の補助金を活用する事業でありまして、工期を確保して、補助金申請に遅れが生じないよう進めていくことを優先事項と考えております。学校施設の安全を確保する、また体育館の雨漏りを早期に修繕を実施するために、教育委員会としましては再入札によって時間の経過を避けるという意味合いもありまして、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づきまして随意契約を適用するに至っております。

◎山下　誠君

教育部長、私が聞いたどういう工夫されたかというのは、例えば資格条件とか、設計単価の見直しだとか、そういうものをやるだけやった上で随意契約なのかという質問なんですけど。

◎教育部長（久貝順一君）

今回１回目の入札、応札者なかったということになりました。随意契約の資格要件としまして、５業者を選定しております。その中で本工事がアルミ材、鋼材を使用する工事が含まれているということもありまして、一定の技術を要することから、建築のＡランクであり、また建設業の許可、鋼のほうを所持している業者から選定をしております。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時33分）

再開します。

（再開＝午前10時34分）

◎教育部長（久貝順一君）

伊良部島小学校、中学校のプールの件についてお答えいたします。

伊良部島小学校、中学校の場合は１回目の入札で１者が応募したんですけども、事後審査において不適格となったため、２回目の入札を行っております。応札者がいなかったため、２回目も不調となった。そこで、３者へ見積りを依頼しまして、最も低価格業者の事業者と随意契約を締結する経緯となっております。

◎山下　誠君

では、一つ一つ確認させてください。まず、上野小学校屋内運動場なんですけど、教育部長がおっしゃっているのは補助金の申請に遅れがないように、それから早めに補修するように、それから入札の時間の経過を避けるためにということを言われたけども、入札をするための時間の確保ができなかったから、もう１回でやめて随意契約をしたんですか。どれが一番の理由ですか。

◎教育部長（久貝順一君）

先ほども言ったんですけども、１回目の応札者がいなかったというところもありますけども、補助金の申請の部分の中で、やはり当該年度、次年度までに早く工期を終わらせたいということもあります。また、子供たちの授業の影響の部分も考慮しながら、１回目のときに応札者がなかったというところもあります。また、現状の入札の中で、２回目やっても、応札がない可能性もあるのかなという部分含めて、１回目の中で不調に終わったことから、そういった意味で随意契約という形にしております。

◎山下　誠君

何かとても安易な進め方だなと思っていて、さっき総務部長が説明した公平性、透明性のところで考えると全然担保できていないなと聞いていて思います。そもそも１回目の、それで１回終わって、２回目やっても不調になるかもしれないと思ったから、もう随意契約にしたと言っているんだけども、そもそも補助金は間に合わなかったの、もうそれでやらないと。２回目やろうと思ったけど、やっても不調になるから、もう随意契約にしようと思ったんですか。どっちですか、それ。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時37分）

再開します。

（再開＝午前10時40分）

◎教育部長（久貝順一君）

補助金申請の遅れが生じないよう進めていると先ほど答弁しました。その理由としまして、これ令和７年、令和８年の工事となっておりまして、令和７年度の事業の中で工期の確保ができないと補助金が受け

られないというのがありまして、それで、そういうこともありまして、もう早めの工事着手と令和７年度内で行われる工期を確保したいという意味合いもありまして、今回随意契約となっております。

◎山下　誠君

だから、教育部長、もう１回で、２回目の入札を準備してやっておったら間に合わないと判断したから、もう随意契約に切り替えたという理解でいい。それって努力したかなと思うんだけど、２回目やって、もし２回目で入札、応札があったら公平性、透明性は保てたではない。そこを回避するための努力がやっているとは思えないんで、今の話聞いていても。さっきも入札の時間の経過を避けるためと言ったけども、あくまでやはり基本は入札でしょう。そこを避けたのはよくない対応だったと思います。

このときに、伊良部島小学校、中学校プールなんですけど、これ２回で不調になっていたけど、３者事業者を選定して見積りを取ったっておっしゃいましたよね。この３者に選定した理由というのは規則か何かに定められているんですか。

（「すみません。もう一回休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時42分）

再開します。

（再開＝午前10時43分）

◎教育部長（久貝順一君）

伊良部島小学校、中学校のプールにつきましては、入札を２回行って応札者がいなかったというところがあります。その中で先ほども３者に見積りを依頼したという話をしております。その中で建築のＡランクの業者を選定しようということで見積書の依頼をしたところであります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩ですか。

◎山下　誠君

はい、すみません。休憩。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時43分）

再開します。

（再開＝午前10時44分）

◎教育部長（久貝順一君）

随意契約の中では２者以上というのがありまして、このプールに関しては工事請負額としまして２億7,300万円余というところもありますので、その中でＡランクの３者を選んだということとなっております。

◎山下　誠君

では、その選ぶ基準は特にないんですね。Ａランクというのは、工事の工種によってそうやって決めた

ということね。

５者からさっき入札が最初あったと言いましたよね。その中から３者を選んだ理由は何ですか、では。同じＡランクで。

◎議長（平良敏夫君）

答弁してください。

◎教育部長（久貝順一君）

先ほどの５者というのは上野小学校の体育館の件でございます。上野小学校の体育館の件で、その中で建築Ａランク、また本工事が先ほども言ったんですけども、アルミ材、鋼材を使用するということもありまして、建設業許可の鋼を所持している業者を選定しました。この鋼というのは鉄骨の製作であるとか加工、また現場での組立てだとかができる事業者をということで、それで選定をしております。

◎山下　誠君

教育部長、建築工事は今とても単価も上がって、人手もいなくて大変で、入札するの大変だというのは聞いてはいるんだけども、私皆さんに求めたいのは公平性、透明性をどう担保するかというところをしっかり答弁してほしいんです。そうしないと市民の皆さん、何でこの２億円余りの工事、１億円余りの工事を随意契約でやっているっておかしいだろうって声、普通に起きてくる。だから、そこをちゃんと理屈をしっかり説明しなきゃいけないと思うんです。その説明が私が今聞いていても、補助金申請、交付が間に合わないから早くやったとか、これは聞いていても腑に落ちない。だから、もう少しそういうこともあり得ることを想定して、もっと早め早めの対応するなり動いてもらわないと、さっき総務部長が言った公平性と透明性担保できているかというのは、私は担保できていないと思いますので、ぜひこの辺は注意してやってください。何も随意契約が悪いと言っているわけではなくて、誤解を招きますので、そこら辺はしっかりと説明をしてください。

では、農地行政についてお伺いします。平良松原地区における農地違反についてですけれども、農業委員会にお伺いします。原状回復命令発出後の進捗状況について９月末が原状回復期限でしたよね。どうなっていますか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

松原地区における農地違反転用に対する法手続の進捗状況について、令和６年３月に勧告書、令和７年６月に原状回復の命令書を当事者に対し、それぞれ送付しております。令和６年３月に農業委員会が通知した勧告書に対し、令和７年５月に粟国恒広氏及び有限会社広栄開発から処分差止め請求事件による提訴、令和７年６月に農業委員会が通知した９月30日までを履行期限とした原状回復命令書に対する原状回復命令処分差止めを求めた執行停止申立書の提訴、この執行申立てに対する口頭弁論のほか、農地違反転用に関わる農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に関する説明を求める出廷要求があり、９月25日に顧問弁護士、農業委員会の職員が那覇地方裁判所へ出頭いたしております。内容については、結審するまで弁護士との調整、今後の対策を行う必要もあることから、内容の公表については差し控えさせていただきたいと思います。

◎山下　誠君

そうすると、農業委員会会長、先方の提訴によって足止めされたということですか。９月30日までに原

状回復しないと行政代執行手続に入りますよという通告はしたと思うんだけども、その動きが止められちゃったということですか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

そのとおりであります。

◎山下　誠君

ちょっと司法のことがよく分からないんですけど、先方から訴えられたということで、今後皆さんがもし行政代執行に手をつける場合は裁判の場で決着するまでは基本的に動けないという理解でいいですか。確認お願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

そのとおりであります。

◎山下　誠君

では、もう先方はそういう提訴をしているということは、もう原状回復する気もさらさらないということだろうし、今後はもう裁判の中で決着していくしかないということなんですね。非常に残念な結果であります。

一応、今イで命令を履行しない場合の見解を伺うってあったんだけども、最後に農業委員会としては行政代執行に向けて、裁判のいかんを問わず、進めていくという理解でよろしいですか。お願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

これまで沖縄県や宮古島市農業委員会から再三にわたり、勧告や原状回復にも従わないことなど、過去の経緯から見ても、９月30日を期限とする撤去命令にも応じる様子も現在のところ見られませんが、宮古島市農業委員会は法に定められた手続によって、行政代執行の方針を示しております。これまでどおり農地法に基づき、農地への復元及び目的外使用の建物の撤去を求めてまいりたいと考えております。

◎山下　誠君

農業委員会会長、お答えしてほしいことが１つあって、もし行政代執行を行う場合相当額のお金が私はかかると思っているんだけども、これやるときは当然議会の理解も要りますよね、そのお金を使うということは。そのときに私は市民の皆さんにこれだけかかるよということは、事前にお知らせしたほうがいいと思うんだ。だから、そうしないと、ではそれだけ金がかかるんだったらやるなという声も出てくるかもしれないし、いや、それだけ金をかけても、やる意義があるという声が出てくる可能性だってあるし、皆さんの背中を後押ししてくれると思うんです。見積りでいいから、あそこを原状回復する場合どれぐらいかかるのかお答えください。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時53分）

再開します。

（再開＝午前10時54分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

山下誠議員のおっしゃるとおりこのことも一つの例、参考として、今後検討して取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時55分）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

これから本見積りを取って、いろいろと山下誠議員のおっしゃったことも検討しながら進めていきたいと思います。

◎山下　誠君

よろしくお願いします。ざっくり見積りあると思うんだけども、ただ、農業委員会会長、これもう多分当局と議会とだけではなくて、多くの市民の皆さんも巻き込んだ事案になると思うんです。もしもこのまま見過ごしてしまうと、そうやって、では私もやるよってなっていきます、みんな。皆さんいろんな方々に原状回復命令を出して、回復させているではないですか。でも、市議会議員がやると、それしなくていいのってなっちゃうんです。だから、私ら議会も苦しいけども、この質問は続けているんです。だから、ぜひとも裁判になっちゃいましたけれども、負けずに、一生懸命頑張ってください。私らも一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします。

続きまして、農業振興地域の整備に関する法律について。これも沖縄県はもう勧告を出しておったけれども、次は命令の手順ですが、いかがですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

平野字松原シバリの農業振興地域の整備に関する法律違反の農地につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき、令和６年３月18日に復旧措置を講ずるよう宮古島市から違反行為者に対して勧告を行っております。沖縄県からは違反行為者に対して令和６年９月10日に勧告書の通達、令和７年３月４日に弁明書の提出を求める通知書が通達されております。その後令和７年３月19日付で違反行為者から沖縄県知事宛てに弁明書が提出されておりますが、沖縄県から再度違反行為者に対して原状回復を求める２回目の勧告書が令和７年７月17日付で通達されております。現在の状況としましては、沖縄県による２度目の勧告で令和７年９月30日、明日までに原状回復するよう求めている状況で、今後については引き続き関係機関と連携し、法令に基づき適切に対応してまいります。

◎山下　誠君

ということは、もう命令にはいかずに、もう一回勧告ということですね。前に質問したときに沖縄県の動きが私はもうちょっと遅いと思っていて、何で沖縄県は、今農林水産部長が答弁して、それも県から答弁もらったと思うけど、関係機関と連携して、何も連携していないではないか。そこすごくもう県の対応には不満です。

それで、今もう勧告を出して９月30日といって、次はでは命令にいくのかというと、それってまた弁明を求めているわけでしょう、勧告を出したということは。お願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

２回目の勧告でございますので、そのとおりでございます。

◎山下　誠君

先日どなたの質問でしたっけ。新城ビーチの件でもまた県の対応がおかしいなと聞いていて思ったんですけど、皆さんも沖縄県に対して言いにくいところあるかもしれないけど、我々も議会で言っていきますので、こんなふうな対応をされているといつまでたっても前に進まないし、農業委員会見習えというぐらい言ってやってください、本当に。

３番なんですけども、これは市がやるべきことだと思うんだけど、当該農地の境界、前回の一般質問の中で私質問しましたけど、市有地を一部占用していると、当該建物が。それについて調査をするということだったけど、結果をお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の一部市有地の土地改良施設、これは県営松原地区土地改良事業で整備されておりまして、平成27年に完了しております。ただ、そのときの測量関係資料の収集に、県にお願いしているんですけれども、日数を要しております。今後その資料がそろい次第、現況測量業務を発注してまいります。

◎山下　誠君

農林水産部長、今測量資料を県にお願いしている。では、そこも県がやらんから、また遅れているということ。お願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

県営事業で整備した事業でございますので、資料が県にございます。その資料を今県に求めているとこではございます。

◎山下　誠君

農林水産部長、ちなみにいつまでその資料はそろえられると言っていますか、県は。

◎農林水産部長（下地貴之君）

時期については明確に答えは得られておりませんけれども、早期にということで求めてまいります。

◎山下　誠君

ここでも沖縄県なんですけど、市長、お伺いしたいんですけど、私はこの件は農業委員会だけではもう太刀打ちできないと思っていて、当局もそうだし、議会もそうだし、みんなでスクラムを組んで当たらないと多分解決しないと思うんです。今の県の対応みたいにこんなに延ばし延ばししておったら前に進まないと思うんだけども、市長としても県の尻をたたくぐらいの気持ちを、決意を聞かせていただけませんか。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど来農林水産部長のほうから答弁させていただいておりますけども、県による２回目の勧告ということで、その後どうなるのかというところについてもはっきりと明言していただきたいというふうに思っておりますし、測量関係の関係資料についても、これは通常であれば何か資料要求する際にはいつ頃まで、いつまでに用意してくださいというところが通常かなと思っていますんで、そこは県に対してもしっかりと求めていきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

担当部としての農林水産部長、どんどん、どんどん沖縄県にはもう本当に足を運んで、協力を求めていってください。私も行ってはいるんだけども、やはり対応がどうしても鈍いのは直接感じていますので、大変だろうと思うんだけど、この件はもう沖縄県を動かさないとどうしようもないし、例の建築基準法もそうだし、都市計画法もそうだし、これみんな県が所管している事案です。だから、私らも何かやらなきゃいけないなと今考えていますので、当局としてもしっかりと動いて、急がせてください。よろしくお願いします。

それでは、最後積み残しちゃった教育行政の３番の北部地域における子育て支援策についてお伺いします。子供たちの居場所づくり、公立幼稚園、保育所の認定こども園移行等に向けた計画の進捗状況をお聞かせください。

◎教育部長（久貝順一君）

平良北区の認定こども園移行に向けての進捗状況についてお答えいたします。

平良北区の池間幼稚園、狩俣幼稚園、西辺幼稚園については、令和９年３月に閉園することと決定をしております。その経緯としましては、少子化に伴う園児数の減少とか、学びの基礎である幼児教育の充実等の理由から認定こども園以降の計画が進められておりまして、これに伴い平良北区の幼稚園を令和９年３月で閉園することとしております。現在の進捗状況でありますが、西辺地区のほうに法人の保育所が前からあると思いますけども、今年度からひよどり認定こども園というふうに名称を変えておりまして、今年度からスタートしております。その中で令和９年４月以降については、できればこの法人の認定こども園のほうに移行させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎山下　誠君

最後、教育部長、聞き取りの際にも伝えましたけど、幼稚園が廃止になった後のあそこの活用なんですけど、実は地域で放課後の子供たちを見る施設が池間地区、狩俣地区も含めてなくて、西辺地区にもなくて、保護者が何とかできないかというような話があります。その後利用について何か計画があるのか、あるいはどんな検討しているのかお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

西辺幼稚園の後利用として、学童を設置できないかということについてお答えさせていただきます。

平良北区域は放課後児童クラブが未設置の地域となっておりますので、放課後児童クラブを運営する意向のある民間事業者や地域の有志の方がいて、施設面の整備ができれば放課後児童クラブを設置することは可能となっております。必要な要件としましては、第１に教育施設である幼稚園舎の用途を変更し、施設を貸与、または指定管理できる状況にすること、第２に利用する児童の年齢が異なることから、小学生が利用できるように施設の改修が必要となる可能性があります。第３に、国の放課後児童健全育成事業として補助金を受けて事業を実施するためには、放課後児童支援員の資格認定を受けた職員の確保が必要となります。

◎山下　誠君

農林水産部長、１分になっちゃいましたけど、肉用牛の増頭計画についてお答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

畜産振興計画は、宮古島市酪農・肉用牛生産近代化計画で方針を策定しており、計画期間は令和３年度

から令和12年度までの10年間となっております。肉用牛増頭、増産に向けての方針としましては、グローバル化への対応、消費者が求める安全、安心の確保と多様な需要への対応、自給飼料基盤に立脚した足腰の強い経営体の育成など、様々な取組を関係機関と一体となって増頭、増産を推進し、優良繁殖雌牛の導入、更新の支援を行います。また、増頭意欲のある繁殖経営農家に対して地域内保留による増頭及び簡易牛舎の整備などの支援、ＩＣＴ技術の活用などにより労働時間の短縮及び省力化の取組を推進することとなっております。

◎山下　誠君

では、ありがとうございました。これで一般質問終わります。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

（粟国恒広君、着席）

◎上里　樹君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、まず大野山林内の池についてですが、ひょうたん池というのがあります。もう既に水が枯れてしまっていますけども、随分水が枯れてしまってから時間もたっています。そんな中で、ひょうたん池の修復について、2021年12月の定例会での質問をいたしました。そのときの答弁で、県と修復できるかどうか調査を進めているところですと答弁がありました。その結果について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

通称ですが、ひょうたん池については、平成元年、沖縄県により防火貯水槽兼排水設備として整備され、その後当時の平良市に管理を移譲され、現在に至っております。修復などについて沖縄県と協議した結果、現状を維持し、どのような修繕をするか、引き続き見守ることとしております。理由としましては、ひょうたん池周辺は大雨時に冠水する状況にありますが、ひょうたん池自体が周辺の集水、排水ますとして機能しているものと考えております。また、大野山林周辺に消火栓が設置されており、現在では防火貯水槽としての役割の重要性は薄れていると考えております。さらに、現地は大野山林の中でも比較的入りやすい場所に位置しておりますが、常時人通りがあるわけでもなく、水難事故発生時の早期対処は非常に困難となっております。常に貯水しておくメリットに対してリスクが高いこと、周辺造林地への影響についても注視する必要があること、貯水機能の復旧及び侵入防止対策には多くの費用がかかることなどから、直ちに設置当初の形に復旧することは考えておりません。

◎上里　樹君

多くの費用がかかる、それから防火貯水槽兼排水設備の機能を今は別で確保できていると。造られて、平成元年ですから、もう36年の月日がたっているわけですけども、ここの修復を求める方々は、大野山林が保健保安林になっているんです。確かにそれを守るために、火災防止のためにということで造られたようですけども、県の評価としては今言ったように現状維持で見守っていくということなんですけども、県がこの事業を実施して、その事業の成果としてどのような報告をしてきたのか、もしお分かりであれば。

◎農林水産部長（下地貴之君）

沖縄県に問合せしたところ、当時の事業については整備後の報告は特にないということで、記録も残っ

ていないとの回答を得ております。

◎上里　樹君

記録もないと。かなりのお金を使って整備された池だと思います。それが穴が開き、水が漏れて、もう修復もせずに放置、放置という表現正しいかどうかなんですけども、保健保安林の中を散歩する。それから、写真マニアがかなりいて、野鳥の水飲み場としてもその場所がかなり貴重だという宮古野鳥の会の指摘もあって、修復を求める声が上がっていました。現状維持でということなんですけども、そういった復元を、修復を求める市民の声も多々ありますので、その意見も聞きながら、今後に向けて、ぜひ前向きに検討をしていただければと思います。

次に、高野漁港について伺います。７月19日に高野漁港内で親子が水難事故で死亡するという事故がありました。市民が安全対策を市に要望したと、私それ聞きましたけども、実際にはされていないというのが当局のお答えでした。

別の角度でお伺いしますが、その事故を受けて、宮古島市が何らかの対応策をその場所で取ったのかどうか。高野漁港が子供たちが遊べる公園が整備されているという関係もあって、それとの関係でのご答弁を求めます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在高野漁港の安全対策として、宮古島漁業協同組合と協議を行っているところでございます。今後漁港内に注意看板等を設置する対策を行っていきたいと考えております。

◎上里　樹君

これからということなんですけども、転落した場合に、焦らずに例えば命が助かる方法があるようです。いわゆる背面で浮いた状態で、呼吸を確保して待つと。だから、そういった助かる方法等についても具体的な説明板ができたらよいのではないかと提案します。

それでは、次に展望台について伺います。野原の展望台建設についてですけども、この質問についてはもうさきに同僚議員の質問で理由が答弁されています。私は、要望を申し上げて、これについては質問を閉じますけども、まず新しく造られる展望台、従来の進入路がありました。その進入路を整備するんですけども、その整備に当たって傾斜角度が急であることで、これまで階段はなかったんですけども、要所、要所で階段を設けるという設計になっています。残念ながら車椅子で押して上がるということが、それで困難になるわけです。ですから、進入路の幅員が狭いことから、スロープを設置する、そういった幅が確保できないというのもありますけども、ぜひ宮古島のやはり景勝地なんで、障害者の方々も利用できるようにスロープの設置を要望したいと思います。

次に、学校体育館についてですけども、避難所となる学校体育館のエアコンの設置ですが、この取組について学習環境の整備とともに、災害対策としての体育館、エアコンの設置が急がれるということで、2024年６月定例会で私は国の国土交通省の示す補助メニュー、その活用を提案しました。まず、１つが緊急防災・減災事業債の活用、それから２つ目に学校施設環境改善交付金、この２つを提案して、宮古島では２つ目の学校施設環境改善交付金が活用できるのではないかと具体的に提案しましたけども、その質問に施設を所有する担当部局との情報共有、意見交換を急ぎ行ってまいりたいとの答弁がありました。その取組について伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

避難所となる学校体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。

学校体育館の空調設備については、次年度以降に整備に取り組むものと聞いているところでございます。防災の観点からは、国からの避難所となる体育館空調整備を推進する通知について、国からの通知を教育委員会と情報を共有しているところでございます。担当者間では随時の意見交換を行っているところでございますが、正式な会議等で意見交換を行ってはいないところでございます。まずは児童生徒が体育館として利用する観点から、優先順位や必要性について判断されるものと考えております。また、一方避難所として利用する場合において、優先順位や市内全体のバランス等もあると思いますので、そういったところは防災の視点から意見交換は必要であると考えております。

◎上里　樹君

私は、これ防災の観点、これも大切だということで、小学校、中学校の体育館、私の質問した段階で１施設もこういう空調設備が整備されていないということで、避難所となる体育館がこれでよいのか。今異常な暑さなんです、気温が上昇して。そういう中で避難所で二次災害というんですか、せっかく助かった命がまた被害を受けるということがあってはならないという観点からこの質問出しましたけども、残念ながらこの事業は25年度が期限となります。ですから、今年度が期限なんです。賢明な取組を要望します。

次に、地下水保全について伺います。水道水の安全対策についてですけども、高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設の設置についてですけども、６月定例会での私の質問に、任期中に自分の公約については最大限の努力を果たしてまいりますと市長の答弁がありました。任期中、私は一刻も早くという思いでこの質問はやっていますけども、その具体的な計画について伺います。

◎市長（嘉数　登君）

具体的な計画については、先月８月28日にネオニコチノイド系農薬をはじめとする地下水保全に係る諸課題に総合的、横断的に対処する庁内組織として地下水保全対策プロジェクトチームを設置いたしました。高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設の設置については、現段階の濃度の農薬をどの程度処理できるのか、それからどれくらいの整備費用がかかり、将来の維持管理に係るランニングコストの検討など、整備には水道料金転嫁を含め、多くの課題がございます。水道水の安全確保のため、今後もモニタリング調査を継続し、測定結果の経年的な変化を注視するとともに、地下水保全対策プロジェクトチームの中で検証を行い、今年度予定している第２回目のシンポジウムでは多くの市民へ課題等を周知、今後とも市民の理解の下、適切に対処してまいりたいと考えております。

◎上里　樹君

この水の安全対策について、市長を含め、職員も含めて、議会もそうですけども、一定の共通認識が得られたことをうれしく思います。まず、予防原則の立場に立って、この課題を具体的に検証していくというプロジェクトチームも発足したということで、本当に敬意を表します。いろんな課題がある、シンポジウムを開く、賢明な取組だと思います。ぜひ具体的な取組を市民と共有して、議会も力を合わせて前進していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、有機無農薬農業の育成についてですが、持続可能な農業の確立のために積極的に有機無農薬農業を育成していくことが必要だと考えます。見解を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

地下水保全などの環境へ配慮した持続可能な農業の推進のため、化学農薬、化学肥料の使用量の低減は重要な課題であります。みどりの食料システム戦略の目標と連動した取組を推進するため、国が提案する生産から消費まで一貫して有機農業を推進するオーガニックビレッジの創出が上げられます。オーガニックビレッジは、域内の生産から消費までを一貫して取り組むため、有機栽培圃場の特定地域の設定が必要となります。本市の現状としては、化学肥料や農薬を使用した一般的な栽培を行う慣行栽培が主流であることから、有機農業へ切替えを行った場合の病害虫防除などへの懸念があります。まずはそういった懸念を払拭し、生産者が有機栽培への理解を深めることが特定地域の設定には必要となります。

有機栽培への取組は、消費者の食への安心、安全志向の声に応えることにもつながり、有機食材の生産、消費までの一貫した取組は、地場産食材のブランド価値の向上、地域農業の活性化や地産地消にも資するものであると考えております。そのためにまずは生産者の有機農業についての関心や理解を深め、有機栽培への取組につながる持続可能な農業の推進を図る一環として、今年度は有機栽培についての講演会の実施を予定しております。今後もこのような取組を通じて生産者や関係機関とも連携し、議論を重ねながら、有機栽培の方向性について検討していきたいと考えております。

◎上里　樹君

大変将来に向けて、よい取組が進められる、そういった動きが緒に就いたことを歓迎します。

オーガニック栽培、これに向けて講演会を今年度実施するとご答弁がありましたけども、いつを予定していますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

講演会につきましては、現在日程調整中でございますので、決定次第案内したいと思います。

◎上里　樹君

有機無農薬栽培、これも育成という具体的な事例では、他府県でももう学校給食への活用とか、それを一定の生産物よりも高く買い上げるというやり方で、学校給食の安全を確保するという立場から、また農家を育成するという立場から進めている自治体が増えています。そんな中で、やはり学校給食に乗せる生産の調整とかコーディネートが確保されて、地産地消が一定程度成果を上げていると評価しますけども、やはり有機無農薬栽培、それを進めるに当たっては、それをコーディネートする専門家が必要になると思います。ですから、地下水保全型の農業ということでこれを前に具体的に進めて、宮古島モデルを本当に全国に発信すれば、今の地下水汚染の風評被害、これも払拭する大きな力になると思いますので、ぜひ力強く前に進めていただきたいと。

私キューバの農法というのを、キューバという国がありますけども、ＮＨＫのテレビで見て感動しました。そこにはやはり有機無農薬を重視していて、住民が栽培した生産物を拠点、拠点、地域で集荷するんですけども、その集荷場にコーディネーター、アドバイザーがいて、何が不足しているか、肥料の種類、それから害虫の対策、それをきめ細かく指導する指導員が配置されていることが分かりました。それと、栽培をするに当たって、環境的な農村の風景、それについても計画的な植林というんですか、害虫が嫌う植物を順番に植えていくとか、そういう科学的な取組には非常に目をみはりました。これからそういった具体的な環境と水というテーマに、宮古島でそういった取組がなされるということでわくわくしています。

ぜひ市民と力を合わせて前に進めていければと思います。

次に、物価高騰対策について伺います。消費税の減税についてですけども、物価高騰対策として最大の効果を発揮するのが消費税の減税だと考えます。市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

まず、消費税についての認識ですけども、間接税である消費税については逆進性が強いですとか、安定財源ですとか、広く薄くといったような性格を有している税目であるというふうに認識しております。一方で、現行の消費税については、抵所得者への負担が大きいですとか、家計消費そのものを圧迫して景気回復の足かせとなっているんではないか、そもそも内需拡大の妨げになっているのではないかといったような意見、景気の低迷や近年の物価高などへの対応として消費税の減税に関する世論が高まっているというふうには認識しております。

このように消費税については安定財源、それから逆進性という両面を有しておりますけども、現下の相次ぐ物価高騰と可処分所得の目減り等に伴う国民所得への影響を鑑みた場合、時限的な減税など、見直しは必要かつ可能であると私も考えております。その方法論については、国民世論を踏まえた国会での議論と決定が期待されますが、物価高騰対策はその手法等の議論に加え、最も重要視すべきは迅速な決定と実施、スピード感こそが国民から求められているものと考えております。いずれにしましても国会での議論を注視してまいりたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

私も市長の意見に共感します。いわゆる逆進性について言えば、この逆進性について国がなかなかその試算資料を出さない中で、日本共産党は逆進性の所得階層ごとのそれを分析して、国会で提示しました。それによると、低所得者と呼ばれる人の負担が重いという逆進性が、実は今年収800万円の世帯にまで逆進性が及んでいることが日本共産党の試算で明らかになりました。こういった消費税が内需拡大の妨げになっているということは、この36年間の消費税が導入された後の賃金が上がらないで物価高騰、これがまたコロナ禍での負担ですね。それが本当に逆進性が重く重く市民、国民にのしかかったと考えます。

それで、安定財源と言いますけども、その財源が消費税が３％、５％、８％、10％と引き上げられてきましたけども、それよりも多い回数で大企業に対する減税の対策が７回も取られてきました。それによって、現在大企業減税は年間11兆円にも及びます。黒字を出している企業が減税をされる。その11兆円の減税の結果、内部留保が546兆円。この１年で１兆円積み増したそうです。では、企業はそれを何に使っているか。株主配当にしか使っていません。設備投資もなし。賃金引上げもなし。ですから、内部留保について一定の課税負担をしていただいて、賃金の引上げをという日本共産党が石破茂首相に問うたところ、担税能力は十分にあるという答弁でした。ですから、消費税が導入されて、内需拡大、この妨げになって購買力が落ちて、そういう中で賃金が上がらない。賃金の目減りがこの36年間で75万円も発生していると。こんな異常な状況が36年続いた結果、日本共産党が36年前に内需拡大策として示した消費税を導入する必要はないんだと。そして、内需拡大策として賃金の引上げを求めた。そして、税金の集め方、使い方の問題から、裏金問題で今問題になった企業団体献金の禁止、この３つの課題を36年前から今日まで一貫して訴えてきました。それが参議院選挙でこの３つが大きな争点になるという成果を得ました。ですから、この方向で行けば今の景気の回復、それも含めて購買力を高めて大企業にとっても、中小企業にとっても、

庶民にとってもよい好循環が生まれる、これが日本共産党の考えです。

減税に当たっては、５％への減税をうたっています。５％減税に当たって、15兆円の財源が必要です。財源の裏づけとしては、先ほど申し上げました大企業に対する減税をやめること、11兆円です。それから、富裕層に対する減税をやめること、４兆円です。これで15兆円確保できますから、消費税の減税、全ての野党が訴えて、自由民主党の中でも一度は議論になった課題です。ですから、国民の75％が要求するこの課題。公約実現のために、日本共産党、先頭に立って、この実現のために全力を挙げたいと思います。

次に、家賃高騰についてですが、地元の事業所、この営業を守る取組についてですが、物価高騰で経営が困難な中で、事業所の賃貸価格の引上げが経営を圧迫しています。困難にしています。この実態を市はつかんでいるのか、それからその対策について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市内事業所の家賃高騰につきましては、基本的に民間市場における需要、供給の関係で決まりますので、市が介入して価格を直接コントロールすることは困難であると考えております。しかしながら、地域経済を支える市内の事業者に対しまして、安定的な事業の継続に向けた支援を行うことは重要な課題であると認識しております。そこで、本市の事業者支援の取組といたしまして、本年度から施行されました中小企業振興基本条例に基づきまして、本年８月に中小企業振興会議を開催しております。会議では、市の施策に対する検証及び要望などの意見の集約を行っており、次年度以降の中小企業支援策に反映させる予定でございます。

◎上里　樹君

今の事業所の家賃の引上げ、これは他府県から宮古島に進出したやはり企業であったり、バイヤーがテナントを丸ごと買い上げて家賃を２倍に引き上げる、３倍に引き上げる。そういった状況が事業者の負担として現れています。ですから、そういう自由な経済活動に介入は困難ということなんですけども、幸い今年度制定された中小企業振興基本条例がありますから、今その振興条例の真価を発揮すべきときだと考えます。答弁でも協議が行われたということで、この協議、それからこの取組に期待をしたいと思います。

次に、就学援助についてですが、準要保護就学援助認定基準の拡大について、これ繰り返し取り上げてまいりましたが、2024年市議会３月定例会の質問に、本市の準要保護就学援助の認定基準は県内でも低い水準であることは把握しており、検証してまいりたいという答弁がありました。コロナ禍、物価高騰の中で、その拡大が急がれます。宮古島市は、就学援助の利用率、県内でも高いほうだと、28％に上るという答弁もありましたけども、私はその利用率の拡大、それをさらに底上げをしていくこと、その観点から認定基準の1.3倍を提案してまいりました。取組の現状について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

就学援助認定基準の拡大についてお答えをいたします。

令和６年、先ほど上里樹議員がおっしゃっていました市議会３月定例会の一般質問におきまして、準要保護認定基準については県内でも低い水準であることは認識しており、その引上げについては新たな財源を要するため、1.3倍にするのか、あるいは段階的に引き上げるのか検証してまいりたいと答弁しております。その後、本市では準要保護の基準引上げは行ってはおりませんが、本年３月定例会におきまして答弁したとおり一括交付金や国庫補助などを活用し、選手派遣費補助、また修学旅行、検定料に対する補助の

拡充などについて取り組み、市の一般財源負担をなるべく抑えつつ、保護者負担の軽減の施策の充実に努めているところであり、準要保護の基準引上げについてはこれらの施策継続や拡充などと併せて検討していく必要があると答えております。準要保護に関する財源確保が厳しいところでありますが、基準の引上げに向けて財源となっている子どもの貧困対策推進交付金の予算増額についても沖縄県に要望しつつ、庁内での調整も行ってまいりたいと考えております。

◎上里　樹君

生活保護基準の引下げ、３回安倍政権の下で引き下げられてきましたけども、そういう下でも基準の低下を招くことなく宮古島市は頑張ってきたということは評価しますけども、今生活保護基準が３回の引下げ、それでいのちのとりで裁判が今行われていますけども、２回連続して最高裁の判決、国の違法性を指摘しております。けども、その対策が取られていません。裁判でもう訴えた側が勝訴している状況、２回連続していますので、こういう中で保護基準の引上げ、これが本来でしたらすぐに行われるべきです。ところが、基準の引上げもない中で低いまま、要するに要保護世帯が切り下げられた基準の下で保護されているという状況があるわけです。それに準ずる1.0倍の今宮古島市の就学援助、準要保護に対する取組です。ですから、長引く物価高騰、歯止めがかからない中で、非常に生活保護世帯の食事を切り詰める。もうシャワーの回数を減らす。クーラーも入れないと。本当にやりくりをして苦しい状況にあるんですけども、準要保護世帯も同じような世帯であるんです。ただ、財産がある、家があるというような状況が違いがあるだけで。ですから、そういう世帯において、もう結局基準単価を引き上げる。国が本来やるべきですけども、それが行われていないという実情の下で、やはり苦しい思いをしている人々がまだまだいる。1.0倍に見合わない、要するに1.3倍に拡充すれば対象世帯が広がります。ですから、そうやって手を差し伸べるべきではないかというのが私のこの質問の観点です。ですから、1.0倍、これでも現状では低いという裁判の結果もありますから、ぜひ基準単価引上げ、これも要求したいところなんですけども、1.3倍に認定基準をするという取組をぜひ行っていただきたいと要望しておきます。

次に、保育行政について伺います。こども誰でも通園制度について。2026年４月から新たな制度であるこども誰でも通園制度が始まります。利用者はゼロ歳６か月から３歳未満児で、保育所などを利用していない子供が対象となりますが、この制度は国主導でつくられて、実施主体の市町村の意見はほとんど聞くことがありませんでした。それが今全国一斉にスタートすることになります。国が示した基準、利用方法などでは適切な保育の提供が困難、それから財政措置が不十分、それから通常保育などに支障が出る危険性がある、それから公的責任の後退が危惧される、新たな国民負担が発生するなど、適切な制度ではないと私は考えます。国民の負担が発生するという点では、もう６月定例会で後期高齢者医療保険制度に支援金制度上乗せが宮古島市の条例で可決されました。それから、問題は歳出の改革として、具体例は国会で大問題になった高額療養費負担の上限額の引上げです。いわゆるがん患者などから必要な医療が受けられなくなると反対意見が続いて、８月の見直しは撤回されました。しかし、凍結ですから、今後どうなるのか分かりません。がん患者が必要な医療を受けられないようにすることで公費の負担が減る。その浮いた財源を子育て支援の財源に充ててほしい。そう考える国民がいかほどいるんでしょうか。高額療養費負担上限の撤廃、これはやめるべきだと考えますし、こういった国民の新たな負担、これが懸念されます。そもそも現行の一時預かり事業の改善、拡充を進めれば、ゼロ歳、２歳児で保育所等を利用していない子供

を預かることができ、家庭の育児不安の解消にも寄与できると考えます。

基本的に問題ありと考えますが、もう実際実施のスケジュールで動いていますので、そこで基本的なことに限って伺います。まず、公的責任の後退という観点ですが、新制度は実施施設、いわゆる事業者と利用者登録をした子供の保護者が直接契約をするという今までの保育制度にない直接契約をして利用することになります。そのために自治体の責任が不明確になるのではないかと考えます。保育制度では、市町村が責任を持って保育することが前提になっています。新たな仕組みでは自治体の関与はどうなるのか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

こども誰でも通園制度においての自治体の関与については、市町村は制度の役割を地域の実情に合わせ、通常保育とのバランスを保ちながら、全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、事業者の設置認可には職員の配置状況などの設備運営基準等の状況を確認しながら事業者の認可を行います。また、事業者と保護者がスムーズに利用手続が行えるよう、利用者の認定を行い、制度が利用しやすくなるよう調整を行っております。

◎上里　樹君

自治体が認可をし、認定をする。認定された保護者が、利用者が事業所と直接契約をすると。これまでとはやはり違う取組になるんです。ですから、直接契約方式の下で、市町村の対応、市としては利用調整も行いませんよね。確認します。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、こども誰でも通園制度においての市としての関与については、制度が利用しやすくなるよう、利用者の認定等を行いながら調整を行ってまいります。

◎上里　樹君

認可と認定、その調整ですけども、いわゆる利用調整、これまで要するに保育に当たって自治体が行ってきた。それもなされないわけです。

そこで、関連してお伺いしますけども、制度を利用する際に保護者がスマートフォンで面談を申し込んで、面談後にシステムで利用予約をすることになります。市はシステム上で認定状況や利用状況を把握できますが、そのためには職員の確保が必要になります。正職員の確保は、財政的に国が年間456万円を確保するわけですけども、それで正規雇用の確保が可能なのか関連で伺いますが、お答えできればご答弁をお願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

聞き取りの中で、限られた時間内では慣れない環境で、子供のためにならないのではないかとか、施設

側も新たな人員確保や単価も低いことから、メリットがないのではないかという聞き取りがございますんで、それに対してお答えさせていただきます。

まず、子供のためにならないのではないかということについては、先ほども答弁した、こども誰でも通園制度は子供が家庭にいるだけでは得られない様々な体験を通して、健やかな成長と社会性を育むことを目的として実施されるものですので、国の基準に沿ってスタートしていきたいと思って考えております。また、施設や職員負担については、実施を検討中の施設と実施に当たり職員の配置や運営に係る費用等も含めた必要事項などを協議、確認しながら進めていきたいと考えております。

◎上里　樹君

私職員の確保については、いわゆる公的な責任の後退につながるんではないかという懸念からお伺いしました。国は、総合システムを保育に展開する予定でいます。いわゆる誰でも通園制度のスマートフォンとか、そういったシステムです。これ国が総合支援システムとして政府が作成するんですけども、これも宮古島市は、これは国のシステムを使うのか、それとも独自に開発するのか、お答えできればお答えください。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午前11時53分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

総合支援システムについて、本市も利用する予定でございます。

◎上里　樹君

総合支援システムを管理する職員の確保が必要だというのが私の言いたいことなんです。けれども、今の財源措置では正規職員を確保できないのではないかという懸念です。そこら辺の検討は、協議していくという先ほど答弁ありましたけども、不可能だと思います。結局そうなると、様々な業務があるんですけども、保育の今までの定型的な業務に加えて、保護者に対する情報の提供、助言、支援、必要な家庭への対応、関係機関との日常的な連携の構築、医療的ケア児への対応、それを非正規雇用で行うのは、１人でね。不可能だと考えます。そうなると、定型的な業務が優先されることになって、この制度では最も支援の必要な子供や家庭に手が届かないという結果を招いてしまうのではないかと考えます。現行制度まで将来直接契約に及ぶのではないかと私は懸念するんですけども、この私の指摘に対してご見解をお伺いできれば。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、施設や職員の負担については、実施を検討する施設と実施に当たり、職員の配置や運営に係る費用等も含めた必要事項などを協議、確認しながら進めていきたいと考えております。

◎上里　樹君

次に、利用方式なんですけども、②です。月に10時間程度の利用上限があります。１日２時間程度を週１回、または１回５時間の預かりを月に２回といった単発の通園が想定されます。慣らし保育、いわゆる保育園で慣れるという、そういう保育もありません。子供の視点から、安心感を持って過ごす、そういう安全な保育が可能なような答弁ありましたけども、そういった安心感を持って過ごすには定期利用、今の自由利用と定期利用というメニューがありますけども、実施に当たっては、定期利用を基本に保育の中で学んで、給食を食べてお昼寝をするなどの日課をみんなと過ごす時間が必要だと考えます。見解を求めます。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

こども誰でも通園制度への見解についてですが、こども誰でも通園制度は子供が家庭にいるだけでは得られない様々な体験を通して、健やかな成長と社会性を育むことを目的としております。月に一定の利用時間の枠の中で、保護者の就労要件を問わず、柔軟に利用でき、毎月の定期利用を利用することにより、子供が場や人に慣れていくことで保育施設入所にもつながることが期待されております。利用時間については、まずは国の示す基準に沿ってスタートしていきたいと考えております。

◎上里　樹君

最後に、実施に当たって４点提案をしたいと思います。実施に当たっても、新たな制度ですから、保育士に新たな負担を強いるようなこども誰でも通園制度にならないようにしていただきたい。２点目に、面談、事前の情報収集、保育計画の作成、記録の作成等を勤務時間内でできるようにしていただきたい。３つ目に、2027年度までは10時間を下回る時間設定でも可能と聞いています。ですから、無理をしないようしていただければと思います。そして、４点目に、片手間でできる業務ではないと思います。この業務をこなすに当たって保育課に、今の子育て支援課ですね。誰でも通園制度の担当者を配置すべきだと考えます。以上、要望します。

次に、職員についてですけども、職員の処遇改善についてですが、昨年12月人事院が国の非常勤職員の病気休暇を10日間有給化するよう制度改正したことを受けて、総務省は国同様の見直しを自治体に求めています。県内11市で私調査しましたところ、10日間の有給化を既に実施していた３自治体に加えて、今年４月から実施した自治体が６自治体となっています。全県で９市10日間の有給化をしています。

そこで伺います。会計年度任用職員の休暇について、本市でも国に倣い、病休付与有給日数を総務省の求める見直しを受け、10日間に拡大すべきと考えます。見解を求めます。

◎議長（平良敏夫君）

少し休憩させてください。休憩します。

（休憩＝午前11時59分）

再開します。

（再開＝午前11時59分）

◎総務部長（上地俊暢君）

会計年度任用職員の病気休暇の付与についてお答えいたします。

本市の会計年度任用職員については、上里樹議員ご指摘のとおり現在１年間に最大３日の病気休暇が付与されております。有給でございます。会計年度任用職員の病気休暇については、上里樹議員ご提案のと

おり国や県と同様に、１年間に最大10日の有給休暇の、病休が付与できるよう取り組んでまいります。

◎上里　樹君

大変うれしい答弁いただきました。10日、有期任用職員、正規雇用の職員とはもうかなりの乖離がありますけども、それでもう10日間の拡充、本当にうれしいと思います。これいつから実施をするのかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

実施時期につきましては、規則等の改正作業もございますので、次年度当初から実施をしたいと考えております。

◎上里　樹君

次年度当初からという答弁でした。ほかの自治体も12月の国の通達に基づいて４月実施ですから、準備期間的には妥当かと考えます。ぜひ実現をよろしくお願いします。

次に、自衛官について伺います。自衛官の言動についてですが、自衛官による市民への恫喝について伺います。８月６日早朝、陸上自衛隊宮古島警備隊長兼宮古島駐屯地司令一等陸佐が抗議する市民に詰めより、恫喝するという事件が起きました。その事件に対する市長の見解を伺います。

（狩俣政作君、着席）

◎企画政策部長（石川博幸君）

本件に関しましては、８月19日にマスコミ各社を通しまして市長コメントを発表いたしております。訓練中に市民団体と宮古島駐屯地司令との間でのやり取りで、瞬間的に語気を強めた場面があったものと認識しております。抗議活動を含む市民の意見表明は、憲法に保障された表現の自由として尊重されるべきものであり、対話が感情的にならず、冷静かつ建設的な形で行われることが重要であると考えております。コメントでもお伝えしておりますとおり自衛隊の活動に関する市民の理解を深めるためにも、双方が感情的になることなく、市民への丁寧な説明と真摯な対応を取っていただくとともに、市民の皆様におかれましても冷静にご対応いただきたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

明確に力関係の違いがあるんです。一方は権力機関であって、一方は市民と。一方は鉄かぶとに戦闘服姿の権力、一方は無防備な市民です。拡声機を使ったということが強調され、早朝に非常識という印象操作がされていますが、周りの状況は人通りもなく、ホテルがあるといっても、いらぶ大橋海の駅の裏側の高台のホテルで、拡声機は伊良部の大橋の通路側に向けられており、拡声機を使用しているものの、穏やかな語り口で大声を張り上げた騒がしい音量でもありません。むしろ周辺を騒がしくしたのは、休憩中も駐車場でエンジンをかけっ放しのトラック２台、ジープ４台、エンジン音とさらに司令の大声のほうが乱暴で、拡声機の音量よりも大きく周辺を騒がしくしたと私は考えます。

次に、同司令は駐車場使用に当たって、宮古島市に電話で許可を取っていると話し、市民に対し許可を取ってこいと、許可という言葉を大声で７回も連発しました。威圧的に詰め寄りました。本市は自衛隊に対して、電話１本で許可を与えているんですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市では、公共施設を、自衛隊に対しまして、電話１本で許可を出すことはございません。これは、市民

などの施設を利用する方々に対しても同様でございます。

◎上里　樹君

ということは、司令はうそをついたことになります。それで、弁解をしていますけども、司令は拡声機使用の許可について許可を取ったのかと言っていると弁解しています。ちなみに、ハンドマイクの許可は必要ありません。

次に、それで自衛隊の司令という権力を持つ者が一般市民に対して正当な権利を妨害しました。市民らは、司令に対して間違った発言の撤回と謝罪を求めましたが、発言の撤回はいまだになく、謝罪と言える謝罪をしていません。間違った発言をすれば、誠意を持って謝罪すべきです。自分の非を認めず、責任があることも今後の改善策も示さない。この態度は看過できません。さらに驚いたのは、中谷元防衛大臣の記者会見での沖縄において、自衛隊の活動に対する過度な妨害行為が続いているという主張です。十分な丁寧な説明、これが宮古島への陸自配備でありませんでした。千代田の駐屯地では造らないと言った弾薬庫。その弾薬庫に入れないと言って運び込んだ中距離多目的誘導弾。謝罪して運び出したと言いますが、弾薬庫には当初の陸自最大級の危険度を示す第１軍のマーク、これが今でも掲示されたままになっています。敷地外訓練はしないと約束して敷地外訓練が行われる。さらに、保良地区では民家から200メートルの至近距離に弾薬庫が３基も建設された。住民の暮らしが脅かされている。このことに対して声を上げているのであり、それを行き過ぎ妨害と言うのは戦時中の非国民、国賊、これに通ずる発言であり、満身の怒りを込めて抗議します。

次に、新総合体育館について……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時08分）

再開します。

（再開＝午後零時09分）

先ほどの上里樹君の発言については、後刻音声データ等記録を調査の上、議長において適切な措置を取りますので、ご了承ください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほど自衛隊側が問合せしていないと誤解招くようなあれがありましたので、この件に関しましては本年７月中旬に自衛隊の関係者から問合せがございました。その際、訓練でいらぶ大橋海の駅と佐和田の浜のトイレを休憩等で使用したい旨の連絡がございました。依頼がございました。その際、市の担当職員から、海の駅のトイレにつきましては、訓練での休憩の使用時間帯は営業時間外でトイレが施錠されていること、また佐和田の浜につきましてはトイレの老朽化で使用不可であることを説明しております。

なお、占用に当たる利用ではないので、特に許可に係る申請は必要ないと判断し、対応しております。

◎上里　樹君

質問の時間が狂いましたけども、時間ありませんので、新総合体育館について伺います。

本市の建設する新総合体育館の地下シェルターは核攻撃対応になっていますか。

◎建設部長（下地睦子君）

総合体育館の地下は、平時は駐車場として使用し、有事の際に武力攻撃災害から市民の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅牢な避難施設として、特定臨時避難施設を整備する計画です。特定臨時避難施設は、内閣官房作成の特定臨時避難施設の技術ガイドラインにおいて、核攻撃は想定されておりませんので、核攻撃に対応した施設としては計画しておりません。

◎上里　樹君

時間が来ましたけども、そのようなシェルター建設は必要ないと。暮らしを圧迫するだけ、軍事費が膨れ上がって暮らしの予算が圧迫される。自治体負担を軽減するように幾ら市長が各省庁を回ってお願いをしても､結果的に暮らしの予算を圧迫することにつながることを指摘して質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問を終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時12分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎國仲昌二君

まずは宮古島方言で。ンーナ　ゾーカリ　ウラーンマ、皆さん、ご機嫌いかがですか。國仲昌二です。一般質問も残り２人となりました。ブガリーブガリ　ウズパズヤースガ、大変お疲れだとは思いますけれども、バガ　パナスーマイ　ツキフィーサマチヨー、私の質問にもお付き合いください。よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。１、市長の基本的な考え方についての１、市役所の職場風土について。頻発する不祥事についてですけれども、市内部での事務ミスが頻発しています。１月に嘉数登市長が就任してからだけでも、例えば伊良部児童館建設の繰越手続を失念して臨時会で市長が謝罪。し尿等処理施設工事で補助金返還の可能性もある重大な事務処理が発覚。年金データの二重計上で住民税の増額課税報道、市長が謝罪。市営住宅のシステム不備で家賃の未徴収、これも建設部長らが謝罪。国の地方創生臨時交付金の算定ミスで3,270万円を一般財源から持ち出し、市長が謝罪。下水道料金が過去５年間で計143件の未徴収が確認されたということで環境衛生局長が謝罪。僅か７か月でこれだけの重大なミスが頻発しております。なぜこれだけ事務ミスが頻発するのか市長の見解をお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

不適切な事務処理が連続していることについてお答えいたします。

不適切な事務処理により､市民の信頼を損なう結果になっていることを非常に重く受け止めております。問題の原因究明をし、再発防止に向けた対策を講じ、市民の安心と信頼の回復に全力で努めてまいりたい

と考えております。

◎國仲昌二君

今の答弁では、具体的にどういうふうにするかというのが答弁がなかったんですけども、これまで再発防止策として緊張感を持つ、あるいはいわゆる報連相を徹底する、チェック体制の強化、手順書の再確認、職員研修の強化ということを繰り返し述べてきましたが、全く効果がないと言わざるを得ません。私は、もっと根本的なところに原因があると考えております。

そこで、次の質問、イのハインリッヒの法則と不祥事の根絶に移ります。ハインリッヒの法則とは、１件の重大事故の背景には29件の軽微な事故、そして300件のヒヤリ・ハット、冷やりとしたり、はっとしたりすることですね。が存在すると言います。労働災害に関する経験則ですけれども、私はこの頻発する事務ミス等の背景がまさにハインリッヒの法則ではないかと考えます。今定例会の決算審議でも事務ミスが発覚しました。振り込む口座番号を間違えて、延滞金が１万5,000円程度発生しているというもの、それから給与の過大支給が３件あったこと。これは、返還金として市に戻っていますけれども、もしかしたら気づいていない過大支給がほかにあるのではと不安になってしまいます。また、午前中の山下誠議員への答弁で、３月に起きた事案を８月に発表しているのもその表れではないかと思います。私が先ほど新聞報道などの６件の事務ミスを指摘しましたが、これをハインリッヒの法則に当てはめるとその背景に軽微な事務ミスが174件あって、ヒヤリ・ハットは1,800件あることになります。市民からも農業関係のミスが多いという声を聞きました。実は市内部で軽微な事務ミスを確認していながら見過ごしているのではないか、そのことが重大な事務ミスにつながっているのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

頻発する事務ミス、それからハインリッヒの法則と不祥事の根絶についてお答えいたします。

ハインリッヒの法則は、安全管理の重要性を理解し、職場環境をより安全にするための基礎的な理論ですが、これ事務作業にも応用できると考えております。日常的なリスクやミスを軽視せずに対応することで、重大なミスの予防につなげることができると考えております。職員一人一人が小さな問題を放置することが重大な問題につながるという意識が持てるよう啓発を行い、組織全体の倫理向上に努めてまいります。

◎國仲昌二君

それでは、次移ります。②です。市職員の全体の奉仕者としての自覚についてということで、アです。市民が公共施設の借用申請をしたところ、職員から自衛隊に反対との記者会見には施設は貸せないという発言があったということですけれども、まずこれ事実かどうかを確認したいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

事実です。

◎國仲昌二君

こうした職員の市民に対する発言ということは、これ市の教育委員会としての判断だと受け止めてよろしいですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

許可に関しましては、中央公民館長の判断で行っております。

◎國仲昌二君

あと１点確認します。同じ時期に同じ施設で元陸上自衛隊西部方面総監が自衛隊等の駐屯こそが沖縄の抑止力という講演会が開催されたということを聞きましたけれども、これ事実でしょうか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

事実です。

◎國仲昌二君

これは、明らかに差別ではないですか。憲法第15条第２項は、全ての公務員は全体の奉仕者であると規定されており、解説によると全体の奉仕者とは、全ての人たちのために平等かつ公平に行政サービスを提供することだということです。今回の対応、明らかに憲法違反しているのではないですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

公民館の使用に関しましては、これまでも広く一般市民に呼びかけて行う報告会や講演会等については使用の許可の対象として認めております。今回市民団体が特定の主義主張を表明する記者会見につきましては政治活動と判断し、当初不許可といたしましたが、根拠となる法令等を改めて精査し、許可としております。現在公民館の使用許可に関する取扱いについて、政治的活動等を含め、対応をどのように判断するかといった明確な基準が定められていないことから生じたことだと考えております。今後このような誤解や不公平感を招くことのないよう、早急に使用許可に関する取扱基準を明確に定め、職員に周知徹底を図ってまいります。あわせて、中立かつ公正な立場で市民の皆様への丁寧な対応を心がけてまいります。市民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、誠に申し訳ありませんでした。

◎國仲昌二君

これは、私は使用許可を出す、出さないの問題ではなくて、いわゆる全体の奉仕者という意識が薄いのではないかと思います。宮古島市では職員採用の際に、宮古島市職員の服務の宣誓に関する条例に定める全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますという宣誓書を提出します。今回の対応を見ると、この宣誓に込められた全体の奉仕者という認識が不十分ではないかというふうに考えます。全体の奉仕者としての認識、自覚を市役所全体に徹底すべきだと考えますが、市長の考えを伺います。

◎副市長（砂川　朗君）

地方公務員であります市職員は、地方公務員法の規定により服務宣誓の義務が課せられております。職員の服務上の義務は、この宣誓することによって生じるものではなく、職員として採用されたことによって当然に生じるものであり、宣誓は義務を負うことを再確認するものというふうに考えております。個々の職員も全体の奉仕者であることは認識しているところでございますが、再認識させるため、周知してまいりたいと思います。

◎國仲昌二君

ぜひ市民に向き合う姿勢、全体の奉仕者であるという自覚をしっかりと再認識していただくようお願いします。

次、２行きます。先島住民の島外避難についてということで、①、石垣市での意見交換会で、市民が避難せずに石垣市で一生を終わりたいというような発言をしたことに対して、中山義隆石垣市長が残る人がいたら市の職員が残らないといけないので、全員避難していただくという旨述べたというような報道があ

りました。これを聞くと、まるで島外避難は強制であるかのような印象を受けますけれども、この件について市長のお考えをお聞かせください。

◎総務部長（上地俊暢君）

先島住民の島外避難についてでございます。住民の避難が強制かどうかというところだと思います。国民保護における避難の措置については、国民保護法第54条、避難の指示により法的な義務は生じるものとされておりますが、同法第５条、基本的人権の尊重により、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないと定めていることから、強制的に避難させることはないものと考えております。

◎國仲昌二君

強制ではないということですけれども、これ前回の定例会でも私質問しましたが、国民保護法では強制ではない。ただ、地方自治法の指示権というのが出ているというふうに指摘しましたけれども、この地方自治法の指示権についてはどうなんでしょうか。伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

先ほど申し上げたとおり法的な義務は生じるという考えでございますが、憲法で保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないというところで、強制はできないという考えになっております。

◎國仲昌二君

強制ではないということです。確認したいと思います。

次、３番の陸上自衛隊宮古島駐屯地司令が市民に対して恫喝したということについてですけれども、これは先ほど上里樹議員に答弁をしておりますので、答弁は求めませんけれども、ただ今回の恫喝というのは自衛隊の訓練に賛成か反対かということではなくて、やはり問題は権力を持った側が一般市民に対して恫喝したということ、ここが非常に問題だと思うんです。これは、自衛隊員であろうが、あるいはほかの立場の人であろうが、権力を持った人が権力を持たない人に対して恫喝するということは許されないということだと思います。これＳＮＳで動画がいろいろ広がっているということで、その動画を見た市民が宮古島の自衛隊が宮古島市民をいかに見下しているいるのかが分かったと話しているの聞いて、とても残念に思いました。宮古島にいる自衛隊員の多くは、地域の行事にも参加して協力していくなど、住民との交流をしております。そういった自衛隊員を指導監督する立場の司令が一市民を恫喝するということは何事かという、そういう思いです。いろいろ感情的なこともあるかもしれませんけれども、司令にはやはり自らの立場を踏まえて、しっかりと反省していただきたいというふうに思います。

次行きます。次、市民との情報共有については、これも答弁いただいていますので、割愛したいと思います。

それから、５番、近年指摘されている住居不足、家賃高騰についても先日答弁をいただいておりますので、これも割愛しますけれども、ただこの住居不足、家賃高騰というのは、嘉数登市長も答弁していましたけども、大変広範囲にわたって要因が絡み合って、非常に難しい対応だなと思っておりますので、全庁を挙げたプロジェクトチームを立ち上げて、あらゆる立場から、市長も政策はフル稼働ということも話していましたので、課題解決に取り組むよう要望したいと思います。これについては答弁は要りません。

次は地下水保全についてです。地下水保全については、地下水保全対策プロジェクトチームというのを立ち上げて、これからしっかり取り組んでいくという答弁がありましたので、このプロジェクトチームに

ついては答弁要りませんけれども、ただこのプロジェクトチーム、ぜひ専門家あるいは市民団体、そういったところの意見交換を行って、市民への情報提供をしっかりしながら進めてもらいたいというふうに要望します。

２番行きます。２番は、高機能活性炭浄水設備等高度浄水処理施設の設置ですけども、私も伊丹市を視察してきました。話を聞くと、確かに導入費用は多額であるということですけれども、ただ給水人口が約20万人で１日の配水量が5.5トンという伊丹市と、給水人口が5.5万人、１日の配水量が2.6トンという宮古島市では規模が全く違います。また、伊丹市の場合は浄水場の施設配置を大きく改造したということで、多額の費用を要したということもありました。ですから、宮古島市と伊丹市の導入費用、単純に比較できません。ですから、早めにプロジェクトチームあたりで導入経費を算定して、市民に示して議論を進めていただきたいと思うんですけれども、これについて答弁をお願いします。

◎水道部長（砂川　勤君）

今後のスケジュールということで、まず高機能活性炭浄水設備等高度浄水処理施設の設置につきましては、先月設置されました地下水保全対策プロジェクトチームの中で検証を行ってまいります。施設の設備についてでございました。現段階の濃度の除去は、どの程度の性能の施設規模が必要か、また浄水場に整備する際の敷地の確保、あるいは配置、管路の新設、増設など概算で予算額を算出しなければなりません。今後先ほど申しましたプロジェクトチームの中で検証、資料収集しながら協議していきたいと考えております。

◎國仲昌二君

伊丹市でもこの話が持ち上がってから事業の実証実験というんですか、それから導入まで10年程度かかっているんです。ですから、宮古島市でも急いでプロジェクトチームでまた検証を進めていただきたいというふうに思います。

次、オーガニックビレッジ、地域ぐるみの有機農業推進についてということで、オーガニックビレッジとは、答弁にもありましたけれども、国のみどりの食料システム戦略に基づいて有機農業を地域全体で推進していく地域ぐるみのモデル地区だというようなことですけれども、まず地域で有機農業実施計画を策定するということになっておりますけれども、そこで伺いますけれども、有機農業実施計画策定等取組状況について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

生産から消費まで一貫して有機農業を推進するオーガニックビレッジの創出でありますが、本市でも国が進めるみどりの食料システム戦略と連動した取組を進めていくために、令和６年からこの取組を希望する農家と沖縄県、ＪＡ等と有機栽培に向けた意見交換会を行っております。拠点創出には化学肥料を使わない有機栽培圃場区の特定地域の設定、有機農業実施計画が必要となることから、本市の現状として化学肥料や農薬を使用した慣行栽培が主流のため、病害虫防除や収量の減への懸念があり、農家への理解を求めるのは難しいとの意見があります。現時点ではオーガニックビレッジの本市の宣言は難しいと考えております。まずはそういった懸念を払拭するため、有機栽培への理解を深める取組を行っていくことが重要になると考えております。

◎國仲昌二君

有機農業実施計画策定の取組はどういうふうになっています。

◎農林水産部長（下地貴之君）

一部答弁重複しますけれども、まず化学肥料や農薬を使用した慣行栽培が主流でありますので、農家の懸念として病害虫防除、それから収量の減という懸念がある。これを払拭するために、まずは意見交換会等で今後の有機栽培への理解を深める取組が必要だと考えております。

◎國仲昌二君

私は、先日農業振興の観点を踏まえた地下水保全について、環境イコール農業という同じ方向性を持って議論を進めていくことが重要という答弁を聞いたので、オーガニックビレッジについては前向きになっているなということで喜んでいたんですけど、６月定例会でも同じようにオーガニックビレッジ宣言はハードルが高いと認識しているという答弁で、私前進したかなと思ったんですけど、全くではオーガニックビレッジ宣言についてはやはり依然としてハードルが高いということなんですか。市長、市長は市長選挙のときのウーマンズミーティングでもオーガニックビレッジを進めるというような発言をしています。今農林水産部長が答弁したように、なかなか転換するというのは難しいかもしれないんですけども、ただハードルが高いということだけで言ってしまうと、なかなか国の進めているみどりの食料システム戦略の方向性とも合わないと思うんです。その辺についてはどう考えているのか、市長の考えをお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど農林水産部長が答弁したのは現況なかなか厳しいという話をさせていただいたかと思いますけども、有機農法、これまさしくこれからの方向性ということで、追求していかないといけないというふうに思っておりますので、オーガニックビレッジについても確かにハードルが高くても、市として目指していくべきであろうというふうに思っております。

それから、食の安全という観点からは、これまでもオーガニックもそうですけども、トレーサビリティーというようなこともずっと言われておりました。製品、生産物の生産から流通から消費まで、きちっとその経路を追っかけていきましょう、結果として農薬が使用されているかどうか、どこで作られているのか、これ誰が生産したのかというような情報を消費者に提供することによって、なぜ有機農法がこれだけ支持されているかというと、やはり健康とかそういったものは何物にも代え難いということがあって、それは消費者自らが選択できる、確認できる農法である、仕組みであるというところが私は非常に評価されていると思っておりますので、ぜひ目指していきたいというのと、あとやはりヨーロッパもそうですけども、アメリカもそうですけども、一般のスーパーでももう全然違うんです。有機農法で作っている農産物とそうではない農産物、もう全く価格帯が違う。それだけ農家の収益性という観点からもやはり目指していくべきだというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎國仲昌二君

ぜひ国のみどりの食料システム戦略というのに基づいて、2050年までに国内の農地の25％を有機農業に転換するという目標があるという取組ですので、ぜひハードルが高いではあるはずですけれども、しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

次、順番を変えて、６番の火葬場についてから質問したいと思いますので、よろしくお願いします。火

葬場について現在の利用状況についてということで、ただこれについては事前に資料を頂きましたので、①は割愛して２のほう、白鳥苑のほうについて伺いますけれども、皆さんから頂いた資料を見ますと令和６年度の白鳥苑の火葬件数が極端に少ない状況にあります。市斎苑では件数が多過ぎて、１週間も待たされたというようなことも聞いておりますけれども、なぜこうした状況なのかというのを説明をお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

火葬場の件についてお答えいたします。ポイント２つあるかと思うんですが、１つは火葬待ちが宮古島市斎苑のほうで発生したということと、もう一点は白鳥苑の利用状況がなぜこれほど少ないかという２点になるかと思います。

まず、件数についてはもう既にご存じだということなので、あれですけども、まず宮古島斎苑のほうで火葬待ちが発生したという件についてです。今年３日ほどの火葬待ちが２か月に１回程度発生していまして、國仲昌二議員ご指摘の６日間の火葬待ちが８月下旬、８月21日から９月１日にかけて発生いたしました。この発生した原因は、１つはたまたまお亡くなりになった方が多かったということです。

それから、２つ目の要因としましては、旧盆の前、旧盆は今年は９月頭に来ましたけども、旧盆の前で改葬ということで、改めて火葬したいという件数が多かったということ、それから火葬炉の保守点検、これが８月21、22日にあったということで、これらが集中して宮古島斎苑のほうに来たということで、火葬待ちが発生いたしました。これについては、まず１つは火葬炉の保守点検、これが旧盆の前にかからないようにということで、今後は改めたいと思います。それから、改葬のほうにつきましては、なるべく利用者の希望に沿うようにしたいとは思うんですけれども、可能であれば、集中するようなときには白鳥苑のほう使っていただきたいというふうに今ご案内しているところです。

それから、あともう一点、白鳥苑のほうなんですけども、こちらのほうは極端に件数が少ないということですが、令和６年度では修繕作業で10か月ほどを閉めていた時期がありまして、そのために件数が極端に少なくなっておりました。ただ、利用者の希望に沿うように、利用者が白鳥苑を使いたいということであれば白鳥苑を利用していただく、宮古島斎苑を使いたいということならそっちのほう使用していただくということで運用しておりまして、現在指定管理者のほうでも再度確認しましたところ、指定管理者が白鳥苑の使用を制限させるというようなこと行っていないというようなことでありましたけども､念のため、そういうことがないような運営を念押ししておいた次第でございます。

◎國仲昌二君

確認しますけれども、令和６年度10か月ほど修繕をしていたということですけども、現在白鳥苑は使用可能だということでよろしいんでしょうか。そして、利用者が希望すれば市斎苑も白鳥苑も利用可能ということでよろしいか……

◎議長（平良敏夫君）

一問一答でお願いします。

◎國仲昌二君

はい。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

白鳥苑は現在利用可能で、利用者が希望すれば、いつでも使える状態になっております。

◎國仲昌二君

実は白鳥苑、伊良部地域の皆さんが何で使えないのかということで、使えないという誤解をしていたようですので、この答弁を聞いて伊良部地域の皆さん、誤解していた方たちも安堵していると思います。要するに両方とも希望すれば使えるということですね。ありがとうございます。

次に、７番行きます。児童生徒選手派遣補助金について。補助対象となる派遣について、近年宮古島市でも児童生徒の愛好者が増えているチアダンス、新体操、ブレークダンスなどについて補助対象となるかどうかを伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

ご質問の選手派遣の部分の中のチアダンス、新体操、ブレークダンスなどについての補助対象ということです。聞き取りの中でもチアダンスの競技は、市内では活動人口が少ないんだけど、徐々に増えてきているということを聞き取りも受けております。このチアダンス、新体操、ブレークダンスの競技についても県内派遣については補助対象としております。

◎國仲昌二君

なかなか新しいスポーツというのは県内での大会がないということで、そういった大会派遣はどうしても本土のほうになるということで、なかなか派遣補助は難しいというようなことも聞いておりますけれども、ただやはり例えばチアダンスなども60名を超える子供たちが参加しているということもありますので、市としても新しい時代に沿った派遣補助の在り方をまた研究していただければなというふうに思います。

次、８番の認可地縁団体についてということで、１の認可地縁団体の認可取消しについてです。認可された地縁団体に対して市民から具体的証拠が複数提出されて、再調査を求めていますけれども、市は監督責任がないとして調査を回避しているということですけれども、それについて伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

認可地縁団体の認可取消しについてお答えいたします。

市民から、ある地縁団体の認可申請手続につきまして、地方自治法第260条の２第14項に定められている認可の取消しに当たるという旨の主張が寄せられております。この主張の内容につきまして、当該地縁団体の会長に確認をしているところでございます。申請の内容に虚偽は一切ないとの回答であったことから、現在双方の主張が対立している状況になっております。市としましては、顧問弁護士等に内容の確認を行っているところです。顧問弁護士からは、地縁団体とは認可を受けるかどうかにかかわらず、住民が自主的に組織して活動する団体であることから、市町村は認可地縁団体を監督する権限は有しないものであり、関与については必要最小限にとどめるべきであると同時に、現状は当該地縁団体内部の紛争状態であることから、直ちに認可を取り消すことはできないと解されるとの回答をいただいております。顧問弁護士の回答を踏まえまして、市としましては市による介入調査は不適当であり、認可の取消し処分につきましても現時点においては難しいと考えております。

◎國仲昌二君

今監督責任という言葉が出てきましたけれども、私はこれ調査の責任の問題だと考えております。先ほど答弁にありましたように、地方自治法第260条の２第14項では不正の手段により第１項の認可を受けたと

きは、その認可を取り消すことができる。また、大阪高裁でも虚偽の主張に基づく認可申請であるときは、たとえほかの要件を満たしていても、認可をしてはならないという判決もあります。市民が具体的証拠を複数提出して再調査を求めているのであれば、調査すべきだと思うんですが、再度考えを伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

市として調査をして、取消しができるかというところであると思います。その不正な手段であることが市で判断できるかということでございますけど、この件についても顧問弁護士に助言をいただいております。市町村長は、認可地縁団体に対する公的関与をできるだけ少なくすることが適当であると解されており、地縁団体内部の紛争に対して直ちに代表者、構成員、または第三者が詐欺等、不正な手段によって認定を受けた場合と認定して、認可を取り消すことはできないと解されるとの見解が示されております。

◎國仲昌二君

確かに団体内部の問題であって、関与することは難しいということもあるかもしれませんけれども、ただ地方自治法の趣旨や大阪高裁の判決の趣旨を鑑みれば、調査を求める市民にもっと前向きに向き合ってもらえたらなというふうに思います。

次、戻りまして、３の農業行政についてに行きます。農業基盤整備促進事業、竹アラ地区についてですけれども、竹アラ地区の計画変更についてはもう対象農家の３分の２以上が同意しているという報道もありました。答弁もありましたが、早めの事業執行をお願いしたいと思いますけれども、ただ私はまだ疑問点がありますので、質問していきたいと思います。

まず、６月定例会で提案された計画変更の概要の中、現計画の総事業費が当初計画から変更があった６億3,100万円ではないかと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

竹アラ地区の事業費でございます。國仲昌二議員ご指摘のとおり事業費は６億3,145万8,000円でございます。

◎國仲昌二君

私がなぜこれを質問したかというと、去年の９月定例会で６億3,100万円というのが答弁で出てきたんで、これを質問したんですけれども、ただ６月定例会に出てきた計画変更概要では現計画の総事業費５億4,200万円となっていますけれども、これはどういうことでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

６月定例会で提出した計画変更の、これは令和２年事業採択時の事業費５億4,200万円を記載しております。その後令和５年度で県と調整の上、8,945万8,000円の増額を行っておりますが、これは事業費の10%以内の増ということで、あくまでも軽微な変更として捉えているところでございます。

◎國仲昌二君

ということは、この計画変更概要、この現計画というのは６億3,100万円というのは現れないということになりますか。となるとちょっとおかしくなりませんか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

あくまでも議案として提案した当初５億4,200万円を記載しておりますけれども、これにつきましては県との調整の上で作成しておりますので、適正であると考えております。

◎國仲昌二君

県と調整して現計画５億4,200万円。でも、６億3,100万円も県と調整したんですよね。去年の９月の答弁も変更の全体事業費が６億3,100万円となっていますという答弁になっているんですけど、なぜこれが現れないんですか、この計画に。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議会議決を要するものが10％以上の増減がある場合ですので、この8,945万8,000円につきましては、あくまでも人件費等の増による自然増が含まれておりますので、事業費の10％以内という解釈です。なので、議案のほうの計画変更には当初の５億4,200万円を記載しているところです。

◎國仲昌二君

それでは、私の手元に令和７年度予算要求資料というのがあるんですけれども、これだと６億3,145万8,000円となっていますけども、この要求資料の位置づけというのはこれどういうふうになりますか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時15分）

再開します。

（再開＝午後２時16分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

今手元に資料がございませんけれども、あくまでも６月の議案の計画変更のものは、当初の５億4,200万円プラスの３億300万円ということで、現時点での総事業費は８億4,500万円となっております。

◎國仲昌二君

では、次行きます。②です。これ泥岩というんですか、クチャが大量に出土したということですけれども、この処分はどうなっているんでしょうか。伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現現場から出た泥岩、クチャです。クチャにつきましては、工事の施工に際して受益農家からクチャを赤土に入れ替えてほしいとの要望があったことから、クチャを搬出し、赤土を搬入しております。この場合クチャは畑から地区外に搬出するため、建設発生土としての取扱いになります。建設発生土は資源として再利用されることが奨励されており、原則として現場内での再利用やほかの地区での利用が優先されます。ただし、現場内での再利用が難しい場合は、発注者の責任により現場から外へ搬出し、適正な方法で処分する必要があります。今回の搬出したクチャについては、下地嘉手苅の市の所有するヤードとツノジのヤードに保管しております。また、一部は個人の畑にも運搬しております。この個人の畑については、市のヤードの容量がいっぱいになったことから、受入先を探したところ、現場近くの個人の受入れ可能であった畑に運搬したところでございます。

◎國仲昌二君

皆さんの説明会のときの資料によりますと、搬出運搬したクチャは３万立方メートルを超えています。10トントラックで運ぶ量は、最近では重量規制が厳しいということで、７トン積みだと言いますけども、

それで計算してみると10トントラックが4,000台を超えるということになります。こんな大量のクチャが保管されているけど、その地域の皆さんは見たことがないと言っていますけども、これ今でも保管されていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先日の説明会の際に確認しましたけども、現在でも保管されているということを聞いております。

◎國仲昌二君

分かりました。

次行きます。③です。竹アラ地区の受益者負担金について、宮古島市土地改良事業分担金徴収条例の市長は天災、その他の特別な事情がある場合に限り免除することができるという条文を適用して全額免除とするとしていますけれども、この竹アラ地区の特別な事情というのは何でしょうか。伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

竹アラ地区の特別な事情でございます。竹アラ地区は、地下水位が高く、降雨後に水が浸透せず、工期の延長を行ったこと、排水不良の解消に時間を要したため、これはもう２年、３年ぐらい植付けができないということがございました。受益農家への農地の引渡しが大幅に遅れたことを特別の事情と考慮しております。

◎國仲昌二君

分かりました。

では、次行きます。次はし尿等処理施設についてです。し尿等処理施設については私情報開示請求をして、回答をたくさんいただきました。その中から幾つか質問の前に指摘をしたいと思います。まず、ＯＡフロア手直し工事の誓約書ですけれども、これ地元マスコミが報道した時点では日付は令和７年４月８日になっていましたけれども、私が開示請求して出てきた日付は令和７年３月31日となっていました。これは、検査調書の日付と同じです。つまり検査調書作成時には工事完了を令和７年６月27日に見込んでいたことになります。これまでの皆さんの答弁、合格通知を交付した当時、手直し工事は供用開始までには完了すると見込んでいたという答弁はうそだったということになりませんか。

次に、試運転です。供用開始がなぜ４月18日にずれ込んだかということについて、担当課は……

◎議長（平良敏夫君）

一問一答で……

◎國仲昌二君

今私見を述べています。

◎議長（平良敏夫君）

どうも失礼しました。

◎國仲昌二君

はい。試運転と運転指導を行うため、ずれ込んだということを口頭で説明していましたけれども、私の一般質問の答弁では、試運転は３月18日から３月31日まで行ったというふうになっていました。ところが、し尿等処理施設スケジュールによると３月31日から４月10日までプラント電気システム調整、４月10日から４月17日までプラント機械システム調整となっております。これも議会での答弁と矛盾します。さらに、

入札時に提出されているプラント電気の内訳書、なぜか２種類の様式が提出されており、そのうちの１つはプラント機械の内訳書の様式と全く一緒です。つまりプラント機械の受注者がプラント電気の内訳書を作成して提出したことになるんでしょうか。これも実におかしなことです。し尿等処理施設については既に工事は終了していますので、この件について今さら答弁を求めませんけれども、非常におかしな点、矛盾点が多々あるということを指摘して質問に入ります。

１、し尿等処理施設への搬入制限について。①、搬入業者から搬入が制限されているという声がありました。貯留槽の未設置が原因という声もありますけれども、原因は何なのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

し尿等処理施設の搬入制限についてお答えいたします。

し尿等処理施設の運用状況を管理を委託している業者に確認しましたところ、受入れ量が１日70キロリットルを超えた日が７月に２日、６月と８月に５日間あり、その際に施設の運転管理を受託している業者の担当者が搬入を断ったケースがあったというふうに聞いております。なぜこういうようなことになったかという理由でございますが、ちょっと長くなりますが、お聞きください。

し尿等処理施設は、基本スペックとして１日当たりの処理能力を70キロリットルというふうにしておりますが、これは毎日70キロリットルの搬入がされているのなら別ですけども、現状では平均的には60キロ前後の量が搬入されております。この状態でその日70キロリットルに達したからといって、直ちに受入れを制限する必要はございません。バキュームカーから排出されたし尿等は、まず最初に受入れ槽に入ります。受入れ槽は、そこに長時間置いておきますと、し尿の混ざったようなスカム、沈殿物が下に堆積して管路を閉塞させてしまうということがございますので、受入れ次第順次破砕と夾雑物の除去を行っておりますが、それを行った後、一旦中継槽というところに入ります。この中継槽は、容量が238.4キロリットルございます。ここで脱水処理を行う前、一旦ここで貯留するんですけども、この中継量が最大３日分程度の容量がありますので、ここでその日の１日１日の搬入量の変動をカバーすることできますので、管理業者のほうには１日の受入れ可能量が70キロリットルまでという誤認があったようでしたので、こちらのほうから指示しまして、利用者の利便性を確保するため、１日70キロリットルを超えたからといって直ちに受入れの制限をすることなく、中継槽での容量を見ながら、順次受入れをするように指示をいたしております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時26分）

再開します。

（再開＝午後２時27分）

◎國仲昌二君

情報開示請求の回答に、今中継槽というのが出てきたんですけども、理論上３日間の貯留が可能と回答しています。理論上ではなくて、実際にこの中継槽は３日分の貯留が可能ですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

可能であります。

◎國仲昌二君

現場を視察したときに、管理業者が中継槽がある一定の量を超えるとアラームと鳴るということでした。このアラームは、３日分貯留が可能というところでアラームが設定されるということは、かなり低い設定だと思うんですが、これは中継槽のアラームの設定は変更できるんでしょうか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

大変申し訳ないんですが、今のアラームの件は私のほうは聞いておりませんので、中継槽のほうは３日分容量ありますので、それがアラームが鳴るということは多分あり得ないか、設定ミスではないかと思われます。

◎國仲昌二君

現在脱水機は同時運転しているのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

脱水機は２機同時運転しているそうです。

◎國仲昌二君

ということは、同時運転であれば１台70キロリットルで、１日140キロリットルの受入れも可能ということでよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

し尿等処理施設においては、脱水機性能としてはそういうことになりますが、その後下水処理場のＯＤ槽への導入がありますので、実際それぐらいのオペレーションが可能かどうかは改めて検討する必要がございます。

◎國仲昌二君

希釈倍率について伺います。

当初計画で用いられた水質の数値が稼働後の数値と比較して３倍以上、脱水後の水質では10倍以上となっていますけれども、計画が過大ではないのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

計画が過大ではないかという指摘でございますが、この下水道の基本計画に際してあらかじめ実測を行っております。実測は住宅アパートや商業施設等から10サンプリングして、そこからデータを導き出しておりますので、現在はたまたま低いという数字が出ていますが、計画では安全性を見て少し高めを設定しておりますので、計画が過大だというふうに考えておりません。

◎國仲昌二君

実はＢＯＤの基準値、宮古島市もそうですけれども、旧施設600ミリグラムパーリットルです。これは、ほとんどの自治体でも用いています。それがこの計画で180ミリグラムパーリットルになっているということで、これが結局希釈の25倍という数値を出しているんです。この180ミリグラムパーリットルとした根拠を伺います。

◎議長（平良敏夫君）

短くお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

600ミリグラムパーリットルはご指摘のとおりでございますが、これは下水道法に示す上限値でございます。180ミリグラムパーリットルは当時計画した段階での下水道処理施設、こちらのほうの濃度に準じて行っています。これは、極端に水質の異なるものを入れると施設のオペレーションに支障を与えるということから、その数字を採用しております。

◎國仲昌二君

これで私の一般質問終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

今定例会最後の質問者となりました。個人的には今定例会で私の一般質問は最後になります。これまでも上地廣敏議員が取り上げていたように、市民の声、地域の声を聞いて議会で質問してまいりました。その中で、当局の答弁でもど真ん中のストライクもありましたが、たまには変化球、カーブが来たり、たまには暴投的な答弁もあったかなというふうに思っております。そういう意味では非常に懐かしいなというふうに考えております。また、この庁舎です。市長いつ開庁したか分かりますか。令和３年１月４日なんです。開庁式がありました。私は議長として、市長もちろん、国や県の関係機関の皆様と一緒になって、入り口のテープカットもさせていただきました。その後の式典での挨拶もありました。非常に思い出に残っております。

それでは、質問に入ります。沖縄県が導入予定の宿泊税については、開会中の県議会で今月18日、宿泊税条例を全会一致で可決、2026年度導入を目指す、宿泊料の２％、定率制を採用とありました。マスコミ等でもありましたので、この事業内容については答弁は要りません。

次の本市における宿泊税導入後の利活用について、具体的内容あれば説明をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

宿泊税の使途については、大きな枠組みとしまして、１つ目に受入れ態勢の充実、強化、２つ目に環境及び景観の保全、３つ目に文化芸術、スポーツ振興、４つ目に持続可能な観光の推進の枠組みを中心に議論を進めてまいります。まだ検討中の段階ではございますが、具体的には本市で実施している観光客アンケートの結果も踏まえまして、受入れ態勢の充実として観光地のトイレの改修及び維持管理、観光地案内板の多言語化を含めた整備の実施など、環境及び景観の保全として観光地周辺道路や駐車場の美化など、文化芸術、スポーツ振興として歴史、伝統文化芸能等を活用した観光コンテンツの造成やスポーツ合宿の支援など、持続可能な観光の推進としてはサステーナブルツーリズムの普及促進、安心、安全な観光地づくりのための事業等に活用していきたいと考えております。今私４本柱を示させていただきましたけども、市民、それから事業者の間にも大きな期待があろうかと思っていますので、丁寧にこれは議論していく必要があるというふうに考えております。

◎山里雅彦君

市長、今定例会においても多くの議員の皆さんが本事業に対してできるであろう事例が多々ありました。ちょっと紹介したいと思います。質問初日の下地信男議員のファミリーマート宮古下地店前から宮古島市

消防団下地詰所までの沿道整備、それから西里芳明議員の城辺332号線の除去作業、砂川和也議員の街路樹清掃予算の件、また上地堅司議員の街路樹対策、友利光徳議員もありました。保良学童線の雑草対策、富浜靖雄議員の大型バス路線の街路樹対策、平良和彦議員の城辺線の街路作業、そのほかにも細かいの結構あったんです。また、オーバーツーリズムとして、観光客が増加すると市民の生活、暮らし、日常生活にも多くの影響があります。物が高くなると、必然的に物価高騰問題が発生します。そして、ごみ問題、交通渋滞、レンタカー等が増加すると、観光地の駐車場等が足りなくなります。下地信男議員からもウインディまいばまの話等もありました。駐車場問題にしても、伊良部渡口の浜の駐車場、それから砂山も足りません。パイナガマビーチも足りません。それから、下地島の17エンド等、そのほかにも数多くあります。ぜひ市長、この事業、自治体のこれまでの予算では手が届かない、対応できない部分あると思いますので、これについてはぜひ対応よろしくお願いしたいと思います。答弁はいいです。

次に、国の物価対策事業について、臨時交付金請求漏れ3,270万円については、先ほどの國仲昌二議員をはじめ、これまで多くの議員の皆さんも質問取り上げておりますが、確認しながら取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

再発防止、確認体制の強化の面でも事実を確かめて認識することが重要だと思います。市長が言うチェック体制を強化する面でもなぜ今回この自体が発生したのか。入り口がなければ出口はないんです、市長。午前中の答弁でも積算数値の取り違い等がありましたとありました。なぜ、だからそうなったのか。どの時点、どのような形でというのは分かりません。これを事実確認、検証することについて未然防止等もあると思いますが、この検証について市長の見解を少し聞かせてください。よろしくお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の3,270万5,000円の請求漏れの検証についてでございます。今後今請求漏れにつきまして、財政課を中心に検証作業を進めていく予定をしております。請求漏れが起こった要因としまして、予算上の要因が挙げられておりますので、予算上の要因につきまして、また実施体制の要因につきましても踏まえて検証作業を行って、より確実な再発防止策を構築していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

ここに市長が先月緊急会見した記事が載っている地元紙があります。少し紹介します。3,270万円一般財源で補填、嘉数登市長が会見で謝罪とあります。嘉数登市長は、市の財政に負担をかける事態を招いたことは、行政に対する信頼を揺るがすもの、大変重く受け止めているということであります。同問題が発覚したのは３月17日、支給額に対して収入額が不足していたことから、生活福祉課の担当者が誤りに気づいたということであります。

私がなぜ検証について取り上げたかというのは、この今回の件、市に不利益、市の財政に負担をかけたとして、この問題に対して関係職員の皆さんも文書による訓告がありました。行政は継続であります。今回のこの処分に対して、処分する際にはその処分の理由を明確に提示しなければならないと私は思っております。まず、その点についてどう考えているのか少し聞かせてください。

◎副市長（砂川　朗君）

今回の交付金のほうの減額があったということについての事務ミスについてでございますが、職員の処

分については不適切な事務処理の事実確認を行い、補助金の申請不足額、関係する職員、またミスに至った経緯など、主な内容を基に懲戒分限審査委員会をもって処分を行っているところでございます。処分の内容についての妥当性はという部分かと思っておりますが、類似の部分と類似の他市町村の事案を考慮した上で決定しているところでございます。

◎山里雅彦君

市政運営、行政運営においては、透明性の確保は大事であります。そのことが市長の言う信頼回復に私はつながるものだと思っております。

もう少し再発防止に向けて確認しますが、今回の件で、この議案質疑等において、各課にまたがり繰越し等もあり、請求金額の算定に誤りがあったと議会の答弁がありました。その中で、下地信男議員が今回の件は最終的な取りまとめ役の担当課を決定、決めていなかったことが今回の結果を招くことにつながったと筆頭課についての質問がありました。私も全く同感であります。再発防止、市政運営においては、筆頭部は重要だと思いますが、本市において筆頭部はあるのか、筆頭部について少し市長の見解を聞かせてください。

◎市長（嘉数　登君）

筆頭課ですとか筆頭部についてどうかというところだと思いますけども、人事や財政を所管している総務部を筆頭にしてはいかがかというような意見だというふうに理解しております。総務部が所管する人事や財政管理は確かに重要な役割があり、組織の基盤であるというふうなことで考えております。一方で、企画政策部の役割や機能は、政策立案や戦略的な市政運営を求めていく上で、こちらも大変重要であると認識しております。企画政策部をはじめとする全ての部局が協力し、現状の課題に対して適切に対応することが重要であると考えておりまして、現時点において筆頭部の取扱いを変えるというようなことは考えておりません。ただ、山里雅彦議員のご提案も踏まえながら、市政運営の改善に向け、さらに努力してまいりますので、今後ともご指導、ご意見をいただきますようお願い申し上げます。

それから、この議会でいろんな議員から、たくさんの議員からこの不適切事務処理に関するご指摘、ご提案等々いただきました。議論を通して感じておった点は、この次はないというような意識で仕事をやる必要があるなというふうに思っております。といいますのは、段階を踏んで決裁手続受けていきますけども、どうせ自分が見落としても、上司が見てくれる、次の人が見てくれるという意識がどこか甘えを生んでいるのかなというような受け止め方で聞いておりまして、常に自分の段階が一番最後なんだというような意識を持って仕事をすることがミスを未然に防ぎ、それから問題を大きくしない、一番の大きな本人自身の仕事かなというふうに思っておりまして、これは自分への自戒の念も含めて、職員とも共有していきたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

市長、私も筆頭部に関しては、ほかの自治体はあったりなかったりするんですが、やはり必要というふうに思っております。私も市長と同じように予算と人事権を担う総務部が筆頭部長に私はふさわしいと思っております。別に石川博幸企画政策部長が駄目というわけではないです。これまでは、市長が市長になる前は、企画政策部が筆頭部長の流れであったというふうに思っております。例えば部局長参加の庁議においても、全体を仕切るのはまず市長です。その次が副市長。いなければ筆頭部長がするんですよね、最

後に。ですから、その筆頭部長を中心に、今回の件もそうです。部長全体同じレベルというか、ところにいると、誰がでは中心になってやるんだということになるんです。そういう意味では筆頭部というのはぜひ私は必要なポジションだというふうに思っております。ですから、いろんな意味で筆頭部の下、各課の課長もしくは係長、各課の課題について情報交換等はしてもいいんではないかというふうに思っております。そのことがそういったもろもろの各課の、最近はあまり部下が言うこと聞かないという情報もちらほらありますが、そういったことも含めてどうしたらそういった課内、部内のスムーズな……國仲昌二議員も指摘しておりましたが、ハインリッヒの法則ですか。そういう意味ではそのことも踏まえてぜひやっていただきたい。この辺市長、副市長がいつも暇そうだから、副市長かなと思ったんですが。

◎市長（嘉数　登君）

先ほどの答弁の補足として述べさせていただきますけども、確かに総務部が持っている人事とか財政は、これは組織の基盤なんです。私も基盤だと考えている。これが上ではないんです。あくまでも下支え。これを下支えとして各部が仕事をやっていくというところになっておりますので、今宮古島市は企画政策部が筆頭部となっております。これは、総務部の支えなしには絶対できません。そういう意味では企画政策部にリーダーシップを取っていただいて、それをしっかりと側面から支えるという意味での総務部、それから各部各課があると思っておりますので、現在の組織体制についてはご理解いただきたいというふうに考えております。次は副市長です。

◎山里雅彦君

私は、冒頭でも少し触れましたが、この庁舎の開所式、議長として、この本庁舎が市民のさらなるサービス、それから行政運営、市政運営のための要、シンボルとして、この施設になってほしいということを挨拶した記憶がある。國仲昌二議員も長崎富夫議員もいろいろ指摘しておりましたが、ごめんなさいのおわびの殿堂になったら駄目です、市長。ぜひこれは今後あまりそういうことがないように、絶対そういうことがないようによろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。安心、安全な水の環境課題、対策について。いろんな議員も取り上げておりましたが、高機能活性炭浄水設備等高度浄水処理施設の整備については質問初日、長崎富夫議員、経済工務委員会で一緒でありましたので、一緒に視察しました。大阪伊丹市の先行事例の取組と高度浄水処理施設整備件数についての質問がありましたので、この①、②については答弁は要りませんが、少し確認させてください。結論から言うと、この施設は二、三年では簡単には整備できません。先進地事例においても、様々な実証実験等行い、オゾン処理だとか、活性炭処理だとか、そういう成分分析と調査研究がかなり必要ということを先進事例で見てきました。要するに時間を要するということなんです。大城仁議員にも活性炭処理施設についての答弁がありまして、水道部長は情報収集ですか、行って検証していく、どの程度除去できるか、様々な分野での除去率を高めていきたい、この必要性を答弁しておりました。

そこで、質問ですが、この事業どのように進めていくのか、まず決めているのであれば具体的に聞かせてください。よろしくお願いします。

◎水道部長（砂川　勤君）

これまでの答弁とも重複いたしますけども、施設導入に関しまして、宮古島市特性の水質成分によって、現段階の濃度の除去のどの程度の性能の施設規模が必要か、またあるいは浄水場に整備する敷地の確保や

配置、管路の新設、増設など、概算で予算額を算出しなければいけないところがありますので、それの資料収集を行ってまいります。時間かかりますということで、伊丹市についても75億円、約10年間かかっておりますけども、嘉数登市長が先日長崎富夫議員への答弁の中で、市民の不安感に寄り添うということを申し上げました。市民の理解の下、必要に応じて適切に対処してまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

市民の不安感に応じて適切に対処ということでありますが、水道部長、この漠然としたといいますか、抽象的な形の進め方ではなくて、期日を、年度をしっかりと決めて、はっきりと分かるように進めていくことが安心、安全の地下水利用できるような体制づくり、私は必要だと思っております。何か万が一の事態が発生しても、十分対応、処理ができるような施設整備、この地下水保全対策等、未然防止対策が重要だと思っております。早急に取り組んでいただきたいというふうに思っています。いろんな地下水研究会等が指摘するように、万が一地下水汚染等が、何かあってからでは遅いです。しっかりこのいろんな形で協議、政策を前に進めていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。農業振興について。県営西原第４地区整備事業について、現在の進捗状況について、まず聞かせてください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

西原第４地区で実施している水利施設保全高度化事業の進捗状況でありますが、沖縄県に確認したところ令和６年度末での進捗率は41％、令和７年度は２件の工事を発注済みで、工事は順調に進んでおり、令和７年度末での進捗率は46.2％になる見込みとの回答を得ております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、この事業は本来ならば、当初の計画であれば来年度、令和８年度で終わる予定だったんです。だけど、農林水産部長の答弁では今40、令和７年度現在46.2％ですか、こういう状況なんです。ですから、西原第４地区の推進員の皆さんも、私もその一人でありますが、本当に畑の作物調整して、ほったらかしになっている。皆さんがいろんな相談、困り事が来るんです。そういう意味ではしっかりと、県営事業であっても、我々の行政区域の事業であります。しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。この西原第４地区の新年度、令和８年度の事業計画と事業完了年度について、まず聞かせてください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

令和８年度以降の事業計画としてお答えいたします。

令和８年度以降は、本年度までに完了した面積の残りの面積約34ヘクタールでございますけれども、令和11年度までに完了するよう県に要請していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

令和11年度というのは、これまで地区外であったものを編入しての答弁だと、県の計画だというふうに思っております。我々には令和10年までという形で説明がありました。よろしくお願いしたいと。

それから、最後に西原第４地区の畑地かんがい施設、水利事業の整備について少し答弁をお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

答弁の前に、先ほどの令和11年度のことですけれども、山里雅彦議員のご指摘のとおり地区編入分を含

めておりますので、完了としては令和10年度でございます。ちょっと休憩……

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時59分）

再開します。

（再開＝午後２時59分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

沖縄県に確認したところ、南部農林土木事務所から、10月２日に令和８年度新規採択予定の畑地かんがい事業の現在の状況と今後のスケジュールについて説明を行う予定とのことでございます。

◎山里雅彦君

本来ならば基盤整備が終わると、必然的に２年ぐらいしてすぐ畑地かんがい施設始まるんです、事業が。いろいろあって、今回西原第４地区は今の時期になっておりますが、ぜひこれも含めて早急に対応していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。道路行政について。A―56号線整備計画についてでありますが、この路線は宮古地区トラック事業協同組合前を通り、下地線の松ケ原ゴルフ場東側から下地線、国道390に抜ける道路であります。整備が遅れているのではないか、進んでいないとの市民の声がありました。この事業の進捗状況について聞かせてください。よろしくお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

A―56号線整備計画についてでございます。進捗状況としましては、事業費ベースで、現在の総事業費は４億6,000万円を予定しておりますので、４億6,000万円のうち、令和６年度までに約３億300万円を執行しております。進捗率としましては66％程度となっております。ただし、これは作業員の人件費や資材費などが高騰している状況ですので、総事業費はもう少し伸びるかと考えております。詳細につきましては、事業区間の延長が1,630メートルとなっておりまして、現在工事完了延長は車道部において602メートル、歩道部が322メートルとなっております。また、道路用地につきましては、36筆中30筆の買収が完了しております。

◎山里雅彦君

建設部長、本年度事業する工事といいますか、事業計画と年度完了まではどうなっているのか。これまでは多分来年度までで完了予定かなというふうに思っていたんですが、その部分少し聞かせてください。

◎建設部長（下地睦子君）

令和７年度、今年度ですけれども、国道390号線側の本路線の中でも最も道幅が狭い区間の約280メートルの工事と４筆の用地買収を予定しております。工事の発注につきましては、現在１工区として180メートルの工事発注をしておりまして、残りの工事につきましても順次発注してまいります。事業完了年度は令和９年度の見込みとなっております。

◎山里雅彦君

これもこの路線の整備した箇所の市民から声がありまして、普通に走っていたら急に車がバウンドした。工事箇所との連結、接点がいびつになっているということで、私も確認してきました。本当にそうなって

おります。ぜひこれは対応していただきたいというふうに思っております。

それと、令和８年度の予定だったと思うんです。令和９年に遅れている。少し遅れている理由とかありますか、建設部長。なぜなのか。

◎建設部長（下地睦子君）

一部用地買収が遅れていることと、予算の要望額が要望する額に配分が満たないということが原因となっております。

◎山里雅彦君

国道390号線は渋滞するんです、下地線。その一歩手前の空港通りといいますか、宮古空港へ下地地域方面から来ると右へ曲がる市民の皆さんがたくさんいるようで、渋滞しております。そういう意味では、この路線はもう一つ向こうにあるということで、下地線の渋滞緩和にもつながるんではないかというふうに思っておりますので、ぜひ早急に整備をお願いしたいと思います。

次に移ります。添道10号線整備について。補正予算で地方改善施設整備事業として提案されている添道10号線整備について、まず事業内容を聞かせてください。

◎建設部長（下地睦子君）

添道10号線についてでございます。本路線は、排水施設や舗装止め擁壁などが未整備となっていることから、大雨のときには道路が冠水し、周辺住民に不便を来しているというような状況でございます。地方改善施設整備事業、補助率が50％になりますけれども、この事業内容といたしましては、道路の環境改善を図ることを目的としておりまして、排水施設等の設置を行い、冠水被害などの改善を図ってまいります。事業の計画としましては、詳細設計に２か月半、工事施工に３か月を計画しておりまして、年度内完了を目指してまいります。

◎山里雅彦君

建設部長、この事業の主な課題は、先ほど建設部長がおっしゃった排水処理だと思う。市も今年の初め頃でしたか、自治会長にこの現場を案内していただきました。おっしゃるように大雨のときは年に何度かありまして、軽トラの半分ぐらいまで冠水しているようであります。この工事、数年前から要望しているということでありますが、ぜひ早急に、年度内ということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。観光振興について。宮古空港整備計画についてであります。空港駐車場が渋滞しており、駐車場が足りませんとの市民の声がありました。市民の利便性の向上のためにも緩和対策として立体駐車場の整備についてできないのかどうなのか、まず聞かせてください。

◎建設部長（下地睦子君）

想定を大幅に上回る乗降客数の増加により、狭隘化が進む宮古空港の機能拡張につきましては、以前より宮古空港の設置管理者である沖縄県に要請活動を行っているところでございます。駐車場の逼迫状況の改善策に関しましても、現在定期券により一般駐車場に駐車している空港内で勤務する航空会社等職員の駐車場の場外移設や立体駐車場の設置について県空港課に提案等を行っているところでございます。引き続き沖縄県に対して提案及び要望を行っていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

建設部長、職員等も止めて当然ですよね、働いていますから、同空港で。確認なんですが、この宮古空港駐車場、今現在何台止めることが可能で、空港で働く職員の皆さんの台数といいますか、利用している皆さんの、これ契約してやっているんですか。その辺説明をお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

現在の駐車場、駐車スペースの台数は500台強、540台ほどと聞いております。職員の駐車スペースとしましては約350台ほどと聞いております。

◎山里雅彦君

540台中、もう半分以上三百四、五十台。これ一般市民、それ以外の皆様200台ぐらいしかないです。この宮古空港、平良和彦議員も取り上げておりましたが、100万人規模で造られているんです。もちろん駐車場も。エプロンの拡張とか、誘導路整備とか、様々な今要請、要望しておりますが、今倍の200万人ぐらい乗降客数、利用者がいるんです。それに応じた空港整備されて利用者が増えても、駐車場が空かないと、市民の利便性全くどこへやらです。大変なことになります。空港の管制塔の北側に国有地があるということでありますので、ぜひその辺の整備については要請、要望等は必要だと思いますが、いかがですか、その点について。

◎建設部長（下地睦子君）

今山里雅彦議員ご提案の管制塔の北側の国有地につきましては、県のほうに職員駐車場として使用できないかということにつきまして要望を行っていきたいと考えます。

◎山里雅彦君

職員専用は、本庁舎にも職員専用として、新たに市民とは別に設けております。やはりもう先行して、誘導路とエプロン等の整備もありますが、先行してまずは駐車場整備。その隣に公園の中に駐車場ありますが、夜間も置いて、当初の利活用計画と違う使われ方しておりますが、それも含めてぜひ職員の皆さんのための駐車場、もしくは市民の利用も含めて、これは検討していただきたいというふうに思っております。それについて市長も少しありますか。いいですか。

◎市長（嘉数　登君）

宮古空港の機能拡張については様々な意見がございます。今喫緊の課題として我々が捉えているのは、お客さんが２階でかなり待たされているという状況なので、スマートレーンの設置はもう本当に時間を置かずにやらなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますけども、当然空港の機能として駐機スポット、それから貨物、今山里雅彦議員ご指摘の駐車場の問題もクリアしていかないと、昨年が191万人ですか、利用が。それに耐え得るようなターミナル、空港にはなっていないというふうに思っておりますので、これ設置管理者が県にはなっておりますけども、必要性については宮古島市民、我々が一番感じているところですので、強く要請していきたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

２階の待合室の話もありましたが、そこもこの何年かで例えばＶＩＰルームであったところを壁を取り外して、今待合室になっております。その都度拡張といいますか、対応しているところでありますが、駐車場は一度もその対応されていないんです、市長。ですから、まずは駐車場、鶏が先か卵が先かではないですけど、ぜひ駐車場早急に対応して、取り組んでいただきたいというふうに思っております。答弁要り

ません。

次に移ります。水産業振興について。池間漁業協同組合の加工施設整備については、これまで加工する原料の確保や加工施設の集積事業に関わる組合負担分等の課題があるとのことでこれまでの説明がありました。現在の池間漁業協同組合の加工施設整備進捗状況について聞かせてください。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本事業は、池間漁業協同組合が事業主体となり、防衛関連補助を活用した施設整備を予定しております。国と市が漁業協同組合に対し、間接補助を行う形で事業を進めてまいります。現在沖縄防衛局に対し補助金交付申請を行う準備を進めており、今回の補正予算にも計上してありますけれども、補正予算成立や補助金の交付決定後、速やかに実施設計に入っていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、その事業に係る、質疑等でもあったと思いますが、負担分の課題は、ではクリアということでいいですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

漁業協同組合の滞納分ということでございます。

（「いや、それではない。この事業に係る組合員の12分の１でしたっけ。その分」の声あり）

◎農林水産部長（下地貴之君）

この事業は、池間漁業協同組合が本来であれば３分の１を負担しなければならないと考えておりますけれども、今回は支援要請もありましたことから、防衛省が12分の８、市が12分の３、漁業協同組合が12分の１の負担割合となっておりまして、漁業協同組合もそれは了承しているところでございます。

◎山里雅彦君

加工施設については老朽化が進んでいるということで、私も池間大橋が架かる前、何度かダンプで施設の後ろに止めたことがあります。それ40年ぐらい前です。それが、そのときもちょっと剥離したりしていたんです。それから40年放置されているんです。ぜひ加工施設、池間島の振興、発展、活性化のためには私はぜひ必要だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。加工施設の整備については、何度か私も新里匠県議会議員と浦添選出の島尻忠明県議会議員と防衛省、関係機関の皆さんと何度か意見交換、要請、要望等してきました。やはり防衛省予算を利用することによって、農林水産部長が答弁した12分の１の負担にもなります。これからもぜひその事業等に関しては、しっかりと担当部局の皆さんも対応していただきたいなというふうに思っております。

時間前でありますが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問を終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

ここで、今任期をもって勇退を表明されている議員からご挨拶をお願いしたいと思います。

なお、挨拶の際は演壇にてお願いいたします。

まず最初に、長崎富夫君、次に上地廣敏君、次に西里芳明君、最後に山里雅彦君となっておりますので、よろしくお願いします。

◎長崎富夫君

本日は議会の皆様方のご配慮によりまして、市民に最後のご挨拶ができること、大変感謝申し上げます。この場をお借りしまして、一言市民の皆様及び市当局にお礼申し上げます。

私は、今期限りで議員活動を終わることといたしました。通算２期８年、宮古島市議会議員をやらせていただきました。特にこの４年間は各議員の協力の下、副議長職を務めさせていただきましたこと、改めて感謝申し上げます。議会活動する中におきましては、これまで歴代の市長をはじめ、市の執行部の皆さんと時には激しく対立した議論もありましたが、全ては宮古島市の発展と市民の生活向上のためを基本とし、議会活動を行ってきたつもりであります。

宮古島市は、第１次産業を中心に、観光産業も好調で、今後も飛躍的に発展する可能性を秘めており、島内外からも大きな注目を集めております。これからは１人の市民として、微力ながら本市の発展にお手伝いができればと思っております。来る10月26日改選の市議会議員の選挙に出馬される現職議員の皆さん、ぜひ激戦を勝ち抜いてこの議場に再び戻り、宮古島市の発展にご活躍されることを期待しております。

これまでご指導いただきました議員の仲間の皆さん、そして市当局の皆さん、そして全ての市民の皆様に深く感謝とお礼申し上げ、挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎上地廣敏君

まず最初に、こういった機会を設けていただきました平良敏夫議長にお礼を申し上げたいと思います。

私は、復帰の年の1972年10月12日に当時の下地町役場の職員として、事務吏員として採用されました。退職は宮古島市役所、平成25年３月31日をもって定年退職をいたしましたけれども、その間41年と約６か月間職員として市民の皆さんには大変なご指導をいただき、お世話になってまいりました。平成25年10月の第３期目の宮古島市議会議員の選挙に、当時下地地区から市議会議員が一人もいないということで立候補いたしましたところ、市民の皆様方の温かいご支援とご協力によりまして当選をすることができ、以降３期12年にわたりまして宮古島市の振興、発展のために、微力ではありましたけれども、力を尽くすことができたというふうに思っております。それも多くの市民の皆様方のご指導と温かいご支援、ご協力のたまものであるというふうに思っておりまして、市民の皆様には大変心をおかけしてまいりましたけれども、ここで深く感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、現在は嘉数登市長を中心に、各部課長の皆さん、そして多くの職員の皆さんが宮古島市の振興、発展のために一生懸命頑張っております。今後とも議員を辞しても、また市民の一人として、私も微力ではありますけれども、市の振興、発展のために最善を尽くしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、これまで24名の宮古島市議会議員として皆さんと一緒に仕事をする機会に恵まれました。しかし、今回で、今期で議員の職を辞するということを決断いたしましたので、また新たに挑戦をする19名ですか。19名の現職の皆さんには、最善を尽くして、そして頑張っていただいて、再びこの議場に戻ってくることをぜひお約束していただきたいというふうに思っております。定数が２人減となって、22名になりましたけれども、19名が立候補する。現職19名が立候補するという現状からすれば、確実に当選できる機

会はあるというふうに思っておりますので、最後まで気を抜くことなく立候補予定者の皆様方には頑張っていただきたいと思っております。

最後に、市長以下、皆様方の今後ますますのご健勝、ご多幸を祈念を申し上げまして、私の議員12年間の任期全うに当たっての退任のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◎西里芳明君

勇退の挨拶ということで、第２回宮古島市議会選挙に初当選して２期８年間と、それから４年間休んで、５回目の選挙でまた当選してここに立つことができました。市民の皆さん、本当にありがとうございます。そして、市長をはじめ当局の皆さん、そして同僚議員の皆さん、長い間本当にお世話になりました。

12年間といったらそんなに長いか短いか分からんけど、やはり最初当選したときに先輩議員の方から一言いただきました。「芳明、あんたの一般質問書見せてくれんか」と言うから見せたら、ここをやり替えなさい、あっちをやり替えなさい。これ考えてみたらみんなやり替えられて、相当勉強になったことがありました。それも城辺出身の大先輩であります下地明議員でございました。それから、また自分は12年間議員生活を営んできましたけど、何かやり切った感がない。それでも自分は自分なりに市民の意見を吸い上げて、この議場で大いにしゃべり、努力してきたつもりです。それでもなかなか踏ん切りがつかない部分もあるんですけど、やはり後進に身を委ねて、私西里芳明はこの辺で議会を終わりたいなと思っております。

これからまた立候補なさってくる後輩の皆さんに、一生懸命努力をなさって、この議場に舞い戻っていただいて、ぜひとも宮古島発展のために努力してほしいなと思っております。私は勇退するんですけども、私自身も一人の市民として宮古島発展のために、微力ではございますが、尽力してまいりたいと思います。これからもまたよろしくお願いします。ありがとうございました。

◎山里雅彦君

私も退任に当たり挨拶の場を設けていただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。

私も平成17年、５市町村合併と同時に議員になりました。１期目がスタートしました。それから５期20年、市民の皆様のご支援により、議員として議会へ送っていただきました。心より感謝申し上げます。

その間印象に残っているのは、合併時の宮古島をどうするか。人づくりという面で、様々な面でリーディングプロジェクト事業、いろんな取組を皆さんと共に一緒にやってきたわけであります。そういう意味では、まず老朽化した宮古病院の整備を、新築移転どうしようかということで議論しました。その次に、ごみ処理施設です。旧５市町村の焼却施設では、今の法律というか、基準に対応できないということで、旧平良市の１か所だけになったもんですから、もうこれは大変なことだと。何かしか故障すると、宮古島のごみはみんなたまったりして、たまには川満の西原産廃等にもそのまま持っていって、また持ってきて燃やしたりもしました。そういう意味ではいろんなのがありました。そして、火葬場、葬斎場建設です。これも喫緊の課題ということで、十二、三万円かかるということで、ほかの市町村は二、三万円だったんです。それでもいろんなところへ出張、視察というかで行って、そういったこともやりました。また、図書館と中央公民館を一体にした、今の宮古島市未来創造センターです。そういう意味ではこれからの宮古島市のために、リーディングプロジェクト事業、まだほかにもありますが、この庁舎も５市町村分庁方式ということで、当初はみんな自分たちの元の庁舎でお願いしますということでありました。しかしながら、

定員適正化計画もやらんといかんということで、その当時1,040名でしたか、41名でしたか、超えていたんです、合併時は。そういうことで、どうしてもやはり分庁方式を解消しなければならないということで、これは言いましたように、先ほど、令和３年１月４日に開庁しましたが、これもこれからの本市のためのシンボルとなる施設としてでありました。るるありましたが、この20年間そういう意味ではいろんな方々に支えられ、私なりにやってきたのかなというふうに思っております。

立場は変わりますが、この宮古島、大好きな宮古島であります。宮古島市の振興、発展のため、微力ながら、少しでも役に立てることがあれば尽力していきたいというふうに思っております。これまで20年間ご支援、ご協力いただきました市民の皆様、そして当局の皆様に心より深く感謝申し上げ、退任の挨拶といたします。長い間ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

勇退する４名の皆様方、これまで市勢発展のためにご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。勇退する４名の皆様には、勇退後も宮古島市発展のために協力していただけるものと思っております。よろしくお願いします。

それでは、これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後３時34分）

令 和 7 年

第７回宮古島市議会(定例会)会議録

９月30日（火）　　最終日

（委員長報告、質疑、討論、表決）

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）議事日程第８号

令和７年９月３０日（火）午前１０時開議

日程第 １	議案第 ８３ 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
〃 第 ２	〃 第 ８４ 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第 ８５ 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第 ８６ 号	宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第 ８７ 号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第 ８８ 号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第 ８９ 号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第 ９０ 号	宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第 ９１ 号	宮古島市火入れに関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第 ９２ 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１０１号	宮古島市宿泊税条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第 ７７ 号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第 ７８ 号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第 ７９ 号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第 ８０ 号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第 ８１ 号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第 ８２ 号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第 ９３ 号	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第 ９４ 号	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第 ９５ 号	あらたに生じた土地の確認について	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第 ９６ 号	字の区域への編入について	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第 ９７ 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第 ９８ 号	令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	

（委員長報告）

日程第２４　議案第　９９　号　令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（　〃　）

〃　第２５　〃　第１００号　伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について（　〃　）

〃　第２６　認定第　１　号　令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第２７　〃　第　２　号　令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第２８　〃　第　３　号　令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第２９　〃　第　４　号　令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第３０　〃　第　５　号　令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第３１　〃　第　６　号　令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第３２　〃　第　７　号　令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（　〃　）

〃　第３３　〃　第　８　号　令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について（　〃　）

〃　第３４　〃　第　９　号　令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について（　〃　）

〃　第３５　請願書第　３　号　「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書（　〃　）

〃　第３６　〃　第　１　号　「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願（　〃　）

〃　第３７　陳情書第　７　号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書（　〃　）

〃　第３８　〃　第　８　号　学校における「医療行為」等の導入に反対する陳情（　〃　）

〃　第３９　〃　第　９　号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対話を求める陳情（　〃　）

〃　第４０　〃　第　１１　号　「持続可能で質の高い教育」を保障するための教育予算増額に関する陳情（　〃　）

〃　第４１　諮問第　２　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市長提出）

〃　第４２　意見書案第　５　号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（文教社会委員会提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年９月３０日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

総務財政委員会
委員長　下　地　　茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第７７号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第８３号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃
議案第８４号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃
議案第８５号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃
議案第８６号	宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃
議案第８７号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定について	〃
議案第８８号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	〃
議案第８９号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	〃
議案第９７号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	〃
議案第 101 号	宮古島市宿泊税条例の制定について	〃

議案番号	件　　名	結　　果
認定 第　6　号	令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定

令和７年９月３０日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

文教社会委員会
委員長　池　城　　健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第７８号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案 第７９号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃
議案 第８０号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	〃
議案 第８２号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）	〃
議案 第９０号	宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	〃
議案 第９３号	城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について	〃
議案 第９４号	上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について	〃
議案 第９９号	令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
議案 第 100 号	伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について	〃
認定 第　２　号	令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定

議案番号	件　　名	結　　果
認定 第　4　号	令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定
認定 第　5　号	令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第　9　号	令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について	〃

令和７年９月３０日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

文教社会委員会
委員長　池　城　　健

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書第７号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	採択すべきもの	
陳情書第８号	学校における「医療行為」等の導入に反対する陳情	〃	
陳情書第９号	「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対話を求める陳情	〃	
陳情書第１１号	「持続可能で質の高い教育」を保障するための教育予算増額に関する陳情	〃	

◎採択の理由

陳情書第７号、８号、９号、１１号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和７年９月３０日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

経済工務委員会
委員長　狩　俣　勝　成

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第８１号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案 第９１号	宮古島市火入れに関する条例の一部改正について	〃
議案 第９２号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃
議案 第９５号	あらたに生じた土地の確認について	〃
議案 第９６号	字の区域への編入について	〃
議案 第９８号	令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
認定 第　３　号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定
認定 第　７　号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第　８　号	令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃

令和７年９月３０日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

経済工務委員会
委員長　狩　俣　勝　成

請 願 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された請願書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
請願書第３号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書	採択すべきもの	
請願書第１号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願	〃	

※請願書第３号については、令和６年第８回宮古島市議会定例会（１２月）からの再々継続審査事件。

◎採択の理由

請願書第３号については、去る７月に委員会で兵庫県伊丹市を視察し、高機能活性炭浄水処理設備の導入実態を確認した。この視察結果を基に委員会内で議論し、請願書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

請願書第１号については、請願書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和７年９月３０日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

予算決算委員会
委員長　下　地　　茜

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
認定 第　１　号	令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	認　　定

◎認定第１号

認定第１号、令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定された。が、委員から「決算書に関わる法令上の問題はないとのことではあるが、当局は宮古島市し尿等処理施設整備工事に係る不適切な事務処理があったことを認めた。また、出納整理期間閉鎖後に床材を変更したことも事実として判明した。このことについて、議会として指摘しないことはいかがかなと思う。議会として監視責任を果たすという意味でも、今回のような事案が発生しないようにするためにも、『今後は、工事等に係る関係部署においては、管理監督及び検査体制をより一層整えること。』との意見を付したい」との提案があった。

同提案に対しては、「不適切という言葉が当局からもあったが、決算の手続上問題はないとのことなので、意見をつけるということには反対」との反対意見と、「当局は運用に問題がない、手直しするとの誓約があるので認めるとのことだが、そういうことが認められると、まだ工事は終わっていなくても、もうすぐ終わるので認めてほしいということになり、それが可能になっていくと思う。今後当局としてより丁寧に対応すべきとの旨の意見を付したいとの提案であるので、賛成」、「去る６月定例会で、山下誠議員の『仕様書と違う資材を使ってあの建物を造った。一部であったとしても造った。これってある意味契約違反ですよね。』との質問に対し、当局は『契約違反だよねという話ですが、ご指摘のとおりかと思います。』と認めた。そういうことからすれば、委員から提案があったように、意見を付すことに賛成」、「予算決算委員会では、これまでも法令上の問題はないという中で、職員のミスがあったときに決算が認定されなかったことがあった。これまでの経緯を踏まえると、今回だけそのまま認定する、意見を付さないというのはいかがかなと思

う。意見を付してきちんと指摘するべきだと考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で次の意見を付すことと決した。

◎意見

今後は、工事等に係る関係部署においては、管理監督及び検査体制をより一層整えること。

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）会議録

令和７年９月３０日（火）

（開議＝午前10時00分）

（閉会＝午前10時53分）

◎出席議員（２４名）

議長	（８番）	平良敏夫君	議員	（１２番）	我如古三雄君
副議長	（２２〃）	長崎富夫〃	〃	（１３〃）	久貝美奈子〃
議員	（１〃）	大城仁〃	〃	（１４〃）	下地茜〃
〃	（２〃）	砂川和也〃	〃	（１５〃）	池城健〃
〃	（３〃）	仲間誉人〃	〃	（１６〃）	山下誠〃
〃	（４〃）	富浜靖雄〃	〃	（１７〃）	粟国恒広〃
〃	（５〃）	上地堅司〃	〃	（１８〃）	上地廣敏〃
〃	（６〃）	狩俣勝成〃	〃	（１９〃）	西里芳明〃
〃	（７〃）	下地信男〃	〃	（２０〃）	山里雅彦〃
〃	（９〃）	狩俣政作〃	〃	（２１〃）	國仲昌二〃
〃	（１０〃）	平良和彦〃	〃	（２３〃）	友利光徳〃
〃	（１１〃）	下地信広〃	〃	（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第７回宮古島市議会定例会（９月）諸般の報告書

令和７年９月３０日（火）

９月２９日	本会議散会後、議会運営委員会が開催され、陳情書の取扱いについて諮問したところ、宮古島市に住所を有しない陳情者から提出された陳情書については、資料配付とすることと決した。 以上

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第８号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

９月29日、本会議散会後、議会運営委員会が開催され、陳情書の取扱いについて諮問したところ、宮古島市に住所を有しない陳情者から提出された陳情書については、資料配付とすることと決しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第１、議案第83号から日程第40、陳情書第11号までの計40件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地　茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）、原案可決。

議案第83号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第84号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第85号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第87号、宮古島市長の給与等の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第89号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第101号、宮古島市宿泊税条例の制定について、原案可決。

認定第６号、令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

◎文教社会委員会委員長（池城　健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により

報告します。

議案第78号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第79号、令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第80号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第82号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第90号、宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第93号、城東中学校屋内運動場改修工事請負契約について、原案可決。

議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について、原案可決。

議案第99号、令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約について、原案可決。

認定第２号、令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第４号、令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第５号、令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第９号、令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定について、認定。

（「陳情書も」の声あり）

◎文教社会委員会委員長（池城　健君）

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第７号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書、採択すべきもの。

陳情書第８号、学校における「医療行為」等の導入に反対する陳情、採択すべきもの。

陳情書第９号、「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対応を求める陳情、採択すべきもの。

陳情書第11号、「持続可能で質の高い教育」を保障するための教育予算増額に関する陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第７号、８号、９号、11号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決しました。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第81号、令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第91号、宮古島市火入れに関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第92号、宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第95号、あらたに生じた土地の確認について、原案可決。

議案第96号、字の区域への編入について、原案可決。

議案第98号、令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

認定第３号、令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第７号、令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第８号、令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。

次に、請願書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された請願書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

請願書第３号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書、採択すべきもの。

請願書第１号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願、採択すべきもの。

請願書第３号については、令和６年第８回宮古島市議会定例会（12月）からの再々継続審査事件。

採択の理由。請願書第３号については、去る７月に委員会で兵庫県伊丹市を視察し、高機能活性炭浄水処理設備の導入実態を確認した。この視察結果を基に委員会内で議論し、請願書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

請願書第１号については、請願書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎予算決算委員会委員長（下地　茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。予算決算委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

認定第１号、令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第１号、令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定された。が、委員から「決算書に関わる法令上の問題はないとのことではあるが、当局は宮古島市し尿等処理施設整備工事に係る不適切な事務処理があったことを認めた。また、出納整理期間閉鎖後に床材を変更したことも事実として判明した。このことについて、議会として指摘しないことはいかがかなと思う。議会として監視責任を果たすという意味でも、今回のような事案が発生しないようにするためにも、「今後は、工事等に係る関係部署においては、管理監督及び検査体制をより一層整えること」との意見を付したい」との提案があった。

同提案に対しては、「不適切という言葉が当局からもあったが、決算の手続上問題はないとのことなので、意見をつけるということには反対」との反対意見と、「当局は運用に問題がない、手直しするとの誓約があるので認めるとのことだが、そういうことが認められると、まだ工事は終わっていなくても、もうすぐ終わるので認めてほしいということになり、それが可能になっていくと思う。今後当局としてより丁寧に対応すべきとの旨の意見を付したいとの提案であるので、賛成」、「去る６月定例会で、山下誠議員の「仕様書と違う資材を使ってあの建物を造った。一部であったとしても造った。これってある意味契約

違反ですよね」との質問に対し、当局は「契約違反だよねという話ですが、ご指摘のとおりかと思います」と認めた。そういうことからすれば、委員から提案があったように、意見を付すことに賛成」、「予算決算委員会では、これまでも法令上の問題はないという中で、職員のミスがあったときに決算が認定されなかったことがあった。これまでの経緯を踏まえると、今回だけそのまま認定する、意見を付さないというのはいかがかなと思う。意見を付してきちんと指摘するべきだと考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で次の意見を付すことと決した。

意見。今後は、工事等に係る関係部署においては、管理監督及び検査体制をより一層整えること。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申合せ事項により、９月定例会での最終本会議における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないこととなっておりますので、ご留意願います。

それでは、質疑があれば発言を許します。

◎山下　誠君

１点だけお願いします。

文教社会委員長にお伺いしたいんですが、議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約についてと議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約についてですが、これ私の一般質問の中で随意契約についていろいろ質問しましたけれども、この件、文教社会委員会の中で議論があったかどうかお伺いします。

◎文教社会委員会委員長（池城　健君）

議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約について及び議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約についてについて、文教社会委員会においては特に議論はありませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、議案第83号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は可決されました。

次に、日程第２、議案第84号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は可決されました。

次に、日程第３、議案第85号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は可決されました。

次に、日程第４、議案第86号、宮古島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は可決されました。

次に、日程第５、議案第87号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第87号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は可決されました。

次に、日程第６、議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎下地　茜君

議案第88号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてに反対の立場から討論します。

この条例、内容は、離島における振興策として、観光業に係るホテル、民宿等に新設、増設があった場合に５年間固定資産税を免除できるというもので、これをさらに令和９年度まで延長するという内容でした。質疑等でも確認させていただいたんですが、現在、宮古島市では家賃高騰で市民がなかなか簡単に賃貸物件を借りることができない状況が続いていまして、子育て世代などから、例えば条件の悪い空き家に住んでいたり、また島を出ていくという選択をする世帯の声も聞いてきています。この家賃高騰の背景には、観光施設の建設が続いていて、またそれに係る島外からの建築労働者、短期の観光従事者の住まう社宅借り上げが増えている状況等がこれまでにも指摘されてきたところです。このような状況を鑑みると、ホテルの施設の固定資産税を免除してさらに建設を促すという施策が必要な時期というのはもうとうに過ぎていて、特に宮古バブルと言われ始めたのが2017年、2018年ですが、その辺りから本市の方針を変えていくべきではなかったかと考えています。ちなみに、私が市議会議員になって間もなく、この条例を延長する議案が提出されまして、当時内容を丁寧に精査することなく通してしまったことを、この間、折に触れて思い出しておりました。当局の令和９年度に向けて協議の場を設けて討論していくとの姿勢は一定理解しており、評価するものでありますが、一方で、市民からは、市民は高い固定資産税を払わされていて、取立ても厳しいと。すぐに電話がかかってくるというふうに言っていて、一方で、ホテルには免除とはどういうことかという意見ももらっています。こうした状況を踏まえると、今回の提案においてもこの特例を延長するということは難しいと考えています。よって、この議案に反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「進行」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第88号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第88号は可決されました。

次に、日程第７、議案第89号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第89号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は可決されました。

次に、日程第８、議案第90号、宮古島市こども医療費助成に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第90号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は可決されました。

次に、日程第９、議案第91号、宮古島市火入れに関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第91号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は可決されました。

次に、日程第10、議案第92号、宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第92号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は可決されました。

次に、日程第11、議案第101号、宮古島市宿泊税条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は可決されました。

次に、日程第12、議案第77号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第４号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決されました。

次に、日程第13、議案第78号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第14、議案第79号、令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第15、議案第80号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。

次に、日程第16、議案第81号、令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

次に、日程第17、議案第82号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は可決されました。

次に、日程第18、議案第93号、城東中学校屋内運動場改修工事請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第93号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は可決されました。

次に、日程第19、議案第94号、上野小学校屋内運動場改修工事請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第94号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は可決されました。

次に、日程第20、議案第95号、あらたに生じた土地の確認についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は可決されました。

次に、日程第21、議案第96号、字の区域への編入についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は可決されました。

次に、日程第22、議案第97号、和解及び損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は可決されました。

次に、日程第23、議案第98号、令和６年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第98号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は可決されました。

次に、日程第24、議案第99号、令和６年度宮古島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は可決されました。

次に、日程第25、議案第100号、伊良部島小中学校プール設置工事（建築）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

（「議長」の声あり）

◎山下　誠君

この採決に関わらず、退席をさせていただきたいと思います。

退席の理由を申し上げます。設置工事そのものに対しては賛成です。必要な事案だと思っていますし、それについては賛成です。ところが、昨日の一般質問において、この随意契約に至る過程についてどうしても理解が進まなかった。入札が２回不調に終わったということは分かるんだけど、その後の見積りを取るのが３社のみに限定した。なぜあまたある企業の中から３社のみに限定して見積りを取ったのか、そこ

ら辺の不信感がどうしても拭えません。ただ、どうしてもこの工事は必要だと思いますので、賛成はしますけれども、採決には加わらず、退席をさせていただきます。私たち議会の役割ってやはり監視だと思いますので、皆さんがやっていることに関してしっかりと監視をして、正しいのかどうか、しっかり納得がいく形で採決には加わりたいと思っていますので、ご理解ください。退席させていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

（山下　誠君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時34分）

これより議案第100号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午前10時35分）

（山下　誠君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時35分）

次に、日程第26、認定第１号、令和６年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第１号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号は認定されました。

次に、日程第27、認定第２号、令和６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第２号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第２号は認定されました。

次に、日程第28、認定第３号、令和６年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第３号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第３号は認定されました。

次に、日程第29、認定第４号、令和６年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第４号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第４号は認定されました。

次に、日程第30、認定第５号、令和６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第５号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第５号は認定されました。

次に、日程第31、認定第６号、令和６年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第６号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第６号は認定されました。

次に、日程第32、認定第７号、令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第７号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第７号は認定されました。

次に、日程第33、認定第８号、令和６年度宮古島市水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第８号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第８号は認定されました。

次に、日程第34、認定第９号、令和６年度宮古島市下水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより認定第９号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第９号は認定されました。

次に、日程第35、請願書第３号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより請願書第３号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願書第３号は採択されました。

次に、日程第36、請願書第１号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより請願書第１号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願書第１号は採択されました。

次に、日程第37、陳情書第７号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第７号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第７号は採択されました。

次に、日程第38、陳情書第８号、学校における「医療行為」等の導入に反対する陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第８号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第８号は採択されました。

次に、日程第39、陳情書第９号、「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定に関わって職員との対話を求める陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第９号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第９号は採択されました。

次に、日程第40、陳情書第11号、「持続可能で質の高い教育」を保障するための教育予算増額に関する陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第11号は採択されました。

次に、日程第41、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第２号を採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号は適任と決しました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆様は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時44分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時46分）

次に、日程第42、意見書案第５号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（池城　健君）

意見書案第５号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。令和７年９月30日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ＩＬＯ（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・

勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「１日の労働時間は８時間以内」「時間外を含めても12時間以内」など有害業務である夜間業務から労働者の健康と生活を保護しています。

しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤は年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者利用者にとって安全安心の医療介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて３分の１の賃上げ額や２分の１の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない医療介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全安心に医療・介護・福祉がいつでもどこでも受けられるように以下の項目について実現を求めるものです。

記

１．安全安心の医療介護を実現するために、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと

２．安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職員等の配置基準を見直し、大幅に増員すること。安定した人員確保のためにも大幅賃上げを国の責任で支援すること

３．長時間労働を規制し医療介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善すること

４．新たな感染症や災害に備えるため、公立公的病院を拡充強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること

５．患者利用者の負担軽減を図ること

以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき意見書を提出いたします。

令和７年（2025年）９月30日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第42､意見書案第５号については委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第42、意見書案第５号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書に対

する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第５号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第５号は可決されました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

議長として一言挨拶を述べさせていただきます。

今回９月定例会はさようなら議会ということで、議長として一言ご挨拶申し上げます。

本日、９月定例会を無事終えることができまして、感慨深い気持ちとともに肩の荷が下りた気もいたします。私たち第５期宮古島市議会議員の任期がスタートした令和３年11月13日は、コロナ禍によりあらゆる制限等があり、市民生活はもとより、議員活動もままならない非常に厳しい状況でした。今ではその影響も少なくなっており、非常に喜ばしく思っております。

さて、令和５年11月29日の臨時会において、議員各位にご推挙いただき議長に選出された際、歴代議長の名に恥じぬよう、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の皆様の期待と信頼に応えたい旨の挨拶を申し上げて議長席に座らせていただきました。議案の審議に関しましては、議員各位の終始極めて熱心かつ慎重な審議と執行部の真摯な説明により活発な議会運営ができたものと考えております。

また、市民の皆様には、23名の議員、また私、議長に対し、叱咤激励や貴重なご提言、ご理解とご協力を賜りましたことにお礼申し上げます。

終わりに当たり、市長をはじめとする市職員の皆様、議員各位、市民の皆様に重ねて感謝申し上げます。

これをもちまして令和７年第７回宮古島市議会定例会を閉会します。

（閉会＝午前10時53分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和７年９月30日

宮古島市議会

議　長　　平　良　敏　夫

議　員　　上　地　廣　敏

〃　　西　里　芳　明